松江市地域防災計画

資料編

令 和 7 年 度

松江市地域防災計画（資料編）目次

1　災害予防計画関係

(1) 気候及び災害履歴資料 1

1-1　気候表 1
1-2　風水害等災害履歴 2
1-3　地震災害履歴（島根県） 34

(2) 水害予防 37

1-4　防災重点ため池一覧表 37

(3) 土砂災害予防 43

1-5　松江市土砂災害警戒区域集計表 43
1-6　地すべり危険箇所・地すべり防止区域 45

(4) 雪害予防 48

1-7　冬季における災害等対応実施基準 48
1-8　なだれ危険箇所 52

(5) その他 53

1-9　孤立予想地区（集落）及び衛星携帯電話配備状況 53
1-10 市道の主要橋梁一覧表 55
1-11 気象庁震度階級関連解説表 61

2　災害応急対策計画関係

(1) 動員 65

2-1　災害対策本部の事務分掌 65
2-2　風水害対策動員計画表 72
2-3　震災対策動員計画表 75
2-4　津波対策動員計画表 78
2-5　原子力災害対策動員計画表 81

(2) 通信 84

2-6　松江市 IP 無線機　端末グループ一覧 84
2-7　松江市防災行政無線（デジタル同報系）設置状況 90
2-8-1 津波監視カメラ一覧表 94
2-8-2 河川監視カメラ一覧表 94
2-9　特設公衆電話回線整備一覧 95

(3) 情報及び広報 96

2-10　被害状況の判定基準 96

2-11　被害状況・対応活動報告書..... 98
2-12　地区災害対策本部　災害状況報告書..... 99
2-13　被害状況報告様式..... 100
2-14　島根県防災ヘリコプター緊急運航要請書..... 135

(4) 災害救助 137

2-15　「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表..... 137
2-16　地区別避難施設一覧表..... 140
2-17-1　社会福祉施設等一覧表..... 149
2-17-2　浸水想定区域内の地下施設一覧表..... 179
2-17-3　浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧表..... 180
2-17-4　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧表..... 189
2-17-5　津波想定区域内の要配慮者利用施設一覧表..... 193
2-18　市内の病院一覧表..... 195
2-19　臨時ヘリポート一覧表..... 196
2-20　防災備蓄物資一覧表..... 198

(5) 交通規制及び輸送 201

2-21　緊急通行車両等の確認申請書..... 201
2-22　緊急通行車両等事前届出･確認手続要領..... 204
2-23　運送事業者名簿..... 205
2-24　緊急輸送及びライフライン関係機関の連絡先一覧表..... 209

(6) 自衛隊の災害派遣 210

2-25　災害派遣要請依頼書様式..... 210
2-26　災害派遣撤収要請依頼書様式..... 211

(7) その他 212

2-27　罹災証明書様式..... 212
2-28　自然災害等における被災者支援制度一覧..... 217

3　規程

3-1　災害対策基本法（抜粋）..... 232
3-2　災害救助法（抜粋）..... 259
3-3　島根県災害救助法施行細則..... 265
3-4　松江市防災会議条例..... 273
3-5　松江市災害対策本部条例..... 275
3-6　松江市危機管理連絡会議設置要綱..... 276
3-7　松江市渇水対策本部等設置要綱..... 278
3-8　松江市自主防災組織育成等実施要綱..... 280
3-9　島根県防災ヘリコプター運航管理要綱（抜粋）..... 283
3-10　島根県防災ヘリコプター緊急運航要領（抜粋）..... 284
3-11　島根県防災ヘリコプター緊急運航基準..... 285
3-12　松江市災害弔慰金の支給等に関する条例..... 286
3-13　松江市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則..... 290
3-14　松江市災害見舞金の支給等に関する要綱..... 295
3-15　松江市被災者生活再建支援金支給事業実施要綱..... 297

4 協定

(1) 市町村相互間及び県外との協定_____302

4-(1)-1　災害時の相互応援に関する協定書（島根県・島根県内市町村）..... 302
4-(1)-2　中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定..... 304
4-(1)-3　中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定実施細目..... 306
4-(1)-4-1 中海・宍道湖・大山圏域災害時相互応援協定書..... 311
4-(1)-4-2 中海・宍道湖・大山圏域災害時相互応援協定書実施細目..... 313
4-(1)-5　地震等災害時の相互応援に関する協定（国際特別都市建設連盟）..... 315
4-(1)-6　全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する要綱..... 318
4-(1)-7　全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する実施要領..... 321
4-(1)-8　日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱..... 322
4-(1)-9　山陰三市水道局災害相互援助に関する協定書（鳥取市・米子市）..... 324
4-(1)-10　山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援に関する協定..... 326
4-(1)-11　災害時における相互応援に関する協定書（福山市）..... 328
4-(1)-12　災害時における相互応援に関する協定書（珠洲市）..... 330
4-(1)-13　災害時における相互応援に関する協定書（宝塚市）..... 332
4-(1)-14　災害時における相互応援に関する協定書（尾道市）..... 334
4-(1)-15　災害時の相互応援に関する協定書（中海・宍道湖・大山圏域市長会・備後圏域連携協議会）336
4-(1)-16　災害時における相互応援に関する協定（大口町）..... 339
4-(1)-17　災害時等における火葬施設の相互応援に関する協定書
（出雲市・安来市・鳥取県西部広域行政管理組合・玉井斎場管理組合）..... 341
4-(1)-18　災害時における相互応援に関する協定（福山市・尾道市）..... 343
4-(1)-19　中核市災害相互応援協定..... 346

(2) 関係機関及び民間団体等との協定_____349

4-(2)-1　災害時における情報交換に関する協定書（国土交通省中国地方整備局）..... 349
4-(2)-2　防災対策協力に関わる協定書（松江地方気象台）..... 350
4-(2)-3　災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（松江商工会議所）..... 351
4-(2)-4　災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（ＪＡしまねほか）..... 353
4-(2)-5　災害時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ北商工会）..... 355
4-(2)-6　災害時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ南商工会）..... 357
4-(2)-7　災害時における生活関連物資の確保に関する協定（東出雲町商工会）..... 359
4-(2)-8　災害時における応急支援活動に関する協定書（宍道湖漁業協同組合）..... 361
4-(2)-9　災害時における応急支援活動に関する協定書（中海漁業協同組合）..... 363
4-(2)-10　災害時における応急対策業務に関する協定書（一般社団法人松江建設業協会）..... 365
4-(2)-11　災害時における応急対策業務に関する協定書（松江市建設業連合協議会）..... 367
4-(2)-12　災害時における応急対策業務に関する協定書（松江南建設業協会）..... 369
4-(2)-13　災害時における応急対策業務に関する協定書（松江北建設業連絡協議会）..... 371
4-(2)-15　災害時における応急対策業務に関する協定書（松江八束清掃協同組合ほか）..... 373
4-(2)-16　災害時における応援業務に関する協定書（松江市測量設計協会）..... 375
4-(2)-17　災害時における葬祭用品等の供給等に関する協定（一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会）.
377
4-(2)-18　災害時における葬祭用品等の供給等に関する協定（株式会社博愛社ほか）..... 379
4-(2)-19　災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書（市内 51 社）..... 381
4-(2)-20　災害時におけるガス施設の応急復旧に関する協定書（市内 5 社）..... 383
4-(2)-21　災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱い（中国電力ネットワーク株式会社）.... 385
4-(2)-22　災害発生時における電気設備等の復旧に関する協定書（島根県電気工事工業組合松江支部） 386
4-(2)-23　非常事態における相互応援協定書（米子ガス株式会社、出雲ガス株式会社）..... 388

4-(2)-24 災害情報放送の実施に関する協定書（山陰ケーブルビジョン株式会社）..... 389
4-(2)-25 災害情報放送の実施に関する協定書に基づく覚書（山陰ケーブルビジョン株式会社） 392
4-(2)-26 災害時における資機材リースの協力に関する協定（中国建設機械レンタル業協会山陰地区支部）.... 393
4-(2)-27 災害時における石油類燃料の供給及び帰宅困難者支援に関する協定（島根県石油協同組合松江支部） 394
4-(2)-28 災害時における飲料水の提供に関する協定書（株式会社伊藤園）..... 395
4-(2)-29 特設公衆電話の設置・利用に関する協定書（NTT 西日本株式会社島根支店）..... 396
4-(2)-30 災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定（生活協同組合しまね）... 399
4-(2)-31 災害時等における緊急用 LP ガスの調達に関する協定(一般社団法人島根県LPガス協会・島根県LPガス協会松江支部) 401
4-(2)-32 災害時における福祉専門職の派遣協力等に関する協定書（しまね災害福祉広域支援ネットワーク）. 403
4-(2)-33 一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する協定書（株式会社島根銀行）..... 405
4-(2)-34 災害時における水道施設の復旧応援に関する協定書（松江管工事事業協同組合）.... 408
4-(2)-35 災害時における松江市と松江市内郵便局の協力に関する協定（日本郵便株式会社）.. 410
4-(2)-36 松江市・地方共同法人日本下水道事業団災害支援協定（地方共同法人日本下水道事業団）....412
4-(2)-37 農業集落排水施設災害対策に関する協定（一般社団法人地域環境資源センター）.... 415
4-(2)-38 漁業集落排水施設の災害時復旧支援に関する協定（一般社団法人水産土木建設技術センター）. 418
4-(2)-39 災害時における燃料供給に関する協定書（安達石油株式会社）..... 420
4-(2)-40 災害時における医療ガス等の供給に関する協定書（山陰酸素工業株式会社）..... 421
4-(2)-41 災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定書（協同組合松江流通センター）...422
4-(2)-42 松江合同庁舎への帰宅困難者に関する協定書（財務省中国財務局松江財務事務所）..... 424
4-(2)-43 松江市・松江圏域老人福祉施設協議会包括連携協定書（松江圏域老人福祉施設協議会）..... 427
4-(2)-44 災害時における物資供給に関する協定書（株式会社ナフコ）..... 428
4-(2)-45 災害時における被災者に対する応急活動協力に関する協定書（イオンリテール株式会社）.... 431
4-(2)-46 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）..... 433
4-(2)-47 災害時における情報発信及び防災啓発に関する協定書（株式会社エフエム山陰、株式会社山陰放送） 435
4-(2)-48 災害時における行政書士相談業務に関する協定書（島根県行政書士会）..... 437
4-(2)-49 災害時における宿泊施設の提供等に関する協定書（松江旅館ホテル組合）..... 439
4-(2)-50 松江市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書（松江市社会福祉協議会）...441
4-(2)-51 災害救助物資の調達に関する協定（株式会社ジュンテンドー）..... 443
4-(2)-52 一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する協定書（しまね信用金庫）..... 445
4-(2)-53 災害時における資機材レンタルの協力に関する協定（一般社団法人日本建設機械レンタル）.. 447
4-(2)-54 災害時における LP ガス発電機を使用した電源供給に関する協定（山陰酸素工業株式会社） 449
4-(2)-55 指定福祉避難所の指定及び使用に関する協定書(社会福祉法人千鳥福祉会)..... 451
4-(2)-56 災害時における避難所運営及び応急対応用資機材レンタルの協力に関する協定
(株式会社アクティオ)..... 454
4-(2)-57 災害時における避難所運営及び応急対応用資機材レンタルの協力に関する協定
(太陽建機レンタル株式会社)..... 456
4-(2)-58 災害時における避難所運営及び応急対応用資機材レンタルの協力に関する協定
(日立建機日本株式会社)..... 458
4-(2)-59 災害時における指定福祉避難所の運営の協力に関する協定書
(島根県訪問看護ステーション協会松江支部)..... 460
4-(2)-60 災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定(山陰だんだん屋台村) 462
4-(2)-61 指定福祉避難所の指定及び使用に関する協定書(社会福祉法人上口福祉会)..... 464
4-(2)-62 災害時における指定福祉避難所の運営の協力に関する協定書(社会福祉法人千鳥福祉会).... 467
4-(2)-63 損害調査結果の提供及び利用に関する協定書（三井住友海上火災保険株式会社） 469
4-(2)-64 災害時ペット同行避難の支援活動に関する協定書
（学校法人坪内学園専門学校坪内総合ビジネスカレッジ）..... 471
4-(2)-65 災害時ペット同伴指定福祉避難所の使用に関する協定書
（学校法人坪内学園専門学校坪内総合ビジネスカレッジ）..... 477
4-(2)-66 災害時における飲料水等の優先供給に関する協定（株式会社 TAMAYA）..... 482

4-(2)-67 松江市の防災力向上にかかる相互協力に関する協定書(損害保険ジャパン株式会社山陰支店).. 486
4-(2)-68 木質バイオマス(松江バイオマス発電所)による電力供給に関する協定
(松江バイオマス発電株式会社)..... 488
4-(2)-69 災害時における物資の供給に関する協定(株式会社ほっかほっか亭総本部)..... 494
4-(2)-70 災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関する協定(佐川急便株式会社中国支店).... 498
4-(2)-71 指定一般避難所の指定及び使用に関する協定書(株式会社さんびる)..... 508
4-(2)-72 指定一般避難所の指定及び使用に関する協定書(松江総合医療専門学校)..... 513

(3) その他協定_____518

4-(3)-1 島根県防災ヘリコプター応援協定.....518
4-(3)-2 消防・救急相互応援協定の締結状況.....520

5 地区防災計画

5-1 地区防災計画一覧.....522

6 参考

6-1 松江市防災会議委員所属機関一覧.....523

This page intentionally left blank

1　災害予防計画関係

(1)気候及び災害履歴資料

資料 1-1

気候表

資料：松江地方気象台(統計期間：1991～2020)

要素別	単位	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
海面気圧														
平均	(hPa)	1020.4	1020.1	1018.0	1014.9	1011.7	1008.4	1008.0	1009.0	1012.7	1017.6	1020.3	1020.9	1015.2
気温														
平均	(℃)	4.6	5.0	8.0	13.1	18.0	21.7	25.8	27.1	22.9	17.4	12.0	7.0	15.2
最高気温														
平均	(℃)	8.3	9.4	13.1	18.5	23.2	26.2	29.8	31.6	27.1	22	16.5	10.9	19.7
35℃以上	日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	4.7	0.3	0.0	0.0	0.0	6.2
30℃以上	日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	3.3	16.5	21.8	6.0	0.3	0.0	0.0	48.6
25℃以上	日	0.0	0.0	0.1	1.9	10.2	19.9	27.6	30.1	22.2	4.3	0.1	0.0	116.4
0℃未満	日	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
最低気温														
平均	(℃)	1.5	1.3	3.6	8.2	13.5	18.2	22.8	23.8	19.6	13.4	8.0	3.6	11.4
25℃以上	日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	5.1	9.4	0.8	0.0	0.0	0.0	15.4
0℃未満	日	7.6	8.8	3.8	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8	22.1
相対湿度														
平均	(%)	76	74	72	70	71	78	80	77	79	76	76	76	75
蒸気圧														
平均	(hPa)	6.4	6.5	7.7	10.5	14.6	20.2	26.4	27.3	22.0	15.2	10.7	7.7	14.6
雲量														
平均	(10 分比)	8.7	8.2	7.2	6.6	6.8	8.1	7.8	6.9	7.4	6.7	7.2	8.2	7.5
風速														
平均	(m/s)	3.8	3.5	3.5	3.6	3.5	3.2	3.4	3.1	2.9	2.8	2.9	3.6	3.3
最多風向														
最多風向	(1/16)	W	W	W	W	W	E	W	E	E	E	W	W	W
最大風速														
20m/s以上	日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
15m/s以上	日	1.0	0.5	0.6	0.7	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	1.2	6.0
10m/s以上	日	8.5	7.2	7.5	8.0	5.6	3.9	6.1	3.2	2.0	2.4	4.3	8.5	67.4
日照時間														
合計	(時間)	67.4	88.6	140.5	182.4	206.5	157.1	168.6	201.0	146.2	154.4	113.8	78.8	1705.2
降水量														
合計	(mm)	153.3	118.4	134.0	113.0	130.3	173.0	234.1	129.6	204.1	126.1	121.6	154.5	1791.9
100mm以上	日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.8
70m 以上	日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.4	0.8	0.1	0.5	0.2	0.0	0.0	2.2
50m 以上	日	0.0	0.0	0.2	0.1	0.4	0.6	1.3	0.5	0.9	0.4	0.1	0.1	4.8
30m 以上	日	0.7	0.33	0.7	0.7	1.2	1.6	2.8	1.3	1.9	1.0	0.6	0.7	13.2
10m 以上	日	5.5	4.3	4.7	4.0	4.0	4.5	5.8	3.9	5.7	3.8	4.4	5.5	56.1
1mm 以上	日	17.9	14.7	13.1	10.0	9.4	10.7	11.5	9.6	11.3	10.7	12.8	17.3	148.9
0.5mm以上	日	21.1	16.9	15.0	11.6	10.4	12.0	2.7	10.6	12.6	12.0	14.9	19.8	169.7
0.0mm以上	日	28.3	24.0	22.5	17.1	16.0	18.3	20.4	18.3	20.2	19.4	22.2	27.4	254.0
降雪の深さ														
合計	(cm)	28	25	6	－	－	－	－	－	－	－	－	11	68
積雪の深さ														
最大	(cm)	13	12	4	0	－	－	－	－	－	－	0	7	20
100cm以上	日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
50cm 以上	日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
20cm 以上	日	0.6	0.4	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	1.3
10cm 以上	日	2.9	1.5	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	5.2
5cm 以上	日	4.7	3.6	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	10.0
0cm 以上	日	8.2	6.7	1.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	2.9	18.9
大気現象の日数														
雪(降雪)	日	18.2	14.3	6.6	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	9.8	50.5
霧	日	1.1	1.1	1.6	0.9	0.5	0.3	0.1	0.2	1.0	1.7	1.6	1.7	12.0
雷	日	3.0	1.6	1.6	1.2	1.6	1.6	3.5	3.7	2.1	1.1	2.6	3.3	26.6
不照	日	4.8	4.1	5.1	4.3	3.8	4.5	4.5	2.7	4.7	3.9	4.2	4.1	50.8

資料 1-2

風水害等災害履歴

資料：島根県災害年報（各年）

項目＼災害名		昭和 39 年 7 月 12 日～19 日 不連続線（山陰豪雨）		昭和 40 年 7 月 12 日～23 日 不連続線		昭和 45 年 6 月 14 日～15 日 大雨		昭和 46 年 2 月上旬 大雪		昭和 47 年 7 月 9 日～15 日 梅雨前線豪雨(47 水害)	
人の被害（人）	死者	1									
	行方不明										
	重傷	1									
	軽傷	3								2	
住家の被害（棟/世帯/人）	全壊・全焼	／ 30／		／ 2 ／		／ ／		4／ ／		5／ 5 ／17	
	流失	／ 37／		／ ／		／ ／		／ ／		／ ／	
	半壊・半焼	／ ／		／ 1 ／		／ ／		12／ ／		8／ 8 ／42	
	破損	／ ／		6／ ／		／ ／		29／ ／		49／ ／	
	床上浸水	／ 953／		／ 230／		／ ／		／ ／		5,900／5,901／18,940	
	床下浸水	／4,169／		／2,817／		／ ／		／ ／		14,485／14,374／43,137	
罹災者計(棟/世帯/人)		／5,189／23,228		6／3,050／757		／ ／		45／ ／		20,447／20,288／62,138	
非住家の被害（棟）	全壊・全焼	231	住家・非住家被害額合計 145,040 千円		住家・非住家被害額合計 48,522 千円			18		3	
	流失	16									
	半壊・半焼			902				22		10	
	浸水			902						1,030	
農地被害（ha）	田 流失埋没		96	(1) 田畑冠水 1,721 (2) 〃 浸水 50 (作付面積 4,343ha) 作物被害 3,470,384 千円		15	0 千円		作物被害額 23,442 千円	4.57	28,080 千円 作物 767,532 千円
	田 浸水冠水		1,545							2.43	
	畑 流失埋没		77								
	畑 浸水冠水		140								
農業用施設被害（ヵ所）	頭首工	75	370,350 千円	1	18,090 千円				13,330 千円	20	292,010 千円
	ため池	101		4						36	
	堤防	1		2						6	
	農道	167		20		1	130 千円			121	
	橋梁	15		4						2	
	水路	111		18		1	150 千円			102	
	海岸堤防										
畜産被害	牛へい死(頭)		2,300 千円		1,323 千円				1,773 千円		4,592 千円
	豚へい死(頭)									48	
	鶏へい死(羽)									1,000	
	その他畜産物(kg)									950	
山林被害（ヵ所）	林道	72	289,600 千円	6	26,150 千円	3	443 千円		33,777 千円	111	116,490 千円
	橋梁	1									
	渓流									2	
	山腹崩壊	596				7	1,388 千円			137	
	苗畑			76							
	造林地			他 10						160	
水産関係被害	漁港(ヵ所)		2,200 千円						2,800 千円	2	1,000 千円
	動力漁船(隻) 流失										
	動力漁船(隻) 大破										
	動力漁船(隻) 小中破										
	漁業用施設(ヵ所)										
土木施設被害（ヵ所）	河川	182	279,020 千円	22	15,321 千円	134	17,430 千円			82	219,880 千円
	砂防										
	海岸										
	道路	627		94		76	65,900 千円		10,810 千円	343	
	橋梁	49		1							
	港湾									7	(都市施設)
福祉・保健環境施設被害（ヵ所）	福祉施設		2,000 千円		23 千円					22	6,110 千円
	病院										39,370 千円
	水道 上水・簡易				1,000 千円					6	12,480 千円
	水道 断水世帯										
商工関係被害（件）	施設被被害			587	1,800 千円				364,827 千円	1,310	1,861,000 千円
	商品又は製品		30,000 千円		1,862					1,310	
	仕掛品及び原材料		5,000 千円		438					60	
	その他		418,000 千円		123,400						
教育関係被害	学校(校)	7 棟	3,500 千円	2	2,020 千円					6	115,463 千円
	その他(施設)								3,980 千円		
その他公共関係被害等	公共建物(棟)			(1) 自動車 1,000 千円 (2) ガス 100 千円					430 千円	15	115,463 千円
	鉄道不通(ヵ所)							公営企業 21,119 千円		(1) 自動車 2,691 千円 (2) ガス 6,500 千円	
	通信施設(回線)										
	停電世帯(世帯)										
応急対策出動状況（人）	消防職員動員数	延 6,500 (市職員を含む)		延 8,000 (市職員を含む)				(1) 除雪対策費 217 千円 延長 558km (2) ブル 借上 延 217 台 (3) ダンプ 〃 〃 287 台		延 323	
	消防団員動員数									延 2,165	
	水防団員動員数									市職員 1,500	
	奉仕者動員数										
避難状況	避難場所数(ヵ所)							期間 2/3～2/14		46	
	避難者(人、世帯)	1,096 人、261 世帯		210 人、46 世帯				避難所・受け入れた避難者数 不明		3,697 人	
	炊き出し食数(食)	有		有					6,126 千円	35,085	
孤立地区の状況	孤立地区数(地区)	有									
	孤立世帯数(世帯)										
	孤立人員数(人)										
被害総額		**1,756,010 千円**		**589,767 千円**		**85,441 千円**		**495,608 千円**		**4,820,247 千円**	
その他の措置		孤立地区に地区災害対策本部を設置						豪雪特別融資制度を設定		市内の公民館に注意災害対策本部を設置 時間最大雨量 40.0㎜ 日最大雨量 200.5㎜ 総雨量 473.0㎜	
災害対策本部	設置(月日時分)	7.18	22：00	7.22	16：40					7.10	17:00
	解除(月日時分)									7.31	17:00
災害救助法適用(月日時分)		7.19								7.11	0:00

項目＼災害名			昭和 48 年 7 月～8 月 干ばつ		昭和 49 年 7 月 10 日 梅雨前線豪雨		昭和 55 年 7 月 5 日～11 日 梅雨前線による大雨		昭和 56 年 6 月 25 日 ～7 月 4 日 大雨		昭和 58 年 7 月 20 日～23 日 昭和 58 年 7 月豪雨	
人の被害（人）	死者											
	行方不明											
	重傷											
	軽傷								1			
住家の被害（棟/世帯/人）	全壊・全焼		／　／		／　／		／　／		／　／		／　／	
	流失		／　／		／　／		／　／		／　／		／　／	
	半壊・半焼		／　／		／　／		／　／		／　／		／　／	
	破損		／　／		／　／		／　／		10／　／		／　／	
	床上浸水		／　／		／　／		／　／		／107／		／　／	
	床下浸水		／　／		139／145／580		／　1　／		／850／		3／　3　／8	
罹災者計(棟/世帯/人)			／　／		139／145／580		／　1　／		10／1,017／		3／　3　／8	
非住家の被害（棟）	全壊・全焼											
	流失											
	半壊・半焼											
	浸水								35			
農地被害（ha）	田	流失埋没	63.3	62,500 千円 （作物被害額 618,900 千円）		3,140 千円 （作物被害額 5,805 千円）			1.85	30,500 千円 （作物被害額 136,387 千円）		
		浸水冠水									200	
	畑	流失埋没					4					
		浸水冠水									10	
農業用施設被害（ヵ所）	頭首工		83	12,300 千円	4	78,150 千円				15,500 千円	3	
	溜池											
	堤防								42			
	農道				8		2		3		3	
	橋梁											
	水路				16							
	海岸堤防											
畜産被害	牛へい死(頭)		＜給水制限＞ (1)第 1 次 6/20～7/19（29 日間） 1 日 6 時間給水 (2)第 2 次 7/19～7/25（7 日間） 1 日 4 時間給水 (3)第 3 次 7/26～9/5（42 日間） 1 日 2 時間給水									
	豚へい死(頭)											
	鶏へい死(羽)											
	その他畜産物(kg)											
山林被害（ヵ所）	林道						2				6	
	橋梁											
	渓流										3	
	山腹崩壊				3	2,500 千円			101	106,618 千円		
	苗畑											
	造林地						29					
水産関係被害	漁港(ヵ所)											
	漁船（隻）	動力 流失										
		大破										
		小中破										
	漁業用施設(ヵ所)		＜給水制限緩和＞									
土木施設被害（ヵ所）	河川		(1)9/6～9/13（8 日間） 1 日 3 時間給水 (2)9/14～10/31（48 日間） 1 日 6 時間給水		8	21,365 千円	1		35	108,370 千円	2	
	砂防											
	海岸											
	道路				14		11		81		12	
	橋梁								1			
	港湾											
福祉・保健環境施設被害（ヵ所）	福祉施設		＜給水制限解除＞ 11/11						12	7,851 千円		
	病院								5	0 千円		
	水道	上水・簡易							6	19,680 千円		
		断水世帯										
商工関係被害（件）	施設被害		＜水輸送＞ (1)車両 6,085m³、延べ 12,671 台 (2)貨車 7,368m³、延べ 296 両 (3)船舶 11,455 ㎥、延べ 45 隻 輸送合計　24,908 ㎥		43	16,100 千円			27	5,550 千円		
	商品又は製品				20				4	20,000 千円		
	仕掛品及び原材料											
	その他								4	200 千円		
教育関係被害	学校(校)				3				3	14,300 千円		
	その他(施設)					3,300 千円						
その他公共関係被害等	公共建物(棟)								4	18,130 千円		
	鉄道不通(ヵ所)											
	通信施設(回線)											
	停電世帯(世帯)											
応急対策出動状況（人）	消防職員動員数		＜その他＞ (1)井戸水対策 ポンプ設置等　461 件 (2)新水源確保 ボーリング　7 件						226		8	
	消防団員動員数								223		10	
	水防団員動員数								市職員 250			
	奉仕者動員数											
避難状況	避難場所数(ヵ所)								6			
	避難者(人、世帯)											
	炊き出し食数(食)											
孤立地区の状況	孤立地区数(地区)											
	孤立世帯数(世帯)											
	孤立人員数(人)											
被害総額					131,055 千円				698,432 千円			
その他の措置												
災害対策本部	設置(月日時分)		7.26						6.29	6:00		
	解除(月日時分)		9.25						7.4	12:00		
災害救助法適用(月日時分)												

資料 1-2　風水害等災害履歴

項目＼災害名		昭和 59 年 6 月 24 日～26 日 大雨		昭和 60 年 6 月 21 日 ～7 月 14 日 梅雨前線による大雨		昭和 61 年 6 月 22 日 ～7 月 22 日 梅雨前線による大雨		昭和 61 年 8 月 28 日～30 日 高潮		昭和 62 年 10 月 16 日～17 日 台風	
人の被害（人）	死者										
	行方不明										
	重傷										
	軽傷										
住家の被害（棟/世帯/人）	全壊・全焼	／　／		／　／		／　／		／　／			
	流失	／　／		／　／		／　／		／　／			
	半壊・半焼	／　／		／　／		／　／		／　／			
	破損	／　／		／　／		／　／		／　／			
	床上浸水	／　／		／　／		／　／		／　／			
	床下浸水	23／　23　／88		51／　51　／161		37／　37　／106		3／　3　／3			
罹災者計（棟/世帯/人）		23／　23　／88		51／　51　／161		37／　37　／106		／　／			
非住家の被害（棟）	全壊・全焼										
	流失										
	半壊・半焼										
	浸水	2						10			
農地被害（ha）	田 流失埋没					0.2				3.2	
	田 浸水冠水							約 50			
	畑 流失埋没					1.2				0.2	
	畑 浸水冠水										
農業用施設被害（ヵ所）	頭首工	2				1				2	
	溜池									1	
	堤防										
	農道	1				3	23,000 千円			1	
	橋梁										
	水路	2				4				2	
	海岸堤防										
畜産被害	牛へい死（頭）										
	豚へい死（頭）										
	鶏へい死（羽）										
	その他畜産物（kg）										
山林被害（ヵ所）	林道	2		2	2,500 千円	1	400 千円				
	橋梁										
	渓流										
	山腹崩壊	7		4	4,000 千円	6	44,000 千円				
	苗畑										
	造林地										
水産関係被害	漁港（ヵ所）										
	動力漁船（隻） 流失										
	動力漁船（隻） 大破										
	動力漁船（隻） 小中破										
	漁業用施設（ヵ所）										
土木施設被害（ヵ所）	河川	4		9	10,400 千円	5	5,750 千円			5	
	砂防										
	海岸										
	道路	21		36	27,780 千円	34	26,570 千円			15	
	橋梁	1									
	港湾										
福祉・保健環境施設被害（ヵ所）	福祉施設										
	病院										
	水道 上水・簡易										
	水道 断水世帯										
商工関係被害（件）	施設被害										
	商品又は製品										
	仕掛品及び原材料										
	その他										
教育関係被害	学校（校）					2	2,000 千円			1	
	その他（施設）					1	500 千円				
その他公共関係被害等	公共建物（棟）										
	鉄道不通（ヵ所）										
	通信施設（回線）										
	停電世帯（世帯）										
応急対策出動状況（人）	消防職員動員数			延べ 343		延べ 139		延べ 23			
	消防団員動員数	125						7			
	水防団員動員数										
	奉仕者動員数										
避難状況	避難場所数（ヵ所）	6				3					
	避難人者（人、世帯）	1 人				24 人					
	炊き出し食数（食）										
孤立地区の状況	孤立地区数（地区）										
	孤立世帯数（世帯）										
	孤立人員数（人）										
被害総額				**44,680 千円**		**102,220 千円**					
その他の措置				総雨量 486㎜ 最大時間雨量 15㎜		総雨量 564㎜ 西大寺関羽量 24㎜		中海最高水位 97㎝		総雨量 152㎜ 最大時間雨量 17㎜	
災害対策本部	設置（月日時分）										
	解除（月日時分）										
災害救助法適用（月日時分）											

項目＼災害名		昭和 63 年 7 月 13 日～23 日 梅雨前線による大雨		平成元年 9 月 1 日～2 日 梅雨前線による大雨		平成元年 10 月 2 日 局地的な大雨		平成 3 年 6 月 29 日～30 日 梅雨前線による大雨		平成 3 年 9 月 27 日 台風第 19 号(カゼ台風)	
人の被害(人)	死者										
	行方不明										
	重傷									10	
	軽傷									25	
住家の被害(棟/世帯/人)	全壊・全焼	／　／		／　／		／　／		／　／		／　／	
	流失	／　／		／　／		／　／		／　／		／　／	
	半壊・半焼	／　／		／　／		／　／		／　／		33／33／88	
	破損	／　／		／　／		／　／		／　／		2,600／2,600／7,800	
	床上浸水	2／2／4		／　／		1／1／3		／　／		／　／	
	床下浸水	81／75／205		／　／		77／77／231		／　／		／　／	
罹災者計(棟/世帯/人)		83／77／209		／　／		78／78／234		／　／		2,631／2,631／7,888	
非住家の被害(棟)	全壊・全焼	1								6	
	流失										
	半壊・半焼									404	
	浸水										
農地被害(ha)	田 流失埋没	0.3						0.3			
	田 浸水冠水	20									
	畑 流失埋没	1.27	8,000 千円								
	畑 浸水冠水										
農業用施設被害(ヵ所)	頭首工										
	溜池	2									
	堤防										
	農道	7									
	橋梁										
	水路	2									
	海岸堤防										
畜産被害	牛へい死(頭)										
	豚へい死(頭)										
	鶏へい死(羽)										
	その他畜産物(kg)										
山林被害(ヵ所)	林道	2	2,200 千円								
	橋梁										
	渓流										
	山腹崩壊	14	19,100 千円								
	苗畑										
	造林地										
水産関係被害	漁港(ヵ所)										
	動力漁船(隻) 流失										
	動力漁船(隻) 大破										
	動力漁船(隻) 小中破										
	漁業用施設(ヵ所)										
土木施設被害(ヵ所)	河川	7	15,100 千円	7				1			
	砂防										
	海岸										
	道路	65	57,410 千円	27				5		1	
	橋梁										
	港湾										
福祉・保健環境施設被害(ヵ所)	福祉施設									13	
	病院										
	水道 上水・簡易										
	水道 断水世帯									9,020	
商工関係被害(件)	施設披被害									94	
	商品又は製品									117	
	仕掛品及び原材料										
	その他									02	
教育関係被害	学校(校)									31	
	その他(施設)									10	
その他公共関係被害等	公共建物(棟)									184	
	鉄道不通(ヵ所)										
	通信施設(回線)										
	停電世帯(世帯)										
応急対策出動状況(人)	消防職員動員数	45									
	消防団員動員数										
	水防団員動員数										
	奉仕者動員数										
避難状況	避難場所数(ヵ所)										
	避難者(人、世帯)										
	炊き出し食数(食)										
孤立地区の状況	孤立地区数(地区)										
	孤立世帯数(世帯)										
	孤立人員数(人)										
被害総額		191,810 千円		95,810 千円						800,485 千円	
その他の措置		総雨量 77㎜ 最大時間雨量 26㎜		総雨量 126㎜ 最大時間雨量 14㎜		総雨量 53㎜ 最大時間雨量 53㎜		総雨量 118㎜ 最大時間雨量 37㎜		最大瞬間風速 56.6m/s 総雨量 16.0㎜	
災害対策本部	設置(月日時分)									9.27	23:00
	解除(月日時分)									9.29	17:00
災害救助法適用(月日時分)											

資料 1-2　風水害等災害履歴

項目＼災害名		平成５年６月28日～７月５日の豪雨		平成５年７月12日～14日の間の大雨		平成５年９月３日～４日 台風第13号		平成５年９月15日～16日の豪雨		平成７年７月21日の大雨	
人の被害（人）	死者										
	行方不明										
	重傷										
	軽傷										
住家の被害（棟/世帯/人）	全壊・全焼	／　／		／　／		／　／		／　／		／　／	
	流失	／　／		／　／		／　／		／　／		／　／	
	半壊・半焼	／　／		／　／		／　／		／　／		／　／	
	破損	4／　4　／14		／　／		／　／		／　／		3／　3　／8	
	床上浸水	／　／		／　／		／　／		／　／		10／　10　／26	
	床下浸水	5／　5　／11		11／　11　／30		15／　15　／41		／　／		148／148／424	
罹災者計(棟/世帯/人)		9／　9　／25		11／　11　／30		15／　15　／41		／　／		161／161／458	
非住家の被害（棟）	全壊・全焼										
	流失										
	半壊・半焼										
	浸水									7	
農地被害（ha）	田　流失埋没	0.6	5,000 千円	0.8	8,000 千円			0.58			
	田　浸水冠水									30	
	畑　流失埋没	0.3	3,000 千円	1.6	25,000 千円	0.1					
	畑　浸水冠水									6.2	
農業用施設被害（ヵ所）	頭首工	2	111,000 千円	1	3,000 千円			7		7	
	溜池	4	7,000 千円	2	5,000 千円			1		8	
	堤防										
	農道	3	62,000 千円	8	22,000 千円	1				3	
	橋梁										
	水路	3	3,000 千円	2	7,000 千円	2				7	
	海岸堤防										
畜産被害	牛へい死(頭)										
	豚へい死(頭)										
	鶏へい死(羽)										
	その他畜産物(kg)										
山林被害（ヵ所）	林道	4		13						18	
	橋梁										
	渓流										
	山腹崩壊	18		46		3				65	
	苗畑										
	造林地									9	
水産関係被害	漁港(ヵ所)										
	動力漁船（隻）　流失										
	動力漁船（隻）　大破										
	動力漁船（隻）　小中破										
	漁業用施設(ヵ所)										
土木施設被害（ヵ所）	河川	5	14,590 千円	5	224,210 千円	9	20,211 千円	2	5,334 千円	125	
	砂防										
	海岸										
	道路	43	54,150 千円	93	89,700 千円	17	36,207 千円	10	26,218 千円	123	
	橋梁					1	1,095 千円			1	
	港湾										
福祉・保険環境施設被害（ヵ所）	福祉施設										
	病院										
	水道　上水・簡易									34	
	水道　断水世帯									230	
商工関係被害（件）	施設被害			1						1	
	商品又は製品										
	仕掛品及び原材料										
	その他										
教育関係被害	学校(校)									1	
	その他(施設)					1					
その他公共関係被害等	公共建物(棟)										
	鉄道不通(ヵ所)			1							
	通信施設(回線)										
	停電世帯(世帯)										
応急対策出動状況（人）	消防職員動員数									117	
	消防団員動員数									208（兼務）	
	水防団員動員数									208（兼務）	
	奉仕者動員数										
避難状況	避難場所数(ヵ所)										
	避難者(人、世帯)										
	炊き出し食数(食)										
孤立地区の状況	孤立地区数(地区)										
	孤立世帯数(世帯)										
	孤立人員数(人)										
被害総額		822,350 千円									
その他の措置		総雨量 274㎜（大橋） 総雨量 326㎜（大谷）		総雨量 180㎜（大橋） 総雨量 267㎜（枕木）		歳代瞬間風速 18.3m/s 総雨量 117㎜（大橋） 総雨量 185㎜（大谷）		総雨量 137㎜（大橋） 総雨量 151㎜（大谷）		総雨量 121㎜（大橋） 総雨量 215㎜（枕木） 時間雨量 83㎜（枕木）	
災害対策本部	設置(月日時分)									7.21	8:00
	解除(月日時分)									7.23	17:30
災害救助法適用(月日時分)											

※以下については、平成７年までと表の様式が異なっているので注意

項目＼災害名			平成８年６月18日の大雨		平成８年６月24日～26日の豪雨		平成９年６月27日～28日台風第８号		平成９年７月７日～13日梅雨前線豪雨		平成９年７月26日～29日台風第９号	
気象の概況			最大瞬間風速 31.0m/s				最大瞬間風速 37.1m/s				最大瞬間風速 27.4m/s	
人的被害（人）		死者										
		行方不明										
		重傷										
		軽傷										
住家被害（棟/世帯/人）		全壊・全焼	／　／		／　／		／　／		／　／		／　／	
		流失	／　／		／　／		／　／		／　／		／　／	
		半壊・半焼	／　／		／　／		／　／		／　／		／　／	
		一部損壊	／　／		／　／		13／　13　／39		2／　2　／5		／　／	
		床上浸水	／　／		／　／		／　／		1／　1　／2		／　／	
		床下浸水	／　／		14／　14　／56		／　／		33／　33　／87		／　／	
		罹災計	／　／		14／　14　／56		13／　13　／39		36／　36　／94		／　／	
非住家被害（棟）		全壊・全焼										
		流失										
		半壊・半焼										
		浸水			4				3			
社会保険環境施設被害		福祉施設(箇所)										
		病院(箇所)										
		上水・簡易(箇所)							7			
		断水（世帯）										
その他被害		公共建物(棟)										
		鉄道不通(箇所)										
		通信施設(回線)										
		停電(世帯)							2			
避難状況		避難（地区）							1			
		勧告（人）							51			
		避難場所（箇所）							1			
		避難場所（人）							9			
孤立状況		(地区)										
		(世帯)										
		(人)										
公共土木施設	土木関係被害（箇所）	河川			30	82,300 千円	1	2,500 千円	52	209,200 千円		
		海岸										
		砂防							1	20,000 千円		
		急傾斜地										
		道路			15	55,900 千円	1	4,000 千円	33	309,800 千円	2	176,000 千円
		橋梁										
		港湾										
		都市計画										
		小計			45	138,200 千円	2	6,500 千円	2	3,800 千円	2	176,000 千円
	漁港(箇所)						1	9,062 千円				
	計				45	138,200 千円		15,562 千円	88	542,800 千円	2	176,000 千円
農林水産	農地・農業用施設	農地(箇所)					5	5,000 千円	34	34,000 千円		
		農業用施設(箇所)					4	13,000 千円	32	398,000 千円		
		小計					9	18,000 千円	66	432,000 千円		
	林道・治山（箇所）	林道							31	33,060 千円		
		治山							22	136,050 千円		
		小計							53	169,110 千円		
	農作物等	農作物(ha)	8.1	18,330 千円			110.05	65,800 千円		6,500 千円		
		果樹等樹林(ha)					62.9	33,600 千円				
		農業用非共同利用施設(㎡)					315,000	13,200 千円				
		農業用共同利用施設(ha)					0.02	900 千円				
		畜産・養蚕										
		小計		18,330 千円				113,500 千円		6,500 千円		
	造林地等(箇所)											
	水産物・水産施設(箇所)											
	計			18,330 千円				113,500 千円		607,610 千円		
教育施設(箇所)								17,299 千円				
公共建物(箇所)								78 千円				
商工(箇所)												
その他(箇所)												
合計（被害総額）			18,330 千円		138,200 千円		164,439 千円		1,150,410 千円		176,000 千円	
その他の措置												
災害対策本部	設置(月日時分)											
	解除(月日時分)											
災害救助法適用(月日時分)												

資料 1-2　風水害等災害履歴

項目＼災害名			平成 9 年 9 月 16 日～17 日 台風第 19 号		平成 10 年 10 月 17 日 台風第 10 号		平成 11 年 6 月 28 日 ～7 月 4 日の大雨・強雨		平成 11 年 9 月 24 日 台風第 18 号		平成 11 年 12 月 20 日 ～22 日の大雪	
気象の概況			最大瞬間風速 22.6m/s		最大瞬間風速 23.7m/s				最大瞬間風速 37.5m/s		最深積雪 20cm	
人的被害（人）		死者										
		行方不明										
		重傷										
		軽傷							2			
住家被害（棟/世帯/人）		全壊・全焼	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
		流失	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
		半壊・半焼	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
		一部損壊	／	／	／	／	1／ 1 ／3		1／ 1 ／		／	／
		床上浸水	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
		床下浸水	／	／	1／ 1 ／3		／	／	／	／	／	／
		罹災計	／	／	1／ 1 ／3		／	／	1／ 1 ／		／	／
非住家被害（棟）		全壊・全焼										
		流失										
		半壊・半焼										
		浸水										
社会保険環境施設被害		福祉施設（箇所）										
		病院（箇所）										
		上水・簡易（箇所）										
		断水（世帯）										
その他被害		公共建物（棟）										
		鉄道不通（箇所）										
		通信施設（回線）										
		停電（世帯）										
避難状況	避難勧告	（地区）			1		1					
		（人）			12		17					
	避難場所	（箇所）			1							
		（人）			12							
孤立状況		（地区）										
		（世帯）										
		（人）										
公共土木施設	土木関係被害（箇所）	河川	5	25,800 千円	12	36,600 千円						
		海岸										
		砂防										
		急傾斜地										
		道路	1	3,800 千円	4	7,500 千円						
		橋梁										
		港湾										
		都市計画										
		小計	6	29,600 千円	16	44,100 千円						
	漁港（箇所）											
	計		6	29,600 千円	16	44,100 千円						
農林水産	農地・農業用施設	農地（箇所）	7	7,000 千円	13	11,000 千円	7	5,000 千円				
		農業用施設（箇所）	6	12,000 千円	8	19,000 千円	10	55,000 千円				
		小計	13	19,000 千円	21	30,000 千円	17	60,000 千円				
	林道・治山（箇所）	林道			1	3,800 千円	1	23,319 千円				
		治山					5	20,000 千円				
		小計			1	3,800 千円	6	43,319 千円				
	農作物等	農作物（ha）			35	3,400 千円			5	600 千円	15	715 千円
		果樹等樹林（ha）										
		農業用非共同利用施設（㎡）							10,000	10,000 千円	3,955	12,656 千円
		農業用共同利用施設（ha）										
		畜産・養蚕										
		小計				3,400 千円				10,600 千円		13,371 千円
	造林地等（箇所）											
	水産物・水産施設（箇所）											
	計					37,200 千円				10,600 千円		13,371 千円
教育施設（箇所）										170 千円		
公共建物（箇所）										6,682 千円		
商工（箇所）												
その他（箇所）												
合計（被害総額）			48,600 千円		81,300 千円		103,319 千円		17,452 千円		13,371 千円	
その他の措置												
災害対策本部	設置（月日時分）											
	解除（月日時分）											
災害救助法適用（月日時分）												

項目＼災害名			平成12年2月8日～9日の風雪		平成12年9月22日～23日の大雨		平成13年6月18日～20日の大雨		平成13年9月15日の大雨		平成15年6月19日～20日台風第6号	
気象の概況			最大瞬間風速31.2m/s 最深積雪8cm		総雨量222mm							
人的被害（人）		死者										
		行方不明										
		重傷										
		軽傷									1	
住家被害（棟/世帯/人）		全壊・全焼	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
		流失	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
		半壊・半焼	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
		一部損壊	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
		床上浸水	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
		床下浸水	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
		罹災計	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
非住家被害（棟）		全壊・全焼										
		流失										
		半壊・半焼										
		浸水										
社会保険環境施設被害		福祉施設（箇所）					1					
		病院（箇所）										
		上水・簡易（箇所）										
		断水（世帯）										
その他被害		公共建物（棟）										
		鉄道不通（箇所）										
		通信施設（回線）										
		停電（世帯）										
避難状況		避難勧告（地区）										
		避難勧告（人）										
		避難場所（箇所）										
		避難場所（人）										
孤立状況		（地区）										
		（世帯）										
		（人）										
公共土木施設	土木関係被害（箇所）	河川			10	64,745千円	8	34,315千円	5	36,575千円		
		海岸										
		砂防										
		急傾斜地										
		道路					9	16,104千円				
		橋梁										
		港湾										
		都市計画										
		小計					17	50,419千円				
	漁港（箇所）			80,156千円								
	計			80,156千円	10	64,745千円	17	50,419千円				
農林水産	農地・農業用施設	農地（箇所）					2	8,000千円	1	4,000千円		
		農業用施設（箇所）										
		小計					2	8,000千円	1	4,000千円		
	林道・治山（箇所）	林道										
		治山					2	5,000千円				
		小計					2	5,000千円				
	農作物等	農作物（ha）										
		果樹等樹林（ha）										
		農業用非共同利用施設（㎡）										
		農業用共同利用施設（ha）										
		畜産・養蚕										
		小計										
	造林地等（箇所）											
	水産物・水産施設（箇所）											
	計							13,000千円				
教育施設（箇所）						46,558千円						
公共建物（箇所）												
商工（箇所）												
その他（箇所）												
合計（被害総額）			80,156千円		111,303千円		63,419千円		40,575千円			
その他の措置												
災害対策本部	設置（月日時分）											
	解除（月日時分）											
災害救助法適用（月日時分）												

資料 1-2　風水害等災害履歴

項目＼災害名			平成15年7月10日～14日の大雨		平成16年8月30日 台風第16号		平成16年9月7日～8日 台風第18号		平成16年10月20日 台風第23号		平成18年7月15日～24日 平成18年7月豪雨	
気象の概況											時間最大雨量 58.0㎜ 日最大雨量 171.0㎜ 総雨量 418.0㎜	
人的被害（人）		死者										
		行方不明										
		重傷									1	
		軽傷					1				7	
住家被害（棟/世帯/人）		全壊・全焼	／　／		／　／		／　／		／　／		3／　3 ／　6	
		流失	／　／		／　／		／　／		／　／		／　／	
		半壊・半焼	／　／		／　／		／　／		／　／		3／　3 ／　11	
		一部損壊	／　／		／　／		5／　5 ／13		4／　4 ／10		15／　15 ／　34	
		床上浸水	／　／		／　／		／　／		／　／		212／　212 ／　538	
		床下浸水	／　／		／　／		／　／		／　／		1,215／ 1,215 ／ 3,080	
		罹災計	／　／		／　／		／　／		／　／		218／　218 ／　555	
非住家被害（棟）		全壊・全焼									1	
		流失										
		半壊・半焼									3	
		浸水	1									
社会保険環境施設被害		福祉施設（箇所）										
		病院（箇所）										
		上水・簡易（箇所）										
		断水（世帯）										
その他被害		公共建物（棟）					8					
		鉄道不通（箇所）									4	
		通信施設（回線）										
		停電（世帯）									990	
避難状況		避難勧告（地区）									2	
		避難勧告（人）									43世帯117人	
		避難場所（箇所）										
		避難場所（人）			7世帯10人		7世帯10人		1世帯1人		110世帯271人	
孤立状況		（地区）									4	
		（世帯）									525	
		（人）									1,828	
公共土木施設	土木関係被害（箇所）	河川	11	99,000千円					5	15,500千円	111	1,714,000千円
		海岸										
		砂防										
		急傾斜地										
		道路	3	10,000千円					2	3,500千円	65	931,700千円
		橋梁									1	35,000千円
		港湾									2	453,300千円
		都市計画	2	24,000千円								
		小計	16	133,000千円					7	19,000千円	179	3,134,400千円
	漁港（箇所）											
	計		16	133,000千円					7	19,000千円	179	3,134,400千円
農林水産	農地・農業用施設	農地（箇所）									25	34,000千円
		農業用施設（箇所）							1	7,000千円	35	473,000千円
		小計							1	7,000千円	60	507,000千円
	林道・治山（箇所）	林道	1	2,669千円							79	192,600千円
		治山	1	2,000千円							48	363,000千円
		小計	2	4,669千円							127	555,600千円
	農作物等	農作物（ha）			4.00	2,377千円	300.00	35,579千円			276.67	94,864千円
		果樹等樹林（ha）					10.00	2,000千円			0.50	250千円
		農業用非共同利用施設（㎡）									2,100	4,979千円
		農業用共同利用施設（ha）										
		畜産・養蚕										3,300千円
		小計						37,579千円				103,393千円
	造林地等（箇所）											
	水産物・水産施設（箇所）											1,900千円
	計			4,669千円		2,377千円		37,579千円		7,000千円		1,167,893千円
教育施設（箇所）						3,675千円		3,885千円				13,131千円
公共建物（箇所）								121千円				
商工（箇所）												105,544千円
その他（箇所）												3,957千円
合計（被害総額）			137,669千円		6,052千円		41,585千円		26,000千円		4,424,925千円	
その他の措置												
災害対策本部	設置（月日時分）				8.30	16:00	9.7	15:30			7.18	23:25
	解除（月日時分）				8.30	22:15	9.7	19:00			7.27	17:00
災害救助法適用（月日時分）												

項目＼災害名			平成18年9月17日～18日 台風第13号		平成19年7月1日～3日 大雨		平成19年7月12日～16日 大雨		平成19年8月22日～23日 大雨		平成19年8月28日～31日 大雨	
気象の概況												
人的被害（人）		死者										
		行方不明										
		重傷										
		軽傷										
住家被害（棟/世帯/人）		全壊・全焼	／　／		／　／		／　／		／　／		／　／	
		流失	／　／		／　／		／　／		／　／		／　／	
		半壊・半焼	／　／		／　／		／　／		／　／		／　／	
		一部損壊	／　／		／　／		／　／		／　／		／　／	
		床上浸水	／　／		／　／		／　／		／　／		／　／	
		床下浸水	／　／		1／　1　／1		／　／		／　／		／　／	
		罹災計	／　／		／　／		／　／		／　／		／　／	
非住家被害（棟）		全壊・全焼										
		流失										
		半壊・半焼										
		浸水									1	
社会保険環境施設被害		福祉施設（箇所）										
		病院（箇所）										
		上水・簡易（箇所）										
		断水（世帯）										
その他被害		公共建物（棟）										
		鉄道不通（箇所）										
		通信施設（回線）										
		停電（世帯）										
避難状況		避難勧告（地区）										
		避難勧告（人）										
		避難場所（箇所）										
		避難場所（人）										
孤立状況		（地区）										
		（世帯）										
		（人）										
公共土木施設	土木関係被害（箇所）	河川							2	5,114 千円	4	9,369 千円
		海岸										
		砂防										
		急傾斜地										
		道路							3	3,093 千円	1	2,204 千円
		橋梁										
		港湾										
		都市計画										
		小計							5	8,207 千円	5	11,573 千円
	漁港（箇所）											
	計								5	8,207 千円	5	11,573 千円
農林水産	農地・農業用施設	農地（箇所）									8	8,000 千円
		農業用施設（箇所）									2	2,000 千円
		小計									10	10,000 千円
	林道・治山（箇所）	林道										
		治山					1	3,000 千円				
		小計					1	3,000 千円				
	農作物等	農作物（ha）										
		果樹等樹林（ha）										
		農業用非共同利用施設（㎡）										
		農業用共同利用施設（ha）										
		畜産・養蚕										
		小計										
	造林地等（箇所）											
	水産物・水産施設（箇所）			3,500 千円								
	計			3,500 千円				3,000 千円				10,000 千円
教育施設（箇所）												
公共建物（箇所）												
商工（箇所）												
その他（箇所）												
合計（被害総額）			3,500 千円				3,000 千円		8,207 千円		21,573 千円	
その他の措置												
災害対策本部	設置（月日時分）											
	解除（月日時分）											
災害救助法適用（月日時分）												

資料 1-2　風水害等災害履歴

項目＼災害名			平成20年1月1日 冬季風浪		平成20年2月23日～24日 冬季風浪		平成20年6月20日 大雨		平成20年8月7日～9日 大雨		平成20年9月21日 大雨	
気象の概況												
人的被害（人）		死者										
		行方不明										
		重傷										
		軽傷										
住家被害（棟/世帯/人）		全壊・全焼	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
		流失	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
		半壊・半焼	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
		一部損壊	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
		床上浸水	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
		床下浸水	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
		罹災計	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
非住家被害（棟）		全壊・全焼										
		流失										
		半壊・半焼			1		2					
		浸水										
社会保険環境施設被害		福祉施設（箇所）										
		病院（箇所）										
		上水・簡易（箇所）										
		断水（世帯）										
その他被害		公共建物（棟）										
		鉄道不通（箇所）										
		通信施設（回線）										
		停電（世帯）	1,601						13		773	
避難状況		避難勧告（地区）										
		避難勧告（人）										
		避難場所（箇所）										
		避難場所（人）										
孤立状況		（地区）										
		（世帯）										
		（人）										
公共土木施設	土木関係被害（箇所）	河川										
		海岸										
		砂防										
		急傾斜地										
		道路					1	1,859 千円				
		橋梁										
		港湾			1	12,037 千円						
		都市計画										
		小計			1	12,037 千円	1	1,859 千円				
	漁港（箇所）				2	261,898 千円						
	計				3	273,935 千円	1	1,859 千円				
農林水産	農地・農業用施設	農地（箇所）										
		農業用施設（箇所）										
		小計										
	林道・治山（箇所）	林道										
		治山										
		小計										
	農作物等	農作物（ha）										
		果樹等樹林（ha）										
		農業用非共同利用施設（㎡）										
		農業用共同利用施設（ha）										
		畜産・養蚕										
		小計										
	造林地等（箇所）											
	水産物・水産施設（箇所）					2,850 千円						
	計					2,850 千円						
教育施設（箇所）												
公共建物（箇所）												
商工（箇所）												
その他（箇所）												
合計（被害総額）					276,785 千円		1,859 千円					
その他の措置												
災害対策本部	設置（月日時分）											
	解除（月日時分）											
災害救助法適用（月日時分）												

※以下については、平成 20 年までの表と様式が異なっているので注意

項目＼災害名				平成 21 年 1 月 1 日 大雪		平成 21 年 1 月 9 日～ 大雪		平成 21 年 6 月 22 日～ 大雨		平成 21 年 7 月 19 日～20 日 大雨	
気象の概況											
人的被害（人）	死者										
	行方不明										
	重傷										
	軽傷					1					
住家被害（棟/世帯/人）	全壊			／　／		／　／		／　／		／　／	
	半壊			／　／		／　／		／　／		／　／	
	一部損壊			／　／		1／　1　／2		／　／		／　／	
	床上浸水			／　／		／　／		／　／		／　／	
	床下浸水			／　／		／　／		2／　2　／4		8／　10　／19	
非住家被害（棟）	公共建物	全壊									
		半壊									
		浸水									
	その他	全壊									
		半壊									
		浸水									
罹災計(世帯/人)				／		／		／		／	
避難状況（地区/世帯/人）	避難勧告	発令状況		／　／		／　／		／　／		／　／	
		避難状況		／　／		／　／		／　／		／　／	
	避難指示	発令状況		／　／		／　／		／　／		／　／	
		避難状況		／　／		／　／		／　／		／　／	
文教施設	公立文教施設										
	その他の文教施設										
社会保険環境施設	福祉施設(箇所)										
	病院(箇所)										
	上水・簡易(箇所)										
	断水(世帯)										
	清掃施設(箇所)										
その他	鉄道不通(箇所)										
	電話(回線)										
	電気(戸)			523		335					
	ガス(戸)										
	ブロック塀など(箇所)										
	その他										
農林水産業施設被害	農地・農業用施設	農地								4	3,535 千円
		農業用施設								1	2,254 千円
		小計								5	5,789 千円
	林業用施設	林業荒廃防止施設									
		林道									
		小計									
	漁業用施設	沿岸漁場整備開発施設									
		漁港施設									
		小計									
	共同利用施設										
	合計									5	5,789 千円
公共土木施設被害	河川									5	27,617 千円
	海岸										
	砂防設備										
	林地荒廃防止施設										
	地すべり防止施設										
	急傾斜地崩壊防止施設										
	道路							1	6,132 千円	9	20,579 千円
	橋りょう										
	港湾										
	漁港										
	下水道										
	公園										
	合計							1	6,132 千円	14	48,196 千円
その他の公共施設											
その他の被害	農産被害	農作物(ha)									
		果樹等樹林(ha)									
		農業用非共同利用施設(㎡)				4,350	11,489 千円				
		農業用共同利用施設(ha)									
		小計					11,489 千円				
	林産被害	立木・苗木など					32 千円				
	畜産被害	畜産・養蚕					1,690 千円				
	水産被害	船舶									
		その他の被害									
		小計									
	商工被害（建物を除く）										
	その他										6,800 千円
	合計						13,211 千円				6,800 千円
被害額総計						13,211 千円		6,132 千円		60,785 千円	
その他の措置											
災害対策本部	設置(月日時分)										
	解除(月日時分)										
災害救助法適用(月日時分)											

資料 1-2　風水害等災害履歴

項目＼災害名				平成 21 年 7 月 21 日 大雨		平成 21 年 11 月 12 日～ 強風		平成 22 年 1 月 7 日～ 大雪		平成 22 年 2 月 22 日 強風	
気象の概況											
人的被害（人）	死者										
	行方不明										
	重傷										
	軽傷										
住家被害（棟/世帯/人）	全壊			／　／		／　／		／　／		／　／	
	半壊			／　／		／　／		／　／		／　／	
	一部損壊			／　／		／　／		／　／		／　／	
	床上浸水			／　／		／　／		／　／		／　／	
	床下浸水			3／　3　／9		／　／		／　／		／　／	
非住家被害（棟）	公共建物	全壊									
		半壊									
		浸水									
	その他	全壊									
		半壊									
		浸水									
罹災計(世帯/人)				／		／		／		／	
避難状況（地区/世帯/人）	避難勧告	発令状況		／　／		／　／		／　／		／　／	
		避難状況		／　／		／　／		／　／		／　／	
	避難指示	発令状況		／　／		／　／		／　／		／　／	
		避難状況		／　／		／　／		／　／		／　／	
文教施設	公立文教施設										
	その他の文教施設										
社会保険環境施設	福祉施設(箇所)										
	病院(箇所)										
	上水・簡易(箇所)										
	断水(世帯)										
	清掃施設(箇所)										
その他	鉄道不通(箇所)										
	電話(回線)										
	電気(戸)					301					
	ガス(戸)										
	ブロック塀など(箇所)										
	その他										
農林水産業施設被害	農地・農業用施設	農地									
		農業用施設									
		小計									
	林業用施設	林業荒廃防止施設									
		林道									
		小計									
	漁業用施設	沿岸漁場整備開発施設									
		漁港施設									
		小計									
	共同利用施設										
	合計										
公共土木施設被害	河川										
	海岸										
	砂防設備										
	林地荒廃防止施設										
	地すべり防止施設										
	急傾斜地崩壊防止施設										
	道路										
	橋りょう										
	港湾										
	漁港										
	下水道										
	公園										
	合計										
その他の公共施設						111 千円					
その他の被害	農産被害	農作物(ha)									
		果樹等樹林(ha)									
		農業用非共同利用施設(㎡)						192	900 千円	320	79 千円
		農業用共同利用施設(ha)									
		小計							900 千円		79 千円
	林産被害	立木・苗木など									
	畜産被害	畜産・養蚕									
	水産被害	船舶									
		その他の被害									
		小計									
	商工被害（建物を除く）										
	その他										
	合計								900 千円		79 千円
被害額総計						111 千円		900 千円		79 千円	
その他の措置											
災害対策本部	設置(月日時分)										
	解除(月日時分)										
災害救助法適用(月日時分)											

項目＼災害名				平成 22 年 3 月 9 日 大雪		平成 22 年 7 月 2 日から 大雨		平成 22 年 7 月 11 日～ 大雨		平成 22 年 8 月 11 日 強風	
気象の概況											
人的被害（人）	死者							2			
	行方不明										
	重傷							1			
	軽傷										
住家被害（棟/世帯/人）	全壊			／　／		／　／		／　／		／　／	
	半壊			／　／		／　／		1／　1 ／5		／　／	
	一部損壊			／　／		／　／		／　／		／　／	
	床上浸水			／　／		／　／		／　／		／　／	
	床下浸水			／　／		／　／		／　／		／　／	
非住家被害（棟）	公共建物	全壊									
		半壊									
		浸水									
	その他	全壊									
		半壊									
		浸水						1			
罹災計(世帯/人)				／		／		1／5		／	
避難状況（地区/世帯/人）	避難勧告	発令状況		／　／		／　／		／　／		／　／	
		避難状況		／　／		／　／		／　／		／　／	
	避難指示	発令状況		／　／		／　／		1／ 7 ／21		／　／	
		避難状況		／　／		／　／		1／ 7 ／21		／　／	
文教施設	公立文教施設										
	その他の文教施設										
社会保険環境施設	福祉施設(箇所)										
	病院(箇所)										
	上水・簡易(箇所)										
	断水(世帯)										
	清掃施設(箇所)										
その他	鉄道不通(箇所)										
	電話(回線)										
	電気(戸)										
	ガス(戸)										
	ブロック塀など(箇所)										
	その他										
農林水産業施設被害	農地・農業用施設	農地				2	963 千円	4	4,224 千円		
		農業用施設				1	856 千円				
		小計				3	1,819 千円	4	4,224 千円		
	林業用施設	林業荒廃防止施設									
		林道						17	23,000 千円		
		小計						17	23,000 千円		
	漁業用施設	沿岸漁場整備開発施設									
		漁港施設									
		小計									
	共同利用施設										
	合計					3	1,819 千円	21	27,224 千円		
公共土木施設被害	河川							2	3,723 千円		
	海岸										
	砂防設備										
	林地荒廃防止施設										
	地すべり防止施設										
	急傾斜地崩壊防止施設										
	道路					1	2,035 千円	3	5,429 千円		
	橋りょう										
	港湾										
	漁港										
	下水道										
	公園										
	合計					1	2,035 円	5	9,152 千円		
その他の公共施設											
その他の被害	農産被害	農作物(ha)									
		果樹等樹林(ha)									
		農業用非共同利用施設(㎡)		789	5,265 千円					1,434	179 千円
		農業用共同利用施設(ha)									
		小計			5,265 千円						179 千円
	林産被害	立木・苗木など									
	畜産被害	畜産・養蚕									
	水産被害	船舶									
		その他の被害									
		小計									
	商工被害（建物を除く）										
	その他										
	合計				5,265 円						179 千円
被害額総計				5,265 千円		3,854 千円		36,376 千円		179 千円	
その他の措置											
災害対策本部	設置(月日時分)										
	解除(月日時分)										
災害救助法適用(月日時分)											

資料 1-2　風水害等災害履歴

項目＼災害名				平成 22 年 12 月 31 日～ 大雪		平成 23 年 1 月 1 日 冬期風浪		平成 23 年 5 月 10 日～ 大雨		平成 23 年 7 月 4 日 大雨	
気象の概況											
人的被害（人）	死者										
	行方不明										
	重傷			1							
	軽傷			2							
住家被害（棟/世帯/人）	全壊			／　／		／　／		／　／		／　／	
	半壊			／　／		／　／		／　／		／　／	
	一部損壊			40／　40　／98		／　／		1／　1　／1		／　／	
	床上浸水			／　／		／　／		／　／		／　／	
	床下浸水			／　／		／　／		／　／		／　／	
非住家被害（棟）	公共建物	全壊									
		半壊									
		浸水									
	その他	全壊		31							
		半壊		5							
		浸水									
罹災計（世帯/人）				／		／		／		／	
避難状況（地区/世帯/人）	避難勧告	発令状況		／　／		／　／		1／　4　／12		／　／	
		避難状況		／　／		／　／		1／　4　／12		／　／	
	避難指示	発令状況		／　／		／　／		／　／		／　／	
		避難状況		／　／		／　／		／　／		／　／	
文教施設	公立文教施設										
	その他の文教施設										
社会保険環境施設	福祉施設（箇所）										
	病院（箇所）										
	上水・簡易（箇所）			10							
	断水（世帯）			1,947							
	清掃施設（箇所）										
その他	鉄道不通（箇所）			2							
	電話（回線）										
	電気（戸）			37,852							
	ガス（戸）										
	ブロック塀など（箇所）										
	その他										
農林水産業施設被害	農地・農業用施設	農地						7	10,000 千円	3	5,000 千円
		農業用施設						2	3,000 千円	1	20,000 千円
		小計						9	13,000 千円	4	25,000 千円
	林業用施設	林業荒廃防止施設									
		林道						11	23,500 千円		
		小計						11	23,500 千円		
	漁業用施設	沿岸漁場整備開発施設									
		漁港施設									
		小計									
	共同利用施設										
	合計							20	36,500 千円	4	25,000 千円
公共土木施設被害	河川							4	15,936 千円		
	海岸										
	砂防設備										
	林地荒廃防止施設										
	地すべり防止施設										
	急傾斜地崩壊防止施設										
	道路							2	12,823 千円	1	7,407 千円
	橋りょう										
	港湾										
	漁港					2	6,582 千円				
	下水道										
	公園										
	合計					2	6,582 千円	6	28,759 千円	1	7,407 千円
その他の公共施設											
その他の被害	農産被害	農作物（ha）		0.75	5,136 千円						
		果樹等樹林（ha）		0.64	2,144 千円						
		農業用非共同利用施設（㎡）		32,520	221,514 千円						
		農業用共同利用施設（ha）		0.01	727 千円						
		小計			229,521 千円						
	林産被害	立木・苗木など			18,992 千円						
	畜産被害	畜産・養蚕			1,800 千円						
	水産被害	船舶		151	99,000 千円						
		その他の被害							2,700 千円		
		小計			99,000 千円				2,700 千円		
	商工被害（建物を除く）										
	その他										
	合計				349,313 千円				2,700 千円		
被害額総計				349,313 千円		6,582 千円		67,959 千円		32,407 千円	
その他の措置											
災害対策本部	設置（月日時分）										
	解除（月日時分）										
災害救助法適用（月日時分）											

項目＼災害名				平成 23 年 7 月 19 日～台風 6 号		平成 23 年 9 月 2 日台風 12 号		平成 23 年 9 月 18 日から台風 15 号		平成 24 年 4 月 3 日からの暴風高波
気象の概況										
人的被害（人）	死者									
	行方不明									
	重傷									
	軽傷									2
住家被害（棟/世帯/人）	全壊			／	／	／	／	／	／	／ ／
	半壊			／	／	／	／	／	／	／ ／
	一部損壊			／	／	／	／	／	／	／ ／
	床上浸水			／	／	／	／	／	／	／ ／
	床下浸水			／	／	／	／	／	／	／ ／
非住家被害（棟）	公共建物	全壊								
		半壊								
		浸水								
	その他	全壊								
		半壊								
		浸水		1						
罹災計(世帯/人)				／		／		／		／
避難状況（地区/世帯/人）	避難勧告	発令状況		／	／	／	／	／	／	／ ／
		避難状況		／	／	／	／	／	／	／ ／
	避難指示	発令状況		／	／	／	／	／	／	／ ／
		避難状況		／	／	／	／	／	／	／ ／
文教施設	公立文教施設									
	その他の文教施設									
社会保険環境施設	福祉施設(箇所)									
	病院(箇所)									
	上水・簡易(箇所)									
	断水(世帯)									
	清掃施設(箇所)									
その他	鉄道不通(箇所)					1				
	電話(回線)									
	電気(戸)			10		622				
	ガス(戸)									
	ブロック塀など(箇所)									
	その他									
農林水産業施設被害	農地・農業用施設	農地				1	1,000 千円	1	2,000 千円	
		農業用施設				1	3,000 千円			
		小計				2	4,000 千円	1	2,000 千円	
	林業用施設	林業荒廃防止施設								
		林道						2	4,000 千円	
		小計						2	4,000 千円	
	漁業用施設	沿岸漁場整備開発施設								
		漁港施設								
		小計								
	共同利用施設									
	合計					2	4,000 千円	3	6,000 千円	
公共土木施設被害	河川									
	海岸									
	砂防設備									
	林地荒廃防止施設									
	地すべり防止施設									
	急傾斜地崩壊防止施設									
	道路									
	橋りょう									
	港湾									
	漁港									
	下水道									
	公園									
	合計									
その他の公共施設										
その他の被害	農産被害	農作物(ha)								
		果樹等樹林(ha)								
		農業用非共同利用施設(㎡)								
		農業用共同利用施設(ha)								
		小計								
	林産被害	立木・苗木など								
	畜産被害	畜産・養蚕								
	水産被害	船舶				1	650 千円			
		その他の被害								
		小計					650 千円			
	商工被害（建物を除く）									
	その他									
	合計						650 千円			
被害額総計						4,650 千円		6,000 千円		
その他の措置										
災害対策本部	設置(月日時分)									
	解除(月日時分)									
災害救助法適用(月日時分)										

資料 1-2　風水害等災害履歴

項目 ＼ 災害名	平成 24 年 9 月 15 日からの大雨	平成 24 年 9 月 17 日からの高潮	平成 25 年 7 月 15 日からの大雨	平成 26 年 6 月 12 日からの大雨
気象の概況				
人的被害（人） 死者				
人的被害（人） 行方不明				
人的被害（人） 重傷				
人的被害（人） 軽傷				
住家被害（棟/世帯/人） 全壊	／　／	／　／	／　／	
住家被害（棟/世帯/人） 半壊	／　／	／　／	／　／	
住家被害（棟/世帯/人） 一部損壊	／　／	／　／	／　／	
住家被害（棟/世帯/人） 床上浸水	1／ 1／ 1	／　／	／　／	
住家被害（棟/世帯/人） 床下浸水	／　／	1／ 1 ／1	／　／	
非住家被害（棟） 公共建物 全壊				
非住家被害（棟） 公共建物 半壊				
非住家被害（棟） 公共建物 浸水				
非住家被害（棟） その他 全壊				
非住家被害（棟） その他 半壊				
非住家被害（棟） その他 浸水				
罹災計(世帯/人)	1／ 1		1／	
避難状況（地区/世帯/人） 避難勧告 発令状況				
避難状況（地区/世帯/人） 避難勧告 避難状況				
避難状況（地区/世帯/人） 避難指示 発令状況				
避難状況（地区/世帯/人） 避難指示 避難状況				
文教施設 公立文教施設				
文教施設 その他の文教施設				
社会保険環境施設 福祉施設(箇所)				
社会保険環境施設 病院(箇所)				
社会保険環境施設 上水・簡易(箇所)				
社会保険環境施設 断水(世帯)				
社会保険環境施設 清掃施設(箇所)				
その他 鉄道不通(箇所)				
その他 電話(回線)				
その他 電気(戸)			23	
その他 ガス(戸)				
その他 ブロック塀など(箇所)				
その他 その他				
農林水産業施設被害 農地・農業用施設 農地	3			
農林水産業施設被害 農地・農業用施設 農業用施設				
農林水産業施設被害 農地・農業用施設 小計	3			
農林水産業施設被害 林業用施設 林業荒廃防止施設				
農林水産業施設被害 林業用施設 林道				
農林水産業施設被害 林業用施設 小計				
農林水産業施設被害 漁業用施設 沿岸漁場整備開発施設				
農林水産業施設被害 漁業用施設 漁港施設				
農林水産業施設被害 漁業用施設 小計				
農林水産業施設被害 共同利用施設				
農林水産業施設被害 合計		3		
公共土木施設被害 河川		1		
公共土木施設被害 海岸				
公共土木施設被害 砂防設備				
公共土木施設被害 林地荒廃防止施設				
公共土木施設被害 地すべり防止施設				
公共土木施設被害 急傾斜地崩壊防止施設				
公共土木施設被害 道路				
公共土木施設被害 橋りょう				
公共土木施設被害 港湾				
公共土木施設被害 漁港				
公共土木施設被害 下水道				
公共土木施設被害 公園				
公共土木施設被害 合計		1		
その他の公共施設				
その他の被害 農産被害 農作物(ha)				
その他の被害 農産被害 果樹等樹林(ha)				
その他の被害 農産被害 農業用非共同利用施設(㎡)				
その他の被害 農産被害 農業用共同利用施設(ha)				
その他の被害 農産被害 小計				
その他の被害 林産被害 立木・苗木など				
その他の被害 畜産被害 畜産・養蚕				
その他の被害 水産被害 船舶				
その他の被害 水産被害 その他の被害				
その他の被害 水産被害 小計				
その他の被害 商工被害（建物を除く）				
その他の被害 その他				
その他の被害 合計				
被害額総計				**6,357 千円**
その他の措置				
災害対策本部 設置(月日時分)				
災害対策本部 解除(月日時分)				
災害救助法適用(月日時分)				

項目 ＼ 災害名				平成 26 年 8 月 5 日からの大雨		平成 26 年 10 月 13 日からの台風第 19 号		平成 27 年 7 月 15 日からの台風第 11 号		平成 27 年 8 月 25 日からの台風第 15 号	
気象の概況											
人的被害（人）	死者										
	行方不明										
	重傷										
	軽傷										
住家被害（棟/世帯/人）	全壊			／	／	／	／	／	／	／	／
	半壊			／	／	／	／	／	／	／	／
	一部損壊			／	／	／	／	／	／	／	／
	床上浸水			／	／	／	／	／	／	／	／
	床下浸水			／	／	／	／	／	／	／	／
非住家被害（棟）	公共建物	全壊									
		半壊									
		浸水									
	その他	全壊									
		半壊									
		浸水									
罹災計(世帯/人)											
避難状況（地区/世帯/人）	避難勧告	発令状況									
		避難状況									
	避難指示	発令状況									
		避難状況									
文教施設	公立文教施設										
	その他の文教施設										
社会保険環境施設	福祉施設(箇所)										
	病院(箇所)										
	上水・簡易(箇所)										
	断水(世帯)										
	清掃施設(箇所)										
その他	鉄道不通(箇所)										
	電話(回線)										
	電気(戸)					812		682		608	
	ガス(戸)										
	ブロック塀など(箇所)										
	その他										
農林水産業施設被害	農地・農業用施設	農地				3	4,000 千円				
		農業用施設									
		小計				3	4,000 千円				
	林業用施設	林業荒廃防止施設									
		林道									
		小計									
	漁業用施設	沿岸漁場整備開発施設									
		漁港施設									
		小計									
	共同利用施設										
	合計					3	4,000 千円				
公共土木施設被害	河川			3	14,155 千円						
	海岸										
	砂防設備										
	林地荒廃防止施設										
	地すべり防止施設										
	急傾斜地崩壊防止施設										
	道路										
	橋りょう										
	港湾										
	漁港										
	下水道										
	公園										
	合計			3	14,155 千円						
その他の公共施設						90 千円					
その他の被害	農産被害	農作物(ha)								0	270 千円
		果樹等樹林(ha)									
		農業用非共同利用施設(㎡)								0	200 千円
		農業用共同利用施設(ha)									
		小計									470 千円
	林産被害	立木・苗木など									
	畜産被害	畜産・養蚕									
	水産被害	船舶				1	500 千円				
		その他の被害							3,000 千円		
		小計					500 千円				
	商工被害（建物を除く）										
	その他										
	合計						500 千円		3,000 千円		470 千円
被害額総計				14,155 千円		4,590 千円		3,000 千円		470 千円	
その他の措置											
災害対策本部	設置(月日時分)										
	解除(月日時分)										

資料 1-2　風水害等災害履歴

災害救助法適用(月日時分)																	
項目 ＼ 災害名				平成 27 年 12 月 3 日からの強風				平成 28 年 1 月 18 日～19 日冬期風浪				平成 28 年 1 月 23 日大雪				平成 28 年 8 月 31 日の高潮	
気象の概況																	
人的被害(人)	死者																
	行方不明																
	重傷																
	軽傷																
住家被害(棟/世帯/人)	全壊			／	／			／	／			／	／			／	／
	半壊			／	／			／	／			／	／			／	／
	一部損壊			／	／			／	／			／	／			／	／
	床上浸水			／	／			／	／			／	／			／	／
	床下浸水			／	／			／	／			／	／			1／	1 ／1
非住家被害(棟)	公共建物	全壊															
		半壊															
		浸水															
	その他	全壊															
		半壊															
		浸水															
罹災計(世帯/人)																	
避難状況(地区/世帯/人)	避難勧告	発令状況															
		避難状況															
	避難指示	発令状況															
		避難状況															
文教施設	公立文教施設																
	その他の文教施設																
社会保険環境施設	福祉施設(箇所)																
	病院(箇所)																
	上水・簡易(箇所)																
	断水(世帯)																
	清掃施設(箇所)																
その他	鉄道不通(箇所)																
	電話(回線)																
	電気(戸)				163												
	ガス(戸)																
	ブロック塀など(箇所)																
	その他																
農林水産業施設被害	農地・農業用施設	農地															
		農業用施設															
		小計															
	林業用施設	林業荒廃防止施設															
		林道															
		小計															
	漁業用施設	沿岸漁場整備開発施設															
		漁港施設															
		小計															
	共同利用施設																
	合計																
公共土木施設被害	河川																
	海岸																
	砂防設備																
	林地荒廃防止施設																
	地すべり防止施設																
	急傾斜地崩壊防止施設																
	道路																
	橋りょう																
	港湾																
	漁港																
	下水道																
	公園																
	合計																
その他の公共施設																	
その他の被害	農産被害	農作物(ha)															
		果樹等樹林(ha)															
		農業用非共同利用施設(㎡)															
		農業用共同利用施設(ha)										160	1,030 千円				
		小計											1,030 千円				
	林産被害	立木・苗木など															
	畜産被害	畜産・養蚕															
	水産被害	船舶						1	1,400 千円								
		その他の被害															
		小計							1,400 千円								
	商工被害（建物を除く）																
	その他																
	合計								1,400 千円				1,030 千円				
被害額総計								1,400 千円				1,030 千円					
その他の措置																	
災害対策本部	設置(月日時分)																
	解除(月日時分)																
災害救助法適用(月日時分)																	

項目＼災害名				平成 28 年 9 月 12 日の大雨		平成 28 年 10 月 5 日の台風 18 号		平成 29 年 1 月 23 日大雪		平成 29 年 2 月 9 日大雪	
気象の概況											
人的被害（人）	死者										
	行方不明										
	重傷										
	軽傷										
住家被害（棟/世帯/人）	全壊			／　／		／　／		／　／		／　／	
	半壊			／　／		／　／		／　／		／　／	
	一部損壊			／　／		／　／		2／ 3 ／8		／　／	
	床上浸水			／　／		／　／		／　／		／　／	
	床下浸水			／　／		／　／		／　／		／　／	
非住家被害（棟）	公共建物	全壊									
		半壊									
		浸水									
	その他	全壊									
		半壊									
		浸水									
罹災計(世帯/人)											
避難状況（地区/世帯/人）	避難勧告	発令状況									
		避難状況									
	避難指示	発令状況									
		避難状況									
文教施設	公立文教施設										
	その他の文教施設										
社会保険環境施設	福祉施設(箇所)										
	病院(箇所)										
	上水・簡易(箇所)										
	断水(世帯)										
	清掃施設(箇所)										
その他	鉄道不通(箇所)										
	電話(回線)										
	電気(戸)										
	ガス(戸)										
	ブロック塀など(箇所)										
	その他										
農林水産業施設被害	農地・農業用施設	農地									
		農業用施設									
		小計									
	林業用施設	林業荒廃防止施設									
		林道									
		小計									
	漁業用施設	沿岸漁場整備開発施設									
		漁港施設				8	3,700 千円				
		小計				8	3,700 千円				
	共同利用施設										
	合計					8	3,700 千円				
公共土木施設被害	河川			1	4,266 千円						
	海岸										
	砂防設備										
	林地荒廃防止施設										
	地すべり防止施設										
	急傾斜地崩壊防止施設										
	道路			1	2,336 千円						
	橋りょう										
	港湾										
	漁港										
	下水道										
	公園										
	合計			2	6,602 千円						
その他の公共施設									144 千円		
その他の被害	農産被害	農作物(ha)				6.6	7,700 千円				
		果樹等樹林(ha)						5,260	39,340 千円		
		農業用非共同利用施設(㎡)				500	600 千円				
		農業用共同利用施設(ha)									
		小計					8,300 千円		39,340 千円		
	林産被害	立木・苗木など									
	畜産被害	畜産・養蚕									
	水産被害	船舶				5	1,550 千円				
		その他の被害									
		小計					1,550 千円				
	商工被害（建物を除く）										
	その他										8,472 千円
	合計						13,550 千円		39,340 千円		8,472 千円
被害額総計				6,602 千円		13,550 千円		39,484 千円		8,472 千円	
その他の措置											
災害対策本部	設置(月日時分)										
	解除(月日時分)										
災害救助法適用(月日時分)											

資料 1-2　風水害等災害履歴

項目 ＼ 災害名				平成 29 年 4 月 17 日 大雨		平成 29 年 6 月 1 日～ 2 日大雨・突風		平成 29 年 7 月 24 日～ 25 日大雨		平成 29 年 9 月 17 日～ 18 日台風第 18 号	
気象の概況											
人的被害（人）	死者										
	行方不明										
	重傷										
	軽傷										
住家被害（棟/世帯/人）	全壊			／　／		／　／		／　／		／　／	
	半壊			／　／		／　／		／　／		／　／	
	一部損壊			／　／		／　／		／　／		／　／	
	床上浸水			／　／		／　／		5／ 4 ／7		／　／	
	床下浸水			／　／		／　／		40／ 42 ／102		／　／	
非住家被害（棟）	公共建物	全壊									
		半壊									
		浸水									
	その他	全壊									
		半壊									
		浸水									
罹災計(世帯/人)											
避難状況（地区/世帯/人）	避難勧告	発令状況									
		避難状況									
	避難指示	発令状況									
		避難状況									
文教施設	公立文教施設										
	その他の文教施設										
社会保険環境施設	福祉施設(箇所)										
	病院(箇所)										
	上水・簡易(箇所)										
	断水(世帯)										
	清掃施設(箇所)										
その他	鉄道不通(箇所)					1				1	
	電話(回線)										
	電気(戸)										
	ガス(戸)										
	ブロック塀など(箇所)										
	その他										
農林水産業施設被害	農地・農業用施設	農地						5	4,000 千円	3	6,000 千円
		農業用施設						2	2,000 千円	1	3,000 千円
		小計						7	6,000 千円	4	9,000 千円
	林業用施設	林業荒廃防止施設									
		林道									
		小計									
	漁業用施設	沿岸漁場整備開発施設									
		漁港施設									
		小計									
	共同利用施設										
	合計							7	6,000 千円	4	9,000 千円
公共土木施設被害	河川							2	8,819 千円		
	海岸										
	砂防設備										
	林地荒廃防止施設										
	地すべり防止施設										
	急傾斜地崩壊防止施設										
	道路							1	10,879 千円	1	1,497 千円
	橋りょう										
	港湾										
	漁港										
	下水道										
	公園										
	合計								19,698 千円	1	1,497 千円
その他の公共施設											
その他の被害	農産被害	農作物(ha)									
		果樹等樹林(ha)									
		農業用非共同利用施設(㎡)									
		農業用共同利用施設(ha)									
		小計									
	林産被害	立木・苗木など									
	畜産被害	畜産・養蚕									
	水産被害	船舶									
		その他の被害									
		小計									
	商工被害（建物を除く）										
	その他			1,000 千円							
	合計			1,000 千円							
被害額総計				1,000 千円				25,698 千円		10,497 千円	
その他の措置											
災害対策本部	設置(月日時分)										
	解除(月日時分)										
災害救助法適用(月日時分)											

項目＼災害名				平成 29 年 10 月 22 日～23 日台風第 21 号		平成 30 年 6 月 28 日～7 月 5 日平成 30 年 7 月豪雨		平成 30 年 9 月 29 日～10 月 1 日台風第 24 号		平成 30 年 10 月 6 日台風第 25 号	
気象の概況											
人的被害（人）	死者										
	行方不明										
	重傷										
	軽傷									1	
住家被害（棟/世帯/人）	全壊			／　／		／　／		／　／		／　／	
	半壊			／　／		／　／		／　／		／　／	
	一部損壊			／　／		／　／		／　／		／　／	
	床上浸水			／　／		／　／		／　／		／　／	
	床下浸水			／　／		／　／		／　／		／　／	
非住家被害（棟）	公共建物	全壊									
		半壊									
		浸水									
	その他	全壊									
		半壊									
		浸水									
罹災計(世帯/人)											
避難状況（地区/世帯/人）	避難勧告	発令状況									
		避難状況									
	避難指示	発令状況									
		避難状況									
文教施設	公立文教施設										
	その他の文教施設										
社会保険環境施設	福祉施設(箇所)										
	病院(箇所)										
	上水・簡易(箇所)										
	断水(世帯)										
	清掃施設(箇所)										
その他	鉄道不通(箇所)			1		1		1		2	
	電話(回線)										
	電気(戸)										
	ガス(戸)										
	ブロック塀など(箇所)										
	その他										
農林水産業施設被害	農地・農業用施設	農地		1	1,000 千円			3	6,029 千円		
		農業用施設		1	27,000 千円			5	33,827 千円		
		小計		2	28,000 千円			8	39,856 千円		
	林業用施設	林業荒廃防止施設									
		林道						3	11,601 千円		
		小計						3	11,601 千円		
	漁業用施設	沿岸漁場整備開発施設									
		漁港施設									
		小計									
	共同利用施設										
	合計			2	28,000 千円			11	51,457 千円		
公共土木施設被害	河川							4	28,159 千円		
	海岸										
	砂防設備										
	林地荒廃防止施設										
	地すべり防止施設										
	急傾斜地崩壊防止施設										
	道路			2	26,542 千円	4	13,252 千円	10	62,887 千円		
	橋りょう										
	港湾										
	漁港										
	下水道										
	公園										
	合計			2	26,542 千円	4	13,252 千円	14	91,046 千円		
その他の公共施設											
その他の被害	農産被害	農作物(ha)						18.70	2,625 千円		
		果樹等樹林(ha)									
		農業用非共同利用施設(㎡)									
		農業用共同利用施設(ha)									
		小計									
	林産被害	立木・苗木など									
	畜産被害	畜産・養蚕									
	水産被害	船舶		6	941 千円			1	500 千円		
		その他の被害			2,000 千円				2,000 千円		
		小計			2,941 千円				2,500 千円		
	商工被害（建物を除く）										
	その他				1,800 千円		5,000 千円		18,000 千円		
	合計				1,800 千円		5,000 千円		23,125 千円		
被害額総計				59,283 千円		18,252 千円		165,628 千円			
その他の措置											
災害対策本部	設置(月日時分)										
	解除(月日時分)										
災害救助法適用(月日時分)											

資料 1-2　風水害等災害履歴

項目 ＼ 災害名				令和元年 8 月 15 日 台風第 10 号		令和元年 9 月 21 日～ 23 日台風第 17 号		令和元年 10 月 11 日～ 12 日台風第 19 号		令和 2 年 1 月 8 日からの 暴風波浪	
気象の概況											
人的被害（人）		死者									
		行方不明									
		重傷									
		軽傷				1				3	
住家被害（棟/世帯/人）		全壊		／	／	／	／	／	／	／	／
		半壊		／	／	／	／	／	／	／	／
		一部損壊		／	／	／	／	／	／	／	／
		床上浸水		／	／	／	／	／	／	／	／
		床下浸水		1／	／	／	／	／	／	／	／
非住家被害（棟）		公共建物	全壊								
			半壊								
			浸水								
		その他	全壊								
			半壊								
			浸水								
罹災計(世帯/人)											
避難状況（地区/世帯/人）		避難勧告	発令状況								
			避難状況								
		避難指示	発令状況								
			避難状況								
文教施設		公立文教施設									
		その他の文教施設									
社会保険環境施設		福祉施設(箇所)									
		病院(箇所)									
		上水・簡易(箇所)									
		断水(世帯)									
		清掃施設(箇所)									
その他		鉄道不通(箇所)								1	
		その他									
農林水産業施設被害	農地・農業用施設	農地									
		農業用施設									
		小計									
	林業用施設	林業荒廃防止施設									
		林道									
		小計									
	漁業用施設	沿岸漁場整備開発施設									
		漁港施設									
		小計									
	共同利用施設									2	70 千円
	合計									2	70 千円
公共土木施設被害	河川										
	海岸										
	砂防設備										
	林地荒廃防止施設										
	地すべり防止施設										
	急傾斜地崩壊防止施設										
	道路										
	橋りょう										
	港湾										
	漁港										
	下水道										
	公園										
	合計										
その他の公共施設											
その他の被害	農産被害	農作物(ha)									
		果樹等樹林(ha)									
		農業用非共同利用施設(㎡)									
		農業用共同利用施設(ha)									
		小計									
	林産被害	立木・苗木など									
	畜産被害	畜産・養蚕									
	水産被害	船舶								4	1,000 千円
		その他の被害									
		小計									1,000 千円
	商工被害（建物を除く）										
	その他										
	合計										1,000 千円
被害額総計				800 千円		13,858 千円		13,780 千円		1,070 千円	
その他の措置											
災害対策本部		設置(月日時分)									
		解除(月日時分)									
災害救助法適用(月日時分)											

項目 ＼ 災害名				令和２年１月 27 日からの暴風		令和２年２月６日からの大雪		令和２年５月 19 日からの強風		令和２年６月 13 日からの大雨	
気象の概況											
人的被害（人）	死者										
	行方不明										
	重傷					1					
	軽傷			1		7		1			
住家被害（棟/世帯/人）	全壊			／	／	／	／	／	／	／	／
	半壊			／	／	／	／	／	／	／	／
	一部損壊			1／	1／1	／	／	／	／	／	／
	床上浸水			／	／	／	／	／	／	／	／
	床下浸水			／	／	／	／	／	／	5／	5／6
非住家被害（棟）	公共建物	全壊									
		半壊									
		浸水									
	その他	全壊									
		半壊									
		浸水									
罹災計(世帯/人)											
避難状況（地区/世帯/人）	避難勧告	発令状況									
		避難状況									
	避難指示	発令状況									
		避難状況									
文教施設	公立文教施設										
	その他の文教施設										
社会保険環境施設	福祉施設(箇所)										
	病院(箇所)										
	上水・簡易(箇所)										
	断水(世帯)										
	清掃施設(箇所)										
その他	鉄道不通(箇所)										
	その他										
農林水産業施設被害	農地・農業用施設	農地								5	17,000 千円
		農業用施設								2	6,000 千円
		小計								7	23,000 千円
	林業用施設	林業荒廃防止施設									
		林道								2	10,502 千円
		小計									
	漁業用施設	沿岸漁場整備開発施設									
		漁港施設									
		小計									
	共同利用施設										
	合計									9	33,502 千円
公共土木施設被害	河川									1	6,809 千円
	海岸										
	砂防設備										
	林地荒廃防止施設										
	地すべり防止施設										
	急傾斜地崩壊防止施設										
	道路									5	22,185 千円
	橋りょう										
	港湾										
	漁港										
	下水道										
	公園										
	合計									6	28,994 千円
その他の公共施設											
その他の被害	農産被害	農作物(ha)									
		果樹等樹林(ha)									
		農業用非共同利用施設(㎡)									
		農業用共同利用施設(ha)									
		小計									
	林産被害	立木・苗木など									
	畜産被害	畜産・養蚕									
	水産被害	船舶									
		その他の被害									300 千円
		小計									
	商工被害（建物を除く）										
	その他										
	合計										300 千円
被害額総計										62,796 千円	
その他の措置											
災害対策本部	設置(月日時分)										
	解除(月日時分)										
災害救助法適用(月日時分)											

資料 1-2　風水害等災害履歴

項目 ＼ 災害名				令和２年７月 13 日からの大雨		令和２年７月 22 日からの大雨		令和２年７月 29 日からの大雨		令和２年台風第９号	
気象の概況											
人的被害（人）	死者										
	行方不明										
	重傷										
	軽傷										
住家被害（棟/世帯/人）	全壊			／　／		／　／		／　／		／　／	
	半壊			／　／		／　／		／　／		／　／	
	一部損壊			1／　1／1		／　／		／　／		／　／	
	床上浸水			／　／		／　／		／　／		／　／	
	床下浸水			／　／		／　／		9／　9／10		1／　1／1	
非住家被害（棟）	公共建物	全壊									
		半壊									
		浸水									
	その他	全壊									
		半壊									
		浸水									
罹災計(世帯/人)											
避難状況（地区/世帯/人）	避難勧告	発令状況									
		避難状況									
	避難指示	発令状況									
		避難状況									
文教施設	公立文教施設										
	その他の文教施設										
社会保険環境施設	福祉施設(箇所)										
	病院(箇所)										
	上水・簡易(箇所)										
	断水(世帯)										
	清掃施設(箇所)										
その他	鉄道不通(箇所)							1			
	その他										
農林水産業施設被害	農地・農業用施設	農地		2	9,000 千円	1	4,000 千円				
		農業用施設		2	6,000 千円	1	3,000 千円				
		小計		4	15,000 千円	2	7,000 千円				
	林業用施設	林業荒廃防止施設									
		林道		4	19,656 千円						
		小計		4	19,656 千円						
	漁業用施設	沿岸漁場整備開発施設									
		漁港施設									
		小計									
	共同利用施設										
	合計			8	34,656 千円	2	7,000 千円				
公共土木施設被害	河川			2	7,096 千円						
	海岸										
	砂防設備										
	林地荒廃防止施設										
	地すべり防止施設										
	急傾斜地崩壊防止施設										
	道路			3	93,919 千円						
	橋りょう										
	港湾										
	漁港										
	下水道										
	公園										
	合計			5	101,015 千円						
その他の公共施設											
その他の被害	農産被害	農作物(ha)		0	145 千円						
		果樹等樹林(ha)									
		農業用非共同利用施設(㎡)									
		農業用共同利用施設(ha)									
		小計			145 千円						
	林産被害	立木・苗木など									
	畜産被害	畜産・養蚕									
	水産被害	船舶									
		その他の被害			30 千円						
		小計			30 千円						
	商工被害（建物を除く）										
	その他				73,655 千円						
	合計				73,830 千円						
被害額総計				209,501 千円		7,000 千円					
その他の措置											
災害対策本部	設置(月日時分)										
	解除(月日時分)										
災害救助法適用(月日時分)											

項目＼災害名				令和２年台風第 10 号		令和２年９月 11 日からの大雨		令和２年 12 月 30 日からの大雪		令和３年１月７日からの大雪／暴風波浪	
気象の概況											
人的被害（人）	死者										
	行方不明										
	重傷										
	軽傷							3		1	
住家被害（棟/世帯/人）	全壊			／　／		／　／		／　／		／　／	
	半壊			／　／		／　／		／　／		／　／	
	一部損壊			／　／		／　／		／　／		／　／	
	床上浸水			／　／		／　／		／　／		／　／	
	床下浸水			1／　1／1		／　／		／　／		／　／	
非住家被害（棟）	公共建物	全壊									
		半壊									
		浸水									
	その他	全壊									
		半壊									
		浸水									
罹災計(世帯/人)											
避難状況（地区/世帯/人）	避難勧告	発令状況									
		避難状況									
	避難指示	発令状況									
		避難状況									
文教施設	公立文教施設										
	その他の文教施設										
社会保険環境施設	福祉施設(箇所)										
	病院(箇所)										
	上水・簡易(箇所)										
	断水(世帯)										
	清掃施設(箇所)										
その他	鉄道不通(箇所)							21			
	その他										
農林水産業施設被害	農地・農業用施設	農地		29	31,000 千円						
		農業用施設		10	7,000 千円						
		小計		39	38,000 千円						
	林業用施設	林業荒廃防止施設									
		林道									
		小計									
	漁業用施設	沿岸漁場整備開発施設									
		漁港施設									
		小計									
	共同利用施設										
	合計			39	38,000 千円						
公共土木施設被害	河川			15	183,455 千円						
	海岸										
	砂防設備			1	13,278 千円						
	林地荒廃防止施設										
	地すべり防止施設										
	急傾斜地崩壊防止施設										
	道路			18	87,159 千円	2	9,176 千円				
	橋りょう										
	港湾										
	漁港										
	下水道										
	公園										
	合計			34	283,892 千円	2	9,176 千円				
その他の公共施設											
その他の被害	農産被害	農作物(ha)			323 千円						
		果樹等樹林(ha)									
		農業用非共同利用施設(㎡)			97 千円						3,233 千円
		農業用共同利用施設(ha)									
		小計			420 千円						3,233 千円
	林産被害	立木・苗木など									
	畜産被害	畜産・養蚕									
	水産被害	船舶									
		その他の被害			89,600 千円						
		小計			89,600 千円						
	商工被害（建物を除く）										
	その他				8,500 千円						43,000 千円
	合計				98,520 千円						46,233 千円
被害額総計				420,412 千円		9,176 千円				46,233 千円	
その他の措置											
災害対策本部	設置(月日時分)										
	解除(月日時分)										
災害救助法適用(月日時分)											

資料 1-2　風水害等災害履歴

項目 ＼ 災害名				令和３年７月６日からの大雨		令和３年台風第９号		令和３年８月 12 日からの大雨		令和３年８月 22 日の大雨	
気象の概況											
人的被害（人）	死者										
	行方不明										
	重傷										
	軽傷										
住家被害（棟/世帯/人）	全壊			1／　1／2		／　／		／　／		／　／	
	半壊			1／　1／3		3／　6／9		／　／		／　／	
	一部損壊			9／　9／24		38／ 38／62		／　／		／　／	
	床上浸水			19／ 30／65		／　／		／　／		／　／	
	床下浸水			106／107／144		4／　4／11		／　／		／　／	
非住家被害（棟）	公共建物	全壊									
		半壊									
		浸水									
	その他	全壊									
		半壊									
		浸水									
罹災計(世帯/人)											
避難状況（地区/世帯/人）	避難勧告	発令状況									
		避難状況									
	避難指示	発令状況									
		避難状況									
文教施設	公立文教施設					12,349 千円				3,934 千円	
	その他の文教施設										
社会保険環境施設	福祉施設(箇所)										
	病院(箇所)										
	上水・簡易(箇所)										
	断水(世帯)										
	清掃施設(箇所)										
その他	鉄道不通(箇所)							1			
	その他										
農林水産業施設被害	農地・農業用施設	農地		1,836 千円							
		農業用施設									
		小計		1,836 千円							
	林業用施設	林業荒廃防止施設									
		林道									
		小計									
	漁業用施設	沿岸漁場整備開発施設									
		漁港施設									
		小計									
	共同利用施設										
	合計			1,836 千円							
公共土木施設被害	河川							201,279 千円			
	海岸										
	砂防設備										
	林地荒廃防止施設										
	地すべり防止施設										
	急傾斜地崩壊防止施設										
	道路			11,450 千円		4,002 千円		380,026 千円			
	橋りょう										
	港湾										
	漁港										
	下水道										
	公園										
	合計			11,450 千円		4,002 千円		581,305 千円			
その他の公共施設						110 千円		29,918 千円			
その他の被害	農産被害	農作物						8,096 千円			
		果樹等樹林									
		農業用非共同利用施設				21,555 千円					
		農業用共同利用施設									
		小計				21,555 千円					
	林産被害	立木・苗木など									
	畜産被害	畜産・養蚕									
	水産被害	船舶									
		その他の被害									
		小計									
	商工被害（建物を除く）					8,712 千円					
	その他					8,000 千円					
	合計					38,267 千円		8,096 千円			
被害額総計				13,286 千円		54,728 千円		619,319 千円		3,934 千円	
その他の措置											
災害対策本部	設置(月日時分)			7.7	6:50						
	解除(月日時分)			7.9	22:13						
災害救助法適用(月日時分)											

項目＼災害名				令和 3 年 12 月 26 日からの大雪		令和 4 年 6 月 24 日の大雨		令和 4 年 7 月 16 日の大雨		令和 4 年台風 11 号（9 月 6 日）	
気象の概況											
人的被害（人）	死者										
	行方不明										
	重傷										
	軽傷										
住家被害（棟/世帯/人）	全壊			／　／		／　／		／　／		／　／	
	半壊			／　／		／　／		／　／		／　／	
	一部損壊			／　／		／　／		／　／		1／　1／1	
	床上浸水			／　／		／　／		／　／		／　／	
	床下浸水			／　／		／　／		／　／		2／ 2／1	
非住家被害（棟）	公共建物	全壊									
		半壊									
		浸水									
	その他	全壊									
		半壊									
		浸水									
罹災計(世帯/人)											
避難状況（地区/世帯/人）	避難勧告	発令状況									
		避難状況									
	避難指示	発令状況									
		避難状況									
文教施設	公立文教施設										
	その他の文教施設										
社会保険環境施設	福祉施設(箇所)										
	病院(箇所)										
	上水・簡易(箇所)										
	断水(世帯)										
	清掃施設(箇所)										
その他	鉄道不通(箇所)			4							
	その他										
農林水産業施設被害	農地・農業用施設	農地				7,546 千円					
		農業用施設				562 千円					
		小計				8,108 千円					
	林業用施設	林業荒廃防止施設									
		林道									
		小計									
	漁業用施設	沿岸漁場整備開発施設									
		漁港施設									
		小計									
	共同利用施設										
	合計					8,108 千円					
公共土木施設被害	河川							29,423 千円			
	海岸										
	砂防設備										
	林地荒廃防止施設										
	地すべり防止施設										
	急傾斜地崩壊防止施設										
	道路										
	橋りょう										
	港湾										
	漁港										
	下水道										
	公園							29,423 千円			
	合計										
その他の公共施設											
その他の被害	農産被害	農作物									
		果樹等樹林									
		農業用非共同利用施設									
		農業用共同利用施設									
		小計									
	林産被害	立木・苗木など									
	畜産被害	畜産・養蚕									
	水産被害	船舶									
		その他の被害								40,700 千円	
		小計								40,700 千円	
	商工被害（建物を除く）										
	その他										
	合計									40,700 千円	
被害額総計				13,286 千円		8,108 千円		29,423 千円		40,700 千円	
その他の措置											
災害対策本部	設置(月日時分)										
	解除(月日時分)										
災害救助法適用(月日時分)											

資料 1-2　風水害等災害履歴

項目 ＼ 災害名				令和 4 年台風 14 号 (9 月 18 日～20 日)		令和 4 年 12 月 22 日からの大雪 (12 月 22 日～23 日)		令和 5 年 1 月 24 日からの大雪		令和 5 年 1 月 27 日からの大雪	
気象の概況											
人的被害(人)	死者										
	行方不明										
	重傷									2	
	軽傷										
住家被害(棟/世帯/人)	全壊			／	／	／	／	／	／	／	／
	半壊			／	／	／	／	／	／	／	／
	一部損壊			／	／	／	／	／	／	／	／
	床上浸水			／	／	／	／	／	／	／	／
	床下浸水			／	／	／	／	／	／	／	／
非住家被害(棟)	公共建物	全壊									
		半壊									
		浸水									
	その他	全壊									
		半壊									
		浸水									
罹災計(世帯/人)											
避難状況(地区/世帯/人)	避難勧告	発令状況									
		避難状況									
	避難指示	発令状況									
		避難状況									
文教施設	公立文教施設										
	その他の文教施設										
社会保険環境施設	福祉施設(箇所)										
	病院(箇所)										
	上水・簡易(箇所)										
	断水(世帯)										
	清掃施設(箇所)										
その他	鉄道不通(箇所)										
	その他										
農林水産業施設被害	農地・農業用施設	農地									
		農業用施設									
		小計									
	林業用施設	林業荒廃防止施設									
		林道									
		小計									
	漁業用施設	沿岸漁場整備開発施設									
		漁港施設									
		小計									
	共同利用施設										
	合計										
公共土木施設被害	河川										
	海岸										
	砂防設備										
	林地荒廃防止施設										
	地すべり防止施設										
	急傾斜地崩壊防止施設										
	道路										
	橋りょう										
	港湾										
	漁港										
	下水道										
	公園										
	合計										
その他の公共施設											
その他の被害	農産被害	農作物									
		果樹等樹林						355 千円			
		農業用非共同利用施設		39 千円				31,985 千円			
		農業用共同利用施設									
		小計		39 千円							
	林産被害	立木・苗木など		500 千円							
	畜産被害	畜産・養蚕									
	水産被害	船舶		1,130 千円				2,000 千円			
		その他の被害		1,000 千円							
		小計		2,130 千円							
	商工被害（建物を除く）										
	その他										
	合計			2,669 千円				34,340 千円			
被害額総計				2,669 千円				34,340 千円			
その他の措置											
災害対策本部	設置(月日時分)										
	解除(月日時分)										
災害救助法適用(月日時分)											

項目 ＼ 災害名				令和５年５月 29 日からの大雨		令和５年６月 30 日からの大雨		令和５年７月８日からの大雨		令和５年９月５日からの大雨	
気象の概況											
人的被害（人）	死者										
	行方不明										
	重傷										
	軽傷										
住家被害（棟/世帯/人）	全壊			／	／	／	／	／	／	／	／
	半壊			／	／	／	／	／	／	／	／
	一部損壊			／	／	／	／	2／	3／3	／	／
	床上浸水			／	／	／	／	／	／	／	／
	床下浸水			／	／	／	／	2／	／	／	／
非住家被害（棟）	公共建物	全壊									
		半壊									
		浸水									
	その他	全壊									
		半壊									
		浸水									
罹災計(世帯/人)											
避難状況（地区/世帯/人）	避難勧告	発令状況									
		避難状況									
	避難指示	発令状況									
		避難状況									
文教施設	公立文教施設										
	その他の文教施設										
社会保険環境施設	福祉施設(箇所)										
	病院(箇所)										
	上水・簡易(箇所)										
	断水(世帯)										
	清掃施設(箇所)										
その他	鉄道不通(箇所)										
	その他										
農林水産業施設被害	農地・農業用施設	農地		2,000 千円		5,000 千円		6,500 千円		1,200 千円	
		農業用施設		15,000 千円				33,000 千円			
		小計						39,500 千円		1,200 千円	
	林業用施設	林業荒廃防止施設									
		林道						20,000 千円			
		小計						20,000 千円			
	漁業用施設	沿岸漁場整備開発施設									
		漁港施設									
		小計									
	共同利用施設										
	合計			17,000 千円		5,000 千円		59,500 千円			
公共土木施設被害	河川							188,226 千円			
	海岸										
	砂防設備										
	林地荒廃防止施設					47,959 千円					
	地すべり防止施設										
	急傾斜地崩壊防止施設										
	道路					32,914 千円				6,757 千円	
	橋りょう										
	港湾										
	漁港					3,000 千円					
	下水道										
	公園										
	合計					272.099 千円				6,757 千円	
その他の公共施設											
その他の被害	農産被害	農作物						1,018 千円			
		果樹等樹林									
		農業用非共同利用施設									
		農業用共同利用施設									
		小計									
	林産被害	立木・苗木など									
	畜産被害	畜産・養蚕									
	水産被害	船舶									
		その他の被害									
		小計									
	商工被害（建物を除く）										
	その他							39,000 千円			
	合計							40,018 千円			
被害額総計				17,000 千円		5,000 千円		371,617 千円		7,957 千円	
その他の措置											
災害対策本部	設置(月日時分)										
	解除(月日時分)										
災害救助法適用(月日時分)											

資料 1-2　風水害等災害履歴

項目 ＼ 災害名				令和 5 年 12 月 20 日からの大雪	令和 6 年 6 月 23 日の大雨	令和 6 年 7 月 1 日からの大雨	令和 6 年 7 月 9 日からの大雨
気象の概況							
人的被害（人）	死者						
	行方不明						
	重傷						
	軽傷			2			
住家被害（棟/世帯/人）	全壊			／　／	／　／	／　／	／　／
	半壊			／　／	／　／	／　／	1／　1／ 2
	一部損壊			／　／	／　／	／　／	／　／
	床上浸水			／　／	／　／	／　／	7／　7　／ 7
	床下浸水			／　／	2／　2／ 5	2／　2／ 5	14／　14　／ 14
非住家被害（棟）	公共建物	全壊					
		半壊					
		浸水					
	その他	全壊					
		半壊					
		浸水					
罹災計(世帯/人)							
避難状況（地区/世帯/人）	避難勧告	発令状況					
		避難状況					
	避難指示	発令状況					
		避難状況					
文教施設	公立文教施設						
	その他の文教施設						
社会保険環境施設	福祉施設(箇所)						
	病院(箇所)						
	上水・簡易(箇所)						
	断水(世帯)						
	清掃施設(箇所)						
その他	鉄道不通(箇所)						
	その他						
農林水産業施設被害	農地・農業用施設	農地					9,600 千円
		農業用施設					2,400 千円
		小計					12,000 千円
	林業用施設	林業荒廃防止施設					
		林道					
		小計					
	漁業用施設	沿岸漁場整備開発施設					
		漁港施設					
		小計					
	共同利用施設						
	合計						
公共土木施設被害	河川						398,273 千円
	海岸						
	砂防設備						
	林地荒廃防止施設						
	地すべり防止施設						
	急傾斜地崩壊防止施設						
	道路						106,593 千円
	橋りょう						
	港湾						
	漁港						500 千円
	下水道						
	公園						
	合計						505,366 千円
その他の公共施設							
その他の被害	農産被害	農作物					
		果樹等樹林					
		農業用非共同利用施設					
		農業用共同利用施設					
		小計					
	林産被害	立木・苗木など					
	畜産被害	畜産・養蚕					
	水産被害	船舶					
		その他の被害					500 千円
		小計					500 千円
	商工被害（建物を除く）						11,400 千円
	その他						
	合計						11,900 千円
被害額総計							529,266 千円
その他の措置							
災害対策本部	設置(月日時分)						
	解除(月日時分)						
災害救助法適用(月日時分)							

項目＼災害名				令和６年台風 10 号		令和６年９月 15 日の大雨		令和６年 11 月２日からの大雨			
気象の概況											
人的被害（人）	死者										
	行方不明										
	重傷										
	軽傷										
住家被害（棟/世帯/人）	全壊										
	半壊										
	一部損壊										
	床上浸水										
	床下浸水			／　／		3 ／ 3 ／ 3		2 ／ 2 ／ 2		／　／	
非住家被害（棟）	公共建物	全壊									
		半壊									
		浸水									
	その他	全壊									
		半壊									
		浸水									
罹災計(世帯/人)											
避難状況（地区/世帯/人）	避難勧告	発令状況									
		避難状況									
	避難指示	発令状況									
		避難状況									
文教施設	公立文教施設										
	その他の文教施設										
社会保険環境施設	福祉施設(箇所)										
	病院(箇所)										
	上水・簡易(箇所)										
	断水(世帯)										
	清掃施設(箇所)										
その他	鉄道不通(箇所)										
	その他										
農林水産業施設被害	農地・農業用施設	農地				22,000 千円					
		農業用施設									
		小計				22,000 千円					
	林業用施設	林業荒廃防止施設									
		林道									
		小計									
	漁業用施設	沿岸漁場整備開発施設									
		漁港施設									
		小計									
	共同利用施設										
	合計					22,000 千円					
公共土木施設被害	河川							13,940 千円			
	海岸										
	砂防設備										
	林地荒廃防止施設										
	地すべり防止施設										
	急傾斜地崩壊防止施設										
	道路			86,174 千円				24,415 千円			
	橋りょう										
	港湾										
	漁港										
	下水道										
	公園										
	合計							38,355 千円			
その他の公共施設											
その他の被害	農産被害	農作物									
		果樹等樹林									
		農業用非共同利用施設									
		農業用共同利用施設									
		小計									
	林産被害	立木・苗木など									
	畜産被害	畜産・養蚕									
	水産被害	船舶									
		その他の被害									
		小計									
	商工被害（建物を除く）							2,200 千円			
	その他										
	合計							2,200 千円			
被害額総計						22,000 千円		40,555 千円			
その他の措置											
災害対策本部	設置(月日時分)										
	解除(月日時分)										
災害救助法適用(月日時分)											

資料 1-3

地震災害履歴（島根県）

資料：松江地方気象台、島根県災害年報

発生年月日	北緯	東経	規模 (マグニチュード)	震央地名 (地震名)	被害状況
880.11.23 元慶4.10.14	35.4°	133.2°	7 程度	出雲	神社、仏閣、家屋転倒す。
1026. 6.16 万寿3. 5.23	不明	不明	不明	石見	現益田市高津川河口沖にあった鴨島が大波（あるいは大海嘯）によって崩され、海中に没したという。波は川沿いに 16km 上流に達したという。被害は 50km 以上東の黒松（現江津市黒松町）にまで及んだ。
1676.7.12 延宝4.6.2	34.5°	131.8°	6.5 程度	石見	津和野城石垣など崩れ、侍屋敷の石垣・塀破損。本丸櫓 2 ヵ所・出丸櫓 2 ヵ所崩れ、天守は別条なし。石垣崩れ 17 ヵ所、同孕 72 ヵ所。町方家蔵大分損、家屋倒潰 133、うち 16 は土蔵、死 7、傷 35、田畑 50 町ほど潰込みあるいは水除崩る。
1748. 6.18 寛延1. 5.23	不明	不明	不明	松江 （雲州地震）	松江鵜部屋橋石壁崩れ橋落つという。「出雲私史抜萃」による。
1778. 2.14 安永7. 1.18	34.6°	132.0°	6.5 程度	石見	那賀郡波佐村（現浜田市）で石垣崩る。都茂村（現益田市）で落石、三隅川沿いで山崩れ・家潰れなどありしとのこと。
1823. 1.14 文政5.12. 3	不明	不明	不明	石見	美濃郡・那賀郡が激しく、美濃村（現益田市）で潰家 10 戸。
1835. 3.12 天保6. 2.14	35.1°	132.6°	5 1/2 程度	石見	島根県高畑村（現美郷町）で石地蔵・石塔・墓石など倒れ、蔵の壁破る。
1854.12.24 嘉永7〈安政1〉.11.5	33.0°	135.0°	8.4	和歌山県南方沖（安政南海地震）	出雲杵築大社（現出雲市）で潰 150 棟。
1859. 1. 5 安政 5.12. 2	34.8°	131.9°	6.2 ±0.2	石見	島根県一帯、とくに那賀郡・美濃郡が強く、波佐村（現浜田市）で山崩れがあり、周布村（現浜田市）では潰家数戸。下道川村（現益田市）で家・土蔵小損 4。美濃村（現益田市）で潰家 10。高城村（現益田市）で石垣、吉賀川の堤防崩る。被害総計、家潰 56、蔵損 14、寺社倒 2、山崩れ 10、田畑損 31 町余、ほか道・橋・堤損多し。
1859.10. 4 安政 6. 9. 9	34.5°	132.0°	6.0～6.5	石見	島根県那賀郡で強く、周布村（現浜田市）でも数戸倒潰し、地割れあり、匹見町では田地・往還・橋などの損がところどころにあり、居宅大損 4 があった。
1872. 3.14 明治5. 2. 6	35.15°	132.1°	7.1±0.2	島根県西部沿岸(浜田地震)	約 1 週間くらい前から鳴動、当日午前 11 時頃微震。ついで本震の約 1 時間前にかなりの地震。また 8～10 分前に微震あり。 島根県では、死者 551、負傷者 582、全潰 4,506、半壊 6,072、焼失 230、山崩れ 6,567。道・橋・堤防にも被害があった。海岸で海水の変動あり。
1904. 6. 6 明治37年	35.3°	133.2°	5.8	島根県東部	同日の 3 時 40 分に経度、緯度を同じくする M=5.4 の地震があった。前の地震で能義郡大塚村（現安来市）で家屋の壁破損 1、同郡母里村（現安来市）で堤防の亀裂 2。本震で能義郡宇賀荘村（現安来市）で堤防の亀裂、大塚村・母里村で瓦の墜落などの被害があった。
1914. 5.23 大正3年	35.35°	133.2°	5.8	島根県東部	島根県能義郡・八束郡・大原郡で壁の亀裂、土地の崩壊・亀裂などがあり、玉造温泉は湧出量が 3 倍となり昇温した。【気象集誌】

発生年月日	北緯	東経	規模 (マグニチュード)	震央地名 (地震名)	被害状況
1941. 4.6 昭和16年	34° 31.6′	131° 38.0′	6.2	山口県北部	山口・島根県境付近に小被害。須佐・江崎（山口県）およびその付近で土塀崩壊・墓石転倒・崖崩れ・道路の亀裂などがあり、益田・石見津田駅間で線路約 10cm 沈下し貨車が転覆した。
1943. 9.10 昭和18年	35° 28.3′	134° 11.0′	7.2	鳥取県東部 (鳥取地震)	壁に亀裂が生じ、屋根瓦数枚落ちた。煙突折れ、南方へ面した石碑南方へ倒れた（20 基）。【鳥取地震概報　中央気象台】
1946.12.21 昭和21年	32° 56.1′	135° 50.9′	8.0	和歌山県南方沖（南海地震）	島根県では、死者 9、負傷者 16、住家全壊 71、住家半壊 161、道路・橋梁・堤防にも損壊があった。
1950. 8.22 昭和25年	35° 10.1′	132° 38.6′	5.2	島根県西部	震央付近で崖崩れ・壁の亀裂・墓石の転倒・井戸の白濁などの微小被害があった。
1964. 6.16 昭和39年	38° 22.2′	139° 12.7′	7.5	新潟県下越沖 (新潟地震)	津波が本震の約 15 分後から日本海沿岸各地を襲い、島根県隠岐島でも水田が冠水した。 島根県では住家床下浸水 1、住宅一部破損 38、水田冠水 10ha の被害があった。
1977. 5. 2 昭和52年	35° 09.0′	132° 42.0′	5.6	島根県東部	震央付近で壁の亀裂、剥落、崖崩れ、地割れなど軽微な被害が見られた。掛合町小原地区（現雲南市）では墓石がすべて倒れた。住家一部破損 108 棟、非住家被害 55 棟、公共建物被害 129 棟、道路損壊 59 棟、その他農地などにも被害。（昭和 52 年島根県災害年報より）
1978. 6. 4 昭和53年	35° 05.0′	132° 42.0′	6.1	島根県東部	三瓶山の南東の大田市志学、頓原町（現飯南町）、邑智町（現美郷町）に被害。壁の亀裂・剥落、墓石の転倒、石垣や道路の小被害、崖崩れがあった。住家半壊 5 棟、住家一部破損 55 棟、非住家被害 27 棟、公共建物被害 7 棟、文教施設破損 2 箇所、道路損壊 43 箇所、水道損壊 9 箇所、崖くずれ 3 箇所等。（昭和 53 年島根県災害年報より）
1983 .5.26 昭和58年	40° 21.6′	139° 04.4′	7.7	秋田県沖 (昭和58年 (1983年)日本海中部地震)	この地震による津波で隠岐地方と島根半島を中心に多数の船舶・港湾施設に被害があり、浸水家屋などもあった。負傷者 5 人、住家床上浸水 141 棟、住家床下浸水 277 棟、非住家浸水 86 棟、公共建物浸水 17 棟、漁船被害 319 隻等。（昭和 58 年島根県災害年報より）
1991. 8.28 平成 3年	35° 19.4′	133° 11.2′	5.9	島根県東部	被害の主なものは、天井・壁・床に亀裂、石垣にヒビ、ガラス割れ、酒瓶等落下、屋根瓦のずれ・落下、道路に亀裂・落石、JR 山陰・山陽両線等で運休、大幅な遅れ等があった。住家一部破損 22 棟、非住家被害 1 棟、公共建物被害 6 棟等。（平成 3 年島根県災害年報より）
1993. 7.12 平成 5年	42° 46.9′	139° 10.8′	7.8	北海道南西沖 (平成5年(1993年)北海道南西沖地震)	津波により隠岐地方、島根半島の沿岸、港湾、漁船などを中心に被害が発生した。住家床上浸水 5 棟、住家床下浸水 78 棟、漁船被害 93 隻、漁具被害 19 件等。（平成 5 年島根県災害年報より）
1997. 6.25 平成 9年	34° 26.4′	131° 39.9′	6.6	山口県中部	住家一部損壊 3 棟、非住家一部損壊 4 棟、公共建物被害 7 棟等。（平成 9 年島根県災害年報より）

資料 1-3　地震災害履歴（島根県）

発生年月日	北緯	東経	規模 (マグニチュード)	震央地名 (地震名)	被害状況
2000.10. 6 平成12年	35° 16.4′	133° 20.9′	7.3	鳥取県西部 (平成12年 (2000年)鳥取県西部地震)	伯太町（現安来市）・八束町（現松江市）・安来市等で大きな被害が発生し、農作物にも安来市・東出雲町（現松江市）・伯太町で大きな被害が出た。重傷 2 名、軽傷 9 名、住家全壊 34 棟、住家半壊 576 棟、住家一部損壊 3,456 棟、道路被害 43 箇所、橋梁被害 2 箇所等。（平成 12 年島根県災害年報より）
2001. 3.24 平成13年	34° 07.9′	132° 41.6′	6.7	安芸灘 (平成13年(2001年)芸予地震)	軽傷者 3 名の他、住宅、道路、農業施設等に大きな被害が発生した。住家一部損壊 10 棟、公共建物被害 1 棟、道路被害 2 箇所等。（平成 13 年島根県災害年報より）
2011.6.4 平成23年	35° 05.7′	132° 40.2′	5.2	島根県東部	－ （平成 23 年島根県災害年報より）
2013.4.13 平成25年	34° 25.1′	134° 49.7′	6.3	淡路島付近	－ （平成 25 年島根県災害年報より）
2014.3.14 平成26年	33° 41.5′	131° 53.4′	6.2	伊予灘	－ （気象庁ＨＰより）
2018.4.9 平成30年	35° 11.0′	132° 35.2′	6.1	島根県西部	大田市で震度 5 強を観測。重傷 2 名、軽傷 7 名、住家全壊 16 棟、住家半壊 58 棟、住家一部損壊 556 棟、道路被害 25 箇所等。（平成 30 年島根県災害年報より）

(2)水害予防

資料 1-4

防災重点ため池一覧表

◆防災重点ため池

・決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池。

市農林基盤整備課（令和 7 年 10 月 1 日現在）

ため池コード	ため池名称	所在地	備考
322010020	深田池	西忌部町深田 1779-2	
322010028	殊勝田 4 号池	東忌部町	
322010036	上峠池	東忌部町上峠	
322010040	横道 2 池	東忌部町	
322010045	後原池	東忌部町	
322010057	日野目池	西忌部町池の飯 163	
322010070	香ノ木池	古志原町	
322010074	空上池	上乃木町リュウザコ	
322010075	空下池	上乃木６丁目	
322010076	あかこ池	上乃木６丁目-2495	
322010078	岡山池	佐草町	
322010095	大沢 1 池	佐草町大沢	
322010117	神田池	大庭町	
322010133	大石 1 池	大庭町	
322010141	後谷池	大庭町	
322010148	狐谷 1 池	山代町 609-2	
322010153	大山代池	西津田町 774	
322010155	喰ヶ谷池	東津田町 1592	
322010157	古志池	東津田町 1624	
322010162	須原池	東津田町 1958	
322010163	後山池	矢田町	
322010164	蟹穴池	矢田町 343	
322010165	間内越（上）池	矢田町 327	
322010166	間内越（下）池	矢田町 332	
322010167	寺領（上）池	竹矢町 706	
322010168	寺領（下）池	竹矢町 707	
322010169	才の峠池	馬潟町 112	
322010171	日岸田池	馬潟町日岸田 85	
322010174	穴田池	竹矢町穴田 827	
322010176	的場池	八幡町 357-1	
322010178	観音寺池	八幡町 555	
322010181	大谷池	福富町 276	
322010182	岩汐池	大井町岩汐	
322010183	長善寺池	朝酌町	
322010202	松尾池	西尾町 354	
322010203	柴尾池	西尾町 438	
322010208	池の奥池	大井町池の奥	
322010210	別所池	朝酌町	
322010249	木並池	上本庄町 713	
322010250	山崎池	上本庄町 1961	
322010253	義王池	福原町義王 603	

ため池コード	ため池名称	所在地	備考
322010254	石浦池	福原町石浦 613	
322010258	鏡谷池	東持田町	
322010261	大林池	西持田町大林	
322010265	国石新池	西持田町国石	
322010271	常熊池	下東川津町常熊	
322010272	納佐池	下東川津町納佐	
322010274	普賢寺下池	上東川津町	
322010275	普賢寺上池	上東川津町	
322010276	仲田下池	上東川津町仲田下	
322010278	南家池	上東川津町南下	
322010286	馬込池	西川津町馬込 489-6	
322010287	柴池	西川津町 2699	
322010288	楽山池	西川津町楽山	
322010289	大門池	西川津町	
322010291	井後池	西持田町井後	
322010292	深町池	西川津町	
322010293	菅田池	菅田町	
322010294	白鹿大池	法吉町 217	
322010295	白鹿小池	法吉町 211	
322010296	長谷大池	法吉町 414	
322010297	長谷小池	法吉町 317	
322010303	新屋谷池	法吉町石流 376	
322010304	鶯谷	法吉町 654	
322010305	田中谷	法吉町 734	
322010308	智者	法吉町 780	
322010314	滝戸池	比津町	
322010320	廻田池	比津町	
322010321	清水池	黒田町 223	
322010322	輪ノ内池	黒田町輪之内 230	
322010323	白岸池	黒田町 377	
322010324	堂土池	国屋町 55	
322010326	宮ノ池	国屋町 304	
322010327	二ツ池	国屋町 542	
322010328	大谷上池	東生馬町	
322010329	大谷下池	東生馬町	
322010335	半田池	西生馬町	
322010336	池部池	東生馬町	
322010337	遍照寺池	下佐陀町	
322010341	能瀬池	下佐陀町	
322010342	蛍池	薦津町	
322010343	柄杓池	浜佐田町	
322010344	椎池	浜佐田町	
322010346	小堤池	浜佐田町	
322010347	堂々池	西谷町	
322010353	峰垣池	古志町	
322010354	柿廻下池	古志町	

ため池コード	ため池名称	所在地	備考
322010355	柿廻上池	古志町	
322010356	柿原池	西谷町	
322010362	塩谷池	荘成町	
322010363	塩谷上池	荘成町	
322010364	庄廻田池	古曽志町	
322010365	杉田池	古曽志町	
322010366	寺ヶ廻池	古曽志町	
322010367	京塚池	古曽志町	
322010368	松尾池	古曽志町	
322010370	今地池	古曽志町	
322010371	小池池	古曽志町	
322010373	深廻池	東長江町	
322010378	廻池	東長江町	
322010379	朝日手池	東長江町	
322010383	小谷奥池	東長江町	
322010384	金剛寺池	東長江町	
322010386	頭谷池	東長江町	
322010388	垂水池	西長江町 675-2	
322010392	西明池	西長江町 912	
322010393	油井池	西長江町 928	
322010395	宇出池	西長江町 380	
322010405	原廻池	西長江町 156	
322010424	高原下池	秋鹿町井神	
322010427	廻田池	秋鹿町井神	
322010440	内河原池	秋鹿町本谷	
322010441	三栗屋池	秋鹿町	
322010443	廻田池	岡本町	
322010445	古屋垣池	岡本町	
322010452	奥廻田池	岡本町	
322010454	井手谷池	大垣町井手屋	
322010461	室屋池	大垣町 492	
322010462	花屋池	大垣町 462	
322010466	円木池	大垣町	
322010471	床ノ常池	大垣町床常	
322010481	池久保池	大垣町	
322010502	常藤池	大垣町	
322010522	万才池	大垣町	
322010541	杢土 2 号池	上大野町五明	
322010542	杢土池	上大野町五明	
322010544	北廻池	上大野町 2107	
322010559	小谷 1 池	上大野小谷	
322010656	アヤノウチ池	上大野町	
322010661	小堀池	大野町細原	
322010676	入口谷池	大野町	
322010699	実安 1 号池	大野町	
322010708	門堀 2 号池	大野町	

ため池コード	ため池名称	所在地	備考
322010735	殿山池	大野町殿山 881-3	
322010754	名立池	大野町山中 152	
322010757	奥谷池	大野町奥谷	
322010762	湯屋谷 3 号池	大野町 330	
322010769	澤上池	坂本町 52	
322010770	国賀池	坂本町 212	
322010778	澤下池	坂本町 51	
322010779	郷戸池	西生馬町 382	
322010782	田畑池	西谷町	
323010002	山根池	鹿島町名分 880	
323010003	芦谷池	鹿島町北講武 453	
323010004	尾添池	鹿島町北講武 524-1	
323010005	山鹿池	鹿島町北講武 791	
323010007	光谷池	鹿島町北講武 1130	
323010009	赤田旧池	鹿島町上講武 9	
323010010	赤田新池	鹿島町上講武 14	
323010011	松尾池	鹿島町上講武 232	
323010015	杣谷温水池	鹿島町上講武 1856-1	
323010019	成丈上池	鹿島町南講武 1082-1	
323010021	小原池	鹿島町武代 128	
323010025	宇出上池	鹿島町武代 68	
323010026	宇出下池	鹿島町武代 64	
323010027	氏穴池	鹿島町佐陀本郷 173	
323010029	納田池	鹿島町佐陀本郷 1452	
323010030	森田池	鹿島町佐陀本郷 1376	
323010031	善坊池	鹿島町佐陀本郷 380	
323010032	客池	鹿島町佐陀本郷 568	
323010033	上垣下池	鹿島町名分 207-4	
323010035	宇杉池	鹿島町佐陀本郷 936	
323010036	西ノ奥池	鹿島町名分 499-1	
323010038	雨垣池	鹿島町佐陀宮内 806	
323010040	柿池	鹿島町佐陀宮内 569	
323010041	栗林池	鹿島町佐陀宮内 153	
323020030	柿谷	島根町野波 2376	
323030003	長坂	美保関町千酌 828	
323030014	廻田	美保関町菅浦 719	
323040002	姫津	東出雲町春日 108	
323040004	雨津谷	東出雲町春日 87	
323040007	湯谷	東出雲町春日 217-3	
323040008	下以下谷	東出雲町春日 10	
323040009	上以下谷	東出雲町春日 28	
323040010	九反田	東出雲町春日 72	
323040011	烏廻	東出雲町春日 54	
323040012	内馬	東出雲町内馬 1610-1	
323040016	上大薮	東出雲町内馬 1429-1	
323040024	堀谷	東出雲町須田 798-1	

ため池コード	ため池名称	所在地	備考
323040027	中谷	東出雲町須田 1274	
323040029	炭焼谷池	東出雲町内馬 1404	
323040030	ダメ池	東出雲町内馬 1401	
323040032	下後谷	東出雲町出雲郷 992-12	
323040033	上後谷	東出雲町出雲郷 992-12	
323040034	島田	東出雲町揖屋町 136	
323040036	渋山	東出雲町揖屋町 308	
323040037	荒神谷	東出雲町揖屋町 550	
323040038	四ツ廻	東出雲町揖屋町 306	
323040039	勝負	東出雲町揖屋町 1404	
323040040	湯屋谷	東出雲町揖屋町 1915	
323040041	金山	東出雲町揖屋町 1800	
323040042	呑水	東出雲町揖屋町 2387-1	
323040043	万原	東出雲町揖屋町 2449-1	
323040044	神子谷２号	東出雲町揖屋町 2651-1	
323040045	神子谷	東出雲町春日 2628-3	
323040049	湯田	東出雲町下意東 844	
323040050	万蔵１号	東出雲町下意東 1810	
323040051	万蔵２号池	東出雲町下意東 1864-2	
323040052	油免	東出雲町下意東 1486	
323040053	雉子谷１号	東出雲町下意東 1305	
323040055	廻田	東出雲町上意東 344-1	
323040056	目田	東出雲町上意東 1943	
323040057	梨木廻	東出雲町下意東 2416	
323040058	丸谷	東出雲町下意東 2361 番 3 地先	
323040060	以下ノ奥溜池	東出雲町下意東 278-2	
323040061	西山溜池	東出雲町下意東 293-1	
323040062	長廻溜池	東出雲町下意東 1417	
323040063	鴨ヶ溜池	東出雲町下意東 2756	
323050003	穴田	八雲町東岩坂 904	
323050006	鑓溝	八雲町東岩坂 1040-1	
323050012	岡ノ目(大)	八雲町東岩坂 463	
323050017	清蔵	八雲町西岩坂 1632	
323050030	杉ノ廻池	八雲町熊野 26	
323050033	トサキ	八雲町熊野	
323050049	畦石	八雲町平原 79-4	
323050066	畑	八雲町平原 876-1	
323050067	折原下	八雲町西岩坂 1065	
323050069	折原中	八雲町西岩坂 1084	
323050070	折原奥	八雲町西岩坂 1090	
323050072	日吉１池	八雲町日吉 283	
323050073	日吉２池	八雲町日吉 284	
323060003	東廻	玉湯町布志名 98-1	
323060004	樅の木	玉湯町布志名 614	
323060005	狐廻	玉湯町布志名 728	
323060006	井頭２号	玉湯町布志名 284-1	

資料 1-4　防災重点ため池一覧表

ため池コード	ため池名称	所在地	備考
323060007	井頭 1 号	玉湯町布志名 286	
323060008	雨ヶ池	玉湯町布志名 765	
323060009	後廻	玉湯町湯町 54	
323060010	真の谷	玉湯町湯町 1384	
323060012	扇廻	玉湯町湯町 687-4	
323060013	花仙	玉湯町玉造 441 他	
323060014	一丁田	玉湯町林村 28-1	
323060015	畦切	玉湯町林村 91	
323060022	上野山第一	玉湯町林村 1454	
323060031	小屋の谷池	玉湯町布志名	
323070002	北廻	宍道町東来待	
323070010	深谷	宍道町東来待	
323070011	寺谷	宍道町東来待	
323070012	岩屋廻	宍道町東来待	
323070016	狐ヶ廻	宍道町東来待	
323070020	カラス田	宍道町西来待 762 番外 1	
323070050	山神谷 2 号	宍道町上来待	
323070060	古道 2 号	宍道町上来待	
323070062	長池	宍道町上来待	
323070068	樋ノ口	宍道町上来待	
323070083	萩第	宍道町白石	
323070096	杉谷	宍道町西来待	
323070099	中原	宍道町白石 1147	
323070104	トビガス	宍道町白石	
323070107	山神谷	宍道町宍道 280	
323070110	舟川原	宍道町白石	
323070115	案内第 3	宍道町白石 1425	
323070118	太平寺	宍道町佐々布	
323070127	夫婦岩	宍道町白石	
323070130	穴釜	宍道町白石	
323070142	池ヶ市	宍道町佐々布	
323070144	糸屋	宍道町佐々布	
323070149	北の廻	宍道町佐々布	
323070152	深山谷 2 号	宍道町佐々布	
323070155	大境	宍道町佐々布 2137	
323070156	軍原	宍道町佐々布	
323070157	才ノ神	宍道町伊志見 630-1	
323070161	清水	宍道町伊志見	
323070169	宍道	宍道町宍道	
323070170	案内第 4 池	宍道町	

※ため池ハザードマップ（PDF）は松江市ホームページに掲載。

(3)土砂災害予防

資料 1-5

松江市土砂災害警戒区域集計表

（R~~6~~　7.10.~~1~~　10 現在）

松江市土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

市町村名	公民館名	通知・指定箇所数							
		急傾斜地		土石流		地すべり		計	
（旧松江市）	大野	84	箇所	13	箇所	~~8~~ 9	箇所	~~105~~ 106	箇所
	秋鹿	115	箇所	41	箇所	12	箇所	168	箇所
	古江	106	箇所	28	箇所	5	箇所	139	箇所
	生馬	66	箇所	13	箇所	0	箇所	79	箇所
	法吉	46	箇所	7	箇所	0	箇所	53	箇所
	城西	18	箇所	0	箇所	2	箇所	20	箇所
	城北	18	箇所	0	箇所	0	箇所	18	箇所
	川津	77	箇所	10	箇所	1	箇所	88	箇所
	持田	79	箇所	36	箇所	0	箇所	115	箇所
	本庄	68	箇所	29	箇所	3	箇所	100	箇所
	朝酌	58	箇所	40	箇所	1	箇所	99	箇所
	竹矢	36	箇所	3	箇所	0	箇所	39	箇所
	津田	30	箇所	0	箇所	0	箇所	30	箇所
	朝日	2	箇所	0	箇所	0	箇所	2	箇所
	雑賀	12	箇所	0	箇所	0	箇所	12	箇所
	乃木	43	箇所	4	箇所	0	箇所	47	箇所
	古志原	9	箇所	0	箇所	0	箇所	9	箇所
	大庭	47	箇所	7	箇所	0	箇所	54	箇所
	忌部	78	箇所	32	箇所	7	箇所	117	箇所
	計	992	箇所	263	箇所	40	箇所	1,295	箇所
（旧鹿島町）	鹿島	143	箇所	102	箇所	8	箇所	253	箇所
	計	143	箇所	102	箇所	8	箇所	253	箇所
（旧島根町）	島根	73	箇所	68	箇所	13	箇所	154	箇所
	計	73	箇所	68	箇所	13	箇所	154	箇所
（旧美保関町）	美保関	142	箇所	137	箇所	9	箇所	288	箇所
	計	142	箇所	137	箇所	9	箇所	288	箇所
（旧東出雲町）	出雲郷	156	箇所	98	箇所	5	箇所	259	箇所
	計	156	箇所	98	箇所	5	箇所	259	箇所
（旧八雲村）	八雲	225	箇所	210	箇所	12	箇所	447	箇所
	計	225	箇所	210	箇所	12	箇所	447	箇所
（旧玉湯町）	玉湯	121	箇所	98	箇所	13	箇所	232	箇所
	計	121	箇所	98	箇所	13	箇所	232	箇所
（旧宍道町）	宍道	262	箇所	153	箇所	13	箇所	428	箇所
	計	262	箇所	153	箇所	13	箇所	428	箇所
総計		2,114	箇所	1,129	箇所	113	箇所	3,356	箇所

松江市土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

市町村名	公民館名	指定箇所数					
		急傾斜地		土石流		計	
旧松江市	大野	83	箇所	4	箇所	87	箇所
	秋鹿	115	箇所	16	箇所	131	箇所
	古江	106	箇所	13	箇所	119	箇所
	生馬	64	箇所	7	箇所	71	箇所
	法吉	46	箇所	1	箇所	47	箇所
	城西	17	箇所	0	箇所	17	箇所
	城北	18	箇所	0	箇所	18	箇所
	川津	73	箇所	6	箇所	79	箇所
	持田	78	箇所	20	箇所	98	箇所
	本庄	67	箇所	15	箇所	82	箇所
	朝酌	58	箇所	15	箇所	73	箇所
	竹矢	36	箇所	0	箇所	36	箇所
	津田	29	箇所	0	箇所	29	箇所
	朝日	2	箇所	0	箇所	2	箇所
	雑賀	11	箇所	0	箇所	11	箇所
	乃木	39	箇所	3	箇所	42	箇所
	古志原	9	箇所	0	箇所	9	箇所
	大庭	46	箇所	1	箇所	47	箇所
	忌部	78	箇所	17	箇所	95	箇所
	計	975	箇所	118	箇所	1,093	箇所
旧鹿島町	鹿島	142	箇所	3	箇所	145	箇所
	計	142	箇所	3	箇所	145	箇所
旧島根町	島根	73	箇所	24	箇所	97	箇所
	計	73	箇所	24	箇所	97	箇所
旧美保関町	美保関	142	箇所	12	箇所	154	箇所
	計	142	箇所	12	箇所	154	箇所
旧東出雲町	東出雲	155	箇所	18	箇所	173	箇所
	計	155	箇所	18	箇所	173	箇所
旧八雲村	八雲	225	箇所	44	箇所	269	箇所
	計	225	箇所	44	箇所	269	箇所
旧玉湯町	玉湯	121	箇所	24	箇所	145	箇所
	計	121	箇所	24	箇所	145	箇所
旧宍道町	宍道	262	箇所	49	箇所	311	箇所
	計	262	箇所	49	箇所	311	箇所
総計		2,095	箇所	292	箇所	2,387	箇所

資料 1-6

地すべり危険箇所・地すべり防止区域

- 当該危険箇所・防止区域の位置等は、島根県ホームページマップ on しまね（ＧＩＳ）において表示。
- 詳細については河川課及び農林基盤整備課の資料による。

■国土交通省所管

資料：建設総務課

地すべり防止区域（法指定箇所）

番号		地区名	所在地	指定年月日	指定面積(ha)	公共施設等	備考
1	旧市	熊山	東忌部町	S36.4.8	12.60		
2		土居	大野町	S42.3.31 S43.6.14	9.60 53.80	神社 1、仏閣 1 病院 1	追加指定
3		南平台	国屋町	S48.10.27	6.00		
4		六坊	秋鹿町	S50.5.29	25.00		
5		大谷	東忌部町	S54.6.14	34.40		
6		布奈保	浜佐田町	S55.4.4	4.52	神社 1	
7		榎尻	西川津町	S57.3.27	3.90		
8		三谷	秋鹿町	S63.3.18 H8.6.27	56.10 14.10	神社 3、小学校	追加指定
9		名原	大垣町	H4.5.28	12.40	神社 3	
10		大垣	大垣町	H14.1.25	7.00	神社 1	
11		山中	大野町	R6.8.2	33.30		
12	鹿島町	御津	鹿島町	H2.3.31	24.53	体育館 1、保育所 1 神社 1	
13		手結	鹿島町	H7.7.24 H13.3.21	10.61 0.55	寺 1、漁協 1	追加指定
14		福野	鹿島町	H23.11.21	6.00	神社 1	
15	島根町	大芦別所	島根町	S42.3.31	13.20		
16		海鳥	島根町	S47.2.23	15.10		
17		多古鼻	島根町	S47.2.23	25.40	神社 2、仏閣 1	
18		垣の内	島根町	H13.3.21	37.50	集会所 1、公民館 1	
19	美保関町	片江	美保関町	S39.2.21 H7.7.24	8.61 2.18	小学校 1、保育所 1 神社仏閣 1	追加指定
20		惣津	美保関町	H22.5.31	6.50		
21	玉湯町	鳥ヶ崎	玉湯町	S42.3.31	6.00		
22		根尾	玉湯町	S48.10.27	6.20		
23	宍道町	伊志見	宍道町	S36.4.8	6.97		
24	東出雲町	内馬	東出雲町	S42.2.24	8.20		

■農林水産省林野庁所管

資料：農林基盤整備課

地すべり危険箇所　（）は法指定箇所数

	旧市	鹿島町	島根町	美保関町	八雲町	玉湯町	宍道町	八束町	東出雲町	計
箇所数	20 (8)	2 (0)	3 (0)	7 (2)	5 (1)	5 (2)	1 (0)	0 (0)	4 (0)	47 (13)

地すべり防止区域（法指定箇所）

番号		地区名	所在地	指定年月日	指定面積(ha)	公共施設等	備考
1	旧市	魚瀬	魚瀬町	S39.7.9	26.6	寺社 4	

番号		地区名	所在地	指定 年月日	指定面積 (ha)	公共施設等	備考
				H9.2.21	42.5	保育所 1	追加指定
2		秋谷	大野町	S50.3.18	27.39	公民館 1、製材所 1	
3		下岡西	岡本町	S62.4.21 H5.12.15	14.58 25.82	寺 1	追加指定
4		下岡東	岡本町	S62.4.21	12.1	神社 1	
5		畑谷西	西長江町	S63.6.23	48.3	寺 1、神社 1、集会所 1	
6		畑谷東	西長江町	S63.6.23	48.11		
7		川部	上本庄町	H4.8.5 H14.6.26	28.5 29.2	神社 1	追加指定
8		舞木	東長江町	H21.11.6	15.18	集会所 1	
9	美保関町	小菅	美保関町	S50.3.18	41.48		
10		木島	美保関町	S50.3.18	21.85		
11	八雲町	藤原	八雲町	S37.8.22 H9.2.21	6.68 20	神社 1、公民館 1	追加指定
12	玉湯町	大谷下中	玉湯町	H6.11.4	19	工場 2、集会所 1	
13		大谷下西	玉湯町	H5.12.15	77	寺 1	

■農林水産省農村振興局所管

資料：農林基盤整備課

地すべり防止区域（法指定箇所）

		地区名	所在地	指定年月日	面積(ha)	備考
1	旧市	西ノ村	上大野町	S37.8.27	55.30	
2		西ノ村(追加)	上大野町	S43.3.27	93.80	
3		上根尾	大野町	S38.3.12	75.80	
4	八雲町	平原奥	八雲町平原	S39.3.9	52.37	
5		平原奥(追加)	八雲町平原	S42.4.19	39.10	
6		平原奥(追加)	八雲町平原	H12.4.5	14.67	
7		萱野	八雲町熊野	S40.12.17	106.53	
8		草谷	八雲町平原	S42.4.19	48.84	
9	旧市	上岡	岡本町	S43.2.27	101.80	
10		大熊	東忌部町	S43.3.27	208.00	
11	宍道町	大野	宍道町西来待	S46.3.16	32.00	
12	東出雲町	奥組	東出雲町上意東	S46.3.16	37.45	
13	旧市	細原	大野町	S46.3.26	34.56	
14		細原(追加)	大野町、魚瀬町	S63.3.26	14.50	
15		細原(追加その 2)	魚瀬町	H 元.3.29		
16		鎌田	魚瀬町	S46.3.26	61.20	
17	宍道町	田根	宍道町上来待	S46.3.26	97.55	
18		佐倉	宍道町上来待	S47.3.16	119.40	
19		佐々布	宍道町佐々布	S47.3.16	121.40	
20	島根町	大芦	島根町大芦	S47.3.16	132.65	
21		野波	島根町野波	S47.3.16	23.25	
22	美保関町	笠浦	美保関町笠浦	S47.3.16	36.25	
23	東出雲町	東畑	東出雲町上意東	S47.3.16	43.00	
24	旧市	井神	秋鹿町	S47.12.25	41.00	
25	宍道町	下倉	宍道町白石	S47.12.25	56.80	
26		下倉(追加)	宍道町白石	S52.3.26	17.00	
27	島根町	瀬崎	島根町野波	S48.3.30	35.70	
28	旧市	井崎	大井町	S49.2.20	12.10	
29		上寄	大垣町	S50.3.31	54.00	
30	宍道町	小佐々布	宍道町佐々布	S51.3.26	37.00	
31		横見	宍道町西来待	S53.3.31	51.30	
32	旧市	枕木	邑生町・枕木町	S53.3.31	48.10	
33		枕木(追加)	枕木町	H14.3.15	0.88	
34		殿山	大野町	S54.3.31	110.00	
35		忌部	西忌部町	S54.3.31	60.00	

		地区名	所在地	指定年月日	面積(ha)	備考
36	宍道町	佐々布西	宍道町佐々布	S54.3.31	32.00	
37		来待	宍道町上来待	S55.3.29	42.60	
38	旧市	忌部東	西忌部町	S57.3.26	30.00	
39	八雲町	岩室	八雲町熊野	S58.3.23	44.52	
40	旧市	山中上	秋鹿町	S61.3.25	86.50	
41	宍道町	菅原	宍道町上来待	H3.10.24	37.68	
42	玉湯町	別所東	玉湯町玉造、林、大谷	H4.8.26	57.67	
43		別所西	玉湯町林	H4.8.26	24.65	
44		大谷下東	玉湯町大谷	H6.2.23	39.62	
45	宍道町	来待大森	宍道町上来待	H6.2.23	22.94	
46	旧市	大倉	秋鹿町・岡本町	H7.10.17	26.69	
47		槇山	東忌部町	H12.4.5	34.99	

(4) 雪害予防
資料 1-7

冬季における災害等対応実施基準

資料：防災危機管理課

目的

この「冬季における災害等対応実施基準」は、松江市における冬季の災害等に際し、警戒防御しこれらの被害を軽減するとともに公共の安全、民心の安定を図ることを目的として、「松江市地域防災計画」に基づき、その対応等について定めたものである。

対応目標

冬季における降雪に見舞われた場合、松江市は豪雪地帯の雪対策に比べて対策基盤が脆弱なこと、雪対策に対する市民意識の違いから、特別の配慮が必要になり、また災害事象に発展した場合も迅速かつ適切な対応を実施しなくてはならない。

対処については、関係各課がその役割を十分に理解し、適時適切に対応していくことが必要であり、特に、除雪体制の整備を含めた道路交通、公共交通機関の円滑な運行、凍結対応も含めたライフライン等の確保は、市民生活に直接及ぼす影響が大であることから、その対策を重点的に講ずる必要がある。また、その他安全確保に係る事項（降雪時等対応に関する事前広報、情報提供、通学路の確保、凍結による転倒、庁舎管理、その他冬季災害等として発生する事象についての対応）についても同時に想定・対応していかなくてはならない。

また、円滑な対策活動の実施にあたっては、地域住民の理解と協力が不可欠であり、そのためにも事前の情報の提供・周知を図り、降雪時の交通の安全や家まわりの除雪など、住民自らも雪に対応していくことへの具体的な啓発的広報も積極的に実施していく必要がある。

市民生活の確保及び施設等の安全確保等

○事前広報等の充実

冬季を迎える前に、市民に対し事前広報等により冬季の生活に関わる情報提供の充実を図る。

これにより、除雪等の市の対応内容、冬季の生活に関わる注意点等を示し市民に対する理解と協力を呼びかける。

○通学路の確保について：こども子育て部・都市整備部・教育委員会

事前に融雪剤を配布する。配置場所、散布・実施方法、周知方法等またその他の通学路確保に必要な措置に関しては、道路課・教育委員会・子育て政策課・学校・幼稚園・保育所、地域（保護者含む）にて協議の上効果的な協力体制を確立し実施する。

○高齢者等災害時要援護者に対する措置：健康福祉部（冬季対策会議時に周知内容作成提出）

事前に啓発的広報を行い、町内会・自治会、自主防災組織等が中心になり、必要時には安否確認や除雪等必要に応じた生活確保の支援を行える関係の構築を推進する。

○施設利用にかかる安全の確保

各課責務として所管施設等における市民の利用及び安全上必要な措置の実施（積雪に伴う通路、スロープ等の確保等）。

○各課の基本的対応

各課において、職員参集連絡体制確認及び運用、所管施設に係る安全確保、被害状況の把握それに伴う対応活動の実施に努め、被害が発生した場合は災害情報共有システムにより報告する（システムを利用されていない部局については、「被害状況・対応報告書」に記載し、報告する）。各体制が設置された場合は、当該体制における対応活動を実施する（動員については、風水害対策動員計画表に準ずる）。

事前対応

1　会議

当該年度における各課の冬季対応・連携等体制の確認、問題点の改善、市民への周知内容決定等を行うため冬季対策会議を実施する。

◎実施主体（防災危機管理課が召集）

関係各課（防災危機管理課、交通政策課、農林基盤整備課、観光施設課、市民生活相談課、健康福祉総務課、子育て政策課、リサイクル都市推進課、道路課、教育総務課、学校教育課、生徒指導推進室、生涯学習課、各支所、消防本部、上下水道局、ガス局*、交通局）

＊令和８年４月１日の市ガス事業民間譲渡に伴いガス局を廃止するため、それ以降は「ガス局」を削除

◎事前準備（防災危機管理課まで会議資料として提出。会議にて説明実施。）

- 道路課：除雪を行う市内の路線、除雪実施基準、その他必要事項をまとめた資料
- 子育て政策課、道路課、教育委員会：通学路確保に関する資料
- 健康福祉部：高齢者等要配慮者の対応に関する資料
- 上下水道局：凍結対策等事前広報を実施する資料
- その他の課：冬季対策として、事前広報が必要な内容をまとめた資料

◎会議内容

- 災害時体制の確認
- 冬季対応における留意事項等確認
- 連絡、報告体制の徹底
- 関係各課による対応内容確認
- 事前広報内容の協議、決定
- その他必要な事項

2　事前広報等

①　実施内容

冬季対策会議の決定を受け、市民に対し降雪等の対応に関する理解・協力及び情報提供を行う。内容については、以下のとおり。

- 降雪時に実施する市の対応、注意事項（降雪、除雪作業、凍結による市民生活への影響等）、市民の理解と協力
- 降雪、気象等についての情報提供
- その他必要な事項

②　方法

ア　公民館への文書による周知

イ　公民館長会、自治会連合会等の会議時の周知

ウ　広報紙による周知

エ　その他必要な周知

③　実施主体

広報課：「②方法」ウによる周知の実施

市民生活相談課：「②方法」イ（自治会連合会）による周知の実施

生涯学習課：「②方法」ア、イ（公民館長会）による周知の実施

※　エについては、冬季対策会議にて内容に応じ周知を行うことが適当な課を決定し、当該課において実施する。

降雪時等対応

冬季における全般的な対応としては、他の災害以上にひとつの基準により体制を決定することは出来ず、降雪量、温度、前日及び今後の気象、現状等の状態を総合的に判断しながら決定していく必要がある。しかしながら、降雪量は冬季における対応の大きな判断基準になる。平成 6 年から平成 14 年の松江市における最大日降雪量の平均は 10cm であった。松江市の降雪傾向としては、短期の降雪による積雪が最大積雪量を示すことが多い。このことから、当市においては日降雪量に基づく数値により、対応実施基準を定める必要がある。【松江国道事務所「道路維持管理計画」より　観測地点：9 号松江】

除雪体制については、以下のとおり。

対応機関	対応区間	除雪開始基準
松江国道事務所	松江国道事務所管内の国道 9 号（松江道路・出雲バイパス）及び 54 号	新雪除雪は、5cm～10cm 程度の降雪量を目安として、気象条件、交通状況等を勘案し、道路交通に支障をきたすおそれがある場合。（車道）
松江県土整備事務所	松江県土整備事務所管内の 一般国道：国道 431 号外 2 線 主要地方道：境美保関線外 7 線 一般県道：松江七類港線外 27 線	新雪 15cm に達したときに出動することが原則。
松江市都市整備部 道路課 農林基盤整備課	バス路線、都市計画街路及び国道、県道に通ずる主要幹線のうち、交通の確保上緊急かつ必要路線から実施。	積雪量は、15cm 程度からとする。ただし、積雪量にとらわれることなく交通確保上、必要と認められる路線から除雪する。（10cm 程度でも予報等により実施する）

除雪開始について、松江管内の場合は 15cm が基準になっているが、冬季対応を考えた場合、広く市民生活に対する影響を考慮する必要があり、関係各課の対応開始時期はその内容によって様々になる。災害に対する体制の決定にあたっては、市街地における積雪量が 10cm に達する見込みであれば状況を把握、検討の上対応を実施していく必要がある。

1　冬季対応

警報・注意報及び気象情報、降雪、凍結等により、各課において対応が必要と判断される場合、各課は必要な対応について担当課長の判断、指示により活動を行う。実施した内容については、被害状況・対応活動報告書（別紙１）により速やかに防災危機管理課に報告する。

※　対応状況については、防災危機管理課にて全体の情報を集約する。

2　注意体制

本市を含む地域に気象業務法に基づく大雪等、警報・注意報及び気象情報が発表され、災害に備え体制をとることが必要と判断される場合（市街地の降雪量が 10cm 程度を超える予報がされるとき等*）。

【防災危機管理課及び対応実施各課】

防災危機管理課

- 気象情報、活動状況等情報の収集
- 対応実施課が的確な活動が出来るための情報提供
- 今後の対応及び体制判断のための情報集約
- 準備体制の配備が迅速に出来るよう準備

対応実施各課

- 冬季対応より引き続き、必要な対応の実施
- 通報及び対応活動状況等の報告

3　準備体制

本市を含む地域に気象業務法に基づく大雪等、警報・注意報及び気象情報が発表され、小規模の災害が発生又は災害の発生が予想されるも事態の発生まで時間的余裕がある場合（市街地の積雪量が 15cm 程度を超える予報がされるとき等*）。

※　準備体制の設置・廃止は、防災部長が決定する。

（活動体制の構図、体制の確立、参集の方法、各班の行動、動員計画等については、風水害時の「準備体制」対応に準ずる。）

4　警戒体制

本市を含む地域に気象業務法に基づく大雪等、警報・注意報及び気象情報が発表され、実際に災害が発生又はその恐れがある場合（市街地の積雪量が 25cm 程度を超える予報がされるとき等*）。

※　警戒本部の設置・解散は、副市長（防災部所管）が発令する。

（活動体制の構図、体制の確立、参集の方法、各班の行動、動員計画等については、風水害時の「警戒体制」対応に準ずる。）

5　災害体制

市街地の積雪量が 25cm 程度を超え、かつそれ以上の積雪が予想される等の状態で、相当規模の災害が発生する恐れがあり対策を要するとき、又は災害が発生し、その規模及び範囲から特に対策を要する場合。

※　災害対策本部の設置・解散は、本部長（市長）が発令する。

- 災害の発生が市域の一部である場合　→　第 1 次災害体制
- 災害の発生が全域又は局地であるが甚大な場合　→　第 2 次災害体制

（活動体制の構図、体制の確立、参集の方法、各班の行動、動員計画等については、風水害時の「災害体制」対応に準ずる。）

＊積雪量は必要な措置を講ずる目安であり、低温による凍結被害時等においてはこの限りではない。

資料 1-8

なだれ危険箇所

資料：島根県地域防災計画
島根県森林整備課
（令和 5 年 4 月 1 日現在）

番号	箇所名	位置	
		町名	字名
1	須谷	八雲町	熊野
2	岩室	〃	〃
3	秋奥	〃	西岩坂
4	県道　須谷～市場間約100m	〃	熊野

(5)その他
資料 1-9

孤立予想地区（集落）及び衛星携帯電話配備状況

資料：防災危機管理課
（令和 7 年 4 月 1 日現在）

地区名		集落名	位置図の番号	電話番号
旧市	東持田町	納蔵西	1	080-2928-3193
		納蔵東	2	080-2925-4237
	坂本町	坂本上	3	080-2928-3192
	西忌部町	中組	4	080-2928-3195
		空山	5	090-4693-2199
	東忌部町	槙山	6	080-2928-3194
		大川端	7	090-4693-1750
島根町	加賀	加賀別所	8	090-4693-4582
	多古	多古	9	090-4693-9517
		沖泊	10	090-4693-7921
	野波	瀬崎	11	080-2928-3196
	野井	野井	12	080-2928-3197
美保関町	笠浦	笠浦	13	080-2928-3198
	諸喰	法田	14	080-2925-5427
		諸喰	15	080-2925-7439
	雲津	雲津	16	080-2925-1541
	美保関	軽尾	17	080-2925-7764
		才浦	18	080-2925-4506
宍道町	上来待	小林	19	080-2928-3205
		和名佐	20	090-4695-3480
玉湯町	大谷	大谷 5 区	21	080-2928-3203
		大谷 6 区	22	080-2928-3204
		大谷 7 区	23	090-4695-0973
八雲町	熊野	萱野	24	080-2928-3202
		岩室	25	090-4694-8458
		矢谷	26	090-4694-4781
	西岩坂	秋家	27	080-2928-3201
		秋奥	28	090-4694-1975
	東岩坂	西奥	29	080-2928-3199
		藤原	30	080-2928-3200
東出雲町	上意東	本谷奥組	31	080-2926-2846
		本谷中組	32	080-2928-3206
		畑	33	080-2928-3207

※非常用発電機（ヤマハ EF900is）及びガソリン携行缶を同時配備

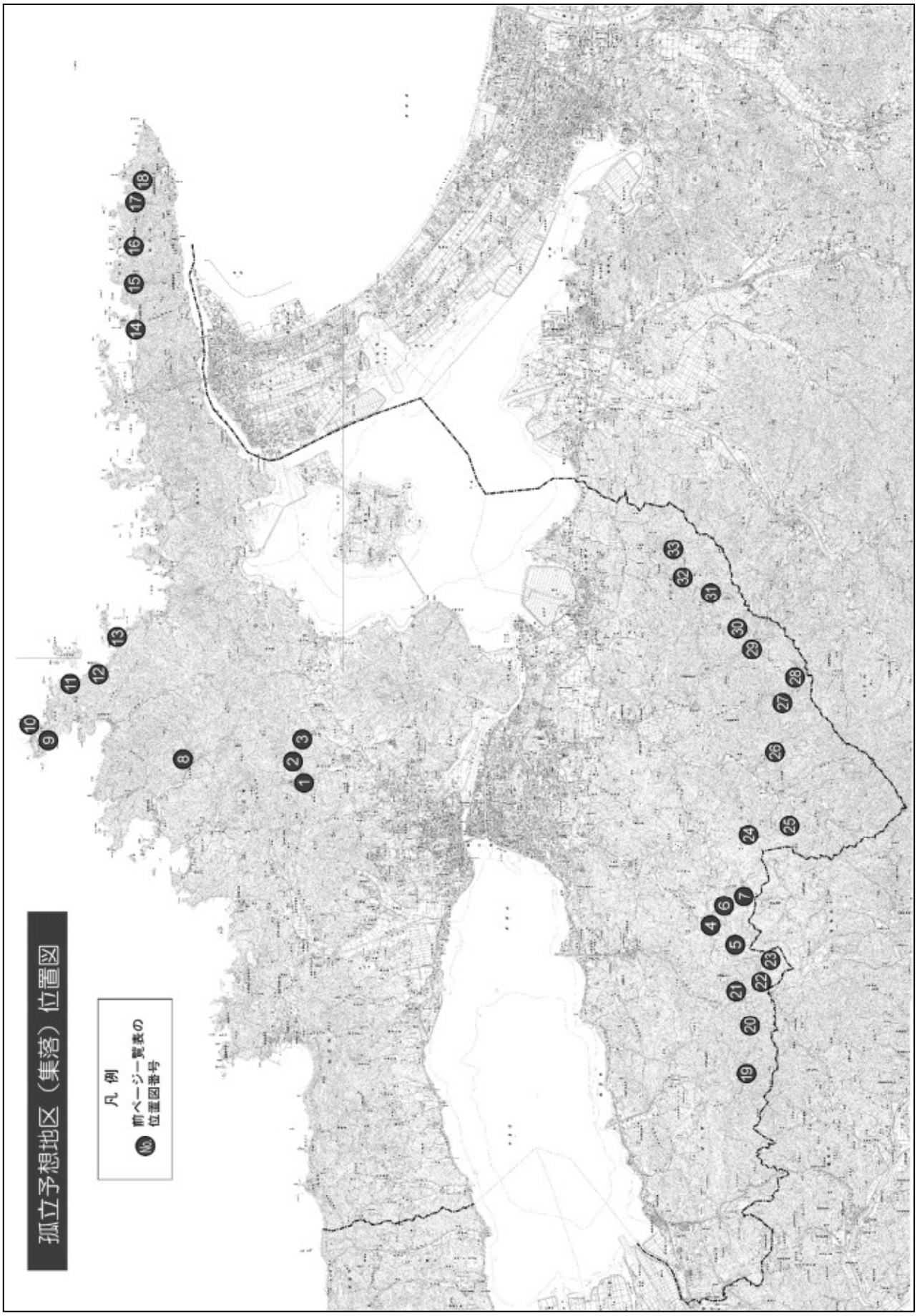
孤立予想地区（集落）位置図
凡 例
前ページ一覧表の位置図番号

資料 1-10

市道の主要橋梁一覧表

資料：道路課

（令和 7 年 10 月 1 日現在）

《1 級市道》

地区	橋梁		市道	
	橋梁番号	橋梁名称	路線番号	路線名称
旧市（46 橋）	10125	新嫁島橋	10101	松江停車場玉造線
	10105	嫁島高架橋	10102	嫁島公園線
	11001	新縄手橋	10103	古志原浜乃木線
	10101	勝負橋	10105	大庭布志名線
	11002	大庭橋	10105	大庭布志名線
	11004	馬神橋	10107	堂廻忌部開拓線
	11005	川向線 1 号橋	10111	川向線
	10102	上追子橋	10112	中原上追子線
	12001	荒隈橋	10112	中原上追子線
	12002	向島橋	10112	中原上追子線
	12003	北松江停車場恵曇線 1 号橋	10113	北松江停車場恵曇線
	12004	北松江停車場恵曇線 2 号橋	10113	北松江停車場恵曇線
	12005	船津橋	10113	北松江停車場恵曇線
	12007	菅田比津線 1 号橋	10115	菅田比津線
	12008	法吉郷橋	10115	菅田比津線
	12009	菅田比津線 2 号橋	10115	菅田比津線
	12375	深坪橋	10115	菅田比津線
	10103	加羅加羅橋	10117	橋本市成線
	12010	橋本市成線 1 号橋	10117	橋本市成線
	10157	納佐橋	10118	中尾西尾線
	12011	日通橋	10118	中尾西尾線
	12012	中尾西尾線 1 号橋	10118	中尾西尾線
	12013	清水橋	10119	朝酌上宇部尾線
	12015	大井橋	10120	大井朝酌線
	12016	大井朝酌線 1 号橋	10120	大井朝酌線
	12017	宮脇橋	10121	本庄川部線
	10106	土井橋	10122	古志大野線
	12018	古曽志第 3 号橋	10122	古志大野線
	12019	平家屋敷橋	10122	古志大野線
	120192	平家屋敷橋歩道橋	10122	古志大野線
	12020	古志大野線 2 号橋	10122	古志大野線
	12021	古志大野線 3 号橋	10122	古志大野線
	12022	古志大野線 4 号橋	10122	古志大野線
	12023	古志大野線 5 号橋	10122	古志大野線
	12024	中ノ前橋	10123	古曽志野間線
	10197	麦島橋	10125	上追子笠無線
	10198	芳島橋	10125	上追子笠無線
	12345	小芳橋	10125	上追子笠無線

地区	橋梁		市道	
	橋梁番号	橋梁名称	路線番号	路線名称
	10221	堂道橋上り側道橋	13607	松江道路側道北線
	10234	舟付橋	10126	松江道路側道北線
	避越橋(側道)		10126	松江道路側道北線
	10242	矢田跨道橋	10126	松江道路側道北線
	10243	上竹矢跨道橋	10126	松江道路側道北線
	10222	堂道橋下り側道橋	13608	松江道路側道南線
	10235	馬橋川橋	10127	松江道路側道南線
	10241	出雲郷避越橋下り側道橋	10127	松江道路側道南線
鹿島町（3 橋）	20001	本郷橋	20001	本郷根連木古浦線
	20066	二本橋	20002	原田線
	20003	宮内柿橋	20003	宮内学校線
島根町（6 橋）	3109A	新将軍橋	30109	海鳥線
	3310A	山田橋	30310	山田線
	3331B	立飼橋	30331	加賀別所線
	3331C	つづら橋	30331	加賀別所線
	3331D	みさき谷橋	30331	加賀別所線
	3532A	千酌路橋	30532	千酌路線
美保関町（4 橋）	4315A	稲積２号橋	40315	菅浦北浦線
	4315B	稲積１号橋	40315	菅浦北浦線
	4315C	菅浦３号橋	40315	菅浦北浦線
	4523A	田前橋	40523	笹子惣津線
八雲町（11 橋）	50005	掛田橋	50001	役場深原線
	50156	下村大橋	50001	役場深原線
	50157	秋家大橋	50001	役場深原線
	51301	大日橋	50001	役場深原線
	51301	大日歩道橋	50001	役場深原線
	51302	栗子橋	50001	役場深原線
	51303	隅田橋	50001	役場深原線
	50009	山本橋	50002	岩室平原線
	50010	寺田橋	50002	岩室平原線
	50011	堀立橋	50002	岩室平原線
	51304	岩室橋	50002	岩室平原線
玉湯町（6 橋）	60001	布志名湯町灘２号橋	60001	布志名湯町灘線
	60002	布志名湯町灘１号橋	60001	布志名湯町灘線
	60003	高尻橋	60003	玉湯岩坂線
	60004	布志名湯町１号橋	60004	布志名湯町線
	60062	布志名湯町２号橋	60004	布志名湯町線
	60049	本郷橋	60005	玉湯来待線
宍道町（7 橋）	7G602	金山橋	70006	大森・上来待線
	7G604	若宮橋	70007	白石・幡屋線
	7G702	千本橋	70007	白石・幡屋線
	7P401	佐倉橋	70016	佐倉・田根線
	7P501	才ノ神橋	70016	佐倉・田根線
	7P502	市免橋	70016	佐倉・田根線
	7Q503	関の前橋	70016	佐倉・田根線
八束町（なし）				

地区	橋梁		市道	
	橋梁番号	橋梁名称	路線番号	路線名称
東出雲町（6 橋）	91202	新丁ヶ坪橋	90001	出雲郷・大庭線
	90102	錦浜橋	90002	出雲郷・東灘線
	90004	公会堂前橋	90004	新町・須田線
	90005	田尻橋	90006	意東・揖屋線
	90103	富士見橋	90006	意東・揖屋線
	91201	出雲郷橋	90008	市ノ向・川向線
計　89 橋				

《2 級市道》

地区	橋梁		市道	
	橋梁番号	橋梁名称	路線番号	路線名称
旧市（92 橋）	10145	新小浜橋	10201	大正町西津田線
	11007	黒田畦橋	10211	黒田畦学校線
	10114	江原橋	10213	江原橋坪ノ内線
	11010	佐草大谷平原線 1 号橋	10215	佐草大谷平原線
	10183	一崎橋	10217	玉湯岩坂線
	11012	廻田橋	10217	玉湯岩坂線
	11013	大川端大向線 1 号橋	10219	大川端大向線
	11014	大前橋	10219	大川端大向線
	11015	大向橋	10219	大川端大向線
	101151	朝日橋	10221	松江駅東通阿弥陀線
	10117	中橋	10222	中橋線
	10118	新田橋	10223	大橋川東津田線
	10113	馬橋	10225	西津田馬潟港線
	10112	松原橋	10226	松原橋通線
	10128	栂前橋	10227	原前栂前線
	11018	曲田橋	10231	手間春日線
	11019	鷺ノ巣橋	10236	熊山平原線
	12025	中橋	10237	末次中橋線
	101511	新橋	10238	図書館西通線
	101512	新橋歩道橋	10238	図書館西通線
	10208	亀田橋	10238	図書館西通線
	10207	宇賀橋	10239	北田大手前線
	12026	瀬田橋	10239	北田大手前線
	12027	普門院橋	10239	北田大手前線
	10181	栄橋	10240	母衣町大橋川線
	10111	新栄橋	10242	米子町大橋川線
	10120	扇橋	10243	北田大橋線
	120301	下三枚橋	10243	北田大橋線
	120302	下三枚橋歩道橋	10243	北田大橋線
	10140	東橋	10244	南田大橋川線
	12031	日の出橋	10244	南田大橋川線
	10116	嵩見橋	10248	大内谷線
	12032	向側橋	10249	橋本彦原線
	12033	西尾橋	10251	学校新山線

地区	橋梁		市道	
	橋梁番号	橋梁名称	路線番号	路線名称
	10212	寄田橋	10252	西持田大田線
	12034	尻無橋	10252	西持田大田線
	12036	瀬ノ夫橋	10253	東持田坂本線
	12037	落合橋	10253	東持田坂本線
	12038	大正(妙見)橋	10253	東持田坂本線
	12039	別所橋	10253	東持田坂本線
	12042	桝ケ坪石野線１号橋	10254	桝ケ坪石野線
	12043	亀尻橋	10255	大坪彦原線
	12044	森橋	10256	坂本川原線
	12045	片寄橋	10256	坂本川原線
	12046	山崎川部中央線１号橋	10258	山崎川部中央線
	12047	山崎川部中央線２号橋	10258	山崎川部中央線
	12048	長海橋	10259	長海別所線
	12049	長海土橋	10259	長海別所線
	12050	堂ノ下橋	10259	長海別所線
	12051	春日橋	10263	鷹匠町黒田線
	12052	黒田橋	10263	鷹匠町黒田線
	12376	比津国屋線１号橋	10264	比津国屋町線
	12053	西原法吉線１号橋	10265	西原法吉線
	12054	山脇橋	10266	唐梅常福寺線
	12055	石流橋	10266	唐梅常福寺線
	12056	白鹿橋	10266	唐梅常福寺線
	12057	唐梅常福寺線１号橋	10266	唐梅常福寺線
	12058	池部橋	10268	東生馬講武線
	12059	清水橋	10268	東生馬講武線
	12060	井垣橋	10268	東生馬講武線
	12061	大谷橋	10268	東生馬講武線
	12062	上池橋	10268	東生馬講武線
	12064	客土橋	10270	西谷高専線
	12065	白鳥橋	10271	下佐陀講武線
	10154	新共栄橋	10272	下佐陀古志線
	12066	農免１号橋	10272	下佐陀古志線
	12067	下佐陀古志線１号橋	10272	下佐陀古志線
	12068	下佐陀古志線２号橋	10272	下佐陀古志線
	12069	下佐陀古志線３号橋	10272	下佐陀古志線
	12070	今原橋	10273	岡崎八幡線
	12071	馬場橋	10274	古曽志牛切線
	12073	成相寺奥橋	10275	成相寺線
	12320	成相寺線１号橋	10275	成相寺線
	12321	成相寺線２号橋	10275	成相寺線
	12074	本谷橋	10276	東長江古曽志線
	12075	後谷橋	10276	東長江古曽志線
	12076	打出１号線１号橋	10277	打手１号線
	12343	打出２号線１号橋	10278	打手２号線
	12078	細工堀橋	10280	東長江中央線
	12079	東長江中央線１号橋	10280	東長江中央線

地区	橋梁		市道	
	橋梁番号	橋梁名称	路線番号	路線名称
	12080	東長江中央線２号橋	10280	東長江中央線
	12081	国司橋	10281	西長江古浦線
	12083	相谷橋	10283	本谷六坊線
	12084	岩貝橋	10283	本谷六坊線
	12085	上岩貝橋	10283	本谷六坊線
	12086	清水橋	10284	秋鹿神社学校線
	12087	岡本本宮線１号橋	10285	岡本本宮線
	12088	大野上岡線１号橋	10289	大野上岡線
	12089	南谷橋	10290	番上上根尾魚瀬線
	12090	番上上根尾魚瀬線１号橋	10290	番上上根尾魚瀬線
	10199	希望橋	10294	中ノ島線
鹿島町（10 橋）	20004	武代橋	20005	武代根連木線
	20005	深田下橋	20006	畑垣深田武代線
	20006	一矢橋	20007	一矢線
	20007	下蔵持橋	20008	広岡線
	20008	角橋	20008	広岡線
	20009	広岡橋	20008	広岡線
	20078	広岡１号橋	20008	広岡線
	20010	清水下橋	20009	清水線
	20011	清水橋	20009	清水線
	20012	南前橋	20011	西谷線
島根町（なし）				
美保関町（3 橋）	4301A	法田橋	41301	福浦法田線
	4702A	軽尾橋	41702	才軽尾線
	4705A	才谷海岸橋	41705	才谷海岸線
八雲町（22 橋）	50013	高津橋	50003	矢谷線
	50153	学園前橋	50004	元田平原線
	50154	学園前２号橋	50004	元田平原線
	51311	平原橋	50004	元田平原線
	51339	室橋	50004	元田平原線
	51340	畦石橋	50004	元田平原線
	50018	小川１号橋	50005	西本郷線
	50019	須谷川橋	50006	森脇桑並線
	51312	須谷口橋	50006	森脇桑並線
	50022	平田橋	50009	森脇平原線
	50023	岩海橋	50009	森脇平原線
	50024	金糞橋	50009	森脇平原線
	50026	宮川橋	50009	森脇平原線
	51315	島村橋	50009	森脇平原線
	50028	穴田橋	50010	川向春日線
	51313	川向橋	50010	川向春日線
	50030	大谷橋	50011	別所越前線
	50032	須田谷橋	50011	別所越前線
	51317	屋形橋	50011	別所越前線
	50035	川田橋	50012	青木空山線
	51316	青木橋	50012	青木空山線

地区	橋梁		市道	
	橋梁番号	橋梁名称	路線番号	路線名称
玉湯町（7 橋）	60007	向市一丁田１号橋	60010	向市一丁田線
	60009	本郷柳井灘２号橋	60011	本郷柳井灘線
	60010	林村大谷１号橋	60012	林村大谷線
	60012	面谷２号橋	60014	面谷線
	60013	大谷春殖１号橋	60015	大谷春殖線
	60014	大谷春殖２号橋	60015	大谷春殖線
	60015	山崎橋	60015	大谷春殖線
宍道町（11 橋）	7B602	馬場川橋	70001	伊志見・畑線
	7B531	今掘橋	70002	荻田・伊志見線
	7F411	小川橋	70004	亀島・大原街道線
	7F414	要害山橋	70005	菅町・下倉線
	7H501	下倉橋	70005	菅町・下倉線
	7J401	同道川１０号橋	70005	菅町・下倉線
	7L301	久戸橋	70010	久戸・内ヶ峠線
	7O401	清水橋	70013	鏡・佐倉線
	7P203	森ノ前橋	70013	鏡・佐倉線
	7P204	後谷橋	70014	弘長寺・鏡線
	7M401	来待小学校前橋	70018	大森大野線
八束町（なし）				
東出雲町（7 橋）	90007	新町橋	90009	揖屋・出雲郷線
	91203	須田橋	90011	須田線
	90009	座頭下橋	90013	新屋敷・一本松線
	90010	谷口橋	90016	畑本線
	90011	松原橋	90017	下意東線
	90012	高丸橋	90018	高丸線
	90013	五反田橋	90021	五反田線
合計　152 橋				

資料 1-11

気象庁震度階級関連解説表

資料：気象庁（平成 21 年 3 月 31 日改定）

《使用にあたっての留意事項》

(1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

(2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

(3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

(4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

(5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

(6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

《人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況》

	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損､落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

《木造建物（住宅）の状況》

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	－	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	－	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注１）木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注２）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注３）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20 年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

《鉄筋コンクリート造建物の状況》

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
５強	－	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
６弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
６強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや Ｘ状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
７	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 １階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや Ｘ状のひび割れ・亀裂が多くなる。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注１）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注２）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

《地盤・斜面等の状況》

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
５弱 ５強	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
６弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
６強 ７	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。

※１ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※２ 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※３ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

《ライフライン・インフラ等への影響》

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域や その周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われ る。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

《大規模構造物への影響》

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、 長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

This page intentionally left blank

2　災害応急対策計画関係

(1) 動員

資料 2-1　災害対策本部の事務分掌

資料：防災危機管理課

総合調整室の事務分掌

室長	防災部長		1 災対本部事務局総括	
機能班名	主管課	構成員	分掌事務	主な業務
総括・調整班 （１８名）	防災危機管理課 原子力安全対策課	◎防災危機管理課長 ○政策企画課長 ○人事課長 ○健康福祉総務課長 防災部専門監 保健専門官 保健師 社会教育係長 防災危機管理課員 原子力安全対策課員	1 災害対策本部会議に関すること。 2 本部長の指示及び命令に関すること。 3 災害応急対策の総合調整に関すること。 4 避難指示等の検討に関すること。 5 災害対策本部各部間の連絡調整に関すること。 6 関係機関との連絡・調整に関すること。 7 応援要請（応援協定含む）に関すること。 8 災害救助法に関すること。 9 自衛隊災害派遣要請等に関すること。 10 復興に係る事前準備に関すること。 11 他の班に属さない業務に関すること。 12 庶務に関すること。	1 災害対策本部会議の運営 2 会議決定事項の周知・指示 3 災害応急対策の周知・指示 4 避難指示等の検討 5 関係機関との連絡・調整 6 災害対策本部各部間の連絡・調整 7 応援要請の調整・発出 8 災害救助法の総括 9 自衛隊災害派遣要請の検討 10 各機能班の総括 11 復興に係る事前準備・検討 12 災害に関する記録 13 他の班に属さない業務
情報班 （２４名）	防災危機管理課 原子力安全対策課	◎原子力安全対策課長 ○防災情報係長 防災危機管理課員 各部主任級職員（各１名）	1 情報収集に関すること。 2 情報伝達(住民、職員)に関すること。 3 気象の予警報に関すること。 4 防災情報機器の管理運営に関すること。	1 気象情報等の収集・整理 2 被害状況の収集・整理 3 住民及び報道への情報提供文案作成 4 各種情報通信手段（防災メール、ホームページ等)による情報伝達 5 庁内放送による職員への情報伝達
(通報受付)	(建設工事監理室)	建設工事監理室長 建設工事監理室員 土地対策課員 建設総務課員	1 住民通報対応に関すること。	1 住民からの通報受付

広報班 （５名）	広報課	◎広報課長 ○市民生活相談課長 広報係長 広報課員 市民生活相談課員	1 情報提供（報道、住民）に関すること。 2 マスコミ関係の対応に関すること。	1 報道窓口の設置 2 報道文案の作成 3 定期的報道発表の実施 4 市情報紙の発行
受援班 （８名）	地域政策課	◎地域政策課長 ○商工企画課長 政策部、総務部、産業経済部主幹級職員（各２名）	1 人的応援の要請及び受入れに関すること。 2 物的支援の要請及び受入れに関すること。	1 応援要請に関する関係機関との連絡・調整 2 応援要請に関する災害対策本部各部間の連絡・調整 3 応援の要請・受入れ
物資供給班 （８名）	資産経営課	◎資産経営課長 ○保険年金課長 財政部、観光部・文化スポーツ部、市民部主幹級職員（各２名）	1 各種資機材の確保、輸送に関すること。	1 備蓄防災資機材の輸送指示 2 資機材の購入、輸送指示 3 応急資機材の確保に関する関係機関との連絡・調整指示 4 域内輸送拠点の開設・運営

◎は各班の班長○は副班長

災害対策本部指揮室

指揮室	主管部局	構成員	分掌事務	主な業務
指揮室	防災部	◎市長 副市長 防災部長 災害対応関係部局長 防災部職員 防災関係機関 （島根県、自衛隊、警察、ライフライン事業者等のリエゾン等）	1 災害応急対策に伴う災害対策本部の対応方針の決定に関すること。 2 災害応急対策に伴う重要な意思決定の実行に関すること。	1 避難指示の発令等緊急的な意思決定 2 災害対策本部の設置 3 自衛隊の災害派遣要請 4 広域応援要請の決定 5 非常時優先業務等の意思決定に伴う指示・措置事項 6 災害応急対策・復興等の対応方針決定 7 災害対策本部各部の横断的な対応・措置事項

※防災部職員は「総括・調整班」の該当職員が兼務

災害対策本部の事務分掌（各部・各班の名称及び分掌事務）

部	担当（課名）	分掌事務
政策部	**情報管理班** ・政策企画課 ・地域政策課	1　部内の連絡調整に関すること。 2　被害状況調査の取りまとめに関すること。 3　自衛隊の災害派遣要請及び受け入れ配置計画に関すること。
	広報報道班 ・秘書課 （市長公室） ・広報課	1　報道機関に対する情報の提供、その他連絡に関すること。 2　本部長及び副本部長の秘書に関すること。 3　災害に関する広報刊行物の発行に関すること。 4　災害見舞い視察者の接遇に関すること。 5　災害記録誌等の制作に関すること。 6　災害に関する各種情報の提供、その他連絡に関すること。
	通信対策班 ・デジタル戦略課	1　コンピュータ施設及びネットワークに関する応急対策に関すること。
総務部	**総務班** ・総務課 ・選挙管理委員会事務局	1　部内の連絡調整に関すること。 2　関係機関の災害対策本部との連絡調整に関すること。 3　情報の授受、整理に関すること。
	人事班 ・人事課 ・組織戦略課	1　職員の動員及び配備計画に関すること。 2　職員及び家族の被災状況に関すること。 3　他の公共団体職員の応援要請に関すること。 4　職員の公務災害補償に関すること。 5　職員の災害派遣に関すること。 6　職員の給食、健康管理に関すること。
財政出納部	**財政班** ・財政課	1　部内の連絡調整に関すること。 2　災害の予算編成に関すること。
	物資調達班 ・資産経営課 ・公共建築課 ・新庁舎整備課 ・契約検査課 （建設工事監理室）	1　緊急機材・用品の調達、輸送及び賃借に関すること。 2　庁内電話、電気設備の確保に関すること。 3　市有財産（普通財産）の緊急使用に関すること。 4　車両・燃料の確保に関すること。 5　市有建築物の被害状況調査に関すること。 6　庁内建築物の保全及び応急復旧対策に関すること。
	被害調査班 ・税務管理課 ・市民税課 ・固定資産税課	1　被害状況・被災世帯の調査及び連絡調整に関すること。 2　被災資産台帳・被災者台帳の作成に関すること。 3　税の減免に関すること。 4　罹災証明に関すること。
	出納班 ・出納室	1　災害関係経費の収支に関すること。 2　義援金の受領に関すること。 3　義援金配分委員会に関すること。 4　緊急機材用品の出納に関すること。

資料 2-1　災害対策本部の事務分掌

部	担当（課名）	分掌事務
産業経済部	**商工対策班** ・商工企画課 ・新産業創造課 ・定住企業立地推進課 ・ものづくり産業支援センター	1　部内の連絡調整に関すること。 2　商工業者施設への緊急時広報に関すること。 3　災害対策用資機材の確保に関すること。 4　食料品の集荷確保及び緊急輸送に関すること。 5　商工業者施設、商品及び生産品に対する被害状況調査に関すること。 6　罹災証明に関すること。 7　被災中小企業者の金融対策に関すること。 8　商工会議所等との連絡調整に関すること。
	農林対策班 ・農政課 （農業委員会事務局） ・農林基盤整備課	1　農林業及び農村文化施設等の被害状況に関すること。 2　農業施設及び林業施設への緊急時広報に関すること。 3　農林関係の被害状況調査及び指導に関すること。 4　家畜、家禽の被害状況調査に関すること。 5　災害時における病害虫防除に関すること。 6　罹災証明に関すること。 7　農林漁業復旧資金の斡旋、融資に関すること。 8　食料品の確保に関すること。 9　水門、堤塘の災害対策に関すること。 10 農業施設及び林業施設の災害対策に関すること。 11 農協等との連絡調整、協力要請に関すること。
	水産対策班 ・水産振興課	1　水産業及び漁村文化施設等の被害状況に関すること。 2　漁業施設及び港湾施設への緊急時広報に関すること。 3　水産関係の被害状況調査及び指導に関すること。 4　養殖魚等の被害状況調査に関すること。 5　災害時における病害虫防除に関すること。 6　罹災証明に関すること。 7　農林漁業復旧資金の斡旋、融資に関すること。 8　食料品の確保に関すること。 9　漁業施設及び港湾施設の災害対策に関すること。 10 漁協等との連絡調整、協力要請に関すること。
観光部・文化スポーツ部	**観光対策班** ・観光振興課 ・観光施設課 （「八雲とセツが出会ったまち」ブランド戦略室） ・文化振興課 （ジオパーク推進室） ・文化財課 ・史料・埋蔵文化財課 ・国宝松江城課 ・松江歴史館	1　部内の連絡調整に関すること。 2　観光施設への緊急時広報に関すること。 3　観光施設の被害状況調査に関すること。 4　観光施設の保全及び応急復旧対策に関すること。 5　観光客・旅行者に対する安全確保に関すること。 6　文化財の被害状況調査に関すること。 7　文化財の保全及び応急復旧対策に関すること。
	体育施設班 ・スポーツ振興課 ・スポーツ施設課 （総合体育館整備室）	1　市体育施設の保全及び応急復旧対策に関すること。 2　市体育施設の被害状況調査に関すること。 3　避難受入施設の供与及び管理に関すること。
	外国人支援班 ・国際観光課	1　外国人に対する安全確保及び援護に関すること。

部	担当（課名）	分掌事務
市民部	**広報支援班** ・市民生活相談課 （消費･生活相談室）	1　部内の連絡調整に関すること。 2　市民への広報活動に関すること。 3　災害に関する各種情報の提供、その他連絡に関すること。
	総合窓口班 ・人権男女共同参画課 ・市民課 （マイナンバーカード交付室）	1　市民からの照会、安否問い合わせ、要請等窓口対応に関すること。 2　死体安置場所の開設に関すること。 3　死者の収容及び埋火葬に関すること。
健康福祉部・こども子育て部	**避難対策班** ・健康福祉総務課 ・家庭相談課 ・障がい者福祉課 ・生活福祉課 ・保険年金課	1　部内の連絡調整に関すること。 2　災害救助法の適用に関すること。 3　水難救護法の適用に関すること。 4　被災者生活支援法の適用に関すること。 5　被災者名簿の作成に関すること。 6　非常炊き出し、その他による食品の確保及び配給に関すること。 7　避難所の開設及び管理・運営に関すること。 8　義援金、見舞金、救援物質の受け入れ及び配分に関すること。 9　ボランティアの受け入れに関すること。 10 障がい者等の被災状況に関すること。 11 被災生活保護者の調査に関すること。 12 被災者の身上相談、援護及び生業資金の融資に関すること。 13 罹災証明に関すること。 14 災害救助法による住宅の応急修理対象者の選考に関すること。 15 市社会福祉施設の保全及び応援措置に関すること。 16 保健所の協力要請に関すること。 17 国民年金及び国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の減免・徴収猶予に関すること。
	救護防疫班 ・介護保険課 ・健康推進課 （予防接種室） ・保健衛生課 ・こども家庭支援課	1　老人福祉施設等の被災状況の調査及び入所者避難に関すること。 2　ねたきり老人等の被災状況に関すること。 3　医療救護体制に関すること。 4　災害時の防疫、公衆衛生に関すること。 5　感染症患者の消毒等に関すること。 6　衛生検査に関すること。 7　動物愛護に関すること。 8　日赤その他社会福祉団体との連絡調整、協力要請に関すること。 9　避難者の健康管理に関すること。
	児童対策班 ・こども政策課 ・保育所幼稚園課 ・市立幼稚園 ・市立保育所(園) ・市立幼保園 ・子育て給付課	1　児童福祉施設の保全及び応急復旧対策に関すること。 2　臨時保育所等、施設入所児童等の安全確保に関すること。 3　幼稚園・保育施設等との連絡調整及び支援活動に関すること。

資料 2-1　災害対策本部の事務分掌

部	担当（課名）	分掌事務
環境エネルギー部	**環境保全班** ・環境エネルギー課 ・環境対策課 ・リサイクル都市推進課 ・環境施設課 （施設整備推進室） ・不燃物処理場 ・エコクリーン松江 ・西持田最終処分場 ・西持田リサイクルプラザ ・川向リサイクルプラザ	1　部内の連絡調整に関すること。 2　有害物資の性状検知、発生源の探求に関すること。 3　水質汚濁、その他公害に係わる調査及び防止対策に関すること。 4　漂着廃棄物の調査及び処理に関すること。 5　清掃業務計画の総合調整に関すること。 6　清掃応援要請及び各種団体の掌握に関すること。 7　災害廃棄物処理実行計画に関すること。 8　動物愛護に関すること。
都市整備部・まちづくり部	**都市政策班** ・都市政策課 （まちづくり推進室） ・交通政策課 （公共交通戦略室） ・大橋川治水・国県事業事業推進課	1　災害に強いまちづくり（道路、公園）に関すること。 2　都市計画道路等の災害対策に関すること。 3　災害復興都市計画に関すること。 4　都市計画に係わる被害情報の取りまとめに関すること。 5　宅地の被害状況調査に関すること。 6　宅地の保全及び応急復旧対策に関すること。 7　宅地の危険度判定及び立入規制措置に関すること。 8　宅地の復旧補強等の相談に関すること。 9　宅地の融資制度の相談に関すること。
	公営・民間住宅班 ・住宅政策課 ・建築審査課	1　建築物の被害状況調査に関すること。 2　建築物の保全及び応急復旧対策に関すること。 3　建築物の危険度判定及び立入規制措置に関すること。 4　被災建築物の復旧補強等の相談に関すること。 5　被災建築物の融資制度の相談に関すること。 6　崖地近隣危険住宅移転に関すること。 7　市営住宅及び入居者の被害状況調査に関すること。 8　市営住宅の保全及び応急復旧対策に関すること。 9　応急仮設住宅の建設・管理に関すること。
	土木班 ・建設総務課 （道・緑・水辺相談室） ・道路課 ・土地対策課 ・河川課	1　部内の連絡調整に関すること。 2　道路・橋梁等被害状況調査に関すること。 3　道路・橋梁等の保全及び応急復旧対策に関すること。 4　市道の被災台帳作成に関すること。 5　市道の通行禁止・制限等、通行規制に関すること。 6　避難道路の選定、確保に関すること。 7　交通関係機関との連絡調整に関すること。 8　市道復旧計画に係わる資機材の確保に関すること 9　道路・橋梁の保全及び応急復旧対策に関すること。 10 仮設道路の建設、障害物除去、交通規制等交通対策に関すること。 11 水防活動及び水防工法の技術指導に関すること。 12 市街地の排水対策に関すること。 13 公共土木施設等の被害状況調査に関すること。 14 公共土木施設等の保全及び応急復旧対策に関すること。 15 土木関係機関との連絡調整に関すること。 16 山崩れ・崖崩れ等の予防対策に関すること。

部	担当（課名）	分掌事務
	公園緑地班 ・公園緑地課	1　災害に強いまちづくり（公園の改修）に関すること。 2　公園緑地における避難所に関すること。 3　公園の被害状況調査に関すること。 4　公園の保全及び応急復旧対策に関すること。
支援部	**支援班** ・議会事務局総務課 ・議会事務局議事調査課 ・監査委員事務局	1　他の部局への応援に関すること。
教育部	**教育総務班** ・教育総務課 （皆実が丘女子高等学校事務室） ・学校管理課 ・学校教育課 ・生徒指導推進室 ・発達･教育相談支援センター ・学校給食課 （北･南･鹿島･島根･八雲･宍道･東出雲学校給食ｾﾝﾀｰ）	1　部内の連絡調整に関すること。 2　学校施設・設備の被害状況調査に関すること。 3　学校施設・設備の保全及び応急復旧対策に関すること。 4　応急修理計画に関すること。 5　避難受け入れ施設の供与及び管理に関すること。 6　教育関係義援金の受付及び配分に関すること。 7　ＰＴＡ等、社会教育団体の協力要請に関すること。 8　児童・生徒の避難・救護及び保健管理に関すること。 9　教員確保に関すること。 10 教科書、学用品及び教材教具に関すること。 11 被災学校、児童生徒の授業に関すること。 12 被災児童生徒の育英及び奨学に関すること。 13 学校給食対策に関すること。 14 非常炊き出しに関すること。
	教育施設班 ・生涯学習課 （図書館事務局） （青少年支援室）	1　公民館等の被害状況調査に関すること。 2　公民館等の保全及び応急復旧対策に関すること。 3　避難受け入れ施設の供与及び管理に関すること。 4　施設利用者の安全確保に関すること。 5　公民館参集者との連絡調整に関すること。 6　婦人会、青年団等協力団体との連絡調整に関すること。
支所	**総括班** **情報班** **調査・応急対策班** ・地域振興課	1　災害体制、配備体制の指示、伝達に関すること。 2　支所災害対策本部の運営に関すること。 3　支所管内の気象・災害・被害情報の収集及び伝達に関すること。 4　通信連絡に関すること。 5　支所管内の被害状況調査に関すること。 6　道路・橋梁の保全及び応急復旧対策に関すること。 7　市道の被災台帳作成に関すること。 8　市道の通行禁止・制限等、通行規制に関すること。 9　避難道路の選定、確保に関すること。 10 交通関係機関との連絡調整に関すること。
	広報・避難所班 ・市民生活課	1　市民への広報・広聴活動に関すること。 2　災害記録に関すること。 3　被災者名簿の作成に関すること。 4　非常炊き出し、その他による食品の確保及び配給に関すること。 5　避難所の開設及び管理・運営に関すること。 6　ボランティアの受け入れに関すること。 7　被災生活保護者の調査に関すること。

＊上下水道局、ガス局*、交通局、市立病院及び消防本部については、それぞれにおいて個別に定める。

＊令和 8 年 4 月 1 日の市ガス事業民間譲渡に伴いガス局を廃止するため、それ以降は「ガス局」を削除

資料 2-2　風水害対策動員計画表

（R7.4.1）

※ 本動員計画は、過去の災害対応の実績等を基に各課の必要要員数を算出したものであり、災害の状況に応じて適宜増減する。また、要員の配置については、課内での要員配分だけでなく、部内での応援体制の確立など、要員の適切な配置を実施する。

部	課（室）名 ◆部長級、次長級で課長事務取扱あり。 次長級(課長事務取扱)は課で計上。	職員数 (実人数)	準備体制		警戒体制		第1次災害体制		第2次災害体制		道路冠水動員
（防災部事務局）	防災部	1	部長	1	部長	1	部長	1	部長	1	－
	◆防災危機管理課（防災専門官含む）	10	全職員	10	全職員	10	全職員	10	全職員	10	－
	◆原子力安全対策課（派遣職員を除く）	6	全職員	6	全職員	6	全職員	6	全職員	6	－
	計	17		17		17		17		17	0
政策部	政策部	1	－	－	理事	1	理事	1	理事	1	－
	市長公室	4	－	－	室長	1	室長＋1	2	全職員	4	－
	政策企画課	10	－	－	課長＋3	4	課長＋4	5	全職員	10	2
	地域政策課	4	－	－	課長	1	課長＋1	2	全職員	4	1
	◆秘書課	7	－	－	課長＋2	3	全職員	6	全職員	7	－
	広報課	4	課長	1	課長＋1	2	全職員	4	全職員	4	2
	デジタル戦略課（専門官除く）	17	－	－	課長＋4	5	課長＋7	8	全職員	17	2
	計	47		1		17		28		47	7
総務部	総務部	1	－	－	部長	1	部長	1	部長	1	－
	◆総務課（法務専門官を除く）	12	課長＋1	2	課長＋3	4	課長＋7	8	全職員	12	3
	◆人事課	25	課長＋1	2	課長＋4	5	課長＋10	11	全職員	25	7
	組織戦略課	4	－	－	課長	1	課長＋1	2	全職員	4	1
	計	42		4		11		22		42	11
財政・出納部	財政部	2	－	－	部長・会計管理者	2	部長・会計管理者	2	部長・会計管理者	2	－
	◆財政課	12	－	－	課長＋1	2	課長＋3	4	全職員	12	5
	資産経営課	17	課長＋1	2	課長＋4	5	課長＋7	8	全職員	17	2
	新庁舎整備課	7	－	－	課長＋1	2	課長＋1	2	全職員	7	－
	公共建築課	22	－	－	課長＋3	4	課長＋6	7	全職員	22	10
	契約検査課	11	－	－	課長＋2	3	課長＋2	3	全職員	11	3
	建設工事監理室	5	－	－	室長＋1	2	室長＋2	3	全職員	5	1
	税務管理課	24	－	－	課長＋2	3	課長＋6	7	全職員	24	15
	市民税課	33	－	－	課長＋2	3	課長＋8	9	全職員	33	18
	固定資産税課	28	－	－	課長＋2	3	課長＋8	9	全職員	28	18
	出納室	12	－	－	室長＋2	3	室長＋3	4	全職員	12	5
	計	173		2		32		58		173	77
産業経済部	産業経済部	3	－	－	部長・政策監・次長	3	部長・政策監・次長	3	部長・政策監・次長	3	－
	◆商工企画課	11	－	－	課長＋2	3	課長＋3	4	全職員	11	3
	◆新産業創造課	5	－	－	課長	1	課長＋1	2	全職員	5	1
	ものづくり産業支援センター	5	－	－	センター長	1	センター長＋1	2	全職員	5	1
	定住企業立地推進課（派遣職員除く）	10	－	－	課長＋2	3	課長＋4	5	全職員	10	－
	企業団地整備室	3	－	－	－	－	（室長）＋1	1	全職員	3	
	◆農政課	26	－	－	課長＋7	8	課長＋11	12	全職員	26	－
	花卉生産振興センター	1	－	－	（所長）	－	全職員	1	全職員	1	－
	農林基盤整備課	18	課長＋4	5	課長＋7	8	全職員	18	全職員	18	－
	水産振興課	7	－	－	課長＋1	2	課長＋2	3	全職員	7	1
	計	89		5		29		51		89	6
観光部	観光部	1	－	－	部長	1	部長	1	部長	1	－
	◆観光振興課	11	－	－	課長＋2	3	課長＋4	5	全職員	11	2
	小泉八雲・セツのドラマ応援室	1	－	－	－	－	全職員	1	全職員	1	
	国際観光課	8	－	－	課長＋1	2	課長＋1	2	全職員	8	2
	観光施設課	6	課長＋1	2	課長＋1	2	課長＋2	3	全職員	6	3
	計	27		2		8		12		27	7
文化スポーツ部	文化スポーツ部	1	－	－	部長	1	部長	1	部長	1	－
	文化振興課	7	－	－	課長＋2	3	課長＋3	4	全職員	7	－
	ジオパーク推進室　兼	2	－	－	（室長）	－	（室長）	－	全職員	2	－
	文化財課（派遣職員を除く）	13	－	－	課長＋2	3	課長＋5	6	全職員	13	4
	埋蔵文化財調査課	15	－	－	課長	1	課長＋3	4	全職員	15	3
	松江城・史料調査課	10	課長	1	課長	1	課長＋1	2	全職員	10	－
	松江歴史館	7	－	－	－	－	事務局長＋1	2	全職員	7	2
	スポーツ振興課	11	－	－	課長	1	課長＋2	3	全職員	11	
	高校総体推進室	4	－	－	室長	1	室長＋1	2	全職員	4	
	スポーツ施設課	5	－	－	課長	1	課長＋2	3	全職員	5	－
	総合体育館整備室	2	－	－	－	－	－	－	全職員	2	－
	計	77		1		12		27		77	9
市民部	市民部	1	－	－	部長	1	部長	1	部長	1	－
	◆市民生活相談課	13	課長＋1	2	課長＋3	4	課長＋5	6	全職員	13	5
	消費・生活相談室　兼	2	－	－	－	－	（室長）＋1	1	全職員	2	－
	人権男女共同参画課	9	－	－	課長＋1	2	課長＋2	3	全職員	9	－
	市民課	27	－	－	課長＋5	6	課長＋8	9	全職員	27	13
	マイナンバーカード交付室	7	－	－	室長	1	室長＋1	2	全職員	7	2
	計	59		2		14		22		59	20
健康福祉部	健康福祉部	1	－	－	部長	1	部長	1	部長	1	－
	◆健康福祉総務課	16	課長＋1	2	課長＋3	4	課長＋7	8	全職員	16	－
	家庭相談課	4	－	－	課長	1	課長＋1	2	全職員	4	－
	障がい者福祉課	26	－	－	課長＋3	4	課長＋5	6	全職員	26	－
	生活福祉課	38	－	－	課長＋4	5	課長＋8	9	全職員	38	－
	介護保険課	43	－	－	課長＋4	5	課長＋10	11	全職員	43	－
	健康推進課	36	課長	1	課長＋6	7	課長＋14	15	全職員	36	－
	予防接種室	8	－	－	室長＋1	2	室長＋3	4	全職員	8	－
	保険年金課	41	－	－	課長＋3	4	課長＋7	8	全職員	41	－
	保健衛生課	13	－	－	課長＋2	3	課長＋5	6	全職員	13	－
	◆松江保健所（県配置職員等を含む）	61	別途※1	－	別途※1	－	別途※1	－	別途※1	－	－
	計	287		3		36		70		287	0

こども子育て部	こども子育て部	1	－	－	部長	1	部長	1	部長	1	－
	◆こども政策課	15	課長	1	課長＋2	3	課長＋5	6	全職員	15	－
	保育所幼稚園課	23	－	－	課長＋3	4	課長＋6	7	全職員	23	－
	保育所(4所) 幼保園(7園)	193	別途※1	－	別途※1	－	別途※1	－	別途※1	－	－
	幼稚園(14園)	52		－		－		－		－	－
	子育て給付課	13	－	－	課長＋2	3	課長＋5	6	全職員	13	－
	◆こども家庭支援課	18	別途※1	－	別途※1	－	別途※1	－	別途※1	－	－
	計	315		1		11		20		315	0
環境エネルギー部	環境エネルギー部	1	－	－	部長	1	部長	1	部長	1	－
	◆環境エネルギー課	15	課長＋1	2	課長＋3	4	課長＋6	7	全職員	15	－
	環境対策課	17	－	－	課長＋2	3	課長＋5	6	全職員	17	－
	リサイクル都市推進課	19	－	－	課長＋5	6	課長＋9	10	全職員	19	－
	◆施設管理課	13	－	－	課長＋1	2	課長＋3	4	全職員	13	－
	不燃物処理場	2	別途※1	－	別途※1	－	別途※1	－	別途※1	－	－
	エコクリーン松江	7	別途※1	－	別途※1	－	別途※1	－	別途※1	－	－
	西持田最終処分場	5	別途※1	－	別途※1	－	別途※1	－	別途※1	－	－
	西持田リサイクルプラザ	2	別途※1	－	別途※1	－	別途※1	－	別途※1	－	－
	川向リサイクルプラザ	2	別途※1	－	別途※1	－	別途※1	－	別途※1	－	－
	計	83		2		16		28		83	0
まちづくり部	まちづくり部	2	－	－	部長・政策監	2	部長・政策監	2	部長・政策監	2	－
	◆都市政策課	12	課長+1	2	課長＋3	4	課長＋5	6	全職員	12	－
	まちづくり推進室	3	－	－	室長	1	室長＋1	2	全職員	3	
	交通政策課	7	－	－	課長	1	課長＋1	2	全職員	7	－
	公共交通戦略室	5	－	－	室長	1	室長＋1	2	全職員	5	
	住宅政策課	10	課長＋1	2	課長＋2	3	課長＋3	4	全職員	10	－
	建築審査課	12	課長＋1	2	課長＋3	4	課長＋5	6	全職員	12	
	計	51		6		16		24		51	0
都市整備部	都市整備部	1	－	－	部長	1	部長	1	部長	1	－
	◆建設総務課	12	課長＋3	4	課長＋5	6	全職員	12	全職員	12	－
	道・緑・水辺相談室	5	－	－	室長	1	室長＋1	2	全職員	5	
	大橋川治水・国県事業推進課	15	－	－	課長＋2	3	課長＋5	6	全職員	15	－
	◆道路課	30	課長＋6	7	課長＋9	10	全職員	30	全職員	30	－
	河川課	14	課長＋3	4	課長＋5	6	全職員	14	全職員	14	－
	土地対策課	22	－	－	課長＋3	4	課長＋7	8	全職員	22	9
	公園緑地課	12	課長＋1	2	課長＋4	5	課長＋6	7	全職員	12	5
	計	111		17		36		80		111	14
	本庁計	1,378		63		255		459		1,378	151
支所	鹿島支所	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1	－
	地域振興課（原子力対策室含む）	5	課長＋2	3	課長＋3	4	全職員	5	全職員	5	－
	◆市民生活課	7	(課長)	－	(課長)＋3	3	全職員	7	全職員	7	－
	計	13		4		8		13		13	0
	島根支所	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1	－
	地域振興課	5	課長＋1	2	課長＋2	3	全職員	5	全職員	5	－
	◆市民生活課	6	(課長)	－	(課長)＋3	3	全職員	6	全職員	6	－
	計	12		3		7		12		12	0
	美保関支所	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1	－
	地域振興課	7	課長＋2	3	課長＋4	5	全職員	7	全職員	7	－
	◆市民生活課	7	(課長)	－	(課長)＋3	3	全職員	7	全職員	7	－
	計	15		4		9		15		15	0
	八雲支所	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1	－
	地域振興課	5	課長＋2	3	課長＋3	4	全職員	5	全職員	5	－
	◆市民生活課	7	(課長)	－	(課長)＋3	3	全職員	7	全職員	7	－
	計	13		4		8		13		13	0
	玉湯支所	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1	－
	地域振興課	6	課長＋3	4	課長＋4	5	全職員	6	全職員	6	－
	◆市民生活課	6	(課長)	－	(課長)＋3	3	全職員	6	全職員	6	－
	計	13		5		9		13		13	0
	宍道支所	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1	－
	地域振興課	6	課長＋3	4	課長＋4	5	全職員	6	全職員	6	－
	◆市民生活課	8	(課長)	－	(課長)＋3	3	全職員	8	全職員	8	－
	計	15		5		9		15		15	0
	八束支所	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1	－
	地域振興課	5	課長＋2	3	課長＋3	4	全職員	5	全職員	5	－
	◆市民生活課	6	(課長)	－	(課長)＋3	3	全職員	6	全職員	6	－
	計	12		4		8		12		12	0
	東出雲支所	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1	－
	地域振興課	7	課長＋2	3	課長＋4	5	全職員	7	全職員	7	－
	◆市民生活課	10	(課長)	－	(課長)＋3	3	全職員	10	全職員	10	－
	計	18		4		9		18		18	0
支所計		111		33		67		111		111	0
市長部局計（本庁計＋支所計）		1,489		96		322		570		1,489	151

教育部	教育委員会	2	－	－	副教育長×2	2	副教育長×2	2	副教育長×2	2	－
	◆教育総務課	13	課長＋1	2	課長＋2	3	課長＋5	6	全職員	13	－
	女子高	43	別途※1		別途※1		別途※1		別途※1		－
	学校管理課	17	課長＋1	2	課長＋3	4	課長＋7	8	全職員	17	－
	学校教育課	20	－	－	課長	1	課長＋2	3	全職員	20	－
	生徒指導推進室	7	－	－	室長	1	室長＋1	2	全職員	7	－
	発達・教育相談支援センター	14	－	－	所長	1	所長＋1	2	全職員	14	－
	学校給食課	7	－	－	課長＋1	2	課長＋3	4	全職員	7	－
	給食センター	13	別途※2		別途※2		別途※2		別途※2		－
	◆生涯学習課	19	課長＋3	4	課長＋5	6	課長＋7	8	全職員	19	－
	松江市立図書館事務局	2	－	－	事務局長	1	事務局長＋1	2	全職員	2	－
	青少年支援室	3	－	－	室長	1	室長＋1	2	全職員	3	－
	計	160		8		22		39		160	－
支援部	議会事務局	12	－	－	事務局長・次長	2	事務局長・次長＋3	5	全職員	12	1
	選挙管理委員会事務局	5	－	－	事務局長	1	事務局長＋1	2	全職員	5	－
	監査委員事務局・公平委員会	6	－	－	事務局長	1	事務局長＋2	3	全職員	6	3
	計	23		－		4		10		23	4
総計		1,672		104		348		619		1,672	155
消防部	消防本部	260	－	－	消防次長	1	消防次長	1	消防次長	1	－
	消防総務課	－	－	－	本部連絡員	1	本部連絡員	1	本部連絡員	1	－
		－	別途※3	－	別途※3	－	別途※3	－	別途※3	－	－
	計	260		－		2		2		2	0
水道部	上下水道局	96	－	－	上下水道部長	1	上下水道部長	1	上下水道部長	1	－
	上下水道局総務課	－	－	－	本部連絡員	1	本部連絡員	1	本部連絡員	1	－
		－	別途※3	－	別途※3	－	別途※3	－	別途※3	－	－
	計	96		－		2		2		2	0
交通部	交通局	79	－	－	運輸課長	1	運輸課長	1	運輸課長	1	－
	総務課	－	－	－	本部連絡員	1	本部連絡員	1	本部連絡員	1	－
		－	別途※3	－	別途※3	－	別途※3	－	別途※3	－	－
	計	79		－		2		2		2	0
ガス部	ガス局	34	－	－	次長	1	次長	1	次長	1	－
	総務課	－	－	－	本部連絡員	1	本部連絡員	1	本部連絡員	1	－
		－	別途※3	－	別途※3	－	別途※3	－	別途※3	－	－
	計	34		－		2		2		2	0
病院部	市立病院	29	－	－	事務局長	1	事務局長	1	事務局長	1	－
	総務課	－	－	－	本部連絡員	1	本部連絡員	1	本部連絡員	1	－
		－	別途※3	－	別途※3	－	別途※3	－	別途※3	－	－
	計	29		－		2		2		2	0
合計		2,170		104		358		629		2,170	155

各体制の動員計画基準

注意体制：防災部及び各支所

準備体制：防災担当課及び水防関係課の職員数の概ね１／３、並びに本庁以外の施設責任者

警戒体制：防災担当課及び水防関係課の職員数の概ね１／２、その他の課の職員数の概ね１／３

災害体制：１次：全部・課、職員数の概ね１／３～１／２

２次：原則全職員

★職員数は人事課職員データに基づく実人数を記載（再任用職員、任期付採用職員含む。会計年度職員除く。）

★再任用及び任期付採用職員については、動員計画表の人員に算入することができる

★水防関係課…松江市水防協議会運営要綱第２条に定める関係課（広報課、総務課、農林基盤整備課、市民生活相談課、都市政策課、建築審査課、道路課、河川課）※消防本部を除く

（注）

※１各施設の動員計画による

※２各センター別の動員配分は、別途学校給食課及び各所長が協議して定める

※３災害対策本部員、災害対策本部連絡員以外の職員の動員計画は、各企業局等の動員計画による

□道路冠水動員については、健康福祉部（避難所関係）・環境エネルギー部（ごみ処理関係）等を除く対応とする

資料 2-3　震災対策動員計画表

（R7.4.1）

※ 本動員計画は、過去の災害対応の実績等を基に各課の必要要員数を算出したものであり、災害の状況に応じて適宜増減する。また、要員の配置については、課内での要員配分だけでなく、部内での応援体制の確立など、要員の適切な配置を実施する。

部	課（室）名 ◆部長級、次長級で課長事務取扱あり。 次長級(課長事務取扱)は課で計上。	職員数 (実人数)	準備体制 (震度3)		警戒体制 (震度4)		災害体制 (震度5弱)	
（防災部事務局）	防災部	1	部長	1	部長	1	部長	1
	◆防災危機管理課（防災専門官含む）	10	全職員	10	全職員	10	全職員	10
	◆原子力安全対策課（派遣職員を除く）	6	全職員	6	全職員	6	全職員	6
	計	17		17		17		17
政策部	政策部	1	－	－	理事	1	理事	1
	市長公室	4	－	－	室長＋1	2	全職員	4
	政策企画課	10	－	－	課長＋2	3	全職員	10
	地域政策課	4	－	－	課長	－	全職員	4
	◆秘書課	7	－	－	課長＋2	3	全職員	7
	広報課	4	－	－	課長＋1	2	全職員	4
	デジタル戦略課（専門官除く）	17	－	－	課長＋2	3	全職員	17
	計	47		－		14		47
総務部	総務部	1	－	－	部長	1	部長	1
	◆総務課（法務専門官を除く）	12	－	－	課長＋3	4	全職員	12
	◆人事課	25	－	－	課長＋5	6	全職員	25
	組織戦略課	4	－	－	－	－	全職員	4
	計	42		－		11		42
財政・出納部	財政部	2	－	－	部長・会計管理者	2	部長・会計管理者	2
	◆財政課	12	－	－	課長＋2	3	全職員	12
	資産経営課	17	－	－	課長＋4	5	全職員	17
	新庁舎整備課	7	－	－	課長＋1	2	全職員	7
	公共建築課	22	－	－	課長＋4	5	全職員	22
	契約検査課	11	－	－	課長	1	全職員	11
	建設工事監理室	5	－	－	－	－	全職員	5
	税務管理課	24	－	－	課長	1	全職員	24
	市民税課	33	－	－	課長＋1	2	全職員	33
	固定資産税課	28	－	－	課長＋2	3	全職員	28
	出納室	12	－	－	室長	1	全職員	12
	計	173		－		25		173
産業経済部	産業経済部	3	－	－	部長・政策監・次長	3	部長・政策監・次長	3
	◆商工企画課	11	－	－	課長＋2	3	全職員	11
	◆新産業創造課	5	－	－	課長＋2	3	全職員	5
	ものづくり産業支援センター	5	－	－	センター長	1	全職員	5
	定住企業立地推進課（派遣職員除く）	10	－	－	課長＋1	2	全職員	10
	企業団地整備室	3	－	－	－	－	全職員	3
	◆農政課	26	－	－	課長＋3	4	全職員	26
	花卉生産振興センター	1	－	－	（所長）	－	全職員	1
	農林基盤整備課	18	－	－	全職員	18	全職員	18
	水産振興課	7	－	－	課長＋1	2	全職員	7
	計	89		－		36		89
観光部	観光部	1	－	－	部長	1	部長	1
	◆観光振興課	11	－	－	課長＋2	3	全職員	11
	小泉八雲・セツのドラマ応援室	1	－	－	－	－	全職員	1
	国際観光課	8	－	－	課長＋1	2	全職員	8
	観光施設課	6	－	－	課長＋1	2	全職員	6
	計	27		－		8		27
文化スポーツ部	文化スポーツ部	1	－	－	部長	1	部長	1
	文化振興課	7	－	－	課長＋1	2	全職員	7
	ジオパーク推進室　兼	2	－	－	（室長）	－	全職員	2
	文化財課（派遣職員を除く）	13	－	－	課長	1	全職員	13
	埋蔵文化財調査課	15	－	－	課長	1	全職員	15
	松江城・史料調査課	10	－	－	課長	1	全職員	10
	松江歴史館	7	－	－	－	－	全職員	7
	スポーツ振興課	11	－	－	課長	1	全職員	11
	高校総体推進室	4	－	－	室長	1	全職員	4
	スポーツ施設課	5	－	－	課長	1	全職員	5
	総合体育館整備室	2	－	－	－	－	全職員	2
	計	77		－		9		77
市民部	市民部	1	－	－	部長	1	部長	1
	◆市民生活相談課	13	－	－	課長＋2	3	全職員	13
	消費・生活相談室　兼	2	－	－	（室長）	－	全職員	2
	人権男女共同参画課	9	－	－	課長＋1	2	全職員	9
	市民課	27	－	－	課長＋3	4	全職員	27
	マイナンバーカード交付室	7	－	－	室長	1	全職員	7
	計	59		－		11		59
健康福祉部	健康福祉部	1	－	－	部長	1	部長	1
	◆健康福祉総務課	16	－	－	課長＋4	5	全職員	16
	家庭相談課	4	－	－	課長	1	全職員	4
	障がい者福祉課	26	－	－	課長＋3	4	全職員	26
	生活福祉課	38	－	－	課長＋4	5	全職員	38
	介護保険課	43	－	－	課長＋3	4	全職員	43
	健康推進課	36	－	－	課長＋2	3	全職員	36
	予防接種室	8	－	－	室長＋1	2	全職員	8
	保険年金課	41	－	－	課長＋3	4	全職員	41
	保健衛生課	13	－	－	課長＋1	2	全職員	13
	◆松江保健所（県配置職員等を含む）	61	別途参１	－	別途参１	－	別途参１	－
	計	287		－		31		287

こども子育て部	こども子育て部	1	－	－	部長	1	部長	1
	◆こども政策課	15	－	－	課長＋2	3	全職員	15
	保育所幼稚園課	23	－	－	課長	1	全職員	23
	保育所(4所) 幼保園(7園)	193	別途※1	－	別途※1	－	別途※1	－
	幼稚園(14園)	52		－		－		－
	子育て給付課	13	－	－	課長＋1	2	全職員	13
	◆こども家庭支援課	18	別途※1	－	別途※1	－	別途※1	－
	計	315		－		7		315
環境エネルギー部	環境エネルギー部	1	－	－	部長	1	部長	1
	◆環境エネルギー課	15	－	－	課長＋2	3	全職員	15
	環境対策課	17	－	－	課長＋1	2	全職員	17
	リサイクル都市推進課	19	－	－	－	－	全職員	19
	◆施設管理課	13	－	－	－	－	全職員	13
	不燃物処理場	2	－	－	別途※1	－	別途※1	－
	エコクリーン松江	7	－	－	別途※1	－	別途※1	－
	西持田最終処分場	5	－	－	別途※1	－	別途※1	－
	西持田リサイクルプラザ	2	－	－	別途※1	－	別途※1	－
	川向リサイクルプラザ	2	－	－	別途※1	－	別途※1	－
	計	83		－		6		83
まちづくり部	まちづくり部	2	－	－	部長・政策監	2	部長・政策監	2
	◆都市政策課	12	－	－	課長＋1	2	全職員	12
	まちづくり推進室	3	－	－	室長	1	全職員	3
	交通政策課	7	－	－	課長	1	全職員	7
	公共交通戦略室	5	－	－	室長	1	全職員	5
	住宅政策課	10	－	－	課長＋2	3	全職員	10
	建築審査課	12	－	－	課長＋1	2	全職員	12
	計	51		－		12		51
都市整備部	都市整備部	1	－	－	部長	1	部長	1
	◆建設総務課	12	－	－	課長＋7	8	全職員	12
	道・緑・水辺相談室	5	－	－	室長	1	全職員	5
	大橋川治水・国県事業推進課	15	－	－	課長	1	全職員	15
	◆道路課	30	－	－	課長＋8	9	全職員	30
	河川課	14	－	－	課長＋3	4	全職員	14
	土地対策課	22	－	－	課長＋4	5	全職員	22
	公園緑地課	12	－	－	課長＋2	3	全職員	12
	計	111		－		32		111
	本庁計	1,378		17		219		1,378
支所	鹿島支所	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1
	地域振興課（原子力対策室含む）	5	課長＋1	2	課長＋3	4	全職員	5
	◆市民生活課	7	(課長)	－	(課長)＋2	2	全職員	7
	計	13		3		7		13
	島根支所	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1
	地域振興課	5	課長＋1	2	課長＋3	4	全職員	5
	◆市民生活課	6	(課長)	－	(課長)＋2	2	全職員	6
	計	12		3		7		12
	美保関支所	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1
	地域振興課	7	課長＋1	2	課長＋3	4	全職員	7
	◆市民生活課	7	(課長)	－	(課長)＋2	2	全職員	7
	計	15		3		7		15
	八雲支所	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1
	地域振興課	5	課長＋1	2	課長＋3	4	全職員	5
	◆市民生活課	7	(課長)	－	(課長)＋2	2	全職員	7
	計	13		3		7		13
	玉湯支所	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1
	地域振興課	6	課長＋1	2	課長＋3	4	全職員	6
	◆市民生活課	6	(課長)	－	(課長)＋2	2	全職員	6
	計	13		3		7		13
	宍道支所	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1
	地域振興課	6	課長＋1	2	課長＋3	4	全職員	6
	◆市民生活課	8	(課長)	－	(課長)＋2	2	全職員	8
	計	15		3		7		15
	八束支所	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1
	地域振興課	5	課長＋1	2	課長＋3	4	全職員	5
	◆市民生活課	6	(課長)	－	(課長)＋2	2	全職員	6
	計	12		3		7		12
	東出雲支所	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1
	地域振興課	7	課長＋1	2	課長＋3	4	全職員	7
	◆市民生活課	10	(課長)	－	(課長)＋2	2	全職員	10
	計	18		3		7		18
支所計		111		24		56		111
市長部局計（本庁計＋支所計）		1,489		41		275		1,489

教育部	教育委員会	2	－	－	副教育長×2	2	副教育長×2	2
	◆教育総務課	13	－	－	課長＋2	3	全職員	13
	女子高	43	別途※１		別途※１		別途※１	
	学校管理課	17	－	－	課長＋2	3	全職員	17
	学校教育課	20	－	－	課長＋2	3	全職員	20
	生徒指導推進室	7	－	－	－	－	全職員	7
	発達・教育相談支援センター	14	－	－	－	－	全職員	14
	学校給食課	7	－	－	－	－	全職員	7
	給食センター	13	別途※２		別途※２		別途※２	
	◆生涯学習課	19	－	－	課長＋3	4	全職員	19
	松江市立図書館事務局	2	－	－	事務局長	1	全職員	2
	青少年支援室	3	－	－	室長	1	全職員	3
	計	160		－		17		160
支援部	議会事務局	12	－	－	事務局長・次長	2	全職員	12
	選挙管理委員会事務局	5	－	－	事務局長	1	全職員	5
	監査委員事務局・公平委員会	6	－	－	事務局長	1	全職員	6
	計	23		－		4		23
総　　計		1,672		41		296		1,672
消防部	消防本部	260	－	－	消防次長	1	消防次長	1
	消防総務課	－	－	－	本部連絡員	1	本部連絡員	1
		－	別途※３	－	別途※３	－	別途※３	－
	計	260		－		2		2
水道部	上下水道局	96	－	－	上下水道部長	1	上下水道部長	1
	上下水道局総務課	－	－	－	本部連絡員	1	本部連絡員	1
		－	別途※３	－	別途※３	－	別途※３	－
	計	96		－		2		2
交通部	交通局	79	－	－	運輸課長	1	運輸課長	1
	総務課	－	－	－	本部連絡員	1	本部連絡員	1
		－	別途※３	－	別途※３	－	別途※３	－
	計	79		－		2		2
ガス部	ガス局	34	－	－	次長	1	次長	1
	総務課	－	－	－	本部連絡員	1	本部連絡員	1
		－	別途※５	－	別途※５	－	別途※５	－
	計	34		－		2		2
病院部	市立病院	29	－	－	事務局長	1	事務局長	1
	総務課	－	－	－	本部連絡員	1	本部連絡員	1
		－	別途※３	－	別途※３	－	別途※３	－
	計	29		－		2		2
合　　計		2,170		41		306		1,682

各体制の動員計画基準

準備体制（震度３）：防災部及び各支所

警戒体制（震度４）：準備体制の課に加え、各部主管課及び全ての部長及び次長級職員。主要課においては概ね 1/3～1/2

災害体制（震度５弱以上）：原則として全職員

★職員数は人事課職員データに基づく実人数を記載（再任用職員、任期付採用職員含む。会計年度職員除く。）

★再任用及び任期付採用職員については、動員計画表の人員に算入することができる。

（注）

※１各施設の動員計画による

※２各センター別の動員配分は、別途学校給食課及び各所長が協議して定める

※３災害対策本部員、災害対策本部連絡員以外の職員の動員計画は、各企業局等の動員計画による

資料 2-4　津波対策動員計画表

(R7.4.1)

※ 本動員計画は、震災対策動員計画表を基に各課の必要要員数を算出したものであり、災害の状況に応じて適宜増減する。また、要員の配置については、課内での要員配分だけでなく、部内での応援体制の確立など、要員の適切な配置を実施する。

部	課（室）名 ◆部長級、次長級で課長事務取扱あり。 次長級(課長事務取扱)は課で計上。	職員数 (実人数)	警戒体制 (津波注意報)		災害体制 (津波警報)	
(事務局) 防災部	防災部	1	部長	1	部長	1
	◆防災危機管理課（防災専門官含む）	10	全職員	10	全職員	10
	◆原子力安全対策課（派遣職員を除く）	6	全職員	6	全職員	6
	計	17		17		17
政策部	政策部	1	理事	1	理事	1
	市長公室	4	室長＋1	2	全職員	4
	政策企画課	10	課長＋2	3	全職員	10
	地域政策課	4	課長	1	全職員	4
	◆秘書課	7	課長＋2	3	全職員	7
	広報課	4	課長＋1	2	全職員	4
	デジタル戦略課（専門官除く）	17	課長＋2	3	全職員	17
	計	47		15		47
総務部	総務部	1	部長	1	部長	1
	◆総務課（法務専門官を除く）	12	課長＋3	4	全職員	12
	◆人事課	25	課長＋4	5	全職員	25
	組織戦略課	4	－	－	全職員	4
	計	42		10		42
財政・出納部	財政部	2	部長・会計管理者	2	部長・会計管理者	2
	◆財政課	12	課長＋2	3	全職員	12
	資産経営課	17	課長＋4	5	全職員	17
	新庁舎整備課	7	課長＋1	2	全職員	7
	公共建築課	22	課長＋4	5	全職員	22
	契約検査課	11	課長	1	全職員	11
	建設工事監理室	5	－	－	全職員	5
	税務管理課	24	課長	1	全職員	24
	市民税課	33	課長＋1	2	全職員	33
	固定資産税課	28	課長＋2	3	全職員	28
	出納室	12	室長	1	全職員	12
	計	173		25		173
産業経済部	産業経済部	3	部長・政策監・次長	3	部長・政策監・次長	3
	◆商工企画課	11	課長＋2	3	全職員	11
	◆新産業創造課	5	課長＋2	3	全職員	5
	ものづくり産業支援センター	5	センター長	1	全職員	5
	定住企業立地推進課（派遣職員除く）	10	課長＋1	2	全職員	10
	企業団地整備室	3	（室長）	－	全職員	3
	◆農政課	26	課長＋3	4	全職員	26
	花卉生産振興センター	1	（所長）	－	全職員	1
	農林基盤整備課	18	課長＋1	2	全職員	18
	水産振興課	7	課長＋2	3	全職員	7
	計	89		21		89
観光部	観光部	1	部長	1	部長	1
	◆観光振興課	11	課長＋2	3	全職員	11
	小泉八雲・セツのドラマ応援室長	1	（室長）	－	全職員	1
	国際観光課	8	課長＋1	2	全職員	8
	観光施設課	6	課長＋1	2	全職員	6
	計	27		8		27
文化スポーツ部	文化スポーツ部	1	部長	1	部長	1
	文化振興課	7	課長＋1	2	全職員	7
	ジオパーク推進室　兼	2	（室長）	－	全職員	2
	文化財課（派遣職員を除く）	13	課長	1	全職員	13
	埋蔵文化財調査課	15	課長	1	全職員	15
	松江城・史料調査課	10	課長	1	全職員	10
	松江歴史館	7	－	－	全職員	7
	スポーツ振興課	11	課長	1	全職員	11
	高校総体推進室	4	室長	1	全職員	4
	スポーツ施設課	5	課長	1	全職員	5
	総合体育館整備室	2	－	－	全職員	2
	計	77		9		77
市民部	市民部	1	部長	1	部長	1
	◆市民生活相談課	13	課長＋2	3	全職員	13
	消費・生活相談室　兼	2	（室長）	－	全職員	2
	人権男女共同参画課	9	課長＋1	2	全職員	9
	市民課	27	課長＋3	4	全職員	27
	マイナンバーカード交付室	7	室長	1	全職員	7
	計	59		11		59
健康福祉部	健康福祉部	1	部長	1	部長	1
	◆健康福祉総務課	16	課長＋4	5	全職員	16
	家庭相談課	4	課長	1	全職員	4
	障がい者福祉課	26	課長＋3	4	全職員	26
	生活福祉課	38	課長＋4	5	全職員	38
	介護保険課	43	課長＋3	4	全職員	43
	健康推進課	36	課長＋2	3	全職員	36
	予防接種室	8	室長＋1	2	全職員	8
	保険年金課	41	課長＋3	4	全職員	41
	保健衛生課	13	課長＋1	2	全職員	13
	◆松江保健所（県配置職員等を含む）	61	別途※1	－	別途※1	－
	計	287		31		287

こども子育て部	こども子育て部	1	部長	1	部長	1
	◆こども政策課	15	課長＋2	3	全職員	15
	保育所幼稚園課	23	課長	1	全職員	23
	保育所(4所) 幼保園(7園)	193	別途※1	－	別途※1	－
	幼稚園(14園)	52		－		－
	子育て給付課	13	課長＋1	2	全職員	13
	◆こども家庭支援課	18	別途※1	－	別途※1	－
	計	315		7		315
環境エネルギー部	環境エネルギー部	1	部長	1	部長	1
	◆環境エネルギー課	15	課長＋2	3	全職員	15
	環境対策課	17	課長＋1	2	全職員	17
	リサイクル都市推進課	19	－	－	全職員	19
	◆施設管理課	13	－	－	全職員	13
	不燃物処理場	2	別途※1	－	別途※1	－
	エコクリーン松江	7	別途※1	－	別途※1	－
	西持田最終処分場	5	別途※1	－	別途※1	－
	西持田リサイクルプラザ	2	別途※1	－	別途※1	－
	川向リサイクルプラザ	2	別途※1	－	別途※1	－
	計	83		6		83
まちづくり部	まちづくり部	2	部長・政策監	2	部長・政策監	2
	◆都市政策課	12	課長＋1	2	全職員	12
	まちづくり推進室	3	室長	1	全職員	3
	交通政策課	7	課長	1	全職員	7
	公共交通戦略室	5	室長	1	全職員	5
	住宅政策課	10	課長＋1	2	全職員	10
	建築審査課	12	課長＋2	3	全職員	12
	計	51		12		51
都市整備部	都市整備部	1	部長	1	部長	1
	◆建設総務課	12	課長＋7	8	全職員	12
	道・緑・水辺相談室	5	室長	1	全職員	5
	大橋川治水・国県事業推進課	15	課長＋1	2	全職員	15
	◆道路課	30	課長＋6	7	全職員	30
	河川課	14	課長＋5	6	全職員	14
	土地対策課	22	課長＋2	3	全職員	22
	公園緑地課	12	課長＋2	3	全職員	12
	計	111		31		111
	本庁計	1,378		203		1,378
支所	鹿島支所	1	支所長	1	支所長	1
	地域振興課（原子力対策室含む）	5	課長＋3	4	全職員	5
	◆市民生活課	7	(課長)＋2	2	全職員	7
	計	13		7		13
	島根支所	1	支所長	1	支所長	1
	地域振興課	5	課長＋3	4	全職員	5
	◆市民生活課	6	(課長)＋2	2	全職員	6
	計	12		7		12
	美保関支所	1	支所長	1	支所長	1
	地域振興課	7	課長＋3	4	全職員	7
	◆市民生活課	7	(課長)＋2	2	全職員	7
	計	15		7		15
	八雲支所	1	支所長	1	支所長	1
	地域振興課	5	課長＋3	4	全職員	5
	◆市民生活課	7	(課長)＋2	2	全職員	7
	計	13		7		13
	玉湯支所	1	支所長	1	支所長	1
	地域振興課	6	課長＋3	4	全職員	6
	◆市民生活課	6	(課長)＋2	2	全職員	6
	計	13		7		13
	宍道支所	1	支所長	1	支所長	1
	地域振興課	6	課長＋3	4	全職員	6
	◆市民生活課	8	(課長)＋2	2	全職員	8
	計	15		7		15
	八束支所	1	支所長	1	支所長	1
	地域振興課	5	課長＋3	4	全職員	5
	◆市民生活課	6	(課長)＋2	2	全職員	6
	計	12		7		12
	東出雲支所	1	支所長	1	支所長	1
	地域振興課	7	課長＋3	4	全職員	7
	◆市民生活課	10	(課長)＋2	2	全職員	10
	計	18		7		18
	支所計	111		56		111
	市長部局計（本庁計＋支所計）	1,489		259		1,489

教育部	教育委員会	2	副教育長×2	2	副教育長×2	2
	◆教育総務課	13	課長＋2	3	全職員	13
	女子高	43	別途※１		別途※１	
	学校管理課	17	課長＋2	3	全職員	17
	学校教育課	20	課長＋2	3	全職員	20
	生徒指導推進室	7	－	－	全職員	7
	発達・教育相談支援センター	14	－	－	全職員	14
	学校給食課	7	－	－	全職員	7
	給食センター	13	別途※２		別途※２	
	◆生涯学習課	19	課長＋3	4	全職員	19
	松江市立図書館事務局	2	－	－	全職員	2
	青少年支援室	3	－	－	全職員	3
	計	160		15		160
支援部	議会事務局	12	事務局長・次長	2	事務局長・次長	12
	選挙管理委員会事務局	5	事務局長	1	全職員	5
	監査委員事務局・公平委員会	6	事務局長	1	全職員	6
	計	23		4		23
総計		1,672		278		1,672
消防部	消防本部	260	消防次長	1	消防次長	1
	消防総務課	－	本部連絡員	1	本部連絡員	1
		－	別途※３	－	別途※３	－
	計	260		2		2
水道部	上下水道局	96	上下水道部長	1	上下水道部長	1
	上下水道局総務課	－	本部連絡員	1	本部連絡員	1
		－	別途※３	－	別途※３	－
	計	96		2		2
交通部	交通局	79	運輸課長	1	運輸課長	1
	総務課	－	本部連絡員	1	本部連絡員	1
		－	別途※３	－	別途※３	－
	計	79		2		2
ガス部	ガス局	34	次長	1	次長	1
	総務課	－	本部連絡員	1	本部連絡員	1
		－	別途※３	－	別途※３	－
	計	34		2		2
病院部	市立病院	29	事務局長	1	事務局長	1
	総務課	－	本部連絡員	1	本部連絡員	1
		－	別途※３	－	別途※３	－
	計	29		2		2
合計		2,170		288		1,682

各体制の動員計画基準

警戒体制（津波注意報）：防災担当課、各部主管課、全ての部長及び次長級職員。主要課においては概ね１／３～１／２

災害体制（津波警報）：原則として全職員

★職員数は人事課職員データに基づく実人数を記載（再任用職員、任期付採用職員含む。会計年度職員除く。）

★再任用及び任期付採用職員については、動員計画表の人員に算入することができる。

（注）

※１各施設の動員計画による

※２各センター別の動員配分は、別途学校給食課及び各所長が協議して定める

※３災害対策本部員、災害対策本部連絡員以外の職員の動員計画は、各企業局等の動員計画による

資料 2-5　原子力災害対策動員計画表

(R7. 4. 1)

※　本動員計画は、万一の原子力災害において、各課での災害対応のために想定される必要要員数の基準を示すものであり、災害の状況に応じて適宜増減する。また、要員の配置については、課内での要員配分だけでなく、部内での応援体制の確立など、要員の適切な配置を実施する。

部及びその構成 ※原子力事故対策会議構成員 ◆部長級、次長級で課長事務取扱あり。 次長級(課長事務取扱)は課で計上。	職員数	警戒体制		第1次災害体制		第2次災害体制	
防災部	17		17		17		17
部長※	1	部長	1	部長	1	部長	1
事務局	16		16		16		16
◆ 防災危機管理課※(防災専門官を含む)	10	全職員	10	全職員	10	全職員	10
◆ 原子力安全対策課※(派遣職員を除く)	6	全職員	6	全職員	6	全職員	6
政策部	48		12		31		48
理事	1	－	－	理事	1	理事	1
政策班	36		6		19		36
市長公室	4	室長	1	室長 ＋1	2	全職員	4
政策企画課※	11	課長＋2	3	課長 ＋ 本部連絡員 ＋4	6	全職員	11
地域政策課	4	課長	1	課長＋1	2	全職員	4
デジタル戦略課(CIO補佐官を除く)	17	課長	1	課長 ＋8	9	全職員	17
渉外班	11		6		11		11
◆ 秘書課	7	課長 ＋ 3	4	全職員	7	全職員	7
広報課※	4	課長 ＋ 1	2	全職員	4	全職員	4
総務部	47		12		28		47
部長	1	－	－	部長	1	部長	1
総務班	17		5		10		17
◆ 総務課※(法務専門監を除く)	12	課長＋ 3	4	課長＋ 本部連絡員 ＋ 5	7	全職員	12
選挙管理委員会事務局	5	事務局長	1	事務局長 ＋ 2	3	全職員	5
人事班	29		7		17		29
◆ 人事課	25	課長＋5	6	課長 ＋ 13	14	全職員	25
組織戦略課	4	課長	1	課長 ＋ 2	3	全職員	4
財政・出納部	174		16	－	88	－	174
部長・会計管理者	2	-	-	部長・会計管理者	2	部長・会計管理者	2
財政班	12		3		6		12
◆ 財政課※	12	課長 ＋ 2	3	課長 ＋ 本部連絡員 ＋ 4	6	全職員	12
管財班	63		9		31		63
資産経営課	17	課長 ＋4	5	課長 ＋ 8	9	全職員	17
新庁舎整備課	7	課長	1	課長＋2	3	全職員	7
公共建築課	22	課長	1	課長 ＋ 10	11	全職員	22
契約検査課	11	課長	1	課長 ＋ 4	5	全職員	11
建設工事監理室	6	室長	1	室長 ＋ 2	3	全職員	6
税務班	85		3		43		85
税務管理課	24	課長	1	課長 ＋ 11	12	全職員	24
市民税課	33	課長	1	課長 ＋ 16	17	全職員	33
固定資産税課	28	課長	1	課長 ＋ 13	14	全職員	28
出納班	12		1		6		12
出納室※	12	室長	1	室長＋本部連絡員＋4	6	全職員	12
産業経済部	86		11		46		86
部長・政策監	2	-	-	部長・政策監	2	部長・政策監	2
次長	1	－	－	次長	1	次長	1
商工班	31		6		17		31
◆ 商工企画課※	11	課長＋ 2	3	課長＋ 本部連絡員 ＋ 4	6	全職員	11
◆ 新産業創造課	5	課長	1	課長＋2	3	全職員	5
ものづくり産業支援センター	5	センター長	1	センター長＋ 2	3	全職員	5
定住企業立地推進課(派遣職員を除く)	10	課長	1	課長 ＋ 4	5	全職員	10
企業団地整備室	3	(室長)	-	(室長)＋2	2	全職員	3
農林水産班	52		5		26		52
◆ 農政課	26	課長	1	課長 ＋ 12	13	全職員	26
花弁生産振興センター	1	－	－	(所長)	－	全職員	1
農林基盤整備課(調整官を含む)	18	課長＋1	2	課長 ＋ 8	9	全職員	18
水産振興課	7	課長 ＋ 1	2	課長 ＋ 3	4	全職員	7
観光部	27		9		15		27
部長	1	－	－	部長	1	部長	1
観光班	18		6		10		18
◆ 観光振興課※	11	課長 ＋ 3	4	課長 ＋ 5	6	全職員	11
小泉八雲・セツのドラマ応援室	1	(室長)	-	(室長)	-	全職員	1
観光施設課	6	課長 ＋1	2	課長 ＋ 3	4	全職員	6
国際班	8		3		4		8
国際観光課	8	課長 ＋ 2	3	課長 ＋3	4	全職員	8
文化スポーツ部	77		14		42		77
部長	1	－	－	部長	1	部長	1
道路支援班	54		9		28		54
文化振興課※	7	課長＋3	4	課長 ＋3	4	全職員	7
ジオパーク推進室	2	(室長)	－	(室長)	－	全職員	2
文化財課(派遣職員を除く)	13	課長	1	課長 ＋ 6	7	全職員	13
埋蔵文化財調査課	15	課長	1	課長 ＋ 7	8	全職員	15
松江城・史料調査課	10	課長 ＋ 1	2	課長 ＋ 4	5	全職員	10
松江歴史館	7	事務局長	1	事務局長 ＋ 3	4	全職員	7
体育施設班	22		5		13		22
スポーツ振興課	11	課長	1	課長＋5	6	全職員	11
高校総体推進室	4	室長	1	室長＋1	2	全職員	4
スポーツ施設課	5	課長 ＋ 2	3	課長 ＋ 3	4	全職員	5
総合体育館整備室	2	(室長)＋1	1	(室長)＋1	1	全職員	2
市民部	60		12		32		60
部長	1	－	－	部長	1	部長	1
市民班	59		12		31		59
◆ 市民生活相談課※	14	課長 ＋ 3	4	課長 ＋ 本部連絡員 ＋ 6	8	全職員	14
消費・生活相談室	2	(室長)	－	(室長) ＋ 1	1	全職員	2
人権男女共同参画課	9	課長	1	課長 ＋ 4	5	全職員	9
市民課	27	課長 ＋ 5	6	課長 ＋ 12	13	全職員	27
マイナンバーカード交付室	7	室長	1	室長 ＋ 3	4	全職員	7

健康福祉部	287		59		137		287
部長	1	－	－	部長	1	部長	1
福祉班	242		39		92		242
◆ 健康福祉総務課※	16	課長 ＋ 5	6	課長 ＋ 本部連絡員 ＋ 8	10	全職員	16
家庭相談課	4	課長	1	課長 ＋ 1	2	全職員	4
障がい者福祉課	26	課長 ＋ 4	5	課長 ＋ 12	13	全職員	26
生活福祉課	38	課長 ＋ 8	9	課長 ＋ 18	19	全職員	38
介護保険課	43	課長 ＋ 4	5	課長 ＋ 20	21	全職員	43
保険年金課	41	課長 ＋ 9	10	課長 ＋ 19	20	全職員	41
保健衛生課	13	課長＋2	3	課長 ＋ 6	7	全職員	13
松江保健所	61	保健所の動員計画による		保健所の動員計画による		保健所の動員計画による	
医療班	44		20		44		44
健康推進課※	36	課長 ＋ 15	16	全職員	36	全職員	36
予防接種室	8	室長＋3	4	全職員	8	全職員	8
こども子育て部	315		16		29		315
部長	1	－	－	部長	1	部長	1
福祉班	296		16		28		296
◆ こども政策課※	15	課長 ＋ 5	6	課長 ＋ 本部連絡員 ＋6	8	全職員	15
保育所幼稚園課	23	課長 ＋ 5	6	課長 ＋ 12	13	全職員	23
保育所(4所)・幼保園(7園)	193	各所・園の動員計画による		各所・園の動員計画による		各所・園の動員計画による	
幼稚園(14園)	52	各園の動員計画による		各園の動員計画による		各園の動員計画による	
子育て給付課	13	課長 ＋3	4	課長 ＋ 6	7	全職員	13
福祉・医療支援班	18		5		9		18
◆ こども家庭支援課	18	課長 ＋ 4	5	課長＋8	9	全職員	18
環境エネルギー部	82		5		35		82
部長	1	－	－	部長	1	部長	1
環境班	81		5		34		81
◆ 環境エネルギー課※	14	課長 ＋ 1	2	課長 ＋ 本部連絡員 ＋ 6	8	全職員	14
環境対策課	17	課長	1	課長 ＋ 8	9	全職員	17
リサイクル都市推進課	19	課長	1	課長 ＋ 10	11	全職員	19
◆ 施設管理課	13	課長	1	課長 ＋ 5	6	全職員	13
不燃物処理場	2	各施設の動員計画による		各施設の動員計画による		各施設の動員計画による	
エコクリーン松江	7						
西持田最終処分場	5						
西持田リサイクルプラザ	2						
川向リサイクルプラザ	2						
まちづくり部	51		8		28		51
部長・政策監	2	－	－	部長・政策監	2	部長・政策監	2
道路支援班	49		8		26		49
◆ 都市政策課※	12	課長 ＋ 2	3	課長＋本部連絡員＋4	6	全職員	12
まちづくり推進室	3	室長	1	室長 ＋1	2	全職員	3
交通政策課	7	課長	1	課長 ＋ 3	4	全職員	7
公共交通戦略室	5	室長	1	室長＋2	3	全職員	5
住宅政策課	10	課長	1	課長＋4	5	全職員	10
建築審査課	12	課長	1	課長 ＋ 5	6	全職員	12
都市整備部	111		19		60		111
部長	1	－	－	部長	1	部長	1
道路班	47		15		27		47
◆ 建設総務課※	12	課長 ＋ 4	5	課長 ＋ 本部連絡員 ＋ 6	8	全職員	12
道・緑・水辺相談室	5	室長	1	室長＋2	3	全職員	5
◆ 道路課(公社職員を除く)	30	課長 ＋ 8	9	課長 ＋ 15	16	全職員	30
道路支援班	63		4		32		63
大橋川治水・国県事業推進課	15	課長	1	課長 ＋ 6	7	全職員	15
河川課	14	課長	1	課長 ＋ 6	7	全職員	14
土地対策課	22	課長	1	課長 ＋ 11	12	全職員	22
公園緑地課	12	課長	1	課長 ＋ 5	6	全職員	12
本庁計	1,382		210		588		1,382
鹿島支所 (※対策会議構成員は指定職員)	13		13		13		13
支所長	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1
地域振興課(原子力対策室を含む)	5	全職員	5	全職員	5	全職員	5
市民生活課	7	全職員	7	全職員	7	全職員	7
島根支所 (※対策会議構成員は指定職員)	12		12		12		12
支所長	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1
地域振興課	5	全職員	5	全職員	5	全職員	5
市民生活課	6	全職員	6	全職員	6	全職員	6
美保関支所 (※対策会議構成員は指定職員)	15		8		15		15
支所長	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1
地域振興課	7	課長＋対策会議構成員＋2	4	全職員	7	全職員	7
市民生活課	7	(課長) ＋ 3	3	全職員	7	全職員	7
八雲支所 (※対策会議構成員は指定職員)	13		8		13	－	13
支所長	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1
地域振興課	5	課長＋対策会議構成員＋2	4	全職員	5	全職員	5
市民生活課	7	(課長) ＋ 3	3	全職員	7	全職員	7
玉湯支所 (※対策会議構成員は指定職員)	13		8		13		13
支所長	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1
地域振興課	6	課長＋対策会議構成員＋2	4	全職員	6	全職員	6
市民生活課	6	(課長) ＋ 3	3	全職員	6	全職員	6
宍道支所 (※対策会議構成員は指定職員)	15		8		15		15
支所長	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1
地域振興課	6	課長＋対策会議構成員＋2	4	全職員	6	全職員	6
市民生活課(宍道健康センターを含む)	8	(課長) ＋ 3	3	全職員	8	全職員	8
八東支所 (※対策会議構成員は指定職員)	12		8		12		12
支所長	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1
地域振興課	5	課長＋対策会議構成員＋2	4	全職員	5	全職員	5
市民生活課	6	(課長) ＋ 3	3	全職員	6	全職員	6
東出雲支所 (※対策会議構成員は指定職員)	18		8		18		18
支所長	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1
地域振興課	7	課長＋対策会議構成員＋2	4	全職員	7	全職員	7
市民生活課	10	(課長) ＋ 3	3	全職員	10	全職員	10
支所合計	111		73		111		111
市長部局計(本庁計＋支所計)	1,493		283		699		1,493

教育部	160		22		62		160
副教育長	2	−	−	副教育長	2	副教育長	2
学校教育班	134		16		47		134
◆ 教育総務課※	13	課長 ＋ 2	2	課長 ＋ 本部連絡員 ＋ 5	7	全職員	13
皆美が丘女子高等学校	43	学校の動員計画による		学校の動員計画による		学校の動員計画による	
学校管理課（校務技師を除く）	17	課長 ＋ 6	7	課長 ＋ 12	13	全職員	17
学校教育課	20	課長 ＋ 3	4	課長 ＋12	13	全職員	20
生徒指導推進室	7	室長	1	室長 ＋ 3	4	全職員	7
発達・教育相談支援センター	14	課長	1	課長 ＋ 5	6	全職員	14
学校給食課	7	課長	1	課長 ＋ 3	4	全職員	7
給食センター	13	各センターの動員計画による		各センターの動員計画による		各センターの動員計画による	
生涯学習班	24		6		13		24
◆ 生涯学習課	19	課長 ＋ 4	4	課長 ＋ 9	10	全職員	19
松江市立図書館事務局	2	事務局長	1	事務局長	1	全職員	2
青少年支援室	3	室長	1	室長 ＋ 1	2	全職員	3
支援部	19		6		10		19
事務局長（議会・監査）	2	事務局長	2	事務局長	2	事務局長	2
支援班	17		4		8		17
◆ 議会事務局※	11	課長 ＋ 1	3	課長＋ 本部連絡員 ＋ 3	5	全職員	11
監査委員事務局・公平委員会	6	（事務局長）＋ 1	1	（事務局長）＋ 3	3	全職員	6
総　　計	1,672		311		771		1,672
消防部	260						
消防班					2		
◆ 消防総務課※		課長	1	課長 ＋ 本部連絡員	2	課長 ＋ 本部連絡員	2
		松江市消防本部非常召集計画に準ずる		松江市消防本部非常召集計画に準ずる		松江市消防本部非常召集計画に準ずる	
上下水道部	96						
上下水道部長	1			上下水道部長	1	上下水道部長	1
給水班					1		1
総務課※		課長	1	本部連絡員	1	本部連絡員	1
		総務課含め上下水道部の動員計画による		総務課含め上下水道部の動員計画による		総務課含め上下水道部の動員計画による	
ガス部	34						
次長	1			次長	1	次長	1
交通支援班					1		1
総務課※				本部連絡員	1	本部連絡員	1
		営業総務課含めガス部の動員計画による		営業総務課含めガス部の動員計画による		営業総務課含めガス部の動員計画による	
交通部	79						
交通班					1		1
総務課※		課長	1	本部連絡員	1	本部連絡員	1
		総務課含め交通部の動員計画による		総務課含め交通部の動員計画による		総務課含め交通部の動員計画による	
病院部	29						
事務局長				事務局長	1	事務局長	1
医療班					1		1
総務課※		課長	1	本部連絡員	1	本部連絡員	1
		総務課含め病院部の動員計画による		総務課含め病院部の動員計画による		総務課含め病院部の動員計画による	
合　　計	2,170		311		771		2,170

各体制の動員計画基準

警戒体制：発電所から概ね５km 圏内の要支援者や学校等の避難を準備する段階

体制の概要：防災担当課、原子力事故対策会議構成課及び関係各課

○原子力事故対策会議構成課：防災部、政策企画課、総務課、財政課、商工企画課、観光振興課、文化振興課、市民生活相談課、健康福祉総務課、こども政策課、環境エネルギー課、都市政策課、建設総務課、出納室、議会事務局、教育総務課、上下水道局総務課、ガス局営業総務課*、交通局総務課、市立病院総務課、消防総務課、広報課、健康推進課、各支所

＊令和８年４月１日の市ガス事業民間譲渡に伴いガス局を廃止するため、それ以降は「ガス局営業総務課」を削除

第１次災害体制：発電所から概ね５km 圏内の要支援者の避難の実施、住民の避難の準備や、発電所から３０km 圏内の住民の屋内退避の準備などを行う段階

体制の概要：全部・課、職員数の概ね１／２

第２次災害体制：発電所から概ね５km 圏内の住民の避難の実施や、発電所から３０km 圏内の住民の屋内退避の実施などを行う段階

体制の概要：原則全職員

※職員数は人事課職員データに基づく実人数を記載（再任用職員、任期付採用職員含む。会計年度職員除く。）

(2)通信

資料 2-6　松江市 IP 無線機　端末・グループ一覧

松江市IP無線機
端末・グループ一覧

＜グループ一覧表＞			
＜本庁・支所管内別＞	＜消防団・方面団別＞	＜機能・機関別＞	＜地区別＞
1　本庁管内施設	10　消防団全団	23　市行政機関	34　朝酌地区
2　鹿島管内施設	11　北部方面団	24　災害対策本部	35　大野地区
3　島根管内施設	12　南部方面団	25　全支所	36　秋鹿地区
4　美保関管内施設	13　橋北方面団	26　企業局	37　古江地区
5　八雲管内施設	14　橋南方面団	27　医療機関	38　生馬地区
6　玉湯管内施設	15　鹿島方面団	28　生活関連機関	39　法吉地区
7　宍道管内施設	16　島根方面団	29　その他の施設	40　城西地区
8　八束管内施設	17　美保関方面団	30　教育機関全部	41　城北地区
9　東出雲管内施設	18　八雲方面団	31　中学校	42　城東地区
	19　玉湯方面団	32　小学校	43　持田地区
	20　宍道方面団	33　公民館	44　川津地区
	21　八束方面団		45　本庄地区
	22　東出雲方面団		46　白潟地区
			47　朝日地区
			48　雑賀地区
			49　津田地区
			50　乃木地区
			51　古志原地区
			52　竹矢地区
			53　大庭地区
			54　忌部地区

〒690-8540
松江市末次町86番地
松江市防災部　防災危機管理課防災情報係
TEL　0852(55)5174
FAX　0852(55)5617
メール　bousai-joho@city.matsue.lg.jp

凡例）
●･･･デフォルトグループ （基本的にはこのグループに合わせておく。 また端末再起動するとこのグループに戻る）
▲･･･定期通信訓練グループ （定期通信訓練で使用するグループ。 通信訓練時はこのグループに合わせておく）
★･･･デフォルトグループ かつ 定期通信訓練グループ （定期通信訓練時もグループ変更の必要なし）

| | 施設名 | グループ | | |

	施設名	本庁管内施設	鹿島管内施設	島根管内施設	美保関管内施設	八雲管内施設	玉湯管内施設	宍道管内施設	八束管内施設	東出雲管内施設	消防団全団	北部方面団	橋北方面団	橋南方面団	鹿島方面団	島根方面団	美保関方面団	八雲方面団	玉湯方面団	宍道方面団	八束方面団	東出雲方面団	市行政機関	災害対策本部	全支所	企業局	医療機関	生活関連機関	その他の施設	教育機関全部	中学校	小学校	公民館	朝酌地区	大野地区	秋鹿地区	古江地区	生馬地区	法吉地区	城西地区	城北地区	城東地区	持田地区	川津地区	本庄地区	白潟地区	朝日地区	雑賀地区	津田地区	乃木地区	古志原地区	竹矢地区	大庭地区	忌部地区
38	橋北方面副団長1										○	○	●																																					
39	橋北方面副団長2										○	○	●																																							
40	橋南方面副団長1										○			●																																						
41	橋南方面副団長2										○	○		●																																					
42	鹿島 方面副団長1										○	○			●																																			
43	鹿島 方面副団長2										○	○			●																																			
44	鹿島 方面副団長3										○	○			●																																			
45	島根 方面副団長1										○	○				●																																			
46	島根 方面副団長2										○	○				●																																			
47	美保関 方面副団長1										○	○					●																																		
48	美保関 方面副団長2										○	○					●																																		
49	美保関 方面副団長3										○	○					●																																		
50	八雲 方面副団長1										○							●																																		
51	八雲 方面副団長2										○	○						●																																	
52	玉湯 方面副団長1										○	○							●																																
53	玉湯 方面副団長2										○	○							●																																
54	玉湯 方面副団長3										○								●																																
55	宍道 方面副団長1										○	○								●																															
56	宍道 方面副団長2										○	○								●																															
57	八束 方面副団長1										○	○									●																													
58	八束 方面副団長2										○	○									●																													
59	東出雲 方面副団長1										○	○										●																												
60	東出雲 方面副団長2										○	○										●																												
61	東出雲 方面副団長3										○	○										●																												
62	橋北分団長										○	○	●																																						
63	川津分団長										○	○	●																																						
64	朝酌分団長										○	○	●																																						
65	法吉分団長										○	○	●																																						
66	生馬分団長										○	○	●																																						
67	持田分団長										○	○	●																																						
68	古江分団長										○	○	●																																						
69	本庄分団長										○	○	●																																						
70	秋鹿分団長										○	○	●																																						
71	大野分団長										○	○	●																																						
72	橋南分団長										○			●																																						
73	津田分団長										○	○		●																																					
74	古志原分団長										○	○		●																																					
75	竹矢分団長										○	○		●																																					
76	乃木分団長										○	○		●																																					
77	忌部分団長										○	○		●																																					
78	大庭分団長										○	○		●																																					
79	鹿島 恵曇分団長										○	○			●																																				
80	鹿島 佐太分団長										○	○			●																																				
81	鹿島 講武分団長										○	○			●																																				

	施設名	本庁管内施設	鹿島管内施設	島根管内施設	美保関管内施設	八雲管内施設	玉湯管内施設	宍道管内施設	八束管内施設	東出雲管内施設	消防団全団	北部方面団	南部方面団	橋北方面団	橋南方面団	鹿島方面団	島根方面団	美保関方面団	八雲方面団	玉湯方面団	宍道方面団	八束方面団	東出雲方面団	市行政機関	災害対策本部	全支所	企業局	医療機関	生活関連機関	その他の施設	教育機関全部	中学校	小学校	公民館	朝酌地区	大野地区	秋鹿地区	古江地区	生馬地区	法吉地区	城西地区	城北地区	城東地区	持田地区	川津地区	本庄地区	白潟地区	朝日地区	雑賀地区	津田地区	乃木地区	古志原地区	竹矢地区	大庭地区	忌部地区
82	鹿島　御津分団長										○	○				●																																					
83	島根　大芦分団長										○	○					●																																				
84	島根　加賀分団長										○	○					●																																			
85	島根　野波分団長										○	○					●																																			
86	美保関　千酌分団長										○	○						●																																		
87	美保関　片江分団長										○	○						●																																		
88	美保関　七類分団長										○	○						●																																		
89	美保関　美保関分団長										○	○						●																																		
90	美保関　森山分団長										○	○						●																																		
91	八雲　岩坂分団長										○		○						●																																	
92	八雲　熊野分団長										○		○						●																																	
93	玉湯　玉湯分団長										○		○							●																																
94	宍道　宍道分団長										○		○								●																															
95	宍道　来待分団長										○		○								●																															
96	八束　八束北分団長										○	○										●																													
97	八束　八束南分団長										○	○										●																													
98	東出雲　意東分団長										○		○										●																												
99	東出雲　揖屋分団長										○		○										●																												
100	東出雲　出雲郷分団長										○		○										●																												
小計	77																																																					

＜警察・医療関連機関・生活関連機関＞

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

	施設名	本庁管内施設	鹿島管内施設	島根管内施設	美保関管内施設	八雲管内施設	玉湯管内施設	宍道管内施設	八束管内施設	東出雲管内施設	消防団全団	北部方面団	南部方面団	橋北方面団	橋南方面団	鹿島方面団	島根方面団	美保関方面団	八雲方面団	玉湯方面団	宍道方面団	八束方面団	東出雲方面団	市行政機関	災害対策本部	全支所	企業局	医療機関	生活関連機関	その他の施設	教育機関全部	中学校	小学校	公民館	朝酌地区	大野地区	秋鹿地区	古江地区	生馬地区	法吉地区	城西地区	城北地区	城東地区	持田地区	川津地区	本庄地区	白潟地区	朝日地区	雑賀地区	津田地区	乃木地区	古志原地区	竹矢地区	大庭地区	忌部地区
121	朝酌公民館	●																											○			○	▲																				
122	法吉公民館	●																											○			○						▲															
123	生馬公民館	●																											○			○					▲															
124	持田公民館	●																											○			○									▲										
125	本庄公民館	●																											○			○										▲									
126	古江公民館	●																											○			○				▲														
127	大野公民館	●																											○			○		▲																
128	秋鹿公民館	●																											○			○			▲															
129	白潟公民館	●																											○			○											▲							
130	朝日公民館	●																											○			○												▲						
131	雑賀公民館	●																											○			○													▲					
132	津田公民館	●																											○			○														▲				
133	古志原公民館	●																											○			○															▲			
134	竹矢公民館	●																											○			○																▲		
135	乃木公民館	●																											○			○																	▲	
136	大庭公民館	●																											○			○																		▲
137	忌部公民館	●																											○			○																		
138	鹿島公民館		★																										○			○																		
139	島根公民館			★																									○			○																		
140	美保関公民館				★																								○			○																		
141	八雲公民館					★																							○			○																		
142	玉湯公民館						★																						○			○																		
143	宍道公民館							★																					○			○																		
144	八束公民館								★																				○			○																		
145	東出雲公民館									★																			○			○																		
小計	29																																																	

＜小学校＞

146	母衣小学校	●																											○	○										▲														
147	城北小学校	●																											○	○											▲													
148	内中原小学校	●																											○	○												▲												
149	川津小学校	●																											○	○													▲											
150	朝酌小学校	●																											○	○			▲																				
151	法吉小学校	●																											○	○								▲															
152	生馬小学校	●																											○	○							▲															
153	持田小学校	●																											○	○													▲										
154	本庄小学校	●																											○	○														▲									
155	古江小学校	●																											○	○						▲															
156	大野小学校	●																											○	○					▲																
157	秋鹿小学校	●																											○	○						▲															
158	中央小学校	●																											○	○															▲								
159	雑賀小学校	●																											○	○																▲						
160	津田小学校	●																											○	○																	▲					
161	古志原小学校	●																											○	○																		▲				
162	竹矢小学校	●																											○	○																			▲			

	施設名	本庁管内施設	鹿島管内施設	島根管内施設	美保関管内施設	八雲管内施設	玉湯管内施設	宍道管内施設	八束管内施設	東出雲管内施設	消防団全団	北部方面団	南部方面団	橋北方面団	橋南方面団	鹿島方面団	島根方面団	美保関方面団	八雲方面団	玉湯方面団	宍道方面団	八束方面団	東出雲方面団	市行政機関	災害対策本部	全支所	企業局	医療機関	生活関連機関	その他の施設	教育機関全部	中学校	小学校	公民館	朝酌地区	大野地区	秋鹿地区	古江地区	生馬地区	法吉地区	城西地区	城北地区	城東地区	持田地区	川津地区	本庄地区	白潟地区	朝日地区	雑賀地区	津田地区	乃木地区	古志原地区	竹矢地区	大庭地区	忌部地区
163	乃木小学校	●																											○		○																	▲				
164	大庭小学校	●																											○		○																				▲		
165	忌部小学校	●																											○		○																					▲
166	恵曇小学校		★																										○		○																					
167	佐太小学校		★																										○		○																					
168	鹿島東小学校		★																										○		○																					
169	島根小学校			★																									○		○																					
170	美保関小学校				★																								○		○																					
171	八雲小学校					★																							○		○																					
172	宍道小学校							★																					○		○																					
173	来待小学校							★																					○		○																					
174	意東小学校									★																			○		○																					
175	揖屋小学校									★																			○		○																					
176	出雲郷小学校									★																			○		○																					
小計	31																																																			

＜中学校・その他学校＞

177	第一中学校	●																											○	○						▲																
178	第二中学校	●																											○	○														▲								
179	第三中学校	●																											○	○															▲							
180	第四中学校	●																											○	○																▲						
181	湖南中学校	●																											○	○																	▲					
182	湖東中学校	●																											○	○																		▲				
183	湖北中学校	●																											○	○							▲													
184	本庄中学校	●																											○	○																			▲				
185	鹿島中学校		★																										○	○																					
186	島根中学校			★																									○	○																					
187	美保関中学校				★																								○	○																					
188	八雲中学校					★																							○	○																					
189	宍道中学校							★																					○	○																					
190	東出雲中学校									★																			○	○																					
191	八束学園								★																				○	○	○																				
192	玉湯学園						★																						○	○	○																				
193	市立皆美が丘女子高	●																											○				▲																	
194	松江工業高等専門学校	●																											○								▲													
小計	18																																																		

＜その他施設（避難所）＞

195	松江市総合体育館	●																											○										▲												
196	松江総合運動公園	●																											○																			▲				
197	市民活動センター	●																											○																				▲				
198	松江市総合福祉センター	●																											○									▲												
199	いきいきプラザ島根	●																											○																					▲			
小計	5																																																		

合計	199

資料 2-7　松江市防災行政無線（デジタル同報系）設置状況

資料：防災危機管理課

地区	基数	呼出名称	整備年度
川津	20	川口児童公園	H24
		菅田公園	H24
		すがた児童公園	H24
		東菅田集会所	H24
		上浜弓団地	H24
		人材センター	H24
		嵩見会館	H24
		東嵩見集会所	H24
		東川津団地	H24
		祖子分公会堂	H24
		大内谷公民館	H24
		松江東高校	H24
		西川津交流広場	H24
		橋本街区公園	H24
		市成倶楽部	H24
		小平会館	H24
		四季ケ丘西街区公園	H24
		あじさい団地集会所	H24
		中尾	H26
		逢拝所公民館	H26
朝酌	8	太陽団地自治会館	H23
		女子高校	H23
		朝酌公会堂(朝酌消防機庫)	H23
		福富公会堂	H23
		大井公民館	H23
		大海崎公民館	H23
		矢田公会堂	H26
		西尾町	H26
本庄	13	上宇部尾公会堂	H23
		新庄町集会所	H23
		本庄公民館	H23
		本庄小学校	H23
		原集会所	H23
		木並集会所	H23
		川部集会所	H23
		野原町国道横	H23
		長海公会堂	H23
		邑生公会堂	H23
		手角集会所	H23
		枕木集会所	H26
		本庄団地(ふるさと本庄都市緑地)	R2
持田	9	竹崎児童公園	H23
		持田公民館	H23
		平成ニュータウン	H23
		福原上集会所	H23
		福原会館	H23
		持田神社横	H23
		坂本下集会所	H23
		坂本中公民館	H26
		川原上集会所	H26
城東	6	県民会館（大手前駐車場）	H25
		南田町集会所	H25
		母衣小学校	H25
		松江市総合体育館（北公園）	H25
		南田街区公園	H25
		消防本部	H22

地区	基数	呼出名称	整備年度
城北	8	松江北高校	H25
		城北公民館	H25
		大輪町	H25
		城北小学校	H25
		淞北台会館	H25
		淞北台団地	H25
		東淞北台	H25
		うぐいす台	H25
城西	8	市役所	H22
		城西公民館	H25
		第一中学校	H25
		内中原(島根県自治研修所)	H25
		新国屋公園	H25
		さとやま公園	H25
		くやケ丘公園(国屋グリーンヒルズ緑地)	H25
		南平台（児童）公園	H25
法吉	15	黒田集会所	H23
		市営城山西駐車場	H23
		深坪橋横(みしまや春日店付近)	H23
		島根県障碍者職業センター	H24
		法吉保育所	H23
		法吉町道路	H24
		法吉団地集会所	H24
		比津が丘会館	H24
		比津が丘集会所（公園）	H24
		南比津ヶ丘街区公園	H23
		南比津が丘都市緑地	H24
		法吉小学校	H23
		法吉公民館	H23
		鷹匠町	H26
		比津町	H26
生馬	9	浜佐田灘公民館	H23
		浜佐田公民館	H23
		生馬公民館	H23
		薦津町多目的広場	H23
		下佐陀上町遊園地	H23
		生馬ヶ丘団地北街区公園	H23
		東生馬公会堂	H23
		下佐陀中集会所	H26
		西生馬	H26
古江	19	西浜佐陀公民館	H23
		県立盲学校	H23
		寺津集会所	H23
		下組集会所	H23
		下古志公民館	H23
		中古志公民館	H23
		小畑公民館	H23
		古志町野間道路横	H23
		荘公民館付近	H23
		上組公民館	H23
		古江小学校	H23
		大塚公民館	H23
		朝日ヶ丘会館	H23
		東長江灘西公民館	H23
		長江小学校	H23
		広垣公民館	H23
		峰垣	H26
		舞木地区	H26
		荘成町	H26

地区	基数	呼出名称	整備年度
秋鹿	13	大垣踏切横	H23
		上寄公民館	H23
		布川上	H23
		秋鹿小学校	H23
		秋鹿公民館	H23
		秋鹿町駅東	H23
		本谷会館	H23
		井神公会所	H23
		山中公会所	H23
		赤い羽根こどもあそびば	H23
		芦尾バス停前	H23
		上岡総合センター	H26
		中組公民館	H26
大野	8	津の森公民館	H23
		大野下消防機庫	H23
		大野小学校	H22
		魚瀬簡易郵局前	H22
		魚瀬町漁協道路横	H22
		殿山公民館	H26
		上根尾公民館	H26
		西ノ村	H26
雑賀	5	床几山配水地跡	H25
		雑賀小学校	H25
		雑賀都市緑地	H25
		みどり保育園	H25
		美月西児童公園	H25
朝日	7	宍道湖遊覧船乗場	H24
		松江テルサ（松江駅）	H24
		中央小学校	H24
		第三中学校	H24
		市営宮の沖アパート公園	H24
		三中サブグラウンド	H24
		松江地方気象台	H26
乃木	26	淞徳会館	H24
		西嫁島自治会集会所(児童遊園地)	H24
		乃木公民館	H24
		レイクサイド浜乃木緑地	H24
		松江農林高校	H24
		幼保園のぎ	H24
		うぐいす公園	H24
		浜乃木國尾公園	H24
		市営宇賀団地	H24
		宇賀橋	H24
		東高原緑地	H24
		市営西の原アパート広場	H24
		上乃木４丁目西前アパート	H24
		上乃木三叉路	H24
		乃白町ふれあいセンター	H24
		乃白町県道横	H24
		芝原緑地	H24
		乃白桜台自治会館横公園	H24
		乃木福富町公民館	H24
		福富都市緑地	H24
		消防学校入口付近	H24
		乃木福富町老人集会所	H24
		浜乃木公会堂	H26
		宍道湖ニュータウン	H26
		クレアヒル松江	H26
		乃白北街区公園	H26

地区	基数	呼出名称	整備年度
白潟	5	和多見大橋川公園	H24
		白潟公民館	H24
		袖師会館（公園）	H24
		天神町ロータリー内	H24
		県立美術館	H26
忌部	8	千本街区公園	H23
		堂廻自治集会所	H23
		忌部公民館	H23
		大川端公民館	H23
		中組集会所	H23
		柳原下組生活改善センター	H26
		東忌部町	H26
		西忌部町一埼	H26
竹矢	13	大門東エコステーション横	H24
		八幡浜分集落センター	H24
		山宮公民館	H24
		竹矢公民館	H24
		川向都市緑地	H24
		馬潟班消防機庫	H24
		八幡団地児童遊園地	H24
		富士見ヶ丘自治会集会所	H24
		青葉台会館	H24
		矢田公民館	H24
		上竹矢公民館	H24
		真名井会館	H24
		矢田体育館	H26
津田	14	プラバホール	H25
		森脇児童公園	H25
		大山代公会堂	H25
		市営緑ヶ丘アパート	H25
		津田明神団地集会所	H25
		西津田ヒルズ都市緑地	H25
		中央団地遊園地	H24
		西山都市緑地(淞東台遊園地)	H24
		犬田都市緑地	H24
		東津田鷹日橋横	H24
		東光台松江東津田住宅	H24
		市道馬橋付近	H24
		東津田中央線北口	H24
		松原児童遊園地	H24
大庭	14	大庭町公園	H24
		佐草町西児童館	H24
		佐草南口集落センター	H24
		大庭西公民館	H24
		大庭小学校	H24
		大庭コミュニティ多目的広場	H24
		有公民館	H24
		団原公民館	H24
		市営大庭アパート付近広場	H24
		市営長者原団地	H24
		湖東中学校	H24
		井手平集会所	H24
		茶臼山団地集会所	H24
		大草公民館	H24

地区	基数	呼出名称	整備年度
古志原	14	島根県環境保健公社	H25
		サニーヒルズ古志原緑地	H25
		朝日ヶ丘(市営旭ヶ丘アパート)	H25
		松江工業高校	H25
		市営富原住宅	H25
		香南団地遊園地	H25
		かおりケ丘団地公園	H25
		東上乃木遊園地	H25
		県立はつらつ体育館	H25
		上乃木あすなろ橋付近	H25
		南高台緑地	H25
		上乃木下沢公園	H25
		松江総合運動公園	H25
		松江南高校校舎横	H25
鹿島	19	山奥（北工場）	R2
		上講武	R2
		小谷	R2
		鹿島東小学校	R2
		鹿島中学校	R2
		宮内集会所付近	R2
		一矢	R2
		鹿島支所	R2
		根連木	R2
		古浦	R2
		恵曇	R2
		ＪＦ鹿島支所	R2
		手結	R2
		片句	R2
		御津	R2
		才ノ丘	R2
		片句運動場	R2
		深田集会所	R2
		名分（七日市）	R2
島根	16	楡木	H25
		浜	H25
		小具・北垣	H25
		垣ノ内別所	H25
		大津	H25
		岩木	H25
		佐波	H25
		加賀別所	H25
		野波東	H25
		野波西	H25
		小波	H25
		多古	H25
		沖泊	H25
		瀬崎	H25
		野井	H25
		海鳥	H25

地区	基数	呼出名称	整備年度
美保関	30	笠浦	H24
		千酌西	H24
		北浦	H24
		稲積	H24
		菅浦	H24
		片江西	H24
		笹子	H24
		惣津	H24
		七類東	H24
		法田	H24
		諸喰	H24
		雲津	H24
		軽尾	H24
		才浦	H24
		美保関東（東防波堤）	H24
		海崎	H24
		長浜	H24
		福浦	H24
		宇井渡船場	H24
		宇井	H24
		小中村	H24
		森山	H24
		下宇部尾	H24
		美保関運動公園	H24
		片江東	H25
		七類西（旧美保関北小学校）	H25
		美保関東（美保関公民館）	H25
		日向浦	H25
		千酌東	H25
		美保関中継	H24
八束	12	波入	H24
		入江	H24
		二子	H24
		寺津	H24
		亀尻	H24
		馬渡	H24
		遅江	H24
		江島	H24
		八束支所	H26
		中浦集会所	H26
		江島工業団地	H26
		入江・二子	H26

地区	基数	呼出名称	整備年度
玉湯	16	布志名公民館	H23
		湯町東バス停付近	H23
		湯町灘道路	H23
		湯町南集会所	H23
		玉湯支所	H23
		玉湯中学校	H23
		玉湯小学校	H23
		新御堂児童公園	H23
		玉造東（玉造町内会看板付近）	H23
		玉造浄水場	H23
		別所集会所	H23
		旧大谷小学校	H23
		本郷公民館	H23
		柳井公会所	H26
		奥大谷	H26
		了知寺前	H26
宍道	32	伊志見公民館	H23
		荻田児童公園	H23
		緑が丘集会所	H23
		宍道方面団宍道班詰所	H23
		仲津公園	H23
		宍道小学校グランド	H23
		佐々布下公民館	H23
		佐々布中公民館	H23
		才（白石ゲートボール場）	H23
		１区東公民館	H23
		下白石集会所	H23
		白石団地公園	H23
		小松団地公園	H23
		浜集会所	H23
		池田団地公園	H23
		弘長寺	H23
		久戸公会所	H23
		大森つつじ館	H23
		佐倉公民館	H23
		菅原農村公園	H23
		大森交差点付近	H23
		金山下公民館	H23
		金山上公民館	H23
		和名佐会館	H23
		下倉太陽館	H25
		横見農村公園	H26
		宍道町大野公民館	H25
		鏡集会所	H26
		田根公民館	H25
		畑・旭公民館	H26
		小佐々布公園	H26
		しんじ学園台	R2

地区	基数	呼出名称	整備年度
八雲	18	日吉公園	H26
		八雲支所	H26
		市東公民館	H26
		別中公民館	H26
		桑並公民館	H26
		大石	H26
		平原会館	H26
		保養センター	H26
		須谷公民館	H26
		市場集会所	H26
		秋家	H26
		安田	H26
		大明高齢者サロン	H26
		熊野下高齢者サロン	H26
		平原ニュータウン	H26
		宮谷グリーンタウン公園	R2
		東岩坂	R2
		青木空山簡易中継局	H25
東出雲	22	本谷奥組	H25
		本谷下組	H25
		畑	H25
		中意東	H25
		羽入	H25
		野呂	H25
		意東公民館	H25
		金山	H25
		錦浜（ふれあい農園）	H25
		東出雲支所	H25
		須田	H25
		内馬	H25
		今宮	H25
		町営西団地	H25
		東出雲中央公園	H26
		高庭	H26
		出雲郷公民館	H26
		錦新町	R2
		北新町	R2
		はなみずきの里	R2
		崎田３区	R2
		四廻・廻山	R2

資料 2-8-1　津波監視カメラ一覧表

資料：防災危機管理課

地区	位置名称	所在地
秋鹿	芦尾バス停前	秋鹿町
鹿島	朝日山緑地公園	鹿島町古浦
島根	旧大芦小学校	島根町大芦
美保関	七類港	美保関町七類
美保関	片江漁港	美保関町片江

資料 2-8-2　河川監視カメラ一覧表

資料：防災危機管理課

地区	位置名称	所在地
城東	向島川	向島町
朝酌	朝酌川	西尾町
法吉	桜川	黒田町
法吉	比津排水路	黒田町
八雲	意宇川（神納橋）	八雲町日吉
八雲	意宇川（切通し）	八雲町日吉
東出雲	意宇川（出雲郷）	東出雲町出雲郷

資料 2-9　特設公衆電話回線整備一覧

資料：防災危機管理課
（令和 7 年 10 月 1 日現在）

No.	施設名称	所在地	特設公衆 電話回線数	整備年度	備考
1	城東公民館	北田町 273	2	H25	
2	松江市総合体育館	学園南 1-21-1	2	H25	
3	城北公民館	北堀町 43	2	H25	
4	城西公民館	堂形町 614	2	H25	
5	松江市国際交流会館 （川津公民館）	西川津町 3405-5	2	H25	
6	朝酌公民館	朝酌町 92-1	2	H25	
7	法吉公民館	比津町 308-4	2	H25	
8	生馬公民館	西生馬町 8	2	H25	
9	持田公民館	東持田町 61	2	H25	
10	古江公民館	古曽志町 1517-3	2	H25	
11	本庄公民館	本庄町 463-3	2	H25	
12	大野公民館	上大野町 1855-1	2	H25	
13	秋鹿公民館	岡本町 70	2	H25	
14	白潟公民館	灘町 1-57	2	H25	
15	松江市市民活動ｾﾝﾀｰ	白潟本町 43	2	H25	
16	朝日公民館	東朝日町 49	2	H25	
17	松江勤労者総合福祉ｾﾝﾀｰ （松江ﾃﾙｻ）	朝日町 478-18	2	H25	
18	雑賀公民館	雑賀町 677	2	H25	
19	津田公民館	東津田町 1189-1	2	H25	
20	古志原公民館	古志原 4-6-30	2	H25	
21	乃木公民館	浜乃木 5-1-5	2	H25	
22	竹矢公民館	八幡町 279-1	2	H25	
23	大庭公民館	大庭町 805-3	2	H25	
24	忌部公民館	東忌部町 899	2	H25	
27	旧御津公民館	鹿島町御津 660-4	1	H25	
28	鹿島総合体育館	鹿島町佐陀本郷 76	2	H25	
29	鹿島公民館	鹿島町佐陀本郷 640-1	2	R7	
30	島根公民館	島根町加賀 1414	2	H25	
31	美保関公民館	美保関町下宇部尾 556-1	2	H25	
32	八雲公民館	八雲町西岩坂 355-1	2	H25	
33	玉湯公民館	玉湯町湯町 1796	2	H25	
34	宍道公民館	宍道町宍道 885-3	1	H25	
35	農村環境改善ｾﾝﾀｰ （来待地区公民館）	宍道町上来待 212-1	1	H25	
36	八束公民館	八束町波入 2219-2	2	H25	
37	東出雲公民館	東出雲町揖屋 1216-1	2	H25	
38	出雲郷公民館	東出雲町意宇南 5-3-1	1	H25	
39	意東公民館	東出雲町下意東 765-35	1	H25	
40	上意東公民館	東出雲町上意東 1982-2	1	H25	
計			70		

(3)情報及び広報

資料 2-10　被害状況の判定基準

資料：島根県地域防災計画

判定基準（1）

被害等区分		判定基準
人的被害	(1)　死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
	(2)　行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	(3)　重傷者、軽傷者	当該災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける見込みのある者のうち「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
	(4)　罹災者	罹災世帯の構成員
	(5)　罹災世帯	住家に(8)(9)(11)の被害を受けた世帯
	(6)　世帯	生計を一つにしている実際の生活単位（同一家屋の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となり、また主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯とし取扱う。）
建物被害	(7)　住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	(8)　住家全壊、全焼又は流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ面積の70％以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50％以上に達した程度のものとする。 住家被害戸数については「孤立して家庭生活を営むことができるよう建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。（半壊、半焼も同様）
	(9)　住家半壊又は半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20％以上70％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20％以上50％未満のものとする。
	(10)　破損	(8)、(9)、(11)及び(12)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。 家屋の一部が破損した状態をいう。（窓硝子が数枚破損した程度の軽微な被害は含まない。）
	(11)　床上浸水	浸水がその住家の床上に達した程度のもの及び(8)、(9)に該当しないが土砂、竹木の堆積等のため一時的に居住することができないもの。ただし、同一の家屋で被害の程度が半壊以上に達している場合は、半壊又は全壊として取扱う。
	(12)　床下浸水	前各項に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達しないもの。
	(13)　非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合は、当該部分は住家とする。

被害等区分		判定基準
農地被害	(14)　流失	その筆における耕土の10%以上が流失した状態のもの。
	(15)　埋没	土砂が耕地を被覆し、耕地として利用できなくなった状態のもの。
	(16)　流入	平均粒径0.25㎜以上の土砂が、筆別に2㎝以上流入したもの、又は平均粒径0.25㎜以下の土砂が、筆別に5㎝以上流入したもの。
	(17)　冠水	作物全部が水中に没した状態のもの。
	(18)　浸水	作物が平常時必要とする水量以上に浸水し、かつ冠水に至らない状態のもの。
漁船被害	(19)　大破	復旧経費が、被災前におけるその物の価値の1/2以上に達するもの。
	(20)　中破	復旧経費が大破には達しないが、被災前におけるその物の価値の1/10以上に達するもの。
	(21)　小破	復旧経費が中破には達しないが、平常時における維持修理経費では復旧できない程度のもの。

判定基準（2）（即報にかかる被害のみ適用）

被害等の区分	判定基準
人的被害 住家の被害 農地被害	判定基準(1)と同じ
非住家	住家以外の建物で、半壊以上の被害を受けたもの。
道路損壊	国道、県道、市町村道、及び大型農道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度
橋梁流失	市町村道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流失し、一般の渡橋が不能となった程度
山、崖崩れ	崖崩れ、地すべり等によって、負傷者以上の人的被害、公共建物及び住宅に一部破損以上の損害を与えたもの。
船舶被害 （沈没・流失、破損）	櫓櫂のみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し航行不能となったもの及び流失し所在が不明となったもの。 修理しなければ航行できない程度のもの。
櫓櫂等による舟	破損以上の被害を受けたもの。
鉄道不通箇所	汽車、電車などの通行が不能となった箇所
通信施設の破損	電信、電話が故障し、通信不能となった回線
有線放送	市町村、農協等が設置した有線放送が破損し、通信不能となった世帯数
水道障害	水道法に定める水道事業及び水道用水供給事業の水道施設が破損し、給水が不能となったもの。
溜池水路決壊	溜池及び水路が決壊し、応急復旧を要する程度のもの。
堤防の決壊	河川(湖)等の堤防護岸が決壊し、応急復旧を要する程度
廃棄物処理施設	ごみ処理及びし尿処理施設で、機能に支障をきたす程度の被害
その他の被害	農業用施設、林業用施設、砂防施設、港湾及び漁港施設、農作物の被害で特に報告を必要とするもの。

資料 2-11　被害状況・対応活動報告書

資料：防災危機管理課

（R4.4.1版）

被害状況･対応活動報告書

No.

災害名 （災害箇所名）	第　　報		
受付日時	令和　　年　　月　　日　午前・午後　　時　　分	報告者	課名
被害発生日時	令和　　年　　月　　日　午前・午後　　時　　分 頃		職員名
通報者	住所　　氏名　　電話番号　（　　）　－		
被災者名	同上　・	電話番号	（　　）　－
災害種別	人的 ・住家・非住家・農地・道路・林地・河川・その他		
被災場所	松江市　　町　　丁目　　番地　　番　　号	住宅地図番号 年版	P　－　－

災害種別

☐ **人的被害**	☐ 死者	☐ **非住家被害**	☐ 全壊	☐ **農地被害**	☐ 田畑被害
	☐ 行方不明		☐ 半壊		☐ 畦畔等施設被害
	☐ 重傷		☐ 一部損壊		☐ その他
	☐ 軽傷		☐ 裏山崩壊		
	☐ その他		☐ 床上浸水	☐ **林地被害**	☐ 斜面崩壊
☐ **避難**	☐ 避難勧告		☐ 床下浸水		☐ 構造物倒壊
	☐ 自主避難		☐ その他		☐ その他
	（　世帯　人）	☐ **道路被害**	☐ 法面崩壊		
	避難場所（　　）		☐ 土砂崩落	☐ **河川被害**	☐ 堤防決壊
☐ **住家被害**	☐ 全壊		☐ 構造物倒壊		☐ 土砂崩落
	☐ 半壊		☐ 道路(路肩)崩壊		☐ 河川氾濫
	☐ 一部損壊		☐ 道路冠水		☐ 護岸崩壊
	☐ 裏山崩壊		☐ 陥没		☐ その他
	☐ 床上浸水		☐ 流出		
	☐ 床下浸水		☐ その他	☐ **その他**	（　　）
	☐ その他				

支所判断	☐ 支所にて対応	☐ 本庁の応援必要	☐ 今後の進展次第で対応	☐ 対応不要
対応状況				
被災状況図				

連絡先

- ☐ 消防本部通信指令課　TEL 32-9141　FAX 22-0150
- ☐ 松江警察署　警備課　TEL 28-0110　FAX (当直)23-7359
- ☐ 松江県土整備事務所　維持第一課　TEL 32-5740　FAX 32-5716
- ☐ 建設総務課　TEL 5397　FAX 5554
- ☐ 道路課　TEL 5354　FAX 5538
- ☐ 住宅政策課　TEL 5342　FAX 5532
- ☐ 河川課　TEL 5355　FAX 5558
- ☐ 農林基盤整備課　TEL 5245　FAX 5246
- ☐ 健康福祉総務課　TEL 5302　FAX 5396
- ☐ 上下水道局　TEL 55-4888　FAX 55-4890
- ☐ ガス局　TEL 21-0011　FAX 31-0490
- ☐ その他（　　）　TEL　FAX

資料 2-12　地区災害対策本部　災害状況報告書

資料：防災危機管理課

地区災害対策本部　災害状況報告書

地区
第　　報

報告日時	月　　日　　時　　分

発信元	地区災害対策本部	TEL		FAX	
発信者氏名					

発信先	松江市災害対策本部	TEL	55-5115	FAX	55-5617

＜地区内の被害状況＞				
【人命救助】	□不要	□必要（場所：　　）		□不明
【火災】	□なし	□延焼中（場所：　　）		□不明
【建物倒壊】	□なし	□あり（場所：　　）		□不明
【土砂崩れ】	□なし	□あり（場所：　　）		□不明
【浸水被害】	□なし	□あり（場所：　　）		□不明
【道路状況】	□通行可	□通行不可（場所：　　）		□不明
【ライフライン】	□断水	□停電　□ガス停止	□電話不通	□不明

＜上記の被害状況の詳細　または　その他の被害状況＞

※被害状況は可能な限り地図を添付して下さい

＜必要物資の要請＞

【物資】　□不要　□必要

品名	数量	備考

＜その他の連絡事項＞

＜松江市災害対策本部　記入欄＞			
受信者氏名		受信日時	月　　日　　時　　分
対応状況			

資料 2-13　被害状況報告様式

様式第 0 号

資料：島根県地域防災計画

イ　被害状況報告様式

様式第０号　（その１）

（災害概況即報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名　（第　報）

災害の概況	発生場所				発生日時	月　日　時　分						
被害の状況	人的被害	死　者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち災害関連死者		人					半壊		棟	床下浸水		棟
		不　明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		（都道府県）			（市町村）								
	消防機関等の活動状況		（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）											
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

（注）　住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

イ　被害状況報告様式

様式第０号（その１）別紙

都道府県名　　（　　）

（避難勧告等の発令状況）

市町村名	災害発生情報		発令日時	避難指示（緊急）		発令日時	避難勧告		発令日時	避難準備・高齢者等避難開始		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

※　対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

第0号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県		区分			被害	区分		被害	災等の害対策本部状況	都道府県	
災害名・報告番号	災害名 第　報 （　月　日　時現在）	その他	田	流失・埋没	ha		公立文教施設	千円		市町村	
				冠水	ha		農林水産業施設	千円			
報告者名			畑	流失・埋没	ha		公共土木施設	千円			
				冠水	ha		その他の公共施設	千円			
			学校		箇所		小計	千円			
			病院		箇所		公共施設被害市町村数	団体			
			道路		箇所	その他	農産被害	千円			
			橋りょう		箇所		林産被害	千円			
			河川		箇所		畜産被害	千円			
			港湾		箇所		水産被害	千円			
			砂防		箇所		商工被害	千円			
			清掃施設		箇所						
			崖くずれ		箇所						
			鉄道不通		箇所						
			被害船舶		隻		その他	千円			
			水道		戸	被害総額		千円			
			電話		加入	災害の概況					
			電気		戸						
			ガス		戸						
			ブロック塀等		箇所						
						応急対策の状況	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防緊急法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。）			
							自衛隊の災害派遣		その他		
			り災世帯数		世帯						
			り災者数		人						
		火災発生	建物		件						
			危険物		件						
			その他		件						

区分			被害
人的被害	死者	人	
	うち災害関連死者	人	
	行方不明者	人	
	負傷者 重傷	人	
	負傷者 軽傷	人	
住家被害	全壊	棟	
		世帯	
		人	
	半壊	棟	
		世帯	
		人	
	一部破損	棟	
		世帯	
		人	
	床上浸水	棟	
		世帯	
		人	
	床下浸水	棟	
		世帯	
		人	
非住家	公共建物	棟	
	その他	棟	

災害救助法	適用市町村名	計　団体
	119番通報件数	件

※1　被害額は省略することができるものとする。

※2　119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入

別紙様式 1

被害状況速報（　日　時　分現在）

別紙様式 1

市町村名	
報告者	
電話番号	

〈報告経路〉
市町村→当該市町村を所管する県地方機関→防災危機管理課

区分		被害		備考		
人的被害	死者		人			
	うち災害関連死者		人			
	行方不明		人			
	重傷		人			
	軽傷		人			
住家被害	全壊		棟	り災世帯数		世帯
			世帯	り災者数		人
			人			
	半壊		棟	り災世帯数		世帯
			世帯	り災者数		人
			人			
	一部破損		棟			
			世帯			
			人			
	床上浸水		棟	り災世帯数		世帯
			世帯	り災者数		人
			人			
	床下浸水		棟			
			世帯			
			人			
非住家被害	公共建物	全壊	棟			
		半壊	棟			
	その他	全壊	棟			
		半壊	棟			

＜人的被害・住家被害・非住家被害の記載上の注意＞

・人的被害は、備考欄に年齢、性別、状況をなるべく具体的に記入すること。
・住家被害は、備考欄に具体的な地区名を記入すること。（一部破損以外）
・住家被害の一部破損の定義・・・全壊、半壊に至らない程度の破損で、補修を必要とする程度のもの。
（ガラス・瓦が数枚破損した程度の小さなものは除く。）
・非住家の定義・・・住家以外の建物で、①公共建物（役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物、
②その他（倉庫、車庫、作業所等）の施設とする。（学校は「その他被害」の文教施設で報告する。）
ただし、これらの施設に常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
・非住家被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみ計上すること。
・非住家被害の公共建物については、備考欄に具体的な建物名を記入すること。

その他被害									
	学校		箇所	水道		戸	火災発生		
	病院		箇所	電話		回線	建物		件
	清掃施設		箇所	電気		戸	危険物		件
	被害船舶		隻	ガス		戸	その他		件
				ブロック塀等		箇所			

災害対策本部等の設置状況	災対種別	設置時間	解散時間

様式第３号の１～４

様式第3号の1

大雪（降雪）などによる学校への影響

○○教育委員会

幼稚園	平常通り	臨時休業	始業時間を遅らせたもの	始業時間を早めたもの	集団下校措置	小学校	平常通り	臨時休業	始業時間を遅らせたもの	始業時間を早めたもの	集団下校措置	中学校	平常通り	臨時休業	始業時間を遅らせたもの	始業時間を早めたもの	集団下校措置
			：→： （時間　分）														
			：→： （時間　分）														
合計						合計						合計					

様式第3号の2

被害金額報告書（速報）

令和　年　月　日現在（単位:千円）

被災年月日		学校名		都道府県名	

設置者名	学校名	施設区分								合計 C＋D＋E＋F	被害の概要等
		建物					工作物D	土地E	設備F		
		全・半壊A		補修B	建物計C						
		面積(㎡)	金額		面積(㎡)	金額					
合計	校										

様式第3号の3

第　　号
令和　　年　　月　　日

市町村長名　印

災　害　報　告　書

令和　　年　　月　　日の（災害名）により、公立学校施設に下記のとおり被害が発生しましたので報告します。

（単位:千円）

被害学校名	被害状況											負担事業補助事業の別
	建物							工作物被害金額	土地被害金額	設備被害金額	被害金額計	
	要新築				要補修	計						
	全壊		半壊		大破以下	面積	金額					
	面積	金額	面積	金額	金額							
計　校												

（注）　1．金額欄には、復旧に要する経費を記入する。

2．国庫負担（補助）事業として、申請予定の学校は、被害学校名に○印を付す。

様式第3号の4

物 的 被 害 に 関 す る 報 告

学校法人名

（令和　年　月　日現在）　　担当者名　　電話番号

学校名	所在地	児童・生徒数	被害状況（単位:㎡、千円）																
			建物								土地			工作物		設備		合計金額
			全壊		半壊		大破以下		計		被害区分	面積	金額	被害件数	金額	被害件数	金額	
			面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額								

（注）1.　建物の被害区分は次のとおりとする

全　壊　　建物が全壊、流出、焼失、埋没等のため、新築復旧を要する状態

半　壊　　全壊には至らないが建物が傾斜し、柱、梁等が破損したもので、傾斜直し、補強等では復旧できず、解体して建て直しする必要がある状態

大破以下　　上記以外の被害により補修を要する状態

2.　土地の被害区分は、例えば土砂流出、流入、石垣崩壊等の別を記入する

様式第 4 号

様式第4号

福祉施設関係被害

災害名：　　発生日時：
報告元：　　報告日時：
報告者：　　報告番号：

被害区分				全壊		流失		半壊		浸水		敷地崩壊		備考
施設区分	施設名	市町村名	大字名	㎡	金額（千円）	㎡	金額（千円）	㎡	金額（千円）	㎡	金額（千円）	㎡	金額（千円）	

様式第 6 号

様式第6号

商業及び鉱工業関係被害

市町村：＿＿＿＿＿＿＿＿　　発生日時：＿＿＿＿＿＿＿＿
災害名：＿＿＿＿＿＿＿＿　　報告日時：＿＿＿＿＿＿＿＿
報告元：＿＿＿＿＿＿＿＿　　報告番号：＿＿＿＿＿＿＿＿
報告者：＿＿＿＿＿＿＿＿

項目名				単位	番号	内容	備考
商業	被害事業所数				1		
	建物被害	全壊		(棟)	2		
			金額	(千円)	3		
		流失		(棟)	4		
			金額	(千円)	5		
		半壊		(棟)	6		
			金額	(千円)	7		
		浸水		(棟)	8		
			金額	(千円)	9		
		破損		(棟)	10		
			金額	(千円)	11		
		敷地崩壊		(棟)	12		
			金額	(千円)	13		
		合計		(棟)	14	0	
			金額	(千円)	15	0	
	施設商品関係被害	施設	数量		16		
			金額	(千円)	17		
		商品　製品	数量		18		
			金額	(千円)	19		
		仕掛品　原材料	数量		20		
			金額	(千円)	21		
		その他	数量		22		
			金額	(千円)	23		
		合計	数量		24	0	
			金額	(千円)	25	0	
	商業被害合計金額			金額	(千円)	26	0
工業	被害事業所数				1		
	建物被害	全壊		(棟)	2		
			金額	(千円)	3		
		流失		(棟)	4		
			金額	(千円)	5		
		半壊		(棟)	6		
			金額	(千円)	7		
		浸水		(棟)	8		
			金額	(千円)	9		
		破損		(棟)	10		
			金額	(千円)	11		
		敷地崩壊		(棟)	12		
			金額	(千円)	13		
		合計		(棟)	14	0	
			金額	(千円)	15	0	

資料 2-13　被害状況報告様式
様式第 6 号

項目名				単位	番号	内容	備考
工業	施設商品関係被害	施設	数量		16		
			金額	(千円)	17		
		商品　製品	数量		18		
			金額	(千円)	19		
		仕掛品　原材料	数量		20		
			金額	(千円)	21		
		その他	数量		22		
			金額	(千円)	23		
		合計	数量		24	0	
			金額	(千円)	25	0	
	工業被害合計金額		金額	(千円)	26	0	
その他	被害事業所数				1		
	建物被害	全壊		(棟)	2		
			金額	(千円)	3		
		流失		(棟)	4		
			金額	(千円)	5		
		半壊		(棟)	6		
			金額	(千円)	7		
		浸水		(棟)	8		
			金額	(千円)	9		
		破損		(棟)	10		
			金額	(千円)	11		
		敷地崩壊		(棟)	12		
			金額	(千円)	13		
		合計		(棟)	14	0	
			金額	(千円)	15	0	
	施設商品関係被害	施設	数量		16		
			金額	(千円)	17		
		商品　製品	数量		18		
			金額	(千円)	19		
		仕掛品　原材料	数量		20		
			金額	(千円)	21		
		その他	数量		22		
			金額	(千円)	23		
		合計	数量		24	0	
			金額	(千円)	25	0	
	その他被害合計金額		金額	(千円)	26	0	

＜集計欄＞

建物被害	棟数	(棟)	27	0	
	金額	(千円)	28	0	
施設商品関係被害金額	金額	(千円)	29	0	
総計	金額	(千円)	30	0	

様式第 8 号の 1

様式第8号の1

災 害 報 告 書（公共土木施設災害用）

事 業 主体名		災　害　原　因	
		発　生　年　月　日	自:令和　年　月　日～至:令和　年　月　日
		砂防課への報告年月日	令和　　年　　月　　日

	工種	河川・海岸 砂防・道路 橋梁・(名)	被災箇所			被害額 (千円)	工事概要	摘　要
			市郡	町村	地域			
1							L＝	
2							L＝	
3							L＝	
4							L＝	
5							L＝	
6							L＝	
7							L＝	
8							L＝	
9							L＝	
10							L＝	

注:報告箇所は、国土交通省所管の公共土木施設としてください（集計表は様式第8号の1集計表）。
被害額には、内未成・内転属額を除いてください。
摘要欄には、被害状況（破堤、堤防決壊、護岸決壊、路側決壊、崩土等）、人的被害、住家被害、応急工法の概要（期間）、
交通規制月日（全面・一部）、迂回路の有無、及びバス路線・孤立集落の有無、工区数等を記入してください。
工種ごとに小計をし、最後に合計してください。

様式第8号の1（集計表）

災害報告集計表

■災害要因　（　　）　■発生年月日（自　　月　　日～至　　月　　日）　単位（千円）

区分		河川		海岸		砂防設備		地すべり防止施設		急傾斜地崩壊防止施設		道路		橋梁		港湾		下水道		公園		計	
		箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
県土事務所名																							
市町村名																							
合計																							

※ 災害原因別に作成してください。

訂正報告は、訂正前を上段に（　）書きして下さい。

様式1

住宅災害速報　　**第　　報**

報告年月日　：
管理者名(市町村名)：
部・課・係・担当者　：
電話番号：　　FAX番号：

公営住宅等(特定公共賃貸住宅等、住宅地区改良事業、密集事業、再開発事業を含む)の被害状況について

月　日　時　分現在

事業主体名	被害団地名 被害事業箇所名	被害団地 総戸数	内被害戸数	構　造	被災年月日	被害状況 (該当項目を○で囲む又は内容記載)	措置状況 人的被害状況の有無	備　考(その他特記事項)
						全壊・半壊・床上浸水・床下浸水		
						全壊・半壊・床上浸水・床下浸水		
						全壊・半壊・床上浸水・床下浸水		
						全壊・半壊・床上浸水・床下浸水		
						全壊・半壊・床上浸水・床下浸水		
						全壊・半壊・床上浸水・床下浸水		
						全壊・半壊・床上浸水・床下浸水		
						全壊・半壊・床上浸水・床下浸水		
						全壊・半壊・床上浸水・床下浸水		
						全壊・半壊・床上浸水・床下浸水		

・被害状況については、全壊、半壊、床上浸水、床下浸水等を記入して下さい。
・被害額(概算)の算出が可能な場合は、備考欄に記入ください。

様式第９号

農地、農業用施設被害集計表（暫定法関係）

様式第9号

【平成○○年】

都道府県名：島根県　　**災害名：○○○**

発生期間：H○○.○○.○○～H○○.○○.○○

今回災害の降雨量等
観測所名：
時間雨量：
24H雨量：
連続雨量：

報告月日：H○○.○○.○○
報告回数：第○回

事業費の単位：千円

市町村名	農地			農業用施設		合計		農業用施設内訳																備考
								ため池		頭首工		水路		揚水機		堤防		道路		橋梁		農地保全施設		
	箇所数	面積ha	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	
松江市	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	H23.8.1合併
旧松江市				0	0	0	0																	
旧東出雲町				0	0	0	0																	
安来市				0	0	0	0																	H16.10.1合併
（松江県土整備事務所計）	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
雲南市				0	0	0	0																	H16.11.1合併
奥出雲町				0	0	0	0																	H17.3.31合併
飯南町				0	0	0	0																	H17.1.1合併
（雲南県土整備事務所計）	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
出雲市	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	H23.10.1合併
旧出雲市				0	0	0	0																	
旧斐川町				0	0	0	0																	
（出雲県土整備事務所計）	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
川本町				0	0	0	0																	
美郷町				0	0	0	0																	H16.10.1合併
邑南町				0	0	0	0																	H16.10.1合併
（県央県土整備事務所計）	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大田市				0	0	0	0																	H17.10.1合併
（大田事業所計）	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
浜田市				0	0	0	0																	H17.10.1合併
江津市				0	0	0	0																	H16.10.1合併
（浜田県土整備事務所計）	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
益田市				0	0	0	0																	H16.11.1合併
津和野町				0	0	0	0																	H17.9.25合併
吉賀町				0	0	0	0																	H17.10.1合併
（益田県土整備事務所計）	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
海士町				0	0	0	0																	
西ノ島町				0	0	0	0																	
知夫村				0	0	0	0																	
隠岐の島町				0	0	0	0																	H16.10.1合併
（隠岐支庁計）	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※旧市町村：「市町村の合併の特例等に関する法律 第19条」に該当する合併前の市町村名を記入する。
※今回災害の降雨量等：当該災害発生期間中で当該都道府県における被災のあった箇所のうち最大値を記入する。また、地震災害では最大震度、ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ等を記載する等、災害事象に応じて適宜項目を変更する。
※市町村毎の「今回災害の雨量等」については別葉にて提出願います。（様式自由）

近隣観測所の降雨記録

観測所名	時間雨量	24時間雨量	連続雨量

様式第 9 号の 4

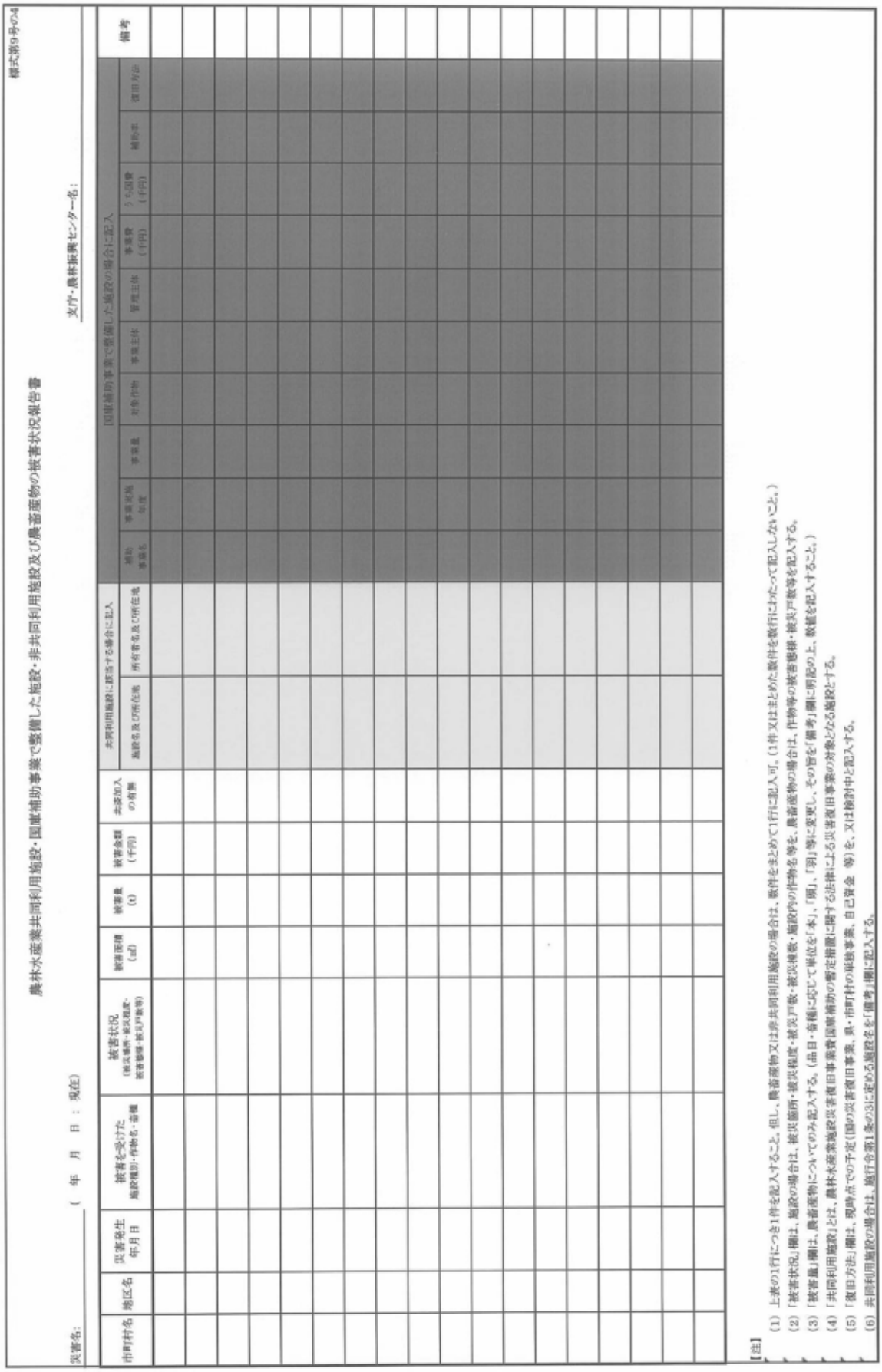

様式第9号の4

農林水産業共同利用施設・国庫補助事業で整備した施設・非共同利用施設及び農畜産物の被害状況報告書

災害名：　　（　年　月　日　：現在）　　支庁・農林振興センター名：

市町村名	地区名	災害発生年月日	被害を受けた施設種別・作物名・畜種	被害状況（被災場所・被災程度・被害数量・被災戸数等）	被害面積（ha）	被害量（t）	被害金額（千円）	共済加入の有無	共同利用施設に該当する場合に記入		国庫補助事業で整備した施設の場合に記入								備考
									施設名及び所在地	所有者名及び所在地	補助事業名	事業実施年度	事業量	対象作物	事業主体	管理主体	事業費（千円）	うち国費（千円）	補助率	復旧方法	

【注】

(1) 上表の1行につき1件を記入すること。但し、農畜産物又は非共同利用施設の場合は、数件をまとめて1行に記入可。(1件又はまとめた数件を数行にわたって記入しないこと。)

(2) 「被害状況」欄は、施設の場合は、被災箇所・被災程度・被災戸数・被災棟数・施設内の作物名等を、農畜産物の場合は、作物等の被害態様・被災戸数等を記入する。

(3) 「被害量」欄は、農畜産物についてのみ記入する。(品目・畜種に応じて単位を「本」、「頭」、「羽」等に変更し、その旨を「備考」欄に明記の上、数量を記入すること。)

(4) 「共同利用施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による災害復旧事業の対象となる施設とする。

(5) 「復旧方法」欄は、現時点での予定(国の災害査定事業、県・市町村の単独事業、自己資金　等)を、又は検討中と記入する。

(6) 共同利用施設の場合は、施行令第1条の3に定める施設名を「備考」欄に記入する。

様式第 10 号の 1～3

様式第10号の1

農作物関係被害

市町村:
災害名:　　発生日時:
報告元:　　報告日時:
報告者:　　報告番号:

分類	作物名	農家戸数(戸)	(ha)	減収量(t)	単価(千円/t)	(千円)	被害程度別内訳										備考
							100%		100%未満～70%		70%未満～50%		50%未満～30%		30%未満		
							面積(ha)	減収量(t)	面積(ha)	減収量(t)	面積(ha)	減収量(t)	面積(ha)	減収量(t)	面積(ha)	減収量(t)	

様式第10号の2

果樹等樹体被害

市町村:
災害名:　　発生日時:
報告元:　　報告日時:
報告者:　　報告番号:

分類	作物名	農家戸数(戸)	(ha)	樹体損傷						落葉						備考
				(千円)	被害程度別内訳(面積:ha)					被害程度別内訳(面積:ha)						
					100%	100%未満～70%	70%未満～50%	50%未満～30%	30%未満	100%	100%未満～70%	70%未満～50%	50%未満～30%	30%未満		

様式第10号の3

農業用非共同利用施設被害

市町村:
災害名:　　発生日時:
報告元:　　報告日時:
報告者:　　報告番号:

分類	作物名	施設名	農家戸数(戸)	(㎡)	件数(件)	(千円)	被害程度別内訳										備考
							100%		100%未満～70%		70%未満～50%		50%未満～30%		30%未満		
							面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	

(注)1. 損害金額は、「農畜産業用固定資産評価標準」(農林省統計情報部)を基準として算出する。

資料 2-13　被害状況報告様式
様式第 12 号

様式第12号

畜　産　関　係　被　害

市町村:
災害名:　　発生日時:
報告元:　　報告日時:
報告者:　　報告番号:

項目名					番号	内容	備考
畜舎	流失埋没		棟 数	(棟)	1		
畜舎	流失埋没		被害額	(千円)	2		
畜舎	全壊		棟 数	(棟)	3		
畜舎	全壊		被害額	(千円)	4		
畜舎	半壊		棟 数	(棟)	5		
畜舎	半壊		被害額	(千円)	6		
畜舎	土砂流入		棟 数	(棟)	7		
畜舎	土砂流入		被害額	(千円)	8		
畜舎	浸水		棟 数	(棟)	9		
畜舎	浸水		被害額	(千円)	10		
畜舎	小計		棟 数	(棟)	11		
畜舎	小計		被害額	(千円)	12		
牧草地	改良草地		箇所数	(箇所)	13		
牧草地	改良草地		面 積	(ha)	14		
牧草地	改良草地		被害額	(千円)	15		
牧草地	飼料専用畑		箇所数	(箇所)	16		
牧草地	飼料専用畑		面 積	(ha)	17		
牧草地	飼料専用畑		被害額	(千円)	18		
牧草地	小計		箇所数	(箇所)	19		
牧草地	小計		面 積	(ha)	20		
牧草地	小計		被害額	(千円)	21		
牧草等施設	牧道		箇所数	(箇所)	22		
牧草等施設	牧道		面 積	(ha)	23		
牧草等施設	牧道		被害額	(千円)	24		
牧草等施設	牧柵		箇所数	(箇所)	25		
牧草等施設	牧柵		面 積	(ha)	26		
牧草等施設	牧柵		被害額	(千円)	27		
牧草等施設	付属施設		箇所数	(箇所)	28		
牧草等施設	付属施設		面 積	(ha)	29		
牧草等施設	付属施設		被害額	(千円)	30		
牧草等施設	小計		被害額	(千円)	31		
家畜	死亡流失	乳牛		(頭)	32		
家畜	死亡流失	乳牛	被害額	(千円)	33		
家畜	死亡流失	肉用牛		(頭)	34		
家畜	死亡流失	肉用牛	被害額	(千円)	35		
家畜	死亡流失	馬		(頭)	36		
家畜	死亡流失	馬	被害額	(千円)	37		
家畜	死亡流失	豚		(頭)	38		
家畜	死亡流失	豚	被害額	(千円)	39		
家畜	死亡流失	採卵鶏		(羽)	40		
家畜	死亡流失	採卵鶏	被害額	(千円)	41		
家畜	死亡流失	ブロイラー		(羽)	42		
家畜	死亡流失	ブロイラー	被害額	(千円)	43		
家畜	死亡流失	みつばち		(群)	44		
家畜	死亡流失	みつばち	被害額	(千円)	45		
家畜	損傷	肉用牛		(頭)	46		
家畜	損傷	肉用牛	被害額	(千円)	47		
家畜	損傷	馬		(頭)	48		
家畜	損傷	馬	被害額	(千円)	49		
家畜	損傷	豚		(頭)	50		
家畜	損傷	豚	被害額	(千円)	51		
家畜	損傷	採卵鶏		(羽)	52		
家畜	損傷	採卵鶏	被害額	(千円)	53		
家畜	損傷	ブロイラー		(羽)	54		
家畜	損傷	ブロイラー	被害額	(千円)	55		
家畜	小計		被害額	(千円)	56		
畜産物	生乳			(kg)	57		
畜産物	生乳		被害額	(千円)	58		
畜産物	鶏卵			(kg)	59		
畜産物	鶏卵		被害額	(千円)	60		
畜産物	小計		被害額	(千円)	61		
飼料	濃厚飼料			(t)	62		
飼料	濃厚飼料		被害額	(千円)	63		
飼料	乾燥、ヘイキ			(t)	64		
飼料	乾燥、ヘイキ		被害額	(千円)	65		
飼料	稲ワラ			(t)	66		
飼料	稲ワラ		被害額	(千円)	67		
飼料	小計		被害額	(千円)	68		
畜産関係被害総額					69		

(注)牧草地被害は土地被害のみとし、牧草被害は農作物被害(様式第10号)で報告すること。

様式第13号

農業共同利用施設被害

市町村:

災害名:　　発生日時:

報告元:　　報告日時:

報告者:　　報告番号:

施設種別	被害程度												合計			被災事業主体数		備考
	全壊			大破			中破			小破								
	件数(件)	面積(㎡)	被害額(千円)	件数(件)	面積(㎡)	被害額(千円)	件数(件)	面積(㎡)	被害額(千円)	件数(件)	面積(㎡)	被害額(千円)	件数(件)	面積(㎡)	被害額(千円)	組合有	その他	

(注)1.　全壊とは、全く使用に耐えないか流出、埋没したもの、大破とは、時価の70%以上、中破とは70%未満、30%以上、小破とは時価の30%未満の修繕費で、それぞれ復旧しうると推定されるものとする。但し、農機具の被害は、単に外面的破損または流出、埋没のほか、冠浸水の程度および冠浸水時間による錆状態を検査して、使用価値の変動を検討して件定すること。

2.　林業共同利用施設は、山林関係被害(様式第15号)によって報告すること。

様式第 14 号の 1

様式14号の1
令和〇年〇月豪雨災害治山関係報告（第〇報）　　現在

発生日時

	県　計		松江		雲南		出雲		県央		浜田		益田		隠岐	
	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額
林地荒廃防止施設災害復旧																
災害関連緊急治山																
災害関連緊急地すべり																
県単施行地管理																
県単自然災害防止																
県営計	0	0		0	0	0	0	0	0	0		0		0		0
国庫林地崩壊防止																
県単林地崩壊防止																
市町村営計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
林野災害の内事業にかからないもの																
被害額計	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**

様式14号の1
令和〇年〇月豪雨災害治山関係報告（第〇報）

該当事務所名

現在

千円

発生日	発生場所	箇所名	災害種別	人的被害	物的被害	被害詳細	対応の可能性	概算事業費（被害額）	既設の有無	山地災害危険地区の有無	保安林の有無

資料 2-13　被害状況報告様式
様式第 14 号の 1

様式第 15 号の 1

地方機関→県庁
様式15号の1

林道施設災害被害速報(第　報)

森林整備課治山林道グループ
林道施設災害復旧事業担当者あて
(FAX　0852-22-6549)

事務所名:
発信者:

1. 災害名　　～　　災害
2. 発生年月日　　～
3.

市町村名							事務所計
林道施設							
路線数							0
箇所数							0
延長							0
被害額							0
うち未成	路線数						0
	箇所数						0
	延長						0
	被害額						0
うち転属	路線数						0
	箇所数						0
	延長						0
	被害額						0
橋梁	路線数						0
	箇所数						0
	延長						0
	被害額						0
小災害	路線数						0
	箇所数						0
	延長						0
	被害額						0
査定申請							
路線数		0	0	0	0	0	0
箇所数		0	0	0	0	0	0
延長		0	0	0	0	0	0
被害額		0	0	0	0	0	0

うち未成、うち転属、橋梁、小災害は林道施設の内数とする

被災状況 (被害が比較的甚大な場合に，被災箇所分布，被災規模等について記載)	

市町村名	最大24時間雨量(mm)	時間雨量(mm)	観測所

1) 被害速報・概況報告の区分に○印を記載すること。
2) 「2. 発生年月日」は、「4. 発生地域ならびに降雨量」との整合を図ること。
3) 「3. 被　害」の査定申請箇所数、延長、被害額は「林道施設」から「小災害」を減じた値となり、復旧計画概要書と一致させること。(概況報告時点)
4) 観測機関・観測場所は以下のとおり記載すること。(概要書も同じ)
　土砂災害予警報システム・・・○○県土整備事務所○○土砂（△△観測所）
　水防情報システム・・・・○○県土整備事務所○○水防（△△観測所）
　市町村管理雨量計（治山等）・・・○○市（△△観測所）
　気象庁アメダス・・・・気象庁アメダス（○○観測所）
5) 雨量データの集計について
　最大２４時間雨量で採択の場合、最大時間雨量はその２４時間内で最大値をとること。
　また、連続降雨量は７２時間雨量で集計することとし、最大２４時間雨量が７２時間に含まれるようにすること。
6) 市町村名には、過去６箇年以内に市町村合併がされている場合には、旧市町村名を必ず記載すること。
7) 甚大な被害が発生した場合は、様式3及び様式3-2により、被害報告と併せて報告すること

様式第15の2

山林関係（造林地等）被害

市町村　：
災害名　：
報告元　：
報告者　：

森林計画区　：
発生時間　：：
報告日時　：：
報告番号　：

齢級	被害														要復旧								備考
	人工林										天然林		計		改植			その他			計		
	スギ		ヒノキ		マツ類		その他		人工林計														
	面積 (ha)	被害額 (千円)	面積 (ha)	被害額 (千円)	面積 (ha)	被害額 (千円)	面積 (ha)	被害額 (千円)	面積 (ha)	被害額 (千円)	面積 (ha)	被害額 (千円)	面積 (ha)	被害額 (千円)	面積 (ha)	単価 (千円)	経費 (千円)	面積 (ha)	単価 (千円)	経費 (千円)	経費 (千円)		
									0	0			0	0									
									0	0			0	0									
									0	0			0	0									
									0	0			0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									

（注）　1.　被害の「面積」欄は、火災にあっては被災全域、病中被害にあっては虫害以上のものの区域面積、その他の被害にあっては被害率30％以上のものの区域面積とする。
2.　「備考」欄には、復旧事業の種類（要復旧経費のその他の明細）
3.　造林地等の被害で崩壊等の被害にあっては、面積が治山と重複する。
4.　被害計の「面積」欄は、要復旧の「面積計」と復旧可能性の合計の「面積」欄の数の和に一致する。

様式第15の3

山林関係(苗木等)被害

市町村　：　　森林計画区　：
災害名　：　　発生時間　：
報告元　：　　報告日時　：
報告者　：　　報告番号　：

樹種	計画量							被害量								備考
	面積	本数(千本)				経営者数		面積	本数(千本)				被害率	被害金額	経営者数	
	(ha)	1年生	2年生	3年生	計	(人)		(ha)	1年生	2年生	3年生	計	(%)	(千円)	(人)	

（注）　5.　「計画量」は、当年度生産予定数量を記入する。
6.　「被害面積」は、区域面積とする。
7.　「被害数量」欄には、下段に総被害量を記入し、上段かっこ内30%以上の被害を受けた経営者の被害量を記入する。

様式第15号の4

山林関係(苗畑施設等)被害

市町村　：　　森林計画区　：
災害名　：　　発生時間　：
報告元　：　　報告日時　：
報告者　：　　報告番号　：

被害内容	箇所	被害		要復旧				備考
		被害数量 (m2)	被害金額 (千円)	復旧種類	数量 (m2)	単価 (千円)	要復旧金額 (千円)	

（注）　8.　被害種別ごとに記入する。
9.　共同利用施設については、「被害内容」欄に共と記入する。
10.　「被害内容」欄には、畑地流失、畑地埋没、灌水施設破損、堆肥舎倒壊等具体的に記入する。
11.　「復旧の種類」欄には、「被害内容」に対応するよう「要復旧申請の種類(例えば、土砂排除、跡地整備等)を具体的に記入する。

様式第 15 号の 5

様式第15の5

山林関係(林産物)被害

市町村:
災害名:
報告元:
報告者:
発生日時:
報告日時:
報告番号:

項目名				番号	内容	備考
木	材 素材	数量	(m3)	1		
木	材 素材	被害額	(千円)	2		
木	材 製材	数量	(m3)	3		
木	材 製材	被害額	(千円)	4		
木	材 その他	数量	(m3)	5		
木	材 その他	被害額	(千円)	6		
	被害額小計		(千円)	7		
薪	炭 原木	数量	(m3)	8		
薪	炭 原木	被害額	(千円)	9		
薪	炭 木炭	数量	(kg)	10		
薪	炭 木炭	被害額	(千円)	11		
薪	炭 薪	数量	(kg)	12		
薪	炭 薪	被害額	(千円)	13		
薪	炭 加工炭	数量	(kg)	14		
薪	炭 加工炭	被害額	(千円)	15		
	被害額小計		(千円)	16		
特用林産物	椎茸	数量	(kg)	17		
特用林産物	椎茸	被害額	(千円)	18		
特用林産物	竹材	数量	(m3)	19		
特用林産物	竹材	被害額	(千円)	20		
特用林産物	その他	名称		21		
特用林産物	その他	数量		22		
特用林産物	その他	被害額	(千円)	23		
	被害額小計		(千円)	24		
	林産物被害合計		(千円)	25		

様式第 15 号の 6

様式第15号の6

山林関係(林産施設)被害

市町村：
災害名：
報告元：
報告者：

発生日時：
報告日時：
報告番号：

施設種別	被害項目	全壊		半壊		小破		被害額合計
		数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	

様式第 15 号の 7

様式第15号の7

山林関係(林産加工施設)被害

市町村:
災害名:
報告元:
報告者:

発生日時:
報告日時:
報告番号:

項目名				番号	内容	備考
木材加工施設	建物被害	全壊 数量	(棟)	1		
木材加工施設	建物被害	全壊 被害額	(千円)	2		
木材加工施設	建物被害	半壊 数量	(棟)	3		
木材加工施設	建物被害	半壊 被害額	(千円)	4		
木材加工施設	建物被害	小破 数量	(棟)	5		
木材加工施設	建物被害	小破 被害額	(千円)	6		
木材加工施設	建物被害合計		(千円)	7		
木材加工施設	機械被害	大破 数量	(点)	8		
木材加工施設	機械被害	大破 被害額	(千円)	9		
木材加工施設	機械被害	中破 数量	(点)	10		
木材加工施設	機械被害	中破 被害額	(千円)	11		
木材加工施設	機械被害	小破 数量	(点)	12		
木材加工施設	機械被害	小破 被害額	(千円)	13		
木材加工施設	機械被害合計		(千円)	14		
木材加工施設	加工施設被害合		(千円)	15		
加工炭	建物被害	全破 数量	(棟)	16		
加工炭	建物被害	全破 被害額	(千円)	17		
加工炭	建物被害	半壊 数量	(棟)	18		
加工炭	建物被害	半壊 被害額	(千円)	19		
加工炭	建物被害	小破 数量	(棟)	20		
加工炭	建物被害	小破 被害額	(千円)	21		
加工炭	建物被害合計		(千円)	22		
加工炭	機械被害	大破 数量	(点)	23		
加工炭	機械被害	大破 被害額	(千円)	24		
加工炭	機械被害	中破 数量	(点)	25		
加工炭	機械被害	中破 被害額	(千円)	26		
加工炭	機械被害	小破 数量	(点)	27		
加工炭	機械被害	小破 被害額	(千円)	28		
加工炭	機械被害合計		(千円)	29		
加工炭	加工施設被害合計		(千円)	30		
特用林産加工施設	建物被害	全壊 数量	3 (棟)	31		
特用林産加工施設	建物被害	全壊 被害額	調査中 (千円)	32		
特用林産加工施設	建物被害	半壊 数量	1 (棟)	33		
特用林産加工施設	建物被害	半壊 被害額	調査中 (千円)	34		
特用林産加工施設	建物被害	小壊 数量	(棟)	35		
特用林産加工施設	建物被害	小壊 被害額	(千円)	36		
特用林産加工施設	建物被害	合計	調査中 (千円)	37		
特用林産加工施設	機械被害	大破 数量	(点)	38		
特用林産加工施設	機械被害	大破 被害額	(千円)	39		
特用林産加工施設	機械被害	中破 数量	(点)	40		
特用林産加工施設	機械被害	中破 被害額	(千円)	41		
特用林産加工施設	機械被害	小破 数量	(点)	42		
特用林産加工施設	機械被害	小破 被害額	(千円)	43		
特用林産加工施設	機械被害	合計	(千円)	44		
特用林産加工施設	加工施設被害合計		(千円)	45		

様式第 16 号の 1

様式第16号の1

水 産 施 設 被 害

市町村:
災害名:　　発生日時:
報告元:　　報告日時:
報告者:　　報告番号:

項　目　名				番号	内 容	備　　考
漁船	滅失	経営体数		1		
漁船	滅失	数　量		2		
漁船	滅失	金　額	(千円)	3		
漁船	大破	経営体数		4		
漁船	大破	数　量		5		
漁船	大破	金　額	(千円)	6		
漁船	中破	経営体数		7		
漁船	中破	数　量		8		
漁船	中破	金　額	(千円)	9		
漁船	小破	経営体数		10		
漁船	小破	数　量		11		
漁船	小破	金　額	(千円)	12		
漁船	合計	経営体数		13		
漁船	合計	数　量		14		
漁船	合計	金　額	(千円)	15		
漁具	滅失	経営体数		16		
漁具	滅失	数　量		17		
漁具	滅失	金　額	(千円)	18		
漁具	大破	経営体数		19		
漁具	大破	数　量		20		
漁具	大破	金　額	(千円)	21		
漁具	中破	経営体数		22		
漁具	中破	数　量		23		
漁具	中破	金　額	(千円)	24		
漁具	小破	経営体数		25		
漁具	小破	数　量		26		
漁具	小破	金　額	(千円)	27		
漁具	合計	経営体数		28		
漁具	合計	数　量		29		
漁具	合計	金　額	(千円)	30		
養殖施設	滅失	経営体数		31		
養殖施設	滅失	数　量		32		
養殖施設	滅失	金　額	(千円)	33		
養殖施設	大破	経営体数		34		
養殖施設	大破	数　量		35		
養殖施設	大破	金　額	(千円)	36		
養殖施設	中破	経営体数		37		
養殖施設	中破	数　量		38		
養殖施設	中破	金　額	(千円)	39		
養殖施設	小破	経営体数		40		
養殖施設	小破	数　量		41		
養殖施設	小破	金　額	(千円)	42		
養殖施設	合計	経営体数		43		
養殖施設	合計	数　量		44		
養殖施設	合計	金　額	(千円)	45		
備　　考				46		

様式第 16 号の 2

様式第16号の2

水 産 物 被 害

市町村:

災害名:　　発生日時:

報告元:　　報告日時:

報告者:　　報告番号:

養殖物	養殖方法	経営体数	数量(kg)	単価(円/kg)	金額(千円)	備　　考

様式第 16 号の 3

様式第16号の3

災　害　速　報（災害発生後1週間以内にメールまたはFAXで）

＊A

被害報告額調書への記入	記　入　者
平成　　年　　月　　日	

都道府県名（政令指定都市名）		発信年月日	
		報　告　者	

異常気象名（年月日）	

気象状況	風　速	
	その他	

被　害　状　況　（金額単位：百万円）

漁港名又は地区名	事業主体（所在市町村）	＊B 施設名	工　種	被災数量	復旧見込工事費	備　考（築造事業名年度等）
計						

（記入上の注意）
① A欄には漁港及び海岸施設（負担法）、漁業用施設（沿整及び漁港）の区分を記入する。
② B欄の「施設名」は負担法による漁港及び海岸施設の場合には漁港または海岸と、沿整施設の場合には増殖場、養殖場等と、暫定法による漁港施設の場合には漁港と記入する。
③ 金額は内未成、内転属額を含まずに百万円単位で記入する。
④ 備考欄には築造事業名及び年度を記入する。
⑤ この報告は復旧申請の有無に係わらず記入する。

様式第 17 号

様式第17号

医療関係施設被害

市町村：
災害名：
報告元：
報告者：

発生日時：
報告日時：
報告番号：

施設区分	公的区分	施設数	被害施設数	被害額（千円）	外来不能施設数	入院不能施設数	備考

様式第 18 号

様式第18号

水 道 関 係 被 害

市町村:
災害名:
報告元:
報告者:

発生日時:
報告日時:
報告番号:

被害事業体名	現在給水人口（人）	被害発生状況	給水制限状況（断水又は濁水等）	給水制限開始時刻	断水等の影響		復旧対策状況（系統変更、給水車対応等）	被害額 千円	復旧		給水制限終了時刻	未復旧	
					戸数	人口			戸数	人口		戸数	人口

様式第 19 号の 1～3

様式第19号の1

災害廃棄物関係被害

市町村:
災害名:　　発生日時:
報告元:　　報告日時:
報告者:　　報告番号:

種　別	排 出 量 (kl)	被害額 (千円)	応急対策及び復旧の状況

様式第19号の2

一般廃棄物処理場関係被害

市町村:
災害名:　　発生日時:
報告元:　　報告日時:
報告者:　　報告番号:

施 設 名	処理方法	規　模 (kl/日)	被害金額 (千円)	応急対策及び復旧の状況

様式第19号の3

産業廃棄物処理場関係被害

市町村:
災害名:　　発生日時:
報告元:　　報告日時:
報告者:　　報告番号:

施 設 名	処理方法	規　模 (面積:m^2)	被害金額 (千円)	応急対策及び復旧の状況

様式第 20 号

様式第20号

火葬場施設被害

市町村:
災害名:　　発生日時:
報告元:　　報告日時:
報告者:　　報告番号:

項　目　名	番号	内　容	備　考
施設名	1		
規模	2		
建設年度(Ex.H11/04)	3		
被害内容	4		
被害金額(被害金額)	5		
応急対策及び復旧の状況	6		

様式第 22 号

様式第22号

自然公園事業関係被害

災害名:　　発生日時:
報告元:　　報告日時:
報告者:　　報告番号:

種　類	名　称	市町村名		被害金額(千円)	工事概要	摘　要
		市町村	町大字			

資料 2-14　島根県防災ヘリコプター緊急運航要請書

資料：島根県防災航空管理所

様式第１号（救急）

防災ヘリコプター緊急運航要請書（救急用）

<table>
<tr><td colspan="2">①要請機関名</td><td>消防本部名等</td><td colspan="2"></td><td>発信者名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">②要請内容</td><td>現場救急 □
転院搬送 □</td><td colspan="5">例：患者引継の為のヘリ離着陸場を記入
例：○病院から□病院への転院搬送　　※具体的に記入する</td></tr>
<tr><td colspan="2">③傷病者情報</td><td colspan="6">(ふりがな)
氏　名　　男□　女□　生年月日　　年　月　日生　歳
住　所
傷病名　　重症□　中等症□</td></tr>
<tr><td colspan="2">④発病（負傷）の原因、経過等及び緊急搬送の必要性</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">⑤感染症対策の必要性</td><td colspan="6">有 □　　無 □　（病名：　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑥処置状況・搭載資器材等</td><td colspan="6">酸素吸入→有□　無□　　点滴→有□　無□　　※その他の資器材があれば記入</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">⑦傷病者の引継場所</td><td>要請側病院</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">⑧患者搬送車の要否</td><td>要請側病院</td><td></td></tr>
<tr><td>受入側病院</td><td colspan="2"></td><td>受入側病院</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">⑨搭乗者</td><td>医　師</td><td colspan="6">(ふりがな)
氏　名　　男□　女□　生年月日　　年　月　日生　歳
病院名</td></tr>
<tr><td>看護師</td><td colspan="6">(ふりがな)
氏　名　　男□　女□　生年月日　　年　月　日生　歳
病院名</td></tr>
<tr><td>付添人</td><td colspan="6">(ふりがな)
氏　名　　男□　女□　生年月日　　年　月　日生　歳
住　所</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑩その他必要事項、調整事項等（あれば）</td><td colspan="6">例：地上支援隊、使用無線、呼出名称等を記入</td></tr>
<tr><td colspan="8">要請先
島根県防災航空管理所
（島根県防災航空隊）
要請電話　０８５３（７２）７６６６　　防災行政無線　335－211～214
ＦＡＸ　０８５３（７２）７６７１　　防災無線 FAX　335－230
一般電話　０８５３（７２）７６６１・７６６２</td></tr>
</table>

様式第１号（災害）

防災ヘリコプター緊急運航要請書（災害用）

①要請機関名	消防本部名等		発信者名	
②災害種別	⑴火災□　⑵救助□　⑶災害応急対策□　⑷その他□			
③発生日時	年　月　日（　曜日）　時　分頃			
④要請内容	⑴偵察□　⑵空中消火□　⑶救助□　⑷広報□ ⑸輸送□（大きさ、重量、数量を⑬に記載）　⑹その他□（具体的に⑬に記載）			
⑤発生（要請）場所	市・町・村　地内			
	北　緯		東　経	
⑥災害の概要				
⑦119番通報者情報	本人通報□　関係者通報□ 多数通報有□	氏名・電話番号		
⑧要請場所の気象状況	天候　風向　風速　ｍ／ｓ　気温　℃ 視程　雲高等　例：山頂が見えない、青空が見えない、雲が黒っぽい等、あれば			
⑨要請場所付近の場外離着陸場等（あれば）	※支援隊の有無、呼出名称等を記入　※積雪の有無等、着陸面の状態を記入 ※北緯、東経等を記入　※その他必要事項を記入			
⑩現場指揮者	職名		氏名	携帯
⑪現場との通信手段	無線種別（主運用波　統制波１・２・３）呼出名称			
⑫広域航空消防応援の準備	実施済 □ 未実施 □			
⑬その他必要事項、調整事項等（あれば）	例：現場活動隊、呼出名称、活動状況等を記入 救助後の搬送病院等を記入			

要請先
島根県防災航空管理所
（島根県防災航空隊）

要請電話　０８５３（７２）７６６６　防災行政無線　335－211～214
ＦＡＸ　０８５３（７２）７６７１　防災無線 FAX　335－230
一般電話　０８５３（７２）７６６１・７６６２

(4) 災害救助

資料 2-15　「災害救助法による救助の種類、方法及び期間」早見表

資料：島根県災害救助法施行細則

救助の種類	対象	期間	備考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 災害発生の日から20日以内着工	1. 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費とする。 2. 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3. 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4. 供与期間は2年以内
		○賃貸型仮設住宅 災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1. 費用は、家賃、共益費、敷金礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2. 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を受け入れる。	災害発生の日から7日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金雇用費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上 3. 避難所での避難生活が長期にわたる場合においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することができる。
	災害が発生するおそれがある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者	救助を開始した日から別に定める日まで	
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に受け入れた者 2. 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)

救助の種類	対象	期間	備考
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	災害発生の日から７日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは棄損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること。
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後７日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	分娩した日から７日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	災害発生の日から３日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う 2. 輸送費、人件費は別途計上
被災した住宅の応急修理	1. 住家が半壊（焼）し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者。	災害発生の日から３か月以内（国の災害対策本部が設置された場合は、６か月以内）	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は棄損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	災害発生の日から、教科書及び教材は１か月以内、文房具及び通学用品は15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて給与する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に事情によりすでに死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

救助の種類	対象	期間	備考
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内	1.輸送費、人件費は別途計上 2.災害発生後３日を経過した者は一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際に死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く)をする。	災害発生の日から10日以内	1.検案は原則として救護班 2.輸送費、人件費は別途計上 3.死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
輸送費及び賃金職員等雇上費	1.被災者（避難者）の避難に係る支援 2.医療費及び助産 3.被災者の救出 4.飲料水の供給 5.死体の捜索 6.死体の処理 7.救済用物資の整理配分	救助の実施が認められる期間以内	
	範　囲	期　間	備　考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

（注）期間については、内閣総理大臣の承認により期間延長することができる。

資料 2-16　地区別避難施設一覧表

資料：防災危機管理課

災害で自宅が倒壊または焼失して帰れない人や、自宅にいると危険な場合などのために、各学校や公民館、公園などを「指定緊急避難場所」や「指定（一般・福祉）避難所」に指定しています。

指定福祉避難所とは、市が指定した学校施設等の避難所では避難生活が困難な高齢者や障がい者などのうち、特別の配慮を必要とする方が避難する施設です。

災害発生時には、災害対策本部が必要に応じてこれらの施設に避難所を開設することにしています。

避難所となる施設の開設等にあたっては、災害対策本部の係員や施設管理者の指示に従ってください。

下記表中の「○」印の施設でも、その施設内に利用できない棟（建物）が含まれている施設があります。

また、避難するためには被害状況のチェックなど安全点検が必要になります。（建物の中に入らず、避難所の担当職員の指示に従ってください。）

震災害	風水害	土砂災害
○：耐震設計基準内 ×：耐震設計基準外	○：浸水想定区域外 ×：開設想定なし △：要安全確認（注意 1）	○：土砂災害警戒区域外 ×：土砂災害警戒区域内 △：要安全確認（注意 2）

(注意 1)建物が浸水想定区域内であるが、雨量等災害規模に応じて開設。

(注意 2)土砂災害警戒区域内であるが、避難経路や避難する施設の使用場所を限定して開設。

指定福祉避難所の避難について

1. 避難にあたっては、身の安全を確保することを最優先とし、まず市が開設した指定一般避難所に避難します。
2. その後、指定一般避難所において、市職員等が介助者の有無や障がいの種類・程度に応じて優先順位をつけ、指定福祉避難所への受け入れ対象者を決めます。
3. スタッフの配置など、受け入れ態勢が整ったところで対象者を指定福祉避難所へ受け入れます。
   （搬送は家族の方や地域支援者等にお願いすることになります。ただし、家族の方などで搬送ができない場合など、状況に応じ福祉車両等での搬送も行います。）
4. 要配慮者の介助者（原則 1 人）についても指定福祉避難所への避難は可能です。
   （健常者の方だけでの避難は、原則できません。）

● 指定緊急避難場所・指定（一般・福祉）避難所

（令和 7 年 10 月 1 日現在）

【城東地区】

避難所番号	施設名	住所	災害種別			指定緊急避難場所	指定一般避難所	指定福祉避難所
			震災害	風水害	土砂災害			
1	母衣幼稚園	北田町273	○	△	○	○		○
2	母衣小学校	北田町273	○	△	○	○	○	○
3	松江市総合体育館	学園南1-21-1	○	○	○	○	○	○
4	島根県民会館	殿町158	○	△	○	○	○	
5	城東公民館	北田町273	○	△	○	○	○	
6	松江商工会議所	母衣町55-4	×	△	○	○	○	
7	県立産業交流会館（くにびきメッセ）	学園南1-2-1	○	△	○	○	○	
8	北公園	学園南1-21-1	○	○	○	○		
30	城東保育所	学園1-10-12	○	△	○	○	○	
195	ライトハウスライブラリー	南田町 141-10	○	△	○	○		○

【城北地区】

避難所番号	施設名	住所	災害種別			指定緊急避難場所	指定一般避難所	指定福祉避難所
			震災害	風水害	土砂災害			
9	県立松江北高等学校	奥谷町164	○	○	○	○	○	
10	城北公民館	北堀町43	○	△	○	○	○	
11	島根大学教育学部附属義務教育学校前期課程	大輪町416-4	○	△	○	○	○	
13	城北幼稚園	東奥谷町229	○	○	○	○	○	

避難所番号	施設名	住所	災害種別			指定緊急避難場所	指定一般避難所	指定福祉避難所
			震災害	風水害	土砂災害			
14	城北小学校	東奥谷町229	○	○	△ 校庭避難不可	○	○	○

【城西地区】

避難所番号	施設名	住所	災害種別			指定緊急避難場所	指定一般避難所	指定福祉避難所
			震災害	風水害	土砂災害			
16	内中原小学校	内中原町225	○	△	○	○	○	○
17	第一中学校	外中原町46	○	△	○	○	○	○
18	島根県研修センター	内中原町255-1	○	△	○	○	○	
19	島根県立武道館	内中原町52	○	△	○	○	○	
20	松江市総合福祉センター	千鳥町 70	○	△	○	○		○
22	城西公民館	堂形町614	○	△	○	○	○	
23	島根県職員会館	内中原町52	○	△	○	○	○	
215	城西幼保園	堂形町520	○	△	○	○		○

【川津地区】

避難所番号	施設名	住所	災害種別			指定緊急避難場所	指定一般避難所	指定福祉避難所
			震災害	風水害	土砂災害			
24	川津幼稚園	西川津町552	○	○	○	○	○	
25	川津小学校	西川津町500	○	○	○	○	○	
26	第二中学校	西川津町3402-1	○	○	△ 校庭避難不可	○	○	
27	松江市国際交流会館（川津公民館）	西川津町3405-5	○	○	○	○	○	
28	菅田会館	菅田町21-2	○	○	○	○	○	
29	県立松江東高等学校	西川津町510	○	○	○	○	○	
31	島根大学	西川津町1060	○	△	○	○	○	
32	島根大学教育学部附属義務教育学校後期課程	菅田町167-1	○	△	○	○	○	
33	楽山公園	西川津町3386-1	○	○	×	○		
193	県立松江養護学校（知的）	西川津町 31	○	○	○	○		○

【朝酌地区】

避難所番号	施設名	住所	災害種別			指定緊急避難場所	指定一般避難所	指定福祉避難所
			震災害	風水害	土砂災害			
34	朝酌幼稚園	朝酌町121-2	○	○	○	○	○	
35	朝酌小学校	朝酌町115	○	○	○	○	○	
36	朝酌公民館	朝酌町92-1	○	○	△ 朝酌公会堂前市道を通り避難	○	○	
37	皆美が丘女子高等学校	西尾町540-1	○	○	△ 北側校庭階段から避難	○	○	

【法吉地区】

避難所番号	施設名	住所	災害種別			指定緊急避難場所	指定一般避難所	指定福祉避難所
			震災害	風水害	土砂災害			
38	法吉小学校	比津町532	○	○	○	○	○	○
39	法吉公民館	比津町308-4	○	○	○	○	○	
40	法吉保育所	春日町489-1	○	△	○	○	○	
41	比津ヶ丘保育園	比津が丘4-2-34	○	○	○	○	○	
222	みずうみ保育園体育館	法吉町 627-1	○	○	○	○		○

【生馬地区】

避難所番号	施設名	住所	災害種別			指定緊急避難場所	指定一般避難所	指定福祉避難所
			震災害	風水害	土砂災害			
43	生馬小学校	西生馬町8	○	○	○	○	○	
44	生馬公民館	西生馬町8	○	○	○	○	○	
45	松江工業高等専門学校	西生馬町14-4	○	○	○	○	○	
192	県立松江清心養護学校（肢体）	東生馬町 11	○	○	○	○		○

【持田地区】

避難所番号	施設名	住所	災害種別			指定緊急避難場所	指定一般避難所	指定福祉避難所
			震災害	風水害	土砂災害			
46	持田幼稚園	東持田町81	○	○	○	○	○	
47	持田小学校	東持田町81	○	○	○	○	○	
48	持田公民館	東持田町61	○	○	○	○	○	
49	福原会館	福原町691-4	○	○	○	○	○	
228	L.C.C.ういんぐ	東持田町222	○	○	×			○

【本庄地区】

避難所番号	施設名	住所	災害種別			指定緊急避難場所	指定一般避難所	指定福祉避難所
			震災害	風水害	土砂災害			
50	本庄小学校	邑生町76-3	○	○	○	○	○	○
51	本庄中学校	野原町424-2	○	○	△ 体育館 避難不可	○	○	
52	本庄公民館	本庄町463-3	○	○	○	○	○	

【古江地区】

避難所番号	施設名	住所	災害種別			指定緊急避難場所	指定一般避難所	指定福祉避難所
			震災害	風水害	土砂災害			
53	古江幼稚園	古曽志町896-5	○	○	○	○	○	
54	古江小学校	古曽志町1759	○	○	○	○	○	
55	旧長江小学校体育館	東長江町259-2	×	○	○	○	○	
56	古江公民館	西浜佐陀町288 - 1	○	○	○	○	○	
57	松江海洋センター	西浜佐陀町1012	○	×	○	○	○	
58	湖北中学校	打出町245-1	○	△	○	○	○	
225	県立盲学校	西浜佐陀町468	○	○	○			○
226	県立松江ろう学校	古志町191-6	○	○	○			○

【大野地区】

避難所番号	施設名	住所	災害種別			指定緊急避難場所	指定一般避難所	指定福祉避難所
			震災害	風水害	土砂災害			
59	大野幼稚園	上大野町1810-1	○	○	×	○	○	
60	大野小学校	上大野町1826	○	○	×	○	○	
61	松江総合医療専門学校	上大野町2081-4	○	○	○	○	○	
62	魚瀬自治集会所	魚瀬町656-2	○	○	×	○	○	
63	魚瀬世代間交流会館	魚瀬町656-25	○	○	×	○	○	
64	大野公民館	上大野町1855-1	○	○	×	○	○	

【秋鹿地区】

避難所番号	施設名	住所	災害種別			指定緊急避難場所	指定一般避難所	指定福祉避難所
			震災害	風水害	土砂災害			
65	秋鹿幼稚園	岡本町992-1	○	○	○	○	○	
66	旧中島小学校	秋鹿町636	×	○	×	○	○	
67	秋鹿小学校	岡本町992-1	○	○	○	○	○	
68	秋鹿公民館	岡本町70	○	○	△ 東側進入路から避難	○	○	

【白潟地区】

避難所番号	施設名	住所	災害種別			指定緊急避難場所	指定一般避難所	指定福祉避難所
			震災害	風水害	土砂災害			
69	白潟公民館	灘町1-57	○	△	○	○	○	
70	白潟保育所	灘町1-57	○	△	○	○	○	
71	松江市市民活動センター	白潟本町43	○	△	○	○	○	
72	松江卸センター会館	嫁島町16-14	×	△	○	○	○	

【朝日地区】

避難所番号	施設名	住所	災害種別			指定緊急避難場所	指定一般避難所	指定福祉避難所
			震災害	風水害	土砂災害			
73	中央幼稚園	大正町398	○	△	○	○		○
74	中央小学校	大正町398	○	△	○	○	○	○
75	第三中学校	東朝日町14	○	△	○	○	○	○
76	朝日公民館	東朝日町49	○	△	○	○	○	
236	専門学校坪内総合ビジネスカレッジ	東朝日町74	○	△	○			○

【雑賀地区】

避難所番号	施設名	住所	災害種別			指定緊急避難場所	指定一般避難所	指定福祉避難所
			震災害	風水害	土砂災害			
77	雑賀幼稚園	雑賀町850	○	○	×	○	○	
78	雑賀小学校	雑賀町586	○	△	○	○	○	○
79	雑賀公民館	雑賀町677	○	○	○	○	○	
80	松尾会館	松尾町678-7	○	○	○	○	○	
81	松徳学院高等学校	上乃木1-14-51	○	○	△ 校舎2階以上避難	○	○	

82	松徳学院中学校	上乃木1-14-51	○	○	△ 校舎2階以上避難	○	○	

【津田地区】

避難所番号	施設名	住所	災害種別			指定緊急避難場所	指定一般避難所	指定福祉避難所
			震災害	風水害	土砂災害			
83	津田幼稚園	東津田町1189-1	○	○	○	○	○	
84	津田小学校	東津田町1166	○	△	○	○	○	○
85	第四中学校	西津田10-20-1	○	○	△ 南側校舎1階避難不可	○	○	○
86	津田公民館	東津田町1189-1	○	○	○	○	○	
87	総合文化センター（プラバホール）	西津田6-5-44	○	△	○	○	○	
88	開星高等学校	西津田9-11-1	○	○	○	○	○	
89	開星中学校	西津田9-11-1	○	○	○	○	○	
191	いきいきプラザ島根	東津田町 1741-3	○	○	○	○		○

【古志原地区】

避難所番号	施設名	住所	災害種別			指定緊急避難場所	指定一般避難所	指定福祉避難所
			震災害	風水害	土砂災害			
90	古志原幼稚園	古志原4-6-17	○	○	○	○	○	
91	古志原小学校	古志原4-6-1	○	○	○	○	○	○
92	県立松江工業高等学校	古志原4-1-10	○	○	○	○	○	
93	県立松江南高等学校	八雲台1-1-1	○	○	○	○	○	
94	古志原公民館	古志原4-6-30	○	○	○	○	○	
95	ふたば古志原こども園	古志原3-4-35	○	○	○	○	○	

【竹矢地区】

避難所番号	施設名	住所	災害種別			指定緊急避難場所	指定一般避難所	指定福祉避難所
			震災害	風水害	土砂災害			
96	竹矢幼稚園	八幡町379-1	○	○	○	○	○	
97	竹矢小学校	八幡町379-1	○	○	△ 西側校舎1階避難不可	○	○	
98	竹矢公民館	八幡町279-1	○	○	○	○	○	
99	矢田体育館	矢田町250-18	○	○	○	○	○	

【乃木地区】

避難所番号	施設名	住所	災害種別			指定緊急避難場所	指定一般避難所	指定福祉避難所
			震災害	風水害	土砂災害			
100	乃木小学校	浜乃木5-1-10	○	○	○	○	○	○
101	湖南中学校	浜乃木8-2-60	○	○	○	○	○	
102	県立松江商業高等学校	浜乃木8-1-1	○	○	○	○	○	
103	県立松江農林高等学校	乃木福富町51	○	○	○	○	○	
104	乃木公民館	浜乃木5-1-5	○	○	○	○	○	
105	県立松江養護学校乃木校舎	乃木福富町733-2	○	○	○	○		○
106	県立はつらつ体育館	上乃木7-1-27	○	○	○	○	○	

避難所番号	施設名	住所	災害種別			指定緊急避難場所	指定一般避難所	指定福祉避難所
			震災害	風水害	土砂災害			
107	松江西高等学校	上乃木3-21-10	○	○	○	○	○	
108	県立大学短期大学部松江キャンパス	浜乃木7-24-2	○	○	○	○	○	
109	松江総合運動公園	上乃木10-4-1	○	○	○	○		
110	幼保園のぎ	田和山町108	○	○	○	○	○	○
190	保健福祉総合センター	乃白町 32-2	○	○	○	○		○
227	県立松江緑が丘養護学校	上乃木 5-18-1	○	○	○			○

【大庭地区】

避難所番号	施設名	住所	災害種別			指定緊急避難場所	指定一般避難所	指定福祉避難所
			震災害	風水害	土砂災害			
111	大庭幼稚園	大庭町808-1	○	○	○	○	○	
112	大庭小学校	大庭町1074	○	○	○	○	○	
113	湖東中学校	山代町680	○	○	○	○	○	
114	大庭公民館	大庭町805-3	○	○	○	○	○	
115	サンライフ松江	大庭町1751-14	○	○	○	○	○	

【忌部地区】

避難所番号	施設名	住所	災害種別			指定緊急避難場所	指定一般避難所	指定福祉避難所
			震災害	風水害	土砂災害			
116	忌部幼稚園	東忌部町915-1	○	○	○	○	○	
117	忌部小学校	東忌部町915-1	○	○	○	○	○	
118	忌部公民館	東忌部町899	○	○	○	○	○	

【鹿島地区】

避難所番号	施設名	住所	災害種別			指定緊急避難場所	指定一般避難所	指定福祉避難所
			震災害	風水害	土砂災害			
119	鹿島総合体育館（ニューウェーブ）	鹿島町佐陀本郷76	○	○	○	○	○	
120	佐太小学校	鹿島町佐陀本郷1186	○	○	×	○	○	○
121	恵曇小学校	鹿島町手結201	○	○	○	○	○	
122	鹿島中学校	鹿島町名分673	○	○	○	○	○	○
123	鹿島東小学校	鹿島町北講武599	○	○	○	○	○	○
124	鹿島御津地区体育館	鹿島町御津800	○	○	×	○	○	
126	鹿島福祉センター（鹿島ふれあい館）	鹿島町北講武 885-5	○	○	○	○		○
127	鹿島多久の湯	鹿島町北講武 885-7	○	○	○	○		○
129	鹿島文化ホール	鹿島町佐陀本郷659	○	○	○	○	○	
130	御津保育所	鹿島町御津799-2	○	○	×	○	○	
131	御津交流館（旧御津公民館）	鹿島町御津660-4	○	○	×	○	○	
132	恵曇保育所	鹿島町武代181	○	○	△ 北側乳児棟避難不可	○	○	
134	佐太幼稚園	鹿島町佐陀本郷1186	○	○	×	○	○	
135	講武幼稚園	鹿島町北講武599	○	○	○	○	○	
194	御津老人福祉センター	鹿島町御津478	×	○	○	○	○	
217	鹿島公民館	鹿島町佐陀本郷640-1	○	○	○	○	○	

【島根地区】

避難所番号	施設名	住所	災害種別			指定緊急避難場所	指定一般避難所	指定福祉避難所
			震災害	風水害	土砂災害			
136	島根体育館	島根町加賀1455	○	○	△ 屋外避難不可	○	○	
137	島根小学校	島根町加賀1325-1	○	○	×	○	○	○
138	島根中学校	島根町加賀1426	○	○	△ 校庭・北側校舎避難不可	○	○	○
139	島根公民館	島根町加賀1414	○	○	△	○	○	
140	野波保育所	島根町野波2321-2	○	○	× 屋外避難不可	○	○	
142	マリン保育所	島根町大芦2189-2	○	○	○	○	○	

【美保関地区】

避難所番号	施設名	住所	災害種別			指定緊急避難場所	指定一般避難所	指定福祉避難所
			震災害	風水害	土砂災害			
143	美保関中学校	美保関町下宇部尾554	○	○	○	○	○	
144	美保関体育館	美保関町下宇部尾556-1	○	○	○	○	○	
145	美保関小学校	美保関町下宇部尾555-1	○	○	○	○	○	○
146	美保関公民館	美保関町下宇部尾556-1	○	○	○	○	○	
147	旧千酌小学校体育館	美保関町千酌1095-1	○	○	○	○	○	
148	旧美保関東小学校体育館	美保関町美保関1661-1	○	○	△ 校庭避難不可	○	○	
149	美保関西保育所	美保関町北浦658-1	○	○	○	○	○	
150	美保関東保育所	美保関町森山650-1	○	○	○	○	○	
151	にじの家	美保関町七類 1587	○	○	×	○		○
153	美保関高齢者生活福祉センター（香梅の里）	美保関町片江 2268-8	○	○	○	○		○

【八束地区】

避難所番号	施設名	住所	災害種別			指定緊急避難場所	指定一般避難所	指定福祉避難所
			震災害	風水害	土砂災害			
155	義務教育学校八束学園	八束町波入1975	○	○	○	○	○	○
157	八束体育館	八束町波入2096	○	○	○	○	○	
159	八束公民館	八束町波入2060	○	○	○	○	○	
160	やつか保育園	八束町波入1975-2	○	○	○	○	○	
219	大塚山公園	八束町波入2485－1	○	○	○	○		
220	八束町江島区民会館	八束町江島102-6	○	○	○	○	○	
221	八束千本桜公園	八束町二子1200	○	○	○	○		

【玉湯地区】

避難所番号	施設名	住所	災害種別			指定緊急避難場所	指定一般避難所	指定福祉避難所
			震災害	風水害	土砂災害			
165	玉湯体育館	玉湯町湯町714-3	×	○	○	○	○	
166	玉湯公民館	玉湯町湯町1796	○	○	○	○	○	
168	玉湯幼稚園	玉湯町湯町717	○	○	○	○		○
223	義務教育学校玉湯学園	玉湯町湯町717	○	○	○	○	○	○
224	旧玉湯小学校体育館	玉湯町玉造4	○	○	○	○	○	
229	障害者支援施設まがたま（多目的ホール兼災害時長期避難所：きずな棟）	玉湯町玉造824-1	○	○	○			○
230	障害者支援施設まがたま（体育棟）	玉湯町玉造1649-2	○	○	×			○
231	障害者支援施設まがたま（短期入所棟）	玉湯町玉造821-2	○	○	○			○
232	旧大谷小学校体育館	玉湯町大谷299	○	○	○	○	○	

【宍道地区】

避難所番号	施設名	住所	災害種別			指定緊急避難場所	指定一般避難所	指定福祉避難所
			震災害	風水害	土砂災害			
170	宍道小学校	宍道町宍道1276	○	△	○	○	○	
171	宍道中学校	宍道町宍道351	○	○	○	○	○	○
172	来待小学校	宍道町上来待125	○	○	△ 体育館・校庭避難不可	○	○	
173	宍道体育センター	宍道町佐々布204-4	○	○	○	○	○	
174	宍道武道館	宍道町佐々布204-4	×	△	○	○	○	
175	宍道農村環境改善センター	宍道町上来待 212-1	○	○	○	○		○
180	宍道健康センター	宍道町上来待 213-1	○	○	○	○		○
214	県立宍道高等学校	宍道町宍道1586	○	○	○	○	○	
216	しんじ幼保園	宍道町宍道458-2	○	○	○	○	○	○
218	宍道公民館	宍道町宍道885-3	○	○	○	○	○	

【八雲地区】

避難所番号	施設名	住所	災害種別			指定緊急避難場所	指定一般避難所	指定福祉避難所
			震災害	風水害	土砂災害			
182	八雲小学校	八雲町西岩坂947	○	○	○	○	○	○
183	八雲中学校	八雲町西岩坂931	○	○	△ 校舎2階以上避難 体育館・校庭避難不可	○	○	
184	八雲公民館	八雲町西岩坂355-1	○	○	○	○	○	
186	八雲構造改善センター	八雲町西岩坂3856-1	○	○	○	○	○	
189	やくも幼保園	八雲町東岩坂110	○	○	○	○		○

【東出雲地区】

避難所番号	施設名	住所	災害種別			指定緊急避難場所	指定一般避難所	指定福祉避難所
			震災害	風水害	土砂災害			
196	出雲郷児童クラブ	東出雲町意宇南5-3-1	○	△	○	○	○	
197	出雲郷小学校	東出雲町出雲郷926	○	○	○	○	○	
233	出雲郷幼保園	東出雲町出雲郷927	○	○	○	○	○	
200	東出雲公民館	東出雲町揖屋1216-1	○	○	○	○	○	
201	東出雲体育館	東出雲町揖屋1139-2	○	○	○	○	○	
204	揖屋小学校	東出雲町揖屋2131-3	○	○	△ 北側校舎2階以上避難	○	○	○
234	揖屋幼保園	東出雲町揖屋2198-10	○	○	○	○	○	
207	東出雲中学校	東出雲町揖屋1251	○	○	○	○	○	○
208	意東児童クラブ	東出雲町下意東765-35	○	○	○	○	○	
209	意東小学校	東出雲町下意東371	○	○	○	○	○	
235	意東幼保園	東出雲町下意東751-1	○	○	○	○	○	
212	東出雲上意東研修センター	東出雲町上意東1982-2	○	○	×	○	○	
213	東出雲おちらと村	東出雲町上意東1965-1	○	○	△ 屋外避難不可	○	○	

資料 2-17-1　社会福祉施設等一覧表

■子育て支援関係施設

資料：こども政策課（令和 7 年 10 月 1 日現在）

◇認可保育所

施設名称	所在地	電話	備考
城東保育所	学園一丁目 10-12	21-2587	
たまち乳児保育園	西川津町 1610-2	60-1160	
しらゆり千鳥保育園	北田町 188-3	21-3440	
あおぞら保育園	学園二丁目 7-10	60-1511	
にじいろ保育園	学園二丁目 5-9	61-8240	
笑美保育所	北陵町 60-1	67-2580	
しらゆり第 2 保育園	西持田町 336-5	23-3340	
嵩見保育所	北堀町 66-9	22-3044	
しらとり保育所	内中原町 190	21-5181	
融合乳児園	比津町 314-1	28-2218	
法吉保育所	春日町 489-1	21-0307	
みずうみ保育園	法吉町 627-5	24-2525	
みずうみ第 2 保育園	法吉町 722-4	31-5545	
ひらぎの保育園	黒田町 450-1	22-2525	
みのり黒田保育園	黒田町 348-3	60-0830	
浜佐田保育園	浜佐田町 545-1	22-7322	
みのり保育園	浜佐田町 126-1	36-5528	
みのり乳児保育園	浜佐田町 125	36-4322	
本庄保育所	本庄町 112-5	34-0524	
御津保育所	鹿島町御津 799-2	82-0302	
恵曇保育所	鹿島町武代 181	82-2093	
マリン保育所	島根町大芦 2189-2	85-2064	
野波保育所	島根町野波 2321-2	85-2346	
美保関西保育所	美保関町北浦 658-1	75-0534	
美保関東保育所	美保関町森山 650-1	72-9210	
やつか保育園	八束町波入 1975-2	76-9255	
白潟保育所	灘町 1-57	21-4204	
松江ナザレン保育園	東朝日町 93	23-1215	
松原保育園	津田町 324	21-9835	
まつお保育園	栄町 9-1	21-5087	
みつき保育園	西津田七丁目 9-5	31-2222	
みつき乳児保育園	西津田七丁目 9-1	60-7200	
みどり保育所	上乃木一丁目 2-37	22-2218	
みつき古志原保育園	上乃木六丁目 7-21	23-1234	
みつき中央保育園	本郷町 1-21	26-9280	
愛恵保育園	東津田町 557-2	22-2921	
虹の子保育園	西津田九丁目 2-40	21-5126	
運動公園前保育所チャイルド	上乃木九丁目 20-10	26-6600	
こばと保育園	上乃木八丁目 10-31	26-7161	
なかよし保育園	古志原六丁目 9-34	24-6131	
しらゆり第 3 保育園	矢田町 484-6	26-2356	
わかたけ保育園	八幡町 263-12	37-0200	
ひよし第 2 保育園	馬潟町 115-3	67-1153	

施設名称	所在地	電話	備考
袖師保育所	西嫁島一丁目 2-35	24-6728	
乃木保育所	浜乃木六丁目 22-14	21-9560	
みつき田和山保育園	乃白町 163-1	60-1807	
育英保育園	大庭町 1197-1	61-1981	
しらゆり保育園	大庭町 135-1	22-3803	
シオンこひつじ保育園	大庭町 1802-7	67-2081	
錦新町保育園	東出雲町錦新町五丁目 1-4	52-7423	
みつき出雲郷保育園	東出雲町意宇東三丁目 3-1	53-0301	
みつき出雲郷第 2 保育園	東出雲町意宇南三丁目 5-1	52-5111	
たけかや保育園	八雲町東岩坂 393-1	54-1502	
ひよし保育園	八雲町西岩坂 17-1	54-1128	
湯町保育園	玉湯町湯町 1997	62-0885	

◇幼稚園

施設名称	所在地	電話	備考
母衣幼稚園	北田町 273	21-5656	
城北幼稚園	東奥谷町 229	21-0580	
中央幼稚園	大正町 398	27-1100	
津田幼稚園	東津田町 1189-1	22-0505	
古志原幼稚園	古志原 4-6-17	22-4040	
川津幼稚園	西川津町 552	23-2785	
朝酌幼稚園	朝酌町 121-2	39-0550	
大庭幼稚園	大庭町 808-1	23-0690	
持田幼稚園	東持田町 81	27-2177	
古江幼稚園	古曽志町 896-5	36-7533	
秋鹿幼稚園	岡本町 992-1	88-3173	
佐太幼稚園	鹿島町佐陀本郷 1186	82-1058	
講武幼稚園	鹿島町北講武 599	82-1439	
たまゆ幼稚園	玉湯町湯町 717	62-0403	
島根大学教育学部附属幼稚園	大輪町 416 番地 4	29-1120	
松江暁の星幼稚園	母衣町 47 番地	25-7105	

◇認定こども園

施設名称	所在地	電話	備考
幼保園のぎ	田和山町 108	60-2605	
しんじ幼保園	宍道町宍道 458-2	66-8008	
城西幼保園	堂形町 520	60-0450	
やくも幼保園	八雲町東岩坂 110	54-0024	
比津ケ丘保育園	比津が丘四丁目 2-34	26-2025	
融合こども園	比津町 292	61-0087	
わらべのその	比津町 317	28-2248	
松江認定こども園	東朝日町 232	21-4148	
第 2 玉湯さくら保育園	玉湯町湯町 1720-1	61-3221	
たまちこども園	西川津町 1610-4	26-5454	
育英北幼稚園	下東川津町 728-10	31-1981	
ふたば第一こども園	西浜佐陀町 546-9	36-6742	
ふたば第二こども園	西浜佐陀町 1261-1	36-5945	

施設名称	所在地	電話	備考
ふたば第三こども園	上乃木四丁目 9-39	67-3160	
ふたば第四こども園	古志原三丁目 4-35	21-3800	
玉湯さくら保育園	玉湯町湯町 1714-1	62-8221	
つわぶきこども園のぎ	乃木福富町 318-1	60-1818	
つわぶきこども園やましろ	山代町 1001	26-9696	
育英幼稚園	大庭町 1197-1	23-1981	
坪内学園附属認定こども園	東朝日町 74-2	31-1500	
なの花のぎ認定こども園	浜乃木二丁目 7-7	61-1611	
なの花認定こども園	大庭町 1132	59-5015	
揖屋認定幼保園	東出雲町揖屋 2198-10	52-5441	
意東認定幼保園	東出雲町下意東 751-1	52-3067	
出雲郷認定幼保園	東出雲町出雲郷 927	52-5151	

◇小規模保育事業施設

施設名称	所在地	電話	備考
ニチイキッズ楽山保育園	西川津町 4202 クリスタルコート学園 1F	59-9081	
たまち母衣保育園	北田町 282	60-0757	
おひさま保育園	学園二丁目 5-8	61-3306	
こばと小規模保育園	八雲台一丁目 1-2	67-3564	
玉湯さくら乳児保育園	玉湯町湯町 1723-1	61-3221	

◇認可外保育施設

施設名称	所在地	電話	備考
松江市シルバー人材センター 乳幼児一時預かりあいあいルーム	乃白町 32-2	27-0888	一時預かり
いっしょに子育て研究所	西津田二丁目 16-27	25-2225	夜間保育 一時預かり
松江市シルバー人材センター 乳幼児一時預かり おもちゃの広場	白潟本町 43	32-1195	一時預かり
松江赤十字病院保育所	母衣町 198-1	67-6026	企業内保育所
さくら保育園	上乃木五丁目 15-43	20-2378	企業内保育所
松江市立病院院内保育所　たわやまっこ	乃白町 32-1	25-5468	企業内保育所
社会福祉法人みずうみ　企業内保育園	法吉町 624-5	32-7060	企業内保育所
玉造病院まがたまキッズ保育園	玉湯町湯町 1-2	62-2660	企業内保育所
ニチイキッズまつえ上乃木保育園	上乃木四丁目 30-34	60-2345	企業主導型保育所
キッズいちばた	中原町 38-5	33-7613	企業主導型保育所
つむぎ保育園	東出雲町意宇東一丁目 6-1	61-2522	企業主導型保育所
本のほいくえん	春日町 305-1	61-8817	企業主導型保育所
アップルリーフ保育園	雑賀町 107-1	67-1500	月極
あいぐらん保育園松江殿町	殿町 517	22-9851	企業主導型保育所

◇病児保育実施施設

施設名称	所在地	電話	備考
松江赤十字乳児院	南田町 162	24-6417	
松江市立病院すこやか保育室	乃白町 32-2 （松江市保健福祉総合センター1 階）	60-8145	

施設名称	所在地	電話	備考
つわぶきこども園のぎ病児・病後児保育室	乃木福富町 318-1	61-5151	
つわぶきこども園やましろ病児・病後児保育室	山代町 1001	61-2678	
融合乳児園病児保育室	比津町 314-1	28-2218	

◇児童館

施設名称	所在地	電話	備考
東津田児童館	東津田町 269-4	21-5339	
八雲児童センター	八雲町東岩坂 111-5	54-2135	

◇子育て支援センター

施設名称	所在地	電話	備考
子育て支援センター「あいあい」	乃白町 32-2（松江市保健福祉総合センター1 階）	60-8141	
おもちゃの広場	白潟本町 43　（市民活動センター2 階）	32-1195	
美保関子育て支援センター	美保関町下宇部尾 61-2（美保関支所内）	55-5751	
宍道子育て支援センター	宍道町宍道 885-3（宍道公民館内）	66-1428	
たまゆつどいの広場	玉湯町玉造 4	62-9546	
東出雲子育て支援センター	東出雲町意宇南五丁目 3-1	52-9583	
鹿島子育て支援センター	鹿島町北講武 885-5　（鹿島福祉センター内）	82-9334	
やくも子育て支援センター	八雲町東岩坂 404-1（たけのこ館内）	67-3251	
松江赤十字乳児院（育児サロン）	南田町 162	24-6418	

◇児童クラブ（公設）

資料：生涯学習課（令和 7 年 10 月 1 日現在）

施設名称	所在地	電話	備考
城東地区児童クラブ	北田町 273（城東公民館内）	28-2322	
城北児童クラブ	東奥谷町 229（城北小学校内）	31-8566	
城西地区児童クラブ	内中原町 225（内中原小学校内）	28-6778	
城西地区第 2 児童クラブ	内中原町 225（内中原小学校内）	60-0388	
城西地区第 3 児童クラブ	堂形町 520（城西幼保園南隣）	25-7306	
川津児童クラブ	西川津町 500（川津小学校敷地内）	28-2441	
川津第 2 児童クラブ	西川津町 500（川津小学校内）	25-3920	
朝酌児童クラブ	朝酌町 115（朝酌小学校敷地内）	39-0134	
比津児童クラブ	比津町 231-1（西給食センター西隣）	24-6824	
生馬児童クラブ	西生馬町 8（生馬小学校内）	36-5027	
持田児童クラブ	東持田町 61-1（持田公民館北隣）	26-8380	
持田第 2 児童クラブ	東持田町 61-1（持田公民館北隣）	65-0202	
本庄児童クラブ	邑生町 76-3（本庄小学校内）	34-0986	
古江地区児童クラブ	古曽志町 1759（古江小学校敷地内）	36-5281	
大野児童クラブ	上大野町 1810-1（大野幼稚園）	88-3380	
秋鹿児童クラブ	岡本町 70（秋鹿公民館内）	88-3222	
恵曇児童クラブ	鹿島町手結 201（恵曇小学校内）	82-0220	
八束っ子児童クラブ	八束町波入 1975（八束学園内）	76-3664	
美保関児童クラブ	美保関町下宇部尾 555-1 （美保関小学校内）	72-2366	
しまね潮風児童クラブ	島根町加賀 1325-1（島根小学校内）	85-2033	
佐太児童クラブ	鹿島町佐陀本郷 1186（佐太幼稚園内）	82-1787	

施設名称	所在地	電話	備考
中央児童クラブ	大正町 398（中央小学校敷地内）	26-6605	
中央第 2 児童クラブ	灘町 1-23（白潟公民館東隣）	26-7855	
雑賀児童クラブ	雑賀町 586（雑賀小学校敷地内）	27-8920	
津田児童クラブ	東津田町 1182-3（津田小学校敷地内）	23-0251	
古志原地区児童クラブ	古志原四丁目 6-1 （古志原小学校敷地内）	31-2831	
古志原地区第 2 児童クラブ	古志原四丁目 6-1（古志原小学校内）	23-7704	
竹矢児童クラブ	八幡町 379-1（竹矢小学校内）	37-1852	
竹矢第 2 児童クラブ	八幡町 379-1（竹矢小学校敷地内）	37-1113	
乃木児童クラブ	浜乃木五丁目 1-1 （乃木公民館北隣）	21-8558	
乃木第 2 児童クラブ	浜乃木五丁目 1-5（乃木公民館内）	23-6586	
大庭地区児童クラブ	大庭町 1074（大庭小学校敷地内）	31-6536	
大庭地区第 2 児童クラブ	大庭町 1074（大庭小学校内）	23-2685	
いんべ児童クラブ	東忌部町 915-1（忌部幼稚園）	33-2988	
やくも児童クラブ	八雲町東岩坂 111-5 （八雲児童センター内）	54-9045	
玉湯児童クラブ	玉湯町湯町 717 （たまゆ幼稚園内）	62-2701	
しんじっ子クラブ	宍道町宍道 1276（宍道小学校内）	66-1451	
きまちみちくさクラブ	宍道町上来待 125（来待小学校内）	66-3868	
揖屋児童クラブ	東出雲町揖屋 2131-3 （揖屋小学校敷地内）	52-2004	
出雲郷児童クラブ	東出雲町意宇南五丁目 3-1（旧出雲郷公民館）	52-7725	
意東児童クラブ	東出雲町下意東 765-35 （旧意東公民館）	52-2153	

◇児童クラブ（民間）

資料：生涯学習課（令和~~十~~　7 年 10 月 1 日現在）

施設名称	所在地	電話	備考
学童保育　みつきっこクラブ	東出雲町意宇東三丁目 3-1	53-0301	
学童保育第 2 みつきっこクラブ	東出雲町意宇南三丁目 5-1	52-5111	
比津学童クラブ別館	比津町 295-5	25-7748	
比津学童クラブ KIT 館	比津町 318	25－5307	
キッズ内中原 1 号館	内中原町 320-17	28-2323	
キッズ内中原 2 号館	内中原町 320-~~12~~　17		
キッズ内中原 3 号館			
つくし児童クラブ	八雲町東岩坂 404-1	67-3252	
遊学館なの花	大庭町 1132	59-5015	
遊学館なの花のぎ	浜乃木二丁目 7-7	61-1612	
虹の子児童クラブ	西津田九丁目 2-40	21-5126	
学童保育施設ウイズキッズ ~~KS-C 校~~	春日町 194-10	28-6046	
みつき学童保育わんぱくクラブ	西津田七丁目 9-5	31-2222	
あおぞら児童クラブ 1 号館	学園二丁目 15-18	67-5918	
あおぞら児童クラブ 2 号館			
あおぞら児童クラブ 3 号館			
あおぞら児童クラブ 4 号館			
大輪児童クラブ 1 号館	大輪町 420-40		

施設名称	所在地	電話	備考
大輪児童クラブ 2 号館		22-7123	
大輪児童クラブ 3 号館			
大輪児童クラブ 4 号館			
学童保育みつき中央キッズクラブ	本郷町 1-21	26-9280	
こそけん学園津田校　第 1 ルーム	西津田 2 丁目 16-27	070-5057-8543	
こそけん学園津田校　第 2 ルーム			
こそけん学園津田校　第 3 ルーム			
こそけん学園東出雲校　第 1 ルーム	東出雲町揖屋 2023	070-2213-0500	
こそけん学園東出雲校　第 2 ルーム			
こそけん学園中央校　第 1 ルーム	寺町 200-3	070-5057-8543	
こそけん学園中央校　第 2 ルーム			
学童あおのほし	浜乃木二丁目 10-25	65-0412	
第 2 学童あおのほし			
遊冒キッズ	浜乃木二丁目 1-14		
こばと児童クラブ	上乃木八丁目 10-31	26-7161	
たまち母衣児童クラブ	北田町 282	60-0745	
さくら児童クラブ	玉湯町湯町 1720-1	61-8733	
ひらぎの学童クラブ 1 号館	黒田町 450 番地 1	22-2539	
ひらぎの学童クラブ 2 号館	黒田町 63 番地 65		
ひらぎの学童クラブ 3 号館			
学童保育みつきこしばらっこクラブ	上乃木六丁目 7-21	23-1234	
新ひよしサンサンクラブ	八雲町西岩坂 22-1	54-1113	
学童保育キッズはまのぎ	浜乃木六丁目 1-58	60-1707	
坪内学園児童クラブ	東出雲町意宇南五丁目 5-4	61-1321	
フレアー児童クラブ	学園南 1-19-23	090-7726-4616	
こそけん学園津田校　第 4 ルーム	西津田 2 丁目 16-27	070-5057-8543	

■障がい福祉サービス事業所一覧表（令和 7 年 10 月 1 日現在）

資料：障がい者福祉課

◇障がい者支援施設

施設名称	所在地	電話	備考
障害者支援施設厚生センター晴雲	上乃木七丁目 1-28	24-4875	
しののめ寮	宍道町西来待 2074-1	66-7772	
まがたま	玉湯町玉造 1649-2	62-2535	
授産センターよつば	打出町 43	36-7888	
持田寮	東持田町 1415	24-8820	
障害者支援施設はばたき	島根町大芦 5707	85-3115	
希望の園	山代町 934-10	21-0791	
シリウス苑	法吉町 624-1	27-4700	
指定障害者支援施設四ッ葉園	古志町 1551-4	36-8877	

◇障がい福祉サービス事業所［居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護］

施設名称	所在地	電話	備考
サンキ･ウエルビィ介護センター松江	東津田町 1787	20-6310	
訪問看護･介護ステーションすずらん	上乃木七丁目 6-1 かもと整形外科クリニック 2 階	55-8588	
ヘルパーステーション　すみれ	中原町 313-1	24-4002	
ニチイケアセンター浜乃木	浜乃木六丁目 6-23	55-6433	
ヘルパーステーション　おおきな木	東忌部町 3173-1	33-2661	
障害者居宅介護等事業　ねぎらい	山代町 934-5	31-3328	
法吉ヘルパーステーション	法吉町 629-2	25-5403	
社会福祉法人　湖北ふれあい しんじ湖温泉ヘルパーステーション	国屋町 498-6	67-2252	
社会福祉法人　松江市社会福祉協議会 宍道介護センター	宍道町上来待 213-1	66-7311	
社会福祉法人　松江市社会福祉協議会 松江社協介護センター	鹿島町佐陀本郷 640-1	82-3180	
社会福祉法人　松江市社会福祉協議会 美保関介護センター	美保関町片江 2268-8	72-3335	
津田訪問介護センター	西津田十丁目 19-50	28-3101	
生協ヘルパーステーション	佐草町 456-1	20-7655	
ふれあいヘルパーステーション	西津田七丁目 14-21	26-7608	
ホームヘルプサービスこだま	西嫁島一丁目 1-16	28-8162	
介護派遣センター　あくしゅ	大輪町 392-24	25-7797	
訪問介護事業所あおぞら	大庭町 1811-3	20-2123	
千鳥福祉会　ケアセンター大空	下東川津町 63-5	24-8501	
ゆうなぎ訪問介護事業所	島根町野波 2318-3	85-3700	
学園ヘルパーステーション	学園二丁目 7-16	26-9906	
訪問介護事業所　花きりん	古志原二丁目 18-23 サニーサイドらいふ 202 号	61-5757	
にこにこヘルパーさん	西津田二丁目 9-9	25-8011	
いつつぼし	法吉町 50-12	25-5907	
株式会社キラリ	下東川津町 40-1-101	67-2381	
北陽マイズホームヘルパー	袖師町 9-35	28-3316	
ヘルパーステーション心暖	玉湯町湯町 190-1	62-1166	
サンキ･ウエルビィ介護センター秋鹿	岡本町 1041-1	88-3337	

施設名称	所在地	電話	備考
訪問介護のコクア	国屋町 378-24	36-7207	
全労済在宅介護サービスセンターほほえみ	東出雲町錦新町八丁目 1-1	52-6310	
ヘルパーステーション優樹	宍道町伊志見 410	66-9333	
松江 24 時間介護センター	西持田町 341-1	25-8023	
ヘルパーステーション彩りテラス ～東朝日町～	東朝日町 278-10	23-0388	
ライブアシスト松江訪問介護事業所	東出雲町錦新町六丁目 4-1	67-2544	
東寿苑ホームヘルパーステーション	東出雲町出雲郷 493	52-5998	
嵩の杜訪問介護事業所	西川津町 533-1	60-0808	
まつえ 24	竪町 40-1	25-9291	
サポートセンターまがたま	玉湯町玉造 918-7	62-2535	
ヘルパーステーションなずな	黒田町 60	67-6444	
ヘルパーステーション八重の郷	上乃木二丁目 21 番 10 号	33-7532	
訪問介護ステーション蓮香	東津田町 1357	28-8112	
ニチイケアセンター松江北	春日町 161　春日町Ｆテナント	20-7220	
株式会社訪問介護事業所よいとこ２４	砂子町 205-6	67-2725	
ホームヘルプサービスなないろ	嫁島町 10-12	40-0655	
ホームヘルプサービスはなみずき	中原町 145	67-3424	
ホームケア土屋島根	学園南一丁目 9-19 竹政ビル 202 号室	050-3647-0246	
訪問介護ステーションあやめ	西尾町 936-21	39-9003	
マースィー介護センター	西津田町 1206-5 ロイヤルクレドール 105	67-5537	
訪ねるところ御はつ	菅田町 125-9 コーポセピア 105 号	080-2082-6138	
ひなた訪問介護事業所	古志原五丁目 13-27	40-0522	
特定非営利活動法人　はっぴいライフ	灘町 1-35 白潟トーケンレジデンス 502	28-6266	新規
えんがわ訪問介護	玉湯町湯町 762-10	67-8096	新規

◇障がい福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］

施設名称	所在地	電話	備考
ピー・ター・パン	邑生町 662-1	34-9734	
生活介護事業所こだま	西嫁島一丁目 1-16	28-8162	
多機能型事業所　ポレポレ	春日町 340	28-6660	
障害福祉サービス事業所　you 愛	菅田町 438-1	24-1117	
指定生活介護事業所　やすらぎの家	古志町 718-1	36-6444	
Ｌ．Ｃ．Ｃ．ういんぐ	東持田町 ~~1415~~　222	24-8871	
ワークセンターフレンド	東持田町 1415	60-2693	
まるべりー松江	天神町 93	60-1858	
就労継続支援Ｂ型事業所 ショップみけねこ	古志原五丁目 820-13	31-9089	
パックしまね	西川津町 1534-3	24-7003	
生活介護事業所　さくらの家	東忌部町 3173-1	33-2661	
生活介護事業所　げんき工房	東忌部町 3173-1	33-2661	
ワークスペース　さくらの家	東忌部町 3173-1	33-2661	
さくらんぼの家	島根町大芦 2328-1	78-9204	
ＮＰＯ法人　ひだまり	玉湯町湯町 1801-1	62-2550	
障害福祉サービス事業所　みずうみの里	宍道町白石 1630-3	66-0450	

施設名称	所在地	電話	備考
松江さくら会	浜乃木 3 丁目 4-23	31-7445	
特定非営利活動法人　八雲会	大庭町 761-1	31-7946	
のぞみ事業所	古志町 720-1	36-5353	
通所はばたき	島根町大芦 2178-3	85-9021	
にじの家	美保関町七類 1587	72-2706	
センターはばたき	学園一丁目 6-38	24-8409	
松江あけぼの作業所	西川津町 2652-13	27-7745	
指定障害福祉サービス事業所　コスモス	大庭町 1459-1	23-3360	
ワークセンター島根	矢田町 250-110	22-4105	
サポートかすが	春日町 491-15	21-2375	
若草園	内中原町 192-1	24-6725	
ワークハウス「しののめ」	東出雲町揖屋 1134-1	52-6850	
アクティブよつば事業所	東出雲町内馬 1415-1	52-4444	
ハートボックス	朝日町 498 松江センタービル 6F	67-2762	
多機能型事業所　わこう苑	東出雲町下意東 3148-1	52-7333	
就労継続支援Ｂ型事業所　わこうの里	東出雲町錦浜 583-3	52-7855	
多機能型事業所　アクティブ’99	古志町 718-1	36-6444	
あすのひかり	八幡町 793-4	37-2877	
株式会社　だんだん工房	鹿島町御津 517	82-0503	
多機能型事業所いくま	東生馬町 15-1	36-8011	
多機能型事業所第１プロジェクトゆうあい	北堀町 35-14	32-8645	
ビストロ　庵　タンドール	朝日町伊勢宮 484-4	67-5550	
株式会社　江友　白潟事業所	灘町 139-12	59-9193	
株式会社シンワ	東出雲町下意東 2390	52-2458	
生活介護事業所しののめ	東出雲町揖屋 1177-1	67-6511	
キッチンそらまめ	上乃木五丁目 1-57	67-6872	
すずしろ	八束町二子 1225	61-0182	
ＰＣエコステーションゆうあい	雑賀町 227	61-0199	
株式会社　ＷＡ	八束町江島 63 - 2	67-3214	
ＡＣＣ松江	東津田町 816-2	59-9033	
第２プロジェクトゆうあい	北堀町 35-14	32-8645	
るぴなす	浜乃木六丁目 20-20	65-0450	
生活介護事業所はな街道	西忌部町 618-16	28-8162	
生活介護よめしま	嫁島町 10-12	40-0655	
生活介護事業所はなみずき	中原町 145	67-3424	
あどばんす	灘町 205 赤玉ビル２Ｆ	60-1008	
障がい者就労継続支援Ｂ型事業所　あぴゅい	西嫁島 1 丁目 3-30	67-7515	
就労支援事業所　らいとあっぷまつえ	東津田町 1727-1	67-2790	
くつろぎわこう荘	東出雲町下意東 3145－2	67-6378	
オフィスまるべりー	朝日町 477－17 松江 SUN ビル 6Ｆ 602, 605	61-5006	
木かげ	天神町 24　天神Ｎテナント 1Ｆ	67-7617	
就労継続支援Ｂ型　木やサービス	古志原一丁目 6-1 東ビルテナント 101	61-9295	
ディーキャリア松江オフィス	東朝日町 3 ナガトミビル 2 階	67-7465	
就労継続支援事業所ハッチ	八雲町熊野 804-3	61-8008	
就労継続支援Ｂ型　すまいる　笑	八束町江島宇小島 329-1	76-2806	

施設名称	所在地	電話	備考
江友　B プラス	灘町 38-1	59-9277	
就労支援事業所　KUKKULA	灘町 3-1	090-1339-2239	
就労支援事業所らぶ	竹矢町 1801-4	78-9088	
ぷらす工房	下東川津 248-4	67-2288	
生活介護わかつ	学園 2 丁目 29-10	67-8270	
ワクワクそらまめ	上乃木 2 丁目 29-7	080-9137-3863	
生活介護事業所　木やスマイル	魚町 104	61-6015	
トパーズ	玉湯町不志名 638-83	62-8202	
NEOSAS	雑賀町 176 番地	61-0585	
CS いずも放課後デイサービス JYO	上乃木 4 丁目 33-13	28-8121	
群青	古曽志町 1546-1	61-6080	
多機能型事業所　まっしろ	西川津町 491 番地 13	61-6601	

◇障がい福祉サービス事業所［療養介護］

施設名称	所在地	電話	備考
独立行政法人　国立病院機構 松江医療センター	上乃木五丁目 8-31	21-6131	
療養介護事業所　松江療育園	東生馬町 15-1	36-8011	

◇障がい福祉サービス事業所［短期入所］

施設名称	所在地	電話	備考
独立行政法人　国立病院機構 松江医療センター	上乃木五丁目 8-31	21-6131	
短期入所事業 さくらの家	東忌部町 3173-1	33-2661	
希望の園	山代町 934-10	21-0791	
障害者支援施設シリウス苑	法吉町 624-1	27-4700	
指定障害者支援施設四ッ葉園	古志町 1551-4	36-8877	
授産センターよつば	打出町 43	36-7888	
アイリス	内中原町 192-1	24-6725	
持田寮	東持田町 1415	24-8820	
しののめ寮	宍道町西来待 2074-1	66-7772	
療養介護事業所 松江療育園	東生馬町 15-1	36-8011	
まがたま	玉湯町玉造 1649-2	62-2535	
障害者支援施設厚生センター晴雲	上乃木七丁目 1-28	24-4875	
障害者短期入所事業所はばたき	島根町大芦 5707	85-3115	
わこう苑ショートステイ	東出雲町下意東 3148-1	52-7333	
短期入所事業所まがたま	玉湯町玉造 821-2	62-2535	
障害児短期入所事業所　松江学園	島根町大芦 5707	85-3115	
ゆうあいの里	内中原町 190-3	67-1802	
ショートステイこだま	西嫁島 1-1-19	28-8162	
短期入所 Clear	浜乃木 4 丁目 4-56	67-6163	
ショートステイ暖暖の家	下東川津町 251-1	67-1177	
短期入所　松江東出雲町	東出雲町出雲郷 514	52-6701	

◇障がい福祉サービス事業所［共同生活援助事業］

法人名		所在地	電話	備考
社会福祉法人 さくらの家	共同生活援助事業所もみじホーム	東忌部町 3173-1	33-2661	
	たいよう	古志原五丁目 14－33		
	すばる	古志原五丁目 14-32		
	共同生活援助事業所なでしこホーム	東忌部町 3173-1		
	すみれ	浜乃木一丁目 25-38 カサローゼ浜乃木 Part1 102 号室		
	あおい	玉湯町布志名 371-5		
	さつき	玉湯町布志名 371-5		
社会福祉法人 しらゆり会	互助の館	東津田町 1324-1	67-3500	
	開花寮	矢田町 484-6		
	湧泉寮	矢田町 484-6		
	かがやき	東津田町 1324-1		
	拓心寮	矢田町 484-6		
	あっぱれ	東津田町 1324-1		
	せせらぎ	東津田町 1324-1		
株式会社プラス	暖暖の家	下東川津町 251-1	67-1177	
	暖暖の家	下東川津町 251-1		
社会福祉法人 山陰家庭学院	ひまわりの家	学園一丁目 6-38	23-9925	
	ひまわり	東朝日町 204-4		
	しずか	西川津町 742-6		
	なのはな	西川津町 742-12		
	すいれん	西川津町 742-14		
	かえで	西川津町 2559-2		
	しおかぜ	島根町大芦 2172-1		
社会福祉法人 四ッ葉福祉会	指定共同生活援助事業所 たんぽぽ事業所	古志町 644-6	36-6565	
	たんぽぽの家	古志町 644-6		
	第 2 たんぽぽの家	古志町 734-1		
	たんぽぽ田町	北田町 67-26		
	たんぽぽ南口	朝日町 452		
	たんぽぽ第 2 南口	朝日町 452		
	たんぽぽ第 3 南口	朝日町 452		
	第 3 たんぽぽの家	古志町 1034-4		
	たんぽぽ若葉	古志町 766-1		
	たんぽぽ打出	打出町 25-1		
社会福祉法人 島根ライトハウス	はるか･なつか	宍道町西来待 900-1	66-0388	
	はるか	宍道町西来待 900-1		
	なつか	宍道町西来待 900-1		
社会福祉法人 千鳥福祉会	千鳥福祉会つばきの里	東持田町 1415	24-8820	
	千鳥福祉会はな･花	西川津町 682		
	千鳥福祉会まどか	西持田町 113-6		
	千鳥福祉会のっと	西持田町 880-1		
	千鳥福祉会小山アパート	下東川津町 173-15		
	千鳥福祉会つばきの里	西川津町 336-1		
	千鳥福祉会かのん	西川津町 722-21		
	千鳥福祉会朝陽	東持田町 438-7		
社会福祉法人	共同生活援助事業所	玉湯町玉造 918-7	62-2535	

法人名		所在地	電話	備考
上口福祉会	サポートセンターまがたま			
	もえぎ	玉湯町玉造 916-1		
	さいか	玉湯町玉造 918-1		
	こすもす	玉湯町玉造 818-1		
	うぐいす	玉湯町玉造 1666-4		
	さくら	玉湯町玉造 718		
	花みずき	玉湯町玉造 720-1		
医療法人青葉会	あおば	上乃木一丁目 2-12	21-2505	
	あおば	上乃木一丁目 2-12		
社会福祉法人 若幸会	共同生活援助事業所　わこう苑	東出雲町下意東 3148-1	52-7333	
	わこう苑　東棟	東出雲町下意東 3148-1		
	わこう苑　西棟	東出雲町下意東 3148-1		
	わこう苑　南棟	東出雲町下意東 3148-1		
	ワコウホーム	東出雲町下意東 3151-3		
	わこう寮 A 棟	東出雲町下意東 3151-3		
	わこう寮 B 棟	東出雲町下意東 3151-3		
ＮＰＯ法人 さくらんぼの家	さくらんぼハウス	島根町大芦 2328-1	78-9204	
	小波ハウス	島根町野波 2285		
株式会社 江友	株式会社　江友 白潟ハウス	灘町 139-12	59-9194	
	株式会社　江友 白潟ハウス	灘町 139-12		
合同会社 リカバリーメイツわおん	共同生活援助事業所 いっぽの家	浜乃木一丁目 11－29	65-0205	
	わいわい	浜乃木一丁目 11－29		
	デイジー	上乃木二丁目 16-20		
社会福祉法人 若草福祉会	ゆうあいの里	内中原町 190-3	67-1802	
	ゆうあいの里	内中原町 190-3		
特定非営利活動法人 こだま	グループホームこだま	西嫁島 1-1-19	28-8162	
	グループホームこだま	西嫁島 1-1-19		
社会福祉法人 しののめ	しののめホーム	東出雲町揖屋 1134-1	52-6850	
	しののめホーム	東出雲町出雲郷 543		
株式会社飛鳥	グループホーム Clear	浜乃木 4 丁目 4-56	52-7078	
	グループホーム Clear	浜乃木 4 丁目 4-56		
	グループホーム Stage	玉湯町玉造 84-19	67-8115	
	グループホーム Stage	玉湯町玉造 84-19		
ソーシャルインクルー株式会社	ソーシャルインクルーホーム松江東出雲町	東出雲町出雲郷 514	52-6701	
	ソーシャルインクルーホーム松江東出雲町Ⅰ	東出雲町出雲郷 514		
	ソーシャルインクルーホーム松江東出雲町Ⅱ	東出雲町出雲郷 514		
合同会社 ONBELU	おんべル	雑賀町 755	67-8115	
	おんべル　さいかの家	雑賀町 755		
	おんべル　にしつだの家	西津田 7 丁目 3 番 18 号		

◇点字図書館

施設名称	所在地	電話	備考
ライトハウスライブラリー	南田町 141-10	24-8169	

◇聴覚障がい者情報提供施設

施設名称	所在地	電話	備考
島根県聴覚障害者情報センター	東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 3F	32-5960	

◇障がい児支援施設

障がい児通所支援

施設名称	所在地	電話	備考
ぱすてる	下東川津町 63-5	24-8551	
つわぶき児童発達支援センターやましろ	山代町 1001	26-9696	
多機能型事業所いくま	東生馬町 15-1	36-8011	
ふじのみ園	春日町 532-5	21-3142	
放課後等デイサービス事業所　みのりの家	西川津町 2547	60-0555	
第 1 キッズゆうあい	北堀町 35-14	26-6345	
希望の路	東持田町 11-1	67-3468	
放課後等デイサービス　ピピ	西津田六丁目 12-9	23-5681	
第 2 ジュニアゆうあい	北堀町 59-2	24-9979	
放課後等デイサービス　あいる松江	西川津町 4080	67-1304	
放課後等デイサービス　まわぁえん	古志原一丁目 12-11	67-5586	
第 3 キッズゆうあい	西川津町 1408-7	24-0911	
ぱすてるぴいす	東持田町 1415	25-2585	
放課後等デイサービス　第 2 あいる松江	西川津町 4080	67-1573	
はる	東出雲町揖屋 1208-9	52-7078	
放課後等デイサービス　モッキー	津田町 309-12	31-1428	
放課後等デイサービス事業所第 2 みのりの家	西川津町 2547	60-0555	
さんてらすなの花	大庭町 1808-5　K ﾌｧｸﾄﾘｰ 2F	61-8344	
放課後等デイサービスブルームへちま	学園二丁目 25-8	25-8035	
リズム内中原	内中原町 320-17	28-2323	
あおぞら児童クラブえすぱす	西川津町 2663-6	67-3138	
りぶれ（Libre）	上乃木九丁目 12-13	67-1279	
放課後等デイサービス　ぽっぽ・おりーぶ	八雲台一丁目 2653-2	26-7163	
放課後等デイサービス　ぽっぽ・ぴーす	八雲台一丁目 2653-2	26-7163	
第 4 ジュニアゆうあい	北堀町 58-19	60-1363	
CS いずも放課後デイサービス JYO	上乃木四丁目 33-13	28-8121	
放課後等デイサービス事業所まがたま	玉湯町玉造 716-1	67-5557	
らぱん　意東	東出雲町下意東 761-1	78-2727	
リズム内中原 2 号館	内中原町 320-17	28-2323	
カメの子第 1 教室	八雲町東岩坂 477-5	67-7889	
児童デイサービス　ピピ２	上乃木五丁目 12-17	67-3592	
放課後等デイサービス　どろんこ	西津田六丁目 10-35	65-0378	
ハーモニー大輪	大輪町 420-40	22-7123	
放課後等デイサービス　第 3 あいる松江	西川津町 4205	67-1131	
カメの子第 3 教室	東朝日町 193-1	67-5488	
放課後等デイサービス　りあん	学園南一丁目 14-16	67-7630	
放課後等デイサービス　結	東出雲町錦新町三丁目 8-4	61-6275	
放課後等デイサービス　ぽっぽ・のあ	八雲台一丁目 5-25	26-7163	
らぱん　錦新町	東出雲町錦新町 5-2-9	78-2667	
ハピリなの花	東津田町 1335-6	67-2745	

施設名称	所在地	電話	備考
ぐらん	浜乃木一丁目 25-25	24-7000	
放課後等デイサービス　ここのわ	上乃木一丁目 11-22	67-6505	
ひらぎの学童クラブ　プリズム	黒田町 63-65	22-3737	
放課後等デイサービス　りあん 2	学園一丁目 5-14	67-7114	
放課後等デイサービス　ウィズ・ユー松江南	八雲台 2 丁目 1-34 八雲台テナント 1F 号室		
放課後等デイサービス　あいるぷらす	大庭町 1751-13	67-1621	
すがたの森	菅田町 426-7	61-0670	
カメの子第 7 教室	嫁島町 13-13	61-1722	
放課後等デイサービス心結	宍道町宍道 1264-5	61-1881	
カメの子第 8 教室	浜乃木 6 丁目 2 番 12 号	070-8686-7780	
多機能型事務所　まっしろ	西川津 491 番地 13	61-6601	

◇障がい児入所支援

施設名称	所在地	電話	備考
松江学園	島根町大芦 5707	85-3115	
松江整肢学園	東生馬町 15-1	36-8011	

◇指定国立病院機構

施設名称	所在地	電話	備考
独立行政法人国立病院機構松江医療センター	上乃木五丁目 8-31	21-6131	肢体不自由児 重症心身障がい児

◇相談支援事業所

施設名称	所在地	電話	備考
四ッ葉園ハローネット	古志町 1551-4	36-6440	
厚生センター相談支援事業所	上乃木 7-1-28	60-0560	
相談支援事業所ビ･フレンディング	大庭町 1461-3	23-4111	
東部島根医療福祉センター	東生馬町 15-1	36-8011	
サポートセンターまがたま	玉湯町玉造 918-7	62-2535	
指定相談支援事業所ジョイ	北田町 269	59-2331	
相談支援事業所　アクティヴきたほり	北堀町 48	26-2222	
ひまわり	東持田町 1415	24-8807	
ねっとわーくしののめ	宍道町西来待 2074-1	66-7782	
みのりの家	学園一丁目 6-38	33-7177	
相談支援事業所さくらの家	東忌部町 3173-1	33-2661	
相談支援事業所よもぎ	黒田町 30-4	65-0586	
相談支援事業所　ねくすと	山代町 934-10	21-5080	
相談支援センター　わこう	東出雲町下意東 3148-1	52-7333	
つわぶき相談支援事業所やましろ	古志原 6 丁目 10-36	61-5161	
相談支援事業所　山の花	法吉町 629-2	31-8087	
さくらんぼ	島根町大芦 2328-1	78-9204	
指定相談支援事業所しののめ	東出雲町揖屋 1134-1	61-2121	
相談支援事業所　若草園	内中原町 192-1	24-6725	
相談支援事業所ゆうあい	北堀町 35-12	26-6345	
相談支援事業所アネモネ	山代町 809-29	78-2340	
相談支援事業所　すみれ	東出雲町錦新町 3 丁目 8-4	080-3717-0835	

施設名称	所在地	電話	備考
相談支援事業所カメの子	嫁島町 10-28-206	070-8686-7778	
相談支援事業所　とみはら	古志原 5 丁目 12-24	35-9009	

◇地域活動支援センター（Ⅰ型・Ⅲ型・基礎的事業型）

施設名称	所在地	電話	備考
ビ･フレンディング	大庭町 1461-3	23-4111	Ⅰ型
アクティヴきたほり	北堀町 48	26-2222	Ⅰ型
どんぐり館	八雲町東岩坂 111-5	54-2136	Ⅲ型
ジョイ	北田町 269	59-2334	Ⅲ型
しののめ	東出雲町揖屋 1177-1	52-6850	Ⅲ型
アカンサス	嫁島町 4-29	31-7445	Ⅲ型
あけぼの	西川津町 2651-4	27-7745	Ⅲ型
ゆうあい	北堀町 35-12	32-8645	Ⅲ型
ウィズ	西川津町 635-6	65-0416	

◇松江市地域活動生活支援事業　指定事業所一覧表

種類	事業所名	所在地	電話	備考
移動支援	障害者居宅介護等事業　ねぎらい	山代町 934-5	31-3328	
	法吉ヘルパーステーション	法吉町 629-2	25-5403	
	千鳥福祉会ケアセンター　大空	下東川津町 63-5	24-8501	
	ゆうなぎ訪問介護事業所	島根町野波 2318-3	85-3700	
	サンキ･ウエルビィ介護センター松江	東津田町 1787	20-6310	
	全労済在宅介護サービスセンター ほほえみ	東出雲町錦新町八丁目 1-1	52-6310	
	津田訪問介護センター	西津田十丁目 19-50	28-3101	
	特定非営利活動法人　はっぴいライフ	灘町 1-35 白潟トーケンレジデンス 502	28-6266	
	訪問看護･介護ステーション　すずらん	上乃木七丁目 6-1 かもと整形外科クリニック 2 階	22-0739	
	ホームヘルプサービスこだま	西嫁島一丁目 1-16	28-8162	
	ヘルパーステーションおおきな木	東忌部町 3173-1	33-2661	
	訪問介護事業所　花きりん	古志原二丁目 18-23-202	61-5757	
	にこにこヘルパーさん	西津田二丁目 9-9	25-8011	
	ふれあいヘルパーステーション	西津田七丁目 14-21	26-7608	
	生協ヘルパーステーション	佐草町 456-1	20-7655	
	サポートセンターまがたま	玉湯町玉造 918-7	62-0135	
	株式会社　キラリ	下東川津町 40－1－101 号	67-2381	
	東寿苑ホームヘルパーステーション	東出雲町出雲郷 493	52-5998	
	サンキ･ウエルビィ介護センター秋鹿	岡本町 1041-1	88-3337	
	訪問介護のコクア	国屋町 378-24	36-7207	
	ヘルパーステーション 彩りテラス～東朝日町～	東朝日町 278-10	23-0388	
	学園ヘルパーステーション	学園二丁目 7-16	26-9906	
	介護派遣センター　あくしゅ	大輪町 392-24	25-7797	
	ヘルパーステーションなずな	黒田町 60	67-6444	
	ヘルパーステーション八重の郷	上乃木 2-21-10	33-7532	
	松江 24 時間介護センター	西持田町 341-1	25-8023	
	ホームヘルプサービスなないろ	嫁島町 10-12	40-0655	

種類	事業所名	所在地	電話	備考
	ホームヘルプサービスはなみずき	中原町 145	67-3424	
	株式会社訪問介護事業所よいとこ 24	砂子町 205-6	67-2725	
	訪問介護事業所あおぞら	大庭町 1811-3	20-2123	
	ひなた訪問介護事業所	古志原 5 丁目 13-27	40-0522	
	社会福祉法人　松江市社会福祉協議会　美保関介護センター	美保関町片江 2268-8	72-3335	
	えんがわ訪問介護	玉湯町湯町 762-10	67-8096	
	マースィー介護センター	西川津町 1206-5 ロイヤルクレドール 105	67-5537	
日中一時支援	希望の園	山代町 934-10	21-0791	
	生活介護事業所　げんき工房	東忌部町 3173-1	33-2661	
	持田寮	東持田町 1415	24-8820	
	指定障害者支援施設　四ッ葉園	古志町 1551-4	36-8877	
	アイリス	内中原町 192-1	24-6725	
	療養介護事業所　松江療育園	東生馬町 15-1	36-8011	
	障害福祉サービス事業所 you 愛	菅田町 438-1	24-1117	
	しののめ寮	宍道町西来待 2074-1	66-7772	
	第 1 キッズゆうあい	北堀町 35-14	26-6345	
	まわぁえん	古志原 1 丁目 12-11	67-5586	
	日中一時支援事業所　希望の路	西川津町 491-11	67-3468	
地域活動支援センターⅡ型	地域活動支援センター Ｌ．Ｃ．Ｃういんぐ	東持田町 222	24-8871	
訪問入浴サービス	訪問入浴　松江にゅーよーく	西川津町 2674-5	60-0828	
	アースサポート松江	古志原一丁目 6-1	28-6311	

■高齢者福祉関係施設

（令和 7 年 10 月 1 日現在）

資料：健康福祉総務課、介護保険課

◇地域包括支援センター

施設名称	所在地	電話	備考
湖南地域包括支援センター	乃白町 32-2　松江市保健福祉総合センター 3 階	24-1830	
湖南サテライト（宍道）	宍道町上来待 213-1　宍道健康センター	66-9355	
松北地域包括支援センター	鹿島町佐陀本郷 640-1　鹿島支所 3 階	82-3160	
松東地域包括支援センター	西川津町 825-2 シルバーワークプラザ 3 階	24-1810	
松東サテライト（美保関）	美保関町下宇部尾 61-2　美保関支所	72-9355	
中央地域包括支援センター	千鳥町 70　松江市総合福祉センター1 階	24-6878	
松南第 1 地域包括支援センター	大庭町 735	60-0783	
松南第 2 地域包括支援センター	東出雲町揖屋 1216-1 東出雲複合施設（ヨリアイーナ東出雲）	52-9570	

◇居宅介護支援

施設名称	所在地	電話	備考
介護支援センター　彩りテラス	東朝日町 278-10	67-3400	
こころね居宅介護支援事業所	東朝日町 158-8	67-3736	
在宅支援センター 一休庵	東津田町 465-3	24-8600	
サンキ･ウエルビィ介護センター松江	東津田町 1787	20-6310	
あおぞら介護センター	大庭町 1802-1	60-6565	
居宅介護支援事業所　コーポ上口	古志原六丁目 8-10	21-6340	
居宅介護支援事業所 かけはし	上乃木二丁目 27-21	22-7500	
居宅介護支援事業所 すずかけの樹	上乃木十丁目 2-14	20-6730	
訪問看護･介護ステーションすずらん	上乃木七丁目 6-1 かもと整形外科クリニック 2 階	27-4489	
こころね居宅介護支援事業所上乃木	上乃木 4 丁目 23 番 50 号	67-7530	
生協のぞみ在宅支援センター	西津田八丁目 8-8	27-4890	
津田居宅介護支援センター	西津田十丁目 19-50	28-2001	
介護支援センター　ゆうゆう	馬潟町 349-29	67-6111	
居宅介護支援事業所 「ナイス」	山代町 934-5	31-3288	
ケアプランさくら	大庭町 1808-10	61-5157	
フォーエヴァーケアプランセンター	上乃木二丁目 21 番 10 号	67-6886	
居宅介護支援事業所　虹	佐草町 456-1	27-8991	
ゆめ福　居宅介護支援事業所	浜乃木二丁目 15-32	61-6900	
ニチイケアセンター松江	浜乃木六丁目 8-8	59-9786	
北陽マイズケアプラン	袖師町 9-35	28-3316	
湖北ふれあい居宅介護支援事業所	西川津町 1611-1	67-1414	
鹿島病院やまゆり 居宅介護支援事業所	鹿島町名分 243-1	82-2645	
居宅介護支援事業所　愛桜	鹿島町名分 1348-2	82-9115	
回春ケアマネージメントビューロー	川原町 292-2	34-0092	
もちだの郷居宅介護支援事業所	東持田町 520-1	20-1730	
めぐる　居宅介護支援事業所	西川津町 2674-5	61-0848	
オレンジロード	学園南二丁目 25-8	61-8878	
学園在宅支援センター	学園二丁目 7-16	27-4455	
ケアプラン わかくさ	朝酌町 28-1	39-9055	

施設名称	所在地	電話	備考
株式会社花みずきナースステーション居宅介護支援事業所	国屋町 212-3	33-7511	
みずうみ支援センター	法吉町 629-2	27-8816	
在宅介護支援サービス すみれ	中原町 313-1	24-4070	
ケアマネジメント　かえで	黒田町 38-5	59-9260	
カラフルケアプランセンター	大輪町 420 番地 40	67-1008	
居宅介護支援事業所 ケアサービス松江	北堀町 211	55-7168	
きねづか居宅介護支援センター	上本庄町 572-3	34-1088	
社会福祉法人ふれあい 本庄居宅介護支援センター	野原町 417-2	34-1661	
社会福祉法人山陰家庭学院 なぎさ居宅介護支援事業所	島根町野波 2318-3	85-3636	
しあわせ居宅	美保関町北浦 624-1	75-0160	
美保関介護センター	美保関町片江 2268-8	72-3335	
ぼたんの里居宅介護支援事業所	八束町江島 1128-53	76-9070	
居宅介護支援事業所　二子	八束町二子 1178-5	76-2588	
えびすの郷居宅介護支援事業所	美保関町美保関 869-10	73-9200	
松南介護センター	八雲町西岩坂 355-1	54-0848	
指定居宅介護支援事業所星上	八雲町東岩坂 77-3	67-6389	
生協東出雲居宅	東出雲町揖屋 1137-1	52-5686	
東寿苑居宅介護支援センター	東出雲町出雲郷 493	52-6068	
居宅介護支援事業所　もみの木苑	東出雲町出雲郷 771-4	67-1158	
全労済在宅介護サービスセンター ほほえみ	東出雲町錦新町八丁目 1-1	52-6310	
居宅介護支援事業所　花きりん	雑賀町 40-1 ユニティーさいか 3 階	61-2755	
ケアマネジメントしるし	上乃木 6 丁目 6-26	69-3464	
居宅介護支援事業所　たまゆの杜	玉湯町湯町 1924-1	62-8501	
医療法人 同仁会 ケアセンター喜南居宅介護支援事業所	宍道町白石 129-2	66-0266	
社会福祉法人島根ライトハウス ゆめハウス居宅介護支援事業所	宍道町西来待 2071-1	66-3622	
宍道介護センター	宍道町上来待 213-1 松江市宍道健康センター内	66-7311	
宍道ゆりさわ居宅介護支援事業所	宍道町佐々布 2130-1	67-2578	
ケアプラン優樹	宍道町伊志見 410	66-9333	
居宅介護支援事業所松江センターアゼリア	寺町 99-26	67-5908	
在宅療養支援センターあんしん	佐草町 2-2	33-7001	
てのひら居宅介護支援事業所	矢田町 88-1	61-0174	新規

◇訪問介護

施設名称	所在地	電話	備考
こころねヘルパーステーション	東朝日町 37-1	67-1566	
ヘルパーステーション　彩りテラス～東朝日町～	東朝日町 278-10	23-0388	
こころねヘルパーステーション津田	東津田町 1080	67-1501	
訪問介護ステーション　蓮香	東津田町 1357	28-8112	
サンキ･ウエルビィ介護センター松江	東津田町 1787	20-6310	

施設名称	所在地	電話	備考
訪問介護事業所花きりん	古志原二丁目 18-23-202 号サニーサイド･らいふ	61-5757	
ヘルパーステーションなかよし	古志原四丁目 19-43　ケアハウス古志原ヒルズ	24-7537	
ヘルパーステーション八重の郷	上乃木二丁目 21-10	33-7552	
訪問看護･介護ステーションすずらん	上乃木七丁目 6-1 かもと整形外科クリニック２階	22-0739	
にこにこヘルパーさん	西津田二丁目 9-9	25-8011	
こころねヘルパーステーション西津田	西津田三丁目 13-3	67-2003	
津田訪問介護センター	西津田十丁目 19-50	28-3101	
ふれあいヘルパーステーション ※通院等乗降介助実施	西津田七丁目 14-21 ふれあい健康センター	26-7608	
訪問介護事業所よいとこ２４	砂子町 205-6	67-2725	
訪問介護ステーション　まちびと	馬潟町 98-1	67-1837	
老人ホームヘルプサービス事業 ねぎらい	山代町 934-5	31-3328	
訪問介護事業所あおぞら	大庭町 1811-3	20-2123	
訪問介護事業所　かがやき	大庭町 1812-2	25-3855	
生協ヘルパーステーション	佐草町 456-1	20-7655	
ニチイケアセンター浜乃木	浜乃木六丁目 6-23	55-6433	
こころねヘルパーステーション嫁島町	嫁島町 11-5	25-5001	
ヘルパーステーションらいふ嫁島	西嫁島一丁目 3-3	61-8868	
北陽マイズホームヘルパー	袖師町 9-35	28-3316	
まつえ２４	竪町 40-1	25-9291	
訪問介護事業所わかば	雑賀町 221 番地	22-0787	
訪問介護ステーションアゼリア	黒田町 199-1	60-5865	
特定非営利活動法人 はっぴいライフ	灘町 1-35　白潟トーケンレジデンス 502	28-6266	
サンキ･ウエルビィ介護センター秋鹿	岡本町 1041-1	88-3337	
松江社協介護センター	鹿島町佐陀本郷 640-1	82-3180	
社会福祉法人山陰家庭学院 ゆうなぎ訪問介護事業所	島根町野波 2318-3	85-3636	
持田ヘルパーステーション	川原町 292-2	34-1515	
松江 24 時間介護センター ※通院等乗降介助実施	西持田町 341-1	25-8023	
嵩の杜訪問介護事業所	西川津町 533-1	60-0808	
学園ヘルパーステーション	学園二丁目 7-16	26-9906	
訪問介護ステーションあやめ	西尾町 936-21	39-9003	
湖北ふれあい しんじ湖温泉ヘルパーステーション	国屋町 498-6	67-2252	
訪問介護のコクア	国屋町 378-24	36-7207	
法吉ヘルパーステーション	法吉町 629-2	25-5403	
いつつぼし ※通院等乗降介助実施	法吉町 50-12	25-5907	
こころねヘルパーステーション内中原	内中原町 200-2	67-2797	
ヘルパーステーションいちばた	中原町 38-4	21-5212	
ヘルパーステーションすみれ	中原町 313-1	24-4002	
ヘルパーステーションなずな	黒田町 60	67-6444	
こころねヘルパーステーション春日町	春日町 157-4	67-1275	

施設名称	所在地	電話	備考
こころねヘルパーステーション石橋町	石橋町 31-1	67-1061	
介護派遣センターあくしゅ	大輪町 392 番地 24	25-7797	
こころねヘルパーステーション 北田町	北田町 71-1	61-5561	
訪問介護事業所ケアサービス松江	北堀町 211	55-7168	
社会福祉法人ふれあい ヘルパーステーションふれあい	野原町 585	34-1880	
美保関介護センター	美保関町片江 2268-8	72-3335	
ヘルパーステーションしるし	東出雲町意宇東一丁目 6-3	61-6300	
訪問介護ステーション花穏	東出雲町春日 33-1	61-6501	
東寿苑ホームヘルパーステーション	東出雲町出雲郷 493	52-5998	
訪問介護　もみの木苑	東出雲町出雲郷 771-4	67-1158	
全労済在宅介護サービスセンター ほほえみ	東出雲町錦新町八丁目 1-1	52-6310	
ライブアシスト松江訪問介護事業所	東出雲町錦新町六丁目 4-1	67-2544	
ヘルパーステーション心暖	玉湯町湯町 190-1	62-1166	
訪問介護事業所たまゆの杜	玉湯町湯町 1924-1	62-8502	
こころねヘルパーステーション上乃木	上乃木七丁目 2-22	67-7565	
こころねヘルパーステーション東津田	東津田町 1136-1	67-7575	
ニチイケアセンター松江北	春日町 161	20-7220	
訪問介護事業所はくいし	宍道町白石 184-3	61-8350	
宍道介護センター	宍道町上来待 213-1 松江市宍道健康センター内	66-7311	
ヘルパーステーションしんじ ※通院等乗降介助実施	宍道町佐々布 2145-172	66-7170	
ヘルパーステーション優樹	宍道町伊志見 410	66-9333	
マースィー介護センター	西川津町 1206-5 ロイヤルクレドール 105	67-5537	
千鳥福祉会　ケアセンター大空	下東川津町 63-5 リビングケアセンターひまわり	24-8501	
訪問介護事業所 すずかけの樹	上乃木十丁目 2 番 14 号	20-6730	
訪問介護事業所 千本 すずかけの樹	東忌部町 183 番地 7	33-9110	
訪問介護事業所 玉湯 すずかけの樹	玉湯町湯町 1186 番地 1	62-8150	
カラフルヘルパーステーション	大輪町 420 番地 40	67-1008	
ケアセンターポプリ	西川津町 3080 番地 14	78-0179	
ひなた訪問介護事業所	古志原五丁目 13-27	40-0522	
訪問介護ステーションあんしん	佐草町 2-2	21-0897	新規
さんさんヘルパーステーション	東出雲町揖屋 1196	52-6517	新規
訪問介護事業所わこう	東出雲町下意東 3145-2	67-1207	新規

◇訪問入浴介護

施設名称	所在地	電話	備考
アースサポート松江	古志原一丁目 6-1	28-6311	
株式会社　松江　にゅーよーく	西川津町 2674-5	60-0828	

◇訪問看護

施設名称	所在地	電話	備考
こころね訪問看護ステーション	東朝日町 37-1	67-2632	
こころね訪問看護ステーション津田	東津田町 1080	67-1672	

施設名称	所在地	電話	備考
訪問看護ステーション　デューン松江	東津田町 1044-1 キャッスル一里塚 103 号	33-7781	
訪問看護ステーション　蓮香	東津田町 1357	28-8112	
ナースステーション　うさぎ	東津田町 1810-1-4 セイコー庵	67-2334	
訪問看護ステーション あゆみ	上乃木二丁目 27-21	27-8334	
こころね訪問看護ステーション西津田	西津田三丁目 13-3	67-1845	
生協のぞみ訪問看護ステーション	西津田七丁目 14-21	25-8917	
訪問看護ステーション　ひなた	馬潟町 98-1	67-1837	
訪問看護ステーション 暖心	山代町 934-5	28-0906	
訪問看護ステーションやすらぎ	浜乃木二丁目 1-23	25-7650	
ニチイケアセンター松江 訪問看護ステーション	浜乃木六丁目 8-8	59-9788	
こころね訪問看護ステーション嫁島町	嫁島町 11-5	25-9001	
訪問看護ステーション いつくしみ	鹿島町名分 243-1	82-2640	
もちだの郷訪問看護ステーション	東持田町 520 番地 1	20-1731	
訪問看護ステーション　ありがとう	西川津町 4078 番地	67-6888	
訪問看護ステーション　めぐる	西川津町 2674-5	60-0828	
訪問看護ステーション　ほくよう	西川津町 533-1 住宅型有料老人ホーム嵩の杜	60-0808	
訪問看護ステーションあやめ	西尾町 936-21	39-9005	
株式会社花みずきナースステーション	国屋町 212-3	33-7511	
法吉訪問看護ステーション	法吉町 629-2	27-2400	
訪問看護ステーション　くるみ	黒田町 50-1 コーポ多賀栄 102 号室	67-1516	
こころね訪問看護ステーション春日町	春日町 157-4	67-1779	
こころね訪問看護ステーション石橋町	石橋町 31-1	67-1385	
カラフル訪問看護ステーション	大輪町 420 番地 40	67-1008	
訪問看護ステーションまめナース	美保関町下宇部尾 133-6	78-2805	
こころね訪問看護ステーション上乃木	上乃木七丁目 2-22	67-7571	
訪問看護ステーション やつか	八束町波入 607-1	76-3304	
訪問看護ステーションゆあん	東出雲町揖屋宇島田 116-1	52-7248	
ライブアシスト松江訪問看護ステーション	東出雲町錦新町六丁目 4-1	67-2544	
訪問看護ステーション 友喜	宍道町白石 129-1	66-0878	
ケアプロ訪問介護ステーション島根 松江ステーション	東津田町 1805-13	67-2067	
訪問看護ステーションつむぎ	西川津町 1611-1	67-2330	
訪問看護ステーションかみぐち	古志原四丁目 19 番 43 号	61-3160	
訪問看護ステーション GRACE	上乃木二丁目 17-15	61-6466	
訪問看護ステーションアゼリア	寺町 99-25	67-5908	
訪問看護ステーションあんしん	佐草町 2-2	21-0897	新規
訪問看護ステーションおおきなかぶ	嫁島町 10-28　ラフェスタ嫁島 605	61-2478	新規
訪問看護・リハビリステーション縁	嫁島町 11-9　高岡ビル 3F	61-1245	新規
さんさん訪問介護ステーション	東出雲町揖屋 1196	52-6517	新規
訪問看護まるっと。	東出雲町下意東 738 番地 17	78-3287	新規

◇訪問リハビリテーション

施設名称	所在地	電話	備考
介護医療院　宇賀の里つばさ	上乃木三丁目 4-1	29-0168	
虹　訪問リハビリテーション	佐草町 456-1	24-1212	

施設名称	所在地	電話	備考
訪問リハビリテーション　笑来（エクルー）	川原町 309-1	34-1558	
医療法人財団 公仁会 鹿島病院	鹿島町名分 243-1	82-2627	
介護老人保健施設もちだの郷 訪問リハビリテーション事業所	東持田町 520-1	26-9400	
山口整形訪問リハビリテーション	学園南一丁目 13-34	070-5308-2050	
訪問リハビリテーション　笑来(ｴｸﾙｰ)2nd	新庄町 1172	34-0110	
訪問リハビリテーション　やつか	八束町波入 614 番地 9	61-5656	
玉造病院	玉湯町湯町 1-2	62-1560	
さんさん訪問リハビリステーション	東出雲町揖屋 1196	52-6517	新規

◇通所介護

施設名称	所在地	電話	備考
デイサービス彩りテラス～東朝日町～	東朝日町 278-10	23-0388	
あおぞらデイサービス	東津田町 1806-1	27-5215	
ツクイ松江古志原	古志原五丁目 14-4	60-2155	
八重の郷デイサービスセンター	上乃木二丁目 21-10	33-7552	
生協ふれあいデイサービス	西津田七丁目 14-21	31-8014	
ぬくもりの里デイサービスセンター	山代町 826-1	60-5551	
大庭通所介護事業所	佐草町 2-2	21-7765	
虹デイサービス	佐草町 456-1	24-1212	
スワン・デイサービス	浜乃木三丁目 3-26	21-3845	
ニチイケアセンター浜乃木	浜乃木六丁目 6-23	55-6455	
合同会社　春咲花ケアセンター咲花	雑賀町 40-1	27-7530	
あいかの里 第１デイサービスセンター	岡本町 1138	88-9015	
社会福祉法人山陰家庭学院 うみ通所介護事業所	島根町野波 2318-3	85-3550	
鹿島デイサービスセンター 「こぢょっこらと」	鹿島町上講武 894-1	82-3355	
アイル松江	西川津町 4221	61-6525	
学園デイサービス	学園二丁目 7-16	20-2552	
デイサービスわかくさ	朝酌町 28-1	39-9077	
デイサービスセンター　Aspa	国屋町 498-6	23-8600	
法吉デイサービスセンター	西法吉町 35-20	27-5100	
カラフルデイサービスセンター	松江市大輪町 420 番地 40	67-1008	
ツクイ松江城西	黒田町 359-1	59-5773	
デイサービス　弥生	春日町 543-5	28-2261	
社会福祉法人ふれあい サンフラワーデイサービスセンター	野原町 585	34-1880	
ぼたんの里通所介護事業所	八束町江島 1128-53	76-9070	
デイサービス湖畔の家	八束町二子 1178-5	76-2588	
デイサービス二子	八束町二子 1025-1	76-2588	
デイサービスセンターえびすの郷	美保関町美保関 869-10	73-9200	
日吉デイサービスセンター	八雲町東岩坂 806	54-2227	
デイ喫茶　六連星	八雲町西岩坂 1042	67-6393	
生協東出雲えがおデイサービス	東出雲町揖屋 1137-1	52-5912	
憩いデイサービスセンター	東出雲町下意東 2810-2	52-4484	
東寿苑デイサービスセンター	東出雲町出雲郷 493	52-3330	
全労済在宅介護サービスセンター ほほえみ	東出雲町錦新町八丁目 1-1	52-6310	

施設名称	所在地	電話	備考
デイサービス　サイン	東出雲町意宇東一丁目 6-1	61-5300	
心暖デイサービスセンター	玉湯町湯町 190-1	62-0230	
湯の里 湖畔	玉湯町湯町 334-39	62-8181	
ゆめハウスデイサービスセンター	宍道町西来待 2071-1	66-3012	
こころの都デイサービスセンター	宍道町伊志見 71-2	66-7511	
デイサービスサイン西津田	西津田 7 丁目 2-26	69-3310	

◇通所リハビリテーション

施設名称	所在地	電話	備考
介護医療院　宇賀の里つばさ	上乃木三丁目 4-1	27-8111	
デイケアすずらん	上乃木七丁目 5-16	67-3331	
医療法人財団 公仁会 鹿島病院	鹿島町名分 243-1	82-2627	
介護老人保健施設悠々園	川原町 309-1	34-1558	
介護老人保健施設もちだの郷	東持田町 520-1	26-9400	
山口整形デイケアセンター	学園南一丁目 13-34	61-8001	
介護老人保健施設ライフケア回春苑	新庄町 1172	34-0110	
介護老人保健施設福寿苑	八束町波入 614-9	76-9100	
デイケア太陽	八雲町日吉 194-12	54-0887	
介護老人保健施設　さんさんケアセンター	東出雲町揖屋 1196	52-6513	
玉造病院 通所リハビリテーション	玉湯町湯町 1-2	62-1560	
介護医療院ケアセンター喜南	宍道町白石 129-2	66-0266	
介護老人保健施設 松江センターアゼリア	寺町 99-26	67-5908	

◇短期入所生活介護

施設名称	所在地	電話	備考
社会福祉法人上口福祉会 特別養護老人ホームコーポ上口	古志原六丁目 8-10	21-6365	
特別養護老人ホーム 厚生センター八雲	上乃木七丁目 1-28	27-6073	
特別養護老人ホーム長命園	上乃木十丁目 5-2	27-3884	
社会福祉法人松豊会 特別養護老人ホーム津田の里	西津田十丁目 19-50	28-1950	
短期入所生活介護　陽溜の郷	馬潟町 81-1	38-8155	
老人短期入所生活介護事業 詔光の里	山代町 934-5	31-4165	
地域密着型特別養護老人ホーム あさひ乃苑	古志町 191-10	61-1154	
特別養護老人ホーム明翔苑	西浜佐陀町 1399-34	36-3010	
あいかの里介護福祉サービスセンター	岡本町 1138-1	88-9019	
短期入所生活介護事業所大野の郷	大野町 167	88-3302	
社会福祉法人山陰家庭学院 ゆうなぎ短期入所生活介護事業所	島根町大芦 5707	85-3605	
特別養護老人ホームあとむ苑	鹿島町北講武 885-6	82-9710	
特別養護老人ホームうぐいす苑	西法吉町 36-1	27-3400	
老人短期入所施設すまいる苑	法吉町 626-1	27-4300	
特別養護老人ホーム松楽苑	野原町 417-2	34-1661	
特別養護老人ホーム美保の里	美保関町片江 79	72-9090	
特別養護老人ホームやくも光陽の里	八雲町東岩坂 806	54-2233	
特別養護老人ホーム　東寿苑	東出雲町出雲郷 493	52-3330	
特別養護老人ホームゆめハウス	宍道町西来待 2071-1	66-3012	

施設名称	所在地	電話	備考
松江西津田 ショートステイそよ風	西津田二丁目 8-20	20-9560	

◇短期入所療養介護

施設名称	所在地	電話	備考
ナーシングセンターあけぼの	大庭町 884-1	31-3666	
介護医療院　虹	佐草町 456-1	24-1212	
介護老人保健施設松江センターアゼリア	寺町 99-26	67-5908	
医療法人財団 公仁会 鹿島病院	鹿島町名分 243-1	82-2627	
介護老人保健施設悠々園	川原町 309-1	34-1558	
介護老人保健施設もちだの郷	東持田町 520-1	26-9400	
介護老人保健施設ライフケア回春苑	新庄町 1172	34-0110	
介護老人保健施設福寿苑	八束町波入 614-9	76-9100	
介護老人保健施設　さんさんケアセンター	東出雲町揖屋 1196	52-6513	
介護医療院 ケアセンター喜南	宍道町白石 129-2	66-0266	

◇特定施設入居者生活介護

施設名称	所在地	電話	備考
シニアコート上乃木	上乃木三丁目 11-10	33-7523	
あおぞら八重垣	佐草町 194-1	20-2611	
ケアハウスやすらぎの里 特定施設入居者生活介護事業所	佐草町 2-2	21-0897	
介護付き有料老人ホーム　椿貴	千鳥町 84	67-6550	
特定施設入居者生活介護 四十間堀 醫	内中原町 295-1	67-1111	
ベストライフ松江	春日町 543-2	60-1337	
特定施設入居者生活介護　塩見縄手　醫	北堀町 14	25-1100	
介護付有料老人ホーム　錦庵	東出雲町錦新町五丁目 3-5	53-0810	
介護付有料老人ホーム　八重垣	大庭町 1397 番地 1	67-8225	

◇夜間対応型訪問介護

施設名称	所在地	電話	備考
松江 24 時間介護センター	西持田町 341-1	25-8023	
夜間対応型訪問介護事業所はくいし	宍道町白石 184-3	61-8350	
訪問介護事業所わこう	東出雲町下意東 3145-2	67-1207	新規

◇地域密着型通所介護

施設名称	所在地	電話	備考
cohama terrace	東朝日町 234-1	61-9060	
デイサービス　一休庵・東津田	東津田町 465-3	24-8690	
デイサービス　ノワ	浜乃木七丁目 2 番 10 号	67-1911	
だんだんデイサービス　東津田	東津田町 1877-3	61-8871	
上口デイサービスセンター	古志原六丁目 8-10	21-6365	
あおぞら八重垣デイサービスセンター	上乃木二丁目 27-20	31-6030	
ココ・リハ乃木	上乃木五丁目 12-21	67-6125	
らぶらぶデイサービスセンター	竹矢町 1834	37-0683	
第 2 らぶらぶデイサービス	竹矢町 1834	37-0683	
デイサービス陽恵苑	馬潟町 92-1	38-8127	
老人デイサービス事業きらめき	山代町 934-5	31-3370	
デイサービスあったかホーム	大庭町 432-14	61-2031	

施設名称	所在地	電話	備考
さくらデイサービス	大庭町 1808-10	65-0332	
あかつきデイサービス	大庭町 1811-3	31-2311	
健笑庵・のぎ	浜乃木五丁目 2-23	60-0660	
まる福デイサービス	浜乃木二丁目 15-32	61-6901	
デイサービスセンターらいふ嫁島	西嫁島一丁目 3-3	61-8868	
デイサービス敬愛苑	寺町 198-57　ボートピア松江ビル 4 階	60-2330	
あいかの里 介護福祉サービスセンター	岡本町 1138-1	88-9015	
通所介護事業所 大野の郷	大野町 167	88-3302	
デイサービス愛桜	鹿島町名分 1348-2	82-9115	
もちだの郷デイサービス	東持田町 520-1	26-9400	
あいデイサービス	大庭町 1808-10	65-0332	
デイサービスほのぼの	西川津町 1186-2	24-0008	
リハサロン明日夢	学園二丁目 30-22	61-3600	
ハピネデイサービスセンター松江	学園二丁目 33-27	20-5115	
堂形クラブデイサービス	堂形町 843	20-2000	
デイサービス　かりん	浜佐田町 958-6	36-4963	
デイサービス松寿	比津町 295-5	61-5678	
健笑庵・いくま	西生馬町 482	36-4192	
デイサービス　あかり	黒田町 60	67-6548	
デイサービスきねづか	上本庄町 572-3	34-1088	
さくらデイサービス橋北	石橋町 225	78-9093	
社会福祉法人ふれあい 本庄デイサービスセンター	野原町 417-2	34-1661	
デイホーム 楽	美保関町北浦 300	75-0139	
デイホーム きたうら	美保関町北浦 978	75-0180	
デイホーム 「しあわせ」	美保関町北浦 978	75-0111	
デイサービス　もみの木苑	東出雲町出雲郷 771-4	67-1158	
通所介護事業所花きりん	東出雲町意宇南五丁目 4-1	67-5010	
はな福デイサービス	玉湯町玉造 102 番 13	61-0980	
ふれあいセンター 友愛	宍道町佐々布 2145-172	66-3923	
明翔苑デイサービスセンター	西浜佐陀町 1399-34	36-3010	
L.C.C ういんぐ	東持田町 222	24-8871	
てのひらデイサービス	矢田町 88-1	61-0174	新規
デイサービスゆうゆう	馬潟町 349-29	67-6112	新規

◇認知症対応型通所介護

施設名称	所在地	電話	備考
ニチイケアセンター東津田 ※共用スペース活用型	東津田町 2107-1	60-1080	
グループホームあした葉 ※共用スペース活用型	雑賀町 299	21-8700	
すまいるデイサービスセンター	法吉町 626-1	27-4300	
久米の家 ※共用スペース活用型	法吉町 803-2	24-8439	
デイサービスセンターブランチアゼリア	黒田町 199-1	60-5865	
デイサービスなごみ	黒田町 30-4	20-7172	
認知症対応型デイサービスふるさと	玉湯町湯町 1924-1	62-8503	
ニチイケアセンター松江玉造 ※共用スペース活用型	玉湯町湯町 189-1	62-8171	

施設名称	所在地	電話	備考
太陽の里デイサービスセンター	佐草町 72-1	21-0897	新規

◇小規模多機能型居宅介護

施設名称	所在地	電話	備考
サンキ･ウエルビィ小規模多機能センター松江	東津田町 1787	67-3001	
夕陽の丘	上乃木三丁目 4-58	60-0305	
小規模多機能型居宅介護事業所 すずかけの樹	上乃木十丁目 2-14	20-6730	
小規模多機能ホームウェル・アイ	山代町 402-3	60-9987	
くつろぎわこう荘	東出雲町下意東 3145-2	67-6378	
小規模多機能型居宅介護宍道の里	宍道町伊志見 603-1	66-7837	
地域密着型多機能型居宅介護 あさひ乃苑	古志町 191-10	61-0540	
サンキ･ウエルビィ小規模多機能センター秋鹿	岡本町 1041-1	88-3338	
小規模多機能型居宅介護 悠	川原町 308	34-1550	
小規模多機能型居宅介護 もちだの郷	東持田町 520-1	22-9920	
小規模多機能型居宅介護 ハピネのやわらぎ西川津	西川津町 1178-1	60-1245	
小規模多機能型居宅介護　Aoi	西川津町 1611-1	67-6776	
小規模多機能型居宅介護　ひびすくす	国屋町 156-1	61-8739	
小規模多機能型居宅介護事業所 ほっと	法吉町 803-3	24-7006	
長命園やくものお家	八雲町日吉 255-1	54-2315	
小規模多機能型居宅介護　えびす	美保関町美保関 869-10	73-9200	
小規模多機能型居宅介護　ふるさと	玉湯町湯町 1924-1	62-8503	
あっとホームゆりさわ	宍道町佐々布 2129-2	66-7767	
小規模多機能ホーム　やわらぎ北	西川津町 734 番地 12	28-3550	

◇認知症対応型共同生活介護

施設名称	所在地	電話	備考
ニチイケアセンター東津田	東津田町 2107-1	60-1080	
グループホームまごころの家	古志原一丁目 14-1	25-6022	
グループホームまごころの家･こしばら	古志原五丁目 13-69	59-5810	
グループホームアンジュ	西津田四丁目 7-18	20-6000	
グループホーム陽恵苑	馬潟町 104-1	38-8128	
グループホームこころ	馬潟町 108-1	37-1556	
ウェル・アイ　ジュジュ	山代町 401-1	25-8258	
医療法人 仁風会 雲陽の里	大庭町 1459-1	23-3700	
グループホーム野の花	大庭町 1311-1	20-2822	
グループホームまごころの家・いんべ	東忌部町 900-2	33-9080	
グループホーム本郷	本郷町 2-20	67-2266	
グループホーム雫音	津田町 313	61-2622	
グループホームあした葉	雑賀町 299	21-8700	
グループホーム敬愛苑	寺町 198-57 ボートピア松江ビル 4 階	24-8768	
サンキ･ウエルビィ グループホーム秋鹿	岡本町 1041-1	88-3339	
グループホームあとむ苑	鹿島町北講武 885-6	82-9711	
認知症対応型共同生活介護悠々の家	川原町 308	34-1800	

施設名称	所在地	電話	備考
グループホーム万福の家	下東川津町 146	60-1777	
グループホーム花にしかわつ	西川津町 699-3	67-2308	
グループホームひなたぼっこ・西川津	西川津町 2663-2	33-7326	
グループホーム遊空間	南平台 11-1	26-0670	
グループホームひさご苑	浜佐田町 125	36-4321	
久米の家	法吉町 803-2	24-8439	
グループホーム生馬の郷	東生馬町 386	36-8123	
グループホームアゼリア	黒田町 475-7	60-5860	
グループホームブランチアゼリア	黒田町 199-1	60-5865	
グループホームやつかの郷	八束町二子 1025-9	76-3522	
グループホームやつかの郷　新館	八束町二子 1025-9	76-3522	
グループホームゆめの丘	美保関町北浦 624-1	75-0160	
グループホームしんわ	東出雲町下意東 761-1	53-0547	
グループホームあしたか	東出雲町出雲郷 490	52-6181	
グループホーム東出雲	東出雲町意宇南二丁目 5-5	67-6255	
グループホーム意宇の燈	八雲町東岩坂 77-3	67-6301	
サンキ・ウエルビィ　グループホーム玉湯	玉湯町湯町 1989-1	62-3220	
ニチイケアセンター松江玉造	玉湯町湯町 189-1	62-8171	
グループホーム大森の家	宍道町上来待 204-4	66-7020	
グループホームゆりさわ	宍道町佐々布 2130-1	66-7024	
グループホーム太陽の里	佐草町 72-1	21-5227	

◇地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

施設名称	所在地	電話	備考
地域密着型特別養護老人ホーム あさひ乃苑	古志町 191-10	61-1154	
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護　Aoi	西川津町 1611-1	67-6777	
地域密着型介護老人福祉施設 ゆうなぎホーム	島根町野波 2318-3	85-9700	
地域密着型特別養護老人ホーム たまゆの杜	玉湯町湯町 1924-1	62-8500	
宍道楽苑	宍道町伊志見 603-1	66-7835	

◇介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

施設名称	所在地	電話	備考
社会福祉法人上口福祉会 特別養護老人ホームコーポ上口	古志原六丁目 8-10	21-6365	
特別養護老人ホーム 厚生センター八雲	上乃木七丁目 1-28	27-6073	
特別養護老人ホーム長命園	上乃木十丁目 5-2	27-3884	
社会福祉法人松豊会 特別養護老人ホーム津田の里	西津田十丁目 19-50	28-1950	
特別養護老人ホーム陽溜の郷	馬潟町 81-1	38-8155	
特別養護老人ホーム詔光の里	山代町 934-5	31-4165	
特別養護老人ホーム明翔苑	西浜佐陀町 1399-34	36-3010	
特別養護老人ホームあいかの里	岡本町 1138-1	88-9011	
特別養護老人ホーム大野の郷	大野町 167	88-3302	
社会福祉法人山陰家庭学院 介護老人福祉施設ゆうなぎ苑	島根町大芦 5707	85-3600	
特別養護老人ホームあとむ苑	鹿島町北講武 885-6	82-9710	

施設名称	所在地	電話	備考
特別養護老人ホームうぐいす苑	西法吉町 36-1	27-3400	
特別養護老人ホームすまいる苑	法吉町 624-1	55-8969	
特別養護老人ホーム松楽苑	野原町 417-2	34-1661	
特別養護老人ホーム美保の里	美保関町片江 79	72-9090	
特別養護老人ホームやくも光陽の里	八雲町東岩坂 806	54-2233	
特別養護老人ホーム　東寿苑	東出雲町出雲郷 493	52-3330	
特別養護老人ホームゆめハウス	宍道町西来待 2071-1	66-3012	

◇介護老人保健施設（老人保健施設）

施設名称	所在地	電話	備考
介護老人保健施設松江センターアゼリア	寺町 99-26	67-5908	
介護老人保健施設悠々園	川原町 309-1	34-1558	
介護老人保健施設もちだの郷	東持田町 520-1	26-9400	
介護老人保健施設ライフケア回春苑	新庄町 1172	34-0110	
介護老人保健施設福寿苑	八束町波入 614-9	76-9100	
介護老人保健施設　さんさんケアセンター	東出雲町揖屋 1196	52-6513	

◇有料老人ホーム

施設名称	所在地	電話	備考
ホームいちばた	中原町 38-4	21-5212	
ほくよう	西浜佐陀町 546-6	67-7075	
ベストライフ松江	春日町 543-2	60-1337	
弥生	春日町 543-5	28-2261	
サン・ファミリア松江	学園二丁目 11-18	25-6468	
彩りテラス～東朝日町～	東朝日町 278-10	23-0388	
心の蓮	東津田町 1357	28-8112	
ひより	大庭町 1801-3	60-0227	
かがやき	大庭町 1812-2	25-3855	
八重垣	大庭町 1397-1	67-8225	
やすらぎの里	佐草町 2-2	21-0897	
太陽の里	佐草町 73-1	21-0897	
あおぞら八重垣	佐草町 194-1	20-2611	
ふらここ	佐草町 458-1	61-1165	
古志原	古志原 4-19-45	61-3161	
シニアコート上乃木	上乃木三丁目 11-10	33-7523	
すずかけの樹	上乃木十丁目 2-14	67-1221	
らいふ嫁島	西嫁島一丁目 3-3	61-8868	
千本すずかけの樹	東忌部町 183-7	33-9110	
いらかの里	東出雲町揖屋 116-1	52-7248	
花穏	東出雲町春日 33-1	61-6511	
もみの木苑	東出雲町出雲郷 771-4	67-1158	
わこう荘	東出雲町 3146-2	67-1207	
錦庵	東出雲町錦新町五丁目 3-5	53-0810	
ヘルスケアアパートメント東出雲	東出雲町錦新町六丁目 4-1	67-2544	
villa しるし	東出雲町意宇東一丁目 6-3	61-6300	
六連星	八雲町西岩坂 1042	67-6393	
心暖	玉湯町湯町 190-1	62-1166	

施設名称	所在地	電話	備考
湯の里　湖畔の家	玉湯町湯町 334-39	62-8181	
玉湯すずかけの樹	玉湯町湯町 1186-1	62-1234	
えにしの里	玉湯町湯町 771-1	61-6280	
はくいしの里	宍道町白石 184-3	67-3666	
あっとホームゆりさわ	宍道町佐々布 2129-2	66-7767	
こころの都　宍道	宍道町伊志見 410	66-9333	
宍道の家	宍道町伊志見 603-1	66-7838	
おおねの島	八束町二子 1178-1	76-2588	
ぼたんの家	八束町江島 1128-53	76-9070	

◇軽費老人ホーム

施設名称	所在地	電話	備考
はなうみ苑	西法吉町 35-20	27-5100	
回生館	新庄町 1174	34-9090	
サン・フラワー苑	野原町 585	34-1880	
古志原ヒルズ	古志原 4-19-43	24-7533	
夢楽の郷	山代町 933-9	31-9036	
ケアハウスやすらぎの里	佐草町 2-2	21-0897	特定入居生活介護の指定あり

◇養護老人ホーム

施設名称	所在地	電話	備考
慈光苑	島根町大芦 5707	85-3555	
花仙	玉湯町湯町 1924-1	62-8500	

◇介護医療院（Ⅰ型）

施設名称	所在地	電話	備考
介護医療院　宇賀の里つばさ	上乃木三丁目 4-1	27-8111	

◇介護医療院（Ⅱ型）

施設名称	所在地	電話	備考
介護医療院　虹	佐草町 456-1	24-1212	
介護医療院 ケアセンター喜南	宍道町白石 129-2	66-0266	

◇その他の高齢者福祉関係施設

施設名称	所在地	電話	備考
東出雲おちらと村	東出雲町上意東 1965-1	52-7888	
在宅福祉サービスセンター	千鳥町 71		

■保護施設

◇救護施設

資料：生活福祉課（令和 7 年 10 月 1 日現在）

施設名称	所在地	電話	FAX	備考
泉の園	矢田町 534-4	24-3512	27-6987	
新生園	八束町波入 43-2	76-3311	76-3556	

■その他の施設

◇保健センター

資料：健康推進課

施設名称	所在地	電話	FAX	備考
松江市保健福祉総合センター	乃白町 32-2	60-8154	60-8160	
宍道健康センター	宍道町上来待 213-1	55-5811	55-5818	

◇その他の施設

資料：健康福祉総務課

施設名称	所在地	電話	FAX	備考
松江市総合福祉センター	千鳥町 70	24-1643	-	
松江市鹿島福祉センター	鹿島町北講武 885-5	82-9332	82-0426	

資料 2-17-2　浸水想定区域内の地下施設一覧表

資料：建設総務課

名　　称	用途区分	地区	住　所	階数 地下	浸水想定	担当課
松江駅前地下駐車場	駐車場	朝日	朝日町 664	1	0.5m～2.0m 未満	建設総務課

※本資料における浸水想定区域

＜斐伊川水系洪水浸水想定区域図＞

斐伊川水系斐伊川・神戸川の洪水予報区間および斐伊川の水位周知区間（境水道・中海・大橋川及び宍道湖）について、水防法の規定により指定された想定しうる最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を示した図面（想定最大規模）。

作成主体：国土交通省　中国地方整備局　出雲河川事務所

指定年月日：令和 2 年 6 月 17 日

＜意宇川浸水想定区域図＞

（1）この図は、斐伊川水系意宇川の水位周知区間について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を示した図面です。

（2）この洪水浸水想定区域図は、指定時点の意宇川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定しうる最大規模の降雨に伴う洪水により意宇川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

（3）なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の（決壊による）はん濫、シミュレーションの前提となる降雨を越える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

作成主体：島根県

指定年：平成３０年

資料 2-17-3　浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧表

※施設種別順

※本資料における要配慮者利用施設とは、社会福祉施設等のうち、要配慮者がその施設の利用のために一定時間その施設内に留まってサービス等の提供を受ける施設とする。

資料：防災危機管理課

令和 7 年 10 月 1 日現在

子育て支援関係施設

番号	施設名称	分類	住所
1	城東保育所	認可保育所	学園一丁目10-12
2	たまちこども園	認定こども園	西川津町1610-4
3	たまち乳児保育園	認可保育所	西川津町1610-2
4	しらゆり千鳥保育園	認可保育所	北田町188-3
5	あおぞら保育園	認可保育所	学園二丁目7-10
6	ニチイキッズ楽山保育園	小規模保育事業施設	西川津町4202 クリスタルコート学園1F
7	嵩見保育所	認可保育所	北堀町66-9
8	城西幼保園	認定こども園	堂形町520
9	しらとり保育所	認可保育所	内中原町190
10	わらべのその	認定こども園	比津町317
11	法吉保育所	認可保育所	春日町489-1
12	みのり黒田保育園	認可保育所	黒田町348-3
13	白潟保育所	認可保育所	灘町1-57
14	松江ナザレン保育園	認可保育所	東朝日町93
15	松江認定こども園	認定こども園	東朝日町232
16	松原保育園	認可保育所	津田町324
17	わかたけ保育園	認可保育所	八幡町263-12
18	袖師保育所	認可保育所	西嫁島一丁目2-35
19	錦新町保育園	認可保育所	東出雲町錦新町五丁目1-4
20	みつき出雲郷保育園	認可保育所	東出雲町意宇東三丁目3-1
21	玉湯さくら保育園	認定こども園	玉湯町湯町1714-1
22	みつき中央保育園	認可保育所	本郷町1-21
23	たまち母衣保育園	小規模保育事業施設	北田町282
24	にじいろ保育園	認可保育所	学園二丁目5-9
25	第２玉湯さくら保育園	認定こども園	玉湯町湯町1720番地1
26	おひさま保育園	小規模保育事業施設	学園二丁目5-8
27	玉湯さくら乳児保育園	小規模保育事業施設	玉湯町湯町1723-1
28	ひらぎの保育園	認可保育所	黒田町450-1
29	まつお保育園	認可保育所	栄町9-1
30	融合こども園	認定こども園	比津町292
31	坪内学園付属認定こども園	認定こども園	東朝日町74-2
32	松江赤十字病院保育所	認可外保育施設	母衣町198-1
33	いっしょに子育て研究所	認可外保育施設	西津田2丁目16-27
34	キッズいちばた	認可外保育施設	中原町38－5
35	つむぎ保育園	認可外保育施設	東出雲町意宇東1丁目6－1
36	まつえ北ひまわり保育園	認可外保育施設	黒田町497番地4
37	松江市シルバー人材センター 乳幼児一時預かり おもちゃの広場	認可外保育施設	白潟本町43
38	いっしょに子育て研究所ココアンネ土曜保育	認可外保育施設	西津田2丁目16-24

39	あおのほし	認可外保育施設	浜乃木二丁目1-14
40	本のほいくえん	認可外保育施設	春日町305-1
41	松江赤十字乳児院 松江赤十字乳児院（育児サロン）	病児保育実施施設、子育て支援センター	南田町162
42	アップルリーフ保育園	認可外保育施設	雑賀町107－1
43	あいぐらん保育園松江殿町	認可外保育施設	殿町517
44	母衣幼稚園	市立幼稚園	北田町273
45	中央幼稚園	市立幼稚園	大正町398
46	松江暁の星幼稚園	私立幼稚園	母衣町47
47	島根大学教育学部附属幼稚園	付属幼稚園	大輪町416番地4
48	東津田児童館	児童館	東津田町269-4
49	おもちゃの広場	子育て支援センター	白潟本町43 （市民活動センター2階）
50	城東地区児童クラブ	児童クラブ（公設）	北田町273（城東公民館内）
51	城西地区児童クラブ	児童クラブ（公設）	内中原町225（内中原小学校内）
52	城西地区第２児童クラブ	児童クラブ（公設）	内中原町225（内中原小学校内）
53	城西地区第３児童クラブ	児童クラブ（公設）	堂形町520（城西幼保園南隣）
54	中央児童クラブ	児童クラブ（公設）	大正町398（中央小学校敷地内）
55	中央第２児童クラブ	児童クラブ（公設）	灘町1-23（白潟公民館東隣）
56	雑賀児童クラブ	児童クラブ（公設）	雑賀町586（雑賀小学校敷地内）
57	しんじっ子クラブ	児童クラブ（公設）	宍道町宍道1276（宍道小学校内）
58	出雲郷児童クラブ	児童クラブ（公設）	東出雲町意宇南5丁目3-1（旧出雲郷公民館）
59	みつき出雲郷保育園みつきっこクラブ	児童クラブ（民間）	東出雲町意宇東三丁目3-1
60	比津学童クラブ別館	児童クラブ（民間）	比津町295-5
61	比津学童クラブKIT館	児童クラブ（民間）	比津町318
62	キッズ内中原１号館	児童クラブ（民間）	内中原町320-17
63	キッズ内中原２号館	児童クラブ（民間）	内中原町320-17
64	キッズ内中原３号館	児童クラブ（民間）	内中原町 320-17
65	あおぞら児童クラブ1号館	児童クラブ（民間）	学園二丁目 15-18
66	あおぞら児童クラブ2号館	児童クラブ（民間）	学園二丁目 15-18
67	あおぞら児童クラブ3号館	児童クラブ（民間）	学園二丁目 15-18
68	あおぞら児童クラブ4号館	児童クラブ（民間）	学園二丁目15-18
69	大輪児童クラブ1号館	児童クラブ（民間）	大輪町420-40
70	大輪児童クラブ2号館	児童クラブ（民間）	大輪町420-40
71	大輪児童クラブ3号館	児童クラブ（民間）	大輪町420-40
72	学童保育みつき中央キッズクラブ	児童クラブ（民間）	本郷町1-21
73	こそけん学園津田校　第1ルーム	児童クラブ（民間）	西津田2丁目16-27
74	こそけん学園津田校　第2ルーム	児童クラブ（民間）	西津田2丁目16-27
75	こそけん学園津田校　第3ルーム	児童クラブ（民間）	西津田2丁目16-27
76	こそけん学園津田校　第４ルーム	児童クラブ（民間）	西津田２丁目 16-27
77	こそけん学園中央校　第1ルーム	児童クラブ（民間）	寺町200-3
78	こそけん学園中央校　第２ルーム	児童クラブ（民間）	寺町200-3
79	学童あおのほし	児童クラブ（民間）	浜乃木二丁目 10-25

80	第 2 学童あおのほし	児童クラブ（民間）	浜乃木二丁目 10-25
81	遊冒キッズ	児童クラブ（民間）	浜乃木二丁目 1-14
82	たまち母衣児童クラブ	児童クラブ（民間）	北田町282
83	さくら児童クラブ	児童クラブ（民間）	玉湯町湯町1720-1
84	ひらぎの学童クラブ 1 号館	児童クラブ（民間）	黒田町450-1
85	坪内学園児童クラブ	児童クラブ（民間）	東出雲町意宇南5-5-1

障がい福祉関係施設

	施設名称	分類	住所
86	授産センターよつば	障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所［短期入所］	打出町43
87	生活介護事業所　こだま	障がい福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	西嫁島一丁目1-16
88	指定生活介護事業所　やすらぎの家	障がい福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	古志町718-1
89	パックしまね	障がい福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	西川津町1534-3
90	松江さくら会	障がい福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	浜乃木3丁目4-23
91	のぞみ事業所	障がい福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	古志町720-1
92	センターはばたき	障がい福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	学園一丁目6-38
93	サポートかすが	障がい福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	春日町491-15
94	トパーズ	障がい福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	玉湯町布志名637-83
95	松江あけぼの作業所	障がい福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	西川津町2652-13
96	若草園	障がい福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	内中原町192-1
97	ハートボックス	障がい福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	朝日町498 センタービル6F
98	就労継続支援Ｂ型事業所　わこうの里	障がい福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	東出雲町錦浜583-3
99	多機能型事業所　アクティブ’99	障がい福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	古志町718-1
100	あすのひかり	障がい福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	八幡町793－4
101	多機能型事業所第1 プロジェクトゆうあい	障がい福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	北堀町35-14
102	ビストロ　庵　タンドール	障がい福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	朝日町伊勢宮484-4
103	ＰＣエコステーションゆうあい	障がい福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	雑賀町227
104	ＡＣＣ松江	障がい福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	東津田町816-2
105	第２プロジェクトゆうあい	障がい福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	北堀町35-14
106	多機能型事業所こだま	障がい福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	浜乃木二丁目14-26
107	生活介護よめしま	障がい福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	嫁島町10-12
108	生活介護事業所はなみずき	障がい福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	中原町145
109	まるべりー松江	障がい福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	天神町93
110	株式会社　江友　白潟事業所	障がい福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	灘町 139-12

	施設名称	分類	住所
111	障がい者就労継続支援Ｂ型事業所　あぴゅい	障がい福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	西嫁島1丁目3-30
112	オフィスまるべりー	障がい福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	朝日町477－17松江SUNビル6F602,605
113	ディーキャリア松江オフィス	障がい福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	東朝日町3ナガトミビル2階
114	江友　Ｂプラス	障がい福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	灘町 38-1
115	ゆうあいの里	障がい福祉サービス事業所［短期入所］、障がい福祉サービス事業者［共同生活援助事業］	内中原町190-3
116	ショートステイこだま	障がい福祉サービス事業所［短期入所］、障がい福祉サービス事業者［共同生活援助事業］	西嫁島1-1-16
117	就労継続支援事業所らぶ	障がい福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	竹矢町1801-4
118	生活介護わかつ	障がい福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	学園 2 丁目 29-10
119	生活介護事業所　木やスマイル	障がい福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	魚町 104
120	NEOSAS	障がい福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	雑賀町 176 番地
121	アイリス	障がい福祉サービス事業所［短期入所］、日中一時支援	内中原町192-1
122	短期入所　松江東出雲町	障がい福祉サービス事業所［短期入所］	東出雲町出雲郷 514
123	すみれ	障がい福祉サービス事業所［共同生活援助事業］	浜乃木一丁目25-38カサローゼ浜乃木Part1 102号室
124	ひまわり	障がい福祉サービス事業者［共同生活援助事業］	東朝日町204-4
125	たんぽぽ田町	障がい福祉サービス事業者［共同生活援助事業］	北田町67-26
126	たんぽぽ南口	障がい福祉サービス事業者［共同生活援助事業］	朝日町452
127	たんぽぽ第2南口	障がい福祉サービス事業者［共同生活援助事業］	朝日町452
128	たんぽぽ第3南口	障がい福祉サービス事業者［共同生活援助事業］	朝日町452
129	たんぽぽ若葉	障がい福祉サービス事業者［共同生活援助事業］	古志町766-1
130	たんぽぽ打出	障がい福祉サービス事業者［共同生活援助事業］	打出町25-1
131	千鳥福祉会はな･花	障がい福祉サービス事業所［共同生活援助事業］	西川津町682
132	千鳥福祉会かのん	障がい福祉サービス事業所［共同生活援助事業］	西川津町722-21
133	株式会社　江友　白潟ハウス	障がい福祉サービス事業所［共同生活援助事業］	灘町139-12
134	わいわい	障がい福祉サービス事業所［共同生活援助事業］	浜乃木一丁目11-29
135	しののめホーム	障がい福祉サービス事業所［共同生活援助事業］	東出雲町出雲郷543
136	ソーシャルインクルーホーム松江東出雲町Ⅰ	障がい福祉サービス事業所［共同生活援助事業］	東出雲町出雲郷 514
137	ソーシャルインクルーホーム松江東出雲町Ⅱ	障がい福祉サービス事業所［共同生活援助事業］	東出雲町出雲郷 514
138	おんべル　にしつだの家	障がい福祉サービス事業所［共同生活援助事業］	西津田 7 丁目 3 番 18 号
139	ライトハウスライブラリー	点字図書館	南田町141-10
140	ふじのみ園	障がい児通所支援	春日町532-5
141	第１キッズゆうあい	障がい児通所支援、日中一時支援	北堀町35-14
142	第２ジュニアゆうあい	障がい児通所支援	北堀町59-2
143	放課後等デイサービス　あいる松江	障がい児通所支援	西川津町4080
144	放課後等デイサービス　第2あいる松江	障がい児通所支援	西川津町4080
145	放課後等デイサービスモッキー	障がい児通所支援	津田町309-12
146	放課後等デイサービスブルーム	障がい児通所支援	学園2丁目25-8

	施設名称	分類	住所
	へちま		
147	リズム内中原	障がい児通所支援	内中原町320-17
148	第4ジュニアゆうあい	障がい児通所支援	北堀町58-19
149	リズム内中原2号館	障がい児通所支援	内中原町320-17
150	ハーモニー大輪	障がい児通所支援	大輪町420-40
151	放課後等デイサービス　りあん	障がい児通所支援	学園南一丁目14－16
152	放課後等デイサービス　結	障がい児通所支援	東出雲町錦新町三丁目8-4
153	らぱん　錦新町	障がい児通所支援	東出雲町錦新町5-2-9
154	ぐらん	障がい児通所支援	浜乃木一丁目25-25
155	カメの子第3教室	障がい児通所支援	東朝日町193-1
156	放課後等デイサービス　りあん２	障がい児通所支援	学園一丁目5-14
157	カメの子第5教室	障がい児通所支援	春日町171
158	放課後等デイサービス　あいるぷらす	障がい児通所支援	西川津町 4205
159	カメの子第７教室	障がい児通所支援	嫁島町 13-13
160	アクティヴきたほり	地域活動支援センター（Ⅰ型・Ⅲ型・基礎Ｂ型）	北堀町48
161	地域活動支援センターアカンサス	地域活動支援センター（Ⅰ型・Ⅲ型・基礎Ｂ型）	嫁島町4-29
162	地域活動支援センタージョイ	地域活動支援センター（Ⅰ型・Ⅲ型・基礎Ｂ型）	北田町269
163	地域活動支援センターあけぼの	地域活動支援センター（Ⅰ型・Ⅲ型・基礎Ｂ型）	西川津町 2651-4
164	地域活動支援センターゆうあい	地域活動支援センター（Ⅰ型・Ⅲ型・基礎Ｂ型）	北堀町35-12

高齢者福祉関係施設

	施設名称	分類	住所
165	デイサービス彩りテラス～東朝日町～	通所介護	東朝日町278-10
166	介護予防デイサービスらぶらぶ	地域密着型通所介護	竹矢町1801-4
167	まる福デイサービス	地域密着型通所介護	浜乃木二丁目15-32
168	カラフルデイサービスセンター	通所介護	松江市大輪町420-40
169	合同会社　春咲花ケアセンター咲花	通所介護	雑賀町40-1
170	デイサービス敬愛苑	地域密着型通所介護	寺町198-57ボートピア松江ビル4階
171	さくらの里	地域密着型通所介護	西川津町1622-1
172	アイル松江	通所介護	西川津町4221
173	学園デイサービス	通所介護	学園二丁目7-16
174	リハサロン明日夢	地域密着型通所介護	学園二丁目30-22
175	ハピネデイサービスセンター松江	地域密着型通所介護	学園二丁目33-27
176	デイサービスわかくさ	通所介護	朝酌町28-1
177	堂形クラブデイサービス	地域密着型通所介護	堂形町843
178	デイサービス松寿	地域密着型通所介護	比津町295-5
179	ツクイ城西	通所介護	黒田町359-1
180	デイサービス　弥生	通所介護	春日町543-5
181	東寿苑デイサービスセンター	通所介護	東出雲町出雲郷493
182	デイサービス　サイン	通所介護	東出雲町意宇東一丁目6-3
183	心暖デイサービスセンター	通所介護	玉湯町湯町190-1
184	湯の里 湖畔	通所介護	玉湯町湯町334-39
185	介護老人保健施設松江センターアゼ	短期入所療養介護	寺町99-26

	施設名称	分類	住所
	リア		
186	Cohama terrace	地域密着型通所介護	東朝日町234-1
187	デイサービスセンターらいふ嫁島	地域密着型通所介護	西嫁島一丁目3-3
188	通所介護事業所花きりん	地域密着型通所介護	東出雲町意宇南五丁目4-1
189	ふれあいセンター友愛	地域密着型通所介護	宍道町佐々布2145-172
190	らぶらぶデイサービスセンター	地域密着型通所介護	竹矢町 1834
191	介護医療院ケアセンター喜南	通所リハビリテーション、短期入所療養介護	宍道町白石129-2
192	山口整形デイケアセンター	通所リハビリテーション	学園南一丁目13-34
193	介護老人保健施設　松江センターアゼリア	通所リハビリテーション	寺町99-26
194	特別養護老人ホーム　東寿苑	短期入所生活介護、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	東出雲町出雲郷493
195	松江西津田　ショートステイそよ風	短期入所生活介護	西津田二丁目 8-20
196	介護付き有料老人ホーム　椿貴	特定施設入居者生活介護	千鳥町 84
197	特定施設入居者生活介護 四十間堀醫	特定施設入居者生活介護	内中原町295-1
198	ベストライフ松江	特定施設入居者生活介護、有料老人ホーム	春日町543-2
199	介護付有料老人ホーム　錦庵	特定施設入居者生活介護、有料老人ホーム	東出雲町錦新町五丁目3-5
200	だんだんデイサービス　東津田	地域密着型通所介護	東津田町1877-3
201	グループホームあした葉 ※共用スペース活用型	認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護	雑賀町299
202	わかくさ別館	認知症対応型通所介護	朝酌町 28-1
203	デイサービスセンターうらら	認知症対応型通所介護	黒田町475-7
204	デイサービスセンターブランチアゼリア	認知症対応型通所介護	黒田町199-1
205	デイサービスなごみ	認知症対応型通所介護	黒田町30-4
206	東出雲デイサービスセンター	認知症対応型通所介護	東出雲町意宇南二丁目5-5
207	ニチイケアセンター松江玉造 ※共用スペース活用型	認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護	玉湯町湯町189-1
208	サンキ・ウエルビィ小規模多機能センター秋鹿	小規模多機能型居宅介護	岡本町1041-1
209	小規模多機能型居宅介護　Aoi	小規模多機能型居宅介護	西川津町1611-1
210	グループホーム本郷	認知症対応型共同生活介護	本郷町2-20
211	グループホーム敬愛苑	認知症対応型共同生活介護	寺町198-57　ボートピア松江ビル4階
212	サンキ・ウエルビィ グループホーム秋鹿	認知症対応型共同生活介護	岡本町1041-1
213	グループホームひなたぼっこ・西川津	認知症対応型共同生活介護	西川津町2663-2
214	グループホームアゼリア	認知症対応型共同生活介護	黒田町475-7
215	グループホームブランチアゼリア	認知症対応型共同生活介護	黒田町199-1
216	グループホームあしたか	認知症対応型共同生活介護	東出雲町出雲郷490
217	グループホーム東出雲	認知症対応型共同生活介護	東出雲町意宇南二丁目5-5
218	グループホーム雫音	認知症対応型共同生活介護	津田町313
219	地域密着型介護老人福祉施設　入所者生活介護　Aoi	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	西川津町1611-1
220	ケアセンター喜南	介護老人保健施設（老人保健施設）	宍道町白石129-2
221	介護老人保健施設松江センターアゼ	介護老人保健施設（老人保健施設）	寺町99-26

	施設名称	分類	住所
	リア		
222	ほくよう	有料老人ホーム	西浜佐陀町546-6
223	ホーム一畑	有料老人ホーム	中原町38-4
224	～彩りテラス～東朝日町	有料老人ホーム	東朝日町278-10
225	弥生	有料老人ホーム	春日町543-5
226	サン・ファミリア松江	有料老人ホーム	学園二丁目-11-18
227	らいふ嫁島	有料老人ホーム	西嫁島一丁目-3-3
228	ヘルスケアアパートメント東出雲	有料老人ホーム	東出雲町錦新町六丁目 4-1
229	villa しるし	有料老人ホーム	東出雲町意宇東一丁目 6-3
230	心暖	有料老人ホーム	玉湯町湯町 190-1
231	湯の里　湖畔の家	有料老人ホーム	玉湯町湯町 334-39
232	玉湯すずかけの樹	有料老人ホーム	玉湯町湯町 1186-1
233	えにしの里	有料老人ホーム	玉湯町湯町 771-1
234	はくいしの里	有料老人ホーム	宍道町白石 184-3
235	こころの都　宍道	有料老人ホーム	宍道町伊志見 410
236	介護医療院　ケセンター喜南	介護医療院（Ⅱ型）	宍道町白石 129-2

教育関係施設

	施設名称	分類	住所
237	松江ろう学校	特別支援学校	古志町191-6
238	松江市立母衣小学校	小学校	北田町273
239	松江市立内中原小学校	小学校	内中原町225
240	松江市立中央小学校	小学校	大正町398
241	松江市立雑賀小学校	小学校	雑賀町586
242	松江市立津田小学校	小学校	東津田町1166
243	松江市立本庄小学校	小学校	邑生町76-3
244	松江市立宍道小学校	小学校	宍道町宍道1276
245	松江市立出雲郷小学校	小学校	東出雲町出雲郷926
246	松江市立第1中学校	中学校	外中原町46
247	松江市立第3中学校	中学校	東朝日町14
248	松江市立湖北中学校	中学校	打出町245-1
249	松江市立美保関中学校	中学校	美保関町下宇部尾554
250	島根大学教育学部付属義務教育学校	義務教育学校	松江市菅田町167-1

資料 2-17-4　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧表

令和~~6~~ 7 年 10 月 1 日現在
資料：防災危機管理課

◆子育て支援関係施設　※施設種別順

	施設名称	分類	住所
1	みずうみ第２保育園	認可保育所	法吉町722-4
2	浜佐田保育園	認可保育所	浜佐田町545-1
3	本庄保育所	認可保育所	本庄町112-5
4	御津保育所	認可保育所	鹿島町御津799-2
5	野波保育所	認可保育所	島根町野波2321-2
6	虹の子保育園	認可保育所	西津田九丁目2-40
7	つわぶきこども園やましろ	認定こども園	山代町1001
8	やくも幼保園	認定こども園	八雲町東岩坂110
9	つわぶきこども園やましろ病児・病後児保育室	病児保育実施施設	山代町1001
10	八雲児童センター	児童館	八雲町東岩坂111-5
11	古江幼稚園	市立幼稚園	古曽志町896-5
12	佐太幼稚園	市立幼稚園	鹿島町佐陀本郷1186
13	大野児童クラブ	児童クラブ（公設）	上大野町1810-1（大野幼稚園）
14	恵曇児童クラブ	児童クラブ（公設）	鹿島町手結201（恵曇小学校内）
15	美保関児童クラブ	児童クラブ（公設）	美保関町下宇部尾555-1（美保関小学校内）
16	しまね潮風児童クラブ	児童クラブ（公設）	島根町加賀1325-1（島根小学校内）
17	佐太児童クラブ	児童クラブ（公設）	鹿島町佐陀本郷1186（佐太幼稚園内）
18	竹矢児童クラブ	児童クラブ（公設）	八幡町379-1（竹矢小学校内）
19	竹矢第２児童クラブ	児童クラブ（公設）	八幡町379-1（竹矢小学校敷地内）
20	大庭地区児童クラブ	児童クラブ（公設）	大庭町1074（大庭小学校敷地内）
21	やくも児童クラブ	児童クラブ（公設）	八雲町東岩坂111-5（八雲児童センター内）
22	虹の子児童クラブ	児童クラブ（民間）	西津田九丁目2-40
23	学童あおのほし	児童クラブ（民間）	浜乃木二丁目10-25
24	第２学童あおのほし	児童クラブ（民間）	浜乃木二丁目10-25

◆障がい者福祉関係施設

	施設名称	分類	住所
25	まがたま	障がい者支援施設、障がい者福祉サービス事業所［短期入所］	玉湯町玉造1649-2
26	持田寮（障害者支援施設　持田寮）	障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所［短期入所］、松江市地域活動生活支援事業	東持田町1415
27	希望の園	障がい者支援施設	山代町934-10
28	シリウス苑	障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所［短期入所］	法吉町624-1
29	パックしまね	障がい福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	西川津町1534-3
30	生活介護事業所　さくらの家	障がい福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	東忌部町3173-1
31	生活介護事業所　げんき工房	障がい福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	東忌部町3173-1
32	ワークスペース　さくらの家	障がい福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	東忌部町3173-1
33	さくらんぼの家	障がい福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	島根町大芦2328-1
34	にじの家	障がい福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	美保関町七類1587
35	ワークセンター島根	障がい福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	矢田町250-110
36	アクティブよつば事業所	障がい福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	東出雲町内馬1415-1
37	株式会社　だんだん工房	障がい福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	鹿島町御津517
38	多機能型事業所ポレポレ	障がい福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	春日町340
39	就労支援事業所ハッチ	障がい福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	八雲町熊野804-3
40	群青	障がい福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	古曽志町 1546-1
41	社会福祉法人千鳥福祉会　千鳥福祉会つばきの里	障がい福祉サービス事業所［共同生活援助事業］	東持田町1415
42	社会福祉法人上口福祉会 もえぎ	障がい福祉サービス事業所［共同生活援助事業］	玉湯町玉造916-1
43	社会福祉法人上口福祉会　こすもす	障がい福祉サービス事業所［共同生活援助事業］	玉湯町玉造818-1
44	医療法人青葉会　あおば	障がい福祉サービス事業所［共同生活援助事業］	上乃木一丁目2-12
45	NPO法人さくらんぼの家　小波ハウス	障がい福祉サービス事業所［共同生活援助事業］	島根町野波2285
46	ぱすてるぴいす	障がい児通所支援	東持田町1415
47	グループホーム Stage	障がい福祉サービス事業者［共同生活援助事業］	玉湯町玉造 84-19
48	つわぶき児童発達支援センターやましろ	障がい児通所支援	山代町1001
49	第3キッズゆうあい	障がい児通所支援	西川津町1408-7
50	カメの子第１教室	障がい児通所支援	八雲町東岩坂 477-5
51	ハピリなの花	障がい児通所支援	東津田町 1335-6
52	すがたの森	障がい児通所支援	菅田町 426-7
53	短期入所事業 さくらの家	障がい者福祉サービス事業所［短期入所］	東忌部町 3173-1

◆高齢者福祉関係施設

	施設名称	分類	住所
54	老人デイサービス事業きらめき	地域密着型通所介護	山代町934-5
55	明翔苑デイサービスセンター	地域密着型通所介護	西浜佐陀町1399-34
56	社会福祉法人山陰家庭学院 うみ通所介護事業所	通所介護	島根町野波2318-3
57	鹿島デイサービスセンター 「こぢょっこらと」	通所介護	鹿島町上講武894-1
58	デイサービスセンターえびすの郷	通所介護	美保関町美保関869-10
59	デイサービスサイン西津田	通所介護	西津田7丁目2-26
60	介護老人保健施設もちだの郷	介護老人保健施設（老人保健施設）、通所リハビリテーション、短期入所療養介護	東持田町520-1
61	介護老人保健施設ライフケア回春苑	介護老人保健施設（老人保健施設）、短期入所療養介護、通所リハビリテーション	新庄町1172
62	デイケア太陽	通所リハビリテーション	八雲町日吉194-12
63	医療法人財団 公仁会 鹿島病院	通所リハビリテーション	鹿島町名分243-1
64	社会福祉法人上口福祉会特別養護老人ホームコーポ上口	短期入所生活介護、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	古志原六丁目8-10
65	特別養護老人ホーム長命園	短期入所生活介護、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	上乃木十丁目5-2
66	社会福祉法人松豊会特別養護老人ホーム津田の里	短期入所生活介護、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	西津田十丁目19-50
67	老人短期入所生活介護事業 　詔光の里	短期入所生活介護	山代町934-5
68	特別養護老人ホーム明翔苑	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、短期入所生活介護	西浜佐陀町1399-34
69	小規模多機能型居宅介護もちだの郷	小規模多機能型居宅介護	東持田町520-1
70	長命園やくものお家	小規模多機能型居宅介護	八雲町日吉255-1
71	小規模多機能型居宅介護　えびす	小規模多機能型居宅介護	美保関町美保関869-10
72	小規模多機能型居宅介護事業所 ほっと	小規模多機能型居宅介護	法吉町803-3
73	久米の家	認知症対応型通所介護	法吉町803-2
74	グループホームゆめの丘	認知症対応型共同生活介護	美保関町北浦624-1
75	グループホーム大森の家	認知症対応型共同生活介護	宍道町上来待204-4
76	地域密着型介護老人福祉施設 ゆうなぎホーム	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	島根町野波2318-3
77	特別養護老人ホーム詔光の里	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	山代町934-5
78	上口デイサービスセンター	地域密着型通所介護	古志原六丁目8-10
79	いらかの里	有料老人ホーム	東出雲町揖屋 116-1
80	回生館	有料老人ホーム	新庄町 1174
81	サン・フラワー苑	有料老人ホーム	野原町 585
82	古志原ヒルズ	有料老人ホーム	古志原 4-19-43

◆教育関係施設

	施設名称	分類	住所
83	松江緑が丘養護学校	特別支援学校	上乃木五丁目18-1
84	松江養護学校乃木校舎	特別支援学校	乃木福富町733-2
85	松江養護学校	特別支援学校	西川津町31
86	松江市立城北小学校	小学校	東奥谷町229
87	松江市立法吉小学校	小学校	比津町532
88	松江市立竹矢小学校	小学校	八幡町379-1
89	松江市立古江小学校	小学校	古曽志町1759
90	松江市立大野小学校	小学校	上大野町1826
91	松江市立恵曇小学校	小学校	鹿島町手結201
92	松江市立佐太小学校	小学校	鹿島町佐陀本郷1186
93	松江市立島根小学校	小学校	島根町加賀1325-1
94	松江市立八雲小学校	小学校	八雲町西岩坂947
95	松江市立来待小学校	小学校	宍道町上来待125
96	松江市立意東小学校	小学校	東出雲町下意東371
97	松江市立揖屋小学校	小学校	東出雲町揖屋2131-3
98	松江市立第2中学校	中学校	西川津町3402-1
99	松江市立第4中学校	中学校	西津田十丁目20-1
100	松江市立本庄中学校	中学校	野原町424-2
101	松江市立島根中学校	中学校	島根町加賀1426
102	松江市立美保関中学校	中学校	美保関町下宇部尾554
103	松江市立八雲中学校	中学校	八雲町西岩坂931
104	松江市立宍道中学校	中学校	宍道町宍道351
105	開星中学校	中学校	西津田九丁目11-1
106	松徳学院中学校	中学校	上乃木１丁目14-51

資料 2-17-5　津波想定区域内の要配慮者利用施設一覧表

令和 7 年 10 月 1 日現在
資料：防災危機管理課

◆子育て支援関係施設　※施設種別順

	施設名称	分類	住所
1	美保関東保育所	認可保育所	美保関町森山650-1

◆高齢者福祉関係施設

	施設名称	分類	住所
2	デイホームきたうら	地域密着型通所介護	美保関町北浦 978
3	デイホーム「しあわせ」	地域密着型通所介護	美保関町北浦 978

資料 2-18　市内の病院一覧表

病院一覧

資料：島根県医療政策課
（令和８年１月１日現在）

施設名称	所在地	電話番号	許可病床数					
			精神	結核	感染	療養	一般	計
独立行政法人国立病院機構 松江医療センター	島根県松江市上乃木 ５丁目８番３１号	21-6131		6			318	324
松江市立病院	島根県松江市乃白町 ３２番地１	60-8000	50		4		319	373
総合病院松江生協病院	島根県松江市西津田 ８丁目８番８号	23-1111				40	311	351
東部島根医療福祉センター	島根県松江市東生馬町 １５－１	36-8011				40	58	98
松江青葉病院	島根県松江市上乃木 ５丁目１番８号	21-3565	300					300
松江記念病院	島根県松江市上乃木 ３丁目４番１号	27-8111				55	61	116
松江赤十字病院	島根県松江市母衣町２００	24-2111	45		2		552	599
医療法人仁風会　八雲病院	島根県松江市大庭町 １４６０－３	23-3456	149					149
鹿島病院	島根県松江市鹿島町 名分２４３－１	82-2627				117	60	177
独立行政法人　地域医療機能推進機構　玉造病院	島根県松江市玉湯町 湯町１－２	62-1560					214	214
医療法人同仁会こなんホスピタル	島根県松江市宍道町 白石１２９－１	66-0712	147					147

資料 2-19　臨時ヘリポート一覧表

資料：消防本部（令和 7 年 4 月 1 日現在）

N0.	名　称	住　所	連絡先	表　面
1	持田小学校	松江市東持田町81	21-3987	芝
2	朝酌小学校	松江市朝酌町115	39-0202	芝
3	松江総合医療専門学校	松江市上大野町2081-4	88-3131	芝
4	湖北中学校	松江市打出町245-1	36-5400	転圧土
5	恵曇小学校	松江市鹿島町手結201番地	82-0065	芝
6	鹿島東小学校	松江市鹿島町北講武599番地	82-0309	芝
7	旧千酌小学校	松江市美保関町千酌1095-1	55-5740	芝
8	島根中学校	松江市島根町加賀1426	85-2063	芝
9	島根総合公園(野球場)	松江市島根町大芦1184-1	85-3252	転圧土
10	旧美保関東小学校	松江市美保関町美保関1661-1	55-5740	芝
11	本庄中学校	松江市野原町424-2	34-0523	転圧土
12	島根県警察学校	松江市西浜佐陀町582-2	26-0110	芝、転圧土
13	松江海洋センター	松江市西浜佐陀町1012	36-6984	転圧土
14	八束町(八束学園)	松江市八束町波入2508	76-2644	転圧土、芝
15	美保関総合運動公園(多目的広場)	松江市美保関町下宇部尾872-16	72-3521	芝、転圧土
16	美保関総合運動公園(野球場)	松江市美保関町下宇部尾872-16	72-3521	芝、転圧土
17	島根野波(島根スポーツ広場)	松江市島根町野波2376-1	85-3521	転圧土
18	湖東中学校	松江市山代町680	55-5424	転圧土
19	忌部多目的広場	松江市東忌部町684-4	33-2010	転圧土
20	旧玉湯小学校	松江市玉湯町玉造4	55-5424	人工芝
21	宍道小学校	松江市宍道町宍道1276	55-5424	人工芝
22	来待小学校	松江市宍道町上来待125	55-5424	転圧土
23	出雲郷(あだかえ)小学校	松江市東出雲町出雲郷926	52-2069	転圧土
24	島根県消防学校	松江市乃木福富町735-2	22-0166	芝、転圧土
25	松江総合運動公園(陸上競技場)	松江市上乃木10丁目4番1号	21-3500	芝
26	玉湯(玉湯野球場)	松江市玉湯町湯町683-2	62-0442	砂、転圧土
27	宍道(宍道総合公園多目的広場)	松江市宍道町白石1405-1	66-8686	砂、転圧土
28	八雲町(山村広場)	松江市八雲町西岩坂3856-1	54-0600	砂、転圧土
29	錦浜 No.2	松江市東出雲町大字錦浜	22-2280	転圧土、芝
30	秋鹿北港	松江市秋鹿町	55-5636	草、土
31	秋鹿小学校	松江市岡本町992-1	88-2007	芝
32	鹿島総合体育館多目的グラウンド	松江市鹿島町佐陀本郷76	82-3331	芝
33	八束総合運動公園(野球場)	松江市八束町江島1128-2	76-3663	芝、転圧土
34	東出雲中央公園駐車場	松江市東出雲町揖屋3349-1	52-5771	アスファルト
35	八雲小学校	松江市八雲町西岩坂947	54-0009	芝
36	旧大谷小学校	松江市玉湯町大谷299	55-5424	草、土
37	東部分署ヘリポート	松江市美保関町下宇部尾1160番	72-9911	アスファルト
38	野波海浜公園	松江市島根町野波1926-14	55-5377	芝
39	マリンゲートしまね駐車場	松江市島根町大芦2174	55-5720	アスファルト
40	松江玉造IC	松江市玉湯町布志名地内	72-5362	アスファルト
41	島根原発 No1	松江市鹿島町片句654-1	82-2220	アスファルト
42	南部分署ヘリポート	松江市八雲町東岩坂369番1	54-9119	アスファルト

N0.	名　称	住　所	連絡先	表　面
43	北部分署ヘリポート	松江市西長江町41番地2	36-4118	アスファルト
44	八束千本桜公園ヘリポート	松江市八束町二子1200番地	55-5377	転圧土

資料 2-20　防災備蓄物資一覧表

令和 7 年 10 月 1 日現在
資料：防災危機管理課

	品　目	単位	数量
食料	アルファ化米	食	93,300
	保存用ビスケット	食	18,131
生活物資	飲料水	ℓ	10,018
	粉ミルク（アレルギー対応品含む）	食	928
	液体ミルク	本	144
	哺乳瓶	本	410
	乳首	個	460
	紙おむつ（乳幼児用）	枚	40,669
	紙おむつ（大人用）	枚	7,654
	お尻ふき	枚	111,900
	生理用品	枚	24,534
	簡易トイレ	個	111
	排便消臭固化剤（スケットイレ）	回	29,704
	トイレ用パーソナルテント	張	480
	災害用トイレ（マンホール用）	組	10
	トイレットペーパー	巻	4,501
	避難所用間仕切り	個	2,400
	災害救助用パック毛布	枚	8,787
	ロールマット	枚	1,148
	エアマット	枚	2,655
	使い捨てカイロ	枚	4,980
	フォールディングベッド	台	44
	ダンボールベッド	組	904
	ハンドランプ	個	36
	ポリタンク（1kL 用）	個	5
	ポリタンク（300L 用）	個	5
	大型ポリバケツ	個	1
	ガスコンロ(調整器、ﾎｰｽ付)	基	23
	防災かまどセット（7 升炊き）	組	21
	災害用移動炊飯器（大釜）	個	13
	炊飯袋（ハイゼックス袋）	枚	40,000

	品　目	単位	数量
防災資機材	発電機（混合、ガソリン用）	台	79
	発電機（ガス用）	台	15
	発電機・投光機セット	台	14
	投光機（小型）	台	22
	サークルライト（三脚）	台	8
	コードリール・投光機（緑ボックス）	ｾｯﾄ	5
	コードリール	個	29
	キャップライト（頭部装着型）	個	101
	多目的ライト	個	28
	軍手	双	1,502
	ゴム手袋	双	17,400
	雨衣	着	232
	防塵メガネ	個	220
	夜光チョッキ（ビブス）	着	99
	担架（四つ折、脚付）	個	50
	アルミ製リヤカー（折畳式）	台	34
	コンテナカー（アルミ製台車）	台	21
	かなづち	本	6
	バール	本	33
	SP コーン	個	5
	チェーンソー	台	16
	災害救助用工具セット	基	33
	かんたんテント	張	2
	マク･クイックシェルター	張	4
	バケツ（ブリキ製）	個	160
	浄水器	台	13
	マスク	枚	365,480
	アルコール消毒液	本	258
	暖房機器	台	18
	冷房機器(工場扇)	台	47

令和 7 年 10 月 1 日現在
資料：防災危機管理課

品　目		単位	数量
水防資機材	掛矢（かけや）	丁	45
	鋸（のこぎり）	丁	69
	スコップ	丁	462
	ツルハシ	丁	41
	オノ	丁	17
	たこづち	丁	7
	シノ	丁	12
	一輪車	台	21
	ペンチ	丁	15
	なた	丁	34
	金棒	丁	34
	ゴムボート	艇	1
	照明具	個	119
	救命胴衣	個	196
	てみ	枚	60
	ハンマー	丁	55
	クリッパー	丁	28
	ジョレン	丁	1
	くわ	丁	39
	鎌（かま）	丁	124
	土のう製作器（BB ワーカー）	台	30
	とんぼ	本	7
	とび口	本	173
	鉄線	Kg	214
	杭（丸太）	本	163
	縄	巻	6
	土のう袋	枚	8,985
	1 トン土のう袋	枚	200
	麻袋	枚	270
	ロープ	m	805
	木杭（小）	本	485
	ビニール紐	巻	62
	メガホン	個	19
	鋼杭	本	50
	ブルーシート	枚	459
	水中ポンプ	基	9

標準配備数（令和 7 年 10 月 1 日現在）

旧市 21 公民館			支　所		
品　目	数量		品　目	数量	
	数量	単位		数量	単位
非常食	292	食	非常食	292	食
毛布	100	枚	毛布	200	枚
ブルーシート	10	枚	ブルーシート	10	枚
救助工具セット	1	台	救助工具セット	1	台
担架（折りたたみ式）	2	台	担架（折りたたみ式）	1	台
発電機	1	台	発電機	1	台
投光器	1	台	投光器	1	台
コードリール（30m巻き）	1	巻	コードリール	1	巻
ヘルメット	20	個	ヘルメット	20	個
軍手	48	双	軍手	48	双
メガホン	1	台	メガホン	1	台
食器セット	200	式	食器セット	100	式
防塵メガネ	5	個	防塵メガネ	15	個
スコップ	2	本	スコップ	2	本
長尺バール	1	本	長尺バール	1	本
てみ	2	個	てみ	2	個
土のう袋	100	枚	土のう袋	100	枚
かまどセット	1	台	かまどセット	1	台
コンテナカー	1	台	コンテナカー	1	台
多目的ライト	1	個	多目的ライト	1	個
			ヘッドライト	15	個

(5) 交通規制及び輸送

資料 2-21　緊急通行車両等の確認証明書

資料：島根県警察本部

別記様式第3(第6条関係)

年　　月　　日

島根県公安委員会　殿

緊急通行車両等確認申出書

申出者　　住　所

氏　名

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の使用者	住　所	(　　)　　局　　番
	氏名又は名称	
緊急連絡先	住　所	(　　)　　局　　番
	氏　名	
備考		

備考：用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

様式第５号（第４関係）

島根県公安委員会　殿

年　　月　　日

緊 急 通 行 車 両 等 確 認 申 出 書

申出者　　住　所
氏　名

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の使用者	住　所	(　　)　　局　　番
	氏名又は名称	
緊急連絡先	住　所	(　　)　　局　　番
	氏　名	
備考		

備考：用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列５番とする。

標章

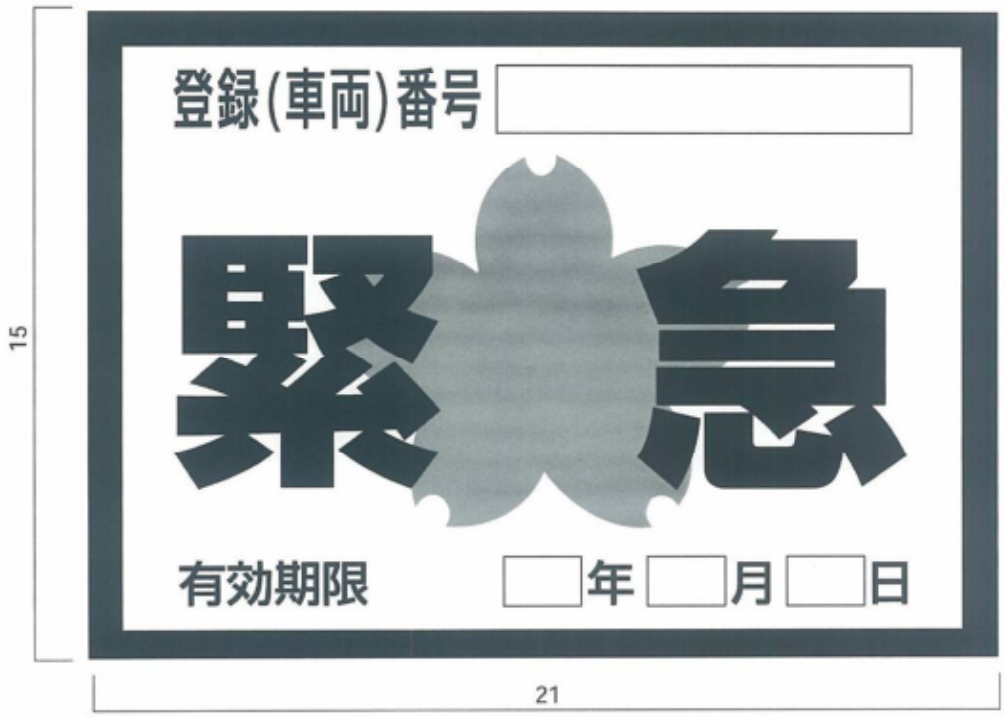

備 考

1　色彩は、記号を黄色、緑、及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号ならびに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2　記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料 2-22　規制除外車両の事前届出・確認手続要領

資料：島根県警察本部

様式第３号（第４関係）

災害応急対策用
原子力災害対策特別措置法
国民保護措置用

規制除外車両事前届出書

年　月　日

島根県公安委員会　殿

届出者住所
（電話）
氏名

番号標に表示されている番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）	
車両の使用者 住所	（　）　局　番
車両の使用者 氏名又は名称	
活動地域	

（注）　この事前届出書を作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察の本部又は警察署に提出してください。

災害応急対策用
原子力災害対策特別措置法
国民保護措置用

第　　号

左記のとおり事前届出を受けたことを証する

年　月　日

島根県公安委員会　印

（注）
1　災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの都道府県警察の本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。
2　届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。
3　次に該当するときは、本届出済証を返納してください。
(1)　規制除外車両に該当しなくなったとき。
(2)　規制除外車両が廃車となったとき。
(3)　その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

資料 2-23　運送事業者名簿

資料：島根県地域防災計画ほか

一般乗合旅客自動車運送事業者　（令和 5 年 4 月 1 日現在）

事業者名	営業所名	保有台数	電話番号
一畑バス(株)	本社	63	20-5200
松江市	松江市交通局	55	60-1111
松江一畑交通(株)	本社	10	22-3681
(有)クリーンサービス	本社	10※	66-3613
日本交通(株)	松江	5※	23-0883
釜屋福太郎	秋鹿	4※	88-3988
(有)生馬タクシー	生馬	3※	36-8555
(有)いやタクシー	揖屋	15※	52-2081

※は貸切バス又はタクシー事業との併用有り

一般貸切旅客自動車運送事業者　（令和 5 年 4 月 1 日現在）

事業者名	営業所名	保有台数	電話番号
一畑バス(株)	本社	10	20-5200
松江市	松江市交通局	12	60-1111
日本交通(株)	松江	8	23-3703
松江一畑交通(株)	本社	12	22-3681
(有)クリーンサービス	本社	8	66-3613
いづみ観光バス(有)	いづみ観光バス(有)	5	26-9339
(有)スサノオ観光	松江	3	67-3661
はつみ交通(株)	八束	7	76-2845
優心ファクトリー(合)	本社	5	76-2108
(有)平塚石油	本社	8	82-0551
(有)いやタクシー	揖屋	15	52-2081
(有)鹿島タクシー	本社	5	82-1515
仁多観光（株）	松江	8	61-5552
釜屋福太郎	松江	5	88-3988

一般乗用旅客自動車運送事業者　（令和 5 年 4 月 1 日現在）

事業者名	営業所名	保有台数	電話番号
日本交通(株)	松江	60	21-5127
	玉造	11	62-0121
松江一畑交通(株)	本社	84	21-4334
(株)クラウンタクシー	剣先	41	21-5151
島根日本交通(株)	東朝日町	12	23-3151
第一交通(有)	本社	38	25-2323
(有)乃木タクシー	浜乃木	21	21-4345
(有)生馬タクシー	生馬	13	36-8555
(有)本庄タクシー	本庄	7	34-0548
(有)マカタタクシー	馬潟	7	28-1226
(有)古江タクシー	古江	4	36-8837
(有)秋代行	本社	12	27-6369

事業者名	営業所名	保有台数	電話番号
(有)水都タクシー	本社	6	25-3345
釜屋　福太郎	秋鹿	9	88-3988
玉造タクシー（有）	玉造	5	62-0337
(有)宍道タクシー	宍道	6	66-0339
(有)鹿島タクシー	鹿島	8	82-1515
草本　幸雄	恵曇	5	82-1230
(有)きまちタクシー	来待	2	66-2565
(有)クリーンサービス	本社	2	66-3613
優心ファクトリー(合)	本社	5	76-2108
(有)いやタクシー	揖屋	8	52-2081

一般乗用旅客自動車運送事業者(福祉輸送限定事業者)　（令和 5 年 4 月 1 日現在）

事業者名	保有台数	事業者名	保有台数
(株)かすみコーポレーション	3	大峠　健児	2
松江保健生活協同組合	1	田中　和子	2
余村　純一	1	(株)オネット	1
(株)オレンジロード	2	(有)アダチ	3
(有)松江ＣＧ工房	2	(株)ふぁみりー	1
(株)コスモス	1	合同会社ＫＯＫＵＡ	1
植田　道雄	1	対馬　健二	1
木村　昭博	2	仲井　泰正	1
安部　光義	2	八幡　真一	1
玉木　和男	1	(株)訪問介護事業所よいとこ２４	2
(株)HAMADA グループ	1	福祉タクシー扇合同会社	1
上垣内　光一	1		

一般貨物自動車運送事業者　（令和 5 年 4 月 1 日現在）

事業者名	車両数				計
	普通	小型	特殊	被牽引	
㈲恵曇漁港運輸	1	1			2
八運㈲	1	1			2
㈲カネマツ運輸	2				2
㈲錦織運送	2	1			3
竹谷真（先前運送）	2	1			3
宍道湖建設㈱	3				3
㈱伸興サンライズ	4				4
㈲昌栄工業	4				4
出雲倉庫運輸㈱	4				4
㈲玉造運送	4				4
㈲ウエノテクニカ　本社営業所	3	1			4
㈱ハート引越センター	5	1			6
与倉正友（与倉運送）	5				5
井上治季（井上急送）	4	1			5
中国鹿島運輸㈲	2	3			5

事業者名	車両数				計
	普通	小型	特殊	被牽引	
㈱日本海サービス	4	1			5
岩田真悟（岩田資材）	5	1			6
山陰建設輸送㈱松江営業所			5		5
マツチカ㈱運送部営業所	5				5
㈲備後商会　島根営業所		1	4		5
㈲吉岡自動車	3	2			5
ヤマトボックスチャーター㈱	5				5
日産部品山陰販売㈱	5				5
ニビシ運輸㈱	6				6
セコム山陰㈱本社営業所		6			6
㈲クリーンサービス	6	1			7
㈲ソーデン社松江	2	4			6
松浦造園㈱	6				6
越野組㈲	5	1			6
アート引越センター㈱松江支店	7				7
ハーコブ㈱	7				7
旭興業運輸㈱	5				5
㈲光明運送			7		7
荒木燃料㈱		4	4		8
㈲糸川重機	6	1			7
松江宇部共同生コン㈱			8		8
㈱日興重機	8				8
㈱周藤運送	1	5			6
K-ライン㈲	5				5
㈱流通サービス	8				8
㈲多根運送	7				7
㈱狩野商店			6		6
㈲山陰低温輸送	7		1		8
西尾義信（真田興業）	8				8
㈲いやタクシー	2	6			8
ヤマト運輸㈱松江東出雲支店	8	1	1		10
㈱西日本トランスポート			9		9
㈲伊東運送	8			1	9
㈲八雲自動車	6	2	1		9
㈲飛鳥興業	6	2			8
中島運輸機工㈱宍道営業所	10				10
海祥運送㈲松江営業所	6		4		10
隠岐汽船㈱七類貨物センター	9				9
セイノースーパーエクスプレス㈱松江航空営業所	8	2			10
丸勝運輸㈲	10				10
㈲ウィルス	7				7
㈱シンクラン　東出雲営業所	12				12
山陰センコン物流㈱	11				11
㈱ムロオ			11		11
㈱大芦生コン			10		10
㈱第一興業	13				13

事業者名	車両数				計
	普通	小型	特殊	被牽引	
竹谷興志（タケタニ）	10				10
㈱長岡サンコー			12		12
㈲山本海陸運送	5	4			9
㈱池田商店			14		14
㈲福頼運送	11		1		12
ALSOK 山陰㈱警送支店		9	4		13
ヤマト運輸㈱松江玉造センター	10		2		12
㈲出雲技研　松江営業所	8			3	11
㈱湖北運送	13	2			15
㈲タナカ	13				13
中島運輸機工㈱松江営業所	10	1			11
ヤマト運輸㈱松江橋南支店	16				16
㈱中国物流サービス	15				15
㈲十神自動車　松江営業所	13	2			15
㈱サカイ引越センター	12	3			15
日本郵便㈱松江中央郵便局	12	4			16
中国名鉄運送㈱	17				17
出岡重量運輸㈱本社営業所	11			7	18
㈱エムケイ運送　山陰営業所	16				16
日本郵便郵送㈱	16	2	1		19
豊松運輸㈱	15		4		19
㈱雲南物流　松江営業所	18		1		19
ヤマト運輸㈱松江橋北支店	23	2	2		27
三島運輸㈲松江営業所	17			1	18
㈲竹谷運送　八束営業所	2		23		25
NX トランスポート㈱松江支店	22				22
木町運送㈲	21	4			25
㈲光浪運送			22		22
山陰運送㈱松江支店	23	2			25
㈲南建設	24	1			25
佐川急便㈱松江営業所	30	1			31
㈱ケア・ホープ	27	5			32
シモハナ物流㈱松江営業所			32		32
NX キャッシュフロー・ロジティクス㈱松江センター		21	9		30
狩野運送㈱	16		20		36
岡山県貨物運送㈱松江支店	39	1			40
㈱ウエヤマ	29	5	4	10	48
富士見物流㈱	47				47
宝持運輸㈱	21		27	1	49
日本通運㈱松江事業所	51	2	3		56
㈲山陰物流サービス	54	5	1		60
日ノ丸西濃運輸㈱松江支店	56	5			61
山陰福山通運㈱松江支店	86				86
流通㈱松江店	7				7
㈱ネストロジスティクス	5	1			6

資料 2-24　緊急輸送及びライフライン関係機関の連絡先一覧表

資料：防災危機管理課、島根県地域防災計画ほか

■緊急輸送に関する連絡先

鉄　　道	人員輸送	西日本旅客鉄道株式会社 米子支社（総務企画課）	0859-32-0255
		一畑電車株式会社（運輸営業部）	0853-62-3383
	物資輸送	日本貨物鉄道株式会社 米子総合鉄道部	0859-22-5487
船　舶　等	島根県防災部防災危機管理課（防災係）		22-5885
	隠岐汽船株式会社		08512-2-1122
	漁業協同組合ＪＦしまね		21-0001
	第八管区海上保安本部（救難課）		0773-36-4100
	中国運輸局島根運輸支局		38-8111
	中国地方整備局境港湾・空港整備事務所		0859-42-3145
航　空　機	島根県防災部防災危機管理課（防災係）		22-5885
	第八管区海上保安本部（救難課）		0773-36-4100

■ライフライン関係機関の連絡先

種別	機関名	連絡先
電気	中国電力ネットワーク株式会社山陰ネットワークセンター	32-0252
	島根県企業局施設課（施設管理係）	22-6646
都市ガス	松江市ガス局*	21-0011（代）
ＬＰガス	島根県ＬＰガス協会　松江支部	61-0661
上下水道	松江市上下水道局	55-4888（代）
	島根県企業局施設課（施設管理係）	22-6646
	島根県健康福祉部薬事衛生課（水道係）	22-5260
	島根県土木部下水道推進課（管理係）	22-6580
電話	ＮＴＴ西日本株式会社島根支店（設備部）	20-7695
	株式会社ＮＴＴドコモ中国支社島根支店	25-6186

＊「松江市ガス局」は令和 8 年 4 月 1 日に「松江エナジープラス（株）」に移行（詳細未定）

(6) 自衛隊の災害派遣

資料 2-25　災害派遣要請依頼書様式

資料：島根県地域防災計画

島根県知事　　あて

文書番号
令和　　年　　月　　日
松江市長

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

1. 災害の状況及び派遣要請を依頼する事由

(1) 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）

(2) 派遣を要請する事由

2. 派遣を希望する期間

3. 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣を希望する区域

(2) 活動内容

4. その他参考となるべき事項

(1) 連絡場所及び連絡責任者

5. 要請日時

令和　　年　　月　　日　　時　　分

資料 2-26　災害派遣撤収要請依頼書様式

資料：島根県地域防災計画

島根県知事　　あて

文書番号
令和　　年　　月　　日
松江市長

自衛隊の災害派遣撤収要請について（依頼）

このことについて、下記のとおり、撤収要請を依頼します。

記

1．撤収を要請する事由

2．任務完了（予定）日時

令和　　年　　月　　日　　時　　分

3．撤収要請日時

令和　　年　　月　　日　　時　　分

4．その他必要な事項

(7) その他

資料 2-27　罹災証明書様式

■自然災害の場合

資料：固定資産税課

様式第1号（第5条関係）　　整理No.

罹災証明書交付申請書

（あて先）松江市長　　年　　月　　日

申請者 （世帯主）	住　所 電話番号
	（現在の連絡先） 電話番号
	（ふりがな） 氏　名
窓口に来られた方 （申請者と同じ場合は記入不要）	住　所 電話番号
	（ふりがな） 氏　名 申請者との関係
罹災原因	年　月　日の　による
被災住家※の所在地 （申請者住所と同じ場合は記入不要）	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のことをいいます（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）。

住家の被害	□ 浸水被害（□ 床上　□ 床下）　□ その他被害（以下に記入）
写真による被害区分の判定（※）	□ 希望する（写真を添付） □ 希望しない

※ 下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。
・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合
（「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない（一部損壊）」の判定となります）

※ 添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。
写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

〈裏面も記入してください〉

【被災住家の世帯構成員】

	氏　名	続柄	生年月日	備考
被災住家の世帯構成員		世帯主	年　月　日	
			年　月　日	
			年　月　日	
			年　月　日	
			年　月　日	
			年　月　日	
			年　月　日	

【住家以外の被害】

住家以外の被害	

【罹災証明書の必要枚数】

罹災証明書の必要枚数	枚

【罹災証明書の使用目的】

罹災証明書の使用目的	

【被災住家に関する情報の内部利用の同意確認】

住家に関する情報の内部利用同意欄	被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物の所在・地番、床面積、構造、図面といった情報を利用する場合があります。 □　確認しました

【罹災証明書の交付方法】

罹災証明書の交付方法	□　郵送（住所：　　） （宛先：　　） □　窓口（松江市固定資産税課） □　その他（　　）

様式第4号（第6条関係）

固 第　　号

整理番号

罹 災 証 明 書

罹災者住所			
罹災者氏名			
（世帯構成員）	氏 名	続 柄	年 齢

罹災原因	年　月　日の　による

被災住家※等の所在地	
住家※等の被害の程度	
被災家屋の種類、浸水区分	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

その他の被害 等	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年　月　日

松江市長　　印

■火災の場合

資料：消防本部

様式第１号（第３条関係）

り　災　証　明　願

年　　月　　日

（あて先）松 江 市 消 防 長

願出人
住　所

氏　名

り災者との関係

下記のとおり、り災証明書の交付をお願いいたします。

記

火 災 発 生 日 時	年　　月　　日　　時　　分頃
火 災 発 生 場 所	
り 災 者 住 所	
り 災 者 氏 名	
提 出 先 及 び 部 数	

※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄

※記入しないでください。

様式第 3 号(第 3 条関係)

り　災　証　明　書

り　災　年　月　日	
火　災　発　生　場　所	
り　災　者　住　所	
り　災　者　氏　名	

上記のとおりり災したことを証明します。

火災証明　第　　号

年　　月　　日

松江市
消防長　　印

資料 2-28　自然災害等における被災者支援制度一覧

※各支援を受けるにあたり、問合せ先担当課へ必要書類等の確認を必ずしていただきますようお願いします。

証明書の交付

制度の名称	**罹（り）災証明書の交付（火災）**
支援の種類	交付
支援の内容	●保険申請、各種減免申請等に必要な証明書を交付
対象となる方	火災により被災された方
備　考	本人確認書類が必要　手数料無料
問合せ先	松江消防本部警防課　☎３２－９１３１

制度の名称	**罹（り）災証明書の交付（自然災害）**
支援の種類	交付
支援の内容	●家屋の被害程度を認定し、被災者支援制度等に必要な証明書を交付
対象となる方	自然災害により家屋に被害を受けた方
備　考	本人確認書類が必要　手数料無料
問合せ先	固定資産税課　☎５５－５１６２

制度の名称	**被災届出証明書の交付**
支援の種類	交付
支援の内容	●ご加入の保険会社に提出を求められる、被災したことがわかる証明書などの交付
対象となる方	非住家及びカーポート等に軽微な被害を受けた方 車両や家財等に被害を受けた方
備　考	本人確認書類や被災状況がわかる写真などが必要　手数料無料
問合せ先	防災危機管理課　☎５５－５１１５

制度の名称	**救急搬送証明の発行**
支援の種類	発行
支援の内容	●保険申請等に必要な証明書を発行
対象となる方	救急搬送された方
備　考	発行手数料３００円が必要
問合せ先	松江市消防本部警防課　☎３２－９１３２

見舞金・給付金等の受け取り

制度の名称	**松江市災害見舞金**
支援の種類	給付
支援の内容	ア：居住する住家の全壊、全焼、流失　　１世帯につき５万円 イ：居住する住家の半壊、半焼　　１世帯につき３万円 ウ：居住する住家の床上浸水　　１世帯につき２万円 エ：死亡　　１人につき１０万円 オ：負傷　　１人につき１万円
対象となる方	●上記ア、イ、ウについては、災害発生時に、実際に居住していた住家の世帯主（空き家は対象となりません） ●上記オについては、医師の治療に要する期間が３０日以上の方 ●災害弔慰金、災害障害見舞金の適用を受けていない方
備　考	上記ア、イ、ウについては、罹災証明（写しでも可）が必要 上記オについては、医師の診断書（治療に要する期間がわかるもの）が必要
問合せ先	健康福祉総務課　☎５５－５３０２

制度の名称	**松江市災害弔慰金**
支援の種類	給付
支援の内容	●災害により死亡されたご遺族に対して、「松江市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害弔慰金を支給します。 ●災害弔慰金の支給額は次のとおりです。 ・生計維持者が死亡した場合：５００万円 ・その他の者が死亡した場合：２５０万円
対象となる方	●災害により死亡した方（松江市に住民登録のある方）のご遺族です。 ●支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母です。（①～⑤の人がいずれもいない場合で、死亡者と同居等をしていた兄弟姉妹がいる場合は兄弟姉妹に支給されます。） ※対象となる災害は、国の制度の対象となる自然災害（政令第１条に規定する災害）です。
備　考	
問合せ先	健康福祉総務課　☎５５－５３０２

制度の名称	**松江市災害障害見舞金**
支援の種類	給付
支援の内容	●市民が災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障がいが出た場合、「松江市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害障害見舞金を支給します。 ●災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。 ・障がい者が生計を主として維持していた場合：２５０万円 ・その他の場合：１２５万円

対象となる方	●災害により以下のような重い障害を受けた方です。 ①両眼が失明した方 ②咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ④胸腹部臓器の機能に障害を残し、常に介護を要する人 ⑤両上肢をひじ関節以上で失った人 ⑥両上肢の用を全廃した人 ⑦両下肢をひざ関節以上で失った人 ⑧両下肢の用を全廃した人 ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人 ※対象となる災害は、国の制度の対象となる自然災害（政令第１条に規定する災害）です。
備　考	医師の診断書が必要
問合せ先	健康福祉総務課　☎５５－５３０２

制度の名称	**被災者生活再建支援制度**
支援の種類	給付
支援の内容	●自然災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給。（国・県制度） ●支給額は、（１）及び（２）の支援金の合計額となります。（世帯主が一人の場合は３/４） ●所得制限はありません。

（１）住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円

（２）住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

①全壊、解体、長期避難、大規模半壊の場合

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)
支給額	200 万円	100 万円	50 万円

②中規模半壊の場合

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)
支給額	100 万円	100 万円	25 万円

③半壊の場合

住宅の再建方法	補修
支給額	実費（上限 100 万円）

④準半壊の場合（県制度）

住宅の再建方法	補修
支給額	実費（上限 40 万円）

対象となる方	●国の定める自然災害により、被災された世帯 ①住宅が「全壊」（損害基準判定 50%以上）した世帯 ②住宅が半壊（損害基準判定 20%以上 50%未満）、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず「解体」した世帯 ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が「長期間継続」している世帯 ④住宅が、半壊し、大規模な補修をしなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯：損害基準判定 40%以上 50%未満） ⑤住宅が、半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯：損害基準判定 30%以上 40%未満） ⑥住宅の損害の割合が、20%以上 30%未満である世帯（半壊世帯） ⑦住宅の損害の割合が、10%以上 20%未満である世帯（準半壊世帯）
備　考	
問合せ先	生活福祉課　☎５５－５０３５

制度の名称	**児童扶養手当等の特別措置**
支援の種類	給付
支援の内容	●被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じます。
対象となる方	●各種手当の受給者世帯
備　考	各種手当の被災状況書が必要
問合せ先	子育て給付課　☎５５－５３３５（児童扶養手当） 障がい者福祉課　☎５５－５９４５ （特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当）

制度の名称	**児童手当の特別措置**
支援の種類	給付
支援の内容	●被災者に対する児童手当の認定請求・額改定・現況届の特例措置を講じます。
対象となる方	●受給者
備　考	相談が必要
問合せ先	子育て給付課　☎５５－５３２６

制度の名称	**就学援助制度（小・中・義務教育学校）**
支援の種類	給付
支援の内容	●災害により、家屋等に甚大な被害を受け、生計の維持が著しく困難になった児童・生徒の保護者に、学用品費・給食費等の援助を行う。
対象となる方	土地、建物等に被害を受け、生計の維持が著しく困難となった方
備　考	事情を明らかにする書類（市税減免通知書等）が必要
問合せ先	学校教育課　☎５５－５４１６

生活再建資金の借り入れ

制度の名称	**母子・父子・寡婦福祉資金**
支援の種類	融資
支援の内容	●母子家庭（父子家庭）や寡婦を対象に、経済的自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。 ●災害により被災した母子家庭（父子家庭）及び寡婦に対しては、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払猶予などの特別措置を講じます。 ●事業開始資金、事業継続資金、住宅資金については、貸付の日から２年を超えない範囲で据置期間を延長できます。
活用できる方	●母子福祉資金（以下いずれかに該当する方） ①母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養している方） ②母子・父子福祉団体（法人） ③父母のいない児童（２０歳未満） ●父子福祉資金（以下いずれかに該当する方） ①父子家庭の父（配偶者のない男子で現に児童を扶養している方） ②母子・父子福祉団体（法人） ●寡婦福祉資金（以下いずれかに該当する方） ①寡婦（かつて母子家庭の母であった者） ②４０歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者
備　考	
問合せ先	子育て給付課　☎５５－５９４２

制度の名称	**松江市災害援護資金の貸付**
支援の種類	貸付
支援の内容	●災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、「松江市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、生活再建に必要な資金を貸し付けます。貸付限度額等は次のとおりです。

①療養に要する期間が概ね一ヶ月以上である世帯主の負傷がある場合	
ア：家財の損害及び住居の損害なし	１５０万円
イ：家財の損害があり、かつ住居の損害なし	２５０万円
ウ：住居が半壊	２７０万円（３５０万円）
エ：住居が全壊	３５０万円
②世帯主に負傷がない場合	
ア：家財の損害があり、かつ住居の被害なし	１５０万円
イ：住居が半壊	１７０万円（２５０万円）
ウ：住居が全壊（エの場合を除く。）	２５０万円（３５０万円）
エ：住居全体が滅失若しくは流失	３５０万円

※（）の金額は被災住宅の立て直しに際し、その住居の残存部分を取り壊す場合等、特別な事情がある場合に適用

<table>
<tr><td></td><td>●貸付利率：年１％（措置期間中は無利子）
●措置期間：３年以内（特別の場合は５年）
●償還期間：１０年以内（措置期間を含む）</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>●下記のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。
①世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね１ヶ月以上
②家財の１／３以上の損害
③住居の半壊又は全壊・流失
●所得制限があります。
<table>
<tr><td>世帯人員</td><td>市民税における前年の総所得金額</td></tr>
<tr><td>１人</td><td>２２０万円</td></tr>
<tr><td>２人</td><td>４３０万円</td></tr>
<tr><td>３人</td><td>６２０万円</td></tr>
<tr><td>４人</td><td>７３０万円</td></tr>
<tr><td>５人以上</td><td>１人増すごとに７３０万円に３０万円を加えた額。
ただし、住居が滅失した場合は１，２７０万円とします。</td></tr>
</table>
※対象となる災害は、自然災害でその区域内において災害救助法が適用された災害その他政令で定める災害</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td>保証人、所得証明、負傷している場合は診断書等が必要</td></tr>
<tr><td>問合せ先</td><td>健康福祉総務課　☎５５－５３０２</td></tr>
</table>

お住まいの斡旋･修繕等

制度の名称	**市営住宅の斡旋及び減免**
支援の種類	斡旋、減免
支援の内容	●６ヶ月以内の期間、市営住宅への入居が可能 引き続き入居を希望する場合は、一定の要件を満たす必要有り ●家賃１／２減額（６ヶ月） ●敷金免除（６ヶ月）
対象となる方	建物等に被害を受けた方
備　考	罹災証明書等が必要
問合せ先	住宅政策課　☎５５－５３４４

被災ごみの回収

制度の名称	**被災ごみ回収支援**
支援の種類	回収支援
支援の内容	●自然災害で被災された家庭で生じたごみの回収支援 ※店舗などの事業系のごみは対象となりません。
対象となる方	災害対策本部の設置に伴う災害で、被災された方のうち以下の要件を満たす方 生活の基盤が自宅にあり、かつ単身世帯、高齢者のみ世帯、障がい者のみ世帯及び、高齢者・障がい者のみ世帯の方で自己搬入が困難と認める方 ※その他詳細な要件等については、別途ご相談ください
備考	罹災証明書または被災届出証明書（いずれも写しでも可）が必要
問合せ先	リサイクル都市推進課　☎５５－５２７９

市税・使用料等の免除

制度の名称	**固定資産税・都市計画税の減免**
支援の種類	減免
支援の内容	●土地・家屋、償却資産の減免（被害程度により４/１０～全部の割合） ●被害を受けた日以降に納期限が到来するもので、当該年度に課税された税額を減免する。
対象となる方	固定資産税納税義務者で、土地、建物等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方
備　考	
問合せ先	固定資産税課　☎５５－５１６２

制度の名称	**市県民税の減免**
支援の種類	減免
支援の内容	●被害程度・所得に応じて１/８～全部の割合を減免。 ●被害を受けた日以降に納期限が到来するもので、当該年度に課税された税額を減免する。
対象となる方	市県民税納税義務者で、住宅または家財に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方
備　考	
問合せ先	市民税課　☎５５－５１５１

制度の名称	**市県民税雑損控除**
支援の種類	軽減
支援の内容	●資産が災害等によって損害を受けた場合や災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした場合は、当該年分の所得から差し引くことができる。（税申告が必要）
対象となる方	市県民税納税義務者で、被災され資産が損害を受けたり災害関連の支出をされた方
備　考	
問合せ先	市民税課　☎５５－５１５１

制度の名称	**市税の徴収猶予**
支援の種類	徴収猶予
支援の内容	●最長１年間の猶予。ただし、被害を受けた日以降に納期限が到来する市税
対象となる方	市税納税義務者で、土地、建物等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方
備　考	
問合せ先	税務管理課　☎５５－５１４３

制度の名称	**国民健康保険料及び医療費の一部（自己）負担金の徴収猶予・減免並びに国民年金保険料の免除**
支援の種類	徴収猶予、減免、免除
支援の内容	①国民健康保険料の徴収猶予・減免 ・徴収猶予：６ヶ月以内 ・減免：被害の程度、所得に応じて減額 ②医療費の一部（自己）負担金の徴収猶予・減免 ・徴収猶予：６ヶ月以内 ・減免：一時的に生活保護世帯に準じる状況となり、緊急に入院治療が必要である場合で、原則として３ヶ月以内（最大６ヶ月） ③国民年金保険料の免除 ・被害の程度、所得に応じて免除
対象となる方	国民健康保険被保険者で、災害により障がい者となった方または建物等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方。国民年金被保険者で災害により財産に相当な被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方。
備　考	
問合せ先	保険年金課　☎５５－５２６９（国民健康保険料）・５２６５（一部負担金）・５２６３（国民年金保険料）

制度の名称	**後期高齢者医療制度保険料及び医療費の一部（自己）負担金の徴収猶予・減免**
支援の種類	徴収猶予、減免
支援の内容	①保険料の徴収猶予・減免 ・徴収猶予：６ヶ月以内 ・減免：被害の程度に応じて減額 ②医療費の一部（自己）負担金の徴収猶予・減免 ・徴収猶予：６ヶ月以内 ・減免：一時的に生活保護世帯に準じる状況となり、緊急に入院治療が必要である場合で、６ヶ月以内
対象となる方	後期高齢者医療制度の被保険者で、建物等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方
備　考	
問合せ先	保険年金課　☎５５－５３２５

制度の名称	**介護保険料の徴収猶予・減免**
支援の種類	徴収猶予、減免
支援の内容	●保険料の徴収猶予：６ヶ月以内 ●保険料の減免：損害額の程度により保険料を１２ヶ月以内の期間で１/４～全額減免
対象となる方	介護保険被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する人が、土地、建物等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方
備　考	
問合せ先	介護保険課　☎５５－５９３０

制度の名称	**介護保険利用者負担額の減免**
支援の種類	減免
支援の内容	●要介護（支援）被保険者、総合事業対象者またはその属する世帯の生計を主として維持する人が、災害によりその住宅が全壊、半壊その他これに類する災害を受けた場合、利用者負担額の全額または半額を免除する。
対象となる方	要介護（支援）被保険者、総合事業対象者またはその属する世帯の生計を主として維持する人が、土地、建物等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方
備　考	
問合せ先	介護保険課　☎５５－５９３３

制度の名称	**障がい者福祉サービス利用者負担額の減免**
支援の種類	減免
支援の内容	●障がい者福祉サービスを受けている人または生計を主として維持している人が、災害によりその住宅が全壊、半壊その他これに類する災害を受けた場合、利用者負担等１割の全額または半額を免除する。
対象となる方	障がい者福祉サービスを受けている人または生計を主として維持している人が、土地、建物等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方
備　考	
問合せ先	障がい者福祉課　☎５５－５０５４

制度の名称	**認可保育所、幼保園（保育所機能）及び認定こども園（保育所機能）の保育料の減免**
支援の種類	減免
支援の内容	●損害程度により、損失額（保険金等を控除したもの）を考慮して保育料を再計算し、最大で５割を上限に減免するもの ●減免事由が発生した日の属する月の翌月から起算して最大で６か月間
対象となる方	認可保育所、幼保園（保育所機能）及び認定こども園（保育所機能）の在籍児童
備　考	
問合せ先	保育所幼稚園課　☎５５－５３１２

制度の名称	**被災ごみの処理手数料の減免**
支援の種類	減免
支援の内容	●自然災害で被災された家庭で生じたごみを、被災者自らまたは許可業者に依頼して処理場に搬入される場合の処理手数料を減免するもの。 ※事前の申請が必要です。 ※店舗兼住宅では住宅部分のみ、賃貸住宅では家財のみが対象となります。 ※事業系のごみや産業廃棄物は対象となりません。
対象となる方	被災された方
備考	罹災証明書または被災届出証明書（いずれも写しでも可）が必要
問合せ先	施設管理課　☎５５－５２７２

制度の名称	**松江市児童クラブ使用料の減免**
支援の種類	減免
支援の内容	●損害程度により、市長が定める額を減免（延長に係る使用料を除く）
対象となる方	公設児童クラブの利用者
備　考	
問合せ先	生涯学習課　☎５５－５３１１

学校関連

制度の名称	**災害に伴う教科用図書申請（小・中・義務教育学校）**
支援の種類	損失教科書の再交付
支援の内容	●災害に見舞われ教科書を損失し、経済的に購入が困難な児童・生徒に、教科書協会から再交付を行う。
対象となる方	被災された世帯のうち、要保護・準要保護世帯 （災害救助法が適用された場合は、被災された全ての世帯）
備　考	「教科用図書再交付申請書」の提出が必要です
問合せ先	学校教育課　☎５５－５４１６

※各支援を受けるにあたり、問合せ先へ必要書類等の確認を必ずしていただきますようお願いします。

This page intentionally left blank

3 規程

資料 3-1

災害対策基本法（抜粋）

昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号
（最終改正　令和 3 年 5 月 10 日法律第 30 号）

（目的）
第一条　この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）
第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一　災害　暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
二　防災　災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
三　指定行政機関　次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。
イ　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関
ロ　内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項並びに国家行政組織法第八条に規定する機関
ハ　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関
ニ　内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関
四　指定地方行政機関　指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第四十三条及び第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
五　指定公共機関　独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
六　指定地方公共機関　地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の港務局（第八十二条第一項において「港務局」という。）、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五条第一項の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。
七　防災計画　防災基本計画及び防災業務計画並びに地域防災計画をいう。
八　防災基本計画　中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画をいう。
九　防災業務計画　指定行政機関の長（当該指定行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二

項若しくは国家行政組織法第三条第二項の委員会若しくは第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあつては、当該指定行政機関。第十二条第八項、第二十五条第六項第二号、第二十八条第二項、第二十八条の三第六項第三号及び第二十八条の六第二項を除き、以下同じ。）又は指定公共機関（指定行政機関の長又は指定公共機関から委任された事務又は業務については、当該委任を受けた指定地方行政機関の長又は指定地方公共機関）が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画をいう。

十　地域防災計画　一定地域に係る防災に関する計画で、次に掲げるものをいう。

イ　都道府県地域防災計画　都道府県の地域につき、当該都道府県の都道府県防災会議が作成するもの

ロ　市町村地域防災計画　市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成するもの

ハ　都道府県相互間地域防災計画　二以上の都道府県の区域の全部又は一部にわたる地域につき、都道府県防災会議の協議会が作成するもの

ニ　市町村相互間地域防災計画　二以上の市町村の区域の全部又は一部にわたる地域につき、市町村防災会議の協議会が作成するもの

（基本理念）

第二条の二　災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

一　我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。

二　国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

三　災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。

四　災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであつても、できる限り的確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。

五　被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。

六　災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

（国の責務）

第三条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

2　国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。

3　指定行政機関及び指定地方行政機関は、その所掌事務を遂行するにあたつては、第一項に規定する国の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

4　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、この法律の規定による都道府県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その所掌事務について、当該都道府県又は市町村に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

（都道府県の責務）

第四条　都道府県は、基本理念にのつとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

２　都道府県の機関は、その所掌事務を遂行するにあたつては、前項に規定する都道府県の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（市町村の責務）

第五条　市町村は、基本理念にのつとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

２　市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

３　消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたつては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（地方公共団体相互の協力）

第五条の二　地方公共団体は、第四条第一項及び前条第一項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

（国及び地方公共団体とボランティアとの連携）

第五条の三　国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）

第六条　指定公共機関及び指定地方公共機関は、基本理念にのつとり、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

２　指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

（住民等の責務）

第七条　地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのつとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

２　災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのつとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

３　前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのつとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

（施策における防災上の配慮等）
第八条　国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない。
２　国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。
一　災害及び災害の防止に関する科学的研究とその成果の実現に関する事項
二　治山、治水その他の国土の保全に関する事項
三　建物の不燃堅牢化その他都市の防災構造の改善に関する事項
四　交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項
五　防災上必要な気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設及び組織並びに防災上必要な通信に関する施設及び組織の整備に関する事項
六　災害の予報及び警報の改善に関する事項
七　地震予知情報（大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第三号の地震予知情報をいう。）を周知させるための方法の改善に関する事項
八　気象観測網の充実についての国際的協力に関する事項
九　台風に対する人為的調節その他防災上必要な研究、観測及び情報交換についての国際的協力に関する事項
十　火山現象等による長期的災害に対する対策に関する事項
十一　水防、消防、救助その他災害応急措置に関する施設及び組織の整備に関する事項
十二　地方公共団体の相互応援及び第八十六条の八第一項に規定する広域一時滞在に関する協定並びに民間の団体の協力の確保に関する協定の締結に関する事項
十三　自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項
十四　被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関する事項
十五　高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対する防災上必要な措置に関する事項
十六　海外からの防災に関する支援の受入れに関する事項
十七　被災者に対する的確な情報提供及び被災者からの相談に関する事項
十八　防災上必要な教育及び訓練に関する事項
十九　防災思想の普及に関する事項

第九条～第十三条　略

（都道府県防災会議の設置及び所掌事務）
第十四条　都道府県に、都道府県防災会議を置く。
２　都道府県防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　都道府県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
二　都道府県知事の諮問に応じて当該都道府県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
三　前号に規定する重要事項に関し、都道府県知事に意見を述べること。
四　当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
五　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（都道府県防災会議の組織）

第十五条　都道府県防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。
2　会長は、当該都道府県の知事をもつて充てる。
3　会長は、会務を総理する。
4　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
5　委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
一　当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
二　当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
三　当該都道府県の教育委員会の教育長
四　警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長
五　当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者
六　当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者
七　当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者
八　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者
6　都道府県防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
7　専門委員は、関係地方行政機関の職員、当該都道府県の職員、当該都道府県の区域内の市町村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、当該都道府県の知事が任命する。
8　前各項に定めるもののほか、都道府県防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の条例で定める。

（市町村防災会議）
第十六条　市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。
2　前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。
3　市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第一項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。
4　市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。
5　都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
6　市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第二項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

（地方防災会議の協議会）
第十七条　都道府県相互の間又は市町村相互の間において、当該都道府県又は市町村の区域の全部又は一部にわたり都道府県相互間地域防災計画又は市町村相互間地域防災計画を作成することが必要かつ効果的であると認めるときは、当該都道府県又は市町村は、協議により規約を定め、都道府県防災会議の協議会又は市町村防災会議の協議会を設置することができる。
2　前項の規定により協議会を設置したときは、都道府県防災会議の協議会にあつては内閣総理大臣に、市町村防災会議の協議会にあつては都道府県知事にそれぞれ届け出なければならない。

第十八条及び第十九条　削除

（政令への委任）
第二十条　第十七条に規定するもののほか、地方防災会議の協議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（関係行政機関等に対する協力要求）
第二十一条　都道府県防災会議及び市町村防災会議（地方防災会議の協議会を含む。以下次条において「地方防災会議等」という。）は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

（地方防災会議等相互の関係）
第二十二条　地方防災会議等は、それぞれその所掌事務の遂行について相互に協力しなければならない。
２　都道府県防災会議は、その所掌事務の遂行について、市町村防災会議に対し、必要な勧告をすることができる。

（都道府県災害対策本部）
第二十三条　都道府県の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部を設置することができる。
２　都道府県災害対策本部の長は、都道府県災害対策本部長とし、都道府県知事をもつて充てる。
３　都道府県災害対策本部に、都道府県災害対策副本部長、都道府県災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県の職員のうちから、当該都道府県の知事が任命する。
４　都道府県災害対策本部は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。
一　当該都道府県の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
二　当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿つて災害予防及び災害応急対策を実施すること。
三　当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
５　都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部に、災害地にあつて当該都道府県災害対策本部の事務の一部を行う組織として、都道府県現地災害対策本部を置くことができる。
６　都道府県災害対策本部長は、当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
７　都道府県災害対策本部長は、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
８　前各項に規定するもののほか、都道府県災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

（市町村災害対策本部）
第二十三条の二　市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。
２　市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。
３　市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町

村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。

4　市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。

一　当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

二　当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿つて災害予防及び災害応急対策を実施すること。

5　市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。

6　市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

7　前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。

8　前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

第二十四条～第二十八条　略

（職員の派遣の要請）

第二十九条　都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人に限る。以下この節において同じ。）に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

2　市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限つて内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。）に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

3　都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前二項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

（職員の派遣のあつせん）

第三十条　都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

2　都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第二百五十二条の十七の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第百二十四条第一項の規定による職員（指定地方公共機関である同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣についてあつせんを求めることができる。

3　前条第三項の規定は、前二項の規定によりあつせんを求めようとする場合について準用する。

（職員の派遣義務）

第三十一条　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、都道府県知事等及び市町村長等並びに指定公共

機関及び特定地方公共機関は、前二条の規定による要請又はあつせんがあつたときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。

（派遣職員の身分取扱い）

第三十二条　都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。

２　前項に規定するもののほか、前条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関から派遣された職員の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。

第三十三条～第四十一条　略

（市町村地域防災計画）

第四十二条　市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

２　市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一　当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第四項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱

二　当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三　当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

３　市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

４　市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たつては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

５　市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

６　都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

７　第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

第四十二条の二　地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

２　前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。

3　市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。
4　市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。
5　市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

第四十三条　　略

（市町村相互間地域防災計画）
第四十四条　市町村防災会議の協議会は、防災基本計画に基づき、当該地域に係る市町村相互間地域防災計画を作成し、及び毎年市町村相互間地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村相互間地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。
2　市町村相互間地域防災計画は、第四十二条第二項各号に掲げる事項の全部又は一部について定めるものとする。
3　第四十二条第四項から第六項までの規定は、市町村相互間地域防災計画について準用する。この場合において、これらの規定中「市町村防災会議」とあるのは、「市町村防災会議の協議会」と読み替えるものとする。

（地域防災計画の実施の推進のための要請等）
第四十五条　地方防災会議の会長又は地方防災会議の協議会の代表者は、地域防災計画の的確かつ円滑な実施を推進するため必要があると認めるときは、都道府県防災会議又はその協議会にあつては当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長、当該都道府県及びその区域内の市町村の長その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、市町村防災会議又はその協議会にあつては当該市町村の長その他の執行機関及び当該市町村の区域内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、これらの者が当該防災計画に基づき処理すべき事務又は業務について、それぞれ、必要な要請、勧告又は指示をすることができる。
2　地方防災会議の会長又は地方防災会議の協議会の代表者は、都道府県防災会議又はその協議会にあつては当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長、当該都道府県及びその区域内の市町村の長その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、市町村防災会議又はその協議会にあつては当該市町村の長その他の執行機関及び当該市町村の区域内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、それぞれ、地域防災計画の実施状況について、報告又は資料の提出を求めることができる。

（災害予防及びその実施責任）
第四十六条　災害予防は、次に掲げる事項について、災害の発生又は拡大を未然に防止するために行うものとする。
一　防災に関する組織の整備に関する事項
二　防災に関する教育及び訓練に関する事項
三　防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事項
四　防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事項
五　災害が発生した場合における相互応援の円滑な実施及び民間の団体の協力の確保のためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項

六　要配慮者の生命又は身体を災害から保護するためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項
七　前各号に掲げるもののほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事項

2　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害予防の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害予防を実施しなければならない。

（防災に関する組織の整備義務）

第四十七条　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下この章において「災害予防責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、その所掌事務又は業務について、災害を予測し、予報し、又は災害に関する情報を迅速に伝達するため必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努めなければならない。

2　前項に規定するもののほか、災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、防災業務計画又は地域防災計画を的確かつ円滑に実施するため、防災に関する組織を整備するとともに、防災に関する事務又は業務に従事する職員の配置及び服務の基準を定めなければならない。

（防災教育の実施）

第四十七条の二　災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努めなければならない。

2　災害予防責任者は、前項の防災教育を行おうとするときは、教育機関その他の関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

（防災訓練義務）

第四十八条　災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行なわなければならない。

2　都道府県公安委員会は、前項の防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

3　災害予防責任者の属する機関の職員その他の従業員又は災害予防責任者の使用人その他の従業者は、防災計画及び災害予防責任者の定めるところにより、第一項の防災訓練に参加しなければならない。

4　災害予防責任者は、第一項の防災訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

（防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務）

第四十九条　災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

（円滑な相互応援の実施のために必要な措置）

第四十九条の二　災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し他の者の応援を受け、又は他の者を応援することを必要とする事態に備え、相互応援に関する協定の締結、共同防災訓練の実施その他円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置）

第四十九条の三　災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し物資供給事業者等（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者その他災害応急対策又は災害復旧に関する活動を行う民間の団体をいう。以下この条において同じ。）の協力を得ることを必要とする事態に備え、協定の締結その他円滑に物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（指定緊急避難場所の指定）

第四十九条の四　市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

2　市町村長は、前項の規定により指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者（当該市町村を除く。次条において同じ。）の同意を得なければならない。

3　市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

（指定緊急避難場所に関する届出）

第四十九条の五　指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により当該指定緊急避難場所の現状に政令で定める重要な変更を加えようとするときは、内閣府令で定めるところにより市町村長に届け出なければならない。

（指定の取消し）

第四十九条の六　市町村長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は第四十九条の四第一項の政令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すものとする。

2　市町村長は、前項の規定により第四十九条の四第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

（指定避難所の指定）

第四十九条の七　市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

2　第四十九条の四第二項及び第三項並びに前二条の規定は、指定避難所について準用する。この場合において、第四十九条の四第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第四十九条の七第一項」と、前条中「第四十九条の四第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

3　都道府県知事は、前項において準用する第四十九条の四第三項又は前条第二項の規定による通知を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

（指定緊急避難場所と指定避難所との関係）

第四十九条の八　指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

（居住者等に対する周知のための措置）

第四十九条の九　市町村長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、内閣府令で定めるところにより、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記

載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三節　避難行動要支援者名簿の作成等

（避難行動要支援者名簿の作成）

第四十九条の十　市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2　避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

一　氏名

二　生年月日

三　性別

四　住所又は居所

五　電話番号その他の連絡先

六　避難支援等を必要とする事由

七　前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3　市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4　市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

（名簿情報の利用及び提供）

第四十九条の十一　市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2　市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項、第四十九条の十四第三項第一号及び第四十九条の十五において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3　市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

（名簿情報を提供する場合における配慮）

第四十九条の十二　市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な

措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第四十九条の十三　第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（個別避難計画の作成）

第四十九条の十四　市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

2　市町村長は、前項ただし書に規定する同意を得ようとするときは、当該同意に係る避難行動要支援者に対し次条第二項又は第三項の規定による同条第一項に規定する個別避難計画情報の提供に係る事項について説明しなければならない。

3　個別避難計画には、第四十九条の十第二項第一号から第六号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

一　避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次条第二項において同じ。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

二　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三　前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

4　市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

5　市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

（個別避難計画情報の利用及び提供）

第四十九条の十五　市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2　市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者（次項、次条及び第四十九条の十七において「避難行動要支援者等」という。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3　市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。

4　前二項に定めるもののほか、市町村長は、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支援者について避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提

供その他の必要な配慮をするものとする。

（個別避難計画情報を提供する場合における配慮）

第四十九条の十六　市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により個別避難計画情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第四十九条の十七　第四十九条の十五第二項若しくは第三項の規定により個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（災害応急対策及びその実施責任）

第五十条　災害応急対策は、次に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。

一　警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
二　消防、水防その他の応急措置に関する事項
三　被災者の救難、救助その他保護に関する事項
四　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
五　施設及び設備の応急の復旧に関する事項
六　廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
七　犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
八　緊急輸送の確保に関する事項
九　前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

2　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

（情報の収集及び伝達等）

第五十一条　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下「災害応急対策責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。

2　災害応急対策責任者は、前項の災害に関する情報の収集及び伝達に当たつては、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項に規定する地理空間情報をいう。）の活用に努めなければならない。

3　災害応急対策責任者は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対策の実施に努めなければならない。

（国民に対する周知）

第五十一条の二　内閣総理大臣は、非常災害又は特定災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難のため緊急の必要があると認めるときは、法令又は防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、国民に対し周知させる措置をとらなければならない。

（防災信号）

第五十二条　市町村長が災害に関する警報の発令及び伝達、警告並びに避難の指示のため使用する防災に関する信号の種類、内容及び様式又は方法については、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、内閣府令で定める。

２　何人も、みだりに前項の信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

（被害状況等の報告）

第五十三条　市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を都道府県（都道府県に報告ができない場合にあつては、内閣総理大臣）に報告しなければならない。

２　都道府県は、当該都道府県の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。

３　指定公共機関の代表者は、その業務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。

４　指定行政機関の長は、その所掌事務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。

５　第一項から前項までの規定による報告に係る災害が非常災害又は特定災害であると認められるときは、市町村、都道府県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、当該災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に意を用いなければならない。

６　市町村の区域内に災害が発生した場合において、当該災害の発生により当該市町村が第一項の規定による報告を行うことができなくなつたときは、都道府県は、当該災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

７　都道府県の区域内に災害が発生した場合において、当該災害の発生により当該都道府県が第二項の規定による報告を行うことができなくなつたときは、指定行政機関の長は、その所掌事務に係る災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

８　内閣総理大臣は、第一項から第四項までの規定による報告を受けたときは、当該報告に係る事項を中央防災会議に通報するものとする。

（発見者の通報義務等）

第五十四条　災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

２　何人も、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

３　第一項の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市町村長に通報しなければならない。

４　第一項又は前項の通報を受けた市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、その旨を気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

（都道府県知事の通知等）

第五十五条　都道府県知事は、法令の規定により、気象庁その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係指定地方行政機関の長、指定地方公共機関、市町村長その他の関係者に対し、必要な通知又は要請をするものとする。

（市町村長の警報の伝達及び警告）

第五十六条　市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害

に関する予報若しくは警報を知つたとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

2　市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たつては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

（警報の伝達等のための通信設備の優先利用等）

第五十七条　前二条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事又は市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、政令で定めるところにより、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求め、若しくはインターネットを利用した情報の提供に関する事業活動であつて政令で定めるものを行う者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めることができる。

（市町村長の出動命令等）

第五十八条　市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は市町村地域防災計画の定めるところにより、消防機関若しくは水防団に出動の準備をさせ、若しくは出動を命じ、又は消防吏員（当該市町村の職員である者を除く。）、警察官若しくは海上保安官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めなければならない。

（市町村長の事前措置等）

第五十九条　市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。

2　警察署長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長（以下この項、第六十四条及び第六十六条において「警察署長等」という。）は、市町村長から要求があつたときは、前項に規定する指示を行なうことができる。この場合において、同項に規定する指示を行なつたときは、警察署長等は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

（市町村長の避難の指示等）

第六十条　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2　前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

3　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

4　市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の

規定により緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5　市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

6　都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第一項から第三項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

7　都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

8　第六項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

（警察官等の避難の指示）

第六十一条　前条第一項又は第三項の場合において、市町村長が同条第一項に規定する避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。

2　前条第二項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退きを指示する場合について準用する。

3　警察官又は海上保安官は、第一項の規定により避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4　前条第四項及び第五項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

（指定行政機関の長等による助言）

第六十一条の二　市町村長は、第六十条第一項の規定により避難のための立退きを指示し、又は同条第三項の規定により緊急安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。

（避難の指示等のための通信設備の優先利用等）

第六十一条の三　第五十七条の規定は、市町村長が第六十条第一項の規定により避難のための立退きを指示し、又は同条第三項の規定により緊急安全確保措置を指示する場合（同条第六項の規定により都道府県知事が市町村長の事務を代行する場合を含む。）について準用する。

（広域避難の協議等）

第六十一条の四　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、第六十条第一項に規定する避難のための立退きを指示した場合におけるその立退き先を当該市町村内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、当該居住者等の受入れについて、同一都道府県内の他の市町村の市町村長に協議することができる。

2　市町村長は、前項の規定による協議をするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。

3　第一項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「協議先市町村長」という。）は、

同項の居住者等（以下「要避難者」という。）を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村長は、同項の規定による滞在（以下「広域避難」という。）の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。

4　前項の場合において、協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

5　協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議した市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知しなければならない。

6　協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

7　協議元市町村長は、広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び前項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

8　協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第四項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

（都道府県外広域避難の協議等）

第六十一条の五　前条第一項に規定する場合において、市町村長は、要避難者を一定期間他の都道府県内の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該他の都道府県の知事と当該要避難者の受入れについて協議することを求めることができる。

2　前項の規定による要求があつたときは、都道府県知事は、要避難者の受入れについて、当該他の都道府県の知事に協議しなければならない。

3　都道府県知事は、前項の規定による協議をするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。

4　第二項の場合において、協議を受けた都道府県知事（以下この条において「協議先都道府県知事」という。）は、要避難者の受入れについて、関係市町村長と協議しなければならない。

5　前項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。）は、要避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、第一項の規定による滞在（以下「都道府県外広域避難」という。）の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。

6　前項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

7　都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を協議先都道府県知事に報告しなければならない。

8　協議先都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を第二項の規定により協議した都道府県知事（以下この条において「協議元都道府県知事」という。）に通知しなければならない。

9　協議元都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議することを求めた市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

10　協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、内閣府令で定める者に通知しなければならない。

11　協議元市町村長は、都道府県外広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議元都道府県知事に報告し、及び公示するとともに、前項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
12　協議元都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その旨を協議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。
13　協議先都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県外協議先市町村長に通知しなければならない。
14　都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第六項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

（市町村長による都道府県外広域避難の協議等）
第六十一条の六　前条第一項に規定する場合において、市町村長は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、要避難者の受入れについて、他の都道府県内の市町村の市町村長に協議することができる。
2　市町村長は、前項の規定による協議をするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。
3　前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。
4　第一項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。）は、同項の要避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、都道府県外広域避難の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。
5　前項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
6　都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議した市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
7　協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
8　前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。
9　協議元市町村長は、都道府県外広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を都道府県外協議先市町村長及び第七項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
10　都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第五項の内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
11　第九項の規定による報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。

（都道府県知事及び内閣総理大臣による助言）
第六十一条の七　都道府県知事は、市町村長から求められたときは、第六十一条の四第一項の規定による協議の相手方その他広域避難に関する事項について助言をしなければならない。
2　内閣総理大臣は、都道府県知事から求められたときは、第六十一条の五第二項の規定による協議の相手方その他都道府県外広域避難に関する事項又は広域避難に関する事項について助言をしなければならない。

第六十一条の八　　略

（市町村の応急措置）

第六十二条　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以下「応急措置」という。）をすみやかに実施しなければならない。

2　市町村の委員会又は委員、市町村の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、地域防災計画の定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、又は市町村長の実施する応急措置に協力しなければならない。

（市町村長の警戒区域設定権等）

第六十三条　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2　前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3　第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）の職務の執行について準用する。この場合において、第一項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4　第六十一条の二の規定は、第一項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。

（応急公用負担等）

第六十四条　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

2　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下この条において「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、市町村長は、当該工作物等を保管しなければならない。

3　市町村長は、前項後段の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下この条において「占有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

4　市町村長は、第二項後段の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

5　前三項に規定する工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

6　第三項に規定する公示の日から起算して六月を経過してもなお第二項後段の規定により保管した工作物

等（第四項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、当該市町村長の統轄する市町村に帰属する。
7　前条第二項の規定は、第一項及び第二項前段の場合について準用する。
8　第一項及び第二項前段の規定は、市町村長その他第一項又は第二項前段に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、第一項又は第二項前段に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
9　警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、第七項において準用する前条第二項又は前項において準用する第二項前段の規定により工作物等を除去したときは、当該工作物等を当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長等又は内閣府令で定める自衛隊法第八条に規定する部隊等の長（以下この条において「自衛隊の部隊等の長」という。）に差し出さなければならない。この場合において、警察署長等又は自衛隊の部隊等の長は、当該工作物等を保管しなければならない。
10　前項の規定により警察署長等又は自衛隊の部隊等の長が行う工作物等の保管については、第三項から第六項までの規定の例によるものとする。ただし、第三項の規定の例により公示した日から起算して六月を経過してもなお返還することができない工作物等の所有権は、警察署長が保管する工作物等にあつては当該警察署の属する都道府県に、政令で定める管区海上保安本部の事務所の長又は自衛隊の部隊等の長が保管する工作物等にあつては国に、それぞれ帰属するものとする。

第六十五条　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。
2　第六十三条第二項の規定は、前項の場合について準用する。
3　第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

第六十六条　略

（他の市町村長等に対する応援の要求）
第六十七条　市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。
2　前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

（都道府県知事等に対する応援の要求等）
第六十八条　市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

（災害派遣の要請の要求等）
第六十八条の二　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場

合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第八十三条第一項の規定による要請（次項において「要請」という。）をするよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

2　市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第八条に規定する部隊等を派遣することができる。

3　市町村長は、前二項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

（災害時における事務の委託の手続の特例）

第六十九条　市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、地方自治法第二百五十二条の十四及び第二百五十二条の十五の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その事務又は市町村長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託して、当該地方公共団体の長その他の執行機関にこれを管理し、及び執行させることができる。

（都道府県の応急措置）

第七十条　都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施しなければならない。この場合において、都道府県知事は、その区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれることとなるように努めなければならない。

2　（略）

3　第一項の場合において、応急措置を実施するため、又はその区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、都道府県知事は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は当該都道府県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求めることができる。この場合において、応急措置の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応急措置の実施を拒んではならない。

第七十一条～第七十三条の三　（略）

（指定行政機関の長等に対する応援の要求等）

第七十四条の四　第七十条第三項に規定するもののほか、都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

第七十五条　（略）

（災害時における交通の規制等）

第七十六条　都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域又は道路の区間）を指定し

て、緊急通行車両（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三十九条第一項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

2　前項の規定による通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）が行われたときは、当該通行禁止等を行つた都道府県公安委員会及び当該都道府県公安委員会と管轄区域が隣接し又は近接する都道府県公安委員会は、直ちに、それぞれの都道府県の区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（次条第四項及び第七十六条の三第一項において「通行禁止区域等」という。）その他必要な事項を周知させる措置をとらなければならない。

第七十六条の二～第七十八条　（略）

（指定行政機関の長等による応急措置の代行）

第七十八条の二　指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、災害の発生により市町村及び当該市町村を包括する都道府県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、法令又は防災計画の定めるところにより、当該市町村の市町村長が第六十四条第一項及び第二項並びに第六十五条第一項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

2　指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

3　第一項の規定による指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十九条～第八十三条　（略）

（応急措置の業務に従事した者に対する損害補償）

第八十四条　市町村長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が、第六十五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定又は同条第二項において準用する第六十三条第二項の規定により、当該市町村の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、当該市町村は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2　都道府県は、第七十一条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

第八十五条　～第八十六条　（略）

（避難所等に関する特例）

第八十六条の二　著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害に係る避難所又は応急仮設住宅（以下この条において「避難所等」という。）が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

2　前項の規定による指定があつたときは、政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する避難所等については、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条の規定は、適用しない。

3　地方公共団体の長は、前項の規定にかかわらず、消防法に準拠して、同項に規定する避難所等についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該避難所等における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

（臨時の医療施設に関する特例）

第八十六条の三　著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害に係る臨時の医療施設（被災者に対する医療の提供を行うための臨時の施設をいう。以下この条において同じ。）が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

2　前項の規定による指定があつたときは、政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が開設する臨時の医療施設については、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四章の規定は、適用しない。

3　前条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による指定があつた場合において、前項に規定する臨時の医療施設について準用する。

（埋葬及び火葬の特例）

第八十六条の四　著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害により埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となつたため、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による指定があつたときは、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第五条及び第十四条に規定する手続の特例を定めることができる。

（廃棄物処理の特例）

第八十六条の五　著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

2　環境大臣は、前項の規定による指定があつたときは、その指定を受けた災害により生じた廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下この条において「廃棄物処理法」という。）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下この条において同じ。）（以下この条において「指定災害廃棄物」という。）の円滑かつ迅速な処理を図るため、廃棄物処理法第五条の二第一項に規定する基本方針にのつとり、指定災害廃棄物の処理に関する基本的な指針（以下この条において「処理指針」という。）を定め、これを公表するものとする。

3　処理指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　指定災害廃棄物の処理の基本的な方向

二　指定災害廃棄物の処理についての国、地方公共団体、事業者その他の関係者の適切な役割分担及び相互の連携協力の確保に関する事項

三　前二号に掲げるもののほか、指定災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理の確保に関し必要な事項

4　環境大臣は、第一項の規定による指定があつたときは、期間を限り、廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域を廃棄物処理特例地域として指定することができる。

5　環境大臣は、前項の規定により廃棄物処理特例地域を指定したときは、廃棄物処理特例地域において適用する廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。以下この条において同じ。）に関する基準並びに廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準を定めるものとする。この場合において、これらの基準（以下この条において「廃棄物処理特例基準」という。）は、廃棄物処理法第六条の二第二項及び第三項、第十二条第一項並びに第十二条の二第一項に規定する基準とみなす。

6　廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項、第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。

7　前項の場合において、地方公共団体の長は、同項の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対

し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

８　環境大臣は、第四項の規定により廃棄物処理特例地域を指定し、又は第五項の規定により廃棄物処理特例基準を定めたときは、その旨を公示しなければならない。

９　環境大臣は、廃棄物処理特例地域内の市町村の長から要請があり、かつ、次に掲げる事項を勘案して指定災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、処理指針に基づき、当該市町村に代わつて自ら当該市町村の指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うことができる。

一　当該市町村における指定災害廃棄物の処理の実施体制

二　当該指定災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性

三　当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性

１０　第六項及び第七項の規定は、前項の規定により指定災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行う環境大臣が当該収集、運搬又は処分を他の者に委託する場合について準用する。この場合において、第六項中「若しくは第六項、第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは」とあるのは、「又は」と読み替えるものとする。

１１　第九項の規定により指定災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行つた環境大臣については、廃棄物処理法第十九条の四第一項の規定は、適用しない。

１２　第九項の規定により環境大臣が行う指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の市町村は、当該費用の額から、自ら当該指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うこととした場合に国が当該市町村に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

１３　国は、前項後段の規定により市町村が負担する費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（避難所における生活環境の整備等）

第八十六条の六　災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮）

第八十六条の七　災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（広域一時滞在の協議等）

第八十六条の八　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について同一都道府県内の他の市町村の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、当該被災住民の受入れについて、当該他の市町村の市町村長に協議することができる。

２　市町村長は、前項の規定により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。

３　第一項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「協議先市町村長」という。）は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村長は、広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を

提供しなければならない。

4　第一項の場合において、協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該避難所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

5　協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議した市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知しなければならない。

6　協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

7　第一項の場合において、協議元市町村長は、広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び前項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

8　協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第四項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

第八十六条の九～第九十条　（略）

第八十七条　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害復旧を実施しなければならない。

（罹災証明書の交付）

第九十条の二　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。

2　市町村長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、前項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被災者台帳の作成）

第九十条の三　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下この条及び次条第一項において「被災者台帳」という。）を作成することができる。

2　被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

一　氏名
二　生年月日
三　性別
四　住所又は居所
五　住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
六　援護の実施の状況
七　要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
八　前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3　市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4　市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

（台帳情報の利用及び提供）

第九十条の四　市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第一項の規定により作成した被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下この条において「台帳情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

一　本人（台帳情報によつて識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二　市町村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

三　他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

２　前項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定による台帳情報の提供に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

以下　（略）

資料 3-2

災害救助法（抜粋）

昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号
（最終改正：令和 3 年 5 月 10 日法律第 30 号）

目次
第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　救助（第三条―第十七条）
第三章　費用（第十八条―第三十条）
第四章　雑則（第三十一条）
第五章　罰則（第三十二条―第三十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

（救助の対象）

第二条　この法律による救助（以下「救助」という。）は、この法律に別段の定めがある場合を除き、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市（特別区を含む。以下同じ。）町村（第三項及び第十一条において「災害発生市町村」という。）の区域（地方自治法　（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項 の指定都市（次条第二項において「指定都市」という。）にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下この条並びに次条第一項及び第二項において同じ。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

２　災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第二十三条の三第二項（同法第二十四条第二項又は第二十八条の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の市町村（次項及び第十一条において「本部所管区域市町村」という。）の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。ただし、前項の規定の適用がある場合又は同法第二十三条の三第二項の規定により当該本部の廃止が告示された場合は、この限りではない。

３　都道府県知事は、前二項の規定による救助を行うときは、その旨及び当該救助を行う災害発生市町村又は本部所管区域市町村の区域を公示しなければならない。当該救助を終了するときも、同様とする。

（救助実施市の長による救助の実施）

第二条の二　救助実施市（その防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する市をいう。以下同じ。）の区域内において、前条第一項に規定する災害により被害を受け又は同条第二項に規定する災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対する救助は、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該救助実施市の長が行う。

２　救助実施市の長は、前項の規定による救助を行うときは、その旨（指定都市の長にあっては、その旨及び当該救助を行う区域）を公示しなければならない。当該救助を終了するときも、同様とする。
３　第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、内閣府令で定めるところにより、同項の救助を行おうとする市の申請により行う。
４　内閣総理大臣は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする市を包括する都道府県の知事の意見を聴かなければならない。
５　内閣総理大臣は、指定をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。
６　第一項及び前三項に定めるもののほか、指定及びその取消しに関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第二章　救助

（都道府県知事等の努力義務）

第三条　都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

（救助の種類等）

第四条　救助の種類は、次のとおりとする。
一　避難所及び応急仮設住宅の供与
二　炊き出しの他による食品の給与及び飲料水の供給
三　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
四　医療及び助産
五　被災者の救出
六　被災した住宅の応急修理
七　生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
八　学用品の給与
九　埋葬
十　前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの
２　第二条第二項の規定による救助の種類は、避難所の供与とする。
３　救助は、都道府県知事等が必要があると認めた場合においては、前二項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。
４　救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

（指定行政機関の長等の収用等）

第五条　指定行政機関の長（災害対策基本法第二条第三号 に規定する指定行政機関の長をいい、当該指定行政機関が内閣府設置法 （平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法 （昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の委員会若しくは災害対策基本法第二条第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては、当該指定行政機関とする。次条において同じ。）及び指定地方行政機関の長（同法第二条第四号に規定する指定地方行政機関の長をいう。次条において同じ。）は、防災業務計画（同法第二条第九号に規定する防災業務計画をいう。）の定めるところにより、救助を行うため特に必要があると認めるときは、救助に必要な物資の生産等を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は救助に必要な物資を収用することができる。
２　前項の場合においては、公用令書を交付しなければならない。
３　第一項の処分を行う場合においては、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

（指定行政機関の長等の立入検査等）
第六条　前条第一項の規定により物資の保管を命じ、又は物資を収用するため、必要があるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、当該職員に物資を保管させる場所又は物資の所在する場所に立ち入り検査をさせることができる。
２　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前条第一項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。
３　前二項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。
４　当該職員が第一項又は第二項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。
５　第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（従事命令）
第七条　都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、医療、土木建築工事又は輸送関係者を、第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、医療又は土木建築工事関係者を、救助に関する業務に従事させることができる。
２　地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）は、都道府県知事が第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めて要求したときは、輸送関係者を救助に関する業務に従事させることができる。
３　前二項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、政令でこれを定める。
４　第五条第二項の規定は、第一項及び第二項の場合に、これを準用する。
５　第一項又は第二項の規定により救助に従事させる場合においては、その実費を弁償しなければならない。

（協力命令）
第八条　都道府県知事は、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。

（都道府県知事等の収用等）
第九条　都道府県知事等は、救助を行うため、特に必要があると認めるとき、又は第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資等を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用することができる。
２　第五条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

（都道府県知事の立入検査等）
第十条　前条第一項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事等は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。
２　都道府県知事等は、前条第一項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。
３　第六条第三項から第五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

（通信設備の優先使用権）
第十一条　内閣総理大臣、都道府県知事等、第十三条第一項の規定により救助の実施に関する都道府県知事の権限に属する事務の一部を行う災害発生市町村若しくは本部所管区域市町村（いずれも救助実施市を除く。以下「災害発生市町村等」という。）の長又はこれらの者の命を受けた者は、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、現に応急的な救助を行う必要があるときは、その業務に関し緊急を要する通信のため、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

（扶助金の支給）
第十二条　第七条又は第八条の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、政令の定めるところにより扶助金を支給する。

（事務処理の特例）
第十三条　都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととすることができる。
２　前項の規定により災害発生市町村等の長が行う事務を除くほか、災害発生市町村等の長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

（内閣総理大臣の指示）
第十四条　内閣総理大臣は、都道府県知事等が行う救助について、他の都道府県知事等に対し、その応援をすべきことを指示することができる。

（日本赤十字社の協力義務等）
第十五条　日本赤十字社は、その使命に鑑み、救助に協力しなければならない。
２　政府は、日本赤十字社に、政府の指揮監督の下に、救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力（第八条の規定による協力を除く。）についての連絡調整を行わせることができる。

（日本赤十字社への委託）
第十六条　都道府県知事等は、救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社に委託することができる。

（事務の区分）
第十七条　この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
一　第四条第三項、第七条第一項及び第二項、同条第四項において準用する第五条第二項、第七条第五項、第八条、第九条第一項、同条第二項において準用する第五条第二項及び第三項、第十条第一項及び第二項、同条第三項において準用する第六条第三項、第十一条、第十二条並びに第十四条の規定により都道府県又は救助実施市（以下「都道府県等」という。）が処理することとされている事務
二　第二条及び第十三条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務
三　第二条の二第一項及び第二項の規定により救助実施市が処理することとされている事務
四　第十三条第二項の規定により災害発生市町村等が処理することとされている事務

第三章　費用

（費用の支弁区分）

第十八条　第四条の規定による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む。）は、救助を行った都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。

２　第七条第五項の規定による実費弁償及び第十二条の規定による扶助金の支給で、第七条第一項の規定による従事命令又は第八条の規定による協力命令によって救助に関する業務に従事し、又は協力した者に係るものに要する費用は、その従事命令又は協力命令を発した都道府県知事等の統括する都道府県等が、第七条第二項の規定による従事命令によって救助に関する業務に従事した者に係るものに要する費用は、同項の規定による要求をした都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。

３　第九条第二項の規定により準用する第五条第三項の規定による損失補償に要する費用は、管理、使用若しくは収用を行い、又は保管を命じた都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。

（委託費用の補償）

第十九条　都道府県等は、当該都道府県知事等が第十六条の規定により委託した事項を実施するため、日本赤十字が支弁した費用に対し、その費用のための寄附金その他の収入を控除した額を補償する。

（都道府県等が応援のため支弁した費用）

第二十条　都道府県等は、他の都道府県等の都道府県知事等により行われた救助につき行った応援のため支弁した費用について、当該他の都道府県等に対して、求償することができる。

２　著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、前項の規定により求償の請求を受けた都道府県等（以下「被請求都道府県等」という。）は、内閣府令で定めるところにより、国に対して、国が被請求都道府県等に代わって同項に規定する費用について同項の規定により求償の請求を行った都道府県等（以下「請求都道府県等」という。）に対して弁済するよう要請することができる。

３　国は、前項の規定による被請求都道府県等の要請があった場合において、当該被請求都道府県等の区域内における被害の状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、第一項の規定による求償の請求に係る費用（以下「請求費用」という。）を、当該被請求都道府県等に代わって請求都道府県等に対して弁済することができる。

４　国は、前項の規定により請求費用を弁済したときは、被請求都道府県等に対して、当該弁済した費用を求償するものとする。

（国庫負担）

第二十一条　国庫は、都道府県等が第十八条の規定により支弁した費用及び第十九条の規定による補償に要した費用（前条第一項の規定により求償することができるものを除く。）並びに同項の規定による求償に対する支払に要した費用（前条第四項の規定による求償に対する支払に要した費用を含む。）の合計額が政令で定める額以上となる場合において、当該合計額が、地方税法　（昭和二十五年法律第二百二十六号）に定める当該都道府県等の普通税（法定外普通税を除く。第二十三条において同じ。）について同法第一条第一項第五号にいう標準税率（標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。）をもって算定した当該年度の収入見込額（以下この項において「収入見込額」という。）の百分の二以下であるときにあっては当該合計額についてその百分の五十を負担するものとし、収入見込額の百分の二を超えるときにあっては次の区分に従って負担す

るものとする。この場合において、収入見込額の算定方法については、地方交付税法 （昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の定めるところによるものとする。

一　収入見込額の百分の二以下の部分については、その額の百分の五十

二　収入見込額の百分の二を超え、百分の四以下の部分については、その額の百分の八十

三　収入見込額の百分の四を超える部分については、その額の百分の九十

2　国は、前条第二項の規定による被請求都道府県等の要請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、前項の規定による国庫の負担額の全部又は一部を、同条第三項にの規定による弁済に代えて、請求都道府県等に対して支払うことができる。

一　前条第二項の規定により被請求都道府県等から弁済するよう要請された費用の額が前項の規定による国庫の負担額を上回らないこと。

二　被請求都道府県等の区域内における被害の状況その他の事情を勘案して請求費用を当該被請求都道府県等に代わって請求都道府県等に対して弁済する必要があること。

3　前項の規定により国が請求費用を支払う場合における第一項の規定の適用については、同項中「前条第四項の規定による求償に対する支払に要した」とあるのは、「前条第二項の規定による要請に係る」とする。

以下、条文（略）

資料 3-3

島根県災害救助法施行細則

昭和 33 年 10 月 14 日島根県規則第 57 号
（最終改正　令和 3 年 9 月 27 日規則第 111 号）

（趣旨）
第１条　災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）の施行については、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号。以下「政令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和 22 年総理庁・内務省・大蔵省・厚生省・運輸省令第１号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（災害情報と救助実施）
第２条　市町村長は、法に規定する救助を必要と認める災害が発生したときは、直ちにその旨を知事に報告し、その指揮を受けなければならない。ただし、事態が急迫して知事の指揮を待つ暇がないと認めたときは、救助の実施に着手するとともに直ちにその旨を知事に報告し、その後の処置に関し指揮を受けなければならない。

（救助の基準）
第２条の２　救助の程度、方法及び期間については、次条から第 15 条までに定める基準によるものとする。ただし、この基準により難い特別の事情がある場合には、知事がそのつど定める特別基準によることができる。

（避難所の設置）
第３条　避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する施設とする。
２　避難所の設置は、学校、公民館等既存の建物を利用してするものとする。ただし、これら既存の建物を利用することが困難なときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。。
３　避難所の設置のため支出できる費用は、次の各号に掲げる避難所の区分に応じ、当該各号に定める費用とし、その額は、被災者１人１日当たり 330 円以内とする。
(1)　法第４条第１項第１号の避難所　次に掲げる費用
ア　避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費
イ　消耗器材費
ウ　建物の使用謝金
エ　器物の使用謝金（器物を借り上げ、又は購入する場合にあっては、その借上費又は購入費）
オ　光熱水費
カ　仮設便所等の設置費
(2)　法第４条第２項の避難所　次に掲げる費用
ア　前号ウ及びオに掲げる費用
イ　前号エ及びカに掲げる費用のうち、知事が必要と認めるもの
４　福祉避難所（高齢者、障がい者その他の避難所での生活において特別な配慮を必要とする者に供与する避難所をいう。）を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要なその地域における通常の実費を前項に規定する額に加算することができる。
５　避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これらの宿泊施設を供与することができる。

6　避難所を開設できる期間は、次の各号に掲げる避難所の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。
(1)　法第４条第１項第１号の避難所　災害発生の日から７日以内
(2)　法第４条第２項の避難所　法第２条第２項の規定による救助を開始した日から知事が別に定める日までの期間

（応急仮設住宅の設置）
第４条　応急仮設住宅は、住家が全焼し、全壊し、又は流失し、他に居住する住家がない状態にあり、かつ、自らの資力では住家を得ることができない者に供与する施設とする。
２　応急仮設住宅の種類は、次に掲げるものとする。
(1)　建設し、供与するもの（次項において「建設型仮設住宅」という。）
(2)　民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（第４項において「借上型仮設住宅」という。）
(3)　その他適切な方法により供与するもの
３　建設型仮設住宅は、次に定めるところにより供与する。
(1)　設置に当たっては、原則として公有地を利用すること。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。
(2)　１戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、5,714,000 円以内とすること。
(3)　同一敷地内又は近接する地域内に複数の建設型仮設住宅を設置した場合は、次のア又はイに掲げる戸数の区分に応じ、当該ア又はイに定める施設を設置することができること。
ア　50 戸以上　居住者の集会等に利用するための施設（イにおいて「集会施設」という。）
イ　50 戸未満　戸数に応じた小規模な集会施設
(4)　福祉仮設住宅（高齢者、障がい者その他の日常生活において特別な配慮を必要とする複数の者に供与する施設であって、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第５条の２第２項に規定する老人居宅介護等事業その他これに類する事業を利用しやすい構造及び設備を有するものをいう。）を建設型仮設住宅として設置することができること。
(5)　建設型仮設住宅は、災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置すること。
(6)　建設型仮設住宅を供与することができる期間は、当該建設型仮設住宅の完成の日から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第３項又は第４項に規定する期限内とすること。
(7)　建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復（以下この号において「解体撤去等」という。）のために支出できる費用は、当該解体撤去等に要する実費とすること。
４　借上型仮設住宅は、次に定めるところにより供与する。
(1)　１戸当たりの規模は、前項第２号に定める規模に準ずることとし、その借上げのため支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険料等その他民間賃貸住宅の貸主若しくは仲介業者との契約に不可欠なものとして当該地域の実情に応じた額とすること。
(2)　災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならないこと。
(3)　前項第６号の規定は、借上型仮設住宅を供与することができる期間について準用すること。

（炊き出しその他食品の給与）
第５条　炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して、直ちに食することができる現物をもって行うものとする。
２　炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食費、副食費、燃料費等とし、その額は、被災者１人１日につき 1,160 円以内とする。
３　炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から７日以内とする。

（飲料水の供給）

第６条　飲料水の供給は、災害のため、飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

２　飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費、給水及び浄水に必要な機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、その額は、当該地域において通常必要とする額とする。

３　飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から７日以内とする。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第７条　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失、損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

２　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

(1)　被服、寝具及び身の回り品

(2)　日用品

(3)　炊事用具及び食器

(4)　光熱材料

３　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により次の額の範囲内とする。この場合において、季別は災害発生の日をもって決定するものとする。

(1)　住家が全焼し、全壊し、又は流失したため被害を受けた世帯

世帯区分 季別	１人 世帯	２人 世帯	３人 世帯	４人 世帯	５人 世帯	６人以上１人を増すごとに加算する額
夏季（４月から９月まで）	円 18,800	円 24,200	円 35,800	円 42,800	円 54,200	円 7,900
冬季（10月から翌年３月まで）	円 31,200	円 40,400	円 56,200	円 65,700	円 82,700	円 11,400

(2)　住家が半焼し、半壊し、又は床上浸水したため被害を受けた世帯

世帯区分 季別	１人 世帯	２人 世帯	３人 世帯	４人 世帯	５人 世帯	６人以上１人を増すごとに加算する額
夏季（４月から９月まで）	円 6,100	円 8,300	円 12,400	円 15,100	円 19,000	円 2,600
冬季（10月から翌年３月まで）	円 10,000	円 13,000	円 18,400	円 21,900	円 27,600	円 3,600

４　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

（医療の実施）

第８条　医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置することにより行うものとする。

２　医療は、救護班によって行うものとする。ただし、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

3　医療は、次の範囲内において行うものとする。
(1)　診療
(2)　薬剤又は治療材料の支給
(3)　処置、手術その他の治療及び施術
(4)　病院又は診療所への収容
(5)　看護
4　医療のため支出できる費用は、救護班による場合は、使用した薬剤及び治療材料の実費（医療器具破損等による補償費を含む。）とし、一般の病院又は診療所による場合は、社会保険診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。
5　医療を実施できる期間は、災害発生の日から 14 日以内とする。

（助産の実施）
第９条　助産は、災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。
2　助産は、次の範囲内において行うものとする。
(1)　分べんの介助
(2)　分べん前及び分べん後の処置
(3)　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
3　助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の２割引以内の額とする。
4　助産を実施できる期間は、分べんした日から７日以内とする。

（被災者の救出）
第 10 条　被災者の救出は、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行うものとする。
2　被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、その額は当該地域において通常必要とする額とする。
3　被災者の救出の期間は、災害発生の日から３日以内とする。

（被災した住宅の応急修理）
第 11 条　被災した住宅の応急修理は、災害のため住家が半焼し、半壊その他これらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。
2　被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、次に掲げる額以内とする。
(1)　次号に掲げる世帯以外の世帯　595,000 円
(2)　半焼又は半壊に準ずる程度の被害を受けた世帯　300,000 円
3　被災した住宅の応急修理は、災害発生の日から３月以内（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の３第１項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第１項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の２第１項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、６月以内）に完了しなければならない。

（生業資金の貸与）
第 12 条　生業に必要な資金の貸与は、住家が全焼し、全壊し、又は流失したため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。
2　生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具又は資材等を購入するための費用に充てる

ものであって、成業の見込みの確実な具体的事業計画があり、かつ、償還能力のある者に対して貸与するものとする。

3　生業に必要な資金の貸与として貸与できる額は、次の各号に掲げる金額の範囲内とする。

(1)　生業費　1件当り　30,000円

(2)　就職支度費　1件当り　15,000円

4　生業に必要な資金の貸与には、次の条件を付すものとする。

(1)　貸与期間　2年以内

(2)　利子　無利子

5　生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならない。

（学用品の給与）

第13条　学用品の給与は、住家が全焼し、全壊し、流失し、半焼し、半壊し、又は床上浸水したため学用品を喪失し、又は毀損し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。

2　学用品の給与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

(1)　教科書

(2)　文房具

(3)　通学用品

3　学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。

(1)　教科書代

ア　小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

イ　高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(2)　文房具及び通学用品費

小学校児童　1人につき　4,500円

中学校生徒　1人につき　4,800円

高等学校等生徒　1人につき　5,200円

4　学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

（埋葬）

第14条　埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。

2　埋葬は、実際に埋葬を行う者に対して、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物を支給することにより行うものとする。

(1)　棺（附属品を含む。）

(2)　埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

(3)　骨つぼ及び骨箱

3　埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人215,200円、小人172,000円以内とする。

4　埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

（死体の捜索）
第 14 条の２　死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものとする。
２　死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
３　死体の捜索は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

（死体の処理）
第 14 条の３　死体の処理（埋葬を除く。）は、災害の際死亡した者の死体に関して、次に掲げる事項について行うものとする。
(1)　死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
(2)　死体の一時保存
(3)　検案
２　検案は、原則として救護班によって行うものとする。
３　死体の処理のため支出できる費用は、次の各号に掲げるところによる。
(1)　死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、１体当たり 3,500 円以内の額
(2)　死体の一時保存のための費用は、次に定めるところによる。
ア　死体を一時収容するため既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費
イ　既存建物を利用できない場合は、施設又は設備の設置費等について１体当たり 5,400 円以内の額。ただし、冷却剤の購入費等が必要な場合には、当該地域において通常必要とする額を加算することができる。
(3)　検案が救護班によって行うことができない場合は、当該地区の慣行料金以内の額
４　死体の処理は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

（障害物の除去）
第 14 条の４　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。
２　障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費とし、その額は、１世帯当たり 137,900 円以内とする。
３　障害物の除去は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

（応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費）
第 15 条　応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる場合は、次に掲げる場合とする。
(1)　被災者（法第４条第２項の救助にあっては、避難者）の避難に係る支援
(2)　医療及び助産
(3)　被災者の救出
(4)　飲料水の供給
(5)　死体の捜索
(6)　死体の処理
(7)　救済用物資の整理配分
２　応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
３　応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期

間とする。

第 16 条　削除

（公用令書）
第 17 条　省令第１条の規定による公用令書は、様式第１号による。
２　前項の公用令書を交付したときは、様式第２号による強制物件台帳にこれを記載するものとする。
３　省令第１条第４項に規定する公用変更令書又は同条第５項に規定する公用取消令書を交付したときは、前項の強制物件台帳に事由を詳記してこれを訂正し、又は抹消するものとする。

第 18 条　前条の公用令書、公用変更令書又は公用取消令書の交付を受けた者は、当該令書に添付した受領書を直ちに知事に返さなければならない。

（引渡しにおける所有者等の立会）
第 19 条　当該職員が省令第２条第２項の規定により物資の引渡しを受ける場合においては、その物資の所有者又は権原に基づいてその物資を占有する者を立ち合わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においてはこの限りでない。

（受領調書）
第 20 条　省令第２条第３項に規定する受領調書は、様式第３号による。

（損失補償請求書）
第 21 条　省令第３条の規定による損失補償請求書は、様式第３号の２による。
２　損失補償請求書の提出があったとき、及び当該請求に基づき損失の補償を行ったときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

（立入検査証票）
第 22 条　法第 10 条第３項において準用する法第６条第４項の規定により当該職員が立入検査について携帯しなければならない証票は、様式第４号による。

（従事命令公用令書）
第 23 条　省令第４条第１項に規定する公用令書及び同条第３項に規定する公用取消令書は、様式第５号による。
２　前項の公用令書を交付したときは､様式第６号による救助従事者台帳にこれを記載するものとする。
３　第１項の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳に事由を詳記してこれを抹消するものとする。

第 24 条　第 18 条の規定は、前条の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者について準用する。

（従事不能の届出）
第 25 条　省令第４条第２項の規定による届書には、次の書類を添付しなければならない。
(1)　負傷、疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書
(2)　天災その他やむを得ない事由により従事することができない場合においては、市町村長又は警察官の証明書

（実費弁償）

第 26 条　政令第４条第１号から第４号までに掲げる者に対する実費弁償のため支出することのできる額は、次の範囲内とする。

(1)　日当

ア　医師及び歯科医師　21,700 円

イ　薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士　15,500 円

ウ　保健師、助産師、看護師及び准看護師　15,200 円

エ　救急救命士　14,800 円

オ　土木技術者及び建築技術者　15,900 円

カ　大工　21,900 円

キ　左官　19,900 円

ク　とび職　21,700 円

(2)　旅費

職員の旅費に関する条例（昭和 27 年島根県条例第 11 号）に定める旅費額を基準とし、前号の職種ごとの日当額の割合で常勤職員との権衡を考慮して定めた額

(3)　時間外勤務手当

職員の給与に関する条例（昭和 26 年島根県条例第１号）第 13 条に定める時間外勤務手当を基準として第１号の職種ごとの日当額の割合で、常勤職員との権衡を考慮して定めた額

第 27 条　政令第４条第５号から第 10 号までに規定する業者及びその従業者に対する実費弁償のため支出する費用は、その地域における慣行料金に手数料としてその 100 分の３を加算した額以内とする。

２　省令第５条の規定による実費弁償請求書は、様式第７号による。

（扶助金支給申請その他）

第 28 条　省令第６条に規定する扶助金支給申請書は、様式第８号による。

２　省令第６条の規定により行う扶助金支給申請のうち、次の各号に掲げる申請については、それぞれ当該各号に定める書類を前項に定める申請書に添付して提出するものとする。

(1)　休業扶助金支給申請　負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類

(2)　打切扶助金支給申請　療養の経過、症状、治療までの見込期間等に関する医師の意見書

３　救助に関する業務に協力した者は、協力命令を受けた旨の居住所の市町村長又は、警察署長の証明書を前項の申請書に添付しなければならない。

（救助の実施に係る報告）

第 29 条　市町村長は、法第 13 条第１項又は知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 11 年島根県条例第 45 号）第２条の規定に基づき知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を実施したときは、直ちに、その内容を詳細に知事に報告しなければならない。

付則[略]

様式第１号～様式第８号[略]

資料 3-4

松江市防災会議条例

平成 17 年 3 月 31 日　松江市条例第 25 号

（目的）

第1条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、松江市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条　防災会議は次に掲げる事務をつかさどる。

(1)　松江市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2)　松江市の地域に係る防災に必要な情報を収集すること。

(3)　市長の諮問に応じて松江市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(4)　前号に規定する重要事項に関し市長に意見を述べること。

(5)　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（組織）

第3条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2　会長は、市長をもって充てる。

3　会長は会務を総理する。

4　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5　委員の定数は、60人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1)　松江市の区域を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員

(2)　松江市を警備区域とする陸上自衛隊の部隊の長又はその指名する職員

(3)　島根県の職員

(4)　松江警察署の署長

(5)　松江市の職員

(6)　松江市教育委員会教育長

(7)　松江市消防本部の消防長及び松江市消防団長

(8)　指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員

(9)　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

6　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

（専門委員）

第4条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、関係地方行政機関の職員、島根県の職員、松江市の職員、松江市消防本部の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任され、又は解嘱されるものとする。

（幹事）

第5条　防災会議に幹事若干名を置く。

2　幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。

3　幹事は、防災会議の所掌事務について、委員を補佐する。

（委任）
第6条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則
この条例は、平成17年3月31日から施行する。

附　則(平成18年12月25日松江市条例第69号)抄
（施行期日）
1　この条例は、平成19年1月1日から施行する。

附　則(平成24年10月5日松江市条例第44号)
この条例は、公布の日から施行する。

資料 3-5

松江市災害対策本部条例

平成 17 年 3 月 31 日　松江市条例第 23 号

（目的）
第 1 条　この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、松江市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）
第 2 条　災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
2　災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
3　災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策の事務に従事する。

（部）
第 3 条　本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
2　部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。
3　部に部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
4　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）
第 4 条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
2　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）
第 5 条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則
この条例は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

附則（平成 24 年 10 月 5 日松江市条例第 44 号）
この条例は、公布の日から施行する。

資料 3-6

松江市危機管理連絡会議設置要綱

（目　的）

第１条　テロ事件の発生等、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１項第１号に規定する災害以外の事案に、迅速かつ的確に対処するために、松江市危機管理連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（対象事案等）

第２条　前条に規定する事案は、住民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある事態が予測され、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　それぞれの部局に属さないもの

二　複数の部局に波及するもの

三　全庁的な対応が求められるもの

２　前項の規定により、連絡会議で対処する事案及び連絡会議の設置基準は、別表第１のとおりとする。

（所掌事務）

第３条　連絡会議の所掌事務は、次の各号のとおりとする。

一　情報の共有化に関すること

二　応急対策の協議に関すること

三　関係機関への対策実施の協議に関すること

四　松江市危機管理対策本部設置の準備に関すること

五　その他、事案対処に関して必要な事項に関すること

（組織）

第４条　連絡会議は、議長、議長付及び構成員をもって組織する。

２　議長は、防災部長をもって充てる。

３　議長付は、別表第２に掲げる職にある者をもって充て、議長を補佐する。

４　構成員は、別表第２に掲げる職にある者をもって充てる。

（会議）

第５条　連絡会議は、議長が招集し、これを主宰する。

２　議長は、必要があると認めるときは、前条第１項に規定する者以外の者の出席を求めることができる。

（事務局）

第６条　連絡会議の事務局は、防災部に置く。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１９年１０月　３日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年　６月　１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成３０年　４月　１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和　元年　７月　１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和　３年　４月　１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和　４年　４月　１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和　５年　４月　１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和　６年　４月　１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

各種事案	連絡会議の設置基準
武力攻撃事態・緊急対処事態等	①　事態認定前において、我が国の周辺地域で、今後我が国に対する武力攻撃等に発展するおそれがあるとみられる事態が発生した場合で、防災部長が必要と認めたとき ②　武力攻撃災害が発生するおそれがある場合で、防災部長が必要と認めたとき
ハイジャック事件 シージャック事件	①　市区域外（含外国）で発生し、市民が遭遇した場合 ②　市区域外（含外国）で発生し、市区域内の港湾に接岸する可能性が高い場合
大規模騒乱、暴動、パニック	市区域内で発生するおそれがある場合
周辺事態安全確保法関連	国において、対処措置に関する基本計画を閣議決定した場合
重大緊急事態（強行上陸＝亡命）	市区域内で発生するおそれがある場合
感染症・食中毒等	①　被害が重篤かつ広範囲に拡大するおそれがある場合 ②　市区域外で高病原性鳥インフルエンザのヒトへの感染事例が発生した場合 ③　隣接市等の農場で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合 ④　隣接市等の農場で口蹄疫が発生した場合
大量の難民（不法侵入）	①　市区域内で発生するおそれがある場合 ②　隣接市等で発生した場合
不審船、領海侵犯	島根半島沿岸沖（領海内）で発生した場合又は展開した場合
その他	その都度協議し、設置する。

別表第２（第４条関係）

議長付	構成員	
防災危機管理課長 原子力安全対策課長 防災危機管理課防災専門官	政策企画課長 広報課長 総　務　課　長 財　政　課　長 商工企画課長 観光振興課長 文化振興課長 市民生活相談課長 健康福祉総務課長 こども政策課長 環境エネルギー課長 都市政策課長	建設総務課長 教育総務課長 出納室長 議会事務局総務課長 消防総務課長 各支所地域振興課長 上下水道局総務課長 ガス局総務課長* 交通局総務課長 市立病院総務課長 関　係　課　長

＊令和８年４月１日の市ガス事業民間譲渡に伴いガス局を廃止するため、それ以降は「ガス局総務課長」を削除

資料 3-7

松江市渇水対策本部等設置要綱

（設置）

第 1 条　松江市の渇水対策を迅速かつ的確に行い、最小限度必要な量の飲料水等を供給し、市民生活の安定に資するため、事象に合わせ以下の体制を設置する。

(1) 渇水により松江市上下水道局(以下「水道局」という。)において第 1 次給水制限もしくは、それに準ずる対応が必要な事象として上下水道局長が認めた場合には、松江市渇水対策連絡会議（以下「連絡会議」）を設置する。

(2) 第 2 次給水制限以上の給水制限を実施また実施しようとする場合に、松江市渇水対策本部(以下「対策本部」という。)を設置する。

（所掌事項）

第 2 条　各体制は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

1　連絡会議

(1) 上下水道局との情報の共有化を図り、給水制限等に関する情報の収集及び市民に対する情報の提供に関すること。

(2) 全市的な対策の検討と実施に関すること。

(3) 報道対応に関すること。

2　対策本部

(1) 給水制限等に関する情報の収集及び市民に対する情報の提供に関すること。

(2) 給配水資機材等の確保及び関係機関との連絡調整に関すること。

(3) 職員の動員体制に関すること。

(4) 給配水計画に関すること。

(5) 報道対応に関すること。

（組織）

第 3 条　連絡会議及び対策本部は、別表 1 に掲げる者をもって組織する。

1　連絡会議

(1) 防災部長は、会議を代表し、事務を総括する。

(2) 防災危機管理課長は、防災部長を補佐し、防災部長に事故があるときは、その職務を代理する。

2　対策本部

(1) 本部長は市長、副本部長は副市長、並びに上下水道局長をもって充てる。

(2) 本部長は、会務を掌理し、対策本部を代表する。

(3) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(4) 災害対策本部員は、本部長の命を受け、渇水対策の事務に従事する。

（招集）

第 4 条　会議の招集等については、以下のとおりとする。

1　連絡会議

(1) 連絡会議の招集は、必要に応じて防災部長が招集する。

2　対策本部

(1) 対策本部会議は、必要に応じて本部長が招集する。

（参考意見等の聴取）

第 5 条　連絡会議及び対策本部において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聞くことができる。

（事務局）
第 6 条　連絡会議及び対策本部の事務局は、防災危機管理課に置く。

（解散）
第 7 条　解散については、以下のとおりとする。
1　連絡会議
　(1) 防災部長は、連絡会議の活動が概ね完了したと認めるときは会議を解散する。
2　対策本部
　(1) 本部長は、本部活動が概ね完了したと認めるときは会議を解散する。

第 8 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、連絡会議は防災部長が、本部会議は本部長が定める。

附則
　この要綱は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

附則
　この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則
　この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則
　この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

資料 3-8

松江市自主防災組織育成等実施要綱

（目的）
第 1 条　災害発生時に備え、住民相互間の協力体制を中心とした自主防災組織の結成、育成、活動等を促進し、防災意識の高揚を図り、もって地域防災力の強化に資することを目的とする。

（担当機関及び実施業務）
第 2 条　松江市防災部防災危機管理課と松江市消防本部予防課が、普及啓発、育成、指導、助言等を行う。

（松江市自主防災委員会の設置）
第 3 条　松江市内の自主防災組織を統括し、自主防災活動の充実強化、結成促進、情報の共有化、研修等機会の提供等の支援を行うことにより、住民相互の協力体制を中心とした地域防災力強化を行うことを目的に設置する。なお、運営等に関しては、松江市自主防災委員会会則による。

（結成）
第 4 条　自主防災組織は、地域住民の意思により結成する。

（構成）
第 5 条　自主防災組織は、組織区域内の住民で構成する。

（結成単位）
第 6 条　自主防災組織は、原則として、既存の町内会、自治会を結成単位とする。ただし、小規模な場合、又はその地域における実情に応じて、複数の町内会、自治会等で合同した組織及び公民館単位等の組織の結成を妨げない。

（編成指針）
第 7 条　自主防災組織の編成指針は、次のとおりとする。
(1) 町内会等ですでに自主防災組織と類似した組織がある場合は、その活動内容の充実、強化を図って、自主防災体制を整備する。
(2) 町内会等はあるが、特に防災活動を行っていない場合は、町内会活動の一環として防災訓練等防災活動の実施から、防災意識の高揚を図り、自主防災体制の整備を推進する。
(3) 町内会等がなく、新たに自主防災組織を設ける場合においては、その地域で活動している組織の話し合いの場、防災訓練等の機会を通じて、自主防災組織の設置を推進する。

（結成の届出）
第 8 条　自主防災組織を結成した場合は、松江市防災部防災危機管理課へ自主防災組織結成届出書（様式第 1 号）により届出するものとする。

（活動）
第 9 条　自主防災組織の活動は、その性格から各地区の実情にあわせ、各組織で決定し運営する。なお、代表的なものを例示すると以下のとおりである。
(1) 平常時
ア　防災に関する知識の普及・啓発
イ　防災関係機関、他の自主防災組織との連絡体制の構築

ウ　地域における有効な防災情報（避難所、避難経路、公共施設、防災倉庫、医療施設、災害時支援者の有無等)、危険箇所（がけ崩れ、危険物施設、古いブロック塀、木造住宅・老朽家屋密集地等）の把握及び情報の周知
エ　災害図上訓練（DIG）の実施及び地域防災マップの作成
オ　地域における防災上の予防措置
カ　地域における情報収集・伝達体制の構築及び確認
キ　防災資機材等の備蓄・点検等
ク　防災訓練等の実施・参加
ケ　コミュニティ誌等による情報の共有化
コ　災害時要援護者の把握・見守り活動
サ　その他地域防災の充実に関すること

(2) 災害時
ア　地域住民の安否確認
イ　地域の災害時要援護者の支援
ウ　出火防止及び初期消火
エ　負傷者の救出・救護
オ　情報の伝達収集
カ　避難誘導、避難生活の指導
キ　避難所等における給食・給水活動
ク　その他災害時対応に関すること

（育成強化策）
第 10 条　松江市及び松江市自主防災委員会は、地域防災力強化のため次の事項を行う。
(1) 啓発資料の作成
(2) 研修会、講演会、説明会等の実施
(3) 情報の提供
(4) 各自治会・町内会、自主防災組織等への指導・助言
(5) 活動拠点施設における資機材の整備
(6) 地区主体で企画運営する防災訓練・防災イベントの支援

（地域等での協力体制強化）
第 11 条　自主防災組織は、行政機関、防災機関、公民館、自治会町内会、消防団、福祉関係機関、地域防災指導員等と円滑な連携をとり、協働により地域防災の強化・推進に努める。

附則
この要綱は、平成 13 年 12 月 11 日から施行する。
附則
この要綱は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。
附則
この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
附則
この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

様式第１号（第８条関係）

自 主 防 災 組 織 結 成 届 出 書

年　　月　　日

（あて先）松江市防災部防災危機管理課

郵便番号　　－

代表者　住　所

氏　名

自主防災組織名称			
結成年月日	年　月　日結成	加入世帯数	世帯
添付書類	１　規　約 ２　役員名簿 ３　組織図 ４　その他		
※受付	※経過欄		

※欄は記入しないこと。

資料 3-9

島根県防災ヘリコプター運航管理要綱（抜粋）

（目的）
第 1 条　この要綱は、島根県防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の運航管理等について必要な事項を定め、安全かつ有効な運用を図ることを目的とする。

（防災航空管理所の設置）
第 3 条　航空機を利用して行う消防防災活動（以下「防災業務」という。）を円滑に遂行するため、県営出雲空港に消防防災課防災航空管理所（以下「防災航空管理所」という。）を置く。
2　防災航空管理所には、防災航空管理所長及び防災航空隊を置く。

（運航基準）
第 12 条　航空機は、次の各号に掲げる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合で、気象条件等が運航可能な場合に運航するものとする。
(1) 救急活動　交通不便地からの緊急患者の搬送、緊急傷病者発生地への医師の搬送及び医療資機材等の輸送並びに高度医療機関への重篤患者の搬送など
(2) 救助活動　水難事故、山岳遭難事故及び火災等における被災者の救助及び救出など
(3) 火災防御活動　林野火災等の大規模火災における空中消火活動並びに情報収集、伝達広報など
(4) 災害応急対策活動　災害等の状況把握並びに緊急物資、医薬品等の輸送及び応急要員、医師等の搬送など
(5) 災害予防活動　災害危険箇所等の調査、各種防災訓練等への参加など
(6) 技術習得訓練活動　上記活動を実施するに必要となる技術を習得するための訓練
(7) 一般行政活動　一般行政及び啓発活動での活用
(8) その他総括管理者が必要と認める活動
2　航空機の運航は、整備点検及び気象条件等により運航できない場合を除き、原則として、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（以下「運航時間」という。）までの間とする。ただし、第 13 条に規定する緊急運航及び総括管理者が特に認める場合は、この限りではない。

（緊急運航）
第 13 条　緊急運航とは、前条第 1 項第 1 号から第 4 号に規定する運航をいう。
2　緊急運航は、前条第 1 項第 5 号から第 8 号に規定する運航及び前条第 2 項に規定する運航時間に優先する。
3　省略
4　省略

（使用手続）
第 16 条 航空機の使用（緊急運航を除く。）を希望する者は、使用を希望する月の前々月の末日までに当該使用について、防災ヘリコプター使用申請書（様式第 4 号）を総括管理者に提出するものとする。

（使用承認）
第 17 条 総括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的及び内容等を審査のうえ、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。
2　総括管理者は、前項の規定により承認した場合は、防災ヘリコプター使用承認書（様式第 5 号）を交付するものとする。

附則
この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

（略）

附則
この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

資料 3-10

島根県防災ヘリコプター緊急運航要領（抜粋）

（主旨）
第 1 条　この要領は、島根県防災ヘリコプター運航管理要項（以下「要綱」という。）第 13 条に基づき、島根県防災ヘリコプターの緊急運航について必要な事項を定めるものとする。

（他の規定との関係）
第 2 条　緊急運航については、要綱及び島根県防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（緊急運航の基準）
第 3 条　要綱第 13 条に規定する緊急運航は、別紙 1 に掲げる基準に該当する場合とする。

（緊急運航の要請）
第 4 条　緊急運航の要請は、島根県消防総務課防災航空管理所に直接行う。
2　前項の要請は、島根県防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第 1 号）により行うものとする。

（要請に対する回答）
第 6 条　所長は、前条の決定結果を直ちに要請者に回答しなければならない。

（受入体制の整備）
第 9 条　要請者は、第 6 条により出動決定の回答を受けた場合、次の事項について綿密な調整を行うとともに、結果を速やかに所長に連絡しなければならない。
(1) 離着陸場の確保及び安全対策
(2) 傷病者等の搬送先の離着陸場及び病院等への搬送手配
(3) その他必要な事項

（報告）
第 10 条　省略
2　緊急運航を要請した機関の長は、災害等が収束した場合、災害状況等報告書（様式第 3 号）により速やかに所長に報告するものとする。

附則
この要領は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
（略）
附則
この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

資料 3-11

島根県防災ヘリコプター緊急運航基準

1　基本要件

防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、次の基本要件を満たす場合に行う。

(1) 県土及び県民の生命、身体及び財産を災害等から保護することが目的である場合

(2) 緊急にヘリコプターが運航を行わなければ、県民の生命、身体及び財産が重大な危険にさらされる恐れがある程の、差し迫った必要性がある場合

(3) 防災ヘリコプター以外の手段では、十分な活動効果が期待できない場合

2　該当事由

防災ヘリコプターの緊急運航該当事由は、次のとおりとする。

(1) 災害対策活動　　(2) 火災防御活動　　(3) 救助活動　　(4) 救急活動

3　緊急運航基準

防災ヘリコプターの緊急運航該当事由の運航基準は、次のとおりとする。

(1) 災害対策活動

ア　災害状況等の情報収集・伝達活動

災害の発生する恐れ、又は発生した場合で、広域にわたり情報収集活動や避難誘導等の情報伝達活動を行う必要のあると認められる場合

イ　緊急輸送

災害が発生した場合で、被災地に救援物資、医薬品及び人員等を搬送する必要があると認められる場合

ウ　その他

災害対策活動上、ヘリコプターによる活動が特に有効と認められる場合

(2) 火災防御活動

ア　被災状況等の情報収集・伝達活動

大規模火災等が発生し、又は延焼拡大の恐れがあり、広域にわたり情報収集活動や避難誘導等の情報伝達活動を行う必要があると認められる場合

イ　空中消火活動

大規模林野火災が発生し、地上消火活動が地理的に困難であると認められる場合

ウ　消火資機材等の搬送

大規模林野火災において、地理的に資機材等の搬送が困難な場合

エ　その他

火災防御活動上、ヘリコプターによる活動が特に有効と認められる場合

(3) 救助活動

ア　事故等における捜索・救助活動

イ　その他

救助活動上、ヘリコプターによる活動が特に有効と認められる場合

(4) 救急活動

ア　傷病者の救急搬送

離島、山村等の交通遠隔地並びに高速道路等の事故現場から、緊急に傷病者の搬送を行う必要があると医師が認め、かつ医師が搭乗する場合

イ　転院搬送

県内の中核医療機関から県内遠隔地の高度・先進医療機関へ、緊急に傷病者の搬送を行う必要のあると医師が認め、かつ医師が搭乗する場合

ウ　その他

救急活動上、ヘリコプターによる活動が特に有効と認められる場合

資料 3-12

松江市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 17 年 3 月 31 日　松江市条例第 180 号

目次

第 1 章　総則(第 1 条・第 2 条)
第 2 章　災害弔慰金の支給(第 3 条―第 8 条)
第 3 章　災害障害見舞金の支給(第 9 条―第 11 条)
第 4 章　災害援護資金の貸付け(第 12 条―第 15 条)
第 5 章　雑則(第 16 条・第 17 条)
附則

第1章　総則

（目的）

第 1 条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「政令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 市民　災害により被害を受けた当時、松江市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章　災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第 3 条　市は、市民が政令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第 4 条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア　配偶者
イ　子
ウ　父母
エ　孫

オ　祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2　前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3　前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

4　前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第5条　災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第6条　災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第7条　災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 政令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

（支給の手続）

第8条　市長は、災害弔慰金の支給を行うべき理由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2　市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章　災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第9条　市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第10条　障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その

他の場合にあっては 125 万円とする。

（準用規定）
第 11 条　第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第 4 章　災害援護資金の貸付け

（災害援護資金の貸付け）
第 12 条　市は、政令第 3 条に掲げる災害により法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。
2　前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）
第 13 条　災害援護資金の一災害における 1 世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。
(1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
ア　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合　150 万円
イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　250 万円
ウ　住居が半壊した場合　270 万円
エ　住居が全壊した場合　350 万円
(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
ア　家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合　150 万円
イ　住居が半壊した場合　170 万円
ウ　住居が全壊した場合(エの場合を除く。)　250 万円
エ　住居の全体が滅失若しくはし、又は流失した場合　350 万円
(3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。
2　災害援護資金の償還期間は 10 年とし、据置期間はそのうち 3 年(政令第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年)とする。

（利率）
第 14 条　災害援護資金は、据置期間中は、無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年 3 パーセント以内で規則で定める率とする。
2　災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。
3　前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、政令第9条の規定による違約金を包含するものとする。

（償還等）
第 15 条　災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。
2　償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3　償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項、政令第 8 条から第 12 条までの規定によるものとする。

第5章　雑則

（支給審査委員会の設置）
第 16 条　災害弔慰金及び災害障害見舞金(以下「災害弔慰金等」という。)の支給に関する事項を調査審議するため、市に災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。
2　委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。
3　前項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

（委任）
第 17 条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則
（施行期日）
1　この条例は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。
（経過措置）
2　この条例の施行の日の前日までに、合併前の松江市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年松江市条例第 34 号)、鹿島町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年鹿島町条例第 22 号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年島根町条例第 19 号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年美保関町条例第 18 号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年八雲村条例第 22 号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年玉湯町条例第 26 号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年宍道町条例第 19 号)又は災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 58 年八束町条例第 18 号)の規定によりなされた支給の決定その他の処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附則(平成 23 年 9 月 30 日松江市条例第 87 号)
この条例は公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した市民(死亡当時において、編入前の八束郡東出雲町の区域内に住所を有した者を含む。)に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附則(平成31年3月29日松江市条例第12号)
（施行期日）
1　この条例は、平成31年4月1日から施行する。
（経過措置）
2　この条例による改正後の松江市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、施行日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。
附則(令和元年 9 月 30 日松江市条例第 23 号)
この条例は、公布の日から施行する。

資料 3-13

松江市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成17年3月31日
松江市規則第79号
改正　平成18年3月31日規則第10号
平成31年3月29日規則第17号
令和元年9月30日規則第12号
令和4年3月30日規則第9号

目次

第1章　総則(第1条)
第2章　災害弔慰金の支給(第2条・第3条)
第3章　災害障害見舞金の支給(第4条・第5条)
第4章　災害援護資金の貸付け(第6条―第18条)
第5章　雑則(第19条―第22条)
附則

第1章　総則

(趣旨)

第1条　この規則は、松江市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成17年松江市条例第180号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章　災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条　市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害弔慰金の支給を行うものとする。

(1)　死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、住所及び生年月日
(2)　死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
(3)　死亡者の遺族に関する事項
(4)　支給の制限に関する事項
(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条　市長は、松江市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2　市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章　災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条　市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(1)　障害者の氏名、住所及び生年月日

(2)　障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況

(3)　障害の種類及び程度に関する事項

(4)　支給の制限に関する事項

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条　市長は、松江市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2　市は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第1号)を提出させるものとする。

第4章　災害援護資金の貸付け

(利率)

第6条　条例第14条第1項の規則で定める率は、年1パーセントとする。

(借入れの申込み)

第7条　災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、災害援護資金借入申込書(様式第2号。以下「借入申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

(1)　借入申込者の住所、氏名及び生年月日

(2)　貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法

(3)　貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画

(4)　保証人となるべき者に関する事項

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2　借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)　世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養費概算額を記載した診断書

(2)　被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3)　前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

3　借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第8条　市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第9条　市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付ける旨を決定したときは、災害援護資金貸付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2　市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（借用書の提出）

第10条　貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに災害援護資金借用書（様式第5号）に資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第11条　市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第12条　市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第13条　繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第14条　借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、償還金支払猶予申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2　市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払猶予承認通知書（様式第8号）により当該借受人に通知するものとする。

3　市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第9号）により当該借受人に通知するものとする。

（違約金の支払免除）

第15条　借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、違約金支払免除申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2　市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金支払免除承認通知書（様式第11号）により当該借受人に通知するものとする。

3　市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)により当該借受人に通知するものとする。

(償還免除)

第16条　災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、災害援護資金償還免除申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1)　借受人の死亡を証する書類

(2)　借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3)　借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3　市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第14号)により当該償還免除申請者に通知するものとする。

4　市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第15号)により当該償還免除申請者に通知するものとする。

(督促)

第17条　市長は、償還金を納付期限までに納付しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第18条　借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに氏名等変更届(様式第16号)を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第5章　雑則

(委員会の組織等)

第19条　条例第16条第1項の災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)は、委員7人以内をもって組織し、必要の都度、市長が任命する。

2　委員の任期は、任命の日から当該災害に係る審査が終了した日までとし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

4　委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

5　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第20条　委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員の任命後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2　会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第21条　委員会の庶務は、健康福祉部健康福祉総務課において処理する。

（雑則）

第22条　この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附　則（平成18年3月31日松江市規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成31年3月29日松江市規則第17号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附　則（令和元年9月30日松江市規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和4年3月30日松江市規則第9号）抄

（施行期日）

1　この規則は、令和4年4月1日から施行する。

資料 3-14

松江市災害見舞金の支給に関する要綱

平成 18 年 8 月 18 日
松江市告示第 339 号

（趣旨）

第 1 条　この要綱は、災害により被害を受けた市民に対する災害見舞金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条　この要綱において「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は特殊火災若しくは爆発により、被害が生ずることをいう。

（支給の種類）

第 3 条　市長は、市民が災害により市の区域内において次の表の左欄に掲げる被害を受けたときは、当該世帯の世帯主（世帯主が死亡したときは、その者の遺族のうち市長が定める者）に対し、同表の右欄に掲げる額の災害見舞金を支給する。

被害の内容	災害見舞金の額
居住する住家の全壊、全焼又は流失	1 世帯につき 50,000 円
居住する住家の半壊又は半焼	1 世帯につき 30,000 円
居住する住家の床上浸水	1 世帯につき 20,000 円
死亡	1 人につき 100,000 円
負傷	1 人につき 10,000 円
備考 1　被害の認定については、市長が別に定める基準により、認定する。 2　負傷に係る支給は、医師の治療に要する期間が 30 日以上のものに限る。	

（適用除外）

第 4 条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱による災害見舞金を支給しないものとする。

(1)　松江市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年松江市条例第 180 号）第 3 条の規定により災害弔慰金が支給されるとき。

(2)　松江市災害弔慰金の支給等に関する条例第 9 条の規定により災害障害見舞金が支給されるとき。

(3)　災害により受けた被害が、被害を受けた者の故意又は重大な過失によるものであると認められるとき。

(4)　その他災害見舞金を支給することが不適当と認めるとき。

（返還）

第 5 条　市長は、詐欺その他の不正な行為により、この要綱による災害見舞金の支給を受けた者があるときは、その者から既に支給した金額の全部又は一部を返還させるものとする。

（雑則）

第 6 条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附　則

この告示は、平成 18 年 8 月 18 日から施行し、平成 18 年 7 月 15 日から適用する。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の松江市災害見舞金の支給に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以降の災害により被害を受けた市民に交付する見舞金から適用し、同日前の災害により被害を受けた市民に交付する見舞金については、なお従前の例による。

資料 3-15

松江市被災者生活再建支援金支給事業実施要綱

松江市被災者生活再建支援金支給事業実施要綱（平成 22 年松江市告示第 337 号）の一部を改正する。

（趣旨）

第１条　この要綱は、自然災害により住宅の全壊等生活基盤に被害を受けながら、その自然災害の規模又は住家の被害程度が被災者生活再建支援法（平成１０年法律第６６号。以下「法」という。）で定める対象に該当しないため、法による支援を受けられない者等に対し、その生活の再建を支援するための支援金(以下「支援金」という。)を支給する松江市被災者生活再建支援金支給事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象災害）

第２条　支援金の支給の対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により松江市の区域内において生ずる被害とする。

（支援金の支給）

第３条　市長は、支援金を予算の範囲内で支給する。

（支援金の支給対象世帯）

第４条　市長は、第２条に定める自然災害により住宅の被害程度が別表に定める区分のいずれかに該当することとなった世帯(法による被災者生活再建支援金の支給対象とならない世帯に限る。以下「被災世帯」という。)の世帯主に対し、支援金の支給を行うものとする。

２　住宅の被害認定は、災害に係る住家の被害認定基準運用指針(平成 30 年３月内閣府（防災担当）)により市長が行うものとし、その認定に当たっては、市長は、その重要性に鑑み、迅速かつ適正に行うよう努めなければならない。この場合において、全壊については全焼及び全流出が、半壊については半焼が含まれるものとする。

（支援金の額）

第5条　被災世帯の世帯主に対する支援金（住宅の被害程度に応じて支払われる支援金(以下「基礎支援金」という。)及び住宅の再建方法に応じて支払われる支援金(以下「加算支援金」という。)）の額は、別表に定める額とする。

２　被災世帯が同一の自然災害により別表に定める住宅の再建方法のうち2以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する加算支援金の額は、前項の規定にかかわらず、当該別表に定める額のうち最も高いものとする。

（支援金の支給申請）

第6条　前条第１項に規定する基礎支援金の支給は、第2条に定める自然災害が発生した日から起算して13か月を経過する日までの間になされた被災世帯の世帯主(特段の事情がある場合は、当該世帯主に準じる者。以下この条において同じ。)の申請に基づき行うものとする。

２　前条に規定する支援金の支給は、第2条に定める自然災害が発生した日から起算して37か月を経過する日までの間になされた被災世帯の世帯主の申請に基づき行うものとする。

3　市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前2項の支援金の申請期間を延長することができるものとする。

4　支援金の支給申請は、松江市被災者生活再建支援金支給申請書(全壊世帯・解体世帯・長期避難世帯・大規模半壊世帯)(様式第1号) 又は松江市被災者生活再建支援金支給申請書(中規模半壊・半壊世帯・準半壊世帯)(様式第2号)に必要事項を記入の上、次に掲げる書面を添付して、市長に行われなければならない。

(1)　住民票(世帯全員及び続柄の記載があること)

(2)　預金通帳その他振込先口座が確認できるもの(以下「預金通帳等」という。)の写し

(3)　市が発行する住宅のり災証明書

(4)　住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体された場合は、その解体を証明する書面

(5)　住宅の建設、購入、補修又は賃借(以下「再建等」という。)に応じた支援金の支給申請を行う場合にあっては、当該再建等をしたこと、又はしようとすることが確認できる契約書等の写し

(支援金の支給決定)

第7条　市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、支援金の支給の可否を決定し、松江市被災者生活再建支援金支給決定通知書(様式第3号) 又は松江市被災者生活再建支援金支給却下決定通知書(様式第4号)により、当該申請を行った者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

(支給決定の取消し)

第8条　市長は、支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。

(2)　その他支援金の支給の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

2　市長は、前項の規定による支援金の支給決定の取消しをした場合は、松江市被災者生活再建支援金支給決定取消通知書(様式第5号)により、当該支給決定を受けた者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第9条　市長は、前条の規定による支援金の支給決定の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が支給されているときは、当該支給決定を受けた者に対し松江市被災者生活再建支援金返還請求書(様式第6号)により期限を定めてその返還を命ずる。

(他の支援金の一時停止)

第10条　支給決定を受けた者に対し支援金の返還を請求し、当該支給決定を受けた者が当該支援金の全部又は一部を返還しない場合において、当該支給決定を受けた者に対して支給すべき他の支援金があるときは、相当の限度において当該他の支援金の支給を一時停止し、又は当該他の支援金と当該支給決定を受けた者が返還しない額とを相殺するものとする。

(関係書類の保存)

第11条　本事業の関係書類は、本事業実施後5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条　この要綱に定めるもののほか、支援金の支給については法に規定する被災者生活再建支援金の支給に準じて行うものとする。

別表

（単位：万円）

区分		基礎支援金	加算支援金		最大支援額（注 10）
世帯	被害程度（注１）		住宅の再建方法（注 11）	金額	
複数世帯（世帯の構成員が複数）	全壊（注２） 解体世帯（注３） 長期避難世帯（注４）	100	建設、購入	200	300
			補修	100	200
			賃借	50	150
	大規模半壊（注５）	50	建設、購入	200	250
			補修	100	150
			賃借	50	100
	中規模半壊（注６）	－	建設、購入	100（注９）	100
			補修	100（注９）	100
			賃借	25（注９）	25
	半壊（注７）	－	補修	100（注９）	100
	準半壊（注８）	－	補修	40（注９）	40
単数世帯（世帯の構成員が単数）	全壊（注２） 解体世帯（注３） 長期避難世帯（注４）	75	建設、購入	150	225
			補修	75	150
			賃借	37.5	112.5
	大規模半壊（注５）	37.5	建設、購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借	37.5	75
	中規模半壊（注６）	－	建設、購入	75（注９）	75
			補修	75（注９）	75
			賃借	18.75（注９）	18.75
	半壊（注７）	－	補修	75（注９）	75
	準半壊（注８）	－	補修	30（注９）	30

（注１）住宅の被害程度は、市町村が発行するり災証明書又はそれに相当する書類により確認を行う。

（注２）災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府（防災担当））の例による損害基準判定（以下、「損害基準判定」という。）において、その割合が50％以上と判定された住宅とする。

（注３）大規模半壊、中規模半壊、半壊又は敷地被害等により、やむを得ず住家を解体した世帯とする。なお、敷地被害等により、やむを得ず住宅を解体した世帯とは、自然災害により、その居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯をいう。

（注４）法第２条第２号ハに該当し、長期避難世帯と認定された世帯とする。

（注５）損害基準判定において、その割合が40％以上50％未満と判定された住宅とする。

（注６）損害基準判定において、その割合が30％以上40％未満と判定された住宅とする。

（注７）損害基準判定において、その割合が20％以上30％未満と判定された住宅とする。

（注８）損害基準判定において、その割合が10％以上20％未満と判定された住宅とする。

（注９）被災した住宅の補修等に係る経費（以下、「実費」という。）が最大支援額を下回る場合は、実費の範囲内とする。

（注10）法に基づく被災者生活再建支援金を受けた又は受ける者に対し、市町村が法による支援とは別に支援金を支給する場合には第３条に掲げる対象事業とするが、表に定める最大支援額から法に基づく支援額を差し引いた金額を最大支援額とする。

（注11）住宅の建設・購入及び賃借は、松江市内で行われるものに限るものとする。

附則
この告示は、平成23 年8 月1 日から施行する。

附則
この告示は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附則
この要綱は、令和2年6月30日から施行する。

附則
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

This page intentionally left blank

4 協定

(1) 市町村相互間及び県外との協定

資料 4-(1)-1

災害時の相互応援に関する協定書

島根県（以下「県」という。）及び島根県内の市町村は、島根県内で災害が発生し、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市町村が県又は他の市町村に応援要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、また、県を通じて行う他県又は他県の市町村との災害時の相互応援を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結した。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
(2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
(3) 救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
(4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
(5) 被災者を一時収容するための施設の提供
(6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続等）

第２条　応援を受けようとする被災市町村は、次の各号に定める事項を明らかにして、第４条に定める連絡担当部局（以下「連絡担当部局」という。）を通じて、電話、ファクシミリ等により応援要請を行うとともに、後日、速やかに次の各号に定める事項を記載した文書を提出するものとする。

(1) 被害の状況
(2) 前条第１号、第２号及び第３号に掲げるものの品名、数量等
(3) 前条第４号に掲げるものの職種別人員
(4) 応援の場所及び応援場所への経路
(5) 応援の期間
(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

２　被災市町村以外の市町村は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認めるときは、前項の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合、前項の要請があったものとみなす。

３　他県又は他県の市町村の応援を受けようとする被災市町村は、県の連絡担当部局を通じて応援要請するものとする。

４　県の連絡担当部局を通じて他県又は他県の市町村からの応援要請を受けた市町村は、速やかに応援の諾否を県の連絡担当部局に通報するものとする。

（応援経費の負担）

第３条　応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村の負担とする。

２　応援を受けた被災市町村が、前項に規定する経費を支弁するいとまがない旨を要請した場合には、応援した市町村は一時繰替支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第４条　県及び市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

（連絡協議会の設置）

第５条　県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、島根県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

第６条　この協定は、市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定を排除するものではない。

（その他）

第７条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、県及び市町村が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書60通を作成し、各自が記名・押印をして、各1通を所持する。

平成８年２月１日

島根県知事
出雲市長
安来市長
鹿島町長
東出雲町長
宍道町長
伯太町長
大東町長
三刀屋町長
頓原町長
佐田町長
大社町長
川本町長
羽須美村長
桜江町長
弥栄村長
匹見町長
柿木村長
布施村長
海士町長

松江市長
益田市長
江津市長
島根町長
八雲村長
八束町長
仁多町長
加茂町長
吉田村長
赤来町長
多伎町長
温泉津町長
邑智町長
瑞穂町長
金城町長
三隅町長
津和野町長
六日市町長
五箇村長
西ノ島町長

浜田市長
大田市長
平田市長
美保関町長
玉湯町長
広瀬町長
横田町長
木次町長
掛合町長
斐川町長
湖陵町長
仁摩町長
大和村長
石見町長職務代理者
石見長助役
旭町長
美都町長
日原町長
西郷町長
都万村長
知夫村長

資料 4-(1)-2

中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定

（趣旨）

第１条　この協定は、地震等による大規模な災害時における、防災対策特に応急対策の一層の充実・強化を図ることを目的として、中国・四国地区の県庁所在都市をもって構成する中国・四国地区都市防災連絡協議会（以下「協議会」という。）の会員市が協力して、物資・労力等の相互応援を行うことについて定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は次に掲げるとおりとする。

(1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
(2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
(3) 救援活動に必要な車両及び舟艇等の提供
(4) 被災者を一時収容するための施設の提供
(5) 被災児童、生徒等の一時受入
(6) 救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
(7) 前各号に定めるもののほか特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第３条　応援を要する被災会員市は、原則として、次の事項を明らかにし、電話等による要請を行い、後日、速やかに、当該事項を記載した文書を提出するものとする。

(1) 災害の状況
(2) 前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、規格、数量等
(3) 前条第４号及び第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容等の人数、被災児童、生徒等の学年等
(4) 前条第６号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣職員の事務職、医療職技術職、技能職等の職種別及び人員
(5) 応援場所及び応援場所への経路
(6) 応援を必要とする期間
(7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（実施）

第４条　応援を要請された会員市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

２　被災会員市以外の会員市は、通信の途絶等により被災会員市と連絡が不可能である場合において、災害の事態に照らし特に緊急を要し、披災会員市が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、被災会員市からの応援要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前条の要請があったものとみなす。

（経費の負担）

第５条　応援に要した経費は、原則として、応援を要請する会員市の負担とする。

２　応援を要請する会員市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請する会員市から要請があった場合は、応援する会員市は、一時繰替支弁するものとする。

（連絡責任者）
第６条　本協定に定める事項の連絡調整の確実及び円滑を図るため、各会員市の防災担当課長等を連絡責任者としてあらかじめ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

（その他）
第７条　この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、協議会の会員市が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書９通を作成し、各会員市は記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成８年３月 28 日

鳥取市　代表者　鳥取市長　　西　尾　迢　富

松江市　代表者　松江市長　　宮　岡　寿　雄

岡山市　代表者　岡山市長　　安　宅　敬　祐

広島市　代表者　広島市長　　平　　岡　　敬

山口市　代表者　山口市長　　佐　内　正　治

徳島市　代表者　徳島市長　　小　池　正　勝

高松市　代表者　高松市長　　増　田　昌　三

松山市　代表者　松山市長　　田　中　誠　一

高知市　代表者　高知市長　　松　尾　徹　人

資料 4-(1)-3

中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定実施細目

改正　平成 25 年 3 月 11 日

（趣旨）

第 1 条　この実施細目は、中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定（以下「協定」という。）第 7 条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部局）

第 2 条　協定第 6 条により会員市は、相互応援のための連絡責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡調整に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

（応援の実施等）

第 3 条　協定第 4 条による応援の実施にあたっては、災害等発生当初から円滑かつ迅速に行うため、被災市に対する支援を行う市を予め定めたカウンターパート制により行うものとする。

2　カウンターパート制により被災市に対する支援を行う市の組み合わせのほか、カウンターパート制による支援の実施に関し必要な事項は、カウンターパート制運用基準で定める。

3　カウンターパート制による支援の実施が円滑に行われるよう、必要に応じ訓練等を行うとともに、連絡体制や支援体制等について、必要な改善に努めるものとする。

4　カウンターパート制による支援の実施にあたっては、中国・四国 9 県による「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」（平成 24 年 3 月 1 日施行）に基づく支援と連携を図り、効率的に行うものとする。

（応援職員等）

第 4 条　協定第 4 条の応援の実施に伴う経費のうち、協定第 2 条第 6 号に定める応援職員の派遣に伴う経費の負担については、次のとおりとする。

(1) 応援を要請した会員市（以下「応援要請市」という。）が負担する経費の額、応援をした会員市（以下「応援市」という。）が定める規程により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

(2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。

(3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものについては応援市が賠償の責めに任ずる。

(4) 前 3 号に定めるもののほか、応援職員の派遣に伴う経費については、応援要請市及び応援市が協議して定める。

2　応援職員は、応援市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

3　応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

4　応援要請市は、可能な範囲において応援職員に対する宿舎のあっせんその他の便宜を供与する。

（救援物資等の経費の支払方法）

第 5 条　応援市は、協定第 5 条第 2 項により経費を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、応援要請市に請求する。

(1) 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

(2) 車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた

場合の修理費

2　前項の規定による請求は、応援市の市長名による請求書（関係書類添付）により、連絡責任者を経由して応援要請市の市長に行うものとする。

3　前2項の規定により難いときは、応援要請市及び応援市が協議して定める。

（幹事市）

第6条　協定の運用に係る庶務は、幹事市において処理し、幹事市は、別表に掲げる輪番により1会計年度の間これに当たるものとする。

2　幹事市の次順の会員市を、副幹事市とし、幹事市がその用務を処理することが困難であるときは、用務を代行する。

3　前2項により難い場合は、会員市が協議して定める。

（幹事市等の用務）

第7条　幹事市は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。

(1) 協定第6条に定める連絡責任者等の会員市への周知

(2) 協定第7条の定めによる会員市が協議する必要が生じた場合における会議の開催又は文書による調整

(3) 応援要請市若しくは応援市と他の会員市との情報連絡又は情報の周知

(4) その他被災会員市から要請のあった用務

2　応援市は、その応援内容及び応援により収集した応援要請市の被災状況等の情報を幹事市へ連絡するものとする。

（資料の交換）

第8条　会員市は、協定による応援が円滑に行われるよう、必要な資料を相互に交換するもとする。

平成8年8月7日

別表

順	都市名
1	広島市
2	徳島市
3	山口市
4	高松市
5	鳥取市
6	松江市
7	松山市
8	岡山市
9	高知市

順は、平成8年度を1とする。

附則（平成25年3月11日）

この実施細目は、平成25年3月11日から施行する。

中国・四国地区都市防災連絡協議会カウンターパート制運用基準

（趣旨）

第１条　中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定実施細目（以下「実施細目」という。）第３条第２項の規定に基づき、カウンターパート制による支援の実施に必要な事項を定める。

（支援を行う市の組合せ）

第２条　カウンターパート制により被災市に対する支援を行う市の組合せを次のとおり定める。

組合せ	構　成　市
グループ１	鳥取市　徳島市
グループ２	岡山市　高松市
グループ３	広島市　松山市
グループ４	松江市　山口市　高知市

（支援を行う市の役割）

第３条　カウンターパート制により被災市に対する支援を行う市（以下「支援担当市」という。）の役割は、次のとおりとする。

(1) 連絡員を被災市に派遣して情報収集を行い、被災地ニーズ等を把握

(2) 被災地ニーズに応じた支援を円滑かつ迅速に実施

(3) 被災地ニーズ、支援状況等を第４条に定める調整市に報告

（調整市の設置）

第４条　被災状況に応じた、より的確な支援を実施するため、中国地区と四国地区に調整市をそれぞれ設置する。調整市は、同協議会の幹事市、副幹事市等とし、輪番とする。なお、調整市が被災した場合には、次順の都市がこれを代行するものとする。

２　調整市は相互に連携し、カウンターパート制による支援担当市からの被災市の被災状況や各市の支援状況等の情報集約を行い、会員市への情報伝達等を行うとともに、被災市に対する支援に係る包括的な調整（カウンターパート制による支援担当市のみでは対応が困難な場合などにおいて他の支援市の派遣調整など）を行う。

（災害情報の共有）

第５条　支援担当市と支援の相手方となる市（以下「支援対象市」という。）は、相互に連絡し、被害状況等の情報を共有する。

２　前項の情報共有を開始する時期は、次のとおりとする。ただし、カウンターパートグループで別の定めをした場合はこの限りでない。

(1) 支援対象市に災害対策本部が設置されたとき

(2) 支援対象市において、震度６弱以上の地震が観測されたとき又は大津波・津波警報が発表されたとき

(3) 援対象市において、被害の規模が甚大な災害等が発生したとの情報を得たとき

（連絡員の派遣）

第６条　支援担当市が支援対象市に連絡員を派遣する時期は、次のとおりとする。ただし、カウンターパートグループ構成市において別の定めをした場合はこの限りではない。

(1) 前条の情報共有の過程において、支援対象市から支援担当市に対して支援要請の意向が示されたと

き

(2) 支援担当市が災害等の実態に照らし、支援が必要と判断して連絡員派遣の申し出を行った場合において、支援対象市がその受け入れを了承したとき

(3) 通信の途絶等により、支援担当市が被害状況等の情報を収集することが困難な場合において、支援対象市に甚大な被害が推測されるとき

2　支援担当市が支援対象市に連絡員を派遣したときは、支援担当市が所属する地区の調整市に対しその旨連絡するものとする。

附　則

この基準は、平成 25 年 3 月 11 日から施行する。

【参考】

調　整　市	中国地区	四国地区
平成 24 年度	岡山市（正）	高知市（副）
平成 25 年度	広島市（副）	高知市（正）
平成 26 年度	広島市（正）	徳島市（副）
平成 27 年度	山口市（副）	徳島市（正）
平成 28 年度	山口市（正）	高松市（副）
平成 29 年度	鳥取市（副）	高松市（正）
平成 30 年度	鳥取市（正）松江市（副）	高松市（副）
平成 31 年度	松江市（正）	松山市（副）
平成 32 年度	岡山市（副）	松山市（正）
平成 33 年度	岡山市（正）	高知市（副）
平成 34 年度	広島市（副）	高知市（正）
平成 35 年度	広島市（正）	徳島市（副）
平成 36 年度	山口市（副）	徳島市（正）
平成 37 年度	山口市（正）	高松市（副）
平成 38 年度	鳥取市（副）	高松市（正）
平成 39 年度	鳥取市（正）松江市（副）	松山市（副）
平成 40 年度	松江市（正）	松山市（副）
平成 41 年度	岡山市（副）	松山市（正）

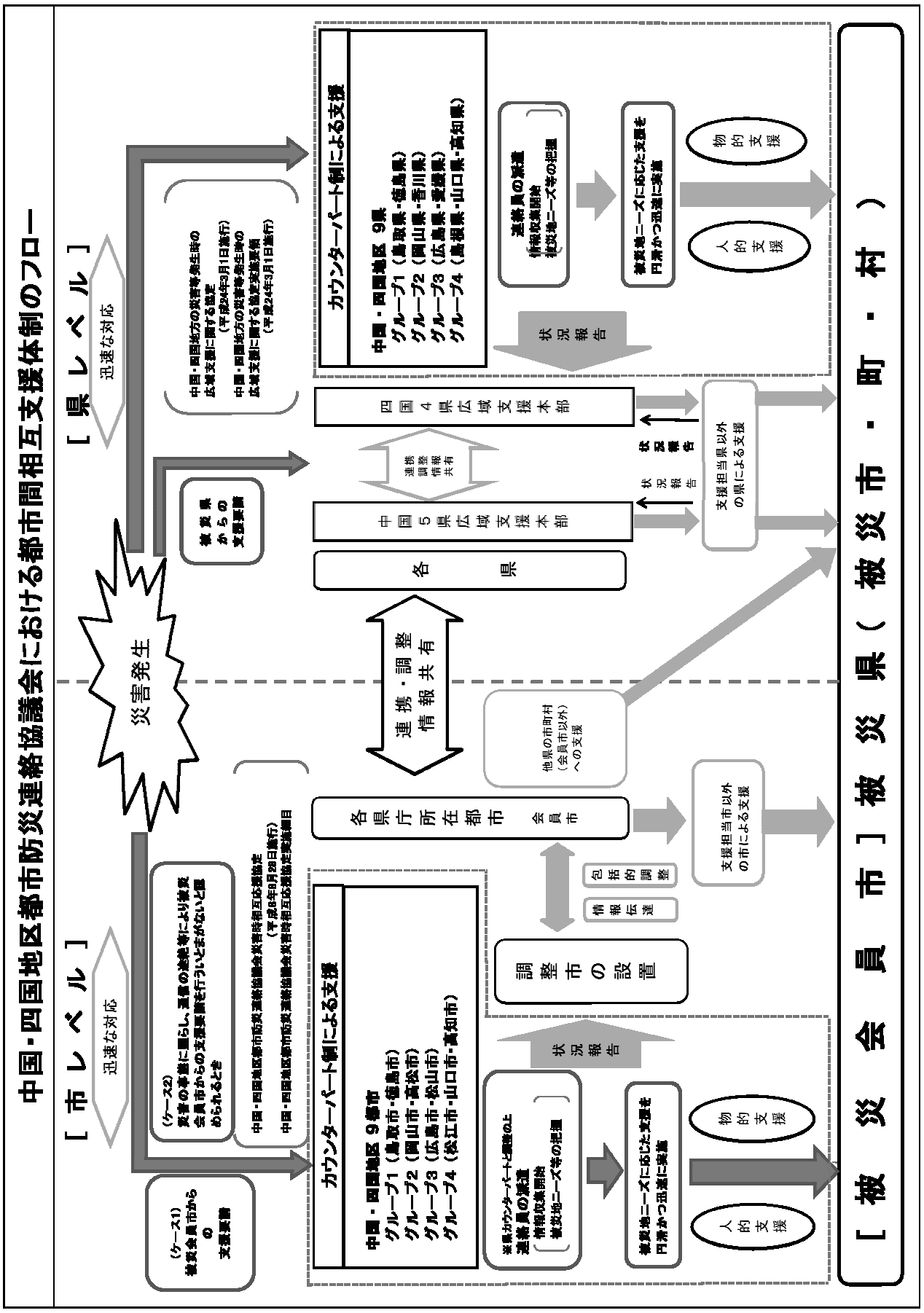
中国・四国地区都市防災連絡協議会における都市間相互支援体制のフロー
［市レベル］
［県レベル］
迅速な対応
迅速な対応
災害発生
（ケース1）
被災会員市からの
支援要請
（ケース2）
災害の本質に照らし、主旨の連絡等により被災会員市からの支援要請を行ういとまがないと認められるとき
中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定
（平成8年10月29日施行）
中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定実施細目
カウンターパート制による支援
中国・四国地区 9都市
グループ1（鳥取市・徳島市）
グループ2（岡山市・高松市）
グループ3（広島市・松山市）
グループ4（松江市・山口市・高知市）
※県カウンターパートと調整の上連絡員の派遣
（情報収集開始）
被災地ニーズ等の把握
被災地ニーズに応じた支援を
円滑かつ迅速に実施
人的支援
物的支援
状況報告
調整市の設置
包括的調整
情報伝達
各県庁所在都市 会員市
他県の市町村
（会員市以外）
への支援
支援担当市以外
の市による支援
連携・調整
情報共有
各県
中国5県広域支援本部
四国4県広域支援本部
連携
調整
情報共有
状況報告
状況報告
被災県
からの
支援要請
中国・四国地方の災害等発生時の
広域支援に関する協定
（平成24年3月1日施行）
中国・四国地方の災害等発生時の
広域支援に関する協定実施要領
（平成24年3月1日施行）
カウンターパート制による支援
中国・四国地区 9県
グループ1（鳥取県・徳島県）
グループ2（岡山県・香川県）
グループ3（広島県・愛媛県）
グループ4（島根県・山口県・高知県）
連絡員の派遣
（情報収集開始）
被災地ニーズ等の把握
被災地ニーズに応じた支援を
円滑かつ迅速に実施
人的支援
物的支援
状況報告
支援担当県以外
の県による支援
［被災会員市］被災県（被災市・町・村）

資料 4-(1)-4-1

中海・宍道湖・大山圏域災害時相互応援協定書

松江市、出雲市、安来市、米子市、境港市及び鳥取県西部町村会（以下「構成市町村」という。）は、構成市町村の行政区域において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法」という。）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、被災した構成市町村が応急対策及び復旧活動を円滑に実施できるよう、法第８条第２項第１２号の規定により、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1)　食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
(2)　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
(3)　救援及び救助活動に必要な車両等の提供
(4)　救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
(5)　被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供
(6)　被災した児童、生徒等の一時受入れ
(7)　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第２条　応援を要請する構成市町村（以下「要請市町村」という。）は、原則として、次に掲げる事項を明らかにした上、電話その他の方法により応援を要請し、後日、速やかに当該事項を記載した文書により提出するものとする。

(1)　災害の状況
(2)　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、当該供給又は提供を必要とする物資、資機材、車両等の品名、規模、数量その他必要な事項
(3)　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、当該派遣を必要とする職員の職種、人員及び業務内容
(4)　前条第５号及び６号に掲げる応援を要請する場合にあっては、受入人数その他必要な事項
(5)　応援場所及び応援場所への経路
(6)　応援を必要とする期間
(7)　前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

（応援の実施）

第３条　前条の規定により応援の要請を受けた構成市町村（以下「応援市町村」という。）は、これに速やかに応じるものとする。

２　構成市町村は、前条の規定による要請がない場合であっても、構成市町村及びその周辺市町村の被災状況等から応援の必要があると認めた場合は、自らの判断により自主応援活動を実施することができるものとする。この場合において、当該自主応援活動は、前条の規定による要請を受けて行ったものとみなす。

（費用の負担）

第４条　応援に要した費用は、原則として、要請市町村の負担とする。

２　要請市町村が前項の費用を支弁するいとまがないため、法第９２条第２項の規定により当該費用の一時繰替え支弁の要請を行ったときは、応援市町村は、当該費用の一時繰替え支弁を行い、応援終了後、要請市町村に請求するものとする。

（防災連絡協議会）

第５条　構成市町村は、この協定で定める事項を確実、かつ、円滑に実施するため、防災連絡協議会を設置するものとする。

（実施細目）

第６条　この協定を実施するために必要な細目については、構成市町村が協議のうえ、別に定めるものとする。

（その他）

第７条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、構成市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結にあたっては、構成市町村の同意書の提出をもって、協定が成立したものとみなす。

平成２５年７月２３日

島　根　県　　松　江　市

島　根　県　　出　雲　市

島　根　県　　安　来　市

鳥　取　県　　米　子　市

鳥　取　県　　境　港　市

鳥　取　県　　西部町村会

〔鳥取県西部町村会構成自治体〕

日　吉　津　村
大　山　町
南　部　町
伯　耆　町
日　南　町
日　野　町
江　府　町

資料 4-(1)-4-2

中海・宍道湖・大山圏域災害時相互応援協定書実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は、「中海･宍道湖･大山圏域災害時相互応援協定書」（以下「協定」という。）第６条の規定に基づき、当該協定の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援職員）

第２条　協定第１条第４号の規定により派遣された職員（以下「応援職員」という。）は、その応援業務に従事するときは、腕章等により自らの所属市町村名を明示するものとする。

２　応援職員は、その派遣に当たり、必要な被服その他の必要な物資を携行するものとする。

（応援職員に係る費用の負担）

第３条　協定第４条第１項に規定する応援に要した費用のうち、応援職員の派遣に係る費用（以下この条において「派遣費用」という。）の負担については、次に掲げるとおりとする。

(1)　要請市町村が負担する派遣費用の額は、応援市町村が定める規程に基づき算出した応援職員の派遣に係る旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(2)　前条第２項の規定に係る費用は、応援市町村が負担する。

(3)　応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の公務災害補償に係る費用は、応援市町村が負担する。

(4)　前３号に掲げるもののほか、派遣費用の負担については、構成市町村が協議の上定めるものとする。

２　応援職員が第三者に損害を与えた場合における賠償責任は、応援業務に従事のものにあっては要請市町村が、応援市町村･要請市町村間の移動中のものにあっては応援市町村が、負うものとする。

（一時繰替え支弁に係る費用の支払）

第４条　応援市町村は、協定第４条第２項の規定により一時繰替え支弁を行ったときは、次に掲げる費用の額を算出し、当該算出した額の支払を要請市町村に請求するものとする。

(1)　備蓄物資及び調達物資にあっては、当該物資の購入費及び輸送費

(2)　車両、機械器具等にあっては、借上料、燃料費、輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(3)　前条の規定により要請市町村が負担する派遣費用

（費用の請求）

第５条　応援に要した費用の請求は、領収書その他の関係書類を添付した請求書により行うものとする。

（幹事市）

第６条　協定第５条に規定する防災連絡協議会は、この協定書及び実施細目の円滑な運用に資するため、輪番制による幹事市（町村は除く）を設けるものとする。

２　幹事市は次に掲げる事務を行うものとする。

(1)　構成市町村相互の連絡調整に関すること。

(2)　構成市町村における定期的な研究会、協議会等に関すること。

(3)　前２号に定めるもののほか、構成市町村から要請のあった事項に関すること。

（資料の提供等）

第７条　構成市町村は、協定に基づく相互応援を円滑に行うため、相互に必要な資料の提供、定期的な意見交換等を実施するものとする。

（その他）

第８条　この実施細目に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、構成市町村が協議して定めるものとする。

この実施細目の締結にあたっては、構成市町村の同意書をもって、実施細目が成立したものとみなす。

平成２５年７月２３日

島　根　県　　松　江　市

島　根　県　　出　雲　市

島　根　県　　安　来　市

鳥　取　県　　米　子　市

鳥　取　県　　境　港　市

鳥　取　県　　西部町村会

〔鳥取県西部町村会構成自治体〕
日 吉 津 村
大　山　町
南　部　町
伯　耆　町
日　南　町
日　野　町
江　府　町

資料 4-(1)-5

地震等災害時の相互応援に関する協定

国際特別都市建設連盟に加盟する市町間において，地震等による災害時の相互応援について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は，国際特別都市建設連盟に加盟する都市（以下「加盟都市」という。）相互の友好の精神に基づき，地震若しくはその他の災害が発生し，又は発生のおそれがある場合，加盟都市間の相互応援に関する基本的な事項について定めるものとする。

（連絡窓口）

第２条　災害時における相互応援を確実かつ円滑に行うため，国際特別都市建設連盟規約第１２条第１項に規定する事務局（以下「連盟事務局」という。）は，毎年１回，加盟都市の防災担当部署の連絡責任者，連絡先等を定めた名簿を作成し，加盟都市に配付する。

２　加盟都市の防災担当部署は，地域防災計画その他参考資料を相互に交換する等，日頃の情報交換に努めるものとする。

（応援体制）

第３条　加盟都市を次の表に定めるブロックに分ける。

ブロック名	構成市町
西日本ブロック	別府市，松江市，松山市
近畿ブロック	奈良市，京都市，芦屋市，鳥羽市
東日本ブロック	伊東市，熱海市，軽井沢町，日光市

２　ブロックに幹事都市及び副幹事都市を置き，ブロック構成都市の中から互選により定める。ただし，連盟事務局所在都市は，幹事都市を兼ねることはできないものとする。

３　加盟都市が災害等により被災した場合は，次に定めるところにより，応援の要請を行うものとする。

(1)　連盟事務局所在都市

(2)　連盟事務局所在都市が被災した場合は，被災市町が属するブロックの幹事都市

(3)　連盟事務局所在都市及び被災市町が属するブロックの幹事都市が被災した場合は，被災市町が属するブロックの副幹事都市

(4)　前３号の都市のいずれも被災した場合は，他のブロックの幹事都市

４　前項の規定により応援の要請を受けた連盟事務局所在都市又は幹事都市若しくは副幹事都市（以下「災害時事務局」という。）は，速やかに各ブロックの幹事都市と応援体制について協議をする。

（相互応援の内容）

第４条　相互応援の内容は，次のとおりとする。

(1)　食糧，飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供

(2)　被災者の救出，医療，防疫，施設等の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供並びにあっせん

(3)　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

(4)　救助及び応急復旧等に必要な職員の派遣

(5)　被災者の一時収容のための施設等の提供及びあっせん

(6)　前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援の要請等）

第５条　応援の要請は，応援を必要とする加盟都市が次の事項を明らかにし，口頭で応援を要請し，その後速やかに文書を送付するものとする。

(1)　被害の状況

(2)　前条第１号から第３号までに掲げる事項の応援を要請する場合にあっては，物資等の品名，数量等

(3)　前条第４号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては，職員の職種及び人員

(4)　応援を必要とする場所
(5)　前各号に掲げるもののほか必要な事項
２　前項の応援の要請の有無にかかわらず，加盟都市において大規模な災害が発生したことが明らかな場合は，他の加盟都市は自主的な状況の判断に基づき応援を開始することができるものとする。
３　前項の規定により応援を開始した加盟都市は，速やかに災害時事務局に報告するものとし，災害時事務局はその後の支援体制を各ブロックの幹事都市と協議するものとする。

（指揮）
第６条　第４条第４号の規定により派遣された職員は，応援要請市町長の指揮の下に行動するものとする。

（応援経費の負担）
第７条　応援に要した経費は，法令その他特別に定めのある場合を除き，原則として応援を受けた加盟都市の負担とする。ただし，応援を実施した加盟都市が費用負担を行うこととした場合においては，この限りでない。

（交流）
第８条　加盟都市は，この協定を実効性のあるものとするため，平常時から地域間交流に努めるものとする。

（協議）
第９条　この協定に定めるもののほか必要な事項は，加盟都市が協議してこれを定めるものとする。
２　この協定書の内容に疑義が生じた場合も前項と同様とする。

附　則（平成９年８月２４日締結）
この協定は，平成９年８月２４日から実施する。

附　則（平成２４年６月５日締結）
この協定は，平成２４年６月５日から実施する。

附　則（平成２９年１０月１９日締結）
この協定は，平成２９年１０月１９日から実施する。

この協定の締結を証するため，本書１１通を作成し，各市町長記名押印の上，各自その１通を保有するものとする。

平成２９年１０月１９日

別 府 市 長

伊 東 市 長

熱 海 市 長

奈 良 市 長

京 都 市 長

松 江 市 長

芦 屋 市 長

松 山 市 長

軽 井 沢 町 長

日 光 市 長

鳥 羽 市 長

資料 4-(1)-6

全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、全国原子力発電所所在市町村協議会の会員（準会員を含む。）である市町村において、大規模な災害が発生し、被災した会員市町村（以下「被災会員市町村」という。）のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合における会員市町村の相互応援について必要な事項を定めるものとする。

（災害応援市町村）

第２条　災害応援市町村は、この要綱の趣旨に賛同した別表に掲げる会員市町村（以下「応援会員市町村」という。）とする。

（連絡担当部局）

第３条　会員市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定めるものとする。

（連絡）

第４条　被災会員市町村は、災害が発生したときは、速やかに事務局に連絡するものとする。

２　事務局は、前項の連絡を受けたときは、速やかに会員市町村へ周知するものとする。

（応援の種類）

第５条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
(2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
(3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
(4) 救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
(5) ボランティアのあっせん
(6) 前各号に定めるもののほか、被災会員市町村が特に必要と認めるもの

（応援要請の手続）

第６条　応援を受けようとする被災会員市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等による要請を行い、後日速やかに当該事項について記載した文書（別記様式１）を事務局に提出するものとする。

(1) 被害の状況
(2) 前条第１号から第３号までの応援に要する品名、規格、数量等
(3) 前条第４号に掲げる職員の事務職、医療職、技術職、技能職の職種別及び人員
(4) 応援を受ける場所及びその経路
(5) 応援を受ける期間
(6) 前各号に掲げるもののほか、応援要請に必要な事項

（応援体制）

第７条　事務局は、被災会員市町村から応援の要請を受けたときは、役員市町村と協力し、要請の内容に応じ、次の各号に掲げる災害の応援体制を当該各号に定める会員市町村をもって組織するものとする。

(1) 第１次体制　　別に定めるブロック別都道府県内の会員市町村
(2) 第２次体制　　全会員市町村

（実施）
第 8 条　事務局から応援を要請された会員市町村は、極力これに応じ、救援に努めるものとする。
2　応援要請を受けなかった会員市町村は、被災会員市町村と連絡をとり、適宜必要な応援をすることができるものとする。

（緊急応援活動の実施）
第 9 条　会員市町村は、他の会員市町村において災害が発生した場合で、緊急の応援活動が必要であると判断したときは、第 7 条の規定にかかわらず、緊急応援活動を実施できるものとする。

（経費の負担）
第 10 条　職員の派遣に要する経費及び救援物資の調達その他の応援に要する経費は、原則として被災会員市町村が負担するものとする。

（災害補償等）
第 11 条　第 5 条第 4 号の規定により派遣された職員（次項において「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）に定めるところによる。
2　派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災会員市町村が、被災会員市町村への往復経路の途中に生じたものについては応援を行う会員市町村が賠償の責めを負うものとする。

（資料等情報の交換）
第 12 条　会員市町村は、この要綱に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ、情報交換を行うものとする。

（補則）
第 13 条　この要綱に定めるもののほか、災害相互応援の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則
この要綱は、平成 18 年 5 月 12 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

泊村	大間町	東通村	女川町	石巻市	浪江町	双葉町	大熊町	富岡町	楢葉町
東海村	御前崎市	刈羽村	柏崎市	志賀町	敦賀市	美浜町	おおい町	高浜町	松江市
上関町	伊方町	玄海町	薩摩川内市	神恵内村	共和町	岩内町	六ヶ所村	長浜市	

様式第１（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

全国原子力発電所所在市町村協議会長　殿

被災会員市町村

災害発生による応援要請について

全国原子力発電所所在市町村協議会相互応援に関する要綱第６条の規定に基づき、次のとおり応援を要請します。

項目	内容
１　被害状況	
２　応援の種及び内容	
３　応援を要類する職種別人員	
４　応援場所及び到達経路	
５　応援を受ける期間	
６　その他応援に必要な事項	

資料 4-(1)-7

全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する実施要領

（趣旨）

第１条　この実施要領は、全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、災害相互応援の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部局）

第２条　要綱第３条に規定する連絡担当部局は、別表第１のとおりとする。

（ブロック別都道府県）

第３条　要綱第７条第１号に規定するブロック別都道府県は、別表第２のとおりとする。

（応援）

第４条　派遣職員は、応援を行う会員市町村（以下「応援会員市町村」という。）の名を表示する腕章等の標識をつけ、その身分を明らかにするものとする。

２　派遣職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

３　被災会員市町村は、災害の状況に応じ、派遣職員に対する宿舎のあっせん、その他の便宜を供与するものとする。

４　応援を要請する被災会員市町村が要綱第５条に規定する経費を支弁するいとまがなく、当該被災会員市町村から要請があった場合は、応援会員市町村が当該経費を一時繰替支弁することができるものとする。

（経費の額の算出）

第５条　要綱第10条に規定する経費は、`次の各号に定めるところにより算出した額とする。

(1) 職員の派遣に要する旅費及び諸手当等の額は、応援会員市町村の条例等に定めた額の範囲内とする。

(2) 備蓄物資及び調達物資の額は、当該物資の購入費及び輸送費に係る額とする。

(3) 車両及び機械器具等の額は、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費に係る額とする。

（経費の請求方法）

第６条　応援会員市町村が前条に定める経費を請求する場合は、応援会員市町村の首長名による請求書に関係書類を添付して、連絡担当部局を経由して被災会員市町村村に請求する。

２　前条及び前項の規定により難いときは、経費の額及び請求方法について被災会員市町村及び応援会員市町村が協議して定める。

附則

この実施要領は、平成18年５月12日から施行する。

資料 4-(1)-8

日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地震、異常渇水等による災害において、速やかに被災都市の給水能力を回復できるように、日本水道協会中国四国地方支部（以下「地方支部」という。）の正会員相互間で行う応援活動について、必要な事項を定める。

（相互応援体制）

第２条　地方支部内に前条に規定する災害が発生した場合は、各都市は、被災都市の応急給水、応急復旧等に全面的に協力するものとする。日本水道協会本部から要請があった場合も、同様とする。

2　地方支部長都市が被災した場合には、各県支部長都市で協議し、相互応援体制を確立するものとする。

（応援要請の方法）

第３条　応援要請の手順は、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援を要請する被災都市（以下「応援要請都市」という。）は、県支部長都市へ応接を要請する。

(2) 県支部長都市は、県支部内の他の都市に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、地方支部長都市へ応援を要請する。

(3) 地方支部長都市は、前号の応援要請を受けた場合、地方支部内の他の県支部長都市に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、日本水道協会本部へ応援を要請する。

2　応援要請は、応援要請都市が，次の事項を明らかにして、口頭又は電話、電信、無線等により県支部長都市へ行う。

(1) 災害の状況　(2) 必要とする資器材、物資等の品目及び数量　(3) 必要とする職員の職種別人員

(4) 応援の場所及び応援場所への経路　(5) 応援の期間　(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

3　応援要請都市は、県支部長都市又は地方支部長都市から応援要請を受けた都市（以下「応援都市」という。）に対し、後日、速やかに応援要請文書を送付するものとする。

（事務局の設置）

第４条　地方支部長都市及び県支部長都市に、あらかじめ事務局を設置する。事務局の役割は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 地方支部応援事務局

ア　被災状況の把握及び応援要否の確認

イ　県をまたがる場合の応援派遣についての調整

(2) 県支部応援事務局

ア　被災状況の把握及び応援要否の確認

イ　応援派遣についての調整

（応援要員の派遣）

第５条　応援都市は、直ちに応援体制を整え応援要請都市に協力するものとする。

2　応援都市は、応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ、携帯電話その他必要な備品を携帯させる。

3　派遣応援要員は、応援要請都市の指示に従って作業に従事する。

4　派遣応援要員は、応援都市名を表示した腕章等を着用する。

（応援内容）

第 6 条　各都市が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。
(1) 応急給水活動　(2) 応急復旧活動　(3) 応急復旧用資機材の提供
(4) 工事業者の斡旋　(5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援要員の受入体制の整備）
第 7 条　各都市は、災害時における応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行するため、平常時から、受入体制を確立しておくものとする。
2　応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、県支部長都市は、応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等の調整を行う。

（費用負担）
第 8 条　第 6 条の規定に掲げる応援に要した経費は、応援要員に係わる人件費等を除くほか、原則として応援要請都市が負担するものとする。
2　法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援都市に対して、応援に要した経費につき補塡があった場合は、その金額を前項の規定による応援要請都市の負担額から控除するものとする。
3　応援都市の職員の派遣に要する旅費、諸手当は、応援都市の諸規定に基づき、応援要請都市が支弁するものとする。
4　応援都市の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における災害補償は、応援都市の負担とする。ただし、応援要請都市において応急治療する場合の治療費は応援要晴都市の負担とする。
5　応援都市の職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復途中に生じたものについては応援都市が、それぞれの賠償の責に任ずるものとする。
6　応援都市の職員と共に応援に従事する管工事業者等の派遣に要する経費は、応援要請都市が応援都市の算定基準により支弁するものとする。

（立替支弁）
第 9 条　応援都市は、応援要請都市が前条第 1 項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は一時立替支弁するものとし、次の各号に定めるところにより算出した額について応援要請都市に請求するものとする。
(1) 物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額
(2) 車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額
(3) 機械器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額

（防災関係物資等の情報交換）
第 10 条　防災関係物資等の調査は、次に掲げる様式により毎年 6 月末日までに行うものとする。
(1) 第 4 条の規定に定める事務局の連絡担当部課、連絡担当責任者及び補助者に関する情報の交換については、災害時連絡表（様式 1）による。
(2) 防災関係物資等の備蓄状況については、防災関係物資等の備蓄状況調査表（様式 2）による。

（補則）
第 11 条　この要綱に定めるもののはか必要な事項については、その都度、地方支部長都市及び県支部長都市が協議して定める。

附則
1　この要綱は、平成 8 年 10 月 4 日から施行する。
2　水道施設の災害に伴う相互応援対策要綱（昭和 59 年 5 月 23 日制定）は、廃止する。

資料 4-(1)-9

山陰三市水道局災害相互援助に関する協定書

山陰三市水道事業に関する災害対策の重大性にかんがみ、松江市、鳥取市及び米子市（以下「三市」という。）は、水道事業に関し、三市において災害が発生した際、友愛的精神に基づいて相互に援助するものとし、その円滑かつ迅速な実施を図り、また、恒久の相互援助の基礎とするため、この協定書を締結する。

（用語の定義）
第１条　この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に定める被害及び渇水等による被害をいう。

（援助要請の手続）
第２条　災害を受け他市の応援を要請しようとする市（以下「応援要請市」という。）は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、第４条に定める連絡担当部課を通じて、役務の提供、援助物資の調達その他必要な措置を要請するものとし、要請を受けた市（以下「応援市」という。）は、極力これに応じ援助に努めるものとする。

（応接経費の負担）
第３条　応援に要した経費は、原則として応接要請市が負担するものとする。
２　応援市の職員派遣に要する経費は応援市が支弁し応援要請市は実施細目第３条による額を負担する。
３　応援市は、応援要請市が第１項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請市から要請があった場合は、一時立替支弁するものとする。
４　前３項の定めによりがたいときは、関係各市が協議して定めるものとする。

（連絡担当部課）
第４条　三市は、災害に備えてあらかじめ連絡担当部課を定め、災害が発生したとき又は、災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

（物資等の保有調査結果の交換）
第５条　三市は、災害に際し、援助物資等の相互融通の円滑を図るため、おのおのその保有する物資、車両、機械器具等の品目その他を調査し、その結果を毎年定期的に相互に交換するものとする。

（調達物資等の調査）
第６条　三市は、災害時に調達できる援助物資等について、常に調査に努めるものとする。

（災害防止策の調査研究）
第７条　三市は、災害に備え、常に災事防止の方策について調査研究し、その結果及びその他参考となる資料を相互に交換するものとする。

（実施細目）
第８条　この協定書の実施に関して必要な細目事項については、別に定める実施細目によるものとする。

（協議）
第９条　この協定書に定めのない事項及び内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附則

(適用)

この協定書は、平成８年２月１日から適用する。

この協定書の成立を証するため本書３通作成し、各市記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成８年２月１日

松江市水道事業管理者　　久保田　正　幸

鳥取市水道事業管理者　　小　林　正　春

米子市水道事業管理者　　中　村　治　夫

資料 4-(1)-10

山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援に関する協定

（目的）

第１条　山陰都市連携協議会を構成する市（以下「構成市」という。）は、構成市の区域内において、地震、風水害のほか市民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらすおそれのある危機事象が発生したとき（以下「危機事象発生時」という。）の相互の応援を円滑かつ迅速に行うため、次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第２条　応援の基本的な内容は、次のとおりとする。

(1) 災害応急対策及び災害復旧対策に必要な職員の派遣
(2) 備蓄物資及び救援物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
(3) 重要な市役所業務の継続に必要な支援
(4) 前３号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（平常時における協力体制）

第３条　構成市は、危機事象発生時において適切な情報の提供を行うことができる体制の構築等、応援が行われる際の活動環境の整備を促進するものとする。

２　構成市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、職員の相互交流及び共同研究等に努めるとともに、相互の防災訓練への参加、助言、評価等を行うものとする。

（危機事象発生時における応援体制）

第４条　応援を実施する市（以下「応援市」という。）は、危機事象が発生した市（以下「危機事象発生市」という。）の災害応急対策及び災害復旧対策が効果的に実施できるよう支援するものとする。

２　応援市は、危機事象発生市の要請に応じて、第２条各号に掲げる応援を行うものとする。ただし、震度６弱以上の地震が観測された場合又は構成市間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合には、危機事象発生市の要請がなくても、応援市の判断により応援を行うものとする。

３　応援市は、第２条第３号に掲げる応援を行う際は、危機事象発生市と十分に協議を行うものとする。

（危機事象発生時における受入体制）

第５条　危機事象発生市は、応援市の支援活動が円滑に実施できるよう情報の提供、活動拠点の確保、搬送等受入体制の整備に努めるものとする。

（経費の負担）

第６条　応援に要した経費は、原則として危機事象発生市の負担とする。ただし、構成市の協議により別に定めることができる。

（事務局）

第７条　本協定に係る事務局を山陰都市連携協議会開催市に置く。

（連絡担当部局）

第８条　構成市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、危機事象発生時は、速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

（資料の交換）

第９条　構成市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に

交換するものとする。

（他の協定との関係）
第１０条　この協定は、構成市が締結する危機事象発生時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

（その他）
第１１条　この協定に定めのない事項については、その都度、構成市が協議して定めるものとする。

この協定の締結にあたっては、山陰都市連携協議会開催市への同意書の提出をもって、協定が成立したものとみなす。

平成２４年１０月２日

鳥　取　県　　鳥　取　市

鳥　取　県　　米　子　市

鳥　取　県　　倉　吉　市

鳥　取　県　　境　港　市

島　根　県　　松　江　市

島　根　県　　浜　田　市

島　根　県　　出　雲　市

島　根　県　　益　田　市

島　根　県　　大　田　市

島　根　県　　安　来　市

島　根　県　　江　津　市

島　根　県　　雲　南　市

資料 4-(1)-11

災害時における相互応援に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と松江市（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他による災害（以下「災害」という。）の発生時において、水道施設の早期復旧を目指すため、相互応援に関する協定を締結するとともに双方の水道事業の円滑な運営を図るため、友愛的な精神に基づき相互協力体制を築くものとする。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害の発生時における水道施設の早期復旧をめざし、甲又は乙からの応援要請による相互応援を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部課）

第２条　甲及び乙は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

（応援要請の方法）

第３条　災害を受け応援を要請する市（以下「応援要請市」という。）は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、第２条に定める連絡担当部課を通じて役務の提供、応援物資の調達その他の必要な措置を要請するものとし、要請を受けた市（以下「応援市」という。）は極力これに応じ応援に努めるものとする。

2　前項の要請をするときは、次に掲げる事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話、ＦＡＸ等により要請し、後日速やかに応援市に文書を送付するものとする。

(1) 災害の状況及び応援を必要とする理由
(2) 応援を必要とする車両数及び人員
(3) 応援を必要とする場所
(4) その他必要となる事項

（応援要員の派遣）

第４条　応援市は、応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、寝袋、携行電灯、カメラ、携帯電話その他必要な備品を携帯させる。

2　派遣応援要員は、応援要請市の指示に従って作業に従事する。

3　派遣応援要員は、応援市名を表示した腕章等を着用する。

（応援内容）

第５条　応援活動は、概ね次のとおりとする。

(1) 応急給水活動
(2) 応急復旧活動
(3) 応急復旧用資機材の提供
(4) 給水装置工事事業者の斡旋
(5) 前各号に掲げるもののほか特に要請にあった事項

（応援要員の受入体制の整備）

第６条　甲又は乙は、災害時における応急給水作業及び応急復旧を迅速かつ適切に遂行するため、平常時から、受入体制を確立しておくものとする。

2　応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切にできるようにするため、応援要請市は、応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等の調整を行う。

（費用負担）
第７条　第４条の規定に掲げる応援に要した費用は、応援要請に係る人件費等を除くほか、原則として応援要請市が負担する。
2　法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援市に対して応援に要した経費につき補てんがあった場合は、その金額を前項の規定による応援要請市の負担額から控除するものとする。
3　応援市の職員の派遣に要する旅費、諸手当は、応援市の諸規定に基づき、応援要請市が支弁するものとする。
4　応援市の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援市の負担とする。ただし、応援要請市において応急治療する場合の治療費は、応援要請市の負担とする。
5　応援市の職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請市が、応援要請市への往復途中に生じたものについては応援市が、それぞれ賠償の責に任ずるものとする。
6　応援市の職員と共に応援に従事する管工事事業者等に派遣を要する経費は、応援要請市が応援市の算定基準により支弁するものとする。

（立替支弁）
第８条　応援市は、応援要請市が前条第１項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は一時立替支弁するものとし、次の各号に定めるところにより算出した額について応援要請市に請求するものとする。
(1) 物資については、当該物資の購入及び輸送費に相当する額。
(2) 車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修繕費に相当する額。
(3) 機械器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額。

（防災関係物資の調査）
第９条　甲及び乙は、災害に必要な物資及び資材等の相互融通及び応援の円滑な実施を図るため、防災に関する物資及び資材の備蓄及び整備の状況並びに災害発生直後に応援に従事できる職員について、それぞれ調査し、その結果を相互に交換するものとする。

（協議）
第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目事項については、甲・乙両者が協議して定めるものとする。

（実施期日）
第11条　この協定は、協定締結の日から実施する。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、記名押印の上各自１通を保有する。

平成16年4月23日

甲　福山市
福山市水道企業管理者
水道局長　光　成　精　二

乙　松江市
松江市水道事業管理者
水道局長　小　川　正　幸

資料 4-(1)-12

災害時における相互応援に関する協定書

（協定の趣旨）

第１条　この協定書は、姉妹都市である松江市と珠洲市の双方いずれかの市において災害が発生した場合における相互応援について、応急復旧対策及び復興対策が円滑に遂行されるよう締結するものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は次に掲げるとおりとする。

(1)　応急復旧活動等に必要な職員の派遣及び車両等の提供
(2)　被災者の救出・救護等、医療、施設の応急復旧等に必要な資器材搬送及び物資の提供
(3)　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
(4)　ボランティアの斡旋
(5)　児童及び生徒の受入れ
(6)　被災者に対する住宅の斡旋
(7)　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第３条　応援を要請する市（以下「要請市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1)　被害の状況
(2)　前条第１号に掲げる応援を要請する場合にあっては、人員の役割及び人数並びに車両等の種類及び台数
(3)　前条第２号及び第３号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
(4)　応援を必要とする場所及び当該場所への経路
(5)　応援を必要とする期間
(6)　前各号に掲げるもののほか、応援の要請に関し必要と認める事項

（応援の実施）

第４条　応援を要請された市は、極力これに応ずるものとする。

２　両市は、前条の規定にかかわらず、激甚な災害により、被災都市との連絡がとれない場合において、自らの判断により、応援活動を実施することができる。

（応援のため派遣された人員の指揮）

第５条　応援のため派遣された人員は、要請市の長の指揮の下に活動するものとする。

（応援経費の負担）

第６条　応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。

２　前項の費用負担の具体的な内容は、被災の程度、応援の実態等を考慮し、その都度両市が協議して定めるものとする。

（連絡担当部局）

第７条　両市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）
第８条　両市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

（有効期間）
第９条　この協定の有効期限は、協定の締結の日から３年とする。ただし、期間満了の日の１箇月前までに協定都市のいずれからも申し出がないときは、更に３年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

（その他）
第 10 条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、両市が協議しで決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を２通作成し、当事者署名押印の上、各１通を保有する。

平成２４年１０月１６日

松江市長　　松　浦　正　敬

珠洲市長　　泉 谷 満 寿 裕

資料 4-(1)-13

災害時における相互応援に関する協定書

姉妹都市である松江市と宝塚市は、双方いずれかの市において災害が発生した場合における相互応援について、応急復旧対策及び復興対策が円滑に遂行されるよう、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は次に掲げるとおりとする。

(1)　応急復旧活動等に必要な職員、消防団員の派遣及び車両等の提供
(2)　被災者の救出・救護等、医療、施設の応急復旧等に必要な資器材搬送及び物資の提供
(3)　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
(4)　ボランティアの斡旋
(5)　児童及び生徒の受入れ
(6)　被災者に対する住宅の斡旋
(7)　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第２条　応援を要請する市（以下「要請市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1)　被害の状況
(2)　前条第１号に掲げる応援を要請する場合にあっては、人員の役割及び人数並びに車両等の種類及び台数
(3)　前条第２号及び第３号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
(4)　応援を必要とする場所及び当該場所への経路
(5)　応援を必要とする期間
(6)　前各号に掲げるもののほか、応援の要請に関し必要と認める事項

（応援の実施）

第３条　応援を要請された市は、極力これに応ずるものとする。

２　両市は、前条の規定にかかわらず、激甚な災害により、被災都市との連絡がとれない場合において、自らの判断により、応援活動を実施することができる。

（応援のため派遣された人員の指揮）

第４条　応援のため派遣された人員は、要請市の長の指揮の下に活動するものとする。

（応援経費の負担）

第５条　応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。

２　前項の費用負担の具体的な内容は、被災の程度、応援の実態等を考慮し、その都度両市が協議して定めるものとする。

（連絡担当部局）

第６条　両市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）

第７条　両市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

（その他）
第８条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、両市が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を２通作成し、当事者署名押印の上、各１通を保有する。

平成２４年（２０１２年）１０月１９日

松江市長　　松　浦　正　敬

宝塚市長　　中　川　智　子

資料 4-(1)-14

災害時における相互応援に関する協定書

姉妹都市である松江市と尾道市は、双方いずれかの市において災害が発生した場合における相互応援（以下「応援」という。）について、応急復旧対策及び復興対策が円滑に遂行されるよう、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)　応急復旧活動等に必要な職員の派遣及び車両等の提供
(2)　被災者の救出・救護、医療又は施設の応急復旧等に必要な資器材搬送及び物資の提供
(3)　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
(4)　ボランティアの斡旋
(5)　児童及び生徒の受入れ
(6)　被災者に対する住宅の斡旋
(7)　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第２条　応援を要請する市（以下「要請市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1)　被害の状況
(2)　前条第１号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣職員の役割及び人数並びに車両等の種類及び台数
(3)　前条第２号及び第３号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
(4)　応援を必要とする場所及び当該場所への経路
(5)　応援を必要とする期間
(6)　前各号に掲げるもののほか、応援の要請に関し必要と認める事項

（応援の実施）

第３条　応援を要請された市は、極力これに応ずるものとする。

２　前条の規定にかかわらず、両市は、激甚な災害により、相手方被災都市との連絡がとれない場合において、自らの判断により、応援活動を実施することができる。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第４条　応援のため派遣された職員は、要請市の長の指揮の下に活動するものとする。

（応援経費の負担）

第５条　応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。

２　要請市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請市から要請があった場合には、応援した市は一時繰替支弁するものとする。

３　前２項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別紙のとおりとする。

（連絡担当部局）

第６条　両市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）
第７条　両市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

（その他）
第８条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、両市が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を２通作成し、当事者が署名・押印の上、
各１通を保有する。

平成２４年１０月２８日

松江市長　　松　浦　正　敬

尾道市長　　平　谷　祐　宏

資料 4-(1)-15

災害時の相互応援に関する協定書

中海・宍道湖・大山圏域市長会と備後圏域連携協議会(以下「協定圏域」という。)とは，いずれかの圏域において災害が発生し，被害を受けた場合に，被害を受けた圏域の要請にこたえ，当該災害により被害を受けていない圏域が応援協力し，被災市町の応急対策及び復旧対策を迅速かつ円滑に遂行するため，次のとおり協定を締結する。

(目的)

第１条　この協定は，別紙の構成市町で構成する協定圏域の区域内に災害が発生し，当該圏域では十分に被災地の救援等応急措置が実施できない場合において，災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）の趣旨にのっとり，相互の応援を円滑に遂行することに関し，必要な事項を定めるものとする。

(応援要請等)

第２条　協定圏域は，被災圏域から応援の要請を受けたときは，業務に重大な支障がない限り，応援を行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず，特に被災圏域における被害が甚大と認められる場合においては，協定圏域は，災害の状況等を把握し，独自の判断で必要な応援を行うものとする。

この場合には，同項の要請があったものとみなすものとする。

(応援の種類)

第３条　この協定における応援の種類は，次のとおりとする。

(1)食料，飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

(2)被災者の救出，医療，防疫，施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供

(3)救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

(4)救援活動等に必要な車両，舟艇及び資機材の提供

(5)被災者を一時収容するための施設（以下「避難施設」という。）の提供

(6)前各号に掲げるもののほか，特に必要と認めて要請する事項

(避難者の受入)

第４条　協定圏域は，協定の相手方圏域（以下「相手方圏域」という。）への避難の必要があると認めたときは，相手方圏域に対して避難者の受入れを要請し，要請を受けた圏域は，当該圏域が被災又は被災するおそれがあり受入れが困難な場合など，正当な理由があると認められる場合を除いて，避難者の受入れに努めるものとする。

(応援要請の窓口)

第５条　協定圏域は，あらかじめこの協定に関する連絡担当部局を定め，相互に通知するとともに，災害が生じたときは，必要な情報を速やかに提供するものとする。

（応援要請の手続き等）

第６条　応援を要請する場合は，次の各号に掲げる事項を明らかにして，相手方圏域に対し，災害応援要請書（以下「要請書」という。）を提出するものとする。ただし，要請書を提出するいとまがないと認められるときは，前条に定める協定圏域の連絡担当部署を通じて，電話等の通信手段により要請し，後日，速やかに要請書を提出するものとする。

(1)　被害の状況

(2)　必要とする物資及び資機材の品名並びに数量

(3)　必要とする職員の職種別人員及び派遣期間

(4)　応援を必要とする区域並びに受入地点及び受入地点への経路

(5)　避難施設に収容を要する被災者の状況及び人数並びに避難施設の提供を必要とする期間

(6)　前各号に掲げるもののほか，特に必要と認められる事項

（経費の負担等）

第７条　応援に要した経費は，原則として応援を受けた被災市町が負担するものとする。

２　応援を受けた被災市町が，前項に規定する経費を支弁するいとまがなく，かつ，応援を受けた被災市町から要請があった場合には，応援した協定圏域の市町は，一時繰替支弁するものとする。

３　前２項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は，別に定めるものとする。

（他の協定との関係）

第８条　この協定は，協定圏域が別に締結した災害時の相互応援に関する協定，その他災害応援に関して定められた他の手続きを排除するものではない。

（その他）

第９条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は，その都度協定圏域が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため，この協定書２通を作成し，協定圏域の各代表者が記名・押印をして，各自その１通を所持する。

2015 年（平成 27 年）5 月 11 日

中海・宍道湖・大山圏域市長会
会長　松江市長

備後圏域連携協議会
会長　福山市長

別 紙

協 定 圏 域 名	構 成 市 町
中海・宍道湖・大山圏域市長会	松江市，出雲市，米子市，安来市及び境港市
備後圏域連携協議会	福山市，三原市，尾道市，府中市，世羅町， 神石高原町，笠岡市及び井原市

応援経費の負担基準

1　応援職員の派遣に要する経費の負担等

災害時の相互応援に関する協定書第７条第１項に定める経費のうち，第３条第３号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については，次のとおりとする。

(1)　応援を受けた被災市町（以下「被災市町」という。）が負担する経費の額は，応援をした協定圏域の市町（以下「応援市町」という。）の定める規程により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

(2)　応援職員が応援業務により死亡し，負傷し，若しくは疾病にかかり，又は障がいの状態となった場合における公務災害補償に要する経費は，応援市町の負担とする。ただし，被災地において応急治療する場合の治療費は，被災市町の負担とする。

(3)　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において，その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町が，被災市町への往復の途中において生じたものについては応援市町が賠償の責めに任ずる。

(4)　前３号に掲げるもののほか，応援職員の派遣に要する経費については，協定圏域相互に協議して定める。

2　経費の一時繰替支弁等

(1)　応援市町は，第７条第２項に定める応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は，次に掲げる経費に相当する額を被災市町に請求する。

区　　分	経　　費
第３条第１号及び第２号の物資に係るもの	購入費及び輸送費
第３条第１号，第２号及び第４号の資機材（同条第４号の車両，舟艇を含む。）に係るもの	借上料，燃料費，輸送費若しくは破損費又は故障が生じた場合の修理費
第３条第３号の職員の派遣に係るもの	１に定める経費
第３条第５号の施設の提供に係るもの	借上料
第３条第６号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

(2)　(1)の請求は，応援市町の市町長名による請求書により，連絡担当部局を経由して被災市町の市町長に請求するものとする。

(3)　(1)及び(2)により難いときは，協定圏域相互に協議して定める。

資料 4-(1)-16

災害時における相互応援に関する協定

姉妹都市である松江市と大口町は、双方いずれかの市町において災害が発生した場合における相互応援（以下「応援」という。）について、応急復旧対策及び復興対策が円滑に遂行されるよう、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）
第１条　応援の種類は、次に掲げるとおりとする。
(1)　応急復旧活動等に必要な職員の派遣及び車両等の提供
(2)　被災者の救出・救護、医療又は施設の応急復旧等に必要な資器材搬送及び物資の提供
(3)　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
(4)　ボランティアの斡旋
(5)　児童及び生徒の受入れ
(6)　被災者に対する住宅の斡旋
(7)　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）
第２条　応援を要請する市町（以下「要請市町」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。
(1)　被害の状況
(2)　前条第１号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣職員の役割及び人数並びに車両等の種類及び台数
(3)　前条第２号及び第３号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
(4)　応援を必要とする場所及び当該場所への経路
(5)　応援を必要とする期間
(6)　前各号に掲げるもののほか、応援の要請に関し必要と認める事項

（応援の実施）
第３条　応援を要請された市町は、極力これに応ずるものとする。
２　前条の規定にかかわらず、両市町は、激甚な災害により、相手方被災市町との連絡がとれない場合において、自らの判断により、応援活動を実施することができる。

（応援のため派遣された職員の指揮）
第４条　応援のため派遣された職員は、要請市町の長の指揮の下に活動するものとする。

（応援経費の負担）
第５条　応援に要した経費は、原則として要請市町の負担とする。
２　前項の費用負担の具体的な内容は、被災の程度、応援の実態等を考慮し、その都度両市町が協議して定めるものとする。

（連絡担当部局）
第６条　両市町は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）
第７条　両市町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

（その他）
第８条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、両市町が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を２通作成し、当事者が署名・押印の上、各１通を保有する。

平成２８年４月１日

松江市長　松　浦　正　敬

大口町長　鈴　木　雅　博

資料 4-(1)-17

災害時等における火葬施設の相互応援に関する協定書

松江市、出雲市、安来市、鳥取県西部広域行政管理組合及び玉井斎場管理組合（以下「協定団体」という。）は、協定団体の行政区域（圏域）内の地震及びその他の災害時等における火葬業務に関しての相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害時等における火葬施設において、火葬業務を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（協定の適用）

第２条　本協定の適用は、次のとおりとする。

（１）災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に定める災害（以下「災害」という。）により、火葬施設が被災して稼働できなくなったとき

（２）災害により、火葬施設の処理能力を超えた火葬業務が発生したとき

（３）前２号以外の原因により、火葬施設において、火災若しくは爆発又は主要機器の故障（基幹改良等の大規模修繕を除く。）で、火葬業務に支障が生じたとき

（応援の実施）

第３条　火葬施設が第２条各号に掲げる事態に至った協定団体（以下「被災等団体」という。）は、他の協定団体に応援要請を行うものとする。

２　応援の要請を受けた他の協定団体は、業務時間の延長等、可能な限りこれに応じ応援に努めるものとする。

（費用負担）

第４条　応援に要した費用は、原則として、応援を要請した被災等団体の負担とする。

２　応援の要請を受け応援業務を行う他の協定団体は、被災等団体から前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、当該費用の一時繰替支弁の要請を受けたときは、これに応ずることができるものとする。

（情報交換）

第５条　協定団体は、応援業務について災害発生時に円滑に応援要請及び受け入れを行うため、平時から火葬場の連絡先等の把握に努め、その他参考資料等の情報交換を相互に行うものとする。

（他の協定との関係）

第６条　この協定は、協定団体が個別に締結した災害時の相互応援に関する協定を排除するものではない。

（実施細目）

第７条　この協定を実施するために必要な細目については、別に定めるものとする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項は、協定団体が協議して別に定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書５通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２８年７月８日

島根県　松江市長　松　浦　正　敬

島根県　出雲市長　長　岡　秀　人

島根県　安来市長　近　藤　宏　樹

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者　米子市長　野　坂　康　夫

玉井斎場管理組合
管理者　境港市長　中　村　勝　治

資料 4-(1)-18

災害時における相互応援に関する協定書

福山市、尾道市及び松江市（以下「協定市」という。）は、地震、風水害その他による災害（以下「災害」という。）の発生時において、水道施設の早期復旧を目指すため、相互応援に関する協定を締結するとともに協定市の水道事業の円滑な運営を図るため、友愛的な精神に基づき相互協力体制を築くものとする。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害の発生時における水道施設の早期復旧をめざし、災害を受け応援を要請する市（以下「応援要請市」という。）の応援要請による相互応援を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部課）

第２条　協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

（応援要請の方法）

第３条　応援要請市は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、第２条に定める連絡担当部課を通じて、役務の提供、応援物資の調達その他の必要な措置を要請するものとし、要請を受けた市（以下「応援市」という。）は極力これに応じ応援に努めるものとする。

２　前項の要請をするときは、次に掲げる事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話、FAX 等により要請し、後日速やかに応援市に文書を送付するものとする。

(1) 災害の状況及び応援を必要とする理由
(2) 応援を必要とする車両数及び人員
(3) 応援を必要とする場所
(4) その他必要となる事項

（応援要員の派遣）

第４条　応援市は、応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食糧その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、寝袋、携行電灯、カメラ、携帯電話その他必要な備品を携帯させる。

２　派遣応援要員は、応援要請市の指示に従って作業に従事する。

３　派遣応援要員は、応援市名を表示した腕章等を着用する。

（応援内容）

第５条　応援活動は、概ね次のとおりとする。

(1) 応急給水活動
(2) 応急復旧活動
(3) 応急復旧用資機材の提供
(4) 給水装置工事事業者の斡旋
(5) 前各号に掲げるもののほか特に要請にあった事項

（応援要員の受入体制の整備）

第６条　協定市は、災害時における応急給水作業及び応急復旧を迅速かつ適切に遂行するため、平常時から、受入体制を確立しておくものとする。

2　応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切にできるようにするため、応援要請市は、応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等の調整を行う。

（費用負担）

第 7 条　第 5 条の規定に掲げる応援に要した費用は、応援要請に係る人件費等を除くほか、原則として応援要請市が負担する。

2　法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援市に対して応援に要した経費につき補てんがあった場合は、その金額を前項の規定による応援要請市の負担額から控除するものとする。

3　応援市の職員の派遣に要する旅費、諸手当は、応援市の諸規定に基づき、応援要請市が支弁するものとする。

4　応援市の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援市の負担とする。ただし、応援要請市において応急治療する場合の治療費は、応援要請市の負担とする。

5　応援市の職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請市が、応援要請市への往復途中に生じたものについては応援市が、それぞれ賠償の責に任ずるものとする。

6　応援市の職員と共に応援に従事する管工事事業者等に派遣を要する経費は、応援要請市が応援市の算定基準により支弁するものとする。

（立替支弁）

第 8 条　応援市は、応援要請市が前条第 1 項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は一時立替支弁するものとし、次の各号に定めるところにより算出した額について応援要請市に請求するものとする。

(1) 物資については、当該物資の購入及び輸送費に相当する額。

(2) 車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修繕費に相当する額。

(3) 機械器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額。

（平素の連携）

第 9 条　協定市は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平素より必要な訓練及び職員の相互派遣研修等を適宜実施するものとする。

2　協定市は、災害に必要な物資及び資材等の相互融通及び応援の円滑な実施を図るため、防災に関する物資及び資材の備蓄及び整備の状況並びに災害発生直後に応援に従事できる職員についてそれぞれ調査し、その結果を相互に交換するものとする。

（協議）

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目事項については、甲・乙両者が協議して定めるものとする。

（実施期日）

第 11 条 この協定は、協定締結の日から実施する。

この協定の成立を証するため、本協定書 3 通を作成し、記名押印の上各自 1 通を保有する。

平成 26 年 6 月 29 日

福山市
福山市上下水道企業管理者 内　田　亮

尾道市
尾道市水道局　尾道市長　　平　谷　祐　宏

松江市
松江市水道事業管理者
上下水道局長　　渡　部　厚　志

資料 4-(1)-19

中 核 市 災 害 相 互 応 援 協 定

中核市各市（以下「協定市」という）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1)　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供

(2)　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資器材及び物資の提供

(3)　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

(4)　救助及び応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣

(5)　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

２　被災市は、災害による被害により被災市のホームページを利用して災害情報等の発信をすることができなくなったときは、協定市に対し、当該災害情報等を協定市のホームページに掲載することを要請することができる。

（応援要請の手続き）

第２条　応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第５条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

(1)　被害の状況

(2)　前条第１項第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等

(3)　前条第１項第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容

(4)　応援場所及び応援場所への経路

(5)　応援の期間

(6)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第３条　応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

２　激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

（応援経費の負担）

第４条　応援に要した経費は、協定市が協議して別に定める。

（連絡担当部局）

第５条　協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）

第６条　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年１回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（会議）

第７条　この協定の運用体制を整備し、併せて協定市の防災体制の整備に資するため、中核市市長会事務担当者会議の補助機関として中核市市長会防災担当者会議を置く。

（事務局）
第８条　この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、中核市市長会防災担当者会議の会長の属する市に事務局を設置する。
（雑則）
第９条　この協定の締結後、新たに中核市への移行によりこの協定への参加希望がある場合は、特段の事情のない限り、協定市はこれを受け入れるものとする。
（その他）
第１０条　この協定は、協定市及び協定市の各機関が消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３９条第２項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。
第１１条　この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。
（協定の発効）
第１２条　この協定は、平成３０年４月１日から効力を発生するものとする。

平成３０年４月１日

福島市	福島市長	木幡　浩
川口市	川口市長	奥ノ木信夫
八尾市	八尾市長	田中誠太
明石市	明石市長	泉　房穂
鳥取市	鳥取市長	深澤義彦
松江市	松江市長	松浦正敬
函館市	函館市長	工藤壽樹
旭川市	旭川市長	西川将人
青森市	青森市長	小野寺晃彦
八戸市	八戸市長	小林　眞
秋田市	秋田市長	穂積　志
郡山市	郡山市長	品川萬里
いわき市	いわき市長	清水敏男
盛岡市	盛岡市長	谷藤裕明
宇都宮市	宇都宮市長	佐藤栄一
越谷市	越谷市長	高橋　努

川越市	川越市長	川合善明
船橋市	船橋市長	松戸徹
横須賀市	横須賀市長	上地克明
柏市	柏市長	秋山浩保
前橋市	前橋市長	山本龍
高崎市	高崎市長	富岡賢治
八王子市	八王子市長	石森孝志
富山市	富山市長	森雅志
金沢市	金沢市長	山野之義
長野市	長野市長	加藤久雄
岐阜市	岐阜市長	柴橋正直
豊橋市	豊橋市長	佐原光一
岡崎市	岡崎市長	内田康宏
豊田市	豊田市長	太田稔彦
高槻市	高槻市長	濱田剛史
枚方市	枚方市長	伏見隆
東大阪市	東大阪市長	野田義和
姫路市	姫路市長	石見利勝
和歌山市	和歌山市長	尾花正啓
大津市	大津市長	越直美
豊中市	豊中市長	淺利敬一郎
西宮市	西宮市長職務代理者	
	西宮市副市長	松永博
奈良市	奈良市長	仲川元庸
尼崎市	尼崎市長	稲村和美
呉市	呉市長	新原芳明
福山市	福山市長	枝広直幹
下関市	下関市長	前田晋太郎
高松市	高松市長	大西秀人
松山市	松山市長	野志克仁
高知市	高知市長	岡﨑誠也
長崎市	長崎市長	田上富久
佐世保市	佐世保市長	朝長則男
大分市	大分市長	佐藤樹一郎
宮崎市	宮崎市長	戸敷正
鹿児島市	鹿児島市長	森博幸
久留米市	久留米市長	大久保勉
那覇市	那覇市長	城間幹子

協定締結権者

倉敷市	倉敷市長	伊東香織

(2)関係機関及び民間団体等との協定

資料 4-(2)-1

災害時における情報交換に関する協定書

国土交通省中国地方整備局長（以下「甲」という。）と松江市長（以下「乙」という。）は、松江市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、甲及び乙が連携を図り、松江市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（協力体制）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

（現地情報連絡員の派遣）

第３条　甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めたときは、松江市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

（平常時の連携）

第４条　甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

（その他）

第５条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書２通を作成し、甲、乙押印の上、各自その１通を保有する。

平成 23 年 6 月 29 日

甲　国土交通省　中国地方整備局長　　福田　功

乙　松江市　　松 江 市 長　　松浦 正敬

資料 4-(2)-2

防災対策協力に関わる協定書

松江地方気象台長（以下「甲」という。）と松江市長（以下「乙」という。）は、松江市管内において災害が発生するおそれがある場合及び発生した場合（以下「災害発生時等」という。）の防災対策に関連した事項について、次のとおり協定する。

（目的）
第１条　この協定の目的は、甲及び乙が連携を図り、乙が松江市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを、甲が支援する。

（情報交換の実施）
第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等に緊密な情報交換を行うものとする。

（平常時の連携）
第３条　甲及び乙は、連絡体制の整備、研修、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

（その他）
第４条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書２通を作成し、甲、乙、押印の上、各自その１通を保有する。

平成２４年１１月５日

甲　気象庁　松江地方気象台長　　三角　幸夫

乙　松江市　松　江　市　長　　松浦　正敬

資料 4-(2)-3

災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定

松江市（以下「甲」という。）と松江商工会議所（以下「乙」という。」は、「松江市地域防災計画」第3章・災害応急対策計画および広域応援協定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第1条　この協定は、災害対策基本法（昭和37年7月9日政令第288号）第2条に示す災害により、日常の生活に支障が生じる場合、甲において生活関連物資以下「物資」という。）を確保し、必要に応じて被災者に供給することにより、市民生活の安定を図ることを目的とする。

（要請）
第2条　災害の発生に伴い、甲はその都度必要に応じて、乙に対して物資の供給要請を行うものとする。乙は要請を受けた場合、速やかに保有する物資の供給に努めるものとする。

（物資）
第3条　乙が供給する物資は別表に掲げる品目とし、甲は、その品目の中から選定して要請を行うものとする。

（要請方法）
第4条　甲から乙への物資の要請は、原則として文書で行うものとする。ただしそのいとまがない場合には、口頭で要請を行い、その後に文書処理を行うものとする。

（引渡し）
第5条　甲は、乙に物資要請を行う際、予め避難場所等、引渡し場所を指定し、所定の職員に受領させるものとする。

（価格）
第6条　物資の取引価格については、平常時の適正な価格（運賃を含む。）とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（支払い）
第7条　甲は、乙から物資を受領した場合、できるだけ速やかに、その代金を支払うものとする。

（協定の変更）
第8条　この協定を変更しようとするときは、実施の1月前に申し出るものとする

（その他）
第9条　この協定の実施に関し必要な事項および協定に定めのない事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成9年12月17日

（甲）　松江市
松江市長　　宮　岡　　寿　雄

（乙）　松江市母衣町 55 番地 4
松江商工会議所
会頭　　皆　美　　健　夫

別表（製品および材料）

主食		弁当、麺類、パン、牛乳、米、粉ミルク、インスタント食品
副食		缶詰、漬物、佃煮、干物、ハム、ソーセージ、インスタント食品、豆腐、油揚げ、生鮮野菜
調味料		味噌、醤油、ソース、砂糖、酢、みりん、塩、食油、マヨネーズ
寝具衣料		布団、毛布、枕、パジャマ、上着、下着、作業着、タオル、軍手、靴下、運動靴、雨具
日用品	一般	石鹸、洗濯用洗剤、ティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、歯ブラシ、歯磨き粉、紙コップ
	台所	鍋、やかん、スポンジ、台所用洗剤、はし、茶碗、汁碗、湯呑み、スプーン、フォーク、ラップ
	乳児	おむつ、おむつカバー、哺乳瓶、魔法瓶（ポット）
	その他	マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、ロウソク、ゴミ袋、ポリバケツ、飲料水用ポリ容器、医薬品
	燃料	ＬＰＧボンベ、ＬＰＧ用こんろ、カセット式ボンベ

商工会議所依頼先の小売業者

番号	名称	代表者氏名	備考
1	(有)みしまや	三　島　　敏　功	
2	(株)マルマン	乾　　商　郎	
3	(株)ふくしま	福　島　幸　雄	
4	(株)松江ターミナルデパート	大　谷　厚　郎	(一畑百貨店)
5	(協)松江ショッピングプラザ	渡　部　　勇	(アピア)
6	(株)ジュンテンドー	飯　塚　道　正	
7	(株)マイカル松江	小　西　健　夫	(サティ)
8	(株)デオデオ	久　保　充　誉	(第一産業)
9	(株)いない	稲　井　範　行	
10	(株)ホック	足　立　　優	
11	(株)山京	安　食　博　司	
12	(有)アオト	青　戸　徳　造	
13	(有)ユニコンホームセンター	山　田　良　治	
14	(株)ジャスコ菅田店	石　川　智　明	
15	(株)ベスト電器	北　田　保　光	
16	(株)八光	梅　林　教　英	(八光ストア)
17	(有)ウェルネス湖北	梅　園　照　明	

資料 4-(2)-4

災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定

松江市（以下「甲」という。）、くにびき農業協同組合（以下「乙」という。）及び株式会社エーコープしまね（以下「丙」という。）は、「松江市地域防災計画」に基づく生活関連物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第 1 条　この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条に規定する災害により市民生活に支障が生じる場合に、生活関連物資（以下「物資」という。）を被災者に供給することにより、市民生活の安定を図ることを目的とする。

（要請）
第 2 条　災害の発生に伴い、甲は、その都度必要に応じて、乙又は丙に対して物資の供給要請（以下「要請」という。）を行うものとする。乙又は丙は、要請を受けた場合、速やかに保有する物資の供給に努めるものとする。

（物資）
第 3 条　乙又は丙が供給する物資は別表に掲げる品目とし、甲は、その品目から選定し要請を行うものとする。

（要請方法）
第 4 条　甲から乙又は丙への要請は、原則として文書で行うものとする。ただし、その暇がない場合には、口頭で要請を行い、その後に文書処理を行うものとする。

（引渡し）
第 5 条　甲は、乙又は丙に要請を行う際、予め避難場所その他引渡し場所を指定し、所定の職員に受領させるものとする。

（価格）
第 6 条　物資の取引価格については、平常時の適正な価格（運賃を含む。）とし、甲と乙又は丙で協議の上、決定するものとする。

（支払い）
第 7 条　甲は、乙又は丙から物資を受領した場合、できるだけ速やかに、その代金を支払うものとする。

（協定の変更）
第 8 条　この協定を変更しようとするときは、実施の 1 月前に申し出るものとする

（その他）
第 9 条　この協定の定めのない事項は、甲、乙、丙の三者間において協議して定めるものとする。

（旧協定の廃止）
第 10 条 平成 9 年 12 月 17 日に締結した災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定は、廃止する。

この協定を締結したことを証するため、本書 3 通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

平成 16 年 7 月 23 日

（甲）　松江市
松江市長　　松　浦　　正　敬

（乙）　松江市西川津町 1635 番地 1
くにびき農業協同組合
代表理事組合長　　太　田　　紀　道

（丙）　松江市殿町 19 番地 1
株式会社エーコープしまね
代表取締役社長　　土　屋　　伸　一

別表（製品および材料）

主食		弁当、麺類、パン、牛乳、米、粉ミルク、インスタント食品
副食		缶詰、漬物、佃煮、干物、ハム、ソーセージ、インスタント食品、豆腐、油揚げ、生鮮野菜
調味料		味噌、醤油、ソース、砂糖、酢、みりん、塩、食油、マヨネーズ
寝具衣料		上着・下着（玉湯店）、タオル、軍手、靴下、雨具
日用品	一般	石鹸、洗濯用洗剤、ティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、歯ブラシ、歯磨き粉、紙コップ
	台所	スポンジ、台所用洗剤、はし、スプーン、フォーク、ラップ
	乳児	おむつ
	その他	マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、ロウソク、ゴミ袋、
	燃料	カセット式ボンベ

資料 4-(2)-5

災害時における生活関連物資の確保に関する協定

松江市（以下「甲」という。）とまつえ北商工会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合において生活関連物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第 1 条　この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条に規定する災害により市民生活に支障が生じる場合に、生活関連物資（以下「物資」という。）を被災者に供給することにより、市民生活の安定を図ることを目的とする。

（要請）
第 2 条　災害の発生に伴い、甲は、その都度必要に応じて、乙に対して物資の供給要請（以下「要請」という。）を行うものとする。乙は、要請を受けた場合、速やかに保有する物資の供給に努めるものとする。

（物資）
第 3 条　乙が供給する物資は別表に掲げる品目とし、甲は、その品目から選定し要請を行うものとする。

（要請方法）
第 4 条　甲から乙への要請は、原則として文書で行うものとする。ただし、その暇がない場合には、口頭で要請を行い、その後に文書処理を行うものとする。

（引渡し）
第 5 条　甲は、乙に要請を行う際、予め避難場所その他引渡し場所を指定し、所定の職員に受領させるものとする。

（価格）
第 6 条　物資の取引価格については、平常時の適正な価格（運賃を含む。）とし、甲と乙は協議の上、決定するものとする。

（支払い）
第 7 条　甲は、乙から物資を受領した場合、できるだけ速やかに、その代金を支払うものとする。

（その他）
第 8 条　この協定の実施に関し必要な事項および協定に定めのない事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定を締結したことを証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 23 年 10 月 20 日

（甲） 松江市
松江市長 松 浦 正 敬

（乙）松江市鹿島町古浦６０７番地３
まつえ北商工会
会 長 門 脇 栄 行

別表（製品および材料）

主食		弁当、麺類、パン、牛乳、米、粉ミルク、インスタント食品
副食		缶詰、漬物、佃煮、干物、ハム、ソーセージ、インスタント食品、豆腐、油揚げ
調味料		味噌、醤油、ソース、砂糖、酢、みりん、塩、食油、マヨネーズ
寝具衣料		上着・下着、タオル、軍手、靴下、雨具
日用品	一般	石鹸、洗濯用洗剤、ティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、歯ブラシ、 歯磨き粉、紙コップ
	台所	スポンジ、台所用洗剤、はし、スプーン、フォーク、ラップ
	乳児	おむつ
	その他	マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、ロウソク、ゴミ袋
	燃料	カセット式ボンベ

資料 4-(2)-6

災害時における生活関連物資の確保に関する協定

松江市（以下「甲」という。）とまつえ南商工会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合において生活関連物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第 1 条　この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条に規定する災害により市民生活に支障が生じる場合に、生活関連物資（以下「物資」という。）を被災者に供給することにより、市民生活の安定を図ることを目的とする。

（要請）
第 2 条　災害の発生に伴い、甲は、その都度必要に応じて、乙に対して物資の供給要請（以下「要請」という。）を行うものとする。乙は、要請を受けた場合、速やかに保有する物資の供給に努めるものとする。

（物資）
第 3 条　乙が供給する物資は別表に掲げる品目とし、甲は、その品目から選定し要請を行うものとする。

（要請方法）
第 4 条　甲から乙への要請は、原則として文書で行うものとする。ただし、その暇がない場合には、口頭で要請を行い、その後に文書処理を行うものとする。

（引渡し）
第 5 条　甲は、乙に要請を行う際、予め避難場所その他引渡し場所を指定し、所定の職員に受領させるものとする。

（価格）
第 6 条　物資の取引価格については、平常時の適正な価格（運賃を含む。）とし、甲と乙は協議の上、決定するものとする。

（支払い）
第 7 条　甲は、乙から物資を受領した場合、できるだけ速やかに、その代金を支払うものとする。

（その他）
第 8 条　この協定の実施に関し必要な事項および協定に定めのない事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定を締結したことを証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 23 年 10 月 20 日

（甲） 松江市
松江市長　松　浦　正　敬

（乙）松江市宍道町昭和１番地
まつえ南商工会
会　長　　安　部　　廣

別表（製品および材料）

主食		弁当、麺類、パン、牛乳、米、粉ミルク、インスタント食品
副食		缶詰、漬物、佃煮、干物、ハム、ソーセージ、インスタント食品、豆腐、油揚げ
調味料		味噌、醤油、ソース、砂糖、酢、みりん、塩、食油、マヨネーズ
寝具衣料		上着・下着、タオル、軍手、靴下、雨具
日用品	一般	石鹸、洗濯用洗剤、ティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、歯ブラシ、 歯磨き粉、紙コップ
	台所	スポンジ、台所用洗剤、はし、スプーン、フォーク、ラップ
	乳児	おむつ
	その他	マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、ロウソク、ゴミ袋
	燃料	カセット式ボンベ

資料 4-(2)-7

災害時における生活関連物資の確保に関する協定

松江市（以下「甲」という。）と東出雲町商工会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合において生活関連物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第 1 条　この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条に規定する災害により市民生活に支障が生じる場合に、生活関連物資（以下「物資」という。）を被災者に供給することにより、市民生活の安定を図ることを目的とする。

（要請）
第 2 条　災害の発生に伴い、甲は、その都度必要に応じて、乙に対して物資の供給要請（以下「要請」という。）を行うものとする。乙は、要請を受けた場合、速やかに保有する物資の供給に努めるものとする。

（物資）
第 3 条　乙が供給する物資は別表に掲げる品目とし、甲は、その品目から選定し要請を行うものとする。

（要請方法）
第 4 条　甲から乙への要請は、原則として文書で行うものとする。ただし、その暇がない場合には、口頭で要請を行い、その後に文書処理を行うものとする。

（引渡し）
第 5 条　甲は、乙に要請を行う際、予め避難場所その他引渡し場所を指定し、所定の職員に受領させるものとする。

（価格）
第 6 条　物資の取引価格については、平常時の適正な価格（運賃を含む。）とし、甲と乙は協議の上、決定するものとする。

（支払い）
第 7 条　甲は、乙から物資を受領した場合、できるだけ速やかに、その代金を支払うものとする。

（その他）
第 8 条　この協定の実施に関し必要な事項および協定に定めのない事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定を締結したことを証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 23 年 10 月 20 日

（甲） 松江市
松江市長 松 浦 正 敬

（乙）松江市東出雲町揖屋 1,125 番地
東出雲町商工会
会 長 加 藤 勇

別表（製品および材料）

主食		弁当、麺類、パン、牛乳、米、粉ミルク、インスタント食品
副食		缶詰、漬物、佃煮、干物、ハム、ソーセージ、インスタント食品、豆腐、油揚げ
調味料		味噌、醤油、ソース、砂糖、酢、みりん、塩、食油、マヨネーズ
寝具衣料		上着・下着、タオル、軍手、靴下、雨具
日用品	一般	石鹸、洗濯用洗剤、ティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、歯ブラシ、 歯磨き粉、紙コップ
	台所	スポンジ、台所用洗剤、はし、スプーン、フォーク、ラップ
	乳児	おむつ
	その他	マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、ロウソク、ゴミ袋
	燃料	カセット式ボンベ

資料 4-(2)-8

災害時における応急支援活動に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と宍道湖漁業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害時の応急支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第 1 条　この協定において、「災害」とは災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定めるものをいう。

（応援の要請）

第 2 条　甲は、松江市内で災害が発生し、災害応急支援活動（以下「活動」という。）のため、乙の所属会員が所有する船舶の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

(1) 災害の状況及び活動内容
(2) 応援を必要とする船舶の数量及び人員
(3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
(4) その他必要な事項

（業務の内容）

第 3 条　この協定により、甲が乙に要請する活動は、次のとおりとする。

(1) 広域浸水時における自力避難困難者の搬送作業
(2) 広域浸水時における食料、日用品等の搬送作業
(3) 橋梁損壊時における負傷者の搬送作業
(4) 橋梁損壊時における食料、日用品等の搬送作業
(5) その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力）

第 4 条　乙は、甲から第 2 条の規定により船舶の応援要請があったときは、特別な理由がない限り、応援に努めるものとする。

（報告）

第 5 条　乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、速やかに文書を提出するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 応援に従事した船舶の所有組合員名、数量、人員
(2) 活動内容
(3) 応援に従事した期間
(4) その他必要な事項

（経費の負担）

第 6 条　乙が使用した船舶に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法第 68 条第 1 項又は第 74 条第 1 項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて応援を行った場合の費用の負担は、同法第 92 条に定めるものとする。

2　料金等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、

甲、乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）
第 7 条　第 3 条の規定による活動により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）
第 8 条　この協定に基づいて活動に従事した者が、当該活動において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については甲、乙協議して定めるものとする。

（災害発生時の情報提供）
第 9 条　乙及び乙の会員は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（適用）
第 10 条 この協定は、平成 10 年 12 月 22 日から適用する。

（協議）
第 11 条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本章 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 10 年 12 月 22 日

（甲）　松江市
　　松江市長　　宮　岡　　寿　雄

（乙）　松江市袖師町 6 番 9 号
　　宍道湖漁業協同組合
　　代表理事組合長　　坂　本　　清

資料 4-(2)-9

災害時における応急支援活動に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と中海漁業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害時の応急支援活動関し、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第 1 条　この協定において、「災害」とは災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定めるものをいう。

（応援の要請）

第 2 条　甲は、松江市内で災害が発生し、災害応急支援活動（以下「活動」という。）のため、乙の所属会員が所有する船舶の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

(1) 災害の状況及び活動内容
(2) 応援を必要とする船舶の数量及び人員
(3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
(4) その他必要な事項

（業務の内容）

第 3 条　この協定により、甲が乙に要請する活動は、次のとおりとする。

(1) 広域浸水時における自力避難困難者の搬送作業
(2) 広域浸水時における食料、日用品等の搬送作業
(3) 橋梁損壊時における負傷者の搬送作業
(4) 橋梁損壊時における食料、日用品等の搬送作業
(5) その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力）

第 4 条　乙は、甲から第 2 条の規定により船舶の応援要請があったときは、特別な理由がない限り、応援に努めるものとする。

（報告）

第 5 条　乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、速やかに文書を提出するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文章を提出するものとする。

(1) 応援に従事した船舶の所有組合員名、数量、人員
(2) 活動内容
(3) 応援に従事した期間
(4) その他必要な事項

（経費の負担）

第 6 条　乙が使用した船舶に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法第 68 条第 1 項又は第 74 条第 1 項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて応援を行った場合の費用の負担は、同法第 92 条に定めるものとする。

2　料金等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、

甲、乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）
第 7 条　第 3 条の規定による活動により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）
第 8 条　この協定に基づいて活動に従事した者が、当該活動において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、甲、乙協議して定めるものとする。

（災害発生時の情報提供）
第 9 条　乙及び乙の会員は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（適用）
第 10 条 この協定は、平成 10 年 12 月 22 日から適用する。

（協議）
第 11 条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 10 年 12 月 22 日

（甲）　松　江　市
　　松 江 市 長　　宮　岡　　寿　雄

（乙）　八束郡東出雲町下意東 548 番地 5
　　中海漁業協同組合
　　代 表 理 事 組 合 長　　角　　高　盛

資料 4-(2)-10

災害時における応急対策業務に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と社団法人松江建設業協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害時の応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第 1 条　この協定において、「災害」とは災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定めるものをいう。

（応援の要請）

第 2 条　甲は、松江市内で災害が発生し、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

(1) 災害の状況及び業務内容
(2) 応援を必要とする建設資機材等の車種、台数及び人員
(3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
(4) 現場責任者
(5) その他必要な事項

（業務の内容）

第 3 条　この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

(1) 災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急人命救助のための障害物の除去作業
(2) 災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急交通確保のための障害物の除去作業
(3) その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力）

第 4 条　乙は、甲から第 2 条の規定により建設資機材等の応援要請があったときは、特別な理由がない限り、建設資機材等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

（報告）

第 5 条　乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、速やかに文書を提出するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 応援に従事した建設資機材等の事業所名、車種、台数、人員
(2) 業務内容
(3) 応援に従事した期間
(4) その他必要な事項

（経費の負担）

第 6 条　乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法第 68 条第 1 項又は第 74 条第 1 項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第 92 条に定めるものとする。

2　料金等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）
第 7 条　第 3 条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）
第 8 条　この協定に基づいて業務に従事した者が、当核業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（災害発生時の情報提供）
第 9 条　乙及び乙の会員は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（適用）
第 10 条 この協定は、平成 10 年 12 月 22 日から適用する。

（協議）
第 11 条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 10 年 12 月 22 日

（甲）　松江市
松江市長　　宮　岡　　寿　雄

（乙）　松江市西嫁島 1 丁目 3 番 17 号
社団法人松江建設業協会
会長　　金　津　　敬

資料 4-(2)-11

災害時における応急対策業務に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と松江市建設業連合協議会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害時の応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第 1 条　この協定において、「災害」とは災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定めるものをいう。

（応援の要請）

第 2 条　甲は、松江市内で災害が発生し、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

(1) 災害の状況及び業務内容
(2) 応援を必要とする建設資機材等の車種、台数及び人員
(3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
(4) 現場責任者
(5) その他必要な事項

（業務の内容）

第 3 条　この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

(1) 災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急人命救助のための障害物の除去作業
(2) 災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急交通確保のための障害物の除去作業
(3) その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力）

第 4 条　乙は、甲から第 2 条の規定により建設資機材等の応援要請があったときは、特別な理由がない限り、建設資機材等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

（報告）

第 5 条　乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、速やかに文書を提出するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 応援に従事した建設資機材等の事業所名、車種、台数、人員
(2) 業務内容
(3) 応援に従事した期間
(4) その他必要な事項

（経費の負担）

第 6 条　乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法第 68 条第 1 項又は第 74 条第 1 項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第 92 条に定めるものとする。

2　料金等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、申、乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）
第 7 条　第 3 条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）
第 8 条　この協定に基づいて業務に従事した者が、当核業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（災害発生時の情報提供）
第 9 条　乙及び乙の会員は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（適用）
第 10 条 この協定は、平成 10 年 12 月 22 日から適用する。

（協議）
第 11 条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 18 年 10 月 31 日

（甲）　松江市末次町 86 番地
松江市長　　松　浦　正　敬

（乙）　松江市宍道町白石 1833 番地 1
松江市建設業連合協議会
会長　　増　原　修　一

資料 4-(2)-12

災害時における応急対策業務に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と松江南建設業協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害時の応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）
第１条　この協定において、「災害」とは災害対策基本法（ 昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定めるものをいう。

（応援の要請）
第２条　甲は、松江市内で災害が発生し、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。
（１）災害の状況及び業務内容
（２）応援を必要とする建設資機材等の車種、台数及び人員
（３）応援を必要とする日時、場所及び期間
（４）現場責任者
（５）その他必要な事項

（業務の内容）
第３条　この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。
（１）災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急人命救助のための障害物の除去作業
（２）災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急交通確保のための障害物の除去作業
（３）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力）
第４条　乙は、甲から第２条の規定により建設資機材等の応援要請があったときは、特別な理由がない限り、建設資機材等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

（報告）
第５条　乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、速やかに文書を提出するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。
（１）応援に従事した建設資機材等の事業所名、車種、台数、人員
（２）業務内容
（３）応援に従事した期間
（４）その他必要な事項

（経費の負担）
第６条　乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法第６８条第１項又は第７４条第１項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の

要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第９２条に定めるものとする。
２　料金等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）
第７条　第３条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）
第８条　この協定に基づいて業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（災害発生時の情報提供）
第９条　乙及び乙の会員は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（適用）
第１０条　この協定は、平成２０年　４月３０日から適用する。

（協議）
第１１条　この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成１９年　３月１３日

（甲）　松　江　市
松 江 市 長　　松　浦　正　敬

（乙）　松江市宍道町佐々布１８４９番地
松江南建設業協会
会　長　　持　田　隆　志

資料 4-(2)-13

災害時における応急対策業務に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と松江北建設業連絡協議会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害時の応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）
第１条　この協定において、「災害」とは災害対策基本法（ 昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定めるものをいう。

（応援の要請）
第２条　甲は、松江市内で災害が発生し、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。
（１）災害の状況及び業務内容
（２）応援を必要とする建設資機材等の車種、台数及び人員
（３）応援を必要とする日時、場所及び期間
（４）現場責任者
（５）その他必要な事項

（業務の内容）
第３条　この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。
（１）災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急人命救助のための障害物の除去作業
（２）災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急交通確保のための障害物の除去作業
（３）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力）
第４条　乙は、甲から第２条の規定により建設資機材等の応援要請があったときは、特別な理由がない限り、建設資機材等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

（報告）
第５条　乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、速やかに文書を提出するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。
（１）応援に従事した建設資機材等の事業所名、車種、台数、人員
（２）業務内容
（３）応援に従事した期間
（４）その他必要な事項

（経費の負担）
第６条　乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法第６８条第１項又は第７４条第１項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の

要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第９２条に定めるものとする。
２　料金等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）
第７条　第３条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）
第８条　この協定に基づいて業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（災害発生時の情報提供）
第９条　乙及び乙の会員は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（適用）
第１０条　この協定は、平成２０年　４月３０日から適用する。

（協議）
第１１条　この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２０年　４月３０日

（丙）　松　江　市
松 江 市 長　　松　浦　正　敬

（丁）　松江市島根町野波３９５番地
松江北建設業連絡協議会
会　長　　余　村　明　幸

資料 4-(2)-15

災害時における応急対策業務に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と松江八束清掃協同組合、松江環境整備事業協同組合、松江広域再生資源協同組合及び松江八束生活環境保全事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害時の応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第１条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定めるものをいう。

２　この協定において「廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に定めるものをいう。

（応援の要請）

第２条　甲は、松江市内で災害が発生し、災害応急対策業務（以下「対策業務」という。）のため、乙の所属会員が所有する資機材及び労力（以下「資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、当該対策業務に係る事項を明らかにして応援を要請するものとする。ただし、文書をもって要請する時間的余裕がないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

２　前項の対策業務の応援を要請したときは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年省令第 35 号）第 2 条」の規定により、甲は乙に対し当該対策業務を委託するものとする。

（業務の内容）

第３条　前条に規定する業務は、次の業務とする。

(1) 災害により発生した廃棄物を収集し、甲が指定する処理場又は仮置き場へ運搬する業務

(2) その他甲が必要と認める業務

（協力）

第４条　乙は、甲から第 2 条の規定により資機材等の応援要請があったときは、資機材等を甲に提供することにより当該応援を行うものとする。ただし、特別な理由があるときは、この限りではない。

（報告）

第５条　乙は前条の規定に基づき応援を行った場合は、速やかに文書を提出するものとする。ただし、文書をもって報告する時間的余裕がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 応援に従事した資機材等の事業所名、車種、台数、人員

(2) 業務内容

(3) 応援に従事した期間

(4) その他必要な事項

（経費の負担）

第６条　この協定に基づく対策業務に係る費用等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙協議して別に定めるものとする。

（損害の負担）

第７条　第 3 条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）
第 8 条　この協定に基づいて業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（災害発生時の情報提供）
第 9 条　乙及び乙の会員は、対策業務の活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（協議）
第 10 条　この協定の実施に関し必要な事項、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 5 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成２０年１月１５日

甲　松江市末次町 86 番地
松江市長　松浦　正敬

乙　松江市西持田町 1292 番地 1
松江八束清掃協同組合
代表理事　秋鹿　勲

松江市富士見町 3 番地 28
松江環境整備事業協同組合
理事長　上野　美喜子

松江市西持田町 641 番地 1
松江広域再生資源協同組合
代表理事　上野　誠喜

松江市八幡町 880 番地 10
松江八束生活環境保全事業協同組合
理事長　土江　良弘

資料 4-(2)-16

災害時における応援業務に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と松江市測量設計協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、調査業務等の応援（以下、「応援業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）
第１条　この協定において、「災害」とは災害対策基本法（ 昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定めるものをいう。

（目的）
第２条　この協定は、応援業務の実施に関する基本事項を定めることにより、地震、風水害その他の災害が発生した場合における施設等の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図ることを目的とする。

（応援の要請）
第３条　甲は、松江市内で災害が発生し、応援が必要と認めるときは、乙に対して応援要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（業務の内容）
第４条　応援業務の内容は次のとおりとする。
（１）被災状況の目視による点検
（２）被災状況の調査及び写真撮影
（３）被災状況の概略図の作成
（４）技術的助言
（５）その他甲が必要と認める緊急応援業務

（協力）
第５条　乙は、甲から第３条の応援要請があったときは、特別な理由がない限り、応援を行うものとする。

（報告）
第６条　乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、速やかに文書を提出するものとする。
（１）応援に従事した事業所名、人員
（２）業務内容
（３）応援に従事した期間
（４）その他必要な事項

（経費の負担）
第７条　料金等の算出については、甲、乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）
第８条　第４条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）

第９条　この協定に基づいて業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（災害発生時の情報提供）
第１０条　乙及び乙の会員は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（適用）
第１１条　この協定は、平成２１年１２月２５日から適用する。

（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２１年１２月２５日

（甲）　松 江 市
松江市長　松　浦　正　敬

（乙）　松江市浜乃木３丁目３番２５号
松江市測量設計協会
会 長　河　原　八　郎

資料 4-(2)-17

災害時における葬祭用品等の供給等に関する協定

松江市（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、災害時における葬祭用品等の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、松江市内において災害時に多数の死者及び被災者が集中的に発生した場合における迅速且つ円滑な応急対策を行うため、必要な手続き等について定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむ得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

(1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
(2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
(3) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請方法）

第３条　甲は、前条の規定による要請をするときは、次に掲げる事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等をもって要請し、その後速やかに当該要請に関する文書を乙に提出するものとする。

(1) 要請の理由
(2) 要請の内容
(3) 協力を要請する期間
(4) その他必要な事項

（協力の方法）

第４条　乙は、前条による甲の要請があった場合、甲の指示に従い第２条各号の協力を行うものとする。

（報告）

第５条　乙は、第２条各号の協力をしたときは、次に掲げる事項を記載した文書をもって甲に報告するものとする。

(1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所
(2) 遺体を安置した施設（葬儀式場等）の使用した部屋の数及び使用した日数
(3) その他甲が乙に指示した事項

（経費の負担）

第６条　甲は、前条による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

２　乙が遺族等の要請により甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その部分に相当する経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求するものとする。

（経費の請求）

第７条　乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

（経費の支払）
第 8 条　甲は、前条の請求があった場合は、当該請求を審査し、適正と認めるときは、乙に対して速やかに乙の指定する支払先に支払うものとする。

（価格の決定）
第 9 条　遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

（支援体制の整備）
第 10 条　乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）
第 11 条　この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれの連絡責任者を定めておくものとする。

（通知）
第 12 条　甲及び乙は、災害時における円滑な葬祭用品等の供給等の協力が図れるようこの協定内容に関して重要な変更が生じたときは、その都度、相手方に通知するものとする。

（協議）
第 13 条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（協定の有効期間）
第 14 条　この協定の期間は、協定成立の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了の 1 箇月前までに相手方に対し、別段の意思表示がない場合は、本協定を 1 年間更新し、以降同様とする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 16 年 1 月 21 日

（甲）　松江市末次町 86 番地
松江市
松江市長　　松　浦　正　敬

（乙）　東京都港区虎ノ門五丁目 13 番 1 号
社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会　長　　吉　田　茂　視

資料 4-(2)-18

災害時における葬祭用品等の供給等に関する協定

松江市（以下「甲」という。）と株式会社博愛社、くにびき農業協同組合、有限会社葬仙及び有限会社しらさぎ（以下「乙」という。）は、災害時における葬祭用品等の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、松江市内において災害時に多数の死者及び被災者が集中的に発生した場合における迅速且つ円滑な応急対策を行うため、必要な手続き等について定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむ得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

(1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
(2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
(3) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請方法）

第３条　甲は、前条の規定による要請をするときは、次に掲げる事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等をもって要請し、その後速やかに当該要請に関する文書を乙に提出するものとする。

(1) 要請の理由
(2) 要請の内容
(3) 協力を要請する期間
(4)その他必要な事項

（協力の方法）

第４条　乙は、前条による甲の要請があった場合、甲の指示に従い第２条各号の協力を行うものとする。

（報告）

第５条　乙は、第２条各号の協力をしたときは、次に掲げる事項を記載した文書をもって甲に報告するものとする。

(1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所
(2) 遺体を安置した施設（葬儀式場等）の使用した部屋の数及び使用した日数
(3) その他甲が乙に指示した事項

（経費の負担）

第６条　甲は、前条による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

2　乙が遺族等の要請により甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その部分に相当する経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求するものとする。

（経費の請求）

第７条　乙は、前条の経費を甲に請求する場合は甲の指定する方法により一括して請求するものとする。

（経費の支払）

第８条　甲は、前条の請求があった場合は、当該請求を審査し、適正と認めるときは、乙に対して速やかに乙の指定する支払先に支払うものとする。

（価格の決定）
第 9 条　遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

（支援体制の整備）
第 10 条　乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）
第 11 条　この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれの連絡責任者を定めておくものとする。

（通知）
第 12 条　甲及び乙は、災害時における円滑な葬祭用品等の供給等の協力が図れるようこの協定内容に関して重要な変更が生じたときは、その都度、相手方に通知するものとする。

（協議）
第 13 条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（協定の有効期間）
第 14 条　この協定の期間は、協定成立の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了の 1 箇月前までに相手方に対し、別段の意思表示がない場合は、本協定を 1 年間更新し、以降同様とする。

この協定の成立を証するため、本書 5 通を作成し甲、乙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 16 年 1 月 21 日

（甲）　松江市末次町 86 番地
松江市　　松江市長　　松　浦　正　敬

（乙）　松江市東津田町 1640 番地 5
株式会社博愛社　　代表取締役社長　　太　田　敦　久

松江市西川津町 1635 番地 1
くにびき農業協同組合　　代表理事組合長　　太　田　紀　道

米子市長砂町 1075
有限会社葬仙　　代表取締役社長　　児　嶋　敏　雄

松江市灘町 87
有限会社しらさぎ　　取締役　　荒 木　文 之 助

資料 4-(2)-19

災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書

松江市水道事業管理者水道局長　田中正友（以下「甲」という。）と松江市内各事業所 51 社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他による災害（以下　災害」という。）の発生時における水道施設の応急復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、災害の発生時において給水機能を早期に回復するため、甲の要請により、乙が甲に協力して実施する水道施設の応急復旧に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）
第２条　甲は、災害の発生時において実施する水道施設の応急復旧（甲が、他都市等からの応援要請を受けて実施する応急復旧を含む。）に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し応急復旧の応援を要請することができる。

（要請手続）
第３条　前条に定める要請は、甲が災害の状況、場所、活動内容、希望する人員、機材等について、乙に連絡することにより行うものとする。

（応援）
第４条　乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応急復旧を行うための体制を確立のうえ、必要な人員、機材等を出動させ、甲が行う応急復旧に協力するものとする。
2　前項の規定により出動した乙の組合員は、甲の職員の指示に従い応急復旧に従事するものとする。

（費用負担）
第５条　乙が、この協定に基づく協力のために要した費用については、甲が定める基準により積算した額に基づき、甲が負担するものとする。
2　前項に規定する費用は、乙が応急復旧に参加した乙の組合員を集約のうえ、乙が甲に一括して請求するものとする。

（労災補償）
第６条　応急復旧により乙の組合員の従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

（連絡責任者）
第７条　甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

（報告事項）
第８条　乙は、この協定による応急復旧に協力できる人員及び機材等の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目事項については、甲乙両者が協議して定めるものとする。
（実施期日）

第 10 条　この協定は、協定締結の日から実施する。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印の上各自 1 通を保有する。

平成 13 年 3 月 28 日

甲　　松江市水道事業管理者
　　水道局長　　田　中　正　友

乙　　松江市内各事業所 51 社

資料 4-(2)-20

災害時におけるガス施設の応急復旧に関する協定書

松江市ガス事業管理者ガス局長　松本修司（以下「甲」という。）と松江市内各事業所５社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他による災害（以下　災害」という。）の発生時におけるガス施設の応急復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害の発生時においてガス供給機能を早期に回復するため、甲の要請により、乙が甲に協力して実施するガス施設の応急復旧に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第２条　甲は、災害の発生時において実施するガス施設の応急復旧（甲が、他都市等からの応援要請を受けて実施する応急復旧を含む。）に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し応急復旧の応援を要請することができる。

（要請手続）

第３条　前条に定める要請は、甲が災害の状況、場所、活動内容、希望する人員、機材等について、乙に連絡することにより行うものとする。

（応援）

第４条　乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、松江市ガス事業準承認工事業者（以下「準承認工事業者」という。）と連携し、速やかに応急復旧を行うための体制を確立のうえ、必要な人員、機材等を出動させ、甲が行う応急復旧に協力するものとする。

2　前項の規定により出動した乙の組合員ならびに準承認工事業者は、甲の職員の指示に従い応急復旧に従事するものとする。

（費用負担）

第５条　乙が、この協定に基づく協力のために要した費用については、甲が定める基準により積算した額に基づき、甲が負担するものとする。

2　前項に規定する費用は、乙が応急復旧に参加した乙の組合員を集約のうえ、乙が甲に一括して請求するものとする。

（労災補償）

第６条　応急復旧により乙の組合員の従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

（連絡責任者）

第７条　甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

（報告事項）

第８条　乙は、この協定による応急復旧に協力できる人員及び機材等の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

（協定の有効期限）

第 9 条　この協定の有効期限は、平成 24 年 1 月 11 日から平成 24 年 3 月 31 日までとしする。ただし、有効期限満了の日の 1 ヶ月前までに、甲または乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は、更に 1 年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

（協議）

第 10 条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目事項については、甲乙両者が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印の上各自 1 通を保有する。

平成 24 年 1 月 11 日

甲　　松江市ガス事業管理者
　　ガス局長　　松　本　修　司

乙　　松江市内各事業所 5 社

資料 4-(2)-21

災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱い

松江市（以下「甲」という。）と中国電力株式会社松江営業所（以下「乙」という。）は、災害時の円滑な連絡体制および協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり確認する。

（連絡）

第１条　乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、適時、情報提供するものとする。

(1) 停電発生時刻　(2) 停電発生地域　(3) 停電発生戸数
(4) 停電復旧見込　(5) 停電原因　(6) 停電復旧時刻

（連絡責任者）

第２条　甲および乙は、連絡を円滑に処理するため、予め正・副の連絡責任者を定めるものとする。

（協力）

第３条　甲は、停電に関し、次に掲げる乙からの協力要請内容に対して、適宜、協力するものとする。

(1) 広報車による住民への周知
(2) 防災無線、有線放送、自治会等を活用した住民への周知（台風等災害発生前の広報含む）
(3) 公民館等への掲示物等の設置場所の提供　(4) 避難所へ避難された住民への周知
(5) 住民からの問い合わせ対応　(6) 道路等の被災状況の情報提供

（連携）

第４条　甲は、次に掲げる乙からの要請事項に関して、連携をとり、対応するものとする。

○ 土砂崩れ、倒木等による道路復旧

（防災訓練）

第５条　甲および乙は、災害対策を円滑に推進するため、甲または乙の実施する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

（取扱いの変更）

第６条　この取扱いに定める事項につき変更すべき事由が生じたときは、甲および乙はいずれからもその変更を申し出ることができる。この場合において、甲および乙は誠意をもって協議するものとする。

（運用）

第７条　この取扱いの実施に必要な細目については、甲および乙が協議の上、別に定めるものとする。

（その他）

第８条　この取扱いに定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

平成 17 年 11 月 29 日

甲　松江市末次町 86 番地
松江市　市長　松　浦　正　敬

乙　松江市東朝日町 5 番地 1
中国電力株式会社松江営業所　所長　清　水　憲　治

資料 4-(2)-22

災害発生時における電気設備等の復旧に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と島根県電気工事工業組合松江支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、電気設備等の復旧業務（以下「復旧業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、松江市において災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲の要請に基づき、乙が他の業務に優先して復旧業務に従事することにより、電気設備の機能を早期に回復し、もって市民の生命及び生活を確保することを目的とする。

（復旧業務の種類）

第２条　この協定により、甲が乙に要請する復旧業務は、次のとおりとする。

（１）施設等の電気設備等の復旧活動に関すること

（２）電気に係る事故防止に関すること

（３）前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める緊急応急作業に関すること

（要請手続き）

第３条　甲は、復旧業務を実施する必要があると認めた場合は、別紙様式１により乙に出動を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により出動を要請し、事後速やかに要請書を送付することができる。

（報告）

第４条　乙は、被害状況等を速やかに甲に報告するものとする。

２　乙が、復旧業務を実施したときは、別紙様式２により活動状況を甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により報告し、事後速やかに報告書を提出することができる。

（経費の負担）

第５条　第２条の活動に要した経費は、甲が負担し、乙に支払うものとする。

２　前項の経費は、前条第２項の報告に基づき、当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

（損害の負担）

第６条　第２条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）

第７条　この協定に基づいて、業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（災害発生時の情報提供）

第８条　　乙及び乙の会員は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（適用）

第９条　この協定は、平成２１年１２月２５日から適用する。

（協議）
第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定事項に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２１年１２月２５日

（甲）　松江市
松江市長　　松　浦　正　敬

（乙）　松江市東朝日町２１７番地
島根県電気工事工業組合松江支部
支部長　　吉　野　光　徳

資料 4-(2)-23

非常事態における相互応援協定書

地震、洪水等の自然災害、ガス漏れ等の重大事故（以下「非常事態」という。）に際し、被害を最小限に食い止め、住民の安全を確保し、早期の復旧を図るためには、発生時の初動活動が最も重要であることに鑑み、米子瓦斯株式会社（以下「甲」という。）と松江市ガス局（以下「乙」という。）と出雲ガス株式会社（以下「丙」という。）は、下記のとおり協定する。

記

（対象とする非常事態）

第１条　甲、乙及び丙は、非常事態においてそれぞれの組織に対策本部を設置したときは、他の２者に対し応援を要請することができるものとし、要請を受けた者（以下「応援者」という。）は、速やかに対応するものとする。

（対策本部内の位置づけ）

第２条　応援者は、対策本部の組織のなかにあらかじめ位置づけられ、その指揮命令下に入るものとする。

（情報の共有）

第３条　甲、乙及び丙は、非常事態に際し速やかに応援体制を構築するため、それぞれの組織、人員体制、技術情報等を共有するものとし、その範囲、内容等は、別に定める。

（実効性の確保）

第４条　甲、乙及び丙は、この協定の実効性を確保するため、定例的に情報交換するとともに、共同で防災訓練等を実施するものとする。

（費用負担）

第５条　非常事態に対処するために要した費用の負担については、その都度、甲、乙及び丙で協議して定める。

（協議）

第６条　この協定書に定めのない事項については、必要に応じて、甲、乙及び丙協議して定める。

上記協定締結の証として本協定書３通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、おのおの１通を保有する。

平成 21 年 12 月 22 日

甲　米子ガス株式会社
　　代表取締役社長　　宇　野　松　人

乙　松江市ガス事業管理者
　　松江市ガス局長　　松　本　修　司

丙　出雲ガス株式会社
　　代表取締役社長　　岩　田　明　浩

資料 4-(2)-24

災害情報放送の実施に関する協定書

災害情報に関する放送の実施について、松江市長　松浦正敬（以下「甲」という。）と山陰ケーブルビジョン㈱代表取締役社長　石原惠行（以下「乙」という。）とは災害情報放送の実施に関し次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、松江市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項及び原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号）第2条第1項に規定する災害その他市民生活に重要な影響をもたらす事象（以下「災害等」という。）が発生し、または発生するおそれがある場合に、乙の放送設備を利用し、市民への災害情報を提供することにより、災害等による被害の予防、迅速な避難等に役立てるものとする。

（災害情報放送の要請）

第2条　甲は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、乙に対して災害情報に関する放送を要請するものとする。その際、甲は、災害放送要請書（別紙様式1号）を乙に送付するものとする。

2　前項の要請をする際の基準は次のとおりとする。

(1) 気象庁から台風、大雨、洪水等の警報が発令され、災害による被害が予想されるとき。
(2) 震度3以上の地震が発生し、災害による被害が想定されるとき。
(3) 原子力災害の発生により被害が想定されるとき。
(4) その他市民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、緊急に災害情報を伝達する必要があると認めたとき。

（放送及びその内容）

第3条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けた場合は、放送の形式、内容等をその都度決定し、速やかに放送するものとする。

2　災害情報の内容は、避難措置の実施及び災害発生による注意・対応、交通情報、雨量、気象庁からの予報等その他緊急な災害情報等とする。

（連絡責任者）

第4条　災害情報が円滑に放送されるよう、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定めておくものとする。

（費用）

第5条　災害情報の放送に関わる費用は無償とする。

（協定の効力及び更新）

第6条　この協定は、締結の日に属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了日前30日までに甲または乙がそれぞれ相手方に文書をもって、協定を延長しない旨の通知を行わない場合には、この協定は終了日より1年間更新されたものとみなす。

（防災会議・防災訓練への参加）

第7条　乙は、甲が開催する松江市防災会議及び松江市防災訓練に参加するものとする。

（訓練）
第８条　甲及び乙は、災害情報放送が迅速かつ的確に行われるよう、定期的に非常災害対策訓練を行うものとする。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項は、その都度甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、協定書２通を作成し、甲、乙両者署名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成 16 年 12 月 17 日

甲　　松江市
　　松江市長　　松　浦　正　敬

乙　　松江市学園１丁目２番 27 号
　　山陰ケーブルビジョン株式会社
　　代表取締役社長　石　原　惠　行

【別紙様式】

総務部長　　様

担当部署：

災害情報放送要請書

依頼年月日	平成　年　月　日　　時　分		番　号	
通報者	担当部署		担当者名	
連絡先	電　話		Ｆ　Ａ　Ｘ	
通報概要	風水害・地震・原子力災害・その他			
情報の種類	雨量・予報・交通情報・避難措置・地震情報、原子力防災情報・その他			
放送文等				
受信者				
放送時間	平成　　年　　月　　日　　時　　分			

資料 4-(2)-25

災害情報放送の実施に関する協定書に基づく覚書

平成 16 年 12 月 17 日付けで締結した災害情報放送の実施に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき、松江市長　松浦正敬（以下「甲」という。）と山陰ケーブルビジョン株式会社代表取締役社長　石原俊太郎（以下「乙」という。）とは、災害情報放送の実施に関し、次のとおり覚書を締結する。

（災害情報放送及びその内容）

第１条　甲は、協定書第２条第２項の基準に達する場合、災害の予見に基づく準備体制の立ち上げの事実があった場合、その他必要と認められる場合においては、乙に対し災害情報放送の要請をできるものとする。

２　甲は、第１項の要請が必要な場合は、乙に対し事前にその旨を連絡するものとする。

（連絡体制）

第２条　甲及び乙は、別に定める災害時連絡体制に基づき、必要な連絡が円滑に行われるよう努め、連絡体制に変更が生じた場合は、速やかに相手方に連絡する。

（協議）

第３条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義を生じた事項は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

（効力）

第４条　この覚書は、締結の日から効力を有するものとし、平成 23 年 7 月 24 日に締結した災害情報放送の実施に関する協定書に基づく覚書については、効力を失うものとする。

この覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成 28 年 10 月 1 日

甲　　松江市
松江市長　　松浦　正敬

乙　　松江市学園一丁目 2 番 27 号
山陰ケーブルビジョン株式会社
代表取締役社長　石原　俊太郎

災害時連絡体制

松江市防災安全部防災安全課	５５－５１１５
	０５０－５２０５－８９００（専用電話機）
山陰ケーブルビジョン株式会社	２３－２５２２
	０５０－５２０５－８８００（専用電話機）

資料 4-(2)-26

災害時における資機材リースの協力に関する協定

松江市（以下「甲」という。）と中国建設機械レンタル業協会山陰地区支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急対応に必要な資機材（以下「資機材」という。）のリースに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、災害時の応急対応に必要な資機材リースを乙の協力により確保し、災害時応急対応の円滑な実施を図ることを目的とする。

（協力要請）
第２条　甲は、災害時において、資機材のリースを必要とするときは、乙に対して、協力を要請するものとする。
２　乙は、前項の規定により、要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲において、資機材のリースに協力するものとする。

（要請手続）
第３条　甲は、前条の要請を行うときは、資機材名、数量、規格、搬入場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）
第４条　乙は、甲からの要請事項を実施したときは、実施後速やかにその実施状況を甲に報告するものとする。

（経費の負担）
第５条　第２条の規定により要した費用については、甲が負担するものとする。
２　前項の費用は、前条の報告に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

（補償）
第６条　この協定に基づいて、業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（適用）
第７条　この協定は、平成２３年　１月１７日から適用する。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定事項に疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２３年　１月１７日

（甲）松　江　市
松 江 市 長　松　浦　正　敬

（乙）松江市宍道町白石８１番地１０
中国建設機械レンタル業協会山陰地区支部
支　部　長　秀　浦　義　久

資料 4-(2)-27

災害時における石油類燃料の供給及び帰宅困難者支援に関する協定

松江市（以下「甲」という。）と島根県石油協同組合松江支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における石油類燃料の供給及び、帰宅困難者の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、災害応急対策に必要となる石油類燃料を優先供給すること及び、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ、一時休憩所を提供支援することに関して必要な事項を定めることにより、災害時対応を円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）
第２条　甲は、災害時において、緊急用車両、緊急物資輸送用車両及び応急対策用資機材の石油類燃料が必要であると認めたときは、乙に対し協力を要請するものとする。
２　甲は、帰宅困難者に対し、給油所での水道水、トイレ、一時休憩所の提供支援が必要であると認めたときは、乙に対し協力を要請するものとする。
３　乙は、第１項及び前項の規定により要請を受けたときは、これに協力するものとする。

（要請手続）
第３条　甲は、乙に緊急用車両及び緊急物資輸送用車両の石油類燃料の供給を要請するときは、車両台数を明らかにして口頭で行うものとする。
２　甲は、乙に応急対策用資機材の石油類燃料の供給を要請するときは、品目、数量、納入日時、納入場所その他必要事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。
３　甲は、乙に帰宅困難者に対しての支援を要請するときは、口頭で行うものとする。

（報告）
第４条　乙は、甲からの要請事項を実施したときは、実施後速やかにその実施状況を甲に報告するものとする。

（経費の負担）
第５条　第２条第１項の規定により要した費用については、甲が負担するものとする。
２　前項の費用は、前条の報告に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

（補償）
第６条　この協定に基づいて、業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（適用）
第７条　この協定は、平成２３年　１月１７日から適用する。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定事項に疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２３年　１月１７日

（甲）松　江　市
松 江 市 長　松　浦　正　敬

（乙）松江市西嫁島３丁目５番２５号
島根県石油協同組合松江支部
支　部　長　山　本　清　海

資料 4-(2)-28

災害時における飲料水の提供に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と株式会社 伊藤園（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水の提供協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力）
第１条　乙は、甲から、この協定による協力要請を受けた場合は、協定の内容に従って、可能な限り協力に努めるものとする。

（協力内容）
第２条　この協定に規定する協力内容は、次のとおりとする。
⑴飲料水の提供：災害発生時等に、甲の管轄する場所に、乙が設置する飲料水自動販売機内の在庫商品の無償提供
⑵飲料水の調達：災害発生時等に、乙の営業拠点で保有する飲料水の供給
⑶その他、甲乙協議により必要と認め合意した協力

（協力の要請）
第３条　甲は、前条の要請をするときは、文書によって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出する。

（費用の負担）
第４条　第２条(２)に定める飲料水提供に係わる費用は、甲の負担とする。
２　前項の費用は、引渡しまでの運賃を含む災害発生直前時における適正な価格を基準として甲、乙協議して定める。

（運搬）
第５条　飲料水提供のために必要となる飲料水の運搬は、甲乙相互の協力のうえ行うものとする。
２　前項の場合において、甲は、乙に対して、必要とする飲料水の数量、引渡しの日時、運搬場所等を指示することができる。ただし、乙の営業拠点の在庫状況又は交通事情等により乙が甲に指示の変更を求めたときは、甲はこの求めに応じるものとする。

（不可抗力）
第６条　第１条の規定にかかわらず、乙が、不可抗力等により、第２条、及び、第５条に定める事項を履行できない場合であっても、乙はその責任を負わないものとする。

（協議）
第７条　この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

（有効期間）
第８条　この協定の有効期間は、締結の日から１年とする。
２　有効期間が満了する日の３０日前までに、甲又は乙のいずれかから協定解除の申し入れがないときは、有効期間を１年延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２５年3月１１日

甲　　松江市末次町８６番地
　　松江市長　松浦　正敬

乙　　東京都渋谷区本町３－４７－１０
　　株式会社　伊藤園
　　総務部長　松本　功一

資料 4-(2)-29

特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社島根支店（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第２条　本協定に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2　本協定に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第３条　甲は、本協定にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第４条　甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し乙が設置する屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2　屋内配線や保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第５条　特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙１「情報管理責任者（変更）通知書」に定める様式をもって相互に通知することとする。また、情報管理責任者に変更が生じた場合は、速やかに別紙１に定める様式をもって相互に通知することとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第６条　甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲乙協議のうえ第２条及び第５条により設置するものとする。

（定期試験の実施）

第７条　甲および乙は、年に１回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙２「特設公衆電話定期試験仕様書」に定める接続試験を実施することとする。

（故障発見時の扱い）
第 8 条　甲および乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

（特設公衆電話の開設）
第 9 条　特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者もしくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

（特設公衆電話の利用）
第 10 条　甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（特設公衆電話の利用の終了）
第 11 条　特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所及び日時の連絡を行うこととする。

（覚書の締結）
第 12 条　第 2 条の 2 項及び第 5 条でいう特設公衆電話の設置場所・回線数については、別途覚書により取り交わすこととする。なお、設置場所・回線数を変更する場合は、同様に覚書により取り交わすこととする。

（目的外利用の禁止）
第 13 条　甲は、第 7 条に規定する定期試験及び第 9 条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。
2　乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。
3　甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。
4　前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話設備の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

（協定の解除）
第 14 条　甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、相手方はなんらの通知又は催告を要せず即時に本協定の全部又は一部を解除できる。
（1）正当な理由によらないで本協定の全部若しくは一部を履行しないとき。
（2）相手方の責に帰すべき理由により協定を履行する見込みがないと認められるとき。
（3）前各号のほか相手方が協定に違反し、その違反によって協定の目的を達成することができないと認められるとき。

（本協定書の有効期間）
第 15 条　本協定書の有効期間は、平成 26 年 1 月　　日から平成 29 年 3 月末日までの 3 年間とする。ただ

し、有効期間満了日の３ヶ月前までに、甲乙双方から書面による延伸の申し出があり、甲乙双方が合意した時は、有効期間満了の翌日から起算して３年間本協定書を更新することとし、以後同様とする。

（協議事項）

第16条　本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本協定を証するため，本書２通を作成し，甲乙記名押印のうえ，各自がその１通を保有する。

平成26年1月10日

甲　　島根県松江市末次町８６番地
　　松 江 市 長　　松　浦　正　敬

乙　　島根県松江市東朝日町１０２番地
　　西日本電信電話株式会社　島根支店
　　島根支店長　　杉　島　辰　海

資料 4-(2)-30

災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定

（趣旨）

第１条　本協定は、松江市内において地震、風水害若しくはその他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、松江市（以下「甲」という。）と生活協同組合しまね（以下「乙」という。）が、相互に協力して災害時の住民生活の早期安定を図るため、応急生活物資等の供給及び物資運搬の協力に関する基本的な事項について定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において応急生活物資を必要とするときは、乙に対し乙の保有する商品の供給について協力を要請することができる。

２　甲は、必要に応じて乙に対して輸送業務について協力を要請することができる。

（応急生活物資）

第３条　甲が乙に要請する応急生活物資の品目は、別表を参考に被害の状況に応じて決定するものとする。

２　乙は、甲から前項に定める種類以外の応急生活物資の要請があったときは、必要に応じて供給を行うものとする。

３　乙は、災害時に供給可能な応急生活物資の品目及びその数量について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

（要請手続）

第４条　甲の乙に対する協力要請手続は、災害時における応急生活物資の供給・輸送業務等要請書（別記第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

（連絡責任者）

第５条　連絡責任者は、甲にあっては松江市災害対策本部とし、乙にあっては乙の緊急対策本部事務局担当とする。

２　甲及び乙は連絡体制に支障をきたさないよう、連絡先を毎年度当初に災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定連絡先報告書（別記第３号様式）及び別表（連絡系統図）により報告するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第６条　第２条による要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための必要な措置をとるとともにその措置の状況を甲に報告するものとする。

（応急生活物資の運搬に係る車両の通行）

第７条　甲は、乙の応急生活物資運搬及び要員派遣に係る車両については、緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

（情報の提供）

第８条　甲は、災害時の支援協力において、乙に対し速やかに輸送業務実施区域の被害状況及び交通規制の情報等を提供する。

（輸送）

第９条　甲は、乙が実施する輸送業務が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（応急生活物資の受領）

第１０条　甲は、甲が指定した場所において、乙及び乙が会員である事業連合（コープＣＳネット・日本生協連）が輸送した応急生活物資の品目及び数量を確認のうえ、受け取るものとする。

（業務報告）

第１１条　乙は、業務終了後速やかに業務内容を災害時における応急生活物資の供給・輸送業務等報告書（別記第２号様式）により、甲に報告するものとする。

（費用負担）
第１２条　第２条第１項及び同条第２項の規定に基づき乙が供給した物資の対価及び乙が行った輸送等の費用については、甲が負担するものとする。
２　前項に規定する費用は、災害が発生する直前に乙の組合員に供給していた物資の価格を参考に適正な価格を基準とし、災害復旧後において甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の請求及び支払）
第１３条　乙は、業務終了後、前項に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けたのち、費用を請求するものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して３０日以内に費用を支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りでない。

（従事者の損害補償）
第１４条　第２条第２項に定める業務に従事した乙及び乙が加盟する事業連合（コープＣＳネット・日本生協連及びその委託先）の従業者等が死亡又はその他の事故が発生したときの補償については、その状況を踏まえ甲と乙が誠実に協議する。

（連絡員の派遣等）
第１５条　甲及び乙は、必要に応じて乙の事務所所在地又は甲が設置する災害対策本部に連絡員を派遣することができる。

（ボランティア活動等の支援）
第１６条　甲は、災害時に乙が行う生活物資の配布等のボランティア活動を支援する。また、乙が行う平時の減災の取組み等啓発活動についても協力するものとする。
（有効期間）
第１７条　この協定の有効期間は、この協定締結の日から、平成２６年3月３１日までとする。ただし、有効期間満了日の３０日前までに甲又は乙から本協定の変更又は終了の申し出がない場合は、当該有効期間満了日の翌日から１年間延長されたものとみなし、以後同様とするものとする。

（協議）
第１８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成２６年2月１０日

甲　島根県松江市末次町８６番地
松江市長　　松　浦　正　敬

乙　島根県松江市西津田一丁目１０－４０
生活協同組合しまね
理事長　　安　井　光　夫

資料 4-(2)-31

災害時等における緊急用ＬＰガスの調達に関する協定

松江市（以下「甲」という。）、一般社団法人島根県ＬＰガス協会（以下「乙」という。）及び島根県ＬＰガス協会松江支部（以下「丙」という。）とは、市内において地震、暴風、洪水等、自然現象による災害及びその他の重大な事故又は災害（以下「災害」という。）が発生した場合の、緊急用ＬＰガスの調達について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時における緊急用ＬＰガスの調達について、甲の要請に対する乙及び丙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（緊急用ＬＰガスの範囲等）

第２条　この協定において緊急用ＬＰガスとは、ＬＰガスのほかに容器、燃焼器具その他のＬＰガスを燃料として使用するために必要な器具を含んだものをいう。

２　前項の燃焼器具その他のＬＰガスを燃料として使用するために必要な器具は、次に掲げるものをいう。

（１）調整器、ゴムホース等

（２）二重巻きコンロ、三重巻きコンロ、炊飯器（二升炊き以上）

３　ＬＰガス用容器及び前項に定める関連器具は、原則として販売事業者が保有するものを貸与する。

４　その他甲が指定する物資については、具体的な調達要請があった都度協議の上調達の可否を決定するものとする。

（要請）

第３条　甲は、市内において災害が発生した場合、丙に対して緊急用ＬＰガスの供給を要請することができるものとする。

２　前項の要請は、原則として緊急用ＬＰガス供給要請書（様式第１号、以下「要請書」という。）によるものとする。ただし、緊急の場合で要請書によることができないときは、口頭で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に基づく丙の措置）

第４条　丙は、前条第１項の要請を受けたときは、その要請内容について速やかに措置するとともに、その措置内容を緊急用ＬＰガス等提供リスト（様式第２号）により甲及び乙に報告するものとする。

（搬送及び引渡し）

第５条　丙は、緊急用ＬＰガスの搬送及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

２　緊急用ＬＰガスの搬送は、原則として丙が行うものとし、甲の指定する場所で甲が指定する者の確認を受けた上、甲が指定する者に引き渡すものとする。

３　前項の引渡しの確認は（様式第２号）により行うものとする。

（搬送経費の負担）

第６条　前条に定める搬送に係る経費負担は次に定めるところによる。

（１）搬送に係る経費は、原則として販売業者が負担するものとする。

（２） 搬送に伴う事故等の発生に係る経費は、搬送を行う販売業者が負担するものとする。

（価格）
第７条　丙は、災害が発生する直前の適正な価格で緊急用ＬＰガスを供給するものとする。

（代金の支払）
第８条　丙が供給した緊急用ＬＰガスの代金の支払方法等は、甲と丙の協議によるものとする。この場合において、代金の支払いについては甲が責任を持って対処するものとする。

（現有数量の把握）
第９条　乙及び丙は、災害時において供給可能な緊急用ＬＰガスの数量を把握しておくものとする。

（協議事項）
第１０条　この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項で必要が生じたときは、甲乙丙協議の上定めるものとする。

（有効期間）
第１１条　この協定の有効期間は、平成２６年２月１０日から平成２６年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了日の１か月前までに甲、乙又は丙から申出のないときは、この協定は、有効期間満了日の翌日から１年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を３通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２６年２月１０日

甲　島根県松江市末次町８６番地
松江市長　松　浦　正　敬

乙　島根県松江市母衣町５５番地４
一般社団法人　島根県ＬＰガス協会
会　長　森　山　健　一

丙　島根県松江市浜乃木六丁目１０番１号
島根県ＬＰガス協会松江支部
支部長　瀧　下　忠

資料 4-(2)-32

災害時における福祉専門職の派遣協力等に関する協定書

島根県社会福祉協議会が運営するしまね災害福祉広域支援ネットワーク（以下「甲」という。）と島根県（以下「乙」という。）及び松江市（以下「丙」という。）は、甲が行う災害時における福祉専門職（福祉職場の医療専門職を含む。以下同じ。）の派遣協力等に関して次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　島根県内で災害救助法が適用される程度の災害が発生し、かつ、広域的支援が必要とされる場合に、甲による市町村への福祉専門職の応援派遣を実施する際に必要な事項を定めることを目的とする。

（派遣協力等の内容）

第２条　甲による派遣協力等の内容は次のとおりとする。

（１）　災害発生時に市町村における避難所や被災社会福祉施設等にしまね災害福祉広域支援ネットワーク運営要領に定める福祉専門職を派遣し、要配慮者等の福祉的ニーズへの対応を行う。

（２）　災害発生時に市町村で行われる公衆衛生活動等へ協力を行う。

（派遣協力等の要請手続き）

第３条　丙は、災害時に福祉的支援が必要と判断した場合、乙を通じて甲に福祉専門職の派遣協力等の要請を行う。

２　乙は、丙から福祉専門職の派遣協力等の要請があった場合、甲に伝え、派遣協力等の調整に協力する。

３　甲は、丙から福祉専門職の派遣協力等の要請があった場合、協力施設等及び乙と調整を図り派遣等を決定する。

４　派遣協力等の要請は、「派遣協力等要請書」（別紙１）によるものとする。ただし、緊急を要し文書によることができない場合には口頭又は電話等によることができる。この場合、事後速やかに文書を送付するものとする。

５　丙は、派遣協力等の必要がなくなったと判断したときは、速やかに乙を通じて甲に連絡するものとする。

（安全の確保）

第４条　丙は、その要請により甲が派遣する福祉専門職が活動するにあたっては、安全の確保に十分配慮するものとする。

（派遣等に要する費用）

第５条　福祉専門職の派遣に要する費用のうち、交通費、宿泊費、甲が加入した傷害保険料については、丙が甲に支払う。なお、履行確認のため、支払い完了後に領収書等の写しを甲から丙に提出するものとする。

（損害補償）

第６条　甲が派遣した福祉専門職が、その責に帰することができない事由により、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合は、労働者災害補償保険法の適用がある場合を除き、甲が加入する傷害保険により補償を受けるものとする。

なお、上記保険により補償を受けることのできる範囲は、別紙２に定める。

（その他）

第７条　この協定に定めのない事項については、必要に応じ別途三者で協議するものとする。

以上のとおり協定した証として、この証書三通を作成し、甲乙丙三者押印の上、各自それぞれその一通を保有する。

平成２７年１０月３０日

甲　「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」本部
島根県社会福祉協議会

会　長　　江口　博晴

乙　　島根県

知　事　　溝口　善兵衛

丙　　松江市

市　長　　松浦　正敬

資料 4-(2)-33

一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と株式会社島根銀行（以下「乙」という。）は、乙の管理する施設への一時的な受入について、次の通り協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は大規模地震等の発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）
第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
　一　帰宅困難者　大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。
　二　一時滞在施設　帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。
　三　施設管理者　一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表又は非公表）
第３条　乙は、甲の要請に応じ、乙の管理する施設のうち別表に定める区域について、一時滞在施設として提供することに合意する。
２　甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）
第４条　甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して、前条第１項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）
第５条　乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。
２　乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。
３　乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅延なく甲に連絡するものとする。
４　受入期間は、原則として最長３日間とする。

（支援内容）
第６条　乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。
　一　帰宅困難者に対し、第５条第１項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。
　二　帰宅困難者に対し、乙が備蓄する飲料水、食料、毛布等を提供すること。
　三　トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
　四　帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
　五　前各号に関して必要な人員を確保すること。この人員には、乙の委託業者職員を含むものとする。
　六　その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項。

（施設の運営）

第７条　乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設開設・運営マニュアル（松江市）」に沿って、運営を行うものとする。また、「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン(内閣府(防災担当))」についても運営の参考とする。
２　甲は、前項の「一時滞在施設開設・運営マニュアル（松江市)」を改定する場合において、乙に事前に協議するものとする。

（受入の解除）
第８条　乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。
一　甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合。
二　乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合。
三　乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合。
四　その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合。

（費用負担）
第９条　乙は第６条に基づき実施した帰宅困難者の支援に要した費用について、甲に報告するものとする。
２　甲は、前項の費用について、甲乙協議の上、乙に支払うものとする。

（損害）
第 10 条　乙が第５条第１項の受諾をした場合、又は同条第３項の連絡を行った場合において、乙又は乙が受け入れた帰宅困難者に損害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、甲乙協議の上対応を検討するものとする。
２　乙が受け入れた帰宅困難者が、乙の施設・備品等に損害を与えた場合の復旧に係る費用については、乙は損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合、あるいは、損害を与えた者に支払能力が無い場合は、原則として甲が負担するものとする。

（訓練）
第 11 条　乙は、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制の確認に努めるものとする。

（支援）
第 12 条　甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、物資の配備、訓練の実施等を行う場合において、支援を行うものとする。

（有効期限と見直し）
第 13 条　この協定の有効期限は協定締結の日から１年を経過する日までとし、有効期限の２カ月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き１年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

（協議）
第 14 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上定めるものとする。

（その他）
第 15 条　乙はこの協定により指定された一時滞在施設の受入想定人数を甲へ提出するものとする。
２　甲は前項の規定により乙から提出された情報について、外部への公表をしないものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各１通を保有する。

平成２９年　２月　７日

甲　　島根県松江市末次町８６番地
松江市長　松　浦　正　敬

乙　　島根県松江市東本町二丁目３５番地
株式会社　島根銀行
取締役頭取　青　山　泰　之

別表

一時滞在施設名	所在地	一時滞在区域
島根銀行本店ビル	松江市朝日町 484 番地 19	3 階大会議室

資料 4-(2)-34

災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と松江管工事事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における水道施設の応急復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、風水害その他による災害（以下　「災害」という。）により、甲の水道施設に相当の被害が発生し、速やかな復旧活動を行わなければならない場合において、甲と乙とが協力体制を構築するために必要な事項を定め、もって給水の確保を図り、住民生活の安定に寄与することを目的とする。

（応援要請）

第２条　甲は、災害により水道施設に被害が発生し、当該水道施設の復旧に乙の応援が必要であると認めたときは、次の内容を記載した要請書に基づき、乙に応援を要請するものとする。

(1)　被害状況
(2) 被害発生施設の所在地
(3) 復旧活動の内容
(4) 応援要員数及び要請期間
(5) 必要な資機材、物資等の品目及び数量
(6) その他復旧活動に関し必要な事項

2　前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合等については、電話等によって行うことができるものとする。この場合においては、甲は要請後すみやかに乙に対し要請書を提出するものとする。

（復旧活動）

第３条　甲が乙に対して要請する復旧活動は、次のとおりとする。

(1) 応急給水活動
(2) 応急復旧活動
(3) 応急復旧資機材の提供
(4) 前３号に掲げるもののほか必要な活動

2　乙は、前項各号の復旧活動について応援の要請を受けたときは、可能な限り甲に協力するものとする。

（応援要員の派遣）

第４条　乙は、甲から応援要請を受けたときは、直ちに応援活動を行うための応援体制を備え、必要な資機材及び車両等を確保するとともに、甲の指示する場所に要員を派遣するものとする。

（復旧活動の指揮等）

第５条　応援活動の現場における指揮及び必要な連絡調整は、甲が行なうものとする。

2　　応援活動に従事する乙の応援要員は、前項に基づき、甲の指示に従うものとする。

（報告）

第６条　乙は、復旧活動を実施したときは、別に定める報告書に必要事項を記入し、速やかに甲に報告するものとする。

（他市町への復旧応援）

第７条　島根県内の他の市町において、災害により、当該市町の事業体の水道施設に相当の被害が発生し、その復旧活動への支援が必要であると甲が認め、乙に対して応援の要請を行ったときは、乙は、可能な限り甲に協力するものとする。

（費用負担）
第8条　乙が、この協定に基づく復旧応援活動に要した経費は、当該活動の対象となった事業体において負担するものとする。

（労災補償）
第9条　応急復旧により乙の組合員の業務従事者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

（連絡体制の整備）
第10条　甲及び乙は、あらかじめ相互の担当者を定めるなど連絡体制を整備するとともに、災害により水道施設に被害が発生し、又は被害の発生する恐れがあるときは、必要な情報を随時、交換するものとする。

（協議）
第11条　この協定の実施について必要な事項及び定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）
第12条　この協定の有効期間は、平成26年6月29日から平成27年3月31日までとする。ただし期間満了の日の30日前までに、甲及び乙のいずれかから文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、その効力を持続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年6月29日

甲　松江市
松江市長　松浦　正敬

乙　松江管工事事業協同組合
理事長　岡田　俊明

資料 4-(2)-35

災害時における松江市と松江市内郵便局の協力に関する協定

松江市(以下「甲」という。)と日本郵便株式会社松江市内の郵便局(以下「乙」という。)は、松江市内に発生した地震、風水害その他の災害が発生した場合において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

(定義)

第１条　この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和３６年法律第２２３号)第２条第１号に定めるものをいう。

(協力要請)

第２条　甲及び乙は、松江市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア　被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ　被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

工　被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び乙の社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項（避難者情報確認シート（避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(協力の実施)

第３条　甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第４条　第２条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

２　前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第５条　甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(防災訓練への参加)

第６条　乙は、甲からの要請に基づき松江市若しくは各地域の行う防災訓練等に参加することができる。

(情報の交換)

第７条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）
第８条　この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては松江市防災安全部防災安全課長、乙にあっては松江中央郵便局長（総務部長）とする。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙両者で協議し決定する。

（有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、締結日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の１か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、当該有効満了の日の翌日から起算して１年間、この協定を更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方が署名の上、各自１通を保有する。

平成３０年３月２７日

甲　松江市

市長　松浦　正敬（署名）

乙　代表
日本郵便株式会社
出雲東部地区連絡会地区統括局長
松江殿町郵便局長

江角　直記（署名）

資料 4-(2)-36

松江市・地方共同法人日本下水道事業団災害支援協定

松江市（以下「甲」という。）と地方共同法人日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第１条　この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

２　この協定は、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第１５条の２に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第２条　この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

一　暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象

二　その他甲と乙の協議により定めるもの

２　この協定の対象となる下水道施設は、次に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

一　恵曇処理場
二　佐波浄化センター
三　千酌地区浄化センター
四　七類地区浄化センター
五　森山地区浄化センター
六　江島地区浄化センター
七　馬渡地区浄化センター
八　遅江地区浄化センター
九　向島ポンプ場
十　東朝日ポンプ場
十一　橋本ポンプ場
十二　浜佐田ポンプ場
十三　市成ポンプ場
十四　黒田ポンプ場
十五　嫁島ポンプ場（雨水）
十六　出雲郷雨水ポンプ場（雨水）

（災害支援の内容）

第３条　乙が行う災害支援は、次に掲げるものとする。

一　災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）

二　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和２６年政令第１０７号）第５条１項の規定による災害報告に必要な資料の作成

三　協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事

四　災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会

五　前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）
第４条　甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。
２　前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

（災害支援の実施）
第５条　乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第３条に規定する災害支援を行うものとする。

（災害支援の完了の報告）
第６条　乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

（費用の負担）
第７条　甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第３条第１号及び第２号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。
２　乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。
３　甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

（廃止）
第８条　甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。
２　甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

（事務局）
第９条　この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。
一　甲の事務局　松江市上下水道局　業務部　総務課
二　乙の事務局　地方共同法人日本下水道事業団　近畿・中国総合事務所　施工管理課

（協定の有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成３１年９月３０日までとする。

（その他）
第１１条　この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々１通を保有する。

平成３０年　８月　１日

甲　　島根県松江市末次町８６番地

松江市

松 江 市 長

乙　　東京都文京区湯島二丁目３１番２７号

地方共同法人日本下水道事業団

理　事　長

資料 4-(2)-37

農業集落排水施設災害対策応援に関する協定

協定開始年月日：平成19年 2月23日
最終改正年月日：平成28年 4月27日

（趣旨）
第１条 本協定は、協定参加者である地方自治体の農業集落排水施設が自然災害により被害を受けた場合に、他の協定参加者が人員の派遣、必要な諸資機材の調達等を行い、災害対策の応援を行うことを取り決めたものである。
（協定参加者）
第２条 本協定の参加者は、一般社団法人地域環境資源センター（以下「センター」という。）の会員である、都道府県、市町村、都道府県土地改良事業団体連合会、全国土地改良事業団体連合会及びセンターのうち、この協定の趣旨に賛同した者とする。
（重要事項の変更）
第３条 運営会議が必要と認めた本協定に関する重要な事項の変更等については、協定参加者の２分の１以上の同意を要するものとする。
（運営会議）
第４条 本協定に基づく業務を行うため、運営会議を設け、毎年度一回以上開催する。
２ 会議員は、センター理事長及び専務理事、並びにセンター理事のうち協定参加者等とする。
３ 会議長は、センター理事長とする。
４ 運営会議は、次の事項を議決する。
（１）業務の執行に関すること
（２）本協定に関する重要な事項以外の変更
（３）その他運営会議で必要と認める事項
５ 会議長は、次の職務を行う。
（１）運営会議の議長
（２）協定への新規参加の承認
（３）その他業務の円滑な実施に必要な事項の処理
（４）（２）、（３）についての運営会議への報告
（災害対策支援本部）
第５条 センター会員が管理する農業集落排水施設が自然災害により被災した場合に、センターとしてこれに対処するために設置される災害対策支援本部は、被災地との情報連絡及び運営会議との情報交換等を行い、災害対策応援に関する協定の円滑化及び初動体制の構築に努めるものとする。
（事務局）
第６条 運営会議の事務及び災害対策の応援に係る事務を処理するため、事務局をセンターに置く。
２ 事務局は、災害協定窓口リスト等、必要に応じて資料を作成するとともに、運営会議で議決された本協定に関する重要事項以外の変更や必要な事項については、協定参加者に遅滞なく報告するものとする。
３ 次条に掲げる災害対策の応援の要請があったときには、応援に係る所要の業務を行うほか、第８条に定める中央応援本部が設置された場合にあっては、その事務を行うものとする。
（応援の要請）
第７条 被災市町村又は被災市町村が所在する都道府県が、本協定による災害対策の応援を受けたいときには、事務局に要請するものとする。この場合に、被災市町村は原則として都道府県を経由して要請するものとする。
（中央応援本部の設置）
第８条 前条の要請を受けた事務局は、運営会議の会議長にその旨の報告を行い、会議長が広域的な応援体制が必要と認めた場合には、中央応援本部を設置し、災害対策支援本部をその指揮下に置くものとする。
２ 中央応援本部の構成員はセンター理事長のほか、東京及びその近隣の運営会議の会議員とし、あらかじめ会議長が指名しておくものとする。

３ 中央応援本部はセンター理事長を本部長として運営するものとするが、農林水産省農村振興局整備部地域整備課長及びその他必要と認める者の指導助言を求めることができる。

（中央応援本部の業務）

第９条 中央応援本部は、被災市町村、被災市町村が所在する都道府県と密接な連絡調整を行い、以下に掲げる業務を行う。

（１）情報収集、整理、広報等

（２）先遣隊の派遣

（３）応急対策、災害調査、本格復旧、設計、査定等の応援計画の策定

（４）応援部隊の編成、資機材の調達

（５）その他の応援

（応援の求め）

第１０条 中央応援本部が、被災市町村、被災市町村が所在する都道府県、本協定の参加者等の意向を確認し調整した上、前条の業務を具体化し、職員の派遣又は所有若しくは管理する資機材の提供を求めることとなった場合においては、求められた本協定の参加者は、極力、これに協力するものとする。

（センター賛助員の協力）

第１１条 中央応援本部が、第７条に掲げる要請に応じる場合において、必要があるときには、センター理事長は、センター賛助員の協力を得られるようにするものとする。

（費用負担）

第１２条 応援者が要した費用は、応援者と被応援者との間で災害の応援に係る費用負担について別途に協定を交わしている場合には、それによるものとし、その他の場合にあっては両者で協議するものとする。

参　加　申　込　書

平成３０年　８月　１日

農業集落排水施設災害対策応援に関する協定

運営会議長　　田　中　　忠　次　　殿

所在地　島根県松江市末次町８６番地

団体名　松江市

代表者　松江市長　松浦　正敬

農業集落排水施設災害対策応援に関する協定の趣旨に賛同し、本協定に参加いたします。

資料 4-(2)-38

漁業集落排水施設の災害時復旧支援に関する協定

松江市（以下「甲」という。）と一般社団法人水産土木建設技術センター（以下「乙」という。）とは、甲の所管する漁業集落排水処理施設について災害が発生した場合において、乙が行う漁業集落排水施設の災害復旧工事のために必要な業務及びその他支援業務（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第１条　この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた漁業集落排水施設の機能の迅速な回復を図り、もって生活環境の悪化及び公共用水域の水質悪化の防止に資することを目的とする。

（対象）

第２条　この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

一　暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象

二　その他甲と乙の協議により定めるもの

２　この協定の対象となる漁業集落排水施設は、次に掲げるもの（以下「協定施設」という。）とする。

一　魚瀬漁業集落排水施設
二　片句漁業集落排水施設
三　御津漁業集落排水施設
四　手結漁業集落排水施設
五　野井漁業集落排水施設
六　大芦漁業集落排水施設
七　沖泊漁業集落排水施設
八　瀬崎漁業集落排水施設
九　多古漁業集落排水施設
十　加賀漁業集落排水施設
十一　稲積・北浦漁業集落排水施設
十二　片江漁業集落排水施設
十三　美保関漁業集落排水施設
十四　笠浦漁業集落排水施設
十五　福浦漁業集落排水施設
十六　笹子漁業集落排水施設
十七　惣津漁業集落排水施設
十八　雲津漁業集落排水施設
十九　諸喰漁業集落排水施設
二十　法田漁業集落排水施設

（災害支援の内容）

第３条　乙が行う災害支援は、次に掲げるものとする。

一　災害の状況を確認するために行う現地調査
二　災害報告に必要な資料の作成
三　協定施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置、その他必要な工事に関する業務支援
四　災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会
五　前各号に掲げる災害支援に附帯する業務

（災害支援の要請の方法）

第４条　甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、様式第１号により行うものとする。文書授受によることができない場合には、電子メールによる様式第１号の送信又はファクシミリ装置を用いた送信により要請

を行うことができるものとする。これらの送信ができない場合は、口頭又は電話により当該要請を行うことができるものとする。

２　前項の電子メール、ファクシミリ、口頭又は電話による要請の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

（災害支援の実施）

第５条　乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第３条に規定する災害支援を行うものとする。

（災害支援の完了の報告）

第６条　乙は、前条の規定による災害支援を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を様式第２号により報告するものとする。

（費用の負担）

第７条　甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第３条第１号及び第２号に規定する災害支援に要したものは協議による。）を負担するものとする。

２　乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

３　甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

（廃止）

第８条　甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

（事務局）

第９条　　この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

一　甲の事務局　松江市上下水道局　業務部　総務課

二　乙の事務局　一般社団法人水産土木建設技術センター　東京本部企画普及部

（協定の有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から廃止するまでの期間とする。

（その他）

第１１条　この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々１通を保有する。

平成３０年８月１日

甲　　島根県松江市末次町 86 番地
松江市
松 江 市 長　　松　浦　　正　敬

乙　　東京都中央区築地２丁目 14 番５号
一般社団法人水産土木建設技術センター
理 事 長　　宇　賀　神　　義　宣

資料 4-(2)-39

災害時等における燃料供給に関する協定書

松江市立病院（以下「甲」という。）と安達石油株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時等における燃料供給等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、松江市内で災害が発生した場合又は、発生するおそれが生じた場合（以下「災害時等」という。）において、当院の病院運営、被災者及び避難者に対する救援の円滑化を図るために、甲と乙が協力し、災害時等の燃料等の優先供給を円滑に行うことを目的とする。

（協力）

第２条　甲は、災害時等において、甲が指定する施設・車両等のうち特に必要であると認めたときは、乙に対し、燃料等の供給を要請することができるものとする。

２　乙は、甲から燃料等の供給要請があったときは、可能な範囲で燃料等の優先供給に努めるものとする。

（燃料等の種類）

第３条　甲が乙に優先供給を要請する燃料等は、A 重油、ガソリン及び灯油等とする。

（費用負担）

第４条　第２条の要請を受けて乙が供給する燃料の対価及び運搬の費用については、甲が負担する。

（その他）

第５条　本協定書に関し、定めのないことについて、甲乙協議のうえ定めるものとする。

平成 30 年８月１日

甲　松江市乃白町 32 番地１
松江市病院事業管理者
病院長　紀川　純三　㊞

乙　松江市春日町 568 番地
安達石油株式会社
代表取締役　安達　真人㊞

資料 4-(2)-40

災害時等における医療ガス供給に関する協定書

松江市立病院（以下「甲」という。）と山陰酸素工業株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時等における医療ガス供給等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、松江市内で災害が発生した場合又は、発生するおそれが生じた場合（以下「災害時等」という。）において、当院の病院運営、被災者及び避難者に対する救援の円滑化を図るために、甲と乙が協力し、災害時等の燃料等の優先供給を円滑に行うことを目的とする。

（協力）

第２条　甲は、災害時等において、甲が指定する施設等のうち特に必要であると認めたときは、乙に対し、医療ガスの供給を要請することができるものとする。

２　乙は、甲から医療ガスの供給要請があったときは、可能な範囲で医療ガスの優先供給に努めるものとする。

（燃料等の種類）

第３条　甲が乙に優先供給を要請する医療ガスは、酸素、窒素及び笑気等とする。

（費用負担）

第４条　第２条の要請を受けて乙が供給する医療ガスの対価及び運搬の費用については、甲が負担する。

（その他）

第５条　本協定書に関し、定めのないことについて、甲乙協議のうえ定めるものとする。

平成 30 年８月１日

甲　　松江市乃白町 32 番地
松江市病院事業管理者
病院長　紀川　純三　㊞

乙　　鳥取県米子市旗ケ崎 2201 番地１
山陰酸素工業株式会社
代表取締役社長　並河　勉　㊞

資料 4-(2)-41

災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定書

（趣旨）

第１条　本協定は、松江市内において地震、風水害若しくはその他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、松江市（以下「甲」という。）と協同組合松江流通センター（以下「乙」という。）が、相互に協力して災害時の住民生活の早期安定を図るため、応急生活物資等の供給及び物資運搬の協力に関する基本的な事項について定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において応急生活物資を必要とするときは、乙に対し乙の保有する商品の供給及び輸送業務について協力を要請することができる。

（応急生活物資）

第３条　甲が乙に要請する応急生活物資の品目は、別表を参考に被害の状況に応じて決定するものとする。

２　乙は、甲から前項に定める種類以外の応急生活物資の要請があったときは、必要に応じて供給を行うものとする。

３　乙は、災害時に供給可能な応急生活物資の品目及びその数量について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

（要請手続）

第４条　甲の乙に対する協力要請手続は、文書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

（連絡責任者）

第５条　連絡責任者は、甲にあっては松江市災害対策本部とし、乙にあっては乙の緊急対策本部事務局担当とする。

２　甲及び乙は連絡体制に支障をきたさないよう、連絡先を毎年度当初に報告するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第６条　第２条による要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための必要な措置をとるとともにその措置の状況を甲に報告するものとする。

（応急生活物資の運搬に係る車両の通行）

第７条　甲は、乙の応急生活物資運搬及び要員派遣に係る車両については、緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

（情報の提供）

第８条　甲は、災害時の支援協力において、乙に対し速やかに輸送業務実施区域の被害状況及び交通規制の情報等を提供する。

（輸送）

第９条　甲は、乙が実施する輸送業務が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（応急生活物資の受領）

第１０条　甲は、甲が指定した場所において、乙が輸送した応急生活物資の品目及び数量を確認のうえ、受け取るものとする。

（業務報告）

第１１条　乙は、業務終了後速やかに文書により、甲に報告するものとする。

（費用負担）

第１２条　第２条の規定に基づき乙が供給した物資の対価及び乙が行った輸送等の費用については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害が発生する直前に乙が供給していた物資の価格を参考に適正な価格を基準とし、災害復旧後において甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の請求及び支払）

第１３条　乙は、業務終了後、前項に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けたのち、費用を請求するものと

する。

２　甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して３０日以内に費用を支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りでない。

（従事者の損害補償）

第１４条　第２条に定める業務に従事した乙の従業者等が死亡又はその他の事故が発生したときの補償については、その状況を踏まえ甲と乙が誠実に協議する。

（連絡員の派遣等）

第１５条　甲及び乙は、必要に応じて乙の事務所所在地又は甲が設置する災害対策本部に連絡員を派遣することができる。

（ボランティア活動等の支援）

第１６条　甲は、災害時に乙が行う生活物資の配布等のボランティア活動を支援する。また、乙が行う平時の減災の取組み等啓発活動についても協力するものとする。

（有効期間）

第１７条　この協定の有効期間は、この協定締結の日から、平成３１年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了日の３０日前までに甲又は乙から本協定の変更又は終了の申し出がない場合は、当該有効期間満了日の翌日から１年間延長されたものとみなし、以後同様とするものとする。

（協議）

第１８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成３０年８月２０日

甲　松江市末次町８６番地

松江市長　　松　浦　正　敬

乙　松江市平成町１８２番地１８
協同組合松江流通センター

代表理事　　伊原　正人

資料 4-(2)-42

松江地方合同庁舎への帰宅困難者の受入に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と財務省中国財務局松江財務事務所（以下「乙」という。）は、乙の管理する松江地方合同庁舎への帰宅困難者の受入について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模地震等の災害発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　帰宅困難者　大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。

二　一時滞在施設　帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第３条　乙は、甲の要請に応じ、乙の管理する施設のうち別表に定める区域について、一時滞在施設として提供することに合意する。

2　甲は、前項の合意に基づき、乙から提供される一時滞在施設の名称や位置をあらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第４条　甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して、前条第１項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第５条　乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受託し、その旨を甲に連絡するものとする。

2　乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

3　乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

4　受入期間は、原則として最長３日間とする。

（支援内容）

第６条　乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。

一　帰宅困難者に対し、第５条第１項の受託をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。

二　帰宅困難者に対し、乙が備蓄する飲料水、食料、毛布等を提供すること。

三　トイレやごみの処理等の施設の衛生管理を行うこと。

四　帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。

五　前各号に関して必要な人員を確保すること。

六　その他、乙が帰宅困難者の受入等に関して協力できる事項。

（施設の運営）

第７条　乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設開設・運営マニュアル（松江

市)」に沿って、運営を行うものとする。また、「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン（内閣府（防災担当))」についても、運営の参考とする。

2　甲は、前項の「一時滞在施設開設・運営マニュアル（松江市)」を改定する場合は、乙に事前に協議するものとする。

(受入の解除)

第8条　乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

一　甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合。

二　乙の施設が、非常用電源の燃料枯渇等により当分の間停電が継続することとなった場合等、乙が一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合。

三　乙が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全性を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合。

四　その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合。

(費用負担)

第9条　乙は、第6条に基づき実施した帰宅困難者の支援に要した費用について、甲に報告するものとする。

2　甲は、前項の費用について、甲乙協議の上、乙に支払うものとする。

(損害)

第10条　乙が第5条第1項の受託をした場合、又は同条第3項の連絡を行った場合において、乙又は乙が受け入れた帰宅困難者に損害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、甲乙協議の上対応を検討するものとする。

2　乙が受け入れた帰宅困難者が、乙の施設・備品等に損害を与えた場合の復旧に係る費用については、乙は損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合、あるいは、損害を与えた者に支払い能力が無い場合は原則として甲が負担する。

(訓練)

第11条　乙は、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制の確認に努める。甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から物資の配備、訓練の実施などを行う場合は、支援を行うものとする。

(連絡調整)

第12条　甲及び乙は、この協定による連携及び相互協力を円滑に推進するため、各々連絡調整に関する担当部署を定め、毎年4月1日現在の情報を相互に連絡するものとする。

(有効期限と見直し)

第13条　この協定の有効期限は、協定締結の日から1年を経過する日までとし、有効期限の2か月前までに甲乙いずれからもこの協定の廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第14条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上定めるものとする。

(その他)

第15条　乙はこの協定により指定された一時滞在施設の受入想定人数を甲へ提出するものとする。

2　甲は、前項の規定により乙から提出された情報について、外部への公表をしないものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年6月１４日

甲　島根県松江市末次町86番地

松江市長　松浦　正敬

乙　島根県松江市向島町134番10
財務省中国財務局
松江財務事務所長　春田　裕司

別　表

一時滞在施設名	所在地	一時滞在区域
松江地方合同庁舎	松江市向島町134番10	松江地方合同庁舎2階 第1会議室（約59㎡） 第2会議室（約99㎡）

資料 4-(2)-43

松江市・松江圏域老人福祉施設協議会包括連携協定書

松江市（以下「甲」という。）と松江圏域老人福祉施設協議会（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）
第１条　　本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、相互に協力し、災害時における要配慮者の安全を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）
第２条　　甲と乙は前条の目的を実現するため、次に掲げる事項について、連携・協力するものとする。
（１）　災害発生時における要配慮者の一時的な受入れに関すること
（２）　平時における職員研修に関すること
（３）　その他、前条の目的を実現するために必要な事項に関すること

（連携・協力事項の変更）
第３条　　甲又は乙のいずれかが、前条に関する内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）
第４条　　本協定書の有効期間は、令和２年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日の３０日前までに、甲及び乙のいずれからも書面による終了の通知がない場合には、本協定書の有効期間は１年ごとに自動更新されるものとする。

（費用負担）
第５条　　費用が発生する取り組みについては、甲及び乙が協議のうえ、その費用割合を決定するものとする。

（その他）
第６条　　本協定書に定めのない事項は、甲及び乙が別途協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名のうえ、双方各１通を保有する。

令和元年９月２６日

甲：松江市末次町８６番地
松江市長
松　浦　正　敬

乙：松江市島根町野波２３１８番地３
（ゆうなぎホーム施設長）
松江圏域老人福祉施設協議会
会　長　　出　羽　雄　二

資料 4-(2)-44

災害時における物資供給に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第1条　この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（要請）
第2条　甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるとき　は、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。
(1) 松江市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
(2) 松江市以外の災害の救助のため、甲が被災地へ物資の供給を行うとき。

（協力）
第3条　　乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達物資の範囲）
第4条　　甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。
(1)「供給要請対象物資一覧」（別紙①）に掲げる物資
(2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）
第5条　第 2 条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。
2　前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第 6 条の措置を執るものとする。

（要請に基づく乙の措置）
第6条　乙は、第 2 条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（価格）
第7条　物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲および乙が協議して定めるものとする。

（運搬および引渡し）
第8条　　乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。
2　物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

（車両の通行）
第9条　　甲は乙が物資を運搬および供給する際は、乙および乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

（代金の支払い）
第10条　乙は、第８条第２項の引渡し後に物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

（連絡責任者）
第11条　甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者について予め協議し定めておくものとする。

（担当者名簿の作成）
第12条　甲及び乙は、この協定の成立の日および毎年４月１日現在の「事務担当者名簿」（別紙②）を作成し、相互に交換するものとする。
２　前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

（情報の交換）
第13条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協議）
第14条　この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）
第15条　この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書２通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その１通を所持する。

令和　元年　12月　20日

甲　島根県松江市末次町86番地
松江市長　松浦　正敬　　印

乙　福岡県北九州市小倉北区魚町２丁目６番10号
株式会社ナフコ
代表取締役　石田　卓巳　　印

別紙①

供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
作業関係	作業シート、土嚢袋、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ガラ袋など

工具類	スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、鍬、 チェーンソー、バケツ、電動ハンマードリル、発電機、 燃料携行缶、延長コード、ホースリールなど
食料、飲料水	飲料水（ペットボトル）、水、即席めん、缶詰など
生活必需品	毛布、タオル、下着、紙オムツ（大人用・子供用）、ちり紙、 ウェットティッシュ、ボディタオル、鍋、やかん、食器類、 割り箸、ポリ袋、マッチ、ライター、ローソク、雑巾、 使い捨てカイロ、携帯トイレ、水缶など
調理・電気用品	カセットコンロ、カセットボンベ、投光器、懐中電灯、乾電池など
暖房機器	石油ストーブ、湯たんぽ、木炭、木炭コンロなど

資料 4-(2)-45

災害時における被災者に対する応急活動協力に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社 中四国カンパニー（以下「乙」という。）とは、松江市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）における被災者等に対する応急活動協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（主旨）

第１条　この協定は、災害時において、甲と乙が協力して避難場所の提供、生活物資の供給等、被災者に対する応急活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　甲は、乙に対し、次の事項について、協力を要請することが出来る。

（１）　乙の所有または管理する駐車場を一時避難場所として被災者等に提供すること。

（２）　乙の店舗において、被災者等に対し、水道水（井戸水）、トイレ等を可能な範囲で提供すること。

（３）　乙の店舗において、被災者等に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況の状況を可能な範囲で提供すること。

（４）　乙の店舗において、被災者等に対し、食糧・生活物資等を可能な範囲で提供すること。

２　甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

（支援の要請手続き）

第３条　前条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、文書をもって行うものとする。

但し、緊急を要するときは、口頭または電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第４条　甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者、緊急時の連絡体制、連絡方法等について予め協議し定めておくものとする。

２　前項の報告の内容に変更があった場合には、直ちに相手方に文書をもって報告するものとする。

（費用の負担）

第５条　第２条第１項第４号及び第２条第２項に規定する応急活動協力の実施に要した費用の負担については、甲が負担するものとする。

２　甲が負担する物資の価格は、災害発生時直前における適正価格とし、その代金は支払請求書を受理してから 30 日以内に甲が乙に支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りでない。

（情報の交換）

第６条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協定書の有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了日の１月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して１年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

（疑義等の決定）
第８条　この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を２通作成し、甲乙両者それぞれ記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和 2 年 2 月 4 日

甲：松江市末次町８６番地
松江市
松江市長　松浦　正敬

乙：広島県広島市南区段原南一丁目３番５２号
イオンリテール株式会社　中四国カンパニー
支社長　　浜口　好博

資料 4-(2)-46

災害に係る情報発信等に関する協定

松江市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり災害に係る情報発信等に関する協定（以下「本協定」という）を締結する。

第 1 条（本協定の目的）

本協定は、松江市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、松江市が松江市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ松江市の行政機能の低下を軽減させるため、松江市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第 2 条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、松江市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
   (1) ヤフーが、松江市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、松江市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
   (2) 松江市が、松江市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (3) 松江市が、松江市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (4) 松江市が、災害発生時の松江市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (5) 松江市が、松江市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (6) 松江市が、松江市内の避難所に避難している避難者の名簿を公開する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成し、公開すること。
2. 松江市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第 1 項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、松江市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第 3 条（費用）

前条に基づく松江市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第 4 条（情報の周知）

ヤフーは、松江市から提供を受ける情報について、松江市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利

用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、松江市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、松江市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、松江市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2020年2月6日

松江市：島根県松江市末次町86番地
松江市長　松浦　正敬

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役　川　邊　健　太　郎

資料 4-(2)-47

災害時における情報発信及び防災啓発に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と株式会社エフエム山陰（以下「乙」という。）、株式会社山陰放送（以下「丙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条　本協定は、災害時に乙と丙が協力し、災害から住民の命と生活を守るための放送枠を確保し、島根県及び鳥取県（以下「両県」という。）及び甲からの情報をもとに災害情報の発信を行うとともに、恒常的に防災啓発に関する番組放送などに共同で取り組み、ラジオ放送の社会的役割を強化することによる災害情報ネットワークの構築を、甲、乙及び丙が連携して進めていくことを目的とする。

（連携事項）

第 2 条　甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するために、それぞれ次の各号に掲げる事項について協力する。

(1)　災害防災情報発信協議会の設置

ア　両県及び両県内自治体並びに甲、乙及び丙の代表者などで災害防災情報発信協議会（以下「協議会」という。）を組織し、乙と丙がそれぞれ協議会事務局を務める。

イ　協議会には、実務組織として運営委員会を置き、災害時の対応マニュアルや広報・啓発番組について検討する。

(2)　災害時の情報収集・提供及び放送の実施

ア　乙及び丙は、両県から提供される情報を基本とした災害時の緊急放送内に、災害が発生した自治体及びその周辺の自治体などから独自に得た情報や自治体からの要請を受けた情報を速やかに放送する。

イ　甲は、乙及び丙に対して情報を提供する。

ウ　乙及び丙に災害専用デスクを設けて情報を一元的に収集、管理、放送する。

(3)　定期的な広報番組の放送と緊急放送訓練の実施

ア　防災に関する広報番組を乙と丙が共同制作し放送する。

イ　甲、乙及び丙による災害を想定した情報伝達訓練と放送までの訓練を実施する。

(4)　前 3 号に伴う必要事項

ア　甲、乙及び丙は、前 3 号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行い、前 3 号に記載されていない事項については、別途取り決めるものとする。

イ　甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を定め、その職及び氏名を相手方に通知するものとする。当該連絡責任者を変更した場合も同様とする。

（有効期間）

第 3 条　本協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の 30 日前までに、甲、乙及び丙から申出がない場合は、1 年間、本協定を更新するものとし、以降も同様とする。

2　前項の規定にかかわらず、甲、乙及び丙は、本協定の有効期間中であっても、いずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の 30 日前までに書面をもって他の二者に通知することにより本協定を解除できるものとする。

（協定の見直し）

第 4 条　甲、乙及び丙は、いずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、決定するものとする。

（疑義の解決）
第５条　本協定に定めのない事項又は本協定について疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和２年３月 30 日

甲　島根県松江市末次町 86 番地
松江市長　松浦　正敬

乙　島根県松江市学園南一丁目 2-1
株式会社エフエム山陰
代表取締役社長　瀬崎　輝幸

丙　鳥取県米子市西福原 1-1-71
株式会社山陰放送
代表取締役社長　坂口　吉平

資料 4-(2)-48

災害時における行政書士相談業務に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と島根県行政書士会（以下「乙」という。）とは、松江市内において、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、行政書士業務に関する相談業務（以下「行政書士相談業務」という。）の体制確保及び実施について、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　本協定は災害時において、甲の要請に基づき、乙が実施する行政書士相談業務について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　本協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定めるものをいう。

（業務の要請）

第３条　甲は、災害時において市民（甲の地域内に避難してきた被災者を含む。）のために、緊急に行政書士相談業務の必要が生じたとき、乙に対し協力を要請するものとする。

（業務の範囲）

第４条　前条の規定により乙及び乙の会員が行う行政書士相談業務は、行政書士法（昭和２６年法律第４号）第１条の２及び第１条の３の業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

（１）　乙による行政書士被災者支援相談所の開設

（２）　その他甲及び乙が必要と認める業務

（要請手続等）

第５条　第３条による要請は、災害時協力要請書（別記様式第１号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、その後速やかに文書をもって処理する。

２　乙は、甲からの要請を受理したときは、速やかに行政書士相談業務担当者を選出し、甲へ行政書士相談業務担当者名簿を提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭でもって申し出を行い、その後速やかに文書をもって処理する。

（相談場所の広報）

第６条　甲は行政書士相談業務を実施する旨の広報を行うものとする。

（報　告）

第７条　乙は、実施した行政書士相談業務の件数、対象者及び相談内容について甲から報告を求められたときは速やかに業務報告書（別記様式第２号）により報告するものとする。ただし、その具体的範囲は乙及び乙の会員が法令上順守すべき守秘義務に反しない事項とする。

（費用負担）
第８条　第４条の行政書士相談業務で必要となった経費は、原則として乙が負担するものとする。ただし、これにより難い場合は、甲乙の協議により決定するものとする。

（相談者の負担）
第９条　第４条の行政書士相談業務は無料とし、相談者は負担を負わないものとする。

（損害の補償）
第１０条　甲の要請による行政書士相談業務を行う際に、乙の会員に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処するものとする。

（平時における準備）
第１１条　甲及び乙は、この協定が想定する事態に備え、平時において、情報の交換及び担当窓口の連絡先の提供に努めるものとする。

（協議）
第１２条　この協定に定めがない事項又は協定に疑義が生じたときには、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）
第１３条　この協定の有効期間は、協定が成立した日から、令和３年３月３１日までとする。
ただし、協定期間満了日の１月前までに協定の変更又は解除について、甲、乙いずれかからも何ら意思表示がないときは、この協定は更に１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

本協定成立を証するため、本書を２通作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保管するものとする。

令和２年１１月２５日

甲　　松江市末次町８６番地
松江市長　　松　浦　正　敬

乙　　松江市北堀町１５番地
島根県北堀町団体ビル２階
島根県行政書士会
会　　長　　野　津　好　正

資料 4-(2)-49

災害時における宿泊施設の提供等に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と松江旅館ホテル組合（以下「乙」という。）は、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用を受ける災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等（以下「災害発生時」という。）において、避難所での新型コロナウイルス等への感染による重症化の防止を目的として、健康上配慮が必要な者（以下「要配慮者」という。）への宿泊施設、入浴及び食事の提供等に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害発生時において要配慮者の避難を甲が速やかに実施するため、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「要配慮者」とは次に掲げる者をいう。

(1)　妊産婦、乳幼児、基礎疾患がある者(糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患等）など)、透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者、高齢者（６５歳以上の者をいう。）のうち介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１９条第１項に規定する要介護認定又は同条第２項に規定する要支援認定を受けている者などで、新型コロナウイルス等に感染した場合に重症化するリスクが高い者

(2)　前号に掲げる者と同一世帯の者又は介助者

（要請）

第３条　甲は、災害発生時において、要配慮者の避難所の確保及び速やかな避難について、乙に対し、協力を要請することができる。

２　甲の要請方法は、乙に対して協力要請書（別記様式第１号）を提出することをもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ＦＡＸ等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（要請する業務の範囲）

第４条　前条の規定による要請に基づき、乙が実施する業務の範囲は、概ね次に掲げるものとする。ただし、これにより難い場合は、甲乙協議の上別途定めるものとする。

(1)　乙の組合員が所有する宿泊施設において宿泊及び入浴の提供を行うこと。

(2)　前号の業務を実施するに当たって、空室等の状況の把握及び調整を行うこと。

(3)　その他必要とする事項

２　宿泊施設への入所者に対する食事の提供及び健康状態のモニタリング、発熱や咳の症状が出た者への対応等は、甲が当該宿泊施設へ職員を派遣する等し、実施するものとする。ただし、これにより難い場合は甲乙協議の上別途定めるものとする。

（実施）

第５条　乙は、甲から第３条の規定による要請を受けたときは、要請事項を実施するための措置を速やかにとるものとする。

２　乙は、前項の規定により業務を実施した場合は、甲に対し、その状況を次に掲げる事項を記載した業務実施報告書（別記様式第２号）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX 等により報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（受入対象期間）

第６条　宿泊施設への受入れ対象期間は、原則として７日以内とし、７日を過ぎても甲が指定する避難所が閉鎖しない場合は受入れ対象期間を延長することができる。ただし、これにより難い場合は甲乙協議の上別途定めるものとする。

（宿泊施設への対象者の割振り）

第７条　宿泊施設への対象者の割振りは乙が行うものとする。

２　甲は、前項の割振りを災害発生後速やかに行えるよう、受入施設、受入可能人数、受入手順等について、事前に乙と連絡調整を行うものとする。

（経費）

第８条　甲は、第４条の規定により乙が実施した業務に係る経費（以下「経費」という。）として、１人当たり１泊６，０００円（消費税・入湯税別）を負担するものとする。

（受入実績の報告と経費の請求）

第９条　乙は、業務が完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した受入実績報告書（別記様式第３号）を甲に提出するとともに、請求書により甲に対して経費を請求するものとする。

（経費の支払い）

第 10 条　甲は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、請求書を受理した日から３０日以内に支払うものとする。

（連絡調整体制の整備）

第 11 条　甲及び乙は、災害発生時における円滑な協力体制が図られるよう、平時から受入に関する連絡調整体制の整備に努めるものとする。

（個人情報の保護）

第 12 条　乙及び乙の組合員は宿泊施設の提供にあたり業務上知り得た避難者の情報を漏らしてはならない。

２　前項に規定する個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（その他）

第 13 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（協定の有効期間・解除）

第 14 条　この協定の有効期間は、協定締結日から１年間とする。ただし、有効期間満了の日から１か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の意思表示がないときは、更新されたものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を２部作成し、甲乙記名押印の上、各自その１部を保有する。

令和３年２月１９日

甲　松江市末次町８６番地
松江市
松江市長　松　浦　正　敬

乙　松江市千鳥町８３番地
松江旅館ホテル組合
組合長　植　田　祐　市

資料 4-(2)-50

松江市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と松江市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における、松江市災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、松江市災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第２条　甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第３条　甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、乙はセンターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第４条　センターの本部事務所は、乙が管理する事務所のうち支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

２　著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議のうえ、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第５条　乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関･団体等の協力の下、運営を行うものとする。

２　甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第６条　乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第７条　センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

（１）　被災情報の把握
（２）　ボランティアニーズの把握
（３）　災害ボランティアの募集、受付
（４）　災害ボランティア活動の情報発信
（５）　センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
（６）　ボランティア活動保険の加入手続
（７）　災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
（８）　災害ボランティア活動に必要な移動支援
（９）　松江市災害対策本部等との以下の情報の共有
　①被災状況・避難情報
　②インフラ等の復旧計画・復旧情報
　③ボランティアによる支援活動の状況
　④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
　⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
（10）　関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
（11）　その他、センターの活動に必要な業務

（資機材等の確保）
第８条　甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。
（費用負担）
第９条　センターの拠点設置費用等について、甲乙協議の上、決定するものとする。
２　大規模な災害において、災害ボランティア活動と甲の実施する救助の調整の事務を甲が乙に委託した場合は、当該事務に要する乙の職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）、乙が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金、並びに乙の運営する災害ボランティアセンターに派遣される職員に係る旅費について、甲の負担とすることができる。
３　乙は、前２項の費用の内訳について、支出状況がわかる書類を作成し、証拠書類一式を添付して甲に提出し、甲の承認を得るものとする。
（請求及び支払）
第10条　乙は、前条の規定により費用が確定したときは、支出状況がわかる書類等を添えて甲に請求するものとする。
２　甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。
３　支出状況がわかる書類等に関する資料は、会計法に基づき5年間保管するものとする。（センターの閉鎖）
第11条　センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。
（損害補償）
第12条　災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。
（報告）
第13条　甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。
（平常時における体制整備）
第14条　乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。
２　甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。
３　甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うものとする。
（協議）
第15条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。
（有効期間）
第16条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、１年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和　３年　６月　１日

甲　　松江市末次町８６番地
　　松江市長　上　定　昭　仁　　印

乙　　松江市千鳥町７０番地
　　社会福祉法人松江市社会福祉協議会
　　会　長　加　藤　滋　夫　　印

資料 4-(2)-51

災害救助物資の調達に関する協定

松江市（以下「甲」という。）と株式会社ジュンテンドー（以下「乙」という。）とは災害時における物資の供給に関し、次の通り協定を締結する。

（要　請）
第１条　　甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請することができる。

（物資の範囲）
第２条　　甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。
(1)　日用品等（トイレ関係用品を含む。）
(2)　作業関係用品
(3)　冷暖房機器及び電気用品等
(4)　その他甲が指定する物資

（要請の方法）
第３条　　前条に掲げる物資の調達要請は、災害救助物資調達要請書（別記第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等で要請し、その後速やかに文書をもって処理する。

（物資の価格及び支払）
第４条　　物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

（物資の引渡し）
第５条　　物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。尚、甲が指定する場所まで乙が物資を納品する運送費用は乙の負担とする。
２　乙は、物資を納品した場合、速やかに災害救助物資調達報告書（別記第２号様式）により報告するものとする。

（担当者名簿の作成）
第６条　　甲及び乙は、この協定の締結の日及び毎年４月１日現在の災害時応援協定に基づく連絡責任者・担当者連絡先（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。
２　前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

（情報の交換）
第７条　　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（疑義の決定）
第８条　　この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第９条　　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和４年３月３１日までとする。
ただし、期間の満了の１箇月前までに甲又は乙が各相手方に対し格段の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から更に１年間同一の条件をもって更新するものとし、　以後もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和３年８月６日

甲　島根県松江市末次町８６番地
松江市
松江市長　　上　定　昭　仁

乙　島根県益田市遠田町２１７９番地１
株式会社ジュンテンドー
代表取締役社長　　飯　塚　　正

資料 4-(2)-52

一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）としまね信用金庫（以下「乙」という。）は、乙の管理する施設への一時的な受入について、次の通り協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は大規模地震等の発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行なう協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
（定義）
第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一　帰宅困難者　大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。
二　一時滞在施設　帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。
三　施設管理者　一時滞在施設を管理する事業者等をいう。
（一時滞在施設の提供と公表又は非公表）
第３条　乙は、甲の要請に応じ、乙の管理する施設のうち別表に定める区域について、一時滞在施設として提供することに合意する。
２　甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。
（開設の要請）
第４条　甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して、前条第１項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。
（帰宅困難者の受入）
第５条　乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。
２　乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。
３　乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行なう旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。
４　受入期間は、原則として最長３日間とする。
（支援内容）
第６条　乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を行なうものとする。
一　帰宅困難者に対し、第５条第１項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。
二　帰宅困難者に対し、乙が備蓄する飲料水、食料等を提供すること。
三　トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行なうこと。
四　帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
五　前各号に関して必要な人員を確保すること。この人員には、乙の委託業者職員を含むものとする。
六　その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項。
（施設の運営）
第７条　乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設開設・運営マニュアル（松江市）」に沿って、運営を行なうものとする。また、「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン（内閣府（防災担当））」についても運営の参考とする。
２　甲は、前項の「一時滞在施設開設・運営マニュアル（松江市）」を改定する場合において、乙に事前に協議するものとする。
（物資の提供）
第８条　甲は、乙が運営する一時滞在施設において水や食料等の物資が不足する場合には、できる限り提供するよう努めることとする。
（受入の解除）

第９条　乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

一　甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合。

二　乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合。

三　乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合。

四　その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合。

（費用負担）

第１０条　乙は第６条に基づき実施した帰宅困難者の支援に要した費用について、甲に報告するものとする。

２　甲は、前項の費用について、甲乙協議の上、乙に支払うものとする。

（損害）

第１１条　乙が第５条第１項の受諾をした場合、又は同条第３項の連絡を行なった場合において、乙又は乙が受け入れた帰宅困難者に損害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、甲乙協議の上対応を検討するものとする。

２　乙が受け入れた帰宅困難者が、乙の施設・備品等に損害を与えた場合の復旧に係る費用については、乙は損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合、あるいは、損害を与えた者に支払能力が無い場合は、原則として甲が負担するものとする。

（訓練）

第１２条　乙は、一時滞在施設の開設に係る訓練を行ない、開設に必要な手順や体制の確認に努めるものとする。

（支援）

第１３条　甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、物資の配備、訓練の実施等を行なう場合において、支援を行なうものとする。

（有効期限と見直し）

第１４条　この協定の有効期限は協定締結の日から１年を経過する日までとし、有効期限の２ヶ月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き１年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

（協議）

第１５条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上定めるものとする。

（その他）

第１６条　乙はこの協定により指定された一時滞在施設の受入想定人数を甲へ提出するものとする。

２　甲は前項の規定により乙から提出された情報について、外部への公表をしないものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各１通を保有する。

令和３年１１月８日

甲　　島根県松江市末次町８６番地
松　江　市　長　　上　定　昭　仁

乙　　島根県松江市御手船場町５５７番地４
しまね信用金庫
理　　事　　長　　藤　原　俊　樹

資料 4-(2)-53

災害時における資機材（避難所運営・応急対応用）レンタルの協力に関する協定

松江市（以下「甲」という。）と一般社団法人　日本建設機械レンタル協会　中国支部山陰地区部会（以下「乙」という。）は地震、風水害その他の災害が発生又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における避難所の運営及び応急対応に必要な資機材のレンタルに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、災害時において避難所の運営及び応急対応に資機材のレンタルを甲が必要とするときに、乙の協力により円滑な実施を図ることを目的とする。
（協力要請）
第２条　甲は、災害時において資機材のレンタルを必要とするときは、乙に所属する会員の保有する発電機、冷暖房機、仮設トイレ、その他レンタル機材の提供を要請するものとする。
２　乙は、前項の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み可能な範囲において資機材のレンタルに協力するものとする。
（要請手続）
第３条　甲は、前条の要請を行うときは、別記様式第１号「資機材レンタル要請書」により乙に対して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。
２　乙は、前項の要請があったときは、レンタル可能な商品の可否及び台数を速やかに判断し、別記様式第２号「資機材レンタル回答書」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により回答し、事後速やかに文書を送付するものとする。
（資機材の運搬及び引渡し）
第４条　甲の要請により乙が甲に提供する資機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行なうものとする。
２　前項の資機材の引渡しは、乙が「資機材レンタル要請書」の写しを提示する甲の職員又は甲の指定する者に引き渡す方法により行うものとする。
（報告）
第５条　乙は、甲からの要請事項を実施したときは、実施後速やかに実施状況を甲に報告するものとする。
（経費の負担）
第６条　第２条の規定により要した経費については、甲が負担するものとする。
２　前項の費用は、前条の報告に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。
（代金の支払）
第７条　レンタル代金の支払いは、請求書を受理してから３０日以内に甲が乙に支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。
（補償）
第８条　この協定に基づいて、業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、業務従事者の使用者の責任とする。
（担当者名簿の作成）
第９条　甲及び乙は、この協定の締結の日及び毎年４月１日現在の災害時応援協定に基づく連絡責任者・担当者連絡先（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。
２　前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

（協議）
第１０条　この協定に定めがない事項又は協定に疑義が生じたときには、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。
（有効期間）
第１１条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から、１年間とする。ただし、協定期間満了の日の１月前までに協定の変更又は解除について、甲、乙いずれかからも何ら意思表示がないときは、この協定は更に１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

本協定締結を証するため、本書を２通作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保管するものとする。

令和４年３月２８日

甲　島根県松江市末次町８６番地
松江市
松江市長　上　定　昭　仁

乙　鳥取県米子市二本木１１２３番地―１
一般社団法人　日本建設機械レンタル協会
中国支部山陰地区部会
部会長　中　元　啓　介

資料 4-(2)-54

災害時における LP ガス発電機を使用した電源供給に関する協定

松江市（以下「甲」という。）と山陰酸素工業株式会社（以下「乙」という。）は地震、風水害その他の災害が発生又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における避難所の運営及び応急対応に必要な電源供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条　この協定は、災害時において避難所の運営及び応急対応（緊急度が高く、いち早い対応が求められる避難所）に、移動式 LP ガス発電機（以下「発電機」という。）を甲が必要とするときに、乙の協力により円滑な実施を図ることを目的とする。

（協力要請）

第 2 条　甲は、災害時において避難所等で電力を必要とするときは、乙の保有する発電機の提供を要請するものとする。

2　乙は、前項の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み可能な範囲において発電機の提供に協力するものとする。原則、発電機の操作は乙が行うものとし、現場に待機し作業にあたる。

（要請手続）

第 3 条　甲は、前条の要請を行うときは、別記様式第 1 号「移動式 LP ガス発電機要請書」により乙に対して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

2　乙は、前項の要請があったとき、別記様式第 2 号「移動式 LP ガス発電機回答書」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話により回答し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（経費の負担）

第 4 条　第 2 条の規定により要した次の費用は、甲が負担する。

(1) 発電機の燃料費

(2) 操作作業員の人件費

(3) 避難所へ移動する際の車両燃料費

2　前項の費用は、災害発生直前における適正価格を基準とし、乙が甲に実費を請求するものとする。

3　前第 1 項に該当しない費用であって、特にこの協定に定められた事項を実施するために要した費用については、別途甲乙協議のうえ決定する。

（代金の支払）

第 5 条　前条で発生した経費の支払いは、請求書を受理してから 30 日以内に甲が乙に支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

（補償）

第 6 条　この協定に基づいて、業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、業務従事者の使用者の責任とする。

（担当者名簿の作成）

第 7 条　甲及び乙は、この協定の締結の日及び毎年 4 月 1 日現在の災害時応援協定に基づく連絡責任者・担当者連絡先（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。

（協議）

第 8 条　この協定に定めがない事項又は協定に疑義が生じたときには、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 9 条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から 1 年間とする。ただし、協定期間満了の日の 1 ヶ月前までに協定の変更又は解除について、甲、乙いずれかからも何ら意思表示がないときは、この協定は更に 1 年間更新されるものとし、その後も同様とする。

本協定締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保管するものとする。

令和 4 年 5 月 24 日

甲　島根県松江市末次町 86 番地
松江市
松江市長　上　定　昭　仁

乙　鳥取県米子市旗ヶ崎 2201 番地 1
山陰酸素工業株式会社
代表取締役社長　並　河　　元

資料 4-(2)-55

指定福祉避難所の指定及び使用に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と社会福祉法人千鳥福祉会（以下「乙」という。）とは、次の条項により指定福祉避難所の指定及び使用に関する協定を締結する。

（避難所の指定）

第１条　甲は、乙が所有する次の施設を指定福祉避難所として指定し、乙はこれを承諾する。

所　在　地	松江市東持田町 222 番地
名　称	L．C．C．ういんぐ　多目的ホール（114 ㎡）
避難所の種類	指定福祉避難所
受入可能人数	28 名（家族・介助者含む）

（避難所の開設）

第２条　甲は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、当該施設を指定福祉避難所として開設する必要があるときは、乙に対し、指定福祉避難所の開設について協議する。

２　乙は、甲から前項の協議があった場合は、特段の事由がない限り、可能な範囲内で速やかに指定福祉避難所が開設できるよう努めるものとする。

（要請・回答の方法）

第３条　甲が乙に対し指定福祉避難所の開設を要請するときは、別記様式第１号「開設要請書」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により要請し、事後速やかに別記様式第１号を送付するものとする。

２　乙は、前項の要請があったときは、別記様式第２号「開設回答書」により、甲に対し回答を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により回答し、事後速やかに別記様式第２号を送付するものとする。

（受入対象者）

第４条　受入対象者は、災害時、指定一般避難所での生活において特別な配慮を要する要配慮者のうち知的障がい者（以下「要配慮者」という。）及びその家族又は介助者（以下「家族等」という。）原則１名とする。

（受入の要請）

第５条　甲は、別記様式第３号「要配慮者受入要請書」により、乙に対し指定福祉避難所への受入れの要請を行うものとする。

（職員の協力）

第６条　甲は、当該施設の指定福祉避難所運営に関し乙に協力を依頼することができる。

２　乙は、前項の依頼があったときは、施設管理上、必要と認められる範囲内で協力することができる。

３　第６条第１項による甲からの依頼に基づき、乙が実施する協力の範囲は、おおむね次に掲げるものとする。ただし、これにより難い場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(1)　要配慮者への相談に応じる介助員等の配置及び避難した要配慮者の日常生活の支援

(2)　乙の施設への要配慮者の移送については、原則として家族等が行う。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、乙の施設への要配慮者の移送に努めるものとし、乙は甲から当該移送の依頼があったときは、可能な範囲内において当該移送を行うものとする。

(3)　その他必要とする事項

(受入期間)

第7条　乙の施設への受入れ対象期間は、原則として7日以内とし、7日を過ぎても甲が指定する指定福祉避難所が閉鎖しない場合は受入れ対象期間を延長することができる。ただし、これにより難い場合は甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(指定福祉避難所の閉鎖)

第8条　甲は、指定福祉避難所を閉鎖する場合は、書面により乙に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により行い、事後速やかに書面による通知を行うものとする。

(物資の提供等)

第9条　乙は、受け入れた要配慮者及びその家族等に対し、必要な食糧、被服、寝具その他の生活必需品（以下「物資」という。）を提供するものとする。

2　甲は、乙が物資の提供等、指定福祉避難所の運営を行うに当たり物資が不足する場合は、可能な範囲内で指定福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用負担)

第10条 甲は、災害救助法（昭和22年法律第108号）及びその他関連法令等の定めるところにより、甲の要請に基づき乙が負担した指定福祉避難所の開設及び運営に関する次に掲げる費用を負担する。

(1)　介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む）

(2)　要配慮者に要する食費

(3)　要配慮者の移送に要する費用

(4)　その他生活関連物資等の購入に要した費用

(損害賠償)

第11条　甲は、指定福祉避難所の使用に関し、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報の保護)

第12条　乙及び乙の職員は指定福祉避難所への要配慮者の受入れを行うにあたり業務上知り得た要配慮者及び家族等の情報を漏らしてはならない。

2　前項に規定する業務上知り得た、要配慮者又は家族等の情報等の個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(担当者名簿の作成)

第13条　甲及び乙は、この協定の締結の日及び毎年4月1日現在の災害時応援協定に基づく連絡責任者・担当者連絡先（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。

(その他)

第14条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協定の有効期間・解除）

第 15 条　この協定の有効期間は、協定締結日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の日から 1 か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の意思表示がないときは、更新されたものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 4 年 11 月 14 日

（甲）松江市末次町 86 番地
松　江　市　長　　上　定　昭　仁　　印

（乙）松江市東持田町 1415 番地
社会福祉法人　千鳥福祉会
理　　事　　長　　山　本　昌　子　　印

資料 4-(2)-56

災害時における避難所運営及び応急対応用資機材レンタルの協力に関する協定

松江市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ中国支店松江営業所（以下「乙」という。）は地震、風水害その他の災害が発生又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における避難所の運営及び応急対応に必要な資機材のレンタルに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時において避難所の運営及び応急対応に資機材のレンタルを甲が必要とするときに、乙の協力により円滑な実施を図ることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において資機材のレンタルを必要とするときは、乙の保有する発電機、冷暖房機、仮設トイレ、その他レンタル機材の提供を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み可能な範囲において資機材のレンタルに協力するものとする。

（要請手続）

第３条　甲は、前条の要請を行うときは、別記様式第１号「資機材レンタル要請書」により乙に対して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

２　乙は、前項の要請があったときは、レンタル可能な商品の可否及び台数を速やかに判断し、別記様式第２号「資機材レンタル回答書」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により回答し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（資機材の運搬及び引渡し）

第４条　甲の要請により乙が甲に提供する資機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

２　前項の資機材の引渡しは、乙が「資機材レンタル要請書」の写しを提示する甲の職員又は甲の指定する者に引き渡す方法により行うものとする。

（報告）

第５条　乙は、甲からの要請事項を実施したときは、実施後速やかに実施状況を甲に報告するものとする。

（撤去の要請）

第６条　甲は乙から提供を受けた資機材撤去の要請を行うときは、別記様式第３号「資機材レンタル撤去要請書」により乙に対して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（経費の負担）

第７条　第２条及び第４条の規定により乙が要した経費及びレンタル代金については、甲が負担するものとする。

２　前項の費用は、前条の報告に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

（代金の支払）

第８条　レンタル代金の支払いは、請求書を受理してから 30 日以内に甲が乙に支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

（補償）
第 9 条　この協定に基づいて、業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、業務従事者の使用者の責任とする。
（担当者名簿の作成）
第 10 条 甲及び乙は、この協定の締結の日及び毎年 4 月 1 日現在の災害時応援協定に基づく連絡責任者・担当者連絡先（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。
2　前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。
（協議）
第 11 条 この協定に定めがない事項又は協定に疑義が生じたときには、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。
（有効期間）
第 12 条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から、1 年間とする。ただし、協定期間満了の日の 1 月前までに協定の変更又は解除について、甲、乙いずれかからも何ら意思表示がないときは、この協定は更に 1 年間更新されるものとし、その後も同様とする。

本協定締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保管するものとする。

令和 4 年 11 月 14 日

甲　松江市末次町 86 番地
松江市
松江市長　上　定　昭　仁

乙　島根県松江市東長江町 902 番地 47
株式会社アクティオ　中国支店　松江営業所
所長　野　田　宗　輝

資料 4-(2)-57

災害時における避難所運営及び応急対応用資機材レンタルの協力に関する協定

松江市（以下「甲」という。）と太陽建機レンタル株式会社（以下「乙」という。）は地震、風水害その他の災害が発生又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における避難所の運営及び応急対応に必要な資機材のレンタルに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時において避難所の運営及び応急対応に資機材のレンタルを甲が必要とするときに、乙の協力により円滑な実施を図ることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において資機材のレンタルを必要とするときは、乙の保有する発電機、冷暖房機、仮設トイレ、その他レンタル機材の提供を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み可能な範囲において資機材のレンタルに協力するものとする。

（要請手続）

第３条　甲は、前条の要請を行うときは、別記様式第１号「資機材レンタル要請書」により乙に対して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

２　乙は、前項の要請があったときは、レンタル可能な商品の可否及び台数を速やかに判断し、別記様式第２号「資機材レンタル回答書」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により回答し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（資機材の運搬及び引渡し）

第４条　甲の要請により乙が甲に提供する資機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

２　前項の資機材の引渡しは、乙が「資機材レンタル要請書」の写しを提示する甲の職員又は甲の指定する者に引き渡す方法により行うものとする。

（報告）

第５条　乙は、甲からの要請事項を実施したときは、実施後速やかに実施状況を甲に報告するものとする。

（撤去の要請）

第６条　甲は乙から提供を受けた資機材撤去の要請を行うときは、別記様式第３号「資機材レンタル撤去要請書」により乙に対して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（経費の負担）

第７条　第２条及び第４条の規定により乙が要した経費及びレンタル代金については、甲が負担するものとする。

２　前項の費用は、前条の報告に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

（代金の支払）

第８条　レンタル代金の支払いは、請求書を受理してから 30 日以内に甲が乙に支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

（補償）
第 9 条　この協定に基づいて、業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、業務従事者の使用者の責任とする。
（担当者名簿の作成）
第 10 条 甲及び乙は、この協定の締結の日及び毎年 4 月 1 日現在の災害時応援協定に基づく連絡責任者・担当者連絡先（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。
2　前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。
（協議）
第 11 条 この協定に定めがない事項又は協定に疑義が生じたときには、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。
（有効期間）
第 12 条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から、1 年間とする。ただし、協定期間満了の日の 1 月前までに協定の変更又は解除について、甲、乙いずれかからも何ら意思表示がないときは、この協定は更に 1 年間更新されるものとし、その後も同様とする。

本協定締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保管するものとする。

令和 4 年 11 月 14 日

甲　島根県松江市末次町 86 番地
松江市
松江市長　上　定　昭　仁

乙　静岡県静岡市駿河区大坪町 2 番 26 号
太陽建機レンタル株式会社
代表取締役　真　鍋　　貢

資料 4-(2)-58

災害時における避難所運営及び応急対応用資機材レンタルの協力に関する協定

松江市（以下「甲」という。）と日立建機日本株式会社　中国・四国支社　西中国支店（以下「乙」という。）は地震、風水害その他の災害が発生又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における避難所の運営及び応急対応に必要な資機材のレンタルに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時において避難所の運営及び応急対応に資機材のレンタルを甲が必要とするときに、乙の協力により円滑な実施を図ることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において資機材のレンタルを必要とするときは、乙の保有する発電機、冷暖房機、仮設トイレ、その他レンタル機材の提供を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み可能な範囲において資機材のレンタルに協力するものとする。

（要請手続）

第３条　甲は、前条の要請を行うときは、別記様式第１号「資機材レンタル要請書」により乙に対して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

２　乙は、前項の要請があったときは、レンタル可能な商品の可否及び台数を速やかに判断し、別記様式第２号「資機材レンタル回答書」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により回答し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（資機材の運搬及び引渡し）

第４条　甲の要請により乙が甲に提供する資機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

２　前項の資機材の引渡しは、乙が「資機材レンタル要請書」の写しを提示する甲の職員又は甲の指定する者に引き渡す方法により行うものとする。

（報告）

第５条　乙は、甲からの要請事項を実施したときは、実施後速やかに実施状況を甲に報告するものとする。

（撤去の要請）

第６条　甲は乙から提供を受けた資機材撤去の要請を行うときは、別記様式第３号「資機材レンタル撤去要請書」により乙に対して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（経費の負担）

第７条　第２条及び第４条の規定により乙が要した経費及びレンタル代金については、甲が負担するものとする。

２　前項の費用は、前条の報告に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

（代金の支払）

第８条　レンタル代金の支払いは、請求書を受理してから 30 日以内に甲が乙に支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

（補償）
第 9 条　この協定に基づいて、業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、業務従事者の使用者の責任とする。
（担当者名簿の作成）
第 10 条 甲及び乙は、この協定の締結の日及び毎年 4 月 1 日現在の災害時応援協定に基づく連絡責任者・担当者連絡先（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。
2　前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。
（協議）
第 11 条 この協定に定めがない事項又は協定に疑義が生じたときには、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。
（有効期間）
第 12 条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から、1 年間とする。ただし、協定期間満了の日の 1 月前までに協定の変更又は解除について、甲、乙いずれかからも何ら意思表示がないときは、この協定は更に 1 年間更新されるものとし、その後も同様とする。

本協定締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保管するものとする。

令和 4 年 11 月 14 日

甲　島根県松江市末次町 86 番地
松江市
松江市長　上　定　昭　仁

乙　広島県廿日市市上の浜 2 番地 2-1
日立建機日本株式会社
中国・四国支社　西中国支店
支店長　進　藤　賢　一

資料 4-(2)-59

災害時における指定福祉避難所の運営の協力に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と島根県訪問看護ステーション協会松江支部（以下「乙」という。）とは、避難所での生活が困難な災害時要配慮者（以下、「要配慮者」という。）の支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、松江市内に発生した大規模な地震等の災害時において、指定福祉避難所での看護及び介護の提供並びに避難所の運営の協力（以下「協力」という。）に関して、必要な事項を定めることを目的とする。
（職員派遣の要請）
第２条　甲は、指定福祉避難所を開設した場合で、甲のみの対応で要配慮者の十分な支援ができないと認めるときは、乙に対して看護師等の職員の派遣を要請する。
2　乙は、甲から協力要請があった場合は、可能な範囲内で協力に努めるものとする。
（要請の方法）
第３条　甲が乙に対し、前条に規定する要請を行うときは、別記様式第１号「派遣要請書」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により要請し、事後速やかに別記様式第１号を送付するものとする。
2　乙は、前項の要請があったときは、派遣の可否を速やかに判断し、別記様式第２号「派遣回答書」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により回答し、事後速やかに別記様式第２号を送付するものとする。
（協力の範囲）
第４条　第２条に規定する要請に基づき、乙が指定福祉避難所において実施する協力の範囲は、次に掲げるものとする。ただし、これにより難い場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。
(1)　医師の指示に基づく以下の支援
ア　医療機器（人工呼吸器、吸引機器、酸素供給機器、経管栄養等）の管理
イ　受診に関する相談
ウ　その他必要な医療処置
(2)　その他の支援
ア　病気や障がいの状態、バイタルサイン（血圧・体温・脈拍等）のチェック
イ　清潔援助、食事、排泄等の介助、指導
ウ　療養上の指導、相談
エ　不足している医薬品や医療材料の把握
オ　受診への付き添い
カ　その他必要な支援
（費用負担）
第５条　乙は、第２条及び第４条に基づき実施した業務に係る費用について、甲に報告するものとする。
2　甲は、前項の費用について、甲乙協議の上、乙に支払うものとする。
（補償）
第６条　甲からの協力の要請に応じて業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、甲乙協議の上、定めるものとする。
（防災訓練への参加）
第７条　乙は、甲が行う防災訓練に、甲の要請に基づき参加するものとする。

（担当者名簿の作成）
第８条　甲及び乙は、この協定の締結の日及び毎年４月１日現在の災害時応援協定に基づく連絡責任者・担当者連絡先（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。
（個人情報の保護）
第９条　乙及び乙の協会員は指定福祉避難所での看護及び介護の提供にあたり業務上知り得た要配慮者の情報を漏らしてはならない。
２　前項に規定する業務上知り得た、要配慮者の情報等の個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなれればならない。
（その他）
第 10 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。
（有効期間・解除）
第 11 条 この協定の有効期間は、協定締結日から１年間とする。ただし、有効期間満了の日から１か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の意思表示がないときは、更新されたものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和５年　２月　13 日

（甲）　松江市末次町 86 番地
松江市長　　上　定　昭　仁　　印

（乙）　松江市上乃木七丁目６番１号
島根県訪問看護ステーション協会松江支部
支部長　　森　　美由紀　　印

資料 4-(2)-60

災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定

松江市（以下「甲」という。）と山陰だんだん屋台村（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災住民等を支援するため、乙が保有するキッチンカーによる物資の供給等（以下「本事業」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、避難生活が長期化する場合において、避難所で生活する被災者に適温食などを提供することにより精神衛生面や栄養面での環境改善を図ることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において本事業が必要であると認めるときは，乙に対し、その調達が可能な範囲内で協力を要請することができる。

２　乙は、前項の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み可能な範囲において、本事業へ協力するものとする。

（支援協力の内容）

第３条　乙は、甲から協力要請があったときは、甲の指定する要請場所において、可能な範囲内で次に掲げる支援を実施するものとする。

（１）キッチンカーによる炊出し調理全般

（２）乙が調達可能な物資の供給

（３）甲が提供する米等の炊飯及び食材の調理

（４）その他甲が指定する支援

（要請手続）

第４条　甲は、第２条の要請を行うときは、別記様式第１号「キッチンカーによる物資の供給等に関する要請書」により乙に対して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話により要請し、事後速やかに別記様式第１号を送付するものとする。

２　乙は、前項の要請があったとき、別記様式第２号「キッチンカーによる物資の供給等に関する回答書」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話により回答し、事後速やかに別記様式第２号を送付するものとする。

（要請に伴う措置）

第５条　乙が本事業を実施する場合、特定原材料及び特定原材料に準じるものについて、表示、利用者に通知する等、食物アレルギー対策に配慮するものとする。

（実績報告）

第６条　乙は、本事業を行ったときは、甲に対し別記様式第３号「実績報告書」により報告を行うものとする。

（経費の負担）

第７条　本事業により要した次の費用は、甲が負担する。

（１）乙が調達した物資等の代金

（２）キッチンカー等の運行及び調理に要した燃料の代金

２　前項の費用は、災害発生直前における適正価格を基準とし、乙が甲に実費を請求するものとする。

３　第１項に該当しない費用であって、特にこの協定に定められた事項を実施するために要した費用については、別途甲乙協議のうえ決定する。

（代金の支払い）

第８条　前条で発生した経費の支払いは、請求書を受理してから３０日以内に甲が乙に支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

（補償）
第９条　この協定に基づいて業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、甲乙協議のうえ定めるものとする。
（担当者名簿の作成）
第１０条　甲及び乙は、この協定の締結の日及び毎年４月１日現在の災害時応援協定に基づく連絡責任者・担当者連絡先（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。
（協議）
第１１条　この協定に定めのない事項又は協定に疑義が生じたときには、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。
（有効期限）
第１２条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から１年間とする。ただし、協定期間満了の日の１か月前までに協定の変更又は解除について、甲、乙いずれかからも何ら意思表示がないときは、この協定は更に１年間更新するものとし、その後も同様とする。

本協定締結を証するため、本書を２通作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有するものとする。

令和５年８月２８日

甲　　松江市末次町８６番地
松江市長　　上　定　昭　仁

乙　　松江市東出雲町揖屋２９番地１１
山陰だんだん屋台村
代　　表　　大　國　富　栄

資料 4-(2)-61

指定福祉避難所の指定及び使用に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と社会福祉法人上口福祉会（以下「乙」という。）とは、次の条項により指定福祉避難所の指定及び使用に関する協定を締結する。

（避難所の指定）

第１条　甲は、乙が所有する次の施設を指定福祉避難所として指定し、乙はこれを承諾する。

所　　在　　地	松江市玉湯町玉造８２４－１
名　　称	多目的ホール兼災害時長期避難所（きずな棟）
受 入 可 能 人 数	４６名（家族・介助者含む）
所　　在　　地	松江市玉湯町玉造１６４９－２
名　　称	体育棟
受 入 可 能 人 数	６０名（家族・介助者含む）
所　　在　　地	松江市玉湯町玉造８２１－２
名　　称	短期入所棟
受 入 可 能 人 数	１２名（家族・介助者含む）

（避難所の開設）

第２条　甲は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、当該施設を指定福祉避難所として開設する必要があるときは、乙に対し、指定福祉避難所の開設について協議する。

２　乙は、甲から前項の協議があった場合は、特段の事由がない限り、可能な範囲内で速やかに指定福祉避難所が開設できるよう努めるものとする。

（要請・回答の方法）

第３条　甲が乙に対し指定福祉避難所の開設を要請するときは、別記様式第１号「開設要請書」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により要請し、事後速やかに別記様式第１号を送付するものとする。

２　乙は、前項の要請があったときは、別記様式第２号「開設回答書」により、甲に対し回答を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により回答し、事後速やかに別記様式第２号を送付するものとする。

（受入対象者）

第４条　受入対象者は、災害時、指定一般避難所での生活において特別な配慮を要する要配慮者のうち知的等の障がい者（以下「要配慮者」という。）及びその家族又は介助者（以下「家族等」という。）原則１名とする。

（受入の要請）

第５条　甲は、別記様式第３号「要配慮者受入要請書」により、乙に対し指定福祉避難所への受入れの要請を行うものとする。

（職員の協力）

第６条　甲は、当該施設の指定福祉避難所運営に関し乙に協力を依頼することができる。
２　乙は、前項の依頼があったときは、施設管理上、必要と認められる範囲内で協力することができる。
３　第６条第１項による甲からの依頼に基づき、乙が実施する協力の範囲は、おおむね次に掲げるものとする。ただし、これにより難い場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。
（１）　要配慮者への相談に応じる介助員等の配置及び避難した要配慮者の日常生活の支援
（２）　乙の施設への要配慮者の移送については、原則として家族等が行う。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、乙の施設への要配慮者の移送に努めるものとし、乙は甲から当該移送の依頼があったときは、可能な範囲内において当該移送を行うものとする。
（３）　その他必要とする事項
（受入期間）
第７条　乙の施設への受入れ対象期間は、原則として７日以内とし、７日を過ぎても甲が指定する指定福祉避難所が閉鎖しない場合は受入れ対象期間を延長することができる。ただし、これにより難い場合は甲乙協議の上、別途定めるものとする。
（指定福祉避難所の閉鎖）
第８条　甲は、指定福祉避難所を閉鎖する場合は、書面により乙に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により行い、事後速やかに書面による通知を行うものとする。
（物資の提供等）
第９条　乙は、受け入れた要配慮者及びその家族等に対し、必要な食糧、被服、寝具その他の生活必需品（以下「物資」という。）を提供するものとする。
２　甲は、乙が物資の提供等、指定福祉避難所の運営を行うに当たり物資が不足する場合は、可能な範囲内で指定福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。
（費用負担）
第１０条　甲は、災害救助法（昭和２２年法律第１０８号）及びその他関連法令等の定めるところにより、甲の要請に基づき乙が負担した指定福祉避難所の開設及び運営に関する次に掲げる費用を負担する。
（１）　介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む）
（２）　要配慮者に要する食費
（３）　要配慮者の移送に要する費用
（４）　その他生活関連物資等の購入に要した費用
（損害賠償）
第１１条　甲は、指定福祉避難所の使用に関し、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
（個人情報の保護）
第１２条　乙及び乙の職員は指定福祉避難所への要配慮者の受入れを行うにあたり業務上知り得た要配慮者及び家族等の情報を漏らしてはならない。
２　前項に規定する業務上知り得た、要配慮者又は家族等の情報等の個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
（担当者名簿の作成）

第１３条　甲及び乙は、この協定の締結の日及び毎年４月１日現在の災害時応援協定に基づく連絡責任者・担当者連絡先（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。

（その他）

第１４条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協定の有効期間・解除）

第１５条　この協定の有効期間は、協定締結日から１年間とする。ただし、有効期間満了の日から１か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の意思表示がないときは、更新されたものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和５年９月２９日

（甲）松江市末次町８６番地
松　江　市　長　　上　定　昭　仁

（乙）松江市古志原六丁目８番１０号
社会福祉法人　上口福祉会
理　　事　　長　　三　浦　秀　範

資料 4-(2)-62

災害時における指定福祉避難所の運営の協力に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と社会福祉法人千鳥福祉会（以下「乙」という。）は、避難所での生活が困難な災害時要配慮者（以下「要配慮者」という。）の支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、松江市内に発生した大規模な地震等の災害時において、指定福祉避難所での看護及び介護の提供並びに指定福祉避難所の運営の協力（以下「協力」という。）に関して、必要な事項を定めることを目的とする。
（職員派遣の要請）
第２条　甲は指定福祉避難所を開設した場合で、甲のみの対応で要配慮者の十分な支援ができないと認めるときは、乙に対して福祉専門員及び福祉業務経験職員等の派遣を要請する。
２　乙は、甲から協力要請があった場合は、可能な範囲内で協力に努めるものとする。
（要請の方法）
第３条　甲が乙に対し、前条に規定する要請を行うときは、別記様式第１号「派遣要請書」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により要請し、事後速やかに別記様式第１号を送付するものとする。
２　乙は、前項の要請があったときは、派遣の可否を速やかに判断し、別記様式第２号「派遣回答書」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により回答し、事後速やかに別記様式第２号を送付するものとする。
（協力の範囲）
第４条　第２条に規定する要請に基づき、乙が指定福祉避難所において実施する協力の範囲は次に掲げるものとする。ただし、これにより難い場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。
（１）相談支援（困った事に対する相談）
（２）食事の提供
（３）日中の過ごし方に対する支援
（４）必要に応じた身体等の介護・移動に関する支援（食事、排せつ、入浴（清拭）、移動、服薬等）
（５）健康管理（バイタルチェック、服薬管理）
（６）その他必要な支援に関すること
（費用負担）
第５条　乙は、第２条及び第４条に基づき実施した業務に係る費用について、甲に報告するものとする。
２　甲は、前項の費用について、甲乙協議の上、乙に支払うものとする。
（補償）
第６条　甲からの協力の要請に応じて業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、甲乙協議の上、定めるものとする。
（防災訓練への参加）
第７条　乙は、甲が行う防災訓練に、甲の要請に基づき参加するものとする。
（連絡調整体制の整備）
第８条　甲及び乙は、この協定の締結の日及び毎年４月１日現在の災害時応援協定にもとづく連絡責任者・担当者連絡先（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。

（個人情報の保護）
第９条　乙及び乙の職員は指定福祉避難所での看護及び介護の提供にあたり業務上知り得た要配慮者の情報を漏らしてはならない。
２　前項に規定する業務上知り得た、要配慮者の情報等の個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなれればならない。
（その他）
第１０条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間・解除）
第１１条　この協定の有効期間は、協定締結日から１年間とする。ただし、有効期間満了の日から１か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の意思表示がないときは、更新されたものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和５年９月２９日

（甲）　松江市末次町８６番地
松江市長　　上　定　昭　仁

（乙）　松江市東持田町１４１５番地
社会福祉法人千鳥福祉会
理事長　　江　指　裕　嗣

資料 4-(2)-63

損害調査結果の提供及び利用に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）は、乙の損害調査結果の提供及び利用について、以下のとおり協定書（以下「本協定書」という。）を締結する。

（本協定書の目的）

第１条　甲及び乙は、自然災害により生活基盤に被害を受けた住民（市外在住で松江市内に住家を所有する者を含みます。以下同様とします。）がその生活を早期に再建することができるようにするため、本協定書の規定に基づき、互いに協力するものとする。

（損害調査結果の提供及び利用）

第２条　前条の協力のため、乙は甲に対し、自然災害による甲の住民の被害に関する以下の各号に定める事項（以下「本調査結果」という。）を提供する。ただし、提供の方法、時期その他必要な事項については、甲及び乙が別途協議の上、決定するものとする。

（１）住民から提供を受けたデータ及び情報

（２）乙が行った被害調査に関するデータ及び情報

（３）その他甲と乙が合意した事項

２　前項にかかわらず、乙は、住民から本調査結果の提供についての依頼及び承諾を得られない場合には、甲に対して本調査結果を提供する義務を負わないものとする。

３　甲は、乙の事前の同意がない限り、乙から提供された本調査結果を被災者支援（以下「本目的」という。）にのみ利用できるものとし、他の目的のために利用しないものとする。

４　甲は乙に対し、乙から甲への本調査結果の提供に関する対価の支払いを要しないものとする。本調査結果の提供及び利用に関して生じた費用は、各自が負担するものとする。

（法令の遵守）

第３条　甲及び乙は、本調査結果の提供及び利用に関し、個人情報の保護に関する法律その他一切の法令を遵守するものとする。

２　甲及び乙は、本調査結果の提供及び利用に関し、個人情報の保護に関する法律その他一切の法令で必要とされる手続きの履践並びに前条第２項の住民の依頼及び承諾の取得のため、相互に協力するものとする。

（被害認定の判断）

第４条　甲は、本調査結果の利用の有無にかかわらず、甲の判断により災害に係る住家の被害認定を行うものとする。

２　甲は、本調査結果の利用に関連して甲またはその住民に損害または損失が生じた場合であっても、乙に故意または重過失がない限り、乙に対して損害または損失の賠償または補償を求めないものとする。

（秘密保持）

第５条　甲及び乙は、本協定書に関連して知り得た相手方の情報（以下「秘密情報」という。）を厳に秘密として保持するものとする。甲及び乙は、法令に基づく場合を除き、秘密情報を第三者へ開示、提供、公表または漏洩等してはならないものとする。

２　甲または乙が法令に基づいて秘密情報を第三者に開示等した場合、相手方に対し、開示した内容及び、被開示者その他必要な事項を通知するものとする。ただし、法令により相手方に通知することができない事項については、この限りではない。

（担当者名簿の作成）
第６条　甲及び乙は、この協定の締結日及び毎年４月１日現在の災害時応援協定に基づく連絡責任者・担
当者連絡先（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。
２　前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。
（協議）
第７条　甲及び乙は、本協定書に定めのない事項または本協定書の解釈に関し疑義が生じた場合には、誠意をもって協議を行い、これを解決するものとする。
（有効期間）
第８条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から、１年間とする。ただし、協定期間満了の日の１
か月前までに協定の変更又は解除について、甲、乙いずれかからも何ら意思表示がないときは、この協定は更に１年間更新されるもとのし、その後も同様とする。

２　本協定書が終了（理由の如何を問わない。）した場合であっても、第３条、第４条、第５条、及び第７条の規定はなお効力を有するものとする。

本協定締結を証するため、本書を２通作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保管するものとする。

令和６年５月７日

甲　　松江市末次町８６番地
　　松江市長　　上　定　昭　仁

乙　　東京都千代田区神田駿河台３－９
　　三井住友海上火災保険株式会社
　　取締役社長　舩　曳　真　一　郎

資料 4-(2)-64

災害時ペット同行避難の支援活動に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と学校法人坪内学園専門学校坪内総合ビジネスカレッジ（以下「乙」という。）とは、松江市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）にペット（犬及び猫に限る。以下同じ。）を同行した避難者（以下「ペット同行避難者」という。）及びペットに対する支援活動（以下「ペット支援活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（ペット一時預かり施設）

第１条　甲がペット一時預かり施設として使用する施設は、次のとおりとする。

所在地	松江市東朝日町７４番地
名称	学校法人坪内学園　専門学校坪内総合ビジネスカレッジ
一時預かりペット数 （同伴ペット含む）	７５頭（内訳：大型犬５頭、中型犬１０頭、小型犬６０頭）

（用語の定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　災害　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める被害をいう。

（２）　ペット同行避難　ペットと共に移動を伴う避難行動をすることを指し、指定避難所等において飼い主がペットと同室で飼育管理することを意味するものではない。

（目的）

第３条　この協定は、災害時等において甲が指定避難所を開設し、ペット同行避難者及び同行されたペット支援活動を行う際の甲に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることとする。

（協力要請）

第４条　甲は、ペット支援活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、可能な範囲でペット支援活動に協力するものとする。

（要請手続）

第５条　甲は、前条の要請を行うときは、別記様式第１号「ペット支援活動要請書」により乙に対して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

２　乙は、前項の要請があったときは、別記様式第２号「ペット支援活動回答書」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により回答し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（一時預かりの方法）

第６条　甲は、ペット同行避難者から別記様式第３号「一時預かり依頼書」により依頼を受けたペットの一時預かりについて要請を行うものとする。

（要請する支援活動の範囲）

第７条　乙が協力するペット支援活動の業務は、次のとおりとする。

（１）　指定避難所に同行されたペットの一時預かり及び世話（散歩、給餌等）の代行

（２） ペットに関する相談及び助言
（３） ペットの診察の補助
（４） ペットに係る配給・支援物資等の備蓄に係る協力及び配給支援
（５） 乙の施設へのペットの移送については、原則としてペット同行避難者が行う。ただし、ペット同行避難者による移送が困難な場合は、甲は、乙の施設へのペットの移送に努めるものとし、乙は甲から当該移送の依頼があったときは、可能な範囲内において当該移送に協力するものとする。
（６） その他必要とする事項

（受入期間）
第８条　乙の施設への受入れ対象期間は、原則として７日以内とし、７日を過ぎても甲が指定する指定避難所が閉鎖しない場合は受入れ対象期間を延長することができる。ただし、これにより難い場合は甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（経費負担）
第９条　乙が協力するペット支援活動に要する経費については、乙が負担するものとする。ただし、特別の費用を必要とする場合は、甲及び乙は別途協議を行うものとする。

（ペット一時預かり施設の閉鎖）
第１０条　甲は、ペット預かり施設を閉鎖する場合は、書面により乙に通知するものとする。

（損害賠償）
第１１条　この協定に基づいて、通常の業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、業務従事者の使用者の責任とする。

（担当者名簿の作成）
第１２条　甲及び乙は、この協定の締結の日及び毎年４月１日現在の災害時応援協定に基づく連絡責任者・担当者連絡先（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。
２　前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

（個人情報の保護）
第１３条　乙及び乙の職員は、ペット支援活動の提供にあたり業務上知り得た避難者の情報を漏らしてはならない。
２　前項に規定する個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（その他）
第１４条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（協定の有効期間・解除）
第１５条　この協定の有効期間は、協定締結日から１年間とする。ただし、有効期間満了の日から１か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の意思表示がないときは、更新されたものとし、その後においても同様とする

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和６年９月２０日

（甲）松江市末次町８６番地
松　江　市　長　　上　定　昭　仁

（乙）松江市東朝日町７４番地
学校法人　坪内学園
専門学校坪内総合ビジネスカレッジ
理　　事　　長　　坪　内　浩　一

別記様式第１号（第５条関係）

ペット支援活動要請書

学校法人　坪内学園　様

年　月　日
松江市災害対策本部長

災害時ペット同行避難の支援活動に関する協定書第５条の規定に基づき、ペット支援活動について下記のとおり要請します。

記

支援要請内容（1）	同行されたペットの一時預かり及び世話（散歩、給餌等）の代行		
開設期間	年　月　日（　）～　年　月　日（　） 一時預かりの延長が必要な場合は、協議を行い延長の可否を決定します。		
ペットの種類・数	犬・猫（種類）	大きさ（大型・中型・小型）	数

支援要請内容(2～6)	・　ペットに関する相談及び助言　・　ペットの診察の補助　・ペットに係る配給 ・　その他（　　）
場所	・　住　　所： ・　指定避難所名：
期間	年　月　日（　）～　年　月　日（　）

松江市担当連絡先	課名：	担当者：	電話： FAX：

別記様式第２号（第５条関係）

ペット支援活動回答書

松江市災害対策本部長　様

年　月　日
学校法人　坪内学園

災害時ペット同行避難の支援活動に関する協定書第５条の規定に基づき、ペット支援活動について下記のとおり　・承諾します　・承諾しません

記

支援要請内容（1）	同行されたペットの一時預かり及び世話（散歩、給餌等）の代行		
開設期間	年　月　日（　）～　年　月　日（　） 一時預かりの延長が必要な場合は、協議を行い延長の可否を決定します。		
ペットの種類・数	犬・猫（種類）	大きさ（大型・中型・小型）	数

支援要請内容(2～6)	・　ペットに関する相談及び助言　・　ペットの診察の補助　・ペットに係る配給 ・　その他（　　）
場所	・　住　　所： ・　指定避難所名：
期間	年　月　日（　）～　年　月　日（　）

担当連絡先	役職名：	担当者：	電話： FAX：

別記様式第３号（第６条関係）

一時預かり依頼書

保護動物収容受付番号	避難所名：　　受付番号：		
動物種	□犬　□猫	品種	
呼び名		毛色	
性別	雄・雌（不妊手術　未・済）	特徴	
年齢		特記事項	
首輪	有・無　色:	ﾏｲｸﾛﾁｯﾌﾟ	有・無　番号:
鑑札	有・無　番号:	注射済票	有・無　番号:

1　私は、自然災害の発生により被災し、私の所有する動物の飼養が一時的に困難になったことから、学校法人坪内学園専門学校坪内総合ビジネスカレッジ（以下「施設」という）に、自ら所有する上記動物の一時預かりを、次のとおり依頼します。

2　預かり期間は、___年___月___日から___年___月___日までの期間をお願いします。

3　私は、一時預かりを依頼している間に、自ら飼養できる状態にするか、知人などに飼養を依頼するよう努め、可能になった時は、速やかにその旨を施設に連絡し、当該動物を引き取るものとします。

4　一時預かりにあたっては、施設が実施する保護動物の伝染病予防を目的としたワクチン接種、その他必要な検査に同意いたします。

5　一時預かり中に発生した疾病、負傷などについては、施設において応急処置を施すあるいは、必要に応じて、獣医師会会員病院に搬送することを同意いたします。

6　施設が保護施設の状況などにより、一時預かりが困難な状況が生じた時には、一時預かりボランティアでの動物保護については一任します。

7　施設での保護期間中、やむを得ない事情により当該動物が死亡、逸走または負傷したとしてもその責任は問わず、松江市及び施設に対し損害賠償請求などその他一切の請求は行いません。

8　動物の保護施設への搬入および搬出については、私自らの責任のもとに行います。また、一時預かりボランティアへの動物の搬入及び搬出に関わる詳細については、施設の指示に従います。

9　一時預かり依頼期間中は、所有者である私の所在は明確にし、避難場所の変更もしくは居住場所の変更については速やかに施設にお知らせします。

10　保護期間経過後、7日間連絡がなかった場合は所有権放棄されたものとみなします。

年　月　日

松江市災害対策本部長 様

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

避難場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

裏面に「運転免許証」など所有者本人の身分を証明するものの写しを添付してください

資料 4-(2)-65

災害時ペット同伴指定福祉避難所の使用に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と学校法人坪内学園専門学校坪内総合ビジネスカレッジ（以下「乙」という。）とは、松江市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）にペット（犬及び猫に限る。以下同じ。）との同伴避難（以下「ペット同伴避難」という）に関し、次のとおり協定を締結する。

（指定福祉避難所）

第３条　甲がペット同伴可の指定福祉避難所として使用する施設は、次のとおりとする。

所在地	松江市東朝日町７４番地
名称	学校法人坪内学園　専門学校坪内総合ビジネスカレッジ
受入可能人数	２６人（２０２教室１４人、２０１教室１２人）

（用語の定義）

第４条　この協定において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（３）　災害　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める被害をいう。

（４）　ペット同伴避難　　被災者が避難所でペットを飼育管理すること（状態）を指す。ただし、指定避難所等で飼い主がペットを同室で飼育管理することを意味するものではない。

（目的）

第３条　この協定は、災害時等において甲が指定福祉難所等を開設し、ペット同伴避難を行う際の甲に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることとする。

（協力要請）

第４条　甲は、ペット同伴避難を実施する必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、可能な範囲でペット同伴避難に協力するものとする。

（要請手続）

第５条　甲は、前条の要請を行うときは、別記様式第１号「ペット同伴避難要請書」により乙に対して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

２　乙は、前項の要請があったときは、別記様式第２号「ペット同伴避難回答書」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により回答し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（受入対象者）

第６条　受入対象者は、災害時、指定一般避難所での生活において特別な配慮を要する要配慮者のうち高齢者（以下「要配慮者」という。）及びその家族又は介助者（以下「家族等」という。）原則１名とする。

（要請する協力の範囲）

第７条　乙が協力する業務は、次のとおりとする。
（７）　指定福祉避難所等の開設及び管理運営に係る協力
（８）　同伴したペットに関する相談及び助言
（９）　同伴したペットの診察の補助
（１０）　ペットに係る配給・支援物資等の備蓄に係る協力及び配給支援
（１１）　その他必要とする事項
（受入期間）
第８条　乙の施設への受入れ対象期間は、原則として７日以内とし、７日を過ぎても甲が指定する指定避難所が閉鎖しない場合は受入れ対象期間を延長することができる。ただし、これにより難い場合は甲乙協議の上、別途定めるものとする。
（経費負担）
第９条　甲は、災害救助法（昭和２２年法律第１０８号）及びその他関連法等の定めるところにより、甲の要請に基づき乙が負担した指定福祉避難所の開設及び運営に関する経費を負担する。ただし、乙はペットに関する経費を甲に求めないものとするが、特別の費用を必要とする場合は、甲及び乙は別途協議を行うものとする。
（施設の閉鎖）
第１０条　甲は、施設を閉鎖する場合は、書面により乙に通知するものとする。
（損害賠償）
第１１条　甲は、指定福祉避難所の使用に関し、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
（担当者名簿の作成）
第１２条　甲及び乙は、この協定の締結の日及び毎年４月１日現在の災害時応援協定に基づく連絡責任者・担当者連絡先（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。
２　前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。
（個人情報の保護）
第１３条　乙及び乙の職員は、指定福祉避難所の提供にあたり業務上知り得た避難者の情報を漏らしてはならない。

２　前項に規定する個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
（その他）
第１４条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。
（協定の有効期間・解除）
第１５条　この協定の有効期間は、協定締結日から１年間とする。ただし、有効期間満了の日から１か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の意思表示がないときは、更新されたものとし、その後においても同様とする

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和６年９月２０日

（甲）松江市末次町８６番地
松　江　市　長　　上　定　昭　仁

（乙）松江市東朝日町７４番地
学校法人　坪内学園
専門学校坪内総合ビジネスカレッジ
理　　事　　長　　坪　内　浩　一

別記様式第１号（第５条関係）

ペット同伴避難要請書

学校法人　坪内学園　様

年　月　日
松江市災害対策本部長

災害時ペット同伴指定福祉避難所の使用に関する協定書第５条の規定に基づき、指定福祉避難所の開設について下記のとおり要請します。

記

受　入　期　間	年　月　日（ ）～　年　月　日（ ） 開設の延長が必要な場合は、協議を行い延長の可否を決定します。
受入依頼人数	人

ペット受入依頼数	・犬　　匹 ・猫　　匹		
開　設　期　間	年　月　日（ ）～　年　月　日（ ） 延長が必要な場合は、協議を行い延長の可否を決定します。		
ペットの種類・数	犬・猫（種類）	大きさ（大型・中型・小型）	数

松江市担当連絡先	課名：	担当者：	電話： FAX：

別記様式第２号（第５条関係）

ペット同伴避難回答書

松江市災害対策本部長　様

年　月　日
学校法人　坪内学園

災害時ペット同伴指定福祉避難所の使用に関する協定書第５条の規定に基づき、指定福祉避難所の開設について下記のとおり　・承諾します　・承諾しません

記

受　入　期　間	年　月　日（ ）～　年　月　日（ ） 開設の延長が必要な場合は、協議を行い延長の可否を決定します。
受入可能人数	人

ペット受入数	・犬　　匹 ・猫　　匹		
ペットの種類・数	犬・猫（種類）	大きさ（大型・中型・小型）	数

担当連絡先	役職名：	担当者：	電話： FAX：

資料 4-(2)-66

災害時における飲料水等の優先供給に関する協定

松江市（以下「甲」という。）と株式会社 TAMAYA（以下「乙」という。）とは、災害時における飲料水及びウォーターサーバー（以下「飲料水等」という。）の優先供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、松江市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、甲に災害対策本部が設置された場合において、甲が実施する飲料水等の調達業務に対する乙の協力に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　本協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定めるものをいう。

（協力内容）

第３条　甲は、災害発生時に必要と認めるときは、乙に対し、甲が指定する場所（以下「指定場所」という。）へ飲料水等の優先供給について、協力を要請することができる。

２　乙は流通備蓄する飲料水等を可能な範囲内で、甲に優先的に供給するものとする。

３　本協定の目的を達成するため、乙は流通備蓄として保有する飲料水等の量について、甲の求めに応じて報告するものとする。

（協力の要請）

第４条　甲は、前条の規定により乙に協力を要請する場合は、別記様式第１号「飲料水等発注書」により行うものとする。ただし、緊急時等これにより難い場合は口頭で要請し、事後速やかに別記様式第１号を提出するものとする。

（協力の実施）

第５条　乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、積極的に協力するものとする。ただし、乙が被災等により協力の実施が困難と判断した場合や、交通網の寸断等の影響により飲料水等の搬送自体が不可能な場合は、この限りではない。

（飲料水等の搬送及び受領）

第６条　乙による飲料水等の搬送が可能な場合、乙は、指定場所への搬送に協力するものとする。甲は、指定場所において、品目、数量等を確認の上、受領するものとする。

（報告）

第７条　乙は、甲の要請により飲料水等を供給した場合は、その品目、数量等を別記様式第２号「飲料水等の出荷要請に関する措置報告書」により報告するものとする。

（費用の負担）

第８条　甲は、乙が第３条に規定する要請を受け飲料水等の供給を行った場合、その費用（人件費を除く。）を次のとおり負担するものとする。

（１）飲料水の価格は、当該災害時直前の価格を基準とし、甲乙協議の上決定する。

（２）ウォーターサーバーは無償貸与するものとする。

（３）原則として、運搬に要した費用については、乙が負担する。

（費用の請求及び支払い）

第９条　乙は、前条の費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。甲は、乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

（担当者等名簿の作成）

第１０条　甲及び乙は、この協定の締結の日及び毎年４月１日現在の災害時応援協定に基づく連絡責任者・担当者連絡先（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。

（協議）

第１１条　本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第１２条　本協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了日の１か月前までに甲乙いずれからも文書による協定解除の意思表示がないときは、更新されたものとし、その後においても同様とする。

本協定締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和６年１１月１日

甲　松江市末次町８６番地
松江市長　上　定　昭　仁

乙　松江市平成町１８２番地７
株式会社 TAMAYA
代表取締役社長　持　田　寿　人

別記様式第１号（第４条関係）

飲 料 水 等 発 注 書

令和　　年　　月　　日

株式会社 TAMAYA
代表取締役社長　　様

松 江 市 長

災害時における飲料水等の優先供給に関する協定第４条の規定に基づき、下記のとおり要請します。なお、協定書第７条の規定により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

<table>
<tr><td rowspan="2">要請担当者
氏名・連絡先</td><td>所属</td><td></td><td>職名</td><td></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td>電話・FAX 等
要 請 日 時</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td>午前
午後</td><td>時　　分</td></tr>
<tr><td rowspan="5">要 請 内 容</td><td colspan="2">要請品目</td><td colspan="2">要請数量</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>搬入希望場所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

別記様式第２号（第７条関係）

飲料水等の出荷要請に関する措置報告書

令和　　年　　月　　日

（あて先）松　江　市　長　様

株式会社 TAMAYA
代表取締役社長

災害時における飲料水等の優先供給に関する協定第７条の規定に基づき、飲料水等の出荷要請に関する措置の状況を下記のとおり報告します。

記

<table>
<tr><td rowspan="3">実務担当者</td><td>氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>所属</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>納　入　日</td><td>年　　月　　日</td><td>午前
午後</td><td>時</td></tr>
<tr><td>納 入 場 所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>納 入 方 法</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">納 入 内 容</td><td>納入品目</td><td colspan="2">納入数量</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

資料 4-(2)-67

松江市の防災力向上にかかる相互協力に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と損害保険ジャパン株式会社山陰支店（以下「乙」という。）は、松江市内における大規模災害に備えた防災力の向上を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙、相互の密接な連携・協力により、防災・減災の取組を促進し、大規模災害に備える地域防災力の向上を図ることを目的とする。

（連携及び協力事項）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項を相互に連携及び協力して実施する。

（１）甲が行う防災セミナー、防災訓練その他の地域防災イベントに関すること。

（２）災害時及び救急活動時におけるドローンによる情報収集に関すること。

（３）市民や企業への防災意識の啓発及び防災知識の普及に関すること。

（４）ＢＣＰの策定支援に関すること。

（５）地震保険の加入促進に資する情報提供に関すること。

（６）その他防災・減災及び災害対応における相互協力に関すること。

（費用の負担）

第３条　乙が第２条第１ 項に定めるによる協力を行うために要した費用については、その都度、甲乙協議する。

（代金の支払）

第４条　前条の協議により甲が乙に費用を支払う必要が生じた場合、発生した費用の支払いは、請求書を受理してから３０日以内に甲が乙に支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

（個人情報の保護）

第５条　甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。

２　前項に規定する個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（担当者名簿の作成）

第６条　甲及び乙は、この協定の締結の日及び毎年４月１日現在の災害時応援協定に基づく連絡責任者・担当者連絡先（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。

２　前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

（協定の有効期間・解除）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結日から１年間とする。ただし、有効期間満了の日から１か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の意思表示がないときは、更新されたものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第８条　本協定に定めのない事項又は協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各１通を保有する。

令和７年１月２１日

甲　　松江市末次町８６番地
松　江　市　長　　上　定　昭　仁

乙　　松江市御手船場町５４９番地１
損害保険ジャパン株式会社
山　陰　支　店　長　　宮　井　　淳

資料 4-(2)-68

木質バイオマス（松江バイオマス発電所）による電力供給に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と松江バイオマス発電株式会社（以下「乙」という。）とは、島根県松江市大井町に設置されている木質バイオマス（松江バイオマス発電所）〔別紙１参照〕による電力の無償提供について、次の協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、上記の発電施設が設置されている地域において、災害等により電気を供給する必要が生じた場合、当該発電施設の電力を市民等へ無償提供するために、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請と回答）

第２条　甲は、発電施設が設置されている地域において、災害等により電気を供給する必要が生じた場合、木質バイオマス（松江バイオマス発電所）施設による電力供給に関する協力要請について、別記様式第１号「松江バイオマス発電所施設による電力供給に関する協力要請について」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により要請し、事後速やかに別記様式第１号を送付するものとする。

２　乙は、前項の要請があったときは、別記様式第２号「松江バイオマス発電所施設による電力供給に関する協力要請に対する回答について」により、甲に対し回答を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により回答し、事後速やかに別記様式第２号を送付するものとする。

（電力の無償提供）

第３条　当該発電施設からの電力の無償提供は、次のとおり行う。

（１）　電力の無償提供は、甲からの要請に基づき行う。ただし、乙が自主的に行うことを妨げない。また甲は、台風の接近等に伴い、事前準備が必要な場合は事前要請を行うことも可能とする。なお、電力の供給は、可搬式携帯バッテリー装置５台により行い、装置の受渡場所は、松江バイオマス発電所（〒690－0832 島根県松江市大井町 889 番地７）とする。

（２）　電力の無償提供は、松江市内の避難所等への提供を想定し、可搬式携帯バッテリー装置の避難所等への輸送は、甲が行う。また、乙が自主的に当該バッテリー装置の輸送を行うことを妨げない。

（３）　甲が可搬式携帯バッテリー装置の受取り及び電力を必要とする施設への輸送を行うことが困難な場合は、乙は甲の要請に応じて協力するものとする。

（４）　第３条に係る業務を行う際は、甲及び乙は自らの従業員の安全管理を考慮したうえで、業務を実施するものとする。

（供給する装置の管理）

第４条　電力の無償提供時における可搬式携帯バッテリー装置の保守・保安管理については、甲の責任において行う。ただし、当該バッテリー装置そのものについて瑕疵があった場合は、この限りでない。

（損害賠償）

第５条　電力の無償提供に伴い、可搬式携帯バッテリー装置に損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定める。

（施設の改修）

第６条　電力の無償提供に係る当該発電施設の改修等については、乙の責任と負担において行うものとする。

（権利義務の承継）

第７条　乙において、合併譲渡その他の事由により、この権利義務を承継する必要が生じたときは、この権利義務は、必要とする者に承継するものとする。

２　前項により、乙が権利義務の承継を行った場合は、甲に対してその旨を通知するものとする。

（発電事業に関する協議）

第８条　乙は、この協定に定める当該発電施設が経済情勢等の理由により、閉鎖等に至り発電できなくなる恐れが生じた場合は、予め甲と協議するものとする。

（情報セキュリティ）

第９条　甲及び乙は、本協定書を含む発電事業に関する全ての情報について、公開する情報を除き、互いに知り得た秘密等を漏洩、転用してはならない。

２　前項に規定する業務上知り得た、発電事業に関する情報等の個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（担当者名簿の作成）

第１０条　甲及び乙は、この協定の締結の日及び毎年４月１日現在の災害時応援協定に基づく連絡責任者・担当者連絡先〔別紙２参照〕を作成し、相互に交換するものとする。

（協定の有効期間・解除）

第１１条　この協定の有効期間は、協定締結日から１年間とする。ただし、有効期間満了の日から１か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の意思表示がないときは、更新されたものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和７年２月２１日

（甲）松江市末次町８６番地
松　江　市　長　　上　定　昭　仁

（乙）松江市大井町８８９番地５
松江バイオマス発電株式会社
代　表　取　締　役　　川　上　陽　右

【別紙１】

施設の基本情報

発電設備の名称：木質バイオマス（松江バイオマス発電所）
発電設備の所在地

発電設備の所在地	備　考
〒690－0832 島根県松江市大井町 889 番地７	

事業者名：松江バイオマス発電株式会社

発電施設の諸元

項目	仕様・その他
発電方式	バイオマス発電（木質）
発電機種類	三相交流同期発電機
発電機出力	6,550kw（発電端出力）
発電電圧	6,600V
周波数	60Hz

別記様式第1号(第2条関係)

松江バイオマス発電株式会社
代表取締役　　様

松　江　市　長

松江バイオマス発電所施設による電力供給に関する協力要請について

木質バイオマス（松江バイオマス発電所）による電力供給に関する協定書第２条に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

利　用　期　間	年　月　日 ～　年　月　日
要　請　場　所	
必　要　台　数	台
連絡担当者氏名	
連絡担当者連絡先	
その他必要な事項	

別記様式第2号(第2条関係)

(あて先) 松　江　市　長

松江バイオマス発電所株式会社
代表取締役

松江バイオマス発電所施設による電力供給に関する協力要請に対する回答について

木質バイオマス（松江バイオマス発電所）による電力供給に関する協定書第２条に基づき、下記のとおり回答します。

記

提　供　期　間	年　月　日 ～　年　月　日
提　供　場　所	
提　供　台　数	台
連 絡 担 当 者 氏 名	
連絡担当者連絡先	
その他必要な事項	

資料 4-(2)-69

災害時における物資の供給に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と株式会社ほっかほっか亭総本部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害等が発生又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における必要な物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙が災害時に必要な物資を迅速かつ円滑に甲へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（物資の範囲）

第２条　甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。ただし、乙は以下に定める物資の全てを在庫することを保証するものではない。

（１）食料及び飲料水

（２）前各号に掲げるもののほか、甲が指定する物資

（物資の供給の要請）

第３条　甲は、災害が発生した場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、可能な範囲内において、甲に対し、物資の供給を行うものとする。

（要請手続）

第４条　第３条第１項の要請は、別記様式第１号「物資発注書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに別記様式第１号を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第５条　乙は、第３条第１項による要請を受けたときは、その要請事項を実施するために必要な措置をとるとともに、その措置の状況を別記様式第２号「物資等の出荷要請に関する措置報告書」を甲に提出し、報告するものとする。

（物資の運搬及び引渡し）

第６条　甲の要請により乙が甲に提供する物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

２　前項の物資の引渡しは、乙が「物資発注書」の写しを提示する甲の職員又は甲の指定する者が行うものとする。

第７条　乙は、甲からの要請事項を実施したときは、実施後速やかに実施状況を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第８条　第２条第１項の規定に基づき乙が供給した物資に係る費用及び乙が行った輸送等の費用については甲が負担するものとする。

２　前項に定める費用については、災害が発生する直前に乙が供給していた物資の価格を参考に適正な価格を基準とし、災害復旧後において甲乙協議のうえ決定するものとする。

（代金の支払）

第９条　甲は、乙から請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りでない。

（輸送）

第１０条　甲は、乙が実施する輸送業務が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（補償）

第１１条　この協定に基づいて、業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、

又は死亡した場合の補償については、その状況を踏まえ甲と乙が誠実に協議する。

（免責事項）

第１２条　災害が広域に発生し、乙が複数の自治体からの物資の供給の要請を受けた場合は、乙は、供給物資の保管地に関わらず自らの裁量により各自治体への供給数量を決定することができるものとする。

２　乙は、甲より要請を受けた物資を在庫に保有している場合であっても、当該時点における具体的状況に鑑み、物資供給の安全性を保障できないと判断する場合には、当該物資の供給を行わないことができる。

（担当者名簿の作成）

第１３条　甲及び乙は、この協定の締結の日及び毎年４月１日現在の災害時応援協定に基づく連絡責任者・担当者連絡先（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。

（協議）

第１４条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１５条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から１年間とする。ただし、有効期間満了の日の１か月前までに、甲、乙いずれかからも何らかの意思表示がないときは、更新されたものとし、その後においても同様とする。

本協定締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和７年２月２１日

甲　松江市末次町８６番地
　　松江市長　　上　定　昭　仁

乙　大阪市北区鶴野町３番地１０
　　株式会社ほっかほっか亭総本部
　　代表取締役　　青　木　達　也

別記様式第１号

物　資　発　注　書

令和　　年　　月　　日

株式会社ほっかほっか亭総本部
代表取締役　　様

松　江　市　長

災害時における物資供給の要請について

「災害時における物資の供給に関する協定書」（第４条）の規定に基づき、下記のとおり要請します。なお、協定書第５条の規定により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

<table>
<tr><td rowspan="2">要請担当者
氏名・連絡先</td><td>所属</td><td></td><td>職名</td><td></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td>電話・FAX等
要請日時</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td>午前
午後</td><td>時　　分</td></tr>
<tr><td rowspan="5">要請内容</td><td colspan="2">要請品目</td><td colspan="2">要請数量</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>搬入希望場所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

別記様式第２号

物資等の出荷要請に関する措置報告書

令和　　年　　月　　日

（あて先）松　江　市　長　様

株式会社ほっかほっか亭総本部
代表取締役

「災害時における物資の供給に関する協定書」（第５条）に基づき、物資等の出荷要請に関する措置の状況を下記のとおり報告します。

記

<table>
<tr><td rowspan="3">実務担当者</td><td>氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>所属</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>納　入　日</td><td>年　　月　　日</td><td>午前
午後</td><td>時　　分</td></tr>
<tr><td>納 入 場 所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>納 入 方 法</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">納 入 内 容</td><td>納入品目</td><td colspan="2">納入数量</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

資料 4-(2)-70

災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関する協定書

松江市(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社（以下「乙」という。)とは、災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第１条　本協定は、松江市域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入れ及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第２条　本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

（１）「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。

（２）「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。

（３）「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。

（４）「避難所等」とは、支援物資の配達先となる松江市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。

（５）「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み(以下「荷役作業」という。)若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

(物資集積・搬送拠点の設置等)

第３条　物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

２　甲は、松江市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

(物資の受入及び配送並びに派遣の要請)

第４条　甲は、第３条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を別記様式第１号「物資の受入れ及び配送並びに派遣に関する要請書」により要請することができる。ただし、別記様式第１号により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに別記様式第１号を交付するものとする。

（１）避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施

（２）配送時における被災者の物資ニーズの収集

（３）甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施

（４）荷役作業に必要な人員及び機材の提供

２　甲は、支援物資の受入れ及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは別記様式第２号「要員派

遣要請書」により、乙に対し支援物資の受入れ及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

（物資の受入及び配送並びに派遣の実施）

第５条　乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

（報告）

第６条　乙は、第４条第１項の規定による要請により物資の受入れ及び配送業務を行った場合は、別記様式第３号「実施報告書」により甲に報告するものとする。ただし、別記様式第３号をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに別記様式第３号により報告するものとする。

２　乙は、第４条第２項の規定により派遣を行った場合は、別記様式第４号「要員派遣実施報告書」により甲に報告するものとする。ただし、別記様式第４号をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに別記様式第４号により報告するものとする。

３　甲及び乙は、第４条及び第６条前２項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に別記様式第１号から第４号により通知するものとする。

（経費の負担及び請求等）

第７条　業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

２　甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

３　甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、請求書を受理してから３０日以内に乙に対して支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

（事故等）

第８条　乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して別記様式第５号「支援物資の受入れ及び配送等による事故発生等報告書」により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、別記様式第５号をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに別記様式第５号により報告するものとする。

（損害の負担）

第９条　物資の受入れ及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

（補償）

第１０条　本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰するべき事由による場合は、この限りでない。

（機密の保持及び情報提供）

第１１条　甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

２　前項に規定する個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（担当者名簿の作成）

第１２条　甲及び乙は、この協定の締結の日及び毎年４月１日現在の「災害時応援協定に基づく連絡責任者・担当者連絡先（別紙）」を作成し、相互に交換するものとする。

２　前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

（協議）

第１３条　本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（適用）

第１４条　本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙署名又は押印の上、それぞれ１通を保有する。

令和７年３月３１日

甲　　島根県松江市末次町８６番地
　　松　江　市　長　　上　定　昭　仁

乙　　広島県広島市南区出島一丁目１９番地２０
　　佐川急便株式会社　中国支店
　　支　店　長　　岩　崎　勇　人

別記様式第１号（第４条関係）

物資の受入れ及び配送並びに派遣に関する要請書

佐川急便株式会社
代表取締役社長　　様

松　江　市　長

年　　月　　日

「災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関する協定書」第４条の規定に基づき、次のとおり応援を要請します。

１．要請内容

番号	活　動　内　容	要請する活動にレ点	備　　考
1	避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施		
2	配送時における被災者物資ニーズの収集		
3	甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施		
4	荷役作業に必要な人員及び機材の提供		

２．支援物資の仕分場所の提供について必要性の有無

必要性	提　　供　　先	提　供　先　住　所
有・無		
有・無		

３．その他参考となる事項

（自由記述）

別記様式第２号（第４条関係）

要員派遣要請書

佐川急便株式会社
代表取締役社長　　様

松　江　市　長

年　月　日

「災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関する協定書」第４条の規定に基づき、次のとおり要員の派遣を要請します。

１．災害の状況及び要員の派遣を要請する理由

２．要員の派遣を必要とする業務内容・期間・派遣場所

業　務　内　容	派　遣　期　間	派　遣　場　所

３．その他参考となる事項

別記様式第３号（第６条関係）

実施報告書

（あて先）松　江　市　長　様

佐川急便株式会社
代表取締役社長

年　　月　　日

「災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関する協定書」第６条の規定に基づき、次のとおり実施しましたので報告します。

１．活動内容及び活動期間

番号	活　動　内　容 活　動　期　間	人員数	車両数	活　動　場　所
1	避難所への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施 年　　月　　日から 年　　月　　日まで			
2	配送時における被災者物資ニーズの収集 年　　月　　日から 年　　月　　日まで			
3	甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施 年　　月　　日から 年　　月　　日まで			
4	荷役作業に必要な人員及び機材の提供（ロールボックス等） 年　　月　　日から 年　　月　　日まで			

（裏面に続く）

２．支援物資の仕分場所の提供について

必要性	提　供　先	提 供 先 住 所
可・否		
可・否		

３．その他参考となる事項

別記様式第４号（第６条関係）

要員派遣実施報告書

（あて先）松　江　市　長　様

佐川急便株式会社
代表取締役社長

年　　月　　日

「災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関する協定書」第６条の規定に基づき、次のとおり要員の派遣を実施しましたので報告します。

１．派遣した者の所属・氏名・派遣期間・派遣場所

所　　属	氏　　名	派 遣 期 間	派 遣 場 所

２．派遣先における業務の内容

３．その他必要な事項

別記様式第５号（第９条関係）

支援物資の受入れ及び配送等による事故発生等報告書

（あて先）松　江　市　長　様

佐川急便株式会社
代表取締役社長

年　　月　　日

「災害発生時における支援物資の受入れ及び配送等に関する協定書」第８条の規定に基づき、次のとおり報告します。

１．事故内容

２．その他参考となる事項

資料 4-(2)-71

指定一般避難所の指定及び使用に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と株式会社さんびる（以下「乙」という。）とは、次の条項により指定一般避難所の指定及び使用に関する協定を締結する。

（避難所の指定）

第１条　甲は、乙が所有する次の施設を指定一般避難所として指定し、乙はこれを承諾する。

所　　在　　地	松江市乃白町薬師前３番地３
名　　称	本社ビル１階　卓球場スペース

（指定の期間）

第２条　指定の期間は令和７年７月２３日から令和８年３月３１日までとする。

（避難所の開設）

第３条　甲は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、当該施設を指定一般避難所として開設する必要があるときは、乙に対し、指定一般避難所の開設について協議する。

２　乙は、甲から前項の協議があった場合は、特段の事由がない限り、可能な範囲内で速やかに指定一般避難所が開設できるよう努めるものとする。

（要請・回答の方法）

第４条　甲が乙に対し指定一般避難所の開設を要請するときは、別記様式第１号「開設要請書」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により要請し、事後速やかに別記様式第１号を送付するものとする。

２　乙は、前項の要請があったときは、別記様式第２号「開設回答書」により、甲に対し回答を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により回答し、事後速やかに別記様式第２号を送付するものとする。

（施設等の使用）

第５条　甲は、指定一般避難所の運営に必要な場合は、乙が認める範囲内で当該施設の設備及び備品等を使用することができる。

（職員の協力）

第６条　甲は、当該施設の指定一般避難所運営に関し乙に協力を依頼することができる。

２　乙は、前項の依頼があったときは、施設管理上、必要と認められる範囲内で協力することができる。

（費用負担）

第７条　甲は、災害救助法（昭和２２年法律第１０８号）及びその他関連法令等の定めるところにより、甲の要請に基づき乙が負担した指定一般避難所の開設及び運営に関する費用を負担する。

（代金の支払い）

第８条　前条で発生した費用の支払いは、請求書を受理してから３０日以内に甲が乙に支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

（開設期間）

第９条　指定一般避難所の開設期間は、開設の日から７日以内とする。ただし、避難者の事情等により引き続き使用する必要がある場合は、甲乙協議の上、乙が承認した範囲内で期間を延長することができる。

２　甲は、指定一般避難所の設置にあたり当該施設の本来目的とする活動の支障とならないよう配慮する。

（避難所の閉鎖）

第１０条　甲は、指定一般避難所を閉鎖する場合は、書面により乙に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により行い、事後速やかに書面による通知を行うものとする。

（物資の提供等）

第１１条　乙は、受け入れた避難者に対し、必要な食糧、被服、寝具その他の生活必需品（以下「物資」という。）を提供するものとする。

２　甲は、乙が物資の提供等、指定一般避難所の運営を行うに当たり物資が不足する場合は、可能な範囲内で指定一般避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

（損害賠償）

第１２条　甲は、指定一般避難所の使用に関し、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（個人情報の保護）

第１３条　乙及び乙の職員は指定一般避難所への避難者の受入れを行うにあたり業務上知り得た避難者の情報を漏らしてはならない。

２　前項に規定する業務上知り得た、避難者の情報等の個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（担当者名簿の作成）

第１４条　甲及び乙は、この協定の締結の日及び毎年４月１日現在の災害時応援協定に基づく連絡責任者・担当者連絡先（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。

（協定の有効期間・解除）

第１５条　この協定の有効期間は、協定締結日から１年間とする。ただし、第２条の指定の期間満了の日から１か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の意思表示がないときは、指定の期間は更に１年間更新されたものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第１６条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和７年７月２３日

（甲）松江市末次町８６番地
松　江　市　長　　上　定　昭　仁

（乙）松江市乃白町薬師前３番地３
株式会社さんびる
代　表　取　締　役　　田　中　正　彦

別記様式第1号(第4条関係)

開設要請書

年　　月　　日

株式会社さんびる
代表取締役　　様

松　江　市　長

指定一般避難所の指定及び使用に関する協定書第４条の規定に基づき、指定一般避難所の開設について下記のとおり要請します。

記

施　設　名	
開　設　期　間	年　月　日（ ）～　年　月　日（ ） 開設の延長が必要な場合は、協議を行い延長の可否を決定します。
備　考	

松江市担当連絡先	課名：	担当者：	電話： FAX：

別記様式第２号（第４条関係）

開設回答書

年　　月　　日

（あて先）　松　　江　　市　　長

株式会社さんびる
代表取締役

指定一般避難所の指定及び使用に関する協定書第４条の規定に基づき、指定一般避難所の開設について下記のとおり回答します。

記

施　　設　　名	
開　設　期　間	年　　月　　日（　）～　　年　　月　　日（　） 開設の延長が必要な場合は、協議を行い延長の可否を決定します。
受入可能人数（家族等含む）	人
備　　考	

施設担当者連絡先	役職：	担当者：	電話： ＦＡＸ：

資料 4-(2)-72

指定一般避難所の指定及び使用に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と学校法人澤田学園（以下「乙」という。）とは、次の条項により指定一般避難所の指定及び使用に関する協定を締結する。

（避難所の指定）

第１条　甲は、乙が所有する次の施設を指定一般避難所として指定し、乙はこれを承諾する。

所　　在　　地	松江市上大野町２０８１番地４
名　　称	松江総合医療専門学校

（指定の期間）

第２条　指定の期間は令和７年４月１６日から令和８年３月３１日までとする。

（避難所の開設）

第３条　甲は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、当該施設を指定一般避難所として開設する必要があるときは、乙に対し、指定一般避難所の開設について協議する。

２　乙は、甲から前項の協議があった場合は、特段の事由がない限り、可能な範囲内で速やかに指定一般避難所が開設できるよう努めるものとする。

（要請・回答の方法）

第４条　甲が乙に対し指定一般避難所の開設を要請するときは、別記様式第１号「開設要請書」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により要請し、事後速やかに別記様式第１号を送付するものとする。

２　乙は、前項の要請があったときは、別記様式第２号「開設回答書」により、甲に対し回答を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により回答し、事後速やかに別記様式第２号を送付するものとする。

（施設等の使用）

第５条　甲は、指定一般避難所の運営等に必要な場合は、乙が認める範囲内で当該施設の設備及び備品等を使用することができる。

（職員の協力）

第６条　甲は、当該施設の指定一般避難所運営等に関し乙に協力を依頼することができる。

２　乙は、前項の依頼があったときは、施設管理上、必要と認められる範囲内で協力することができる。

（費用負担）

第７条　避難所の使用にあたり発生した費用は甲の負担とする。

（代金の支払い）

第８条　前条で発生した費用の支払いは、請求書を受理してから３０日以内に甲が乙に支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

（開設期間）

第９条　指定一般避難所の開設期間は、開設の日から７日以内とする。ただし、避難者の事情等により引き続き使用する必要がある場合は、甲乙協議の上、乙が承認した範囲内で期間を延長することができる。

２　甲は、指定一般避難所の設置にあたり当該施設の本来目的とする活動の支障とならないよう配慮する。

（避難所の閉鎖）

第１０条　甲は、指定一般避難所を閉鎖する場合は、書面により乙に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により行い、事後速やかに書面による通知を行うものとする。

（損害賠償）

第１１条　甲は、指定一般避難所の使用に関し、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（個人情報の保護）

第１２条　乙及び乙の職員は指定一般避難所への避難者の受入れを行うにあたり業務上知り得た避難者の情報を漏らしてはならない。

２　前項に規定する業務上知り得た、避難者の情報等の個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（避難所点検台帳の確認）

第１３条　甲及び乙は、別紙の避難所点検台帳により指定一般避難所として使用可能な部屋の確認を行う。また、記載内容が変更になった場合も同様に確認を行う。

（担当者名簿の作成）

第１４条　甲及び乙は、この協定の締結の日及び毎年４月１日現在の災害時応援協定に基づく連絡責任者・担当者連絡先（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。

（協定の有効期間・解除）

第１５条　この協定の有効期間は、協定締結日から１年間とする。ただし、有効期間満了の日から１か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の意思表示がないときは、更新されたものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第１６条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和７年４月１６日

（甲）松江市末次町８６番地
松　江　市　長　　上　定　昭　仁

（乙）松江市上大野町２０８１番地４
学校法人澤田学園
理　　事　　長　　澤　田　勝　寛

別記様式第1号(第4条関係)

開設要請書

年　　月　　日

学校法人澤田学園
理事長　　様

松　江　市　長

指定一般避難所の指定及び使用に関する協定書第４条の規定に基づき、指定一般避難所の開設について下記のとおり要請します。

記

施　設　名	
開　設　期　間	年　月　日（ ）～　年　月　日（ ） 開設の延長が必要な場合は、協議を行い延長の可否を決定します。
備　考	

松江市担当連絡先	課名：	担当者：	電話： FAX：

別記様式第２号（第４条関係）

開設回答書

年　　月　　日

（あて先）　松　　江　　市　　長

学校法人澤田学園
理事長

指定一般避難所の指定及び使用に関する協定書第４条の規定に基づき、指定一般避難所の開設について下記のとおり回答します。

記

施　　設　　名	
開　設　期　間	年　　月　　日（　）～　　年　　月　　日（　） 開設の延長が必要な場合は、協議を行い延長の可否を決定します。
受入可能人数（家族等含む）	人
備　　考	

施設担当者連絡先	役職：	担当者：	電話： ＦＡＸ：

(3) その他の協定

資料 4-(3)-1

島根県防災ヘリコプター応援協定

（目的）

第１条　この協定は、島根県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するために、島根県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（協定区域）

第２条　この協定区域は、前条の市町村の区域とする。

（災害の範囲）

第３条　この協定において、災害とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第１条に規定する水火災又は地震等の災害で、航空機の特性を十分に発揮することができ、かつ、その必要性が認められる災害をいう。

（応援要請）

第４条　この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、島根県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

(1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
(2) 発災市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
(3) その他救急搬送等防災ヘリによる活動が最も有効な場合

２　応援要請の手続きは、島根県環境生活部消防防災課防災航空管理所（以下「管理所」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

(1) 災害の種別
(2) 災害の発生場所及び被害の状況
(3) 災害発生現場の気象状況
(4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
(5) 応援に要する資機材の品目及び数量
(6) その他必要な事項

（防災航空隊の派遣）

第５条　知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状件を確認の上、応援するものとする。

２　前項に規定により応援要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

（防災航空隊の隊員の指揮）

第６条　前条第１項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部を置かない町村にあっては、当該町村長。）が行うものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第７条　応援要請に基づき隊員が消防活動（救急業務を含む。）に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関

する協定書（以下「消防相互応援協定」という。）及び、平田市、大社町及び消防にかかる一部事務組合の救急業務に関する相互応援協定書（以下「救急相互応援協定」という。）に基づく応援要請があったものとみなす。

2　発災市町村が救急相互応援協定に加盟していない場合の救急業務については前項の規定は適用せず、県の業務としての救急活動とする。

（経費負担）

第8条　前条第1項に該当する活動に従事する場合における応援に要する経費は、消防相互応援協定及び救急相互応援協定の規定にかかわらず次の各号に定めるところにより負担するものとする。

(1) 応援のために生ずる超過勤務手当などの手当、燃料費等の運航経費及び事故により生じた経費は島根県の負担とする。ただし、特別の事情があるときは県と関係市町村が協議のうえ決定するものとする。

(2) 前各号以外の経費については島根県と関係市町村が、その都度協議のうえ決定する。

2　前項の規定は、災害応援時の費用負担について定めるものであり、防災航空隊の経常的な人件費等の負担については、別に定めるところによるものとする。

（その他）

第9条　この協定に定めのない事項は、島根県及び市町村等の長が協議して定めるものとする。

（適用）

第10条　この協定は平成6年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書69通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

平成6年3月28日

資料 4-(3)-2

消防・救急相互応援協定の締結状況

資料：消防本部

協定名	協定締結機関名	締結年月日
島根県防災ヘリコプター応援協定 （資料4-(3)-2）	県下市町村及び消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合	平成6年3月28日 令和2年10月1日 （再締結）
境海上保安部と松江地区広域行政組合消防局との消防業務協定	境海上保安部	平成11年3月31日
宍道湖漁業協同組合と松江地区広域行政組合消防本部との業務協定	宍道湖漁業協同組合	平成11年10月31日
島根県総合防災システムの設置、運用及び管理に関する協定	島根県	平成12年3月1日 令和元年8月1日 （再締結）
山陰自動車道消防相互応援協定（安来～東出雲間）	安来市消防本部	平成13年3月23日 平成24年3月14日 （再締結）
中海・宍道湖・大山圏域消防相互応援協定	出雲市、安来市、鳥取県西部広域行政管理組合	平成28年7月8日
本土医師同乗による離島救急患者の緊急搬送に関する協定書	松江赤十字病院 島根県	平成14年2月13日
救急業務における特定行為に関する協定書	松江赤十字病院 松江市立病院 松江生協病院	平成14年3月19日 平成29年1月10日 （再締結）
隠岐島の救急業務の共同処理に関する覚書	出雲市消防本部 隠岐広域連合消防本部 鳥取県西部広域行政管理組合	平成14年4月1日 平成21年1月1日 （再締結）
島根県防災ヘリコプター救急救命士搭乗システムに関する協定	島根県下消防本部 島根県	平成18年3月27日
山陰自動車道及び松江自動車道消防相互応援協定（宍道～斐川）（宍道～雲南加茂間）	出雲市 雲南消防本部	平成18年11月24日 平成21年10月1日 平成27年9月30日 令和4年8月5日（再締結）
山陰自動車道及び松江自動車道における消防及び救急等の業務に関する覚書	西日本高速道路株式会社中国支社	平成18年11月24日 令和4年10月28日 （再締結）

協定名	協定締結機関名	締結年月日
鉄道災害時の安全管理体制確保に関する覚書	西日本旅客鉄道株式会社（米子支社・広島支社 一畑電鉄株式会社	平成20年3月1日
エボラ出血熱患者移送に関する協定書	島根県	平成27年2月2日
松江生協病院で行う派遣型救急ワークステーションに関する覚書	松江生協病院	平成28年4月1日
災害時における消防水等の供給支援に関する協定書	島根県（県内消防本部） 島根県生コンクリート工業組合	平成29年6月1日
島根県消防広域相互応援協定	島根県 県内市町村及び消防に係る一部事務組合及び広域連合	平成30年8月1日
原子力災害時における医師派遣等に係る確認書及び覚書	島根大学医学部 島根県立中央病院	平成30年10月31日
救急救命士の病院実習に係る協定書	松江赤十字病院 松江市立病院 松江生協病院	平成31年4月1日
島根大学医学部付属病院高度外傷センタードクターカー運用に関する協定書	島根大学医学部	令和3年7月1日
派遣型救急ワークステーションの運用に関する協定書	松江市立病院	令和5年4月1日
大規模災害時等の自販機内の商品無償提供に関する覚書	株式会社伊藤園松江支店	平成26年7月1日

5 地区防災計画

資料 5-1

地区防災計画一覧

計画名	作成主体	計画対象区域	規定日
松江市法吉地区防災計画	法吉地区災害対策本部会議	法吉地区	令和 5 年 2 月

This page intentionally left blank

6　参考

資料 6-1

松江市防災会議委員所属機関一覧

資料：防災危機管理課（令和~~6~~7 年 4 月 1 日現在）

役職	所属	機関所在地
会長	松江市長	松江市末次町86
1号委員	松江地方気象台	松江市西津田7-1-11
	国土交通省中国地方整備局 出雲河川事務所	出雲市塩冶有原町5-1
	国土交通省中国地方整備局 松江国道事務所	松江市西津田2-6-28
	境海上保安部	境港市昭和町9-1
	原子力規制委員会　原子力規制庁 島根原子力規制事務所	松江市内中原町52（原子力防災センター２階）
2号委員	陸上自衛隊出雲駐屯地	出雲市松寄下町1142-1
3号委員	島根県東部県民センター	松江市東津田町1741-1
	島根県松江県土整備事務所	松江市東津田町1741-1
4号委員	松江警察署	松江市袖師町5-10
5号委員	松江市（副市長）	松江市末次町86
	松江市（副市長）	松江市末次町86
	松江市上下水道局	松江市学園南1-17-24
	松江市ガス局*	松江市平成町182-42
	松江市交通局	松江市平成町1751-21
	松江市立病院	松江市乃白町32-1
	松江市・島根県共同設置保健所	松江市東津田町1741-3
6号委員	松江市教育委員会	松江市末次町86
7号委員	松江市消防本部	松江市学園南1-17-3
	松江市消防団	松江市学園南1-17-3
8号委員	ＮＴＴ西日本株式会社　島根支店	松江市東朝日町102
	日本放送協会　松江放送局	松江市灘町101-6
	中国電力ネットワーク株式会社 山陰ネットワークセンター	松江市東朝日町5-1
	中国電力株式会社 島根原子力発電所	松江市鹿島町片句654-1
	日本赤十字社　島根県支部	松江市内中原町40
	西日本旅客鉄道株式会社 中国統括本部　出雲保線区	出雲市駅北町13
	日本通運株式会社　山陰支店	米子市流通町430－17
	日本郵便株式会社　松江中央郵便局	松江市東朝日町138
	西日本高速道路株式会社 中国支社　松江高速道路事務所	松江市玉湯町布志名968-9
	一畑電車株式会社	出雲市平田町2226
	一畑バス株式会社	松江市西川津町1656－1
	株式会社山陰放送	米子市西福原1-1-71
	山陰中央テレビジョン放送株式会社	松江市向島町140-1

資料 6-1
防災会議委員所属機関一覧

役職	所属	機関所在地
	日本海テレビジョン放送株式会社	松江市袖師町2-38-201
	株式会社エフエム山陰	松江市学園南1-2-1
	山陰ケーブルビジョン株式会社	松江市学園1-2-27
	(一社)松江市医師会	松江市西嫁島 2-2-23
	(公社)島根県看護協会	松江市袖師町7-11
	島根県ＬＰガス協会　松江支部	松江市東出雲町意宇南1-5-3
	株式会社ＮＴＴドコモ 中国支社　島根支店	松江市東朝日町88-1
	ＫＤＤＩ株式会社	広島県広島市中区八丁堀16－11　スタートラム広島16F
	松江市薬剤師会	松江市千鳥町8
9号委員	松江工業高等専門学校	松江市西生馬町14-4
	株式会社山陰中央新報社	松江市殿町383
	松江市公民館運営協議会連合会	松江市末次町86(生涯学習課)
	松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町70
	松江市公民館長会	松江市末次町86(生涯学習課)
	松江市町内会・自治会連合会	松江市末次町86(市民生活相談課)
	松江市ボランティア連絡協議会	松江市千鳥町70 松江市ボランティアセンター内
	松江市連合婦人会	松江市比津が丘1丁目8-17
	(一社)島根県建築士会松江支部	松江市母衣町175-8　建築会館1F
	松江市自主防災委員会	松江市末次町86(防災危機管理課)
	島根県行政書士会	松江市内中原町14
計53名（会長1名、委員52名）		

＊「ガス局」は令和８年４月１日に「松江エナジープラス（株)」に移行するため、５号委員から削除し８号委員に変更

松江市地域防災計画

資料編

（令和 7 年 3 月修正）

■沿革

昭和 39 年 3 月	計画策定
昭和 48 年 7 月	一部修正
昭和 50 年 10 月	一部修正
昭和 56 年 6 月	一部修正
昭和 59 年 7 月	一部修正
平成 2 年 3 月	一部修正
平成 3 年 3 月	一部修正
平成 7 年 2 月	一部修正
平成 8 年 3 月	一部修正
平成 9 年 3 月	一部修正
平成 11 年 3 月	一部修正
平成 14 年 4 月	全面改訂 （「付属資料編」に改称）
平成 19 年 3 月	全面改訂 （「資料編」に改称）
平成 25 年 3 月	全面改定
平成 28 年 5 月	一部修正
平成 29 年 11 月	一部修正
令和元年 9 月	一部修正
令和 3 年 3 月	一部修正
令和 4 年 3 月	一部修正
令和 5 年 3 月	一部修正
令和 6 年 3 月	一部修正
令和 7 年 3 月	一部修正
令和 8 年 3 月	一部修正

松江市 防災部 防災危機管理課
〒690-8540
島根県松江市末次町 86 番地
電話 0852-55-5115
Mail　bousai@city.matsue.lg.jp